

金融庁の1年

(平成27事務年度版)

平成28年11月

金融庁

本冊子の記載内容について

1. 本冊子は、平成 27 年 7 月 1 日から 28 年 6 月 30 日までの金融庁の活動について記載しています。
2. 証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会の活動については、別途その活動状況を取りまとめており（「証券取引等監視委員会の活動状況」及び「公認会計士・監査審査会の活動状況」参照）、本冊子には記載していません。

本編・目次

第1部 金融庁の組織及び行政運営

第1章 金融庁の組織

第1節 金融庁の組織

Ⅰ 概要	2
Ⅱ 特命担当大臣	2
Ⅲ 所掌事務	2
Ⅳ 組織編成の特徴	2

第2節 平成28年度の体制整備	3
-----------------	---

第2章 金融庁の行政運営

第1節 「金融行政方針」の策定・公表	4
--------------------	---

第2節 財務局との連携	5
-------------	---

第3節 職員の任用等

Ⅰ 高度な専門知識を有する職員の確保・育成	6
Ⅱ 服務規律の確保	8
Ⅲ 法令等遵守調査室における情報受付	9

第4節 研究

Ⅰ 金融庁における研究	10
Ⅱ 金融行政の参考となる調査研究の実施	10
Ⅲ 産・官・学の連携強化	10

第5節 研修

Ⅰ 金融庁における研修	12
Ⅱ 研修の実績	12

第6節 行政情報化の推進

Ⅰ 概要	14
Ⅱ 取組み実績	14

第7節 報道・広報

Ⅰ 報道対応	17
Ⅱ 広報活動	17

第8節 情報公開等

Ⅰ 開示請求の動向	18
Ⅱ 文書管理等の状況	20

第9節 金融機関等との意見交換	21
-----------------	----

第10節 パブリック・コメント手続の実績	22
----------------------	----

第11節 金融行政アドバイザー制度

Ⅰ 制度の概要	23
Ⅱ 平成27事務年度における取組み	23

第12節	金融行政モニター制度	
Ⅰ	制度の概要	24
Ⅱ	提出された意見等の公表	24
第13節	金融サービス利用者相談室	
Ⅰ	概要	25
Ⅱ	相談等の受付状況	25
Ⅲ	その他の活動状況	26
第14節	政策評価への取組み	27
第15節	金融庁業務継続計画の策定	30
第16節	英語による行政対応・発信力強化に向けた取組み	
Ⅰ	経緯	31
Ⅱ	概要	31

第2部 金融に関する制度の企画及び立案

第3章 金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組み

第1節	金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成24年法律第86号）の施行に伴う関係政令・内閣府令等の整備（店頭デリバティブ取引等に関する規制）	
Ⅰ	経緯	33
Ⅱ	概要	33
第2節	金融商品取引法の一部を改正する法律（平成27年法律第32号）の施行に伴う関係政令・内閣府令等の整備（いわゆるプロ向けファンドに関する規制）	
Ⅰ	経緯	34
Ⅱ	概要	34
第3節	情報開示、会計基準及び会計監査の質の向上に向けた取組み	
Ⅰ	開示諸制度の整備	38
Ⅱ	開示諸制度の運用	39
Ⅲ	EDINET（電子開示システム）の開発状況等	40
Ⅳ	会計基準の品質向上に向けた取組み	40
Ⅴ	会計監査の信頼性確保に向けた取組み	42
Ⅵ	公認会計士・監査法人等に対する監督	43
Ⅶ	公認会計士の魅力向上に向けた取組み	45
第4節	その他金融・資本市場等に関する各種施策等	
Ⅰ	金融商品取引業等に関する諸制度の整備	46
Ⅱ	金融商品取引所をめぐる動き	47
Ⅲ	証券・デリバティブ決済システムをめぐる動き	48
Ⅳ	「地域の成長マネー供給促進フォーラム」の開催	49

第4章 預金取扱等金融機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案

第1節	情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（平成28年法律第62号）	
-----	--	--

I	経緯	50
II	概要	50
III	その他	53
第2節	フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議	
I	経緯・背景等	54
II	議論の状況	54
第3節	決済高度化官民推進会議	
I	経緯・背景等	55
II	議論の状況	55
第4節	FinTechサポートデスク	
I	経緯	56
II	概要	56
第5節	振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金の活用について	
I	振り込め詐欺救済法の概要	57
II	預保納付金事業について	57
III	預保納付金事業の見直しについて	58
第6節	保険業法に関する制度の整備	
I	保険業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第45号）の施行	59
II	不妊治療に係る保険の引受けについての制度の整備	59
第7節	金融庁への役員等の氏名届出等に係る内閣府令等及び監督指針の改正	60
第5章	審議会等の活動状況	
第1節	金融審議会	
I	金融審議会の構成	61
II	平成27事務年度の開催実績	61
第2節	自動車損害賠償責任保険審議会	
I	設置	63
II	自動車損害賠償責任保険審議会の組織	63
III	自動車損害賠償責任保険審議会の審議状況	63
第3節	企業会計審議会	
I	企業会計審議会の構成	64
II	平成27事務年度の審議状況	64
第4節	金融トラブル連絡調整協議会	
I	経緯	65
II	議論の状況	65
第6章	政府全体の施策における金融庁の取組み	
第1節	政府の成長戦略等における金融庁の取組み	
I	「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）	66
II	「経済財政運営と改革の基本方針2016」（平成28年6月2日閣議決定）	67

Ⅲ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015 改訂版）」 （平成27年12月24日閣議決定）	68
Ⅳ 「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）	68
第2節 金融に関する税制	
Ⅰ 平成28年度税制改正について	70
Ⅱ NISA（少額投資非課税制度）の普及・定着に向けた取組みについて	72
第3節 規制・制度改革等に関する取組み	
Ⅰ 規制・制度改革に関する取組み	74
Ⅱ 産業競争力強化法に基づく要望・照会への対応	75
Ⅲ 地域再生に関する取組み	75
第4節 コーポレートガバナンスの実効性の向上について	
Ⅰ スチュワードシップ・コードについて	77
Ⅱ コーポレートガバナンス・コードについて	77
Ⅲ スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードの フォローアップ会議について	78
Ⅳ ガバナンス改革の進捗状況	78
第5節 中小企業等の経営改善・体質強化の支援	
Ⅰ 背景	80
Ⅱ 主な取組み	80
第6節 東日本大震災への対応	
Ⅰ 二重債務問題に係る金融庁関連の施策	82
Ⅱ 金融機能強化法（震災特例）の運用状況	83
Ⅲ その他	83
第7節 平成28年熊本地震への対応	
Ⅰ 金融庁及び金融機関等における対応について	84
Ⅱ ガイドラインの活用促進について	85
第8節 消費者行政に関する取組み	
Ⅰ 経緯等	86
Ⅱ 工程表の作成等	86
Ⅲ 消費者基本計画における金融庁関連の施策	86
第9節 障害者施策への対応	
Ⅰ 概要	88
Ⅱ 対応要領、対応指針の作成等	88
第10節 金融経済教育の取組み	
Ⅰ 概要	89
Ⅱ 金融経済教育の推進を含む具体的な取組み状況	89
第11節 金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に関する取組み	
Ⅰ 金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針	92
Ⅱ 取組み実績	92

第7章 銀行等保有株式取得機構による保有株式の買取り	94
第3部 金融検査・監督等	
第8章 業態横断的な検査・監督をめぐる動き	
第1節 金融行政方針に基づく金融モニタリング	
I 経緯等	95
II 金融行政方針に基づく27事務年度のモニタリング	95
第2節 業態横断的な金融モニタリング	
I マクロプルーデンス	97
II 金融行政上の重要テーマに関する横断的な金融モニタリング	97
第3節 早期是正措置・早期警戒制度・社外流出制限措置について	
I 早期是正措置の概要及び運用	99
II 早期警戒制度について	101
III 社外流出制限措置の概要及び運用	102
第4節 金融上の行政処分について	
I 行政処分の趣旨	104
II 行政処分の業態別発動状況	104
第5節 反社会的勢力への対応について	
I 経緯	105
II これまでの対応	105
第6節 指定紛争解決機関	107
第9章 預金取扱等金融機関の検査・監督をめぐる動き	
第1節 監督指針等	
I 主要行等向けの総合的な監督指針等	108
II 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針等	109
第2節 預金取扱等金融機関の概況	
I 主要行等の平成27年度決算概況	110
II 地域銀行の平成27年度決算概況	110
III 再編等の状況	110
IV 不良債権処理等の推移	112
第3節 預金取扱等金融機関に対する金融モニタリング	
I 主要行等に対する金融モニタリング	114
II 地域銀行に対する金融モニタリング	114
III 外国銀行に対する金融モニタリング	114
IV 協同組織金融機関に対する金融モニタリング	115
第4節 自己資本比率規制等への対応	
I パーゼル2	118
II パーゼル3	118
III 新国内基準	118

IV	要承認手法の承認実績（27事務年度）	118
V	レバレッジ比率	118
VI	流動性規制	118
VII	資本バッファ規制	119
VIII	T L A C規制	119
第5節	資本増強制度の運用状況	
I	旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法	120
II	金融機能強化法	120
第6節	地域密着型金融の推進	
I	経緯	122
II	地域密着型金融の推進に係る取組み	122
第7節	中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化	
I	対応	124
II	現状	125
第8節	金融仲介機能の質の改善に向けた取組み	
I	融資先企業へのヒアリング等	127
II	金融仲介の改善に向けた検討会議	127
III	金融仲介の取組みの評価に係る多様なベンチマークの検討	128
第9節	偽造・盗難キャッシュカード問題等への対応	
I	被害及び補償の状況	130
II	金融機関における対応状況	130
第10節	口座不正利用対策	
I	金融庁における取組状況	131
II	金融機関における取組状況	131
第11節	振り込め詐欺等への対応	132
第10章	信託会社等の検査・監督をめぐる動き	
第1節	信託会社等に関する総合的な監督指針	133
第2節	信託会社等の新規参入	134
第3節	信託会社等に対する金融モニタリング	135
第4節	類似商号への対応	136
第11章	保険会社等の検査・監督をめぐる動き	
第1節	保険会社向けの総合的な監督指針	137
第2節	保険会社の概況	
I	平成28年3月期決算状況	138
II	再編等の状況	138
第3節	保険会社に対する金融モニタリング	140
第4節	統合的リスク管理態勢の整備・高度化について	141
第5節	ソルベンシー・マージン比率の見直しについて	142

第6節	保険商品審査態勢について	143
第7節	少額短期保険業者の検査・監督をめぐる動き	144
第8節	認可特定保険業者の検査・監督をめぐる動き	145
第12章 金融商品取引業者等の監督をめぐる動き		
第1節	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	146
第2節	金融商品取引業者等に対する金融モニタリング	148
第3節	第一種金融商品取引業	
I	第一種金融商品取引業者の概況	149
II	第一種金融商品取引業者に対する行政処分	151
III	投資者保護基金について	152
第4節	第二種金融商品取引業	
I	第二種金融商品取引業者の概況	153
II	第二種金融商品取引業者に対する行政処分	153
第5節	投資助言・代理業	
I	投資助言・代理業者の概況	154
II	投資助言・代理業者に対する行政処分	154
第6節	投資運用業	
I	投資運用業者の推移	155
II	投資法人の推移	155
III	運用資産の推移	155
第7節	登録金融機関、取引所取引許可業者、金融商品仲介業者	
I	登録金融機関の概況	156
II	取引所取引許可業者の概況	156
III	金融商品仲介業者の概況	156
第8節	信用格付業者	
I	信用格付業者の概況	157
II	信用格付業者の特定関係法人	157
第9節	適格機関投資家等特例業務届出者	
I	適格機関投資家等特例業務届出者の概況	158
II	適格機関投資家等特例業務届出者に対する警告について	158
第10節	認定投資者保護団体	159
第11節	詐欺的投資勧誘等の問題に対する対応状況について	
I	相談件数の状況等	160
II	対応	160
第13章 その他の金融業の検査・監督をめぐる動き		
第1節	事務ガイドライン第三分冊	161
第2節	貸金業者等の検査・監督をめぐる動き	
I	貸金業者向けの総合的な監督指針	162

II	貸金業者の数の推移	162
III	貸金業者に対する金融モニタリング	162
IV	貸金業務取扱主任者資格試験の実施状況	162
V	貸金業務取扱主任者の登録状況	162
VI	登録講習機関の講習実施状況	162
VII	指定信用情報機関の概況	163
第3節	前払式支払手段発行者・資金移動業者の検査・監督をめぐる動き	
I	前払式支払手段発行者の概況	164
II	前払式支払手段発行者に対する金融モニタリング	164
III	前払式支払手段の払戻手続	164
IV	前払式支払手段の発行保証金の還付手続	165
V	資金移動業者の概況	165
VI	資金移動業者に対する金融モニタリング	166
第4節	S P C等の監督をめぐる動き	
I	S P C等の概況	167
II	資産の流動化の状況	167
第5節	不動産特定共同事業者の監督をめぐる動き	169
第6節	確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き	170
第7節	電子債権記録機関の監督をめぐる動き	171
第8節	金融コングロマリットの監督をめぐる動き	172
第9節	その他の金融機関等に対する金融モニタリング	
I	信用保証協会に対する金融モニタリング	173
II	政策金融機関等に対する金融モニタリング	173
第14章	法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）	
I	本制度導入の経緯	174
II	回答実績	174
III	利用上の留意点	174
第15章	一般的な法令解釈に係る書面照会手続	
I	本照会手続導入の経緯	175
II	回答実績	175
III	利用上の留意点	175
第16章	疑わしい取引の届出制度	
I	疑わしい取引の届出制度	176
II	疑わしい取引の届出に関する概況	176
第17章	課徴金納付命令	
I	課徴金制度について	177

II	課徴金納付命令等の状況	178
第18章	金融モニタリングの透明性・実効性の向上等のための方策	
第1節	検査モニター制度	180
第2節	意見申出制度	181
第3節	金融モニタリング情報の収集について	
I	概要	182
II	情報の収集状況	182
第4部	国際関係の動き	
第19章	国際的な課題への対応（総論）	
第1節	国際的な意見発信	183
第2節	国内の課題と国際的課題の一体的対応	185
第20章	金融危機再発防止に向けた国際的な取組み	
第1節	首脳・閣僚級の国際会議（G20・G7）	
I	概要	186
II	活動状況	186
III	当庁の対応	188
第2節	金融安定理事会（FSB）	
I	概要	190
II	活動状況	191
第21章	金融監督国際機構	
第1節	バーゼル銀行監督委員会（BCBS）	
I	概要	194
II	活動状況	195
第2節	証券監督者国際機構（IOSCO）	
I	概要	199
II	活動状況	201
III	その他	203
第3節	店頭デリバティブ市場改革に係る国際的な枠組み	
I	概要	205
II	活動状況	205
第4節	保険監督者国際機構（IAIS）	
I	概要	207
II	活動状況	208
第5節	金融サービス利用者保護国際組織（FinCoNet）	210
第22章	金融に関するその他の国際的フォーラム	

第1節	国際通貨基金（IMF）	
I	概要	211
II	活動状況	211
第2節	経済協力開発機構（OECD）	
I	概要	213
II	活動状況	213
第3節	世界貿易機関（WTO）	
I	概要	215
II	活動状況（金融サービス分野）	215
第4節	経済連携協定（EPA）等	
I	概要	216
II	活動状況	216
第5節	金融活動作業部会（FATF）	
I	概要	218
II	活動状況	219
第23章	海外の金融当局との関係	
第1節	金融監督者間の連携強化	
I	二国間協議等	221
II	米国の店頭デリバティブ規制	221
III	欧州の店頭デリバティブ規制	222
IV	アジア地域ファンドパスポート（ARFP）	222
第2節	アジア等の新興市場国への取組み	
I	金融インフラ整備支援	223
II	グローバル金融連携センター（GLOPAC）	224

資料編・目次

第1部 金融庁の組織及び行政運営

第1章 金融庁の組織

第1節 金融庁の組織

資料1-1-1 金融庁の組織（平成27年度）226

資料1-1-2 金融担当大臣（内閣府設置法抜粋）227

資料1-1-3 金融庁の各局等の所掌事務（平成27年度）228

第2節 平成28年度の体制整備

資料1-2-1 金融庁の組織（平成28年度）229

資料1-2-2 金融庁の各局等の所掌事務（平成28年度）230

第2章 金融庁の行政運営

第1節 「金融行政方針」の策定・公表

資料2-1-1 金融行政方針 主なポイント231

第4節 研究

資料2-4-1 金融研究センター 研究官・特別研究員239

資料2-4-2 平成27事務年度に公表したディスカッションペーパー240

資料2-4-3 金融庁金融研究センター・グローバル金融連携センター主催
シンポジウム「日本及びアジアにおける地方創生に貢献する
金融業のあり方」241

資料2-4-4 平成27事務年度 金曜ランチョン242

第5節 研修

資料2-5-1 平成27年度金融庁研修体系図245

資料2-5-2 平成27事務年度研修実施状況246

第7節 報道・広報

資料2-7-1 金融庁ウェブサイトの特設ページについて249

資料2-7-2 平成27事務年度政府広報実績250

第10節 パブリック・コメント手続の実績

資料2-10-1 意見提出手続（パブリック・コメント手続）
実施一覧251

第12節 金融行政モニター制度

資料2-12-1 金融行政モニターについて253

資料2-12-2 「金融行政モニター」における
ご意見等の受付状況について255

第13節 金融サービス利用者相談室

資料2-13-1 相談室パンフレット259

資料2-13-2 金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況表

	(平成27年4月1日～28年3月31日)	261
第14節	政策評価への取組み	
資料2-14-1	実績評価における基本政策・施策等一覧 (平成24～28年度)	263
資料2-14-2	金融庁における政策評価への取組み	264
資料2-14-3	金融庁における平成27年度政策評価・ 28年度実施計画(概要)	266
第15節	金融庁業務継続計画の策定	
資料2-15-1	金融庁業務継続計画(首都直下地震対応編)〈概要〉	267
第2部	金融に関する制度の企画及び立案	
第3章	金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組み	
第1節	金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成24年法律第86号)の施行に伴う関係政令・内閣府令等の整備(店頭デリバティブ取引等に関する規制)	
資料3-1-1	「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令等(案)」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部の改正(案)」に対するパブリックコメントの結果等について	273
第2節	金融商品取引法の一部を改正する法律(平成27年法律第32号)の施行に伴う関係政令・内閣府令等の整備(いわゆるプロ向けファンドに関する規制)	
資料3-2-1	平成27年金融商品取引法改正に係る政令・内閣府令の概要	275
第3節	情報開示、会計基準及び会計監査の質の向上に向けた取組み	
資料3-3-1	「ディスクロージャーワーキング・グループ」メンバー名簿	276
資料3-3-2	金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ報告の概要	277
資料3-3-3	有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項について(平成28年3月期以降)	278
資料3-3-4	有価証券報告書レビューの実施について(平成28年3月期以降)	279
資料3-3-5	平成26年度有価証券報告書レビューの重点テーマ審査及び情報等活用審査の実施結果について	280
資料3-3-6	有価証券届出書を提出せずに有価証券の募集を行っている者の名称等について(警告書の発出を行った発行会社等)	281
資料3-3-7	日本におけるIFRS適用状況	282
資料3-3-8	国際会計基準(IFRS)に基づく連結財務諸表の開示例の公表について	283
資料3-3-9	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等に対するパブリックコメントの結果等について	285
資料3-3-10	「会計監査の在り方に関する懇談会」提言	

	—会計監査の信頼性確保のために—	287
資料3-3-11	外国監査法人等に対する検査監督の考え方	305
資料3-3-12	諸外国の監査制度及び監査監督体制に関する 同等性評価のガイダンス	308
資料3-3-13	公認会計士及び試験合格者の育成と活動領域の拡大に関する 意見交換会当面のアクションプランの改定について	312
第4章 預金取扱等金融機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案		
第1節 情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の 一部を改正する法律（平成28年法律第62号）		
資料4-1-1	情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の 一部を改正する法律の概要	313
第2節 フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議		
資料4-2-1	「フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議」 メンバー名簿	324
資料4-2-2	シリコンバレーのエコシステム	325
資料4-2-3	日本のFinTechベンチャーを巡る環境と 検討の視点の例	326
資料4-2-4	FinTech等の金融サービスを巡る環境変化への対応	327
第3節 決済高度化官民推進会議		
資料4-3-1	「決済高度化官民推進会議」メンバー名簿	328
資料4-3-2	決済高度化のためのアクションプラン	329
資料4-3-3	決済高度化官民推進会議においてフォローアップしていくこと が考えられる主要事項	330
資料4-3-4	アクションプランの全体像	331
第4節 FinTechサポートデスク		
資料4-4-1	FinTechサポートデスクの活動状況	332
第5節 振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金の活用について		
資料4-5-1	振り込め詐欺救済法の制度概要	333
資料4-5-2	「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る 諸課題に関するプロジェクトチーム」報告書の概要	334
第7節 金融庁への役員等の氏名届出等に係る内閣府令等及び監督指針の改正		
資料4-7-1	「金融庁への役員等の氏名届出等に係る内閣府令等及び 監督指針の改正案」に対するパブリックコメントの 結果等について	335
第5章 審議会等の活動状況		
第1節 金融審議会		
資料5-1-1	金融審議会の構成	337
資料5-1-2	金融審議会委員名簿	338

資料5-1-3	諮問事項 企業の情報開示のあり方等に関する検討	339
資料5-1-4	諮問事項 市場・取引所を巡る諸問題に関する検討	340
資料5-1-5	「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」 メンバー名簿	341
資料5-1-6	金融審議会 決済業務等の高度化に関する ワーキング・グループ報告の概要	342
資料5-1-7	「金融グループを巡る制度のあり方に関する ワーキング・グループ」メンバー名簿	343
資料5-1-8	金融審議会 金融グループを巡る制度のあり方に関する ワーキング・グループ報告の概要	344
資料5-1-9	「ディスクロージャーワーキング・グループ」 メンバー名簿	345
資料5-1-10	金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ報告 の概要	346
資料5-1-11	市場ワーキング・グループ委員等名簿	347
資料5-1-12	事務局説明資料 (市場・取引所を巡る諸問題に関する検討)	348
第2節 自動車損害賠償責任保険審議会		
資料5-2-1	自動車損害賠償責任保険審議会委員名簿	358
第3節 企業会計審議会		
資料5-3-1	企業会計審議会の組織	359
第4節 金融トラブル連絡調整協議会		
資料5-4-1	金融トラブル連絡調整協議会委員名簿	360
資料5-4-2	第50回 金融トラブル連絡調整協議会 (議事次第)	361
資料5-4-3	第51回 金融トラブル連絡調整協議会 (議事次第)	364
第6章 政府全体の施策における金融庁の取組み		
第1節 政府の成長戦略等における金融庁の取組み		
資料6-1-1	「日本再興戦略2016」における金融庁関連の主要施策	367
第2節 金融に関する税制		
資料6-2-1	平成28年度税制改正について 一税制改正大綱における金融庁関係の主要項目一	370
資料6-2-2	NISA・ジュニアNISA口座の開設・利用状況調査	385
第3節 規制・制度改革等に関する取組み		
資料6-3-1	地域再生に関する取組み (当庁関連項目抜粋)	388
第4節 コーポレートガバナンスの実効性の向上について		
資料6-4-1	「責任ある機関投資家」の諸原則 《日本版スチュワードシップ・コード》 ～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～	389
資料6-4-2	コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と	

	中長期的な企業価値の向上のために～	404
資料6-4-3	「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」の設置について	440
資料6-4-4	会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けた取締役会のあり方	441
資料6-4-5	実効的なコーポレートガバナンスの進捗状況	449
第6節 東日本大震災への対応		
資料6-6-1	二重債務問題への対応方針	450
資料6-6-2	「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」(平成23年7月15日策定)の概要	451
資料6-6-3	個人債務者の私的整理に関するガイドライン 手続の流れ(概要)	454
資料6-6-4	個人版私的整理ガイドライン運営委員会について	455
資料6-6-5	個人債務者の私的整理に関するガイドライン	456
資料6-6-6	「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」 の運用の見直しについて(平成23年10月26日)	467
資料6-6-7	「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」 の運用の見直しについて(平成24年1月25日)	468
資料6-6-8	「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」 の運用における決定事項～震災後に購入した 不動産の取扱いについて～(平成24年12月19日)	469
資料6-6-9	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震にかかる災害に 対する金融上の措置について	470
第7節 平成28年熊本地震への対応		
資料6-7-1	平成28年熊本地震に係る金融庁関連の対応	472
資料6-7-2	平成28年熊本地震に係る金融機関等の対応	475
資料6-7-3	自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン	479
資料6-7-4	「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」 の債務整理成立までの流れ	491
第8節 消費者行政に関する取組み		
資料6-8-1	消費者基本計画工程表(抄)	492
第9節 障害者施策への対応		
資料6-9-1	金融庁における障害を理由とする 差別の解消の推進に関する対応要領	515
資料6-9-2	金融庁所管事業分野における障害を理由とする 差別の解消の推進に関する対応指針	522
第10節 金融経済教育の取組み		
資料6-10-1	金融庁における金融経済教育への取組み	531
資料6-10-2	大学における連携講義について	536
資料6-10-3	各種ガイドブック	537

資料6-10-4	消費者被害防止のための啓発チラシ	539
資料6-10-5	2015年度金融知識普及功績者一覧	540
資料6-10-6	金融知識普及等を目的として金融機関団体等が開催した 各種事業に対する金融庁の「後援」名義使用承認状況	543
第11節 金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に関する取組み		
資料6-11-1	金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた 取組方針（概要）	545
資料6-11-2	サイバーセキュリティに係る金融機関との 建設的な対話と一斉把握の実施状況	554
資料6-11-3	金融ISACへの加盟状況	556

第3部 金融検査・監督等

第8章 業態横断的な検査・監督をめぐる動き

第3節 早期是正措置・早期警戒制度・社外流出制限措置について

資料8-3-1	早期是正措置の概念図	557
資料8-3-2	保険会社に係る早期是正措置制度の概要	558
資料8-3-3	早期警戒制度について	559
資料8-3-4	早期警戒制度の導入について	560
資料8-3-5	「最低所要自己資本比率」と「資本バッファ」	561

第4節 金融上の行政処分について

資料8-4-1	金融上の行政処分について	562
資料8-4-2	行政処分の件数（平成14年4月～平成27事務年度）	566

第9章 預金取扱等金融機関の検査・監督をめぐる動き

第2節 預金取扱等金融機関の概況

資料9-2-1	主要行等の平成28年3月期決算の概要	567
資料9-2-2	地域銀行の平成28年3月期決算の概要	568
資料9-2-3	地銀の再編等の状況①	569
資料9-2-4	地銀の再編等の状況②	570
資料9-2-5	地銀の再編等の状況③	571
資料9-2-6	地銀の再編等の状況④	572
資料9-2-7	リスク管理債権、金融再生法に基づく資産査定、 自己査定の違い	573
資料9-2-8	リスク管理債権、再生法開示債権及び自己査定の関係	574
資料9-2-9	自己査定における債権分類基準	575
資料9-2-10	平成28年3月期における金融再生法開示債権の状況等 （ポイント）	576
資料9-2-11	金融再生法開示債権等の推移	578
資料9-2-12	全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因	581
資料9-2-13	金融再生法開示債権の保全状況の推移	582

資料9-2-14	担保不動産の評価額（処分可能見込額）と 売却実績額の推移	585
資料9-2-15	不良債権処分損等の推移（全国銀行）	586
資料9-2-16	リスク管理債権額等の推移	590
資料9-2-17	自己査定による債務者区分の推移	593
資料9-2-18	金融再生プログラム	594
資料9-2-19	不良債権比率の推移（主要行）	595
第3節 預金取扱等金融機関に対する金融モニタリング		
資料9-3-1	平成27事務年度における預金取扱等金融機関に対する 金融モニタリングの実施状況	596
第4節 自己資本比率規制等への対応		
資料9-4-1	バーゼル2（自己資本比率規制）について	605
資料9-4-2	バーゼル3の全体像	608
資料9-4-3	新たな自己資本比率規制の概要	612
資料9-4-4	自己資本比率規制のリスク計測手法に係る承認先 （平成27事務年度）	615
資料9-4-5	レバレッジ比率	616
資料9-4-6	流動性規制の導入	617
資料9-4-7	資本バッファ規制（府省令・告示・監督指針）の概要	618
資料9-4-8	TLACに関する国際合意の概要	619
第5節 資本増強制度の運用状況		
資料9-5-1	経営健全化計画履行状況報告（平成27年12月）	620
資料9-5-2	経営健全化計画履行状況報告（平成28年6月）	624
資料9-5-3	金融機能強化法に基づく全国信用協同組合連合会 に対する資本参加の概要	628
資料9-5-4	金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関に おける「経営強化計画の履行状況（平成27年3月期）」の 概要	629
資料9-5-5	金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関に おける「経営強化計画の履行状況（平成27年9月期）」の 概要	638
資料9-5-6	金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要	647
第7節 中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化		
資料9-7-1	民間金融機関における 「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績	652
資料9-7-2	「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る 参考事例集について	653
資料9-7-3	年末・年度末における中小企業・小規模業者に対する 金融の円滑化について	654
資料9-7-4	金融機関における貸付条件の変更等の状況	658

資料9-7-5	日銀短観D. I. の推移	659
資料9-7-6	法人向け貸出残高の推移（国内銀行）表	660
資料9-7-7	不動産担保・個人保証に過度に依存しない資金調達	661
第8節 金融仲介機能の質の改善に向けた取組み		
資料9-8-1	「金融仲介の改善に向けた検討会議」の設置について	662
第9節 偽造・盗難キャッシュカード問題等への対応		
資料9-9-1	偽造キャッシュカードによる預金等不正払戻し （被害発生状況・補償状況）	664
資料9-9-2	偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況 （平成28年3月末）	670
第10章 信託会社等の検査・監督をめぐる動き		
第2節 信託会社等の新規参入		
資料10-2-1	信託会社等の新規参入状況	673
第11章 保険会社等の検査・監督をめぐる動き		
第2節 保険会社の概況		
資料11-2-1	生命保険会社の平成28年3月期決算の概要	674
資料11-2-2	損害保険会社の平成28年3月期決算の概要	675
資料11-2-3	生命保険会社一覧表	676
資料11-2-4	損害保険会社一覧表	677
資料11-2-5	保険持株会社一覧表	678
資料11-2-6	生命保険会社の推移	679
資料11-2-7	損害保険会社の推移	680
第3節 保険会社に対する金融モニタリング		
資料11-3-1	平成27事務年度における保険会社に対する 金融モニタリングの実施状況	681
第5節 ソルベンシー・マージン比率の見直しについて		
資料11-5-1	経済価値ベースの評価・監督手法の検討に関する フィールドテストの実施について	684
第7節 少額短期保険業者の検査・監督をめぐる動き		
資料11-7-1	少額短期保険業者登録一覧	686
第8節 認可特定保険業者の検査・監督をめぐる動き		
資料11-8-1	認可特定保険業者一覧	689
第12章 金融商品取引業者等の監督をめぐる動き		
第3節 第一種金融商品取引業		
資料12-3-1	金融商品取引業者（第一種金融商品取引業）数の推移	690
資料12-3-2	国内証券会社の平成27年度決算概況	691
資料12-3-3	株式市況と証券会社の損益の推移	692

資料12-3-4	投資者保護基金の概要	693
第4節	第二種金融商品取引業	
資料12-4-1	金融商品取引業者（第二種金融商品取引業）数の推移	694
第5節	投資助言・代理業	
資料12-5-1	金融商品取引業者（投資助言・代理業）数の推移	695
第6節	投資運用業	
資料12-6-1	金融商品取引業者（投資運用業）数の推移	696
資料12-6-2	投資法人の新規上場について	697
資料12-6-3	投資信託の純資産総額の推移	698
第7節	登録金融機関、取引所取引許可業者、金融商品仲介業者	
資料12-7-1	登録金融機関数の推移、金融商品仲介業者数の推移	699
資料12-7-2	取引所取引許可業者一覧	700
第8節	信用格付業者	
資料12-8-1	信用格付業者登録一覧	701
第13章	その他の金融業の検査・監督をめぐる動き	
第2節	貸金業者等の検査・監督をめぐる動き	
資料13-2-1	貸金業務取扱主任者資格試験実施状況	702
第6節	確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き	
資料13-6-1	確定拠出年金運営管理機関登録数の推移	703
第9節	その他の金融機関等に対する金融モニタリング	
資料13-9-1	平成27事務年度における独立行政法人に対する 金融モニタリングの実施状況	704
第16章	疑わしい取引の届出制度	
資料16-1	疑わしい取引の届出制度の概念図	705
第17章	課徴金納付命令	
資料17-1	調査から課徴金納付命令までの流れ	706
	課徴金制度に係る手続等の流れ	707
資料17-2	課徴金納付命令の実績	708
第18章	金融モニタリングの透明性・実効性の向上等のための方策	
第1節	検査モニター制度	
資料18-1-1	「オフサイト検査モニター」の集計結果について	712
第2節	意見申出制度	
資料18-2-1	意見申出実績	718
第3節	金融モニタリング情報の収集について	
資料18-3-1	金融モニタリング情報収集窓口	719

第4部 国際関係の動き

第21章 金融監督国際機構

第1節 バーゼル銀行監督委員会（BCBS）

資料21-1-1 バーゼル銀行監督委員会（BCBS）組織図 ……………721

第2節 証券監督者国際機構（IOSCO）

資料21-2-1 証券監督者国際機構（IOSCO）組織図 ……………722

第4節 保険監督者国際機構（IAIS）

資料21-4-1 保険監督者国際機構（IAIS）組織図 ……………723

第22章 金融に関するその他の国際的フォーラム

第4節 経済連携協定（EPA）等

資料22-4-1 経済連携協定（EPA）等締結・交渉状況 ……………724

巻末資料1	この1年の主な出来事	……………	726
巻末資料2	最近の主な金融関連立法	……………	757
巻末資料3	この1年の監督指針及び事務ガイドラインの改正等 （平成27事務年度）	……………	758
金融庁の所在地等	……………		765

本 編

第1部 金融庁の組織及び行政運営

第1章 金融庁の組織

第1節 金融庁の組織（資料1-1-1～3参照）

I 概要

金融庁は、平成12年7月に、金融再生委員会に置かれていた金融監督庁と大蔵省金融企画局を統合して設置され、さらに、13年1月の中央省庁再編に当たり、金融再生委員会は廃止され、改めて内閣府の外局として設置された。

金融庁には、内閣府設置法第53条第2項の内部部局として、総務企画局、検査局及び監督局の3局のほか、同法第54条の審議会等として、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会、金融審議会、自動車損害賠償責任保険審議会、金融機能強化審査会及び企業会計審議会が置かれており、27年度末現在、全体で一般職1,566名及び特別職5名（証券取引等監視委員会の委員長及び委員2名、公認会計士・監査審査会の会長及び常勤委員1名）の体制となっている。

II 特命担当大臣

内閣府設置法第11条により、金融庁の所管する事項及び内閣補助事務たる金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項については特命担当大臣を必置とし、当該特命担当大臣がこれらの事務を掌理することとされている。

III 所掌事務

金融庁は、金融制度の企画立案から検査・監督・監視の実施機能までを一貫して担うとともに、銀行、保険及び証券等の分野を横断的に所管し、金融行政を一元的に遂行している。

なお、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画立案及びそれに関連する事務は、金融庁と財務省との共管とされたが、財務省が所掌するそれらの事務は、財政、国庫、通貨・外国為替等の観点からのものとされている。

IV 組織編成の特徴

金融庁は、金融システム改革の進展等を踏まえ、従来型の銀行・保険・証券といった縦割り型の組織ではなく、企画・検査・監督・監視といった機能別組織編成を採用している。これにより、制度の企画立案・検査・監督・監視の各部局が相互に適切な緊張関係を確保しつつ、密接な連携を図る組織的基礎が作られている。

第2節 平成28年度の体制整備（資料1-2-1～2参照）

現下の政策課題に的確に対応すべく、19名（グロス）の増員（5名の純増）並びに審議官（サイバーセキュリティ担当）及び参事官（マクロプルーデンス担当）の設置等の体制整備を図った。

1. 「日本再興戦略」の金融面からの推進等〔8人〕
 - ・コーポレートガバナンスの更なる推進を図るための体制整備
 - ・金融分野のサイバーセキュリティ対策に対応するための横断的組織の整備 等
2. 金融インフラ・金融サービスが安心して利用されるようにするための体制整備〔6人〕
 - ・金融市場のインフラ構築に係る対応のための体制強化
 - ・適格機関投資家等特例業務届出者（「プロ向けファンド」）等に対する検査・監督体制の強化 等
3. 金融モニタリングの拡充・高度化に向けた対応〔5人〕
 - ・マクロプルーデンスの視点に立った金融行政を推進するための体制整備 等

【定員の推移】

定員の推移	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
増員(A)	32	33	25	22	19
定員合理化減等(B)	▲21	▲34	▲16	▲12	▲14
純増(A-B)	11	▲1	9	10	5
年度末定員	1,548	1,547	1,556	1,566	1,571

第2章 金融庁の行政運営

第1節 「金融行政方針」の策定・公表（資料2-1-1参照）

金融庁においては、検査・監督の基本方針を「検査基本方針」（平成25事務年度においては「金融モニタリング基本方針」）や業態毎の「監督方針」として策定・公表してきた。また、平成26事務年度においては、これらを統合した共通の方針として「平成26事務年度金融モニタリング基本方針」を取りまとめ、公表した。

さらに、27事務年度においては、検査・監督のみならず、金融制度の企画立案や国際連携等を含め、金融行政が何をめざすかを明確にするとともに、その実現に向け、いかなる方針で金融行政を行っていくかについて、27年9月、「平成27事務年度金融行政方針」（以下、「金融行政方針」）として公表した。

「金融行政方針」では、金融を取り巻く環境が急激に変化する中においても、

- ① 景気のサイクルに大きく左右されることなく、質の高い金融仲介機能（直接金融・間接金融）が発揮されること、
 - ② こうした金融仲介機能の発揮の前提として、将来にわたり金融機関・金融システムの健全性が維持されるとともに、市場の公正性・透明性が確保されること、
- を通じ、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生が増大がもたらされることが重要であり、金融庁としては、このような姿の実現を目指し、金融行政を行っていくこととした。

第2節 財務局との連携

金融庁長官は、法令に基づき、地域の民間金融機関等の検査・監督に係る権限の一部を財務省財務（支）局長に委任しており、委任した権限に係る事務に関しては、金融庁長官が財務（支）局長を直接指揮監督することとなっている。

これを受け、金融庁と財務省財務（支）局との間で十分な連携を図る観点から、金融庁主催の以下の会議を開催しているほか、金融行政に対する理解を得るとともに地域経済の現状や課題等を把握することを主眼として、金融庁幹部等が各地域に赴き、業務説明会を開催し、地域金融機関や中小企業経営者等との間で意見交換を行っている。

1. 財務局長会議

財務（支）局長及び沖縄総合事務局長をメンバーとする会議で、年4回（平成27事務年度は7、10、1、4月）、定例的に開催している。会議には、関東及び近畿財務局金融安定監理官並びに東京財務事務所長もオブザーバーとして参加している。

2. 理財部長会議

財務（支）局理財部長及び沖縄総合事務局財務部長をメンバーとする会議で、年2回（27事務年度は11、3月）、定例的に開催している。

（上記のほか、必要に応じ、各局等において、財務（支）局の幹部・課長クラス等を対象とした会議等を開催している。）

3. 地方における業務説明会

金融庁幹部等が各地域に赴き、年1回（27事務年度は10～11月）、地域金融機関の役員や中小企業経営者等を対象として、金融庁が取り組んでいる施策等の概要説明を行うほか、意見交換を実施している。

27事務年度は、「金融行政方針」等について説明を行ったほか、企業経営者や経済団体役員、経営支援の担い手等との間で、地域経済の現状・課題や地域金融機関に対する評価・期待等について意見交換を行った。

第3節 職員の任用等

I 高度な専門知識を有する職員の確保・育成

高度に専門化するとともに、経済活動・国民生活に多大な影響を与え得る金融行政に的確に対応するためには、高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員を確保し、その資質の向上を図ることが必要である。

こうした観点から、以下のとおり、組織として力を発揮できる体制に向けた取り組み、金融行政を担う人材の確保と資質向上に係る方針に基づく取り組みについて、これまでに整理した中長期的かつ包括的な枠組み・方向性等に基づき、着実に取り組みを行った。また、国家公務員法の一部を改正する法律により26年8月から施行された幹部候補育成課程について、当庁における運用を実施した。

1. 組織として力を発揮できる体制に向けた取り組み

金融庁職員の基本的な取組姿勢をまとめた「金融庁職員のあり方」について、定期的な人事ヒアリングで管理職から課室職員へ周知・徹底を促したほか、庁内ポータルサイトのトップページに掲載する等、様々な機会を捉えて職員への浸透を図った。

また、全職員を対象とした組織活性化アンケート調査等を通じて、金融庁の人材育成、職場環境等についての職員の意識把握を行い、課題解決のために出来るものから順次取り組み始めたほか、業務の効率化・職場環境の改善策等について、各課室で議論・策定するとともに、事後的に評価し更なる改善に繋げていくPDCAサイクルによる業務改善を行う仕組みを継続して実施した。

さらに、「第4次男女共同参画基本計画」(27年12月25日閣議決定)を踏まえ、女性職員の採用・登用、男性職員の育児休業取得率並びに配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇について、数値目標を設定し、28年3月に「金融庁女性職員活躍と職員のワークライフバランス推進のための取組計画」を改定・公表した。

2. 金融行政を担う人材の確保と資質向上に係る方針に基づく取組み

金融行政を担う人材の確保と資質向上について、幹部クラスで議論を行った上で整理した以下の各項目についての中長期的かつ包括的な方針に基づき人事配置等を行った。

(1) 各専門分野における計画的任用

職員の専門性をより高めるため、職員の希望・適性等を勘案しつつ、各職員を金融行政の各専門分野(銀行・保険・証券・市場・開示及び官房)に振り当てるとともに、各専門分野において特に重要なポストを洗い出し、それらのポストを中心に、各職員の専門分野及び関連分野を軸とした計画的な人事・任用を行った。

また、能力・実績主義に基づく公平・公正な人事を推進しており、採用形態・年齢等にとらわれず、管理職への登用や課長補佐への早期登用を引き続き行った。

(2) 民間専門家の採用・登用等

高い専門的知識を有する人材を積極的に任用するとの方針に基づき、金融機関をはじめとする民間企業経験者や弁護士・公認会計士などの専門家を、官民人事交流法や任期付職員法を活用して、年間を通じて積極的に採用した。

また、より適切な人事配置や育成に活用するため、民間専門家の詳細なスキル等の把握に努めるとともに、中期的に金融行政に必要とされる専門知識・スキルを洗い出し、それらを担う人材の採用・育成方針について検討を行い、当該方針に基づき人事・任用を行った。

【民間専門家の登用状況】

(単位：人)

	27年3月1日現在	28年3月1日現在
弁 護 士	34	28
公 認 会 計 士	59	63
不動産鑑定士	6	4
アクチュアリー	7	8
研 究 者	0	1
情報処理技術者	30	34
金融実務経験者	235	222
計	371	360

(3) 官民人材交流等の促進

高い専門性と幅広い視野を持った人材を育成するため、国際機関、海外監督当局、在外公館や、民間企業、地方自治体、大学等への出向等の拡大を図る等の取組みを行った。

【出向の状況】

(単位：人)

	27年3月1日現在	28年3月1日現在
国際機関、海外監督当局、在外公館等	25	25
民間企業等	13	17
地方自治体	2	3
大学教授	2	2
計	42	47

(国内新規派遣先) 東急不動産(株)、有限責任監査法人トーマツ、(株)日本人材機構、南さつま市

(4) 職員の国際面での対応力強化

金融行政を遂行していく上で、職員の国際面での対応力の向上が必要であることから、国際機関等への出向や海外の大学院への留学を積極的に行うとともに、職員の国際面での対応力を更に強化するため、①海外留学経験者については、帰国後概ね5年以内を目途に国際機関等への出向を行うこととし、そのための出向先の拡大を図る、②「国際人材育成コース（通信研修）」の新設、③国際会議への随行や海外セミナーへの出席などにより経験を積ませる等の取組みを実施した。

(5) 大学院への留学等

職員に専門知識を習得させ、専門的見地からの分析能力等を有する者を養成するため、また、海外監督当局等とのコミュニケーション能力を向上させ、国際化する行政に対応し得る者等を養成するため、国内外の大学院に職員の派遣を行っており、引き続き海外大学への客員研究員の派遣も行った。

【大学院への留学等の状況】

(単位：人)

	26年度	27年度
国内大学院（法科、会計、IT、金融等）	8	7
海外大学・大学院（法科、MBA等）	18	19
計	26	26

3. 幹部候補育成課程に基づく職員の育成

将来において幹部職員の候補となり得る管理職員としての職責を担うにふさわしい能力及び経験を有する職員を総合的かつ計画的に育成するため、国家公務員法及び当庁の実施規程等に基づき、幹部候補育成課程の対象者を選定し、多様な勤務経験の機会の付与や、育成課程対象者向けの研修を実施する等、課程の運用に取り組んだ。

II 服務規律の確保

職員の綱紀の保持については、以下のような取組みを行い、その周知徹底を図っている。

- (1) 非違行為等発生時の報告及び法令等の遵守について、全職員に周知した（27年12月、28年6月）。
- (2) 全職員を対象に、倫理監督官（長官）が、金融庁職員としての心構えやその考え方などについて、講話を実施した（27年10月）。
- (3) 全職員を対象に、具体的事例を用いた倫理・服務・セクハラ研修を実施した（全17回）。

(27 事務年度における懲戒処分等の件数)

懲戒処分	矯正措置
1 件	3 件

Ⅲ 法令等遵守調査室における情報受付

金融庁職員の法令遵守に万全を期し、金融行政の透明性、公正性を担保する観点から、15 年 6 月 13 日に法律の専門家 4 名により構成される「コンプライアンス対応室」を設置し、情報の受付を始めるとともに、同室顧問である久保利弁護士が郵便により直接情報を受け付ける、いわゆる「ヘルプライン」としての窓口も別途設けた。

公益通報保護法（平成 16 年法律第 122 号）の施行（18 年 4 月 1 日）等に伴い、同室の機能の拡充・強化を図り、外部の労働者からの公益通報を適切に処理する一環として、同室に「外部労働者からの公益通報を受け付ける窓口」を設置した。なお、これらの体制整備に合わせ、名称を「法令等遵守調査室」に変更した。

○法令等遵守調査室のメンバー（28 年 6 月 1 日現在）

室長 田中 豊（総務企画局参事）
石田 哲也（検査局総務課）
大井 修平（監督局証券課）
大村 由紀子（監督局保険課）
小川 恵輔（総務企画局企業開示課）
君島 直之（審判官）
久保庭 幸之介（検査局総務課）
高橋 瑛輝（監督局総務課）
船越 涼介（総務企画局市場課）
顧問 久保利 英明（総務企画局参事）

第4節 研究

I 金融庁における研究

金融庁内での先端的な金融理論・金融技術等に関する知識を蓄積することを目的として、平成13年7月、研究開発室及び研究官を設置。同時に金融庁における研究と研修を効果的に連携させるため、これらと開発研修室を束ねる、金融研究研修センターを発足させた。22年9月からは、研究機能強化の一環及び海外における地位向上を目的として、名称を金融研究センター（以下「センター」という。）、英語名 Financial Services Agency Institute (略称：FSA Institute)へ変更した。

センターの研究部門では、金融行政の適切な運営を学術面から支援していくため、民間有識者やアカデミズムと相互交流を行い、庁内の関係部局と学術研究との架け橋となるよう、金融行政の理論的基盤をなす質の高い調査研究を行うとともに、金融行政現場への研究の還元・普及に努めている。

II 金融行政の参考となる調査研究の実施

センターでは、庁内各部局の要望に基づいた調査・研究・分析を行っており、その実施にあたっては、「研究」と「行政」の橋渡し役を任命するリエゾン制度を活用している。

28年6月末現在における研究官・特別研究員については、資料2-4-1参照。

27事務年度におけるセンターでの主な調査・研究・分析には、「銀行勘定の金利リスク管理モデル-修正期間収益アプローチと経済価値アプローチの比較-」、「諸外国における市場構造とHFTを巡る規制動向」等がある。前者については、銀行における銀行勘定の金利リスク管理の手法として、期間収益アプローチと経済価値アプローチの関係について分析し、銀行勘定の特性を十分に反映させるためには経済価値だけでなく期間収益もあわせて管理する必要があることを示した。後者では、HFTが有する特徴や取引戦略の基礎等を概説した上で、証券市場が抱える市場構造の課題のHFTへの作用、及び諸外国における規制動向等を紹介している。

27事務年度の調査研究の成果は、計6本の研究成果報告書としてまとめ、ウェブサイト上にセンター・ディスカッションペーパー（以下「DP」という。）として公表した。なお、各DPの公表に先立ち、庁内関係者の出席を得て、研究成果の発表と検討を行う研究成果報告会を開催することで、庁内へのフィードバックを行った。27事務年度に取りまとめたDPについては、資料2-4-2参照。

III 産・官・学の連携強化

1. シンポジウムの開催（資料2-4-3参照）

諸外国の金融法制・規制の比較・分析の一環として、また、各国の研究者、政

府関係者、実務家等とのネットワーク強化を目的として、望ましい金融規制・監督のあり方等をテーマに、シンポジウム等を開催している。

27年度は、28年5月に、神戸大学大学院経営学研究科、大阪大学社会経済研究所、京都大学経済研究所及びアジア開発銀行研究所（ADB I）との共催により、金融庁金融研究センター・グローバル金融連携センター主催シンポジウム「日本及びアジアにおける地方創生に貢献する金融業のあり方」を開催し、日本における地方創生に関する取組みを、間接金融部門・直接金融部門それぞれの観点から議論するとともに、アジアにおける地域金融について主に金融包摂の観点から議論を行った。本シンポジウムでは、金融機関関係者、公的機関関係者、研究者等、産・官・学から131名の参加者を得て、活発な議論がなされた。

2. 研究会等の開催

主に中堅・若手研究者が金融に関する最先端の研究内容を発表し、また庁内の中堅・若手職員が金融行政の実務を説明し、その両者の議論を通じて、金融行政・アカデミズムの両方に必要な新たな視点・論点を探求することを目的とする「金融経済学勉強会」を、大学等研究機関に所属する研究者及び庁内職員の参加を得て開催している。27事務年度は合計8回開催した。

3. 昼休み勉強会（金曜ランチオン）の開催（資料2-4-4参照）

様々な分野において専門的知見を持つ外部講師を招き、主に金融・経済等の研究・実務の最前線に当たる内容をテーマにした勉強会を開催している。27事務年度は合計30回開催した。

第5節 研修

I 金融庁における研修

「我が国の金融機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者その他これらに準ずる者の保護を図るとともに、金融の円滑化を図る」という金融庁任務的確な遂行に資するため、職員に対する研修の充実を図っている。

金融行政は、極めて高い専門性が求められる分野であり、金融技術の進展や市場の動向に的確に対応し、金融行政の質を高めていくためには、職員の一層の資質の向上を図ることが重要である。

こうした観点から、多様なバックグラウンドを有する職員がそれぞれの専門性と資質に、さらに磨きをかけられるように人材の育成に努めている。

II 研修の実績

1. 概要

研修体系は、一般研修・実務研修・通信研修の3区分で構成される。

なお、一部の研修については、財務（支）局等の職員も受講することから、財務省との共同研修を開催している。

2. 平成27年度の研修方針及び研修計画（資料2-5-1参照）

(1) 27年度の研修についても、職員の専門能力の向上、業務に必要な知識・スキルの習得に資する研修の充実を図ることを、基本的な方針とした。

(2) 27年度の研修計画については、計81コースの研修を計画した。研修計画の策定に当たっては、実務研修について、業務に合わせた研修スケジュールの弾力化を図るほか、引続き受講科目を選択できるような仕組みとするなど、研修生がより参加しやすい環境とした。また、金融実務にかかる専門的な分野については、受講機会の拡大や研修内容の充実・強化を図った。

3. 27事務年度の研修実施状況（資料2-5-2参照）

(1) 概況

職員の資質の向上を図るため、金融実務にかかる専門的な研修を充実させることに注力しつつ、概ね研修計画のとおり実施した。

(2) 研修区分ごとの研修実施状況

ア. 一般研修

金融の一層のグローバル化に対応するため、実践的な語学力の維持・向上等を目的とした「英語研修」、「中国語研修」を実施したほか、世界経済の全体像を理解した上で金融庁の政策（金融行政）がどのように関係しているか

を理解することを目的とした「グローバル経済と金融行政研修」などを実施した。

イ. 実務研修

金融庁の業務に必要な専門的知識、技能の習得及び向上を目的として実施する実務研修については、会計制度にかかる基礎及び専門的知識の付与を目的とした「企業会計実務研修」や、先端金融商品にかかる基礎及び専門的知識の付与を目的とした「先端金融商品研修」などを実施した。

また、金融モニタリングの基礎となる銀行業務を理解するため、銀行の内情や実例等を踏まえた基礎的な知識を付与することを目的とした「銀行業務研修」を新たに実施した。

ウ. 通信研修

通信教材等を用いて習得させる研修として、IT・セキュリティ人材の育成に向け、職員のITに関する知識向上を目的とした「IT研修」や、職員のグローバルな観点でのスキル向上を目的とした「国際人材育成研修」などを実施した。

(3) 検査局に所属する職員を対象とした研修の特徴的な取組み

検査局では、所属する職員に対して、資料2-5-2に記載した金融検査課程研修の機会を活用し、金融モニタリング等の実施に際し必要な知識・スキルの習得に関する研修を実施した。また、各モニタリングチーム主催による専門研修や、外部団体が主催する研修会等への職員の派遣、さらに組織マネジメントスキル向上等に関する研修等を実施した。

ア. 各モニタリングチーム主催による専門研修

各モニタリングチームでは、各モニタリングチームの業務内容に見合った専門人材の継続的育成を図るため、専門性を高める研修メニューを企画・立案し、研修会や勉強会等を実施した。

イ. 外部団体が主催する研修会等への職員の派遣

各モニタリングチームでは、ベストプラクティスや業態毎のベンチマーク等についての知見を蓄積・充実させるため、外部団体が主催する研修会等へ職員を派遣した。

ウ. 組織マネジメントスキル向上等に関する研修等の実施

各階層に応じた組織マネジメントスキル向上等に関する研修を実施しているほか、自立的・主体的な職員の育成を図るため、職員の意識改革や成長のきっかけを提供するような研修を実施した。

第6節 行政情報化の推進

I 概要

「世界最先端IT国家創造宣言」（平成28年5月20日閣議決定）では、今後5年程度の期間（平成32年まで）に安全・安心・快適な国民生活を実現することを目標に、国・地方の行政情報システム改革と成果の横展開や、国全体のデータ流通環境の整備などに取り組むこととしている。

金融庁においても、情報化統括責任者（CIO：Chief Information Officer）、専門的な知識を有するCIO補佐官等を構成員とする金融庁PMOの統括のもと、以下の取組みを行っている。

- ① IT化に対応した業務の最適化、コスト削減への取組み
- ② 情報セキュリティ対策の推進
- ③ オンライン手続の利用促進
- ④ IT人材育成の推進

II 取組み実績

1. IT化に対応した業務の最適化、コスト削減への取組み

(1) 「業務・システム最適化計画」による減量・効率化等の取組み

効率化・合理化などの効果が見込まれる業務・情報システム分野において、「業務・システム最適化計画」を策定し、減量・効率化等の取組みを進めているところである。

No.	最適化計画	効果測定時期
1	金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画	27年度
2	有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画	26年度
3	金融庁ネットワーク（共通システム）最適化計画	26年度

各最適化計画の27事務年度の実施状況については、次のとおりである。

- ① No.1に関しては、システムの安定運用を行い、最適化による効果が得られた。
- ② No.2に関しては、システムの安定運用を行い、最適化による効果が得られた。
- ③ No.3に関しては、システムの安定運用を行い、最適化による効果が得られた。

(2) 情報システム調達最適化

情報システムの調達にあたっては、その仕様及びコストの妥当性等を十分に

検証することが重要である。

そのため、情報化統括責任者（CIO）である総括審議官、各局総務課長及びCIO補佐官等をメンバーとする「情報システム調達会議」において、政府調達に該当する情報システム調達案件について、①システムの仕様が用途・目的に照らして適切なものとなっているか、②調達予定価格が過去のSE単価や工数などの実績に照らして適切なものとなっているかを審議するなど、適正な情報システムの調達に取り組んでいる。

（3）コスト削減への取組み

「政府情報システム改革ロードマップ」に基づき、金融庁においても、情報システムの統廃合や政府共通プラットフォームへの移行に取り組んでいる。また、一定条件の調達案件については、情報システム投資計画書を策定のうえ、投資による効果を明らかにし、予算執行過程における適切な目標管理に取り組んでいる。

2. 情報セキュリティ対策の推進

最近の政府機関等を対象としたサイバー攻撃等による情報漏えい事案等の発生を踏まえ、金融庁においては、27 事務年度では、以下のような情報セキュリティ対策を実施した。

（1）職員の情報セキュリティ対策水準の向上

全職員に対して、情報セキュリティに関する知識を習得するための研修を実施したほか、職員が標的型メール攻撃に対して適切に対応できるか、不審メール訓練を実施するなど、セキュリティ意識の向上を図った。その他、情報セキュリティ対策の実施状況について点検を実施した。

（2）技術的情報セキュリティ対策の強化

金融庁の情報システムを対象に、高度サイバー攻撃対処のためのシステムリスク評価及び情報セキュリティ監査を行い、監査結果を踏まえた対策を実施した。

また、昨今のウェブサイトシステムへの攻撃を踏まえ、改めて、セキュリティに係るリスクを網羅的に把握・評価し、多様なサイバー攻撃に対する技術的な対策の多層化及び多重化に取り組んでいる。

（3）金融庁情報セキュリティポリシー等の改定

政府機関が準拠する共通基準の「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に準じて金融庁情報セキュリティポリシー関連規則等を整備し、その運用の徹底を図った。

（4）緊急対応体制の強化

情報システムのセキュリティに関する脅威が発生した際の対応体制を強化

するため、金融庁CSIRT（Computer Security Incidents Response Team：情報セキュリティ事案に関する緊急時対応の機能を有した専門的な部隊）のメンバーが内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）のサイバー攻撃への対策に関する訓練に参加し、CYMAT（Cyber Incident Mobile Assistant Team：情報セキュリティ緊急支援チーム）の研修員が、NISCの情報セキュリティに関する研修に参加した。

3. オンライン手続の利用促進

(1) オンライン手続の利便性向上に向けた改善

「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」（平成26年4月1日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、改善促進手続（公認会計士試験受験願書の提出、公認会計士試験免除申請書の提出の2手続）の利便性向上に向け、「改善取組計画」を改定した。

(2) オンライン申請・届出等の利用状況

金融庁における近年のオンラインによる申請・届出等手続件数は下表のとおり。

（参考 オンラインによる申請・届出等手続件数）（単位：件）

	24年度	25年度	26年度
オンライン申請・届出等手続件数	1,315,200	1,450,662	1,456,437

※27年度の申請・届出等手続件数は、28年度中に公表予定。

4. IT人材育成の推進

金融行政を遂行するうえでIT知識を身につけることが必要と認識し、新入職員及び受講希望の職員を対象に「IT基礎知識研修」を開催しており、受講者にはITパスポート試験の受験を推奨しているほか、全職員を対象に、総務省主催の情報システム統一研修への参加を推奨した。

また、情報システムの専門知識を習得させることを目的として、継続的に職員をIT大学院のほか、NISC等に派遣した。

第7節 報道・広報

I 報道対応

1. 報道発表及び記者会見等の実施

毎週2回の閣議後に実施している大臣記者会見（83回）に加えて、重要な報道発表時に実施している記者向け説明（29回）を開催し、当庁の施策・考え方を積極的に発信・説明する機会の充実に取り組んだ（報道発表件数：448件）。

II 広報活動

1. 金融庁ウェブサイト等による広報の充実（資料2-7-1参照）

国民にとって特に重要と考えられる施策、あるいは関心が高い施策については、金融庁ウェブサイトへの特設サイトの設置による施策の周知・注意喚起などの取り組みを行っている。

平成27事務年度は、NISA（少額投資非課税制度）について、制度のさらなる普及・定着と金融リテラシー向上のための取り組みの1つとして、28年5月、NISA特設ウェブサイトを開設したほか、政府広報の活用、マスコミからの取材対応を積極的に行った。

また、平成28年熊本地震においては、被災者に有益と思われる情報を掲載するための特設サイト「平成28年熊本地震関連情報」を立ち上げた。

このほか、27年11月には、政務三役が地域に赴き、重要政策について説明し、現場の方々と意見交換する「車座ふるさとトーク」を実施した。

2. 海外に対する情報発信の強化

英語版ウェブサイトについて、英語で発信すべき情報等を検討し、コンテンツの充実を図ったほか、タイムリーな情報発信を目的として、一週間の日本語での新着情報（報道発表）の概要を英訳した「FSA Weekly Review」を週1回発行するとともに、サイバーセキュリティなどの海外からも関心が高い公表物については、ウェブサイトのトップページに常時掲載するなどの取り組みを行った。

3. 政府広報の活用（資料2-7-2参照）

金融行政に係る広報を限られた予算の中で他省庁とも連携しつつ効率的・効果的に行うため、金融庁所管の各種施策を政府の重要施策として、資料2-7-2のとおり、政府広報各種媒体で取り上げ、広く国民への理解浸透に努めている。

第8節 情報公開等

I 開示請求の動向

1. 行政文書の開示

(1) 開示請求の受付状況

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号、13年4月1日施行）に基づく、27年度の開示請求の受付件数は135件となっている。

(2) 主な開示請求

開示請求の主な内容は、以下のとおりである。

- ① 行政処分等に関する文書
- ② 金融機関等所管する法人に関する文書
- ③ 調査・検査先に関する文書

開示請求の受付及び処理状況（27年度）

部 局	前年度 繰越	開示請求 の受付	開 示 決 定 等				請求の 取下げ	翌年度 繰越
			開 示 決 定			不開示 決定		
			全面 開示	一部 開示	小計			
総務企画局	2	31	10	14	24	2	6	1
検 査 局	0	0	0	0	0	0	0	0
監 督 局	7	76	3	69	72	7	2	2
小 計	9	107	13	83	96	9	8	3
証券取引等 監視委員会	0	21	5	6	11	8	0	2
公認会計士・ 監査審査会	0	7	0	0	0	0	7	0
合 計	9	135	18	89	107	17	15	5

（注1）本表は、27年4月から28年3月末までの計数を取りまとめたものである。

（注2）「翌年度繰越」5件については、28年6月末までに全て開示決定等済。

（注3）27年度における6月末までの開示請求の受付件数は41件である。

※ うち35件は6月末までに開示決定等済。

(3) 不服申立等

平成27年度における不服申立受理件数は1件、前年度繰越分と併せて2件について、同年度中に情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問を行っている。

また、平成 27 年度における当庁事案に係る情報公開・個人情報保護審査会の答申は 6 件（全て前年度以前からの繰越事案）。うち、5 件については、同年度中に裁決・決定を行っている。

2. 行政機関の保有する個人情報の開示

(1) 開示請求の受付状況

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号、17 年 4 月 1 日施行）に基づく、27 年度の開示請求の受付件数は 1,017 件となっている。

(2) 主な本人情報の開示請求

主な開示請求の内容は、以下のとおりである。

- ① 公認会計士試験における請求者本人の点数、請求者の会計士試験の答案
- ② 請求者本人の個別金融機関に対する申立ての応接記録等

開示請求の受付及び処理状況（27 年度）

部 局	前年度 繰越	開示請求 の受付	開 示 決 定 等				請求の 取下げ	翌年度 繰越
			開 示 決 定			不開示 決定		
			全面 開示	一部 開示	小計			
総務企画局	0	25	4	3	7	0	0	18
検 査 局	0	0	0	0	0	0	0	0
監 督 局	1	16	3	11	14	0	0	3
小 計	1	41	7	14	21	0	0	21
証券取引等 監視委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公認会計士・ 監査審査会	1	976	970	0	970	0	0	7
合 計	2	1017	977	14	991	0	0	28

(注 1) 本表は、27 年 4 月から 28 年 3 月末までの計数を取りまとめたものである。

(注 2) 「翌年度繰越」28 件については、28 年 6 月末までに全て開示決定等済。

(注 3) 27 年度における 6 月末の開示請求の受付件数は 29 件である。

※うち 27 件は 6 月末までに開示決定等済。

(3) 不服申立等

平成 27 年度における不服申立受理件数は 5 件となっており、うち 4 件は同年度中に情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問を行い、1 件は取下げられている。平成 27 年度における当庁事案に係る情報公開・個人情報保護審査会の答申は 2 件であり、同年度中に裁決・決定を行っている。

Ⅱ 文書管理等の状況

1. 内部管理体制

(1) 研修

非常勤職員を含めた全職員を対象として、情報管理研修を実施(合計14回)。

(2) 自主点検・内部監査

行政文書の管理状況等について、27年10月～11月に自主点検を実施。

また、自主点検後、27年12月～28年1月にかけて監査を実施。

さらに、28年5月にフォローアップ監査を実施。

2. 文書管理の状況

(1) 概要

金融庁においては、1. 内部管理体制に示したとおり、研修や自主点検・監査を通じて、保有する情報の管理徹底に努めている。

しかしながら、27事務年度(27年7月～28年6月)において、保有する情報について、取扱いが不適切であると認められる事例が8件発生した(メール誤送信、ファックスの誤送付、行政文書の紛失など)。

ただし、誤送信は相手方にメール削除を依頼し、対応いただいております。誤送付は文書を後日回収している。行政文書の紛失についても、外部に漏えいした可能性は極めて低く、いずれも2次被害は確認されていない。

(2) 再発防止策

発生原因を踏まえた上で、主に以下の再発防止策を講じている。

- ① 庁外へのメール送信時に確認画面を表示し、より詳細な条件で注意喚起を行う機能の導入・職員への周知徹底
- ② 情報管理研修の事務年度早期の受講の励行
⇒ 文書管理・情報管理の重要性を認識させるため、可能な限り全職員が夏季期間中に研修を受講するよう、励行する。

第9節 金融機関等との意見交換

金融機関等との率直な意見交換は、金融機関等から見た行政対応の予測可能性の向上に資するだけでなく、当局にとっても、市場や金融セクターの動向を迅速に把握する上で重要と考えている。このため、金融機関等の業態毎に幹部レベルでの意見交換会を随時実施して、金融機関等との意思疎通に努めている。

(参考) 金融機関等との意見交換会の開催実績 (平成27年7月～28年6月)

主要行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫
10回	11回	11回	4回
労働金庫	信用組合	生命保険会社	損害保険会社
4回	3回	5回	5回
証券会社	投資信託会社	投資顧問業者	金融先物取引業者
4回	2回	2回	1回
信託	外資系事業者団体	貸金業者	
4回	1回	2回	

第10節 パブリック・コメント手続の実績（資料2-10-1参照）

行政手続法において、行政運営の更なる公正の確保と透明性の向上を図る観点から、政省令などの命令等を定める際に、原則として最低30日以上意見提出期間を置き、広く一般の意見や情報の公募を行う意見公募手続（いわゆるパブリック・コメント手続）が義務付けられている。

当庁においては、27年7月から28年6月末までの1年間に、行政手続法を踏まえ、同法に基づく意見公募手続32件のほか、任意の意見公募手続1件、計33件について、幅広く意見・情報の募集を行った。

第11節 金融行政アドバイザー制度

I 制度の概要

金融行政アドバイザー制度は、国民から広く金融行政に関する意見や反響を的確に収集・把握することにより、金融行政の企画・立案及び事務運営の改善に役立て、金融行政サービスの一層の向上を図るとともに、国民に対して積極的な情報提供を行うことにより、金融行政に対する国民の理解の向上を図ることを目的としている。

具体的業務は、各財務（支）局に5名配置された金融行政アドバイザーが①金融行政に関する意見等を報告するほか、②金融行政に関する広報に参画することである。

（参考1）金融行政アドバイザーの委嘱状況

委嘱者数は各財務（支）局5名、合計55名。内訳は次のとおり。

- | | |
|--------------------------------------|-------|
| ① 金融機関の利用者（中小企業経営者等） | : 15名 |
| ② 商工会議所の経営相談員、中小企業診断士、税理士、公認会計士等 | : 18名 |
| ③ 消費者団体職員、地方公共団体（消費者相談窓口担当）の職員等 | : 5名 |
| ④ 大学教授等の教育関係者、コンサルタント、ファイナンシャルプランナー等 | : 17名 |

（参考2）金融行政アドバイザーの選定基準

- ① 金融機関等の利用者や商工会議所等の経営相談員等で、金融行政に関心を持ち公平かつ率直に意見等を報告できる者、及び金融知識の普及活動、金融経済教育、利用者保護策等に素養のある者。
- ② 財務（支）局管轄内に住所または勤務先のいずれかを有する者。

II 平成27事務年度における取組み

1. 金融行政に関する意見等を報告

27年7月～28年6月、財務（支）局において「金融行政アドバイザー連絡会議」を開催し、アドバイザーから金融行政に関するご意見を頂いた。

寄せられたご意見等は、今後の金融行政の企画・立案及び事務運営の改善のための貴重な材料として役立てるほか、検査・監督の実務において重要な情報として活用することとしている。

2. 金融行政に関する広報に参画

財務（支）局が開催する地域密着型金融に関するシンポジウムにパネリストとして参加頂いているほか、アドバイザーが参加する各種会合において金融行政に関する説明等を行って頂いている。

第12節 金融行政モニター制度

I 制度の概要（資料2-12-1参照）

金融庁では、金融行政に対する外部からの提案や批判等を取り入れるため、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等を伺ってきたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとの指摘もあった。

このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家が直接にご意見・ご提言・ご批判などを伺う「金融行政モニター受付窓口」を設置し、平成28年1月29日より運用を開始した。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を伺うための「金融行政ご意見受付窓口」も設置した。

こうした窓口を通じて、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指している。

II 提出された意見等の公表（資料2-12-2参照）

金融行政モニター制度の実効性・透明性を図る観点から、運用開始（28年1月29日）から28年2月29日までに「金融行政モニター受付窓口」に寄せられた主なご意見等の概要及び金融庁の対応を金融庁ウェブサイトにおいて公表した。

同期間に、「金融行政モニター受付窓口」に寄せられた意見等は7件、「金融行政ご意見受付窓口」に寄せられた意見等は47件となっている。

第13節 金融サービス利用者相談室

I 概要（資料2-13-1参照）

金融庁では、金融サービス利用者の利便性の向上を図るとともに、寄せられた情報を金融行政に有効活用するため、金融サービス等に関する利用者からの電話・ウェブサイト・ファックス等を通じた質問・相談・意見等に一元的に対応する「金融サービス利用者相談室」を開設している。

当相談室は、金融サービス利用者の利便性向上の観点から、主として以下の役割を担うこととしている。

1. 金融サービスに関する利用者からの金融庁への質問・相談・意見等に、消費者相談のノウハウや金融の専門的知識を有する金融サービス相談員を配置し、一元的に対応する。
2. 「事前相談（予防的なガイド）」窓口において、金融サービス利用に伴うトラブルの発生の未然防止などに向けた事前相談の提供を行う。
3. 金融機関と利用者との個別取引に係るあっせん・仲介・調停は行わず、業界団体等の紹介や論点整理等のアドバイスを行う。
4. 相談内容・対応状況等は体系的に記録・保管するとともに、関係部局に回付し、企画立案・検査・監督等において活用する。
5. 相談件数や主な相談事例等のポイント等について、当庁ウェブサイトで四半期毎に公表する。

II 相談等の受付状況（資料2-13-2参照）

平成27年4月1日から28年3月31日までの間に受け付けた相談等の状況は、以下のとおりとなっている。

1. 総受付件数は35,843件となっている。1日当たりの平均受付件数は148件となっており26年度（161件）に比べて減少している。そのうち、事前相談の受付件数は1,195件となっている。
2. 分野別では、預金・融資等が10,868件（30%）、保険商品等が10,465件（29%）、投資商品等が9,969件（28%）、貸金等が3,298件（9%）、金融行政一般・その他が1,243件（3%）となっている。

分野別の事前相談の受付件数は、預金・融資等が141件（12%）、保険商品等が

7件（1%）、投資商品等が861件（72%）、貸金等が177件（15%）、金融行政一般・その他が9件となっている。

3. 各分野の特徴は、以下のとおりとなっている。

（1）預金・融資等については、行政に対する要望等が減少したことなどから、受付件数は26年度（11,574件）に比べてやや減少している。

（2）保険商品等については、個別取引・契約の結果に関する相談等が増加したことなどから、受付件数は26年度（12,178件）に比べて減少している。

（3）投資商品等については、一般的な照会・質問に関する相談等が減少したことなどから、受付件数は26年度（10,209件）に比べてやや減少している。このうち、詐欺的な投資勧誘に関する情報は1,813件あり、そのうち940件が何らかの被害があったものである。

（4）貸金等については、行政に対する要望等が増加したことなどから、受付件数は26年度（3,654件）に比べてやや減少している。

4. 寄せられた相談等のうち利用者に注意喚起する必要があるものについては、ウェブサイト上に掲載している「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」として紹介している。

（参考）「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等

27年4月1日～6月30日・・・27年7月31日公表（第40回）

27年7月1日～9月30日・・・27年10月30日公表（第41回）

27年10月1日～12月31日・・・28年1月29日公表（第42回）

28年1月1日～3月31日・・・28年4月28日公表（第43回）

Ⅲ その他の活動状況

1. 地域住民を対象に、仙台市、さいたま市、名古屋市、大阪市、広島市の計5箇所で開催した「金融トラブルから身を守るためのシンポジウム」において、講演及び会場での出張相談会を開催。また、27年10月からは、総務省関東行政評価局が常設している「東京総合行政相談所」への参加を決定し、定期的（月1回（常設）及び特例相談日）に出張相談会を開設している。

2. 28年4月14日に発生した「熊本地震」への対応として、被災者等からの各種金融機関の窓口の問い合わせや金融機関等との取引に関する相談等への対応のためのフリーダイヤルによる「平成28年熊本地震金融庁相談ダイヤル」を開設し、被災者等からの相談対応を実施している。

第14節 政策評価への取組み（資料2-14-1～3参照）

金融庁においては、平成14年4月施行の「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づき、

- ① 金融庁としての政策評価の実施に関する方針などを規定した「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間：5ヵ年）
- ② 毎年度の評価対象とする政策などを定めた「金融庁政策評価実施計画」（計画期間：4月～翌年3月）

を策定し、毎年「金融庁政策評価実施計画」の計画期間終了後に評価を実施している。

現在、「金融庁における政策評価に関する基本計画」については、24年4月から29年3月を計画期間とし、「基本政策」及び「施策」の体系、基本計画を実施するに当たって全ての政策及び施策に共通する考え方や姿勢を明らかにするため、「金融庁における政策評価に関する基本計画」の考え方」を示している。

また、計画の策定や評価書の作成に当たっては、客観性の確保、多様な意見の反映等を図るため、政策評価や金融庁所管の政策について知見を有する学識経験者をメンバーとする「政策評価に関する有識者会議」を開催し、意見を頂いている。

このほか、上記法律に基づき、これまでに実施した実績評価等について、政策評価結果の政策への反映状況についても毎年度公表している。

※ 金融庁における政策評価の詳細に関しては、金融庁のウェブサイト「公表物」中の「政策評価」を参照。

なお、24年度までは、3～5月頃に新年度の実施計画を定め、8月頃に前年度の評価を実施していたが、PDCAサイクルを有効に機能させるため、25年度からは、5～6月に前年度の実績評価を実施すると共に、その評価を踏まえた上で、新年度の実施計画を策定している。

また、25年度には、総務省の主導により「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）が改正され、各府省で区々だった評価区分の共通化が図られた。金融庁もこれに従い、25年度実績評価から、従来3段階の区分で評価していたものを、各府省共通の5段階区分で評価を実施することとした。

（参考1） 「金融庁における政策評価に関する基本計画」の考え方

1. 今回、平成24年4月から5年間にわたる基本計画を策定するにあたって、以下の3つの基本政策を定めることとした。
 - (1) 経済成長の礎となる金融システムの安定
 - (2) 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上
 - (3) 公正・透明で活力ある市場の構築
2. 金融行政が目指すのは、これらの基本政策の追求により金融仲介機能が十全に発揮されること、すなわち、
 - 顧客に対し、顧客のニーズを踏まえた資金が円滑に供給されるとともに、
 - 顧客の実態に応じ、資金調達において、成長・発展に向けた最適な解決策が

- 提供され、
- 顧客の将来の成長可能性を踏まえた適切なリスクテイクが行われること、を通じて、経済の持続的成長と国民生活の安定に貢献していくことである。
3. それぞれの基本政策の下に位置づけられる施策の策定・実施に際しては、
 - 「金融システムの健全性確保」と「金融の円滑化」
 - 「利用者の保護」と「利用者利便の向上」
 - 「市場の公正性・透明性の確保」と「市場の活性化」
 の要請を両立させることを目指していく。
 4. 具体的な施策の実施に際しては、
 - 金融システムの安定性確保や利用者保護等をおびやかすリスクを早期に把握し、それに適切に対応するなど、リスク感応度の高い行政を目指す。
 - 中長期的な経済社会の構造変化も見据え、金融機関の活動や市場の働きが、国民の資産の適切な運用、資金需要者の発展、資金の流れの改善等につながっていくことを目指す。
 - 質の高い金融仲介機能の発揮に向けた金融機関等の自主的な努力を尊重するとともに、金融機関等の活動が、経済や国民の観点からみて、より信頼され、満足度の高いものとなるよう促す。
 5. これらの施策を進めるため、金融庁としては、国民の立場に立ち、金融行政の専門性・先見性の向上に努めるとともに、限られた行政資源を上記の目標に照らし重要性の高い分野に使い、より効率的・効果的な行政を目指す。

(参考2) 評価の実施状況

年度	実績評価	事前 事業評価	事後 事業評価	総合 評価	規制の事前評 価 (RIA)	租税特別措 置等に係る 政策評価
14年度	26件 (13年度計画に掲げた政策)	—	—	—		
15年度	27件 (14年度計画に掲げた政策)	6件	—	—		
16年度	36件 (15年度計画に掲げた政策)	5件	—	—		
17年度	43件 (16年度計画に掲げた政策)	7件	—	1件		
18年度	28件 (17年度計画に掲げた政策)	4件	5件	—		
19年度	26件 (18年度計画に掲げた政策)	3件	3件	—	11件	
20年度	25件 (19年度計画に掲げた政策)	1件	6件	1件	23件	

21年度	24件 (20年度計画に掲げた政策)	1件	4件	—	25件	
22年度	24件 (21年度計画に掲げた政策)	—	3件	—	19件	7件
23年度	24件 (22年度計画に掲げた政策)	—	2件	—	15件	7件
24年度	24件 (23年度計画に掲げた政策)	1件	2件	—	6件	9件
25年度	20件 (24年度計画に掲げた政策)	—	1件	—	31件	9件
26年度	20件 (25年度計画に掲げた政策)	—	—	—	6件	8件
27年度	20件 (26年度計画に掲げた政策)	—	2件	—	20件	10件
28年度	20件 (27年度計画に掲げた政策)	—	1件	—	—	—

(注) 28年度については、平成28年4月1日から同年6月30日までの間に実施したものを記載。

(備考)

- 実績評価：行政の幅広い分野において、あらかじめ達成すべき目標を設定し、それに対する実績を測定しその達成度を評価するもの。(例：金融機関の健全性確保)
- 事業評価：事前の時点で評価を行い、あらかじめ期待される効果やそれらに要する費用などを分析・検討。また、必要に応じ、途中や事後の時点で検証するもの。(例：金融庁業務支援統合システムの開発)
- 総合評価：特定のテーマを設定し、様々な角度から掘り下げて総合的に評価するもの。(例：「金融システム改革(日本版ビッグバン)」)
- 規制の事前評価(RIA:Regulatory Impact Analysis)：規制の導入や修正に際し、実施に当たって想定されるコストや便益といった影響を客観的に分析し、公表することにより、規制制定過程における客観性と透明性の向上を目指す手法。19年10月より評価の実施が義務化された。
- 租税特別措置等に係る政策評価：租税特別措置等の新設、拡充又は延長の要望を行うに際し、その必要性、有効性及び相当性の基準により評価し、公表することにより、要望内容の適切性を担保するための手法(事前評価)。また、過去に要望した租税特別措置等についても同様に評価する(事後評価)。22年5月より評価の実施が義務化された。

第15節 金融庁業務継続計画の策定

1. 金融庁業務継続計画の概要

金融庁では、「首都直下地震対策大綱」（平成17年9月策定、22年1月修正）に基づき、首都直下地震発生時に優先的に実施する業務の継続のための体制を整備する観点から、20年6月に「金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）」を策定し、その後も必要に応じて見直しを行っている。

本計画には、首都直下地震発生時における金融庁の非常時優先業務（金融市場や金融機関等における状況の確認、国民・金融機関・海外当局等への情報発信、金融機関に対する被災者支援の要請等）を規定しているほか、これらの非常時優先業務を実施・継続するための執行体制や執務環境を規定している。

なお、金融庁における業務継続計画としては、上記の他、新型インフルエンザ発生時における業務継続の方法や手順を規定した「金融庁業務継続計画（新型インフルエンザ対応編）」を22年8月に策定している。

2. 業務継続体制の更なる充実・強化

「金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）」について、より実践的な記載とするとの観点から、発災時の行動を時系列で一覧できるようにするとともに、行動の主体を明確化するなど、本計画の構成を整理して、27年12月に改正した。（資料2-15-1参照）

3. 災害等発生時に備えた訓練

（1）災害対応

政府防災訓練への参加に加え、業務継続計画の実効性を検証・確認するため、職員の安否確認訓練、徒歩等参集訓練及び金融庁災害対策本部の設置・運営訓練などを行った。また、一般社団法人全国銀行協会と連携した訓練を行った。

（2）新型インフルエンザ等対応

新型インフルエンザ等の国内感染期における対応について、政府対策本部運営訓練と連携して、金融庁新型インフルエンザ等対策本部幹事会の運営訓練等を行った。

第16節 英語による行政対応・発信力強化に向けた取組み

I 経緯

「日本再興戦略」(25年6月14日閣議決定)、「『日本再興戦略』改訂2014」(26年6月24日閣議決定)、及び金融庁・財務省が共同で開催した「金融・資本市場活性化有識者会合」が取りまとめた「金融・資本市場活性化に向けての提言」(25年12月13日公表)、「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項(提言)」(26年6月12日公表)において、「金融関係法令・ガイドライン等の英語化の徹底」や「金融に係る行政手続について、英語によるワンストップでの対応」を実現すべきとの提言が行われた。

II 概要

上記提言を受け、26年4月より、以下のとおり、英語による行政対応や発信力の強化に向け、以下の取組みを実施している。

(1) FSA Weekly Review

26年4月22日に公表されたFSA Weekly Reviewより、庁内の各部署が日々ホームページに掲載する対外公表物について、英語により概要を作成し、週次でFSA Weekly Reviewとして公表。また、定期的に公表される事案については、日英同時公表を行なった。

(2) 英語による法令等に関する照会へのワンストップでの対応(ワンストップ窓口)

英語による法令等に関する照会に対するワンストップ窓口を設置し、一元的な対応を実施している。平成27年7月から28年6月末までに、371件の照会が寄せられ、そのうち142件の回答を行った。照会内容の内訳としては、詐欺的な証券投資等の勧誘行為に関する照会が134件、法令・行政手続等に関する照会が98件、その他の照会が139件寄せられた。

(3) 法令やガイドライン等の主要な公表物の英語版の作成・公表

27事務年度において、以下の法令やガイドライン等のほか、金融モニタリングレポートの概要や金融行政方針の概要等の英語版の作成・公表を行った。また、スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議の資料・意見書・議事録の英語版を会議と並行して公表するとともに、内外に広く意見を募集し、英文でのコメントも多数受け付けた。そのほか、金融審議会「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」に関しても、報告書の英語版を公表した。

【英語版を作成した主な法令・ガイドライン等】

- ・銀行法(平成二十三年法律第四十九号による改正まで反映)
- ・銀行法施行令(平成二十六年政令第三百四十二号による改正まで反映)

- ・銀行法施行規則（平成二十二年内閣府令第四十二号による改正まで反映）
- ・金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（平成二十六年法律第九十一号による改正まで反映）
- ・保険業法施行規則（平成二十二年内閣府令第二十三号による改正まで反映）
- ・社債、株式等の振替に関する法律（平成二十四年法律第五十三号による改正まで反映）
- ・社債、株式等の振替に関する命令（平成二十六年内閣府・法務省令第二号による改正まで反映）
- ・株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十八号による改正まで反映）
- ・平成 27 年度監査事務所等モニタリング基本計画（審査・検査基本計画）

第2部 金融に関する制度の企画及び立案

第3章 金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組み

第1節 金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成24年法律第86号）の施行に伴う関係政令・内閣府令等の整備（店頭デリバティブ取引等に関する規制）

I 経緯

資本市場を取り巻く環境の変化を踏まえ、我が国市場の国際競争力の強化並びに金融商品の取引の公正性及び透明性の確保を図るため、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が、平成24年9月6日に成立し、同月12日に公布された。

これを受け、改正法のうち公布後3年以内に施行することとされている事項（店頭デリバティブ規制の整備）について、関係政令・内閣府令等の整備を行った。

II 概要

1. 公布後3年以内施行（店頭デリバティブ規制の整備）関係政令・内閣府令等の整備（26年11月19日公布、27年9月1日施行（政令の附則第2項及び第3項については公布日から施行））（資料3-1-1参照）

（1）改正法では、以下の制度整備を行った。

- ア. 金融商品取引業者等が、一定の店頭デリバティブ取引を行うに当たり、金融商品取引業者等が提供する電子情報処理組織を使用することを義務付けた。
- イ. 外国から電子情報処理組織を提供する者については、内閣総理大臣の許可により、金融商品取引業者等を相手方とする店頭デリバティブ取引等を可能とする制度を整備した。

（2）これを受け、政令・内閣府令等では、以下の措置を講じた。

- ア. 金融商品取引業者のうち電子情報処理組織の提供を行う者の要件等（最低資本金、資本金額又は出資の総額の計算等）について規定。
- イ. 電子情報処理組織使用義務の対象取引及び対象者等について規定した。

第2節 金融商品取引法の一部を改正する法律（平成27年法律第32号）の施行に伴う関係政令・内閣府令等の整備（いわゆるプロ向けファンドに関する規制）

I 経緯

適格機関投資家等特例業務（いわゆるプロ向けファンド）をめぐる昨今の状況を踏まえ、ファンドへの信頼を確保し、成長資金を円滑に供給しつつ、投資者の保護を図るため、①適格機関投資家等特例業務を行う届出者の要件や届出書の内容の拡充・公表、②届出者に対する行為規制、③問題業者への行政対応や罰則の強化等に係る施策を盛り込んだ「金融商品取引法の一部を改正する法律（平成27年法律第32号）」が27年5月27日に成立し、同年6月3日に公布された。

これを受け、関係政令及び内閣府令等の整備を行った（28年2月3日公布、同年3月1日施行）。

II 概要

主な改正内容は、以下のとおりである。（資料3-2-1参照）

1. 金融商品取引法施行令の改正

（1）適格投資家向け投資運用業に係る投資家の範囲

適格投資家向け投資運用業に係る投資家（適格投資家）の範囲に、金融商品取引業者の役員、使用人、親会社等に準ずる者を追加した。

（2）適格機関投資家等特例業務に係る投資家の範囲

ア. 適格機関投資家等特例業務を行う者が、当該業務として金融商品取引業の登録を受けることなく、出資又は拠出の勧誘を行うことができる対象を、上場会社など投資判断能力を有すると見込まれる一定の者や特例業務届出者と密接に関連する者等に限定した。

イ. 適格機関投資家等特例業務が、出資等の額の100分の80を超える額を充てて非上場有価証券等に対する投資を行うものであるなどの一定の要件を満たす場合には、出資又は拠出を行うことができる対象に、上記アのほか、投資に関する知識及び経験を有するものを追加（以下、ベンチャー・ファンド特例）した。

ウ. 上記イの投資に関する知識及び経験を有するものを相手方として適格機関投資家等特例業務を行う場合（適格機関投資家等特例業務のうち投資者の保護を図ることが特に必要なもの）には、当該業務に係る契約の契約書の写しを内閣総理大臣に提出しなければならないこととした。

(3) 適格機関投資家等特例業務に係る事業報告書の提出期限
外国法人等の適格機関投資家等特例業務に係る事業報告書の提出期限を、事業年度経過後、原則3か月とした。

(4) 適格機関投資家等特例業務に係る説明書類の縦覧開始期間
適格機関投資家等特例業務に係る説明書類の縦覧を開始するまでの期間を、事業年度経過後、原則4か月とした。

2. 金融商品取引業等に関する内閣府令の改正

(1) 業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの

特例業務届出者が該当することのないようにしなければならない業務の運営の状況として、適格機関投資家等特例業務において、適格機関投資家が特例業務届出者の子会社等のみであることその他の事情を勘案して金融商品取引法第63条第1項各号に掲げる行為を適切に行っていないと認められる状況を追加した。

(2) 運用財産相互間取引の禁止の適用除外

特例業務届出者がベンチャー・ファンド特例の要件を満たす場合における運用財産相互間取引の禁止の適用除外に係る要件等を規定した。

(3) 運用報告書の対象期間

特例業務届出者がベンチャー・ファンド特例の要件を満たす場合であって、その交付する運用報告書の対象期間の定めが契約書に記載されているときにおける当該対象期間は、1年以内とした。

(4) 投資判断能力を有すると見込まれる一定の者等の範囲

上記の政令の改正概要1(2)アの投資判断能力を有すると見込まれる一定の者等の範囲として、特例業務届出者の親子会社等、投資性金融資産を1億円以上保有し、かつ証券口座開設後1年経過した個人等を規定した。

(5) 投資に関する知識及び経験を有するものの範囲

上記の政令の改正概要1(2)イの投資に関する知識及び経験を有するものとして、上場会社の役員、新規事業の立上げ等の業務に直接携わった経験があり、専門的な知識や能力を有する者等を規定した。

- (6) 投資に関する知識及び経験を有するものを相手方とするための要件
ベンチャー・ファンド特例の適用を受ける特例業務届出者が、出資等の額の100分の80を超える額を投資しなければならない非上場有価証券の内容等を規定した。
- (7) 適格機関投資家等特例業務として認められない場合
投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして適格機関投資家等特例業務として認められない場合として、以下の場合を規定した。
ア. 出資又は拠出をする適格機関投資家が投資事業有限責任組合のみであって、当該投資事業有限責任組合が5億円以上の運用資産残高（借入れを除く）を有しない場合
イ. 特例業務届出者と密接に関連する者等からの出資割合が2分の1以上である場合
- (8) 適格機関投資家等特例業務を行う者の届出事項等
内閣府令で定める届出事項として、適格機関投資家等特例業務に係る出資対象事業の内容、出資の勧誘対象、出資する全ての適格機関投資家の名称、種別、数を規定した。
また、当局及び届出者が公表する事項として、特例業務届出者の代表者、業務の種別、所在地及び電話番号並びに適格機関投資家の数等を規定した。
- (9) 適格機関投資家等特例業務を行う者の事業報告書及び説明書類の内容
事業報告書及び説明書類の内容として、業務や財務の状況、投資者の状況等を規定した。
- (10) ベンチャー・ファンド特例の適用を受ける場合に契約で定める事項等
ベンチャー・ファンド特例の適用を受ける場合に契約で定める事項として、以下の事項等を規定した。
ア. 財務諸表等を作成し、公認会計士又は監査法人の監査を受け、投資者に対し監査報告書を提供すること。
イ. 投資者に対し、事業の運営及び財産の運用状況を報告すること。
ウ. 投資者の同意を得て、ファンド資産運用者を選解任することができること。
エ. 契約を変更する場合には投資者の同意を得なければならないこと。
また、内閣総理大臣への契約書の写しの提出期限を、届出等を行った日から3月以内とした。

(11) 特例業務届出者の廃業等の届出

特例業務届出者が廃業等の届出を行う場合として、欠格事由に該当することとなった場合等を規定した。

第3節 情報開示、会計基準及び会計監査の質の向上に向けた取組み

I 開示諸制度の整備

有価証券取引の実務や投資家・発行者等のニーズを踏まえ、投資家にとって分かりやすく、真に必要な投資情報の開示を求める観点から、時宜に応じた開示諸制度の整備を行っている。

具体的には、以下のような制度整備を行った。

1. 企業と投資家との建設的な対話を促進するための制度整備

『日本再興戦略』改訂2015』及び「平成27事務年度金融行政方針」を踏まえ、平成27年10月、金融担当大臣より「企業の情報開示のあり方等に関する検討」を行うよう諮問がなされ、金融審議会の下にディスクロージャーワーキング・グループが設置された。当該ワーキング・グループにおいては、企業と投資家との建設的な対話を促進する観点も踏まえつつ、効果的・効率的な情報開示のあり方等について幅広く検討が行われ、28年4月、報告書が公表された。(資料3-3-1及び資料3-3-2参照)

当該報告書においては、

- ① 開示内容の整理・共通化・合理化を行うことにより、会社法に基づく事業報告等と金融商品取引法に基づく有価証券報告書の開示内容の共通化や、両者の一体的な書類としての開示等をより容易にすること
- ② より適切な株主総会日程の設定を容易とするための開示の見直しや、事業報告等の早期提供のための株主総会資料の電子化の推進に取り組むこと
- ③ フェア・ディスクロージャー・ルール(※)の導入に向けた検討を実施すること

などが提言されている。

※ 企業又はその関係者が、公表前の重要な内部情報を特定の第三者に提供する場合、当該情報を原則として同時に公表しなければならないとするルール。

2. 特定投資家向け取得勧誘における社債券等の転売制限の緩和

プロ向け市場の活性化の一環として、「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令」等を改正し、特定投資家向け取得勧誘における社債券等の転売制限の方式について、従来の方式に加え、転売制限に関する事項を社債要項等に記載し、金融商品取引業者等が投資家に当該内容を説明した上で、投資家はその遵守に同意することを取得条件とする方式を利用できることとした(27年9月25日公布・施行)。

3. 外国法人等に係る適格機関投資家の届出書類の見直し

適格機関投資家の届出に係る適正性を確保するため、「金融商品取引法第二条に

規定する定義に関する内閣府令」を改正し、外国法人等が適格機関投資家の届出を行う場合、届出者が代理人に代理権限を付与したことを証する書面（委任状等）を届出書類に添付しなければならないこととした（27年9月25日公布・施行）。

4. 株式報酬付与時の届出義務に係る制度整備

『日本再興戦略』改訂2015において、コーポレートガバナンスの強化に関する施策の一環として、経営陣に中長期の企業価値創造を引き出すためのインセンティブを付与することができるよう株式による報酬、業績に連動した報酬等の柔軟な活用を可能とするための仕組みの整備等を図ることとされた。

このような取組みの一環として、株式報酬として一定期間の譲渡制限が付された現物株式（いわゆるリストラクテッド・ストック）の割り当てをする場合に、役員等に対する報酬の支給の一種であることに鑑み、ストックオプションの付与と同様に、第三者割当の定義から除外し、有価証券届出書における「第三者割当の場合の特記事項」の記載を不要とする改正等を行うこととし、28年6月、改正案に関する意見募集（パブリック・コメント）を開始した。

II 開示諸制度の運用

企業等が提出する開示書類について、投資者が投資判断を行うために必要な情報が、正確かつ分かりやすく、適正に開示されることを確保するため、金融庁では、各財務局と連携して、開示書類の審査及び違反行為への適切な対応を行っている。具体的には、以下のような対応を行っている。

1. 有価証券報告書等の審査

(1) 有価証券報告書レビューの実施

有価証券報告書等の記載内容の適正性を確保するため、有価証券報告書レビューとして、特定の重点テーマ（退職給付及びセグメント情報）に着目し、対象企業を抽出して行う審査のほか、適時開示や金融庁に提供された情報等を活用した審査を行った。

また、上記の有価証券報告書レビューにおいて把握された事象等を踏まえ、有価証券報告書の作成に当たり留意すべき事項（28年3月期以降）及び28年3月期以降の有価証券報告書レビューの実施について公表したほか、26年度に実施した有価証券報告書レビューの結果について公表した。（資料3-3-3、資料3-3-4及び資料3-3-5参照）

(2) その他開示書類の審査

有価証券報告書以外の開示書類についても、適正な開示が確保されるよう、各財務局において受理時の審査を行っており、例えば、上場会社の提出する有価証券届出書を対象にした大規模な第三者割当に該当する場合の有価証券届出書や、公開買付者が提出する公開買付届出書などの記載内容の適正性が確保

されているか審査を行い、必要に応じて提出者に訂正を促した。

2. 課徴金納付命令に係る審判手続開始決定

違反行為の的確な抑止を図り、規制の実効性を確保するため、重要な事項について虚偽の記載のある開示書類を提出した発行者に対して、課徴金納付命令に係る審判手続開始決定を行った。

27 事務年度の課徴金納付命令に係る審判手続開始決定の内訳は以下のとおりである。

審判手続開始決定の理由	件数
有価証券報告書等の虚偽記載	6件

3. 無届けで募集を行っている者に対する警告書の発出

近年、未公開株、私募債、ファンド等の取引に関して、高齢者を中心にトラブルが多発している。こうした事例の中には、実際には有価証券の募集に該当し有価証券届出書の提出が必要であるにもかかわらず、当該届出を行わないまま、有価証券の勧誘・販売を行っている事例が見られる。

このため、無届募集が疑われる事案について、各財務局を通じて実態把握に努め、無届けで募集を行っている発行者に対し、有価証券届出書の提出の催告や警告書の発出を行うとともに、金融庁ウェブサイトにおいて公表し、投資者に対して注意を呼びかけている。

27 事務年度には1件の警告書を発出した。(資料3-3-6参照)

Ⅲ EDINET (電子開示システム) の開発状況等

EDINETについては、「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」に基づき、XBRL (※) データの利活用の向上等を図ることを目的として、国際水準を踏まえたXBRLの対象範囲の拡大、検索・分析機能の向上等の開発を行い、25年9月より現行システムを稼働している。

なお、27年度のEDINETの稼働率は100%であり、アクセス(検索)件数は年間2億6千万件を超えるなど、EDINETにより提出された企業情報等は、安定的に多くの投資家等に利用されている。

※ XBRL (eXtensible Business Reporting Language) : 財務情報等を効率的に作成・流通・利用できるよう、国際的に標準化されたコンピュータ言語。

Ⅳ 会計基準の品質向上に向けた取組み

国際会計基準 (IFRS) の任意適用企業数 (適用予定企業数を含む) は、28年6月末時点で120社となっている。このうち、上場企業である116社の時価総額

は全上場企業の時価総額の約 21.2%となっている。(資料 3-3-7 参照)

我が国において用いられる会計基準の品質向上のためには、今後とも、国際的に用いられている IFRS の任意適用の促進に取り組むとともに、あるべき IFRS の内容についての我が国の考え方を意見発信して IFRS に適切に反映させるよう努めていく必要がある。このため、IFRS に基づく会計監査の実務を担える人材や、IFRS に関して国際的な場で意見発信できる人材の裾野の拡大が必要である。また、日本基準についても、更なる高品質化のための取組みが必要である。

なお、「平成 27 事務年度金融行政方針」においても、「こうした取組みを一体的に進め、我が国上場企業等において使用される会計基準の品質が、より高水準なものとなることを目指す」とされた。

1. 会計基準にかかる我が国の対応と国際的動向

(1) IFRS 任意適用の拡大促進に向けた取組み

「『日本再興戦略』改訂 2015」を受けて、IFRS 適用企業や IFRS への移行を検討している企業の実務に資する観点から、28 年 3 月、「国際会計基準 (IFRS) に基づく連結財務諸表の開示例」を改訂、公表した。(資料 3-3-8 参照)

(2) IFRS に関する国際的な意見発信の強化 (※)

IFRS に関する意見発信の一環として、企業会計基準委員会 (ASBJ) において修正国際基準の公表が行われた (27 年 6 月公表) ことを受けて、必要な関係府令等の改正を実施した (同年 9 月公布)。(資料 3-3-9 参照)

また、ASBJ と連携し、のれんの会計処理及びリサイクリング (その他の包括利益に計上した項目を純利益に振り替える会計処理) について、我が国の考えるあるべき IFRS についての国際的な意見発信を継続して行った。

※ 「2. 国際的な会計基準設定プロセスへの関与」も参照

(3) 国際会計人材の育成

企業会計審議会・会計部会等の場で、

① 国際会計基準に関する意見発信の強化のため、国際的な場で効果的に意見発信できる人材の育成、及び

② 企業の国際会計基準への円滑な移行の確保のため、国際会計基準に関する知識・経験が豊富な人材の裾野の拡大、

に向けて、関係者において必要な取組みについて議論、取組みを強化していくことを確認した。

(4) 日本基準の高品質化

ASBJ における収益認識基準の高品質化に向けた検討を支援し、ASBJ においては、28 年 2 月、収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての

意見募集が公表された。

2. 国際的な会計基準設定プロセスへの関与

IFRSは、単一で高品質な国際基準を実現するという目標を掲げるIFRS財団により策定されており、本財団は国際会計基準審議会（IASB）、IFRS財団評議員会等で構成されている。IASBは、IFRSを開発する独立した基準設定主体であり、基準の開発および改訂の検討項目の設定、プロジェクト計画の策定等を行う権限を有しており、16名の構成メンバーのうち1名が日本人となっている。一方、IFRS財団評議員会は、IASBの活動状況の監督、財団の資金調達等を担っており、22名の構成メンバーのうち2名が日本人となっている。さらに、IASBと各国会計基準設定主体の連携の枠組みである会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）には、当初より日本から企業会計基準委員会（ASBJ）がメンバーとして参加しており、ASBJは、海外当局と共同でASAF会合においてディスカッション・ペーパーを公表する等、基準開発に積極的に参画している。

また、IFRS財団のガバナンスを監視する機関として、各国資本市場当局の代表者から構成されるIFRS財団モニタリング・ボード（MB）が設置され、当初より金融庁は恒久メンバーとして参加している（※）。MBでは、24年2月に公表されたIFRS財団のガバナンス改革に関する報告書に掲げられた提言に基づき、MBの更なる機能強化のためメンバー枠の拡大に向けた審査が実施されたほか、IFRS財団評議員会が実施した体制と有効性に関するレビュー、MBの活動の透明性向上について議論が行われた。

さらに、金融庁は、証券市場における会計上の問題を検討している証券監督者国際機構（IOSCO）等の国際会議にもメンバーとして参加し、海外当局との連携強化を図るとともに、国内関係者とも協調して積極的な意見発信を行っている。

※ 金融庁の河野金融国際審議官が22年10月から暫定議長、25年2月からは議長を務め、27年2月には、議長再任が決定された。

V 会計監査の信頼性確保に向けた取組み

1. 会計監査の在り方に関する懇談会

会計監査については、これまで、その充実に向けて累次の取組みが行われてきたところである。しかしながら、最近の不正会計事案などを契機として、改めて会計監査の信頼性が問われている状況に至っている。

このため、今後の会計監査の在り方について、経済界、学者、会計士、アナリストなど関係各界の有識者から提言を得ることを目的として、「会計監査の在り方に関する懇談会」を設置し（27年10月）、会計監査の信頼性を確保するために必要な取組みについて幅広い議論が行われ、28年3月、以下の施策を含む提言が公表された。（資料3-3-10参照）

- ① 監査法人のマネジメントの強化のための監査法人のガバナンス・コードの策定
- ② 大手・準大手監査法人との定期的な対話の実施
- ③ 企業や監査法人等による会計監査に関する情報提供の充実
- ④ 監査法人のローテーション制度について、導入に伴うメリット・デメリット等に関する調査・分析の実施

こうした取組みにより、有効なガバナンスとマネジメントのもとで高品質な会計監査を提供する監査法人が、企業や株主から適切に評価され、更に高品質な会計監査の提供を目指すという好循環の確立を図る必要があるとされている。

2. 国際監査基準（I S A）への対応

金融庁は、適正な会計監査の確保に向けた監査基準等の整備のため、監査基準をめぐる国際的な議論の把握を行うとともに、証券監督者国際機構（I O S C O）、監査監督機関国際フォーラム（I F I A R）を通じて、国際監査・保証基準審議会（I A A S B）の基準設定プロセスに参画している。

VI 公認会計士・監査法人等に対する監督

1. 公認会計士・監査法人等に対する処分

公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、適正な会計監査の確保を図ることが重要である。このため、金融庁は、公認会計士・監査法人等の非違事例等について、法令に基づく厳正な処分を行うなど、公認会計士・監査法人等に対する適切な監督に努めている。

27 事務年度においては、重大な虚偽が認められた企業の財務書類について相当の注意を怠り重大な虚偽がないものとして証明し、かつ、運営が著しく不当であるとして公認会計士・監査審査会から処分勧告が行われた 1 監査法人に対して、新規業務にかかる業務停止命令、課徴金納付命令及び業務改善命令を発出するなど、以下の処分を行っている。

処分年月	処分対象	処分内容	処分理由
27 年 7 月	監査法人 セントラル	業務改善命令	著しく不当な 業務運営
27 年 10 月	公認会計士 1 名	業務停止 2 月	信用失墜行為 (税理士法に基づく 業務停止処分)
27 年 10 月	公認会計士 1 名	業務停止 2 月	信用失墜行為 (税理士法に基づく 業務停止処分)

27年10月	公認会計士1名	業務停止4月	信用失墜行為 (税理士法に基づく 業務停止処分)
27年12月	仁智監査法人	業務改善命令	著しく不当な 業務運営
27年12月	新日本有限責任 監査法人	新規業務停止3月、 業務改善命令、 課徴金納付命令 2,111百万円	過失による虚偽証 明、著しく不当な業 務運営
	公認会計士1名 公認会計士2名 公認会計士4名	業務停止6月 業務停止3月 業務停止1月	過失による虚偽証明
28年3月	公認会計士1名	業務停止1月	信用失墜行為 (税理士法に基づく 業務停止処分)
28年3月	公認会計士1名	業務停止4月	信用失墜行為 (税理士法に基づく 業務停止処分)
28年4月	明誠有限責任 監査法人	業務改善命令	著しく不当な 業務運営

(参考)

	24年 6月末	25年 6月末	26年 6月末	27年 6月末	28年 6月末
公認会計士の 登録数(人)	23,132	24,965	26,274	27,360	28,353
監査法人の数 (法人)	215	216	220	218	217

2. 外国監査法人等の検査監督

金融庁及び公認会計士・監査審査会では、「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」を公表し、外国監査法人等の所属する国の①監査制度や監査人監督体制の同等性が確認され、②情報交換等の検査監督上の協力に関する書簡などが交換され、③相互主義が担保される場合には、当該国の当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとしている(相互依拠)。(資料3-3-11、3-3-12参照)

28年4月には、フランス会計監査役高等評議会(H3C)との間で情報交換等の検査監督上の協力に関する書簡を交換した。

金融庁及び公認会計士・監査審査会は、引き続き、相互依拠に向けた外国監査法人等に対する検査監督体制の整備のため、諸外国の当局との情報交換等の取組

みを進めていく。

VII 公認会計士の魅力向上に向けた取組み

公認会計士及び公認会計士試験合格者が経済社会の幅広い分野で活用されることを目指して、21年以降、金融庁、公認会計士・監査審査会、日本公認会計士協会、日本経済団体連合会、金融4団体による意見交換会を開催してきたところ。金融庁においては、課題解決に向けて必要な当面の対応策について、アクションプランとして策定しており、組織内会計士のネットワークの強化、会計大学院協会との連携及び若年層を対象とした広報活動などの施策を盛り込んでいる。(資料3-3-13参照)

27事務年度は、引き続き、アクションプランに基づき、上記の施策や、組織内会計士の活躍状況の記載を更に充実させた試験合格者等向けパンフレットの作成、組織内会計士による大学での講演の実施など、関係団体と連携しつつ、公認会計士の魅力向上に向けた取組みを行った。

第4節 その他金融・資本市場等に関する各種施策等

I 金融商品取引業等に関する諸制度の整備

1. 私設取引システム（PTS）等による取引所金融商品市場外での取引に係る価格公表制度の見直し

取引所金融商品市場外での売買等に関する報告等につき、当該売買等に関する報告を行うPTS業務の認可を受けた金融商品取引業者（PTS業者）及び当該報告を受けて売買等に関する公表を行う日本証券業協会の負担軽減のため、PTS業者による個別銘柄のリアルタイム報告（5分以内）を不要とする等の金融商品取引業協会等に関する内閣府令の改正を行った（注1）（平成26年7月14日公布、28年9月5日施行予定）。

（注1） 本件に関して、日本証券業協会においても取引所金融商品市場外での売買等に関する自主規制規則を見直し、PTS業者が日本証券業協会のシステムを利用して個別銘柄のリアルタイム公表（5分以内）を行う等の改正が行われた。同規則の施行後においては取引所金融商品市場外での売買等に関する情報については、従来と同様に日本証券業協会のウェブサイトを通じてリアルタイムで取得することができる。

2. インサイダー取引規制の見直し

金融審議会金融分科会報告「近年の違反事案及び金融・企業実務を踏まえたインサイダー取引規制をめぐる制度整備について」（25年2月27日）における提言を踏まえ、いわゆる「知る前契約」「知る前計画」に係るインサイダー取引規制の適用除外について、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の改正を行った（27年9月2日公布、同月16日施行）。

具体的には、これまで適用除外とされてきた類型に当てはまらない取引であっても、インサイダー取引規制上問題のない取引については、これを円滑に行うことができるよう、次の①～③を要件とするより包括的な適用除外規定を設けることとした。

- ① 未公表の重要事実を知る前に締結・決定された契約・計画の存在
- ② 裁量性の排除のため、売買等の具体的な内容が、あらかじめ特定されている、又は定められた計算式等で機械的に決定されること
- ③ 契約・計画に従って売買等が執行されること

3. 投資型クラウドファンディングに係るクレジットカード決済について

金融商品取引法では、信用取引以外の方法で行う金銭の貸付けその他信用の供与を条件とする売買の受託等を、原則として禁止しており、クレジットカード決済も原則認められていない。

但し、投資家保護上の問題が少ないと認められるものについては例外を認めており、具体的には、累積投資契約について、信用供与額が10万円以下で翌月一括

払いを満たす場合であれば、クレジットカード決済を可能としているところ。

そこで、投資型クラウドファンディングについても、累積投資契約と同様、信用供与額が10万円以下で翌月一括払いを満たす場合には、クレジットカード決済を行うことができるよう、金融商品取引業等に関する内閣府令の改正を行った(28年6月30日公布、同日施行)。

4. 投資一任契約における契約締結時交付書面の交付義務緩和

投資一任契約に基づく個々の有価証券売買等の取引については、投資判断を金融商品取引業者等に一任しており、個別取引の詳細を都度確認するニーズが低いと考えられること及び最長3ヶ月に1回交付される取引残高報告書で期中の個別取引の詳細を確認できることから、顧客の事前承諾を得ている場合には、契約締結時交付書面の交付省略を認める旨の金融商品取引業等に関する内閣府令の改正を行った(28年6月30日公布、同日施行)。

II 金融商品取引所をめぐる動き

1. J P X日経インデックス 400 について

日本取引所グループ及び東京証券取引所は、日本経済新聞社と共同で、収益性やコーポレートガバナンス等、グローバルな投資要件を満たした、「投資者にとって魅力の高い会社」で構成される株価指数「J P X日経インデックス 400」を26年1月から算出している。

その算出当初から、本インデックスに連動したE T Fの上場や公募投信の運用がなされ、現在は、東京証券取引所に6商品のE T Fが上場し、50以上の公募投信が運用されている。海外でも、26年9月にロンドン証券取引所等にE T Fが上場され、28年6月末では7カ国でE T Fが上場されている。また、大阪取引所において26年11月からは、本インデックスの先物取引が開始されている。

Ⅲ 証券・デリバティブ決済システムをめぐる動き

1. 経緯

先般の世界的な金融危機を受け、G20 ピッツバーグ・サミット首脳声明などにおける国際的に重要な問題として認識された課題（注）等に関して、我が国金融・資本市場において、早急に取り組むべき諸課題を整理した「金融・資本市場に係る制度整備について」（22年1月）、「店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会」における議論の取りまとめ（23年12月）を公表した。

これらを踏まえ、22年5月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」において、一定の店頭デリバティブ取引に係る清算機関の利用義務付け及び取引情報保存・報告制度等を盛り込む改正を行った（24年5月関係政令公布、同年11月施行、24年7月内閣府令等公布、同年11月施行）。また、取引情報保存・報告制度の対象を拡大する内閣府令の改正を行った（26年11月公布、27年4月施行）。さらに、清算集中義務の対象を拡大する内閣府令等の改正を行った（26年6月公布、26年12月（対象者拡大部分）・27年7月（対象取引拡大部分）施行）。

（注）21年9月のG20 ピッツバーグ・サミットでは、「標準化されたすべての店頭デリバティブ契約は、適当な場合には、取引所又は電子取引基盤を通じて取引され、中央清算機関を通じて決済されるべきである。店頭デリバティブ契約は、取引情報蓄積機関に報告されるべきである」旨、合意された。

2. 概要

（1）店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上

清算集中義務の対象者及び対象商品の更なる拡大のために、内閣府令を改正し、以下の措置を講じた（26年11月19日公布、28年12月1日施行予定）。

- ① 清算集中義務の対象者に保険会社を追加
- ② 信託財産に属するものとして経理される取引のうち、過年度の各月末日における店頭デリバティブ取引に係る想定元本の合計額の平均額が3,000億円以上である信託財産に係るものを、清算集中の対象となる取引に追加

また、一定の店頭デリバティブ取引の電子取引基盤の利用義務付け等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立（24年9月）したことを受け、第1節Ⅱ. 1に記載したとおり、関係政令・内閣府令の整備を行った。

さらに、中央清算されない店頭デリバティブ取引への証拠金授受の義務付け等を盛り込んだ内閣府令等を整備した（28年3月公布、同年9月施行予定）。

（2）国債取引等の証券決済・清算態勢の強化

国債については、「金融・資本市場に係る制度整備について」を踏まえ、市場関係者において、22年6月に公表された「国債取引の決済リスク削減に関する工程表」に基づき、30年度の上期に国債の決済期間を短縮化（T+1）することを目指し、その実現に向けた課題等について議論が進められている。

株式等についても、市場関係者において、検討が進められており、27年12月に中間報告書がとりまとめられ、31年中のなるべく早い時期を目標に株式等の決済期間の短縮化（T+2）を実施することが決定された。

金融庁は、こうした検討に積極的に参加するとともに、半年毎に更新される工程表を、金融庁ウェブサイトで公表し広く周知する（27年12月）ことなどにより、市場関係者の取組みを支援してきた。

IV 「地域の成長マネー供給促進フォーラム」の開催

地域の実情を踏まえつつ成長マネーの供給促進を図る観点から、地元ベンチャー企業の経営者をはじめとし、地域金融機関、ベンチャーキャピタル、証券取引所、証券会社、行政当局等の関係者が一堂に会し、資本市場をめぐる現状や課題について幅広く意見交換を行うとともに、地域への成長マネー供給に係る取組事例の紹介・共有等を図るため、「地域の成長マネー供給促進フォーラム」を、27年12月9日に仙台、28年2月12日に名古屋、同年6月10日に金沢で開催した。

第4章 預金取扱等金融機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案

第1節 情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（平成28年法律第62号）

I 経緯

情報通信技術の急速な進展等、最近における金融を取り巻く環境の変化に対応し、金融機能の強化を図ることが、喫緊の課題となっている。このような状況を踏まえ、①金融グループにおける経営管理の充実、②共通・重複業務の集約等を通じた金融仲介機能の強化、③ITの進展に伴う技術革新への対応、④仮想通貨への対応等に係る施策を盛り込んだ「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」が、平成28年5月25日に成立し、同年6月3日に公布された。

II 概要

主な改正内容は、以下のとおりである。（資料4—1—1参照）

1. 銀行法の一部改正

(1) 金融グループにおける経営管理の充実

銀行持株会社（銀行持株会社を有さないグループの場合は、グループ頂点の銀行）は、その属するグループの経営の基本方針の策定及びその適正な実施の確保等、当該グループの経営管理を行わなければならないこととする。

(2) 共通・重複業務の集約を通じた金融仲介機能の強化

ア. 持株会社による共通・重複業務の執行

銀行持株会社は、認可を受けて、銀行持株会社グループに属する二以上の会社（銀行を含む場合に限る。）に共通して必要とされる業務であって、当該業務を銀行持株会社が行うことが当該グループの業務の一体的かつ効率的な運営に資するものを、当該会社に代わって行うことができることとする。

イ. 子会社への業務集約の容易化

銀行持株会社グループに属する二以上の会社（銀行を含む場合に限る）が、共通する業務を当該グループに属する他の会社（業務委託先）に委託する場合において、銀行持株会社が当該業務の的確な遂行を確保するための措置を講ずる場合には、当該銀行には、業務委託先の管理のための規制を適用しないこととする。

ウ. グループ内の資金融通の容易化

銀行が同一の銀行持株会社グループに属する他の銀行との間で取引を行う

場合であって、当該取引を行うことにより銀行の経営の健全性を損なうおそれがないこと等の要件を満たすものとして承認を受けた場合には、特定関係者との間の取引等の規制（いわゆるアームズ・レングス・ルール）を適用しないこととする。

(3) ITの進展に伴う技術革新への対応

ア. 金融関連IT企業等への出資の容易化

銀行又は銀行持株会社は、認可を受けて、情報通信技術その他の技術を活用した銀行業の高度化若しくは利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社の議決権について、基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有することができることとする。

イ. 決済関連事務等の受託の容易化

銀行の子会社である従属業務を営む会社（主として銀行の営む業務のためにその業務を営む会社）に求められる当該銀行に対する収入依存の要件を一部緩和することとする。

(4) 外国銀行代理業務に関する特則

銀行等が外国銀行代理業務を行おうとする場合、委託元である外国銀行ごとの個別の認可のほか、外国銀行グループごとの包括的な認可によることを可能とする特例を定めることとする。

(5) その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

2. 資金決済に関する法律の一部改正

(1) ITの進展等を踏まえた規制の合理化等

ア. IT機器を利用した前払式支払手段に対応した利用者に対する情報提供方法に関する規定の整備

前払式支払手段に係る支払可能金額等の情報の利用者に対する提供方法について、証票等の交付の有無を前提とした規定を改め、規定の合理化を行うこととする。

イ. 前払式支払手段の払戻し時の公告に関する規定の整備

前払式支払手段発行者が、その発行する前払式支払手段について払戻しを行う場合の公告に関する規定を整備することとする。

ウ. 前払式支払手段に係る苦情の処理に関する規定の整備

前払式支払手段発行者は、前払式支払手段の発行及び利用に関する利用者からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならない

ないことを明確化することとする。

エ. 前払式支払手段に係る発行保証金の額の算定に関する特例

前払式支払手段発行者は、発行保証金の額の算定の基準日について、毎年3月末日及び9月末日の基準日に加え、毎年6月末日及び12月末日を基準日とすることを選択できることとする。

オ. 資金移動業の一部廃止に係る手続の整備

資金移動業者が、その資金移動業の一部を廃止した場合の手続を整備することとする。

(2) 仮想通貨交換業に係る制度整備

ア. 定義

「仮想通貨」の定義を定めることとする。

イ. 登録制の導入

(ア) 仮想通貨交換業（仮想通貨の売買又は他の仮想通貨との交換等を業として行うことをいう。）は、登録を受けた法人でなければ行ってはならないこととする。

(イ) 仮想通貨交換業者の登録手続、登録拒否要件等を定めることとする。

ウ. 業務に関する規定の整備

(ア) 仮想通貨交換業者は、情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならないこととする。

(イ) 仮想通貨交換業者は、利用者への情報提供など利用者の保護を図り、業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならないこととする。

(ウ) 仮想通貨交換業者は、利用者の財産を自己の財産と分別して管理し、その管理の状況について、定期的に公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならないこととする。

(エ) 仮想通貨交換業者に関し、金融分野における裁判外紛争解決制度（いわゆる金融ADR制度）を設けることとし、紛争解決機関との間で契約を締結する措置等を講じなければならないこととする。

エ. 監督規定の整備

仮想通貨交換業者に関し、帳簿書類及び報告書の作成、公認会計士又は監

査法人の監査報告書等を添付した当該報告書の提出、立入検査、業務改善命令等の監督規定を設けることとする。

オ. 認定資金決済事業者協会に関する規定の整備

仮想通貨交換業者が設立した一般社団法人であって、仮想通貨交換業の適切な実施の確保を目的とすること等の要件に該当すると認められるものを、法令遵守のための会員に対する指導等を行う者として認定することができることとするなど、認定資金決済事業者協会に関する規定を設けることとする。

カ. 罰則

仮想通貨交換業者に関し、所要の罰則規定の整備を行うこととする。

(3) その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

Ⅲ その他

1. 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

2. 経過措置等

- ① 所要の経過措置等を定めることとする。
- ② 銀行法等の改正に伴い、仮想通貨交換業者を犯罪による収益の移転防止に関する法律の特定事業者に追加する等、関係法律の改正を行うこととする。

第2節 フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議

I 経緯・背景等

欧米等に比べ、我が国では、先進的なFinTechベンチャー企業やベンチャーキャピタルの登場が未だ必ずしも実現していないとの指摘がある。

我が国の強みを活かしつつ、海外展開を視野に入れたFinTechベンチャー企業の創出を図っていくためには、技術の担い手（研究者、技術者等）とビジネスの担い手（企業、資金供給者、法律・会計実務家等）など、幅広い分野の人材が集積し、これらの連携の中で、FinTechベンチャー企業の登場・成長が進んでいく環境（エコシステム）を整備していくことが重要である。

このため、「FinTechエコシステム」の実現に向けた方策を検討するとともに、こうした動きが金融業に与える影響等について議論することを目的として、平成28年4月27日に「フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議」（座長：福田慎一 東京大学大学院経済学研究科教授）を設置した。（資料4-2-1～4-2-4参照）

II 議論の状況

○第1回（28年5月16日開催）

事務局から、有識者会議を設置した趣旨・目的等について説明を行った後、伊藤委員からヒアリングを行い、その後、討議が行われた。

○第2回（28年6月14日開催）

松尾委員から「人工知能の動向と金融との関係」と題して、金子委員から「A brief history and ecosystem of Silicon Valley」と題してヒアリングを行った後、討議が行われた。

第3節 決済高度化官民推進会議

I 経緯・背景等

決済業務等の高度化は、経済の発展に大きな影響を及ぼすものであり、FinTechの動きが進展する中、利用者利便の向上や国際競争力強化の観点から、強力に決済インフラの改革や金融・ITイノベーションに向けた取組みを実行していくことが重要である。

平成27年12月に、金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」でとりまとめた報告においても、こうした決済業務等の高度化に向けた取組みを官民挙げて実行に移していくための体制の整備が課題とされた。

こうしたことを受け、同ワーキング・グループ報告書で示された課題（アクションプラン）の実施状況をフォローアップし、FinTechの動きが進展する中で決済業務等の高度化に向けた取組みを継続的に進めるため、金融界・産業界・個人利用者・行政など決済に関する幅広いメンバーが、官民連携してフォロー・意見交換することを目的として、28年6月3日に「決済高度化官民推進会議」（座長：森下哲朗 上智大学法科大学院教授）を設置した。（資料4-3-1～4-3-4参照）

II 議論の状況

○第1回（28年6月8日開催）

事務局から、推進会議を設置した趣旨・目的等について説明を行った後、全国銀行協会の田村委員から決済高度化に向けた全銀協の取組状況についての報告が行われ、その後、討議が行われた。

第4節 FinTechサポートデスク

I 経緯

平成27年9月に公表した「平成27事務年度 金融行政方針」において、金融庁としては、FinTechの動きに速やかに対応し、将来の金融ビジネスにおける優位性を確保するため、民間部門と協働しつつ、FinTechの動向を出来る限り先取りして把握していくこととしている。

これを受け、同年12月、FinTechに関する一元的な相談・情報交換窓口として「FinTechサポートデスク」を金融庁に設置し、IT技術の進展が金融業に与える影響を前広に分析するとともに、金融イノベーションを促している。

II 概要

「FinTechサポートデスク」においては、事業者からの相談に応じて、事業実施の支援を行うとともに、FinTechに関するビジネスや事業者のニーズ把握を進めている。

設置以後、7ヶ月で計91件の問い合わせが寄せられている。月平均では13件の問い合わせが寄せられており、そのうちの多く（8割弱）は事業計画に基づいた、法令解釈に係る具体的な相談が占めている。法令解釈に係る相談のうち、3割弱は銀行代理・金融商品仲介・保険販売等、既存金融機関の顧客接点を担うサービスに関する相談が占めている。このほか、仮想通貨に関する相談が2割、クラウドファンディングに関する相談が1割強寄せられている。（資料4-4-1参照）

法令解釈に係る相談（70件）のうち、既に対応が終了した案件（46件）については、平均して4営業日前後で対応している。

第5節 振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金の活用について

I 振り込め詐欺救済法の概要

振り込め詐欺救済法は、振り込め詐欺等の預貯金口座への振込みを利用した犯罪の被害者に対して、振り込んだ先の口座（犯罪利用口座）に一定の残高が残っている場合に、当該残高を原資として返金を行うことにより被害の回復を図ること等を目的とした法律であり、平成20年6月に施行されている。

本法律に定める手続の対象となる預貯金口座は、詐欺やヤミ金融など「人の財産を害する罪の犯罪行為」（いわゆる財産犯）において振込先として利用された口座である。同法上の救済手続は、①こうした口座の凍結とその後の失権手続、②被害者への返金手続の2段階で構成されている。

以上の救済手続を経ても、被害者からの返金申請がなかった場合など、返金しきれずに残金が発生する場合もある。この残金については、同法上、預金保険機構に納付されることとされている（以下「預保納付金」という。）。

この預保納付金について、預金保険機構は、まず、犯罪とは無関係であるにもかかわらず誤って預貯金口座を失権されてしまった名義人（口座名義人）を事後的に救済することができるよう、その一定割合を留保（保管）することが法令上義務付けられている。他方、預保納付金のうち、上記により留保（保管）されたもの以外の額については、同法上、「主務省令で定めるところにより、犯罪被害者等の支援の充実のために支出する」とされている。（資料4-5-1参照）

II 預保納付金事業について

預保納付金の具体的用途については、22年10月以降、金融庁、内閣府、財務省の政務で構成されるプロジェクトチームにおいて議論がなされた。その結果、預保納付金を「犯罪被害者等の子どもに対する奨学金貸与」及び「犯罪被害者等支援団体に対する助成」の両事業に活用することとされた（内閣府・財務省令で規定）。

預保納付金事業は、公募を通じて選定された公益財団法人日本財団を事業の担い手として24年度より開始されている。

（参考）現行事業の概要

- ① 奨学金事業（高校生から大学院生等を対象とした無利子貸与、返済期間は30年以内）
 - ・ 大学生：月額8万円、大学院生：月額10万円
 - ・ 高校生：月額5万円（私立）、3万円（国公立）
 - ・ 入学時に一時金を貸与（大学生は30万円）
- ② 団体助成事業
犯罪被害者等を支援する団体を対象に、当該団体の財政基盤を支える仕組み

を作る事業や犯罪被害者等への支援拡充のための資機材を整備する事業等について、助成を行っている。

Ⅲ 預保納付金事業の見直しについて

1. 預保納付金事業の見直し

預保納付金事業については、政府の第3次犯罪被害者等基本計画（計画期間：28～32年度）の策定に向けた議論を通じて、その見直しを求める意見が寄せられてきた。こうした状況を踏まえ、27年11月に、金融庁、内閣府、財務省の政務で構成されるプロジェクトチームを設置し、議論が行われ、28年3月に報告書が取りまとめられた。同報告書で示された預保納付金事業の主な見直し内容は、以下のとおり。（資料4-5-2参照）

① 奨学金事業（高校生から大学院生等を対象とした給付）

貸与制から給付制に移行する。

- ・大学生：月額5万円、大学院生：月額5万円
- ・高校生：月額2.5万円（私立）、1.7万円（国公立）
- ・入学時に一時金を支給（大学生は30万円）

② 団体助成事業

団体助成事業において、現在、原則として人件費は対象となっていないところ、犯罪被害者等支援団体に定着することが見込まれる人材については、相談員としての要件を満たすまでに必要な育成費（雇用経費）を助成対象に追加。

2. 内閣府・財務省令の改正

事業の内容は内閣府・財務省令で規定していることから、上記の見直し内容に基づき、これを改正した（28年6月22日公布、29年4月1日施行予定）。

3. 担い手の再選定

今般の給付制の導入等の見直しにより、事業の内容が変わることから、担い手の再選定手続きを開始した（28年6月22日担い手募集開始）。

第6節 保険業法に関する制度の整備

I 保険業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第45号）の施行

近年の保険会社を巡る経営環境の大きな変化を踏まえ、新たな環境に対応するために保険募集規制を整備することや、保険業の発展を通じて経済活性化への貢献を実現していくことが喫緊の課題となっている。

このような状況を踏まえ、保険の信頼性を確保するための施策及び保険会社等の海外への積極的な業務展開を推進するなど、保険業を活性化するための施策等を盛り込んだ「保険業法等の一部を改正する法律案」が、26年5月23日に成立し、同月30日に公布された。

これを受け、2年以内に施行することとされている、①情報提供義務、②意向把握義務の導入、③保険募集人等に対する体制整備義務の導入に係る規定について、28年5月29日に施行された。また、金融庁では、円滑な施行に向け、保険会社等と双方向の議論や各種セミナーにおける講演、出版物への寄稿等を行った。

II 不妊治療に係る保険の引受けについての制度の整備

1. 経緯

不妊治療への社会的関心は高まっているが、その治療内容によっては多額の費用を要することから、当該費用をてん補するための保険に対する需要が高まりつつあることを受け、内閣府令の改正を行った。

2. 概要

不妊治療に係る保険の引受けについて、内閣府令を改正（28年3月31日公布、同年4月1日施行）し、不妊治療を要する身体の状態を事由とした保険の引受けができることとした。

第7節 金融庁への役員等の氏名届出等に係る内閣府令等及び監督指針の改正

金融機関が、金融庁に対して新規に登録等を申請する場合には、一般的に、役員等の氏名の記載が必要とされている。金融機関の役員等に変更がある際にも、各業法において、その旨の届出が必要とされている。

他方、当該申請・届出における、婚姻前の氏名の使用については、本人確認の手続を含め、各業法等に特段規定がなかった。

これらの状況を踏まえ、金融機関が金融庁に役員等の氏名届出等を行う際に、現在の戸籍上の氏名とともに、婚姻前の氏名を併記することを可能とする旨の内閣府令等及び監督指針の改正を行った（平成 28 年 3 月 1 日公布・施行）。（資料 4-7-1 参照）

第5章 審議会等の活動状況

第1節 金融審議会

I 金融審議会の構成

金融審議会は、国内金融等に関する重要事項の調査審議等をつかさどる内閣総理大臣、金融庁長官及び財務大臣の諮問機関として設置され（金融庁設置法第6条、第7条）、現在その傘下に金融分科会とその下部機関、金利調整分科会、自動車損害賠償責任保険制度部会、公認会計士制度部会が設置されている。（資料5-1-1～2参照）

II 平成27事務年度の開催実績

1. 総会・金融分科会合同会合

(1) 第35回総会・第23回金融分科会合同会合（平成27年10月23日開催）

審議会に対して、「企業の情報開示のあり方等に関する検討」に関する諮問が行われ、「ディスクロージャーワーキング・グループ」が設置された。（資料5-1-3参照）

また、「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」及び「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」の検討状況等について、報告がなされた。

その後、27年9月に公表された「金融行政方針」について事務局より説明がなされた。

(2) 第36回総会・第24回金融分科会合同会合（28年2月8日開催）

「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」及び「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」における審議の結果について報告がなされた。

また、「ディスクロージャーワーキング・グループ」の検討状況等について、報告がなされた。

その後、最近の金融行政の動向として、「国際的な金融規制改革の動向」について、事務局より説明がなされた。

(3) 第37回総会・第25回金融分科会合同会合（28年4月19日開催）

審議会に対して、「市場・取引所を巡る諸問題に関する検討」に関する諮問が行われ、「市場ワーキング・グループ」が設置された。（資料5-1-4参照）

また、27年10月の諮問事項に関し、「ディスクロージャーワーキング・グループ」における審議の結果について報告がなされた。

2. ワーキング・グループ

(1) 決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ

27年7月以降、7回にわたり、「中間整理」（当ワーキング・グループの前身となったスタディ・グループが取りまとめ、同年4月公表）で指摘された課題や仮想通貨について、審議を重ね、同年12月22日、報告書がとりまとめられた。（資料5-1-5～6参照）

(2) 金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ

27年5月以降、9回にわたり、関係者からのヒアリングを行いながら、金融グループにおける経営管理機能の充実とグループ全体での戦略的かつ柔軟な業務運営の促進との視点を踏まえ審議を重ね、同年12月22日、報告書がとりまとめられた。（資料5-1-7～8参照）

(3) ディスクロージャーワーキング・グループ

27年11月以降、5回にわたり、開示の内容や開示の日程・手続のあり方、非財務情報の開示の充実等について審議を重ね、28年4月18日、報告書がとりまとめられた。（資料5-1-9～10参照）

(4) 市場ワーキング・グループ

28年5月以降、2回にわたり、取引の高速化への対応、市場間競争のあり方といった課題について、審議を行った。（資料5-1-11～12参照）

第2節 自動車損害賠償責任保険審議会

I 設置

自動車損害賠償責任保険審議会（以下、「自賠審」という。）は、自動車損害賠償保障法（以下、「自賠法」という。）第31条を設立根拠として金融庁に設置され、内閣総理大臣の諮問に応じて調査審議を行っている。

（注）内閣総理大臣の諮問事項

- ① 自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）を含む損害保険事業の免許
- ② 自賠責保険にかかる約款又は算出方法書の変更認可又は変更命令
- ③ 基準料率等について、自賠法等による変更命令
- ④ 基準料率の審査期間の短縮、審査期間内における変更又は撤回命令 等

II 自動車損害賠償責任保険審議会の組織（資料5-2-1参照）

自賠審は委員13人をもって組織され、委員は、学識経験のある者（7名）、自動車交通又は自動車事故に関し深い知識及び経験を有する者（3名）、保険業に関し深い知識及び経験を有する者（3名）から内閣総理大臣によって任命されることとなっている。

このほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができ、金融庁長官によって任命されることとなっている。

会長は委員のうちから互選により決定されることとなっており、現会長は、落合誠一氏（東京大学名誉教授）である。

III 自動車損害賠償責任保険審議会の審議状況

平成28年1月21日に、第135回自賠審が開催され、自賠責保険の基準料率の検証結果を踏まえた基準料率の改定の必要性等について審議が行われた。

審議においては、損害保険料率算出機構から27年度の自賠責保険の基準料率の検証結果が報告されたが、その内容は、27年度の予定損害率95.9%、28年度の予定損害率95.4%というものであり、25年4月の基準料率改定時における予定損害率100.2%との乖離は27年度で▲4.3%、28年度で▲4.8%にとどまっており、基準料率の改定は必要ないものとされた。

その他、自動車安全特別会計、民間保険会社、JA共済それぞれにおける27年度の自賠責保険運用益の用途等について報告がなされた。

（注）損害率＝（支払保険金／収入純保険料）×100

第3節 企業会計審議会

I 企業会計審議会の構成

企業会計審議会（会長：安藤英義 専修大学大学院教授）は、会計を巡る事項、監査基準の設定、その他企業会計制度の整備改善について調査審議等することとされており、その下に、会計部会、監査部会、内部統制部会の各部会が設置されている。（資料5-3-1参照）

II 平成27事務年度の審議状況

○第3回・会計部会（27年11月19日開催）

I F R Sの任意適用企業の拡大促進及びI F R Sに関する国際的な意見発信の強化に向けて、I F R Sに基づく会計監査の実務を担える人材や、I F R Sに関して国際的な場で意見発信できる人材の裾野の拡大が必要であり、企業や監査法人、日本公認会計士協会等において取組みを強化すべきであるとされた。

第4節 金融トラブル連絡調整協議会

I 経緯

金融トラブル連絡調整協議会（座長：山本和彦一橋大学大学院法学研究科教授）は、金融審議会答申（平成12年6月）を踏まえ、同審議会答申で早期に実施すべきとされた項目の実施を担保するとともに、業態の枠を超えた情報・意見交換を行い、金融分野における裁判外紛争処理制度の改善のため、消費者行政機関（内閣府等）、消費者団体、業界団体・自主規制機関、弁護士会及び関係行政機関（金融庁等）の担当者による任意の自主的な協議会として同年9月に設置されたものである。（資料5-4-1参照）

（参考）早期に実施すべきとされた項目は、

- ① 個別紛争処理における機関間連携の強化
 - ② 苦情・紛争処理手続の透明化
 - ③ 苦情・紛争処理事案のフォローアップ体制の充実
 - ④ 苦情・紛争処理実績に関する積極的公表
 - ⑤ 広報活動を含む消費者アクセスの改善
- の各点である。

II 議論の状況

12年9月7日の第1回会合以降、審議会答申の目的を達成するために、これまで51回の協議会を開催してきた。

1. 第50回金融トラブル連絡調整協議会

27年12月4日、第50回金融トラブル連絡調整協議会が開催された。同協議会では、指定紛争解決機関の業務実施状況（27年度上半期）及び「利用者からの信頼を向上させるための対応」等について報告・意見交換等を行った。（資料5-4-2参照）

2. 第51回金融トラブル連絡調整協議会

28年6月9日、第51回金融トラブル連絡調整協議会が開催された。同協議会では、指定紛争解決機関の業務実施状況（27年度）及び「指定紛争解決機関がない業態の苦情・紛争解決の対応」及び「金融ADRの当面の主要課題を考えて」（石戸谷委員）等について報告・意見交換等を行った。（資料5-4-3参照）

第6章 政府全体の施策における金融庁の取組み

第1節 政府の成長戦略等における金融庁の取組み

I 「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）

1. 経緯

25年6月、アベノミクスにおける「三本の矢」（①大胆な金融政策、②機動的な財政政策、③民間投資を喚起する成長戦略）の「三番目の矢」として、産業競争力会議での議論を経て、「日本再興戦略」（25年6月14日閣議決定）が取りまとめられた。その改訂版として、26年6月に『「日本再興戦略」改訂2014』（26年6月24日閣議決定）、27年6月に『「日本再興戦略」改訂2015』（27年6月30日閣議決定）がそれぞれ策定された。

そして、28年6月、回り始めた経済の好循環を、持続的な成長路線に結びつけ、「戦後最大の名目GDP600兆円」の実現を目指していくとして、「日本再興戦略2016」が策定された（28年6月2日閣議決定）。

2. 金融庁関連の施策（資料6-1-1参照）

「日本再興戦略2016」においては、金融庁関連の主な施策として、以下の施策が盛り込まれている。

（1）「攻めの経営」の促進

- コーポレートガバナンス改革による企業価値の向上
 - ・ コーポレートガバナンス改革は、引き続き、アベノミクスのトップアジェンダであり、今後はコーポレートガバナンス改革を「形式」から「実質」へと深化させていくことが最優先課題である。そのためには、機関投資家サイドからの上場企業に対する働きかけの実効性を高めていくことが有効であり、これにより、中長期的な視点に立った「建設的な対話」の実現を強力に推進していく。

（2）活力ある金融・資本市場の実現

- 成長資金の供給に資するポートフォリオ・リバランスの促進と市場環境の整備等
 - ・ より良い資金の流れを実現し、国民の安定的な資産形成につながるポートフォリオ・リバランスを促進するため、家計と金融機関の双方に対して働きかけを行っていく。
- FinTechをめぐる戦略的対応
 - ・ FinTechと呼ばれる金融・IT融合の動きの進展に対し、利用者保護や不正の防止等の観点も踏まえつつ、FinTechによる金融革新の推進や制度面での対応を進め、利用者利便の向上や我が国経済の成長力強化につなげていく。

○ 金融仲介機能の質の改善

- ・ 金融機関が、経済・市場の環境変化に適時適切に対応し、金融仲介機能の安定的な発揮を通じて我が国産業・企業の競争力・生産性の向上等を金融面から支援していく。

(参考：「日本再興戦略 2016」の構成)

第1 総論

第2 具体的施策

I 新たな有望成長市場の創出、ローカルアベノミクスの深化等

II 生産性革命を実現する規制・制度改革

2. 未来投資に向けた制度改革

2-1. 「攻めの経営」の促進

2-2. 活力ある金融・資本市場の実現

III イノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神にあふれる人材の創出等

IV 海外の成長市場の取り込み

V 改革のモメンタム～「改革 2020」の推進～

II 「経済財政運営と改革の基本方針 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）

1. 経緯

経済・財政一体改革を推進し、当面の経済財政運営と 29 年度予算編成に向けた考え方を示すため、経済財政諮問会議での議論を経て、「経済財政運営と改革の基本方針 2016」（28 年 6 月 2 日閣議決定）が取りまとめられた（骨太の方針）。

2. 金融庁関連の施策

(1) 企業の成長力・収益力の強化と活用

ESG（環境、社会、ガバナンス）や人材投資、研究開発投資などの無形資産への投資を含む取組や、資本効率の向上に向けた取組により、中長期的な成長力や収益力を強化することが重要である。そのため、取引所等の関係者と協力し、コーポレート・ガバナンスの実効性の向上に向けて取り組むとともに、企業と投資家の対話の充実に向けた具体策を検討する。

(2) ストックを活用した消費・投資喚起

老後の生活等に備えた自助による資産形成を支援するためにも、NISAの利便性を向上させるとともに、平成 35 年までの投資可能期間を恒久化することを検討する。

(参考：「経済財政運営と改革の基本方針 2016」の構成)

第1章 現下の日本経済の課題と考え方

第2章 成長と分配の好循環の実現

2. 成長戦略の加速等

(1) 生産性革命に向けた取組の加速

④ 企業の成長力・収益力の強化と活用

3. 個人消費の喚起

(3) ストックを活用した消費・投資喚起

第3章 経済・財政一体改革の推進

第4章 当面の経済財政運営と平成29年度予算編成に向けた考え方

Ⅲ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改訂版）」（平成27年12月24日閣議決定）

1. 経緯

まち・ひと・しごと創生本部において、26年12月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改訂版として「まち・ひと・しごと創生総合戦略改訂2015」（27年12月24日閣議決定）が策定された。また、地方創生を本格展開し、各分野の施策を推進するため、「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」（28年6月2日閣議決定）が策定された。

2. 「まち・ひと・しごと創生総合戦略改訂2015」における金融庁関連の施策

(1) リスク性資金の充実に向けた環境整備

- ・ 金融機関等によるローカルベンチマーク等の活用により、地域企業の経営改善・ガバナンスを強化。こうしたことにより、地方に投資を呼び込む環境を整備する。
- ・ 地域経済活性化支援機構（REVIC）や政府系金融機関の活用の促進に加え、証券会社やプライベートエクイティファンド等による取組を促進する。

(2) 「プロフェッショナル人材戦略拠点」の整備等

- ・ 「プロフェッショナル人材戦略拠点」や金融機関等との連携を通じて、日本人材機構が、地域企業等へのコンサルティング、経営改善・生産性向上等に資する経営人材の紹介等を実施する。

（参考：「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改訂版）」の構成）

I. 基本的な考え方

II. 政策の企画・実行に当たっての基本方針

III. 今後の施策の方向性

IV. 地方創生に向けた多様な支援 - 「地方創生版・三本の矢」 -

Ⅳ 「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）

1. 経緯

アベノミクスの「新・三本の矢」（「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」）の実現を目的とする「一億総活躍社会」の実現に向けた具体的施策のとりまとめとして、一億総活躍国民会議での議論を経て、「ニッポン一億プラン」が策定された。

2. 金融庁関連の施策

（1）未来投資に向けた制度改革（コーポレートガバナンスの強化）

コーポレートガバナンスの強化は、改革リストのトップアジェンダである。コーポレートガバナンス・コードの適用、独立社外取締役を選任する企業の増加、機関投資家のスチュワードシップ・コードの受入れなど、旧来型の内向きの経営マインドの一掃に取り組んできた。形式だけではなく、実効的にガバナンスを機能させなければ、企業が「攻めの経営」に転じていくことは難しい。企業の情報開示の実効性・効率性を国際水準に照らしても高いものにするなど、更なる改革に着手し、企業と投資家の建設的な対話を促進する。

（2）女性活躍の推進

旅券・金融機関口座等の旧姓使用の現状と課題について調査を行い、必要な取組を進める。

（参考：「ニッポン一億総活躍プラン」の構成）

1. 成長と分配の好循環メカニズムの提示
2. 一億総活躍社会の実現に向けた横断的課題である働き方改革の方向
3. 「希望出生率 1.8」に向けた取組の方向
- （3）女性活躍
4. 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向
5. 「戦後最大の名目 GDP600 兆円」に向けた取組の方向
- （14）生産性革命を実現する規制・制度改革
（未来投資に向けた制度改革）
6. 10 年先の未来を見据えたロードマップ

第2節 金融に関する税制

I 平成28年度税制改正について

平成28年度税制改正要望にあたり、

- ・ 家計の資産形成の支援と成長資金の供給拡大
- ・ 地域経済の活性化に資する中小企業の事業再生支援
- ・ 「国際金融センター」としての利便性向上と活性化を柱とし、種々の税制改正要望を行った。

この結果、平成28年度税制改正大綱（27年12月24日閣議決定）において以下の内容が盛り込まれた（資料6-2-1参照）。主要な項目は以下のとおり。

1. NISAの更なる利用拡大に向けた利便性向上

NISAについては、マイナンバー制度の導入に伴い、口座開設手続き等の簡素化を図る観点から、以下の措置が認められた。

- ・ 口座開設の際等に必要な非課税適用確認書の交付申請書について、30年以降、基準日（勘定設定期間開始の前年の1月1日）における住民票の写し等の添付を不要とし、併せて30年以後の勘定設定期間を統合する。
- ・ 29年10月1日において、29年分の非課税管理勘定を設定しており、個人番号を告知している者については、30年以後の勘定設定期間に係る非課税適用確認書の交付申請書を提出したものとみなす。

2. マイナンバーの導入に伴う手続きの簡素化

マイナンバー制度の活用により証券投資に係る税務手続きの簡素化を図る観点から、以下の措置が認められた。

- ・ 既に金融機関に対して個人番号を告知済みの者が、同一の金融機関において口座開設手続き等を行う際に、当該金融機関等で帳簿により当該個人の個人番号等を確認できる場合には、個人番号の告知等が不要とされる。

3. 金融所得課税の一体化

金融商品については、28年1月から、商品間の損益通算の範囲が、現行の株式等の配当・譲渡所得から公社債等の利子・譲渡所得等まで拡大された。

デリバティブ取引については損益通算が認められていないが、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、平成28年度与党税制改正大綱においては、以下の記載が盛り込まれた。

「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。」

4. 事業再生ファンドに係る企業再生税制の特例の延長

中小事業者の再生を引き続き支援する行方観点から、以下の措置が認められた。

- ・ 28年3月末とされている期限を、31年3月末まで3年延長する。

(注) 本特例の適用対象となる中小事業者の範囲を、中小企業金融円滑化法の施行の日(21年12月4日)から28年3月31日までの間に、金融機関から受けた事業資金の貸付けに係る債務の弁済について、条件変更を受けた中小事業者とする。

5. 経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の延長

中小事業者の再生を引き続き支援する行方観点から、以下の措置が認められた。

- ・ 28年3月末とされている期限を、31年3月末まで3年延長する。

(注) 本特例の適用対象となる中小事業者の範囲を、中小企業金融円滑化法の施行の日(21年12月4日)から28年3月31日までの間に、金融機関から受けた事業資金の貸付けに係る債務の弁済について、条件変更を受けた中小事業者とする。

6. 日本版スクークに係る非課税措置の延長

利子を生じる社債の取扱いが禁じられているイスラム投資家による投資を促進し、日本市場の活性化を図る観点から、以下の措置が認められた。

- ・ 日本版スクークに係る①海外投資家への配当及び②信託からの不動産の買戻しに係る登録免許税に関する非課税措置の適用期限を3年延長する。

7. 協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率

協同組合の特性等に十分に配慮し、法人税の基本税率との税率差を維持する観点から、協同組合に対する軽減税率について引下げを行うよう要望し、平成28年度与党税制改正大綱においては、以下の記載が盛り込まれた。

「協同組合等課税については、組合によって事業規模や事業内容が区々であるが、同一の制度が適用されている。そうした実態を丁寧に検証しつつ、組合制度の趣旨も踏まえながら、検討を行う。その上で、特に軽減税率のあり方について、事業分量配当の損金算入制度が適用される中で過剰な支援となっていないかといった点も勘案しつつ、平成27年度税制改正における受取配当等益金不算入の見直しの影響も考慮しながら、今般の法人税改革の趣旨に沿って、引き続き検討を行う。」

8. 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実

損害保険会社では、大型台風、雪害、洪水等の自然災害への保険金支払いが近年増大しており、巨大自然災害に対する保険金の支払いに耐えうる、十分な異常危険準備金残高の確保・維持が必要不可欠との観点から、以下の措置が認められた。

- ・ 保険会社等の異常危険準備金制度について、火災保険等に係る特例積立率の適用期限を3年延長する。

9. 投資法人（インフラファンド）に係る税制優遇措置の拡充

再生可能エネルギーの普及促進や金融資本市場の競争力強化の観点から、以下の措置が認められた。

- ・ 再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とするインフラファンドの導管性要件に係る時限措置（10年以内に総資産に占める再エネ設備の割合を50%以下とすること）について、期限を「20年以内」に延長する。

10. 外国子会社合算税制（CFC税制）の抜本的見直し

我が国の金融機関が健全な海外事業展開を行うための環境を整備する観点から、適用除外基準の見直し、及びCFC税制の抜本的見直しを要望した。前者については、英国ロイズ市場で保険業を行う特定外国子会社等の実体基準、管理支配基準、非関連者基準について、適用方法の見直しが措置された。後者については、平成28年度与党税制改正大綱において、以下の記載が盛り込まれた。

「喫緊の課題となっている航空機リース事業の取扱いやトリガー税率のあり方、租税回避リスクの高い所得への対応等を含め、外国子会社の経済実体に即して課税を行うべきとするBEP S（税源浸食と利益移転）プロジェクト最終報告書の基本的な考え方を踏まえ、軽課税国に所在する外国子会社を利用した租税回避の防止という本税制の趣旨、日本の産業競争力や経済への影響、適正な執行の確保等に留意しつつ、総合的な検討を行い、結論を得る。」

II NISA（少額投資非課税制度）の普及・定着に向けた取組みについて

NISAは、個人投資家のすそ野を拡大し、家計の安定的な資産形成の支援と経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図るため、毎年120万円（27年までは100万円）を上限とする上場株式、公募株式投資信託等の新規購入分を対象に、その配当や譲渡益を最長5年間、非課税とする制度であり、26年1月より導入された。28年3月末時点において、NISAの口座開設数は約1,012万口座、買付額は約7兆7,554億円となっている。

また、28年1月からは、0歳から19歳の未成年者にNISA口座の開設を認めるジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）が導入され、4月から投資が可能となった（年間投資上限額は80万円）。28年3月末時点において、ジュニアNISAの口座開設数は約8万口座となっている。

金融庁としては、投資家のすそ野の拡大に向けて、特に若年層や投資未経験者層へのNISAの普及・定着を図る観点から、引き続き、様々な取組みを進めていくこととしている。

27事務年度は、特に以下の取組みを行った。

・ 制度の効果検証の実施

27年12月末時点で制度の開始から2年が経過したことを踏まえ、NISAの利用状況や金融機関において販売されている商品内容及び販売態勢等について、

「国民のNISAの利用状況等に関するアンケート調査」（28年2月）や金融機関へのヒアリング等を通じて、制度の総合的な効果検証を実施した。

・ 周知・広報活動の実施

若年層や投資未経験者層へ投資家のすそ野を拡大させるため、NISAや投資に関する基礎的な情報、ライフプランや資産運用のシミュレーションツール、有識者によるコラムなどのコンテンツを盛り込んだ「NISA特設サイト」を当庁ウェブサイト内に開設（28年5月30日）したほか、以下の取組みを実施した。

- 政府広報オンラインに制度の概要や趣旨などについての記事を掲載
- 日本経済新聞社「資産形成応援プロジェクト」への協力
- 「NISAの日」シンポジウム（28年2月13日）において、当庁幹部による講演等を実施したほか、新聞・雑誌等による取材、セミナー等における講演依頼に随時対応

・ 利用状況の調査

四半期毎に全金融機関を対象としたNISA・ジュニアNISA口座の開設・利用状況調査（資料6-2-2参照）を実施し公表した。

第3節 規制・制度改革等に関する取組み

I 規制・制度改革に関する取組み

1. 概要

「規制改革会議」（内閣総理大臣の諮問機関、平成25年1月設置）やその下に設置された5つのWGにおいて、規制・制度改革に関する議論がすすめられ、これを踏まえた政府の方針が、「規制改革実施計画」として毎年取りまとめられている。28年も「規制改革実施計画」が取りまとめられ、閣議決定された（28年6月2日）。

なお、この間、広く国民や企業等からの提案を受け付ける目的で、25年3月より開設された「規制改革ホットライン」には、規制改革提案が定期的に寄せられており、当該提案の是非についても随時検討を行っている。

2. 25年6月、26年6月、27年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」や規制改革ホットラインに寄せられた提案を踏まえた金融庁の本事務年度における主な対応

- (1) 「規制改革実施計画」（25年6月14日閣議決定、26年6月24日閣議決定、27年6月30日閣議決定）に盛り込まれた規制の見直し
 - ・ 電磁的な方法により利用される前払式支払手段の発行の廃止に伴う払戻しの公告の方法を柔軟化するため、資金決済に関する法律を改正した。
 - ・ 銀行の連結決算状況表等の提出期限を緩和した（平成27年度中間決算分より適用）。
 - ・ 銀行の特定子会社のGP業務の併営について対応するため、金融商品取引法施行令等を改正した。
 - ・ 銀行が銀行代理業者である場合の銀行代理業者の許可申請書の変更届出の記載事項や添付書類の内容等の簡略化について対応するため、銀行法等を改正した。
- (2) 「規制改革ホットライン」に寄せられた提案に関する規制の見直し
 - ・ 「規制改革ホットライン」に寄せられた提案を踏まえて、「金融関連IT企業等への出資の容易化」や「銀行グループ内外での決済関連事務等の受託の容易化」等を盛り込んだ、「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」を国会に提出し、28年5月25日に成立、同年6月3日に公布された。
- (3) 「規制レビュー」への対応
 - ・ 「規制レビュー」とは、各府省が所管する多数の規制をより適時に実効性ある形で見直していくため、所管府省自身が主体的・積極的に規制改革に取り組むよう構築されたシステム。

- ・ 「規制レビュー」の一環として本年実施した取組としては、まず、規制に関わる「法律ごとの見直し年度・周期」を修正した。また、見直し年度・周期が訪れた規制等について、規制シートを作成した。

3. 28年6月2日に新たに閣議決定された「規制改革実施計画」における金融庁関連の施策

規制改革会議では、成長戦略及び国民の選択肢拡大につながる規制改革が中心に検討され、その結果が「規制改革に関する第4次答申～終わりなき挑戦～」として公表された（28年5月19日）。それを踏まえて、「健康・医療」、「雇用」、「農業」、「投資促進等」及び「地域活性化」の5つの分野から構成される「規制改革実施計画」が閣議決定された（28年6月2日）。「規制改革実施計画」に定められた措置については、内閣府が毎年度末にその実施状況に関するフォローアップを行い、その結果を規制改革会議に報告するとともに、公表することとされている。

金融庁所管の主な施策として盛り込まれているものは下記のとおり。

【投資促進等分野】

- ・ 投資型クラウドファンディングに係る決済手段の多様化
- ・ 臨時報告書提出事由（海外募集）の見直し
- ・ 投資一任口座で行う投信取引における取引報告書の交付義務の緩和

II 産業競争力強化法に基づく要望・照会への対応

1. 本制度の概要

産業競争力強化法（26年1月20日施行）において、新事業へチャレンジする事業者を後押しするため、「グレーゾーン解消制度」及び「企業実証特例制度」が創設された。

「グレーゾーン解消制度」は、新しく事業活動を実施しようとする事業者が、具体的な事業計画に則し、あらかじめ規制の適用の有無を確認することができる制度であり、「企業実証特例制度」は、新しく事業活動を実施しようとする事業者が、一定の要件を満たすことを条件として、企業単位で規制の特例措置を認める制度である。

2. 本制度の実績

27事務年度においては、グレーゾーン解消制度に基づく照会3件に対応した。なお、企業実証特例制度に基づく要望は寄せられなかった。

III 地域再生に関する取組み

1. 概要

政府においては、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組みによる地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的か

つ効果的に推進するため、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、政府における施策の推進を図るための基本的な方針として、地域再生基本方針（平成 17 年 4 月 22 日閣議決定。最終変更：28 年 4 月 20 日）を定めている。

当該基本方針においては、地域再生計画と連動して各府省庁が実施する施策が記載されており、内閣府地方創生推進事務局が、当該再生計画と連動する施策及び各府省庁が実施する地域再生に資する施策を集約し、ウェブサイトに掲載している。（資料 6－3－1 参照）

2. 地域再生計画の認定

27 事務年度において、内閣府地方創生推進事務局が全国の地方公共団体から受け付けた地域再生計画の認定申請（第 33 回＜27 年 8 月 18 日～8 月 31 日＞、第 34 回＜27 年 9 月 1 日～27 年 9 月 18 日＞、第 35 回＜27 年 11 月 16 日～11 月 27 日＞、第 36 回＜28 年 1 月 4 日～1 月 27 日＞、第 37 回＜28 年 4 月 18 日～4 月 28 日＞、第 38 回及び第 39 回＜28 年 6 月 13 日～6 月 17 日＞）には、当庁関連の地域再生計画は含まれていなかった。

第4節 コーポレートガバナンスの実効性の向上について

I スチュワードシップ・コードについて

1. 経緯等

「日本再興戦略」（平成25年6月閣議決定）を受けて、金融庁に有識者検討会が設置され、26年2月、「スチュワードシップ・コード」が策定・公表された。（資料6-4-1）

2. コードの概要

スチュワードシップ・コードは、機関投資家が、資金の最終的な出し手からの付託を受け、企業との建設的な対話を通じて企業の持続的成長を促すことが目的。「スチュワードシップ責任を果たすための方針の策定・公表」などの7つの原則を柱としている。

（注1）スチュワードシップ・コードは、法令とは異なり、法的拘束力を有する規範ではない。本コードの趣旨に賛同し、これを受け入れる機関投資家は、その旨を表明（公表）することが求められる。28年5月25日時点で計207の内外の機関投資家が受入れを表明。

（注2）スチュワードシップ・コードは、「Comply or Explain」という手法を採用しており、本コードの受入れを表明した機関投資家は、本コードの各原則を「実施するか、実施しない場合には、その理由を説明する」ことが求められる。

II コーポレートガバナンス・コードについて

1. 経緯等

『日本再興戦略』改訂2014（26年6月閣議決定）を受けて、金融庁と東京証券取引所を共同事務局とする「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」が設置され、27年3月、コーポレートガバナンス・コード原案が取りまとめられた。これを受けて、東京証券取引所は「コーポレートガバナンス・コード」を策定し、同年6月より全ての上場企業に対して適用を開始。（資料6-4-2）

2. コードの概要

コーポレートガバナンス・コードは、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための諸原則。

本コードは、健全な企業家精神の発揮を促し、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを目的としており、以下の5つの基本原則を柱としている。

- ① 株主の権利・平等性の確保
- ② 株主以外のステークホルダーとの適切な協働
- ③ 適切な情報開示と透明性の確保

- ④ 取締役会等の責務
- ⑤ 株主との対話

(注3) コーポレートガバナンス・コードも、「Comply or Explain」の手法を採用しており、取引所規則に基づき、各上場企業は、本コードの原則を「実施するか、実施しない場合には、その理由を説明する」ことが求められる。

Ⅲ スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議について

1. 経緯等

『日本再興戦略』改訂2015(27年6月閣議決定)を受けて、両コードの普及・定着状況をフォローアップするとともに、上場企業のコーポレートガバナンスの更なる充実に向けて、必要な施策を議論・提言することを目的として、27年8月、東証とともに「フォローアップ会議」を設置。(資料6-4-3)

「フォローアップ会議」については、「平成27事務年度金融行政方針」において、「企業経営者、内外投資家、研究者等の有識者による議論・提言や、ベストプラクティスを情報発信しながら、上場会社全体のコーポレートガバナンスの更なる充実を促していく」とされた。

2. これまでの開催実績等

「フォローアップ会議」は、「取締役会をめぐる論点」や「政策保有株式をめぐる論点」、「企業と機関投資家間の建設的な対話」について議論(28年6月末までに8回開催)。

28年2月には、取締役会のあり方についての意見書が取りまとめられており、以下の考え方が示されている。(資料6-4-4)

- ① CEOの選解任は、上場会社にとって最も重要な戦略的意思決定であり、そのプロセスには、客観性・適時性・透明性が求められる。
- ② 適切な資質・多様性を備えたメンバーによる独立した客観的な取締役会の構成、戦略性を重視した取締役会の運営、継続的な取締役会の実効性の評価が重要である。

Ⅳ ガバナンス改革の進捗状況

企業側については、以下のような進捗が見られる。(資料6-4-5)

- ① 上場企業の約8割が、73あるコーポレートガバナンス・コードの原則の9割以上を実施。
- ② 独立社外取締役を選任する上場企業は大きく増加。
- ③ 指名・報酬にかかる任意の諮問委員会を設置する上場企業の数が大きく増加するなど、機関設計を見直す企業が増加。
- ④ 政策保有株式について、3メガバンクグループが当面の削減目標を公表するなど、縮減に向けた動き。

投資家側については、多くの企業が、スチュワードシップ・コード導入後、投資

家の行動に変化があったと評価するなど、「物言わぬ株主」と見られてきた国内投資家にも変化の兆しが表れてきている。

第5節 中小企業等の経営改善・体質強化の支援

I 背景

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成21年12月成立・施行。以下、「中小企業金融円滑化法」という。）の期限到来（25年3月末）に際して、金融機関に対し、引き続き、貸付条件の変更等に努めるよう促すととともに、中小企業の経営改善につながる支援に軸足を移していくとの方針を明確化した。こうした方針に基づき、中小企業庁等と連携して、① 政府全体として中小企業金融円滑化法終了に対応する体制の構築、② 金融機関による円滑な資金供給の促進、③ 中小企業・小規模事業者に対する経営支援の強化、④ 個々の借り手への説明・周知等を柱とする総合的な対策を策定・推進してきた。

II 主な取組み

1. 金融行政方針等に基づく検査・監督

27年9月に公表した金融行政方針において、担保・保証に依存する融資姿勢を改め、取引先企業の事業の内容や成長可能性等を適切に評価（事業性評価）し、融資や本業支援等を通じて、地域産業・企業の生産性向上や円滑な新陳代謝の促進を図り、地方創生に貢献していくことが期待される旨を明記し、金融機関に対し、そうした取組みを促した。また、各金融機関における取引先企業の事業性評価及びそれに基づく融資や本業支援等の取組み状況について確認した。

2. 認定支援機関による経営支援

24年8月末に中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（以下、「新促法」という。）（中小企業庁と共管）が改正され（中小企業経営力強化支援法施行に伴うもの）、財務、会計等の専門的知識を有する者（商工会・商工会議所、税理士、金融機関等）を経営革新等支援機関として国が認定し、認定を受けた経営革新等支援機関（以下、「認定支援機関」という。）は、中小企業・小規模事業者に対し、経営状況の分析（運転資金の確保や業務効率化等）、事業計画策定及び実施に係る指導・助言等の支援を実施してきた。

また、28年5月24日に新促法が改正され、名称を中小企業等経営強化法とするとともに、中小企業の経営力向上の支援が法目的に追加され、認定支援機関の支援対象が経営力向上に取り組む中小企業等に拡大された（28年7月1日施行）。

なお、28年6月30日現在、25,212件の認定支援機関を認定している（うち金融機関485件）。

3. 地域経済活性化支援機構（REVIC）の積極的な活用

26年9月に公表したモニタリング基本方針に基づき、地域金融機関に対しては、取引先企業への経営課題の解決策の提案及び実行支援に際し、REVICが有す

る機能（専門家の派遣、企業に対する直接の再生支援、事業再生・地域活性化ファンドへの出資・運営等）を積極的に活用するよう、各種ヒアリング等の機会を通じて促した。

4. 中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化

中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化については、第3部第9章第7節「中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化」を参照。

第6節 東日本大震災への対応

I 二重債務問題に係る金融庁関連の施策

1. 個人債務者の私的整理に関するガイドライン

東日本大震災の被災地域におけるいわゆる「二重債務問題」への政府の対応策を示した「二重債務問題への対応方針」（平成23年6月17日）の公表を受け、全国銀行協会を事務局として、金融界、中小企業団体、法曹界及び学識経験者等で構成される研究会が発足し、関係者間の協議を経て、同年7月15日に、民間における個人向けの私的整理による債務免除のルールを定めた「個人債務者の私的整理に関するガイドライン（以下、「個人版私的整理ガイドライン」という。）」が取りまとめられた。（資料6-6-1～5参照）同年8月1日には、ガイドラインの運用のため一般社団法人「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」が設立され、同月22日よりガイドラインの適用が開始された。同年10月26日、24年1月25日、同年12月19日には、同委員会によりガイドラインの運用の改善が図られている。（資料6-6-6～8参照）

27事務年度においても、引き続き、このような民間の取組みを支援するため、債務者が弁護士費用等を負担することなくガイドライン運営委員会を利用できるようにするための国庫補助や周知広報等の必要な対応を行っている。

具体的には、個人版私的整理ガイドラインの活用促進に関して、マスメディアを通じた広報（新聞折込チラシ、新聞広告、テレビCM、交通広告等）、住宅再建ワンストップ相談会の開催など、より効果的な周知広報となるよう、様々な施策を実施した。

（参考）個人版私的整理ガイドラインの運用状況（28年6月24日時点）

- ・ 個別の相談件数：5,688件
- ・ 債務整理に向けて準備中：2件
- ・ 成立件数：1,347件

2. 東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興相談センター・産業復興機構の活用促進

東日本大震災で被災された事業者のいわゆる二重債務問題に関しては、事業者の債務の負担を軽減しつつ、その再生を図るため、東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興相談センター・産業復興機構が設立されており、金融庁としては、金融機関が、これらの機構等の積極的な活用を含め、被災者の事業や生活の再建に向けた支援に継続的に貢献していくよう強く促してきた。

さらに、27年9月18日に公表した「平成27事務年度金融行政方針」においても、東日本大震災からの復興を加速し、被災地域において持続可能な経済・産業を再構築する観点から、金融機関に対して、被災地域の状況やニーズをきめ細か

く把握・分析した上で、東日本大震災事業者再生支援機構等の活用を含めた、被災事業者等にとって最適な解決策の提案・実行支援を行うよう促した。

(参考)

(28年6月30日時点)

	岩手産業復興機構	宮城産業復興機構	福島産業復興機構	茨城県産業復興機構	千葉産業復興機構
設立	23年11月11日	23年12月27日	23年12月28日	23年11月30日	24年3月28日
買取決定	106先	140先	44先	20先	16先

東日本大震災事業者再生支援機構	
設立	24年2月22日
支援決定	688先

II 金融機能強化法（震災特例）の運用状況

金融機能強化法の震災特例に基づき、国の資本参加を行った金融機関から経営強化計画の履行状況報告がなされ、27年3月期（12金融機関）については同年8月21日に、同年9月期（11金融機関）については28年2月26日に、報告内容を公表した。

また、金融機能強化法の震災特例に基づき国の資本参加を行ったじもとホールディングス（仙台銀行・きらやか銀行）の新しい経営強化計画等については、27年8月21日に公表した。

III その他

27年7月以降においても、震災発生当日の金融上の措置の要請（資料6-6-9参照）を含め、今般の震災を受けて実施した施策について、金融庁ウェブサイトへの掲載等により周知を図った。

第7節 平成28年熊本地震への対応

I 金融庁及び金融機関等における対応について

平成28年熊本地震（前震：4月14日、本震：同月16日）への対応として、金融庁は、4月15日に、熊本県内の関係金融機関等に対し、被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講じるよう要請したほか、以下のような一連の対応を行った。（資料6-7-1参照）

- ・ 被災者からの相談を受け付ける「平成28年熊本地震金融庁相談ダイヤル」（フリーダイヤル）を設置
- ・ 住宅ローン等の債務を抱えた被災者の支援に向けて「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」を周知
- ・ 貸金業法施行規則を改正し、総量規制の例外となる緊急貸付の借入期間を3ヶ月から6ヶ月に延長するなど借入手続き等を弾力化
- ・ 被災企業が提出期限までに有価証券報告書等を提出することができない場合には、各財務（支）局において個別企業ごとに提出期限の延長を承認することで対応

また、金融機関等においても、以下のような対応を行った。（資料6-7-2参照）

【銀行・信用金庫・信用組合】

- ・ 通帳等紛失時の預金払戻しに係る本人確認の便宜扱い、定期預金等の期限前払戻し
- ・ 義援金口座への振込みに係る手数料の無料化
- ・ 手形の不渡処分の猶予
- ・ 返済の一時停止や震災関連融資等に柔軟に対応
- ・ ガイドラインに係る被災者からの相談への対応

【損害保険会社】

- ・ 保険料の払込み猶予、継続契約の締結手続の猶予
- ・ 多数の損害調査員の現地派遣による保険金支払いの迅速化

【生命保険会社】

- ・ 地震による免責条項を適用せずに保険金支払い
- ・ 保険料の払込み猶予

【地域経済活性化支援機構（REVIC）】

- ・ 地域金融機関等と連携し、被災事業者の事業再建をはじめ被災地の復旧・復興を支援する一環として熊本事務所を開設
- ・ 被災地の地域金融機関に対し、震災復興・復旧支援等に係る助言を行うための専門家を派遣

金融庁としては、引き続き、金融機関が被災地における取引先企業のニーズを的

確に把握し、きめ細かな対応を行うよう促していくとともに、被災者や被災企業の支援に向けて取り組んでいくこととしている。

II ガイドラインの活用促進について

1. ガイドラインの策定

東日本大震災の経験を踏まえ、他の自然災害による被災者についても同様の支援が受けられるよう、全国銀行協会を事務局として、金融界、中小企業団体、法曹界、学識経験者等で構成される研究会において、全国の自然災害により既往債務の弁済が困難となった被災者が、法的な倒産手続きによる不利益を回避しつつ、債務免除を受けることを可能とするガイドラインが同年12月に策定され、28年4月より適用が開始された。（資料6-7-3~4）

ガイドラインの対象となる債務者は、同研究会が設置された27年9月2日以降に「災害救助法」の適用を受けた全国の自然災害による個人の被災者であり、ガイドラインによる債務整理のメリットは、以下のとおりとなっている。

- ① 財産の一部を、ローンの支払に充てずに、手元に残すことが可能。
- ② 破産等の手続とは異なり、債務整理をしたことは、個人信用情報として登録されないため、その後の新たな借入に影響が及ばない。
- ③ 国の補助により弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けることが可能。

金融庁としては、ガイドラインに基づく手続を支援する弁護士等の「登録支援専門家」にかかる費用を補助するための予算措置を講じるとともに、ガイドラインの運用支援と制度周知に努めている。

2. 平成28年熊本地震における対応

今般の熊本地震においては、被災者によるガイドラインの活用を促進するため、市町村窓口や避難所への広報用チラシの備え置きを実施するなど、周知広報に努めている。

また、金融機関においても、店頭窓口への広報用チラシの備え置きや取引先への配布などの周知広報が行われている。

なお、ガイドラインによる債務整理において、より被災者に寄り添った支援ができるよう、法令上の手当てにより、以下の措置が講じられている。

- ① 各自治体が配分する義援金について、他の財産とは別枠で手元に残すことが可能。
- ② 通常、債務者の自己負担となる特定調停の申立手数料を無料化。

第8節 消費者行政に関する取組み

I 経緯等

消費者基本法において、「政府は、消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者政策の推進に関する基本的な計画（以下「消費者基本計画」という。）を定めなければならない」とこととされていることを踏まえ、平成27年3月24日、27年度から31年度までの5年間を対象とする新たな消費者基本計画が閣議決定された。

消費者基本計画には、5年間で取り組むべき施策として、①消費者の安全の確保、②表示の充実と信頼の確保、③適正な取引の実現、④消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成、⑤消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備、⑥国や地方の消費者行政の体制整備が挙げられている。

II 工程表の作成等

消費者基本計画においては、「本計画に基づいて関係府省庁等が講ずべき具体的施策について、本計画の対象期間中の取組予定を示した工程表」を策定することとされており、消費者基本計画と併せて消費者基本計画工程表（以下「工程表」という。）が策定された。

工程表においては、各府省庁等の中で連携が必要な施策についてのそれらの関係を明確にするとともに、効果把握のための指標として、本計画に示したKPI（重要業績評価指標）を可能な限り施策ごとに更に具体化することとされている。

また、本計画を実効性のあるものとするために、本計画に基づく施策の実施状況について、十分な検証・評価・監視を行うこととされている。具体的には、各施策の27年度の実施状況について、消費者庁が金融庁を含む関係府省庁の協力を得て取りまとめ、28年5月24日、「平成27年度消費者政策の実施の状況（消費者白書）」として公表された。また、消費者政策会議（閣僚級会議）において、消費者委員会の意見を聴取した上で、28年7月19日、工程表が改定された。

III 消費者基本計画における金融庁関連の施策

消費者基本計画及び工程表には、金融庁所管に係る施策として、以下の施策等が盛り込まれている。（資料6-8-1参照）

（注）以下の番号は、消費者基本計画の番号に対応。

3 適正な取引の実現

(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化

- ③ 詐欺的な事案に対する対応
- ④ 投資型クラウドファンディングを取り扱う金融商品取引業者等に係る制度の整備
- ⑤ 金融商品取引法に基づく適格機関投資家等特例業務（プロ向けファンド）に

関する制度の見直しの検討

- ⑥ サーバ型電子マネーの利用に係る環境整備
- ⑦ 仮想通貨と法定通貨の交換業者に対する規制の整備
- (4) 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り
 - ① 特殊詐欺の取締り、被害防止の推進
 - ④ 偽造キャッシュカード等による被害の防止等への対応
- 4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成
 - (2) 消費者教育の推進
 - ① 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進
 - ⑥ 学校における消費者教育の推進
 - ⑦ 地域における消費者教育の推進
 - ⑪ 金融経済教育の推進
- 5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備
 - (1) 被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進
 - ⑤ 金融ADR（裁判外紛争解決）制度の円滑な運営
 - ⑧ 「振り込め詐欺救済法」に基づく被害者の救済支援等
 - ⑨ 多重債務問題改善プログラムの実施
- 6 国や地方の消費者行政の体制整備
 - (1) 国の組織体制の充実・強化
 - ⑧ 消費者からの情報・相談の受付体制の充実

第9節 障害者施策への対応

I 概要

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としている。

障害者差別解消法に基づき、平成27年2月24日、障害を理由とする差別の解消に向けた、政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）が閣議決定された。

障害者差別解消法の施行（28年4月1日）に向けて、各府省庁においては、基本方針に即して、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供等について、各府省庁の職員が適切に対応するために必要な要領（以下「対応要領」という。）及び各府省庁所管の事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めることとなっており、金融庁においても対応要領及び対応指針を制定した。

II 対応要領、対応指針の作成等

対応要領及び対応指針の作成に当たっては、障害者や事業者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう、障害者差別解消法に規定されている。金融庁は、対応要領案及び対応指針案に関するヒアリングにおいて障害者団体等から意見を聴取したほか、パブリック・コメント手続を実施して広く意見の募集を行った。

これらを踏まえ、職員向けの対応要領は金融庁訓令「金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（資料6-9-1参照）として制定するとともに周知を行い、また、事業者向けの対応指針は金融庁告示「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（資料6-9-2参照）として制定するとともに広く周知を行った。（28年4月1日施行）

第10節 金融経済教育の取組み

I 概要

金融経済教育については、以下の報告書や提言等においてその重要性が述べられており、金融庁としても、様々な機会を活用しながら金融経済教育を推進している。
(資料6-10-1参照)

- ・多重債務問題改善プログラム(平成19年4月20日、多重債務者対策本部決定)
- ・金融・資本市場競争力強化プラン(19年12月21日、金融庁)
- ・金融経済教育研究会報告書(25年4月30日、金融庁)
- ・金融・資本市場活性化に向けての提言(25年12月13日、金融庁・財務省)
- ・金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項(提言)
(26年6月12日、金融庁・財務省)
- ・消費者基本計画(27年3月24日、閣議決定)
- ・日本再興戦略2016(28年6月2日、閣議決定)

II 金融経済教育の推進を含む具体的な取組み状況

1. 金融経済教育推進会議

金融経済教育を推進するため、25年6月、金融広報中央委員会に「金融経済教育推進会議」が設置され(有識者、関係団体のほか、金融庁、消費者庁、文部科学省が参画)、その後、26事務年度には、第4回推進会議(26年12月2日開催)で「金融リテラシー・マップ」(注)(高校生以下の部分)の改訂案等について、第5回推進会議(27年6月1日開催)で「金融リテラシー・マップ」(大学生以上の部分)の改訂案等について議論された。

27事務年度に開催された第6回推進会議(27年12月7日開催)では、社会人向け金融経済教育の基本的考え方や関係団体内部研修への相互参加・相互講師派遣について議論されたほか、当庁から「土曜学習」について紹介することなどにより、その取組みの充実に向けた議論も行われた。

(注)金融経済教育研究会報告書において示された「最低限身に付けるべき金融リテラシー(4分野・15項目)」の内容を項目別・年齢層別に具体化・体系化したもの(金融経済教育推進会議において26年6月に策定、27年6月に改訂)。

2. 大学における金融経済教育

大学生に対し、金融庁をはじめとした関係団体が連携して、26年4月から「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業をオムニバス形式で実施(資料6-10-2参照)。また、その取組みを拡大するため、大学に対する働きかけも行った。

27年度：5大学で実施

(東京家政学院大学、青山学院大学、金沢星稜大学、県立広島大学、神戸国際大学)

28年度：8大学で実施

(前期：東京家政学院大学、青山学院大学、慶應義塾大学、県立広島大学)

(後期：武蔵野大学、金沢星稜大学、神戸国際大学、東北学院大学)

3. ガイドブックの改定・配布

金融取引の基礎知識をまとめたガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」について、「金融リテラシー・マップ」の内容を反映した改定を行うとともに、未公開株取引等に関するトラブル防止について解説した『『未公開株』等被害にあわないためのガイドブック』を改定し、全国の高校・大学・地方公共団体等へ配布した。(資料6-10-3参照)

4. 事前相談業務等の実施

金融経済教育研究会報告書において、「最低限身に付けるべき金融リテラシー(4分野・15項目)」として「外部の知見の適切な活用」が提示された。金融商品を利用選択するにあたり、予防的・中立的なアドバイスの提供体制を構築するため、26年5月から、金融庁金融サービス利用者相談室において「事前相談(予防的なガイド)」を開設し、27事務年度は1,071件の相談を受け付けた。

なお、家計管理と生活設計について考える相談会「そこが知りたい! 今後の生活設計~身につけよう! 暮らしの金融知識~」についても東京都及び関係団体と連携して開催した(27年9月3~5日)。

5. 電子マネーに関する消費者被害の未然防止に向けた対応

プリペイドカードに関する消費者被害が26年以降増加していることから、金融庁としても被害防止に向けて様々な手段を用いて取り組んでいる。例えば、「基礎から学べる金融ガイド」を改定する際に、電子マネーに関する消費者被害の項目を追加して、金融庁等のウェブサイトに掲載するとともに全国の高校・大学・地方公共団体等に配布した。また、文部科学省等の協力を得て、消費者被害防止のための啓発チラシ(『『プリペイドカードを買ってきて』は詐欺)を全国の高校へ配布した。さらに政府広報も実施するなど、様々な手段で注意喚起を行っている。(資料6-10-4参照)

6. シンポジウムの開催

地域住民を対象に、金融トラブルに巻き込まれないよう注意を促すことを目的とした「金融トラブルから身を守るためのシンポジウム」を、仙台市、さいたま市、名古屋市、大阪市、広島市の計5箇所で開催した。

7. 金融知識普及功績者表彰等

金融経済教育に関する活動をより一層推進するため、日本銀行とともに国民の金融に係る知識の普及・向上に功績のあった者及び団体に対してその功績を顕彰している（27年度 22件）。（資料6-10-5参照）

また、金融広報中央委員会が行う「おかねの作文」コンクール等に対し、作品の審査や金融担当大臣賞の授与等について協力を行っている。

8. 後援名義の付与

金融知識の普及・啓発を目的として金融関係団体等が実施する各種講演会・セミナー等の活動に対し、「金融庁後援」名義を付与し、金融知識の普及活動を後押しした（27事務年度 後援23件）。（資料6-10-6参照）

第11節 金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に関する取組み

I 金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針

「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」（平成27年7月2日公表）において、以下の五つの方針を掲げ、金融システム全体の強靱性の向上に取り組んでいくこととしている。（資料6-11-1参照）

- ① サイバーセキュリティに係る金融機関との建設的な対話と一斉把握
- ② 金融機関同士の情報共有の枠組みの実効性向上
- ③ 業界横断的演習の継続的な実施
- ④ 金融分野のサイバーセキュリティ強化に向けた人材育成
- ⑤ 金融庁としての態勢構築

II 取組み実績

27事務年度は、主に下記について重点的に取り組んだ。

1. サイバーセキュリティ対策に係る建設的な対話と一斉把握

27事務年度においては、地域銀行、証券会社、生損保等を対象に、サイバーセキュリティ対策の実態把握を行った。

実態把握の結果を総括すると、一部の金融機関においては、経営陣の積極的な関与の下、概ねサイバーセキュリティ対策の態勢整備が進んでいる状況が認められた。他方、サイバーセキュリティ対策の早急な態勢整備が必要である金融機関も少なからず認められた。態勢整備が遅れている根本的な要因については、経営陣の関与が受動的であることが共通してあげられる。（資料6-11-2参照）

実態把握の結果については、個別あるいは業界団体を通じて各金融機関に還元し、サイバーセキュリティ対策の改善を促した。

また、金融機関におけるサイバーセキュリティにかかる各種対策・整備の考え方に関する理解を深め、サイバーセキュリティ対策の効果的・効率的な底上げを図ることを目的として、28年4月以降、各財務局において、第二地銀、信金・信組等を対象にサイバーセキュリティワークショップを開催した（同年6月末までに22回実施）。

2. 情報共有の取組み

金融機関等の取組みを向上させ、金融業界全体のサイバーセキュリティを強化していくためには、金融機関自身の不断の取組み（「自助」）や内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）をはじめ関係省庁からの情報提供（「公助」）だけではなく、金融機関同士で情報共有・分析を行う「共助」が有効である。

金融庁としては、金融ISACをはじめとした情報共有機関等を活用して、情報収集・提供及びこれを踏まえた取組みの高度化（脆弱性情報の迅速な把握・防御技術の導入等）を進めていくことの意義について、金融機関に対して周知してきたところであり、金融ISACへの加盟状況は、着実に進んでいる（28年6月1日

時点で 237 社)。(資料 6-11-3 参照)

(注) 27 年 9 月にサイバーセキュリティ戦略本部が策定した「サイバーセキュリティ 2015」においても、金融庁が金融機関に対して、金融 ISAC を含む情報共有機関等を通じた情報収集・共有体制の構築を促していくこととされている。

3. 国際的なサイバーセキュリティに関する取組み

G7 各国の金融当局間で、「G7 サイバーエキスパートグループ」が設置され、金融分野におけるサイバーセキュリティの促進や G7 各国間での協力強化を進めている。

第7章 銀行等保有株式取得機構による保有株式の買取り

銀行等保有株式取得機構（以下「機構」という。）は、「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成13年法律第131号）」による銀行の株式保有制限（銀行の株式保有をTier 1以下に制限）の導入に伴い、銀行の保有する株式の買取り等の業務を行うことにより、銀行の株式の処分等の円滑を図ることを目的として、平成14年に設立された認可法人である。

機構の設立後、18年9月末までに買い取られた株式については、その後処分が進められていたが、株式市場の極めて不安定な状況を踏まえ、20年10月15日以降、市場の状況が改善するまで市中売却は凍結されている。

また、20年9月以降の株式市場の極めて不安定な状況を踏まえ、「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」の改正により、以下のような措置が取られた。

① 株式買取り再開等（21年3月9日公布、同月10日施行）

18年9月末までとされていた機構による株式買取り期限を24年3月末まで延長し、株式の買取りを再開した。また、従来、事業法人が保有する銀行株の機構への売却は、銀行による当該事業法人の株式売却後にのみ可能であったが、事業法人による銀行株売却を先行して行えるよう手当てを行った。

これらの措置を踏まえ、機構の借入れの際に付される政府保証枠を「2兆円」から「20兆円」に拡大した（20年度第2次補正予算で手当て、21年度以降も継続）。

② 買取り対象の拡大（21年7月3日公布、同月6日施行）

上記株式買取り再開にかかる法改正の審議の際、参議院財政金融委員会において「資産の買取り等を含めた多様な措置について、検討を行うこと」との附帯決議がなされたこと、及びその後の経済情勢等を踏まえ、一定の信用力等があることを条件に、金融機関が保有する優先株・優先出資証券、ETF、J-REIT及び事業法人が保有する金融機関の優先株・優先出資証券を、機構の買取り対象に追加した。

③ 買取り期限の延長（24年3月31日公布、同日施行）

東日本大震災の影響や、欧州債務危機を端緒とする世界的な金融資本市場の混乱等が続いている状況に鑑み、経済・株式市場が互いに悪影響を及ぼし、悪化することを防ぐため、銀行等保有株式取得機構が株式処分の受け皿として、また、ひいては金融資本市場のセーフティネットとしての役割を果たすことは引き続き重要であること、バーゼルⅢの実施に伴い所要自己資本等が段階的に引き上げられること等から、銀行等の保有株式等の処分のニーズは依然として高いといった事情を踏まえ、機構による株式等の買取り期限を、29年3月末まで5年間延長した。

これらの措置を受け、27事務年度（27年7月～28年6月末）において、機構は、1,713億円（買取り再開後の累計11,996億円）の株式等の買取りを行っている。

第3部 金融検査・監督等

第8章 業態横断的な検査・監督をめぐる動き

第1節 金融行政方針に基づく金融モニタリング

I 経緯等

金融庁では、検査・監督両局が緊密に連携し、オンサイト・モニタリング（立入検査）とオフサイト・モニタリング（ヒアリングや資料の徴求等）を効果的・効率的に組み合わせることにより、金融機関や金融システムに対するより深度ある実態把握に努めてきている。26 事務年度には、検査と監督の基本方針を統合し、「平成 26 事務年度 金融モニタリング基本方針」を策定・公表、27 事務年度は、検査局・監督局に加えて企画部門や国際部門等を含めた金融庁全体の方針として、「平成 27 事務年度 金融行政方針」を公表し、これに基づきモニタリングを実施した。

II 金融行政方針に基づく 27 事務年度のモニタリング

金融行政方針では、第1部第2章第1節で記載した通り、

- ① 景気のサイクルに大きく左右されることなく、質の高い金融仲介機能（直接金融・間接金融）が発揮されること、
- ② こうした金融仲介機能の発揮の前提として、将来にわたり金融機関・金融システムの健全性が維持されるとともに、市場の公正性・透明性が確保されること、を通じ、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生が増大がもたらされることを目指して金融行政を行うこととしている。

これを踏まえ、金融仲介機能の十分な発揮と健全な金融システムの確保の観点から、金融モニタリングにおいては、具体的に以下の重点施策を実施した。

(1) 企業の価値向上、経済の持続的成長と地方創生に貢献する金融業の実現

- 金融機関が、営業地域における顧客の期待やニーズを的確に捉えた商品・サービスを提供し、担保・保証に過度に依存せず取引先企業の事業性評価に基づく融資や本業支援等を通じて、地域産業・企業の生産性向上や円滑な新陳代謝の促進を図っているか検証。
- 地域金融機関のビジネスモデルや提供されているサービスを、顧客がどのように評価しているかについて、取引先企業に対するヒアリング（企業ヒアリング）等を通じて、実態把握。
- 企業ヒアリングの結果等を踏まえ、金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できる多様な指標（金融仲介機能のベンチマーク）を策定。

(2) 金融システムの健全性維持（景気に左右されない金融仲介機能の発揮）

- マクロプルーデンスの観点から、グローバルなマクロ経済・金融市場や金融機関の貸出・運用動向等を継続的に把握していくことを通じて、金融セクター全体に内在するリスクの状況をフォワードルッキングに分析。
- 人口減少や高齢化の進展が地域銀行のビジネスモデルに与える影響及びそうした中でも比較的高い成果をあげている地域銀行について、そのビジネスモデルやガバナンス上の特徴を抽出・検証。
- 3メガバンクグループが海外業務の拡大を継続する中、海外与信管理や外貨流動性管理について水平的レビューを実施。

第2節 業態横断的な金融モニタリング

I マクロプルーフデンス

金融機関の経営の健全性は、内外の経済や金融・資本市場の動向により影響を受ける。他方、個々の金融機関の行動も、総体として、経済や金融・資本市場全体に大きな影響を及ぼしうる。このため、それぞれの動向を常時把握し、両者間の相互作用を分析することが重要である。

こうした観点から、市場分析部門、監督部門、検査部門等による一体的なモニタリングを通じて、金融セクター全体に内在するリスクの状況をフォワードルッキングに分析した。具体的には、グローバルなマクロ経済・金融市場や市場参加者の動向、資金の流れを把握・分析するとともに、大手金融グループを中心に、金融機関のビジネス、貸出・運用動向等のリアルタイムな把握に努めた。これらの実態把握と分析を通じて、我が国金融システムに及ぼす潜在的リスクが顕在化した場合においても金融システムの健全性が維持されるよう、金融機関や関係当局との対話を深めた。

II 金融行政上の重要テーマに関する横断的な金融モニタリング

金融行政方針に基づく金融行政上の重要テーマについて、業態横断的な目線で各金融機関の取組み状況等の実態把握を行った。

経営管理（ガバナンス）に関しては、3メガバンクグループ及び大手保険会社等を対象に、取締役会及び監査役会・監査委員会監査、内部監査、外部監査のいわゆる三様監査の機能発揮状況や連携状況等についてモニタリングを実施した。

その際、必要に応じて、各金融機関の社外取締役、監査役・監査委員、内部監査部門及び外部監査人と面談し意見交換を行うとともに、経営管理（ガバナンス）に関するグッドプラクティスを収集する観点から一般事業会社等へのヒアリングを実施し、金融機関に対するモニタリングに活用した。

統合的リスク管理に関しては、主に地域銀行を対象に、ビジネスモデルの持続可能性を支える統合的リスク管理に関するテーマとして、収益管理態勢や与信集中リスク管理態勢に着目した検証を行った。また、3メガバンクグループを対象に、戦略策定や収益・リスク管理の一体管理に資するリスクアペタイトフレームワークの構築状況について、実態把握を行った。

市場業務に関しては、日米の投資信託の比較・分析や、販売会社における販売姿勢、更には、ここ数年、販売額が顕著に伸びている貯蓄性保険商品やファンドラップについて検証を行った。

法令等遵守に関しては、犯罪による収益の移転防止に関する法律等が改正され、28年10月に施行されることとなっており、27事務年度も、26事務年度に引き続き、疑わしい取引の届出に関する取組みを中心に、業態横断的な水平的レビューを実施した。

また、金融機関における反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みについては、26事務年度の水平的レビューの結果について、フォローアップを実施した。

システムリスクに関しては、基幹システムの将来計画と移行プロジェクトの状況をテーマに、モニタリングを実施した。

(注) 上記のモニタリングの結果に関しては、平成 28 年 9 月 15 日に公表された「平成 27 事務年度金融レポート」を参照。

第3節 早期是正措置・早期警戒制度・社外流出制限措置について

I 早期是正措置の概要及び運用

1. 早期是正措置の趣旨（資料8-3-1参照）

平成10年4月に導入された早期是正措置は、金融機関の経営の健全性を確保するため、自己資本比率という客観的な基準を用い、当該比率が一定の水準を下回った場合、予め定めた是正措置命令を発動するものである。

これにより、

- ① 金融機関の経営状況を客観的な指標で捉え、適時に是正措置を講じることにより、金融機関経営の健全性確保と経営破綻の未然防止を図ること、
 - ② 是正措置の発動ルールを明確化することにより、行政の透明性確保にも資すること、
 - ③ 結果として、金融機関が破綻した場合の破綻処理コストの抑制につながること、
- などが期待される。

2. 発動基準

早期是正措置は、いわゆる業務改善命令、業務停止命令（銀行法第26条第1項等）の1形態として、自己資本の充実の状況によって必要があると認めるときに発動するものとして定められている（同条第2項等）。

早期是正措置の発動基準となる「自己資本の充実の状況」については、国際的にも認められた「自己資本比率」という基準を用いることとしている。

この自己資本比率は、国際的に統一的なルールとして認められた方式により算出されるものであり、株主資本（資本金、法定準備金、剰余金等）等の自己資本を分子として、また、リスクアセット（金融機関の保有資産やリスクの種類に応じて算出されたリスク資産額の合計額）を分母として算出される。

自己資本は、各金融機関の抱えるリスクを吸収するために経営の安定上必要不可欠な財務基盤であり、その充実は、各金融機関が金融市場において預金者や投資家からの十分な信認を確保する上で極めて重要である。

$$\text{(注) 自己資本比率} = \frac{\text{自己資本額 (資本金等)}}{\text{リスクアセット額}}$$

3. 措置区分

早期是正措置の措置区分は、自己資本比率の状況に応じて定められている。

当初は第1から第3までの3段階であったが、10年10月に成立した早期健全化法において、金融再生委員会が同法に基づき施策を講じるにあたって、早期是正措置との効果的な連携を確保すべきものとされたことを受けて見直しを行い、現在は4段階となっている。

また、同年12月の金融システム改革法の施行に伴い、早期是正措置の発動基準について、国際統一基準、国内基準に関わらず、連結ベース及び銀行単体ベースそれぞれの自己資本比率に基づくこととなった。

さらに、14年12月の事務ガイドラインの改正で、早期是正措置に係る命令を受けた金融機関の自己資本比率改善までの期間を3年から1年へ短縮するなどの厳格化を行った。

24年8月の省令等の改正で、国際統一基準行に対して25年3月31日から段階的に導入される新しい自己資本比率規制（バーゼル3）を踏まえ、早期是正措置の発動基準として、これまでの「総自己資本比率」に加え、「普通株式等Tier1比率」及び「Tier1比率」を追加した（同年3月31日施行）。

	自己資本比率		措置の内容
	国際統一基準行	国内基準行	
第1区分	【普通株式等Tier1比率】 : 4.5%未満2.25%以上 【Tier1比率】 : 6%未満3%以上 【総自己資本比率】 : 8%未満4%以上	4%未満 2%以上	経営改善計画（原則として資本増強に係る措置を含む）の提出及びその実行
第2区分	【普通株式等Tier1比率】 : 2.25%未満1.13%以上 【Tier1比率】 : 3%未満1.5%以上 【総自己資本比率】 : 4%未満2%以上	2%未満 1%以上	資本増強に係る合理的と認められる計画の提出・実行、配当・役員賞与の禁止又はその額の抑制、総資産の圧縮又は抑制等
第2区分の2	【普通株式等Tier1比率】 : 1.13%未満0%以上 【Tier1比率】 : 1.5%未満0%以上 【総自己資本比率】 : 2%未満0%以上	1%未満 0%以上	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施
第3区分	【普通株式等Tier1比率】 : 0%未満 【Tier1比率】 : 0%未満 【総自己資本比率】 : 0%未満	0%未満	業務の全部又は一部の停止

(注) 普通株式等Tier1比率及びTier1比率については25年3月31日より段階的に適

用し、27年3月31日より完全実施。

保険会社については、「保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率」という客観的な基準を用いる早期是正措置を11年4月に導入した。(資料8-3-2参照)

4. 発動実績

27事務年度における早期是正措置に基づく是正命令の発動実績はなし。

※ 早期是正措置導入後の発動実績の累計

銀行等	14件
信用金庫	23件
労働金庫	0件
信用組合	69件
系統金融機関	3件
保険会社	1件

(注) 労働金庫については厚生労働大臣と金融庁長官の連名で、系統金融機関については農林水産大臣と金融庁長官の連名で、命令が発出される。

II 早期警戒制度について

1. 趣旨(資料8-3-3参照)

14年10月の「金融再生プログラム」においては、「早期警戒制度の活用」として「自己資本比率に表されない収益性や流動性等、銀行経営の劣化をモニタリングするための監督体制を整備する」こととされた。

これを受け、早期是正措置の対象とはならない段階における金融機関であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みがなされる必要があるとの観点から、行政上の予防的・総合的な措置を講ずることにより、金融機関の早め早めの経営改善を促す仕組みとして同年12月に「早期警戒制度」を整備した。

2. 概要

基本的な収益指標、大口与信の集中状況、有価証券の価格変動等による影響、預金動向や流動性準備の水準を基準として、収益性、信用リスク、市場リスクや資金繰りについて経営改善が必要と認められる金融機関に関して、原因及び改善策等についてヒアリング等を行い、必要な場合には、銀行法第24条等に基づき報告を求めることを通じて、必要な経営改善を促すこととしている。

さらに、業務の改善を確実に実行させる必要があると認められる場合には、銀行法第 26 条等に基づき業務改善命令を発出することとしている。

なお、14 年 12 月の制度の導入時に設けられた収益性改善措置、安定性改善措置、資金繰り改善措置の 3 つの措置に加え、15 年 3 月の「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を受けて、同年 6 月末から新たに「信用リスク改善措置」を追加した。

また、19 年 3 月末から実施されたバーゼル 2 の第 2 の柱への対応として、18 年 3 月には主要行等向け及び中小・地域金融機関向けの各監督指針を改正し、銀行勘定の金利リスクに係るモニタリング（19 年 4 月より実施）を含む早期警戒制度の規定の見直しを行った。

保険会社に対しては、15 年 8 月に早期警戒制度を導入し、早期是正措置の対象とはならない保険会社であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、早め早めの経営改善を促すこととした。

金融商品取引業者に対しては、20 年 4 月から第一種金融商品取引業を行う者について早期警戒制度を導入。自己資本規制比率の変動や有価証券の価格変動、為替変動の影響等の観点から個々の金融商品取引業者のリスクの所在を特定、早期の経営改善への取組みを促すこととした。（資料 8－3－4 参照）

Ⅲ 社外流出制限措置の概要及び運用

1. 社外流出制限措置の趣旨（資料 8－3－5 参照）

リーマン・ショック後の世界的な金融危機の教訓を踏まえ、国際的に活動する銀行等について、最低所要自己資本に加え、ストレス期における緩衝剤としての役割を期待して「資本バッファの積み立てを求める規制」を導入することが国際的に合意された。これを受けて導入された社外流出制限措置は、「資本バッファ比率」が一定の水準を下回った場合、利益に対する一定割合まで配当・賞与の支払い等の社外流出行為を制限するものである。

2. 発動基準

社外流出制限措置は、早期是正措置同様、自己資本の充実の状況によって必要があると認めるときに発動するものとして定められている（銀行法第 26 条第 2 項等）。

社外流出制限措置の発動基準となる「自己資本の充実の状況」については、国際的に統一的なルールとして認められた「資本バッファ比率」という基準を用いることとしている。

この資本バッファ比率は、資本バッファに係る普通株式等 Tier 1 資本の額（普通株式等 Tier 1 資本の総額から最低所要自己資本比率を充足するのに必要な普通株式等 Tier 1 資本の額を除いた額）を分子として、リスクアセット（金融機関の保有資産やリスクの種類に応じて算出されたリスク資産額の合計額）を分母として算出される。

(注) 資本バッファ―比率= $\frac{\text{資本バッファ―に係る普通株式等Tier 1資本の額}}{\text{リスクアセット額}}$

3. 措置区分

社外流出制限措置の措置区分は、資本バッファ―比率の状況に応じて4段階定められている。

資本バッファ―の充実の状況に係る区分	資本バッファ―比率	措置の内容	
		社外流出制限割合	
資本バッファ―第1区分	2.5%未満	40%	社外流出額の制限に係る内容を含む資本バッファ―比率を回復するための合理的と認められる改善計画の提出の求め・実行の命令
資本バッファ―第2区分	1.875%未満	60%	
資本バッファ―第3区分	1.25%未満	80%	
	0.625%未満	100%	
資本バッファ―第4区分	※早期是正措置における第1区分～第3区分に該当する場合、同時に資本バッファ―第4区分にも該当する。 この場合、①早期是正措置と②社外流出制限措置の両方の内容を含む1つの命令を発出することが想定される。		

(注1) 上記の数値は、資本保全バッファ―2.5%分のみを勘案した例示であり、カウンター・シクリカル・バッファ―およびG-SIBs/D-SIBsバッファ―は含んでいない。

(注2) 28年3月31日より段階的に適用し、31年3月31日より完全実施。

4. 発動実績

27事務年度における社外流出制限措置に基づく命令の発動実績はなし。

第4節 金融上の行政処分について

I 行政処分の趣旨（資料8-4-1参照）

当庁では、立入検査、報告徴求等により、利用者保護や市場の公正性確保に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、明確なルールの下、厳正かつ適切な行政処分（注1）を行っているところである。

平成19年3月には、こうした行政処分に対する基本原則や、実際に処分を行う際の勘案要素について「金融上の行政処分について」として公表を行った。20年4月には、「金融サービス業におけるプリンシプル」の公表を踏まえた一部改訂を行い、各金融機関がプリンシプルに基づき、自主的な対応を的確に行っている場合は、処分軽減事由として考慮することを明確化した。

II 行政処分の業態別発動状況（資料8-4-2参照）

27事務年度における行政処分の業態別発動件数（注2）は、以下の通り。

① 銀行等	:	0件【0件】（注3）
② 協同組織金融機関	:	0件【0件】
③ 金融商品取引業者等	:	35件【17件】
④ 保険会社等	:	0件【0件】
⑤ 貸金業者	:	0件【0件】
⑥ 特定目的会社	:	0件【0件】
⑦ 前払式支払手段発行者	:	0件【0件】
⑧ 資金移動業者	:	0件【0件】

（注1）本節でいう行政処分とは、金融庁及び財務局等から発出・公表を行った不利益処分等（勧告、業務改善命令、是正命令、戒告、計画変更命令、業務改善指示、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令、役員解任命令等）をいう。

（注2）本節でいう業態の内訳は、銀行等（主要行等（銀行持株会社を含む）、外国銀行支店等、その他銀行（ゆうちょ銀行を含む。）、地域銀行（銀行持株会社を含む）、信託会社、銀行代理業者）、協同組織金融機関（信用金庫、信用組合、労働金庫、農水系統）、金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、投資運用業者、投資法人、金融商品仲介業者、証券金融会社、登録金融機関、信用格付業者）、保険会社等（生命保険会社（かんぽ生命を含む。）、損害保険会社、保険持株会社、特定保険事業者、少額短期保険業者、少額短期保険持株会社、生命保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人（特定少額短期保険募集人を除く。）、保険仲立人）、である。

（注3）【 】内の件数は業務停止命令等（本節では、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し等をいう）の件数。

第5節 反社会的勢力への対応について

I 経緯

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画―「世界一安全な国、日本」の復活を目指して―」（平成15年12月犯罪対策閣僚会議）を踏まえ、公共事業からの暴力団排除、企業活動からの暴力団排除等の暴力団の資金源に打撃を与えるための総合的な対策を検討するため、18年7月21日、関係省庁の申合わせにより暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームが設置された。また、20年12月には、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」が策定され、暴力団対策として、暴力団及び周辺者の経済活動からの排除に取り組んでいくこととしているほか、25年12月に閣議決定された「「世界一安全な日本」創造戦略」においても「民間取引等からの暴力団排除の推進」等の取組みが盛り込まれている。金融庁としては、関係省庁と連携を図りつつ、上記の目的の具体化に向けて対応を行ってきたところである。

II これまでの対応

1. 暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチーム

18年6月20日、第7回犯罪対策閣僚会議において暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームの設置を指示され、同年7月21日、関係省庁の申し合わせにより設置された（19年7月、暴力団取締り等総合対策に関するワーキングチームに改称）。

2. 企業活動からの暴力団排除

(1) 暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームの下部組織として企業活動からの暴力団排除グループが設置された。同グループにおいて、企業における反社会的勢力による被害を防止するための基本的な理念や具体的な対応に関する「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（政府指針）の策定に向けた検討を重ねた。19年6月19日、犯罪対策閣僚会議幹事会における申合わせにより同指針が策定され、同年7月3日、第9回犯罪対策閣僚会議において報告された。

(2) 金融庁では、19年7月、政府指針の周知を図るべく、関係業界団体に対して要請文を発出し、20年3月、政府指針の内容を踏まえた各業態の監督指針の改正を行った。25年12月には反社会的勢力との関係遮断に向けた取組み策を公表し、これを踏まえ、26年6月、反社会的勢力との取引の未然防止等の取組みを推進するための監督指針等の改正を行い、金融取引等からの反社会的勢力の排除に努めている。

(3) 金融庁、警察庁及び全国銀行協会等で構成する「反社会的勢力介入排除対策

協議会」や、各都道府県単位で設置される「銀行警察連絡協議会」等を通じて、反社会的勢力の排除に向けた連携を強化している。

これらの協議会での検討結果等を踏まえ、全国銀行協会は、暴力団排除条項の参考例を制定した（融資取引：20年11月、普通預金規定等：21年9月）。全国信用金庫協会など他の業界団体においても、この取組みを参考として、順次、暴力団排除条項の参考例を提示した。その後、全国銀行協会は、23年6月に、反社会的勢力の活動実態に即して排除対象をより明確化するために、参考例の一部改正を行った。

また、全国銀行協会は、22年4月に、反社会的勢力の情報を集約した共有データベースの稼働を開始したほか、25年11月、会員各銀行が他社（信販会社等）との提携等により金融サービス（融資等）を提供する場合の反社会的勢力との関係遮断を徹底するため、「反社会的勢力との関係遮断に向けた対応について」を決定・公表した。

- (4) 金融庁、警察庁及び日本証券業協会等で構成する「証券保安連絡会」や、各都道府県単位で設置されている「証券警察連絡協議会」等を通じて、反社会的勢力の排除に向けた連携を強化している。

これらの連絡会や協議会での検討結果等を踏まえ、日本証券業協会は、21年3月に、国家公安委員会よりいわゆる暴力団対策法に規定する「不当要求情報管理機関」としての登録を受け、業務を開始した。また、22年5月に、暴力団排除条項の導入の義務化等を内容とする自主規制規則を制定した。

また、同年4月に、警察庁に対し、保有する暴力団情報を活用できるよう支援を求める旨要望し、警察庁は、同年5月、情報提供を行う枠組みを構築する方針を公表した。その後、25年1月に、日本証券業協会のシステムと警察庁が保有する暴力団情報に係るデータベースとが接続（同年2月より稼働）され、警察庁へのオンライン照会が可能となった。

- (5) 生命保険協会は、金融庁、警察庁及び法務省等の関係機関との協議を踏まえ、23年6月、暴力団排除条項を導入した保険約款の規定例を策定・提示し、24年1月に公表した。また、25年11月、「反社会的勢力との関係遮断に向けた今後の取組みについて」を決定・公表した。

日本少額短期保険協会、日本損害保険協会においては、金融庁、警察庁等の関係機関との協議を踏まえ、暴力団排除条項を導入した保険約款の規定例等をそれぞれ同年4月、7月に策定・公表した。また、同年11月、日本損害保険協会は、「反社会的勢力の排除に向けた取組みを強化」を決定・公表した。

第6節 指定紛争解決機関

金融機関とのトラブルに関し、迅速・簡便・中立・公正な苦情処理・紛争解決を行うことにより、利用者保護の充実・利用者利便の向上を図ることを目的として、金融商品取引法のほか、銀行法や保険業法等の金融関連法において、「金融ADR制度（金融分野における裁判外紛争解決制度）」が設けられている。

指定紛争解決機関は、金融ADR制度において中核となる機関であり、行政庁がこれを指定・監督することにより、その中立性・公正性を確保する枠組みとなっている。

指定紛争解決機関の監督に当たっては、「金融行政方針」及び「指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針（平成25年8月2日策定）」に基づき、紛争解決等業務の運営態勢、紛争解決等業務の適切性及び紛争解決等業務の検証・評価等を評価項目とした監督を行うことで、利用者の信頼性向上や各機関の特性を踏まえた運用の整合性確保を図っている。

28年6月までに、下記の団体を指定紛争解決機関として指定している。

(28年6月30日現在)

指定日 (業務開始日)	機関名	業務の種別
22. 9. 15 (22. 10. 1)	一般社団法人全国銀行協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行業務 ・ 農林中央金庫業務
22. 9. 15 (22. 10. 1)	一般社団法人信託協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手続対象信託業務 ・ 特定兼営業務
22. 9. 15 (22. 10. 1)	一般社団法人生命保険協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生命保険業務 ・ 外国生命保険業務
22. 9. 15 (22. 10. 1)	一般社団法人日本損害保険協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損害保険業務 ・ 外国損害保険業務 ・ 特定損害保険業務
22. 9. 15 (22. 10. 1)	一般社団法人保険オンブズマン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損害保険業務 ・ 外国損害保険業務 ・ 特定損害保険業務 ・ 保険仲立人保険募集
22. 9. 15 (22. 10. 1)	一般社団法人日本少額短期保険協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少額短期保険業務
22. 9. 15 (22. 10. 1)	日本貸金業協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸金業務
23. 2. 15 (23. 4. 1)	特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定第一種金融商品取引業務

第9章 預金取扱等金融機関の検査・監督をめぐる動き

第1節 監督指針等

I 主要行等向けの総合的な監督指針等

主要行等向けの総合的な監督指針の改正

本監督指針については、平成17年10月28日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、27事務年度においても以下のとおり改正を行っている。

(1) 資本バッファ規制に係る改正（27年11月26日）

22年12月にバーゼル銀行監督委員会（BCBS）により公表された「より強靱な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」等に基づき、国際統一基準行等に係る資本バッファ規制を導入するため、国内のシステム上重要な銀行（D-SIBs）の選定方法を記載する等所要の改正を行ったもの（28年3月31日より適用）。

(2) 金融庁への役員等の氏名届出等に係る改正（28年3月1日）

金融機関が金融庁に役員等の氏名届出等を行う際に、現在の戸籍上の氏名とともに、婚姻前の氏名を併記することを可能とするため、内閣府令等とともに所要の改正を行ったもの（28年3月1日より適用）。

(3) 「中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する最終報告書」等を踏まえた改正（28年3月31日）

27年3月にバーゼル銀行監督委員会（BCBS）及び証券監督者国際機構（IOSCO）により公表された「中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する最終報告書」等を踏まえ、証拠金授受に係る態勢整備を促すための改正を行ったもの（28年9月1日より段階的に適用）。

(4) コーポレートガバナンス・コードの適用開始及び会社法の平成26年改正（27年5月1日施行）等に係る改正（28年6月3日）

コーポレートガバナンス・コードの各原則において求められている水準のガバナンス態勢を構築するにあたって、同コードに則って、適切に取組みを進めているか、との着眼点を追記するとともに、26年改正会社法において新設された監査等委員会設置会社の記載を追加するなどの改正を行ったもの（28年6月3日より適用）。

(5) 「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律」の施行に係る改正（28年6月30日）

「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴う所要の改正を行ったもの（28年7月1日より適用）。

(注) 上記のうち、(1) 及び (5) について、金融検査マニュアル等の改定を行った。

II 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針等

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の改正

本監督指針については、16年5月31日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、27事務年度においても以下のとおり改正を行っている。

(1) 金融庁への役員等の氏名届出等に係る改正（28年3月1日）

金融機関が金融庁に役員等の氏名届出等を行う際に、現在の戸籍上の氏名とともに、婚姻前の氏名を併記することを可能とするため、内閣府令等とともに所要の改正を行ったもの（28年3月1日より適用）。

(2) 「中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する最終報告書」等を踏まえた改正（28年3月31日）

27年3月にバーゼル銀行監督委員会（BCBS）及び証券監督者国際機構（IOSCO）により公表された「中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する最終報告書」等を踏まえ、証拠金授受に係る態勢整備を促すための改正を行ったもの（28年9月1日より段階的に適用）。

(3) コーポレートガバナンス・コードの適用開始及び会社法の平成26年改正（27年5月1日施行）等に係る改正（28年6月3日）

コーポレートガバナンス・コードの各原則において求められている水準のガバナンス態勢を構築するにあたって、同コードに則って、適切に取組みを進めているか、との着眼点を追記するとともに、26年改正会社法において新設された監査等委員会設置会社の記載を追加するなどの改正を行ったもの（28年6月3日より適用）。

(4) 「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律」の施行に係る改正（28年6月30日）

「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴う所要の改正を行ったもの（28年7月1日より適用）。

(注) 上記のうち、(4) について、金融検査マニュアル等の改定を行った。

第2節 預金取扱等金融機関の概況

I 主要行等の平成27年度決算概況（資料9-2-1参照）

主要行等の27年度決算の概況（グループ連結ベース）は、各行決算短信等によれば、以下のとおりである。

1. 当期純利益は、債券等関係損益が増加したものの、預貸金利回りの悪化等により資金利益が減少したことや与信関係費用が増加したことなどにより、前期に比べ1,580億円減少の2兆7,240億円となった。
2. 不良債権額（金融再生法開示債権）は、前期に比べ0.4兆円減少の3.1兆円、不良債権比率は前期に比べ0.13%ポイント低下の0.97%となった。
3. 国際統一基準行の総自己資本比率は前期に比べ0.54%ポイント上昇の16.17%、Tier 1比率は前期に比べ0.88%ポイント上昇の13.21%、普通株式等Tier 1比率は前期に比べ0.68%ポイント上昇の11.38%となった。
国内基準行の自己資本比率は、公的資金の返済を進めたことに伴い、前期に比べ0.65%ポイント低下の13.30%となった。

II 地域銀行の平成27年度決算概況（資料9-2-2参照）

地域銀行の27年度決算の概況（銀行単体ベース）は、各行決算短信等によれば、以下のとおりである。

1. 実質業務純益は、資金利益の減少等により、前期に比べ284億円減少の1兆5,905億円となった。
2. 当期純利益は、与信関係費用の減少及び株式関係損益の増加等により、前期に比べ1,100億円増加の1兆1,729億円となった。
3. 不良債権額（金融再生法開示債権）は、前期に比べ0.4兆円減少の5.2兆円、不良債権比率は前期に比べ0.25%ポイント低下の2.13%となった。
4. 国際統一基準行の総自己資本比率は前期に比べ0.54%ポイント低下の14.10%、Tier 1比率は前期に比べ0.19%ポイント上昇の13.19%、普通株式等Tier 1比率は前期に比べ0.2%ポイント上昇の13.16%となった。
国内基準行の自己資本比率は、前期に比べ0.30%ポイント低下の10.20%となった。

III 再編等の状況

1. 主要行等の再編等

27年7月以降、主要行等における再編等は、行われていない。

2. 地域銀行の再編等（資料9-2-3～6参照）

27年7月以降に行われた地域銀行における統合・再編は、以下のとおりである。

① 肥後銀行、鹿児島銀行

（内容）27年10月1日に持株会社による経営統合

持株会社名：九州フィナンシャルグループ

② 横浜銀行、東日本銀行

（内容）28年4月1日に持株会社による経営統合

持株会社名：コンコルディア・フィナンシャルグループ

③ 東京TYフィナンシャルグループ・新銀行東京

（内容）28年4月1日に東京TYフィナンシャルグループが株式交換により

新銀行東京を子会社化

④ トモニホールディングス・大正銀行

（内容）28年4月1日にトモニホールディングスが株式交換により大正銀行

行を子会社化

3. 外国銀行の参入

27年7月以降、以下のとおり、新たに銀行業の免許を付与した。（28年6月末現在、免許を付与されている外国銀行支店は53行）。

	免許付与日	営業開始日
台新国際商業銀行（台）東京支店	28年6月9日	28年10月予定

4. 外国銀行の退出

27年7月以降、以下のとおり、外国銀行支店において銀行業の廃止等があった。

	営業廃止日
ハナ銀行（韓）東京支店（注）	27年9月1日
デプファ・バンク・ピーエルシー（銀行）（愛）東京支店	28年6月24日

（注）旧ハナ銀行東京支店は、27年9月1日付で旧韓国外換銀行在日支店に営業の全部譲渡を行い銀行業の免許が失効した（なお、旧韓国外換銀行在日支店はハナ銀行在日支店に商号変更）。

IV 不良債権処理等の推移

1. 不良債権の概念（資料9-2-7~9参照）

(1) 金融再生法開示債権

金融機関の不良債権の概念の一つに、金融再生法開示債権がある。これは、金融再生法（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律）の規定に基づき、貸出金、支払承諾見返等の総与信を対象に、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」及び「正常債権」の4つの区分に分けて開示するものである（主要行については11年3月期より、地域銀行については11年9月期より、協同組織金融機関については12年3月期より、開示が義務付けられた）。このうち「正常債権」以外の3つを「金融再生法開示債権」と呼んでいる。

(2) リスク管理債権

リスク管理債権は、金融再生法開示債権と並ぶ不良債権の概念の一つであり、貸出金を対象に、客観的形式的基準により区分（破綻先債権、延滞債権、3ヶ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権）し、区分された債権毎に各金融機関が開示するものである。このリスク管理債権は、米国証券取引委員会（SEC）と同様の基準に基づくものであり、10年3月期より各銀行が全銀協統一開示基準等に基づき開示を開始、11年3月期からは、金融システム改革法に基づく銀行法等の改正により、全預金取扱金融機関に対し、連結ベースでの開示が罰則付きで義務付けられた。

2. 金融再生法開示債権等の現状（資料9-2-10~17参照）

(1) 金融再生法開示債権【全国銀行ベース】

単位：%、兆円)	14年 3月期	22年 3月期	23年 3月期	24年 3月期	25年 3月期	26年 3月期	27年 3月期	27年 9月期	28年 3月期
不良債権比率	8.4	2.5	2.4	2.4	2.3	1.9	1.6	1.5	1.5
総与信	512.1	478.3	475.0	486.6	508.9	530.2	556.7	562.3	569.7
金融再生法 開示債権	43.2	11.7	11.5	11.8	11.9	10.2	9.1	8.6	8.4
破産更生 債権	7.4	2.9	2.4	2.0	1.8	1.5	1.2	1.3	1.3
危険債権	19.3	6.7	6.6	7.2	7.3	6.4	5.5	5.2	5.2
要管理 債権	16.5	2.1	2.5	2.6	2.8	2.4	2.4	2.1	1.9
正常債権	468.9	466.6	463.5	474.8	497.0	520.0	547.6	553.7	561.3

(2) リスク管理債権残高の推移【全国銀行ベース】

(単位:兆円)

22年 3月期	23年 3月期	24年 3月期	25年 3月期	26年 3月期	27年 3月期	27年 9月期	28年 3月期
11.4	11.3	11.5	11.7	10.0	9.0	8.5	8.2

3. 不良債権問題への取組み (資料9-2-18、19 参照)

不良債権の最終処理は、金融機関の収益力の改善や貸出先企業の経営資源の有効活用などに寄与し、新たな成長分野への資金の供給や資源の移動を促すことにつながるものであり、他の分野の構造改革と合わせてこれを加速することは、日本経済の再生に不可欠なものであった。

これまで、13年4月の緊急経済対策以来、主要行の破綻懸念先以下債権について、いわゆる「2年・3年ルール」「5割・8割ルール」等のオフバランス化のルールを設定し、それに則って不良債権の最終処理が着実に進められてきたところである。

(注1) さらに、14年10月の「金融再生プログラム」においては、主要行の不良債権比率を16年度末までに半程度に低下させ、不良債権問題の正常化を図るとともに、構造改革を支えるより強固な金融システムの構築に取り組むこととした。同プログラムに盛り込まれた、主要行の資産査定厳格化、自己査定の充実、ガバナンスの強化といった目標や、産業と金融の一体再生の取組み等の諸施策を約2年半の間、強力に推進してきた結果、17年3月期には主要行の不良債権比率は2.9%へと低下し、同プログラムの最も中心的な課題であった主要行の不良債権問題の正常化という目標を達成した。

(注2) なお、17年10月に策定した「主要行等向けの総合的な監督指針」においては、「2年・3年ルール」、「5割・8割ルール」といったこれまでのオフバランス化ルールを取りやめることとする一方、不良債権の早期認知、早期対処のための銀行の不良債権管理についての総合的な着眼点を明確化することとし、不良債権問題の再発防止を図ることとしたところである。

第3節 預金取扱等金融機関に対する金融モニタリング（資料9-3-1参照）

I 主要行等に対する金融モニタリング

3メガバンクグループなどグローバルに活動する金融機関は、我が国経済の好循環の実現に向けて、産業・企業の競争力・生産性の向上や円滑な新陳代謝の促進に向けた取組みを金融面から支援することが求められるとともに、国内外の経済・市場等の変化に適時・適切に対応し、将来にわたり質の高い金融サービスを安定的に提供できるよう、経営管理・リスク管理等の向上等を進めていく必要がある。

平成27事務年度においては、こうした観点から、3メガバンクグループについて、競合する欧米主要銀行との比較・分析や取引先企業へのヒアリング等を行ったほか、海外業務の拡大を継続する3メガバンクグループに共通する経営課題として、海外与信管理、外貨流動性管理等を主な検証項目として水平的レビューを実施した。

その他の主要行等については、オフサイト・モニタリングによる定期的なビジネス動向とリスク状況の把握を行ったほか、各金融機関のリスクプロファイルに応じたターゲット検査の実施など、効果的・効率的なモニタリングを実施した。

II 地域銀行に対する金融モニタリング

27事務年度の地域銀行に対するモニタリングについては、人口減少や高齢化の進展が地域銀行の将来的な収益に及ぼす影響等を分析したほか、差別化されたビジネスモデルにより相応の収益を確保している一部の地域銀行について、インタビューを実施し、経営管理における特徴を抽出した。

取引先企業の事業の内容や成長可能性等の適切な評価に基づく融資・本業支援（事業性評価）については、25事務年度から継続してモニタリングを実施しており、27事務年度も、取引先企業の、市場、競争環境、事業特性の把握や経営改善の方策について、銀行としての関わり方等を議論した。

また、検査局・監督局・財務局が緊密に連携しつつ、継続的な情報収集と分析、定期的なヒアリングでの実態確認といったプロファイリング作業を中心として、オフサイトでのモニタリングを実施した。

こうしたプロファイリングを踏まえつつ、オンサイトで実態を確認する必要がある場合には、ターゲット検査を実施した。

III 外国銀行に対する金融モニタリング

外国銀行在日拠点は、その規模やビジネスモデルが様々であり、母国を含めた国際的な経済・規制動向、ビジネス環境の影響を強く受けるという特性がある。また、本部・本店やアジア地域本部の決定により、その経営方針や業務内容が急に変更される場合もある。

こうした特性を踏まえ、本部・本店・地域本部幹部とのコミュニケーションや監

督カレッジ等への参加を通じて外国銀行グループ全体でのビジネス戦略やリスクの把握に努めつつ、25 事務年度以降、オフサイト・モニタリングでの情報収集・分析を強化し、そこで把握された重要な分野に力点を置いてオンサイト・モニタリングを行うなど、オン・オフ一体での継続的なモニタリングを実施している。

27 事務年度においては、年次アンケート、決算ヒアリング、監督カレッジ等への参加、本部・本店・地域本部幹部との面談などにより把握したビジネス戦略及びリスク特性を踏まえた個別行のリスクプロファイリングを行い、これに基づく年間モニタリング計画の策定及びモニタリングの実施を行った。また、オフサイト・モニタリングの過程で把握された課題を踏まえ、より焦点を絞った機動的なオンサイト・モニタリングを実施した。

IV 協同組織金融機関に対する金融モニタリング

1. 信用金庫・信用組合に対する金融モニタリング

27 事務年度の信用金庫・信用組合に対する金融モニタリングについては、26 事務年度に引き続き、より早期に経営課題等を把握し、その改善を図るため、財務局の検査・監督部門が一体となった切れ目のないモニタリングを実施した。

具体的には、各財務局が、継続的なデータ収集・分析やヒアリング等により、所管する信用金庫・信用組合の経営上重要な課題やリスク等を整理しデータベースを作成するなど、オフサイト・モニタリングを充実させるとともに、リスクプロファイリングを踏まえて、ビジネスモデルや経営管理など、検証項目を絞り込んだ、効果的・効率的なオンサイト・モニタリングの実施に努めている。

(1) 信用金庫等に対する金融モニタリング

信用金庫等は、信用金庫法に基づき金融庁が所管しており、財務（支）局が検査を実施（信金中央金庫は、金融庁が検査を実施）している。27 事務年度は、70 金庫に対して検査を実施した。

(2) 信用組合等に対する金融モニタリング

信用組合等は、中小企業等協同組合法等に基づき金融庁が所管しており、財務（支）局が検査を実施（全国信用協同組合連合会は、金融庁が実施）している。27 事務年度は、43 組合に対して検査を実施した。

(注) 上記 I～IV 1. のモニタリングの結果に関しては、平成 28 年 9 月 15 日に公表された「平成 27 事務年度金融レポート」を参照。

2. 労働金庫等に対する金融モニタリング

労働金庫等は、労働金庫法に基づき厚生労働省、都道府県及び金融庁

の共管となっており、厚生労働省が都道府県及び財務（支）局と共同で検査を実施している（労働金庫連合会は、厚生労働省が金融庁と共同で検査を実施し、1の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫については、都道府県も検査を行うこととされており、この場合は、原則として厚生労働省が都道府県及び財務（支）局と共同で検査を実施）。27事務年度は、1金庫に対して検査を実施した。

労働金庫の検査を行う行政庁

種 類	地 区	都道府県の区域を越える	都道府県の区域を越えない
	労働金庫		主務大臣

（注1）主務大臣とは、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務（支）局長に委任されている。

3. 信用農業協同組合連合会等に対する金融モニタリング

農林中央金庫は、農林中央金庫法に基づき農林水産省と金融庁等との共管となっており、農林水産省と金融庁が共同で検査を実施している。

また、信用農業協同組合連合会等は、農業協同組合法等に基づき農林水産省と金融庁等との共管となっており、農林水産省と財務（支）局が共同で検査を実施している。27事務年度は、10連合会（内訳は、信用農業協同組合連合会5連合会、信用漁業協同組合連合会5連合会）に対して検査を実施した。

4. 農業協同組合に対する金融モニタリング

農業協同組合は、農業協同組合法に基づき、都道府県知事（都道府県の区域を超える区域を地区とする農業協同組合を除く。）が行政庁となっているが、信用事業を営む農業協同組合に対する検査について、都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣（内閣総理大臣及び農林水産大臣）が必要があると認める場合の行政庁は、主務大臣及び都道府県知事となっている。

22年6月、農業協同組合に対する金融庁検査について、「金融庁検査が促進されるための実効性ある方策を採る」との閣議決定がなされたことを踏まえ、23年5月、農林水産省及び金融庁では、農業協同組合法に基づく都道府県からの要請を受けて、都道府県、農林水産省及び金融庁の3者が連携して実施する検査が促進されるよう、「農業協同組合法に定める要請検査の実施に係る基準・指針」を共同で策定・公表した。

27 事務年度は、都道府県からの要請状況及び財務（支）局の検査体制の整備状況等を踏まえつつ、22 組合に対して検査を実施した。

信用農業協同組合連合会等の検査を行う行政庁

種 類 \ 地 区	都道府県の 区域を超える	都道府県の 区域と同じ	都道府県の 区域の一部
信用農業協同組合連合会	主務大臣	主務大臣 都道府県知事	都道府県知事
信用漁業協同組合連合会	主務大臣	主務大臣 都道府県知事	都道府県知事
農 業 協 同 組 合	主務大臣	都道府県知事 (注2)	都道府県知事 (注2)
漁 業 協 同 組 合	主務大臣	都道府県知事 (注2)	都道府県知事 (注2)

(注1) 主務大臣とは、内閣総理大臣及び農林水産大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務（支）局長に委任されている。

(注2) 都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣が必要と認める場合は、主務大臣及び都道府県知事となる。

第4節 自己資本比率規制等への対応

I バーゼル2（資料9-4-1参照）

平成16年6月にバーゼル銀行監督委員会から公表された自己資本比率規制（バーゼル2）の国際的な枠組みを受け、我が国でも19年3月末よりバーゼル2が実施された。バーゼル2は、「最低所要自己資本比率」（第1の柱）、「金融機関の自己管理と監督上の検証」（第2の柱）及び「市場規律」（第3の柱）の3つの柱からなる規制上の枠組みであり、金融機関が抱えるリスクを従来の規制（バーゼル1）よりも正確に計測すること等を通じて、金融機関により適切なリスク管理を促すものである。

II バーゼル3（資料9-4-2参照）

22年12月にバーゼル銀行監督委員会から公表された「より強靱な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」（いわゆる「バーゼル3」）を受け、24年3月に、国際統一基準行を対象とした、自己資本の質および量の向上及びリスク捕捉のさらなる強化を求める告示改正を行った。改正告示は25年3月期決算より、段階的な適用が開始されている。

III 新国内基準（資料9-4-3参照）

25年3月、バーゼル3（国際統一基準）を参考に、従来の最低自己資本比率（4%）を維持しつつ、自己資本の質の向上を図る一方、地域経済への影響や業態の特性も勘案のうえ、国内基準に係る告示改正を行った。改正告示は26年3月期決算より、段階的な適用が開始されている。

IV 要承認手法の承認実績（27事務年度）（資料9-4-4参照）

- ・ 信用リスク（基礎的内部格付手法）…1持株会社及び2行
- ・ オペレーショナル・リスク（粗利益配分手法）…1持株会社及び1行
- ・ オペレーショナル・リスク（先進的計測手法）…1行

V レバレッジ比率（資料9-4-5参照）

26年1月にバーゼル銀行監督委員会から公表された「レバレッジ比率の枠組みと開示要件」を受け、27年3月及び6月に、国際統一基準行を対象とした、レバレッジ比率の開示に係る告示改正及びレバレッジ比率の計算方法に係る告示の策定を行った。レバレッジ比率については、国際合意上、29年までにレバレッジ比率の定義および水準についての最終調整を実施、30年からは第1の柱として運用することを予定している。

VI 流動性規制（資料9-4-6参照）

19年に始まった世界的な金融危機において、十分な資本を持ちながらも資金流動性に問題が生じた金融機関が存在したことを踏まえ、バーゼル銀行監督委員会は、

22年12月、バーゼル3の見直しの一つとして、資金流動性に係る二つの最低基準（流動性カバレッジ比率（LCR）及び安定調達比率（NSFR））を導入することについて合意した。LCRは銀行の流動性リスクプロファイルの短期的強靱性を高めることを目的とし、長期的強靱性を高めることを目的とするNSFRと相まって流動性ストレス時の資金流動性を高めることを目指している。我が国では、LCR計算告示の新設やQ&Aの策定等を行い、27年3月末より、国際統一基準行（連結・単体）に対してLCRの段階的な適用が開始されている。また、同年6月末よりLCRの開示規制も導入されている。なお、NSFRは30年より適用を開始する予定である。

Ⅶ 資本バッファ規制（資料9-4-7参照）

バーゼル銀行監督委員会は、19年に始まった世界的な金融危機への反省を背景に、健全性規制強化の一環として、不況時に損失吸収に充てることにより、景気経済の減速期においても金融機関の金融仲介機能を維持し、景気変動増幅効果（プロシクリカリティ）を抑制することを基本的な目的として、金融機関に対して最低所要自己資本を上回る十分な量の資本バッファの積み立てを求める規制を導入することとした。我が国では、バーゼル3等の国際合意に基づき、国際統一基準行に係る自己資本比率規制について、資本バッファ規制を導入するための告示等の改正を公布し、28年3月31日より段階的な適用が開始されている。

Ⅷ TLAC規制（資料9-4-8参照）

金融安定理事会は、19年に始まった世界的な金融危機時に顕在化した「大きすぎて潰せない（Too big to fail）」問題に対処し、納税者の負担を回避しつつ、秩序ある破綻処理を可能とするため、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）に対して、予め十分な総損失吸収力（TLAC）の確保を求める規制を導入することとした。これを踏まえ、我が国では、今後の規制整備に向け、28年4月15日にTLACに係る枠組み整備の方針を公表した。TLAC規制については、31年より段階的な適用を開始する予定である。

第5節 資本増強制度の運用状況

I 旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法

1. 資本増強行の経営健全化計画に係るフォローアップ

平成27年9月期の経営健全化計画の履行状況報告については同年12月25日に、28年3月期の経営健全化計画の履行状況報告については同年6月30日に、報告内容の公表が行われた。(資料9-5-1~2参照)

2. 経営健全化計画の見直し

新生銀行において、経営健全化計画の見直しが行われ、見直し後の新しい経営健全化計画が、28年2月12日に公表された。

3. 公的資金の返済状況

27事務年度においては、公的資金の返済は行われなかった。

そのため、26事務年度と同様、旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法に基づく資本増強額(約12.3兆円)に対して、28年6月末時点で約12.1兆円が返済されており、残額は約0.2兆円となっている(金額はいずれも額面ベース)。なお、すでに返済されている約12.1兆円に対し、約1.5兆円の利益(キャピタルゲイン)が発生している。

II 金融機能強化法

1. 資本参加の決定

27事務年度においては、金融機能強化法の本則に基づき、以下の金融機関に対して国の資本参加を決定し、公表した。(資料9-5-3参照)

27年12月実施：全国信用協同組合連合会(106億円)

2. 資本参加した金融機関等の経営強化計画に係るフォローアップ

金融機能強化法の本則及び震災特例に基づき国の資本参加を行った金融機関から経営強化計画の履行状況報告がなされ、27年3月期(27金融機関)については、同年8月21日に、同年9月期(26金融機関)については、28年2月26日に報告内容を公表した。(資料9-5-4~5参照)

3. 経営強化計画等の公表

金融機能強化法の本則に基づき国の資本参加を行った、みちのく銀行、第三銀行、東和銀行、フィデアホールディングス(北都銀行)、宮崎太陽銀行、山梨県民信用組合及びぐんまみらい信用組合並びに同法の震災特例に基づき国の資本参加を行ったじもとホールディングス(仙台銀行・きらやか銀行)の新しい経営強化

計画等については、27年8月21日に公表した。(資料9-5-6参照)

4. 公的資金の返済状況

27事務年度においては、公的資金の返済は行われなかった。

そのため、金融機能強化法に基づく資本参加額(6,731億円)に対して、28年6月末時点で残額は4,926億円となっている。

第6節 地域密着型金融の推進

I 経緯

地域密着型金融の取組みについては、二度にわたるアクションプログラムを経て、平成19年8月に「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を改正し、通常の監督行政の枠組みに位置付けて推進を図ってきた。こうした中、地域金融機関においては、顧客企業の経営改善支援や事業再生支援等、様々な取組みが行われてきた。

一方、中小企業をはじめとする利用者からは、そうした取組みにとどまらず、経営課題への適切な助言や販路拡大等の経営支援、ニーズに合致した多様な金融サービスの提供が強く期待されていた。また、地域密着型金融の推進については、本来、地道な企業訪問や経営相談・経営指導など中長期的な視点に立った継続的な取組みに関する姿勢や活動を評価・推進していくことが重要であるにもかかわらず、営業現場では短期的な量重視に偏りやすくなっていったほか、網羅的な実績作りに陥りがちな面が生じるなど、様々な課題も浮かび上がっていた。

このような課題認識を踏まえ、地域金融機関における地域密着型金融の取組みの一層の促進を図るため、23年5月16日に「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を改正し、地域密着型金融の目指すべき方向等を示した。

II 地域密着型金融の推進に係る取組み

1. 基本的考え方等

地域金融機関は、経営戦略や経営計画等の中で、地域密着型金融の推進をビジネスモデルの一つとして明確に位置付け、自らの規模や特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえて自主性・創造性を発揮しつつ、「顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮」、「地域の面的再生への積極的な参画」、「地域や利用者に対する積極的な情報発信」の取組みを中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進することにより、顧客基盤の維持・拡大、収益力や財務の健全性の向上につなげていくことが重要である。

また、地域金融機関が、地域密着型金融を組織全体として継続的に推進していくためには、経営陣が主導性を十分に発揮して、推進態勢の整備・充実を図っていくことが重要である。

2. 当局の施策

当局は、上記の考え方を踏まえながら、各種ヒアリング等の機会を通じて、各地域金融機関における地域密着型金融の取組み状況についてフォローアップを実施した。また、各地域金融機関は、取引先企業の事業の内容や成長可能性等を適切に評価（事業性評価）し、融資や本業支援等を通じて、地域産業・企業の生産性向上や円滑な新陳代謝の促進を図り、地方創生に貢献していくことが求められ

ている。このことから、各財務（支）局（沖縄総合事務局を含む。）において、地域金融機関の課題や役割等について問題提起できる有識者や専門家による講演及び、有識者や地域関係者（地元企業経営者等）によるパネルディスカッションを行う、「地域密着型金融に関する会議（シンポジウム）」を開催（28年3月）した。

第7節 中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化

I 対応

中小企業等の業況は、持ち直し基調の中にも弱い動きが見られる。地域や中小企業等も含めた経済の好循環の更なる拡大を実現するために、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が一層重要となっているとの認識の下、中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化に向けて、以下のとおり各種施策を積極的に講じてきた。

1. 中小企業金融等のきめ細かな実態把握

(1) 中小企業等へのヒアリング

平成27年10月から11月にかけて、金融庁幹部職員等が全国各地を訪問し、企業経営者等から、直接、業況・資金繰り、金融機関の融資姿勢等についてヒアリング・意見交換を行った。

(2) 「金融円滑化ホットライン」等における情報の受け付け

金融サービス利用者相談室、「中小企業等金融円滑化相談窓口」及び「金融円滑化ホットライン」により、中小企業など借り手の方々からの情報を直接受け付け、金融機関に対する検査・監督に活用している。特に、「貸し渋り・貸し剥がし」等に関する情報のうち、情報提供者が金融機関側への申出内容の提示に同意している情報については、当該金融機関に対し事実確認等のヒアリングを実施している。

2. 金融機関に対する要請及び中小企業等への周知・広報

(1) 金融機関トップへの直接の要請

金融担当大臣と金融機関トップとの意見交換の機会に、金融機関に対して、適切かつ積極的な金融仲介機能を発揮し、中小企業等に対して円滑な資金供給を図るという金融機関本来の使命を十分に発揮していくよう要請した。具体的には、27年11月30日及び28年2月23日に全銀協、地銀協、第二地銀協、全信協、全信中協、政府系金融機関等の代表を招き、金融担当大臣、経済産業大臣等から要請するとともに、融資動向等についての意見交換を行った。

(2) 文書による要請

27年11月30日及び28年2月23日に、金融機関に対し、中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化に一層努めるよう要請する文書を発出した。

(3) 中小企業等への周知・広報

円滑な資金供給の促進に向けた金融庁の取組みについてまとめたパンフレットを作成し、中小企業団体等を通じて事業者幅広く配布した(27年9月)。

3. 経営者保証に関するガイドラインの活用促進

経営者保証に関するガイドラインの積極的な活用により、中小企業等の経営者による思い切った事業展開や創業を志す者の起業への取組みの意欲の増進が図られることによって、中小企業等の活力が一層引き出され、ひいては、日本経済の活性化に資することが期待されている。当庁としては、金融機関等によるガイドラインの積極的な活用を通じ、ガイドラインが融資慣行として浸透・定着することが重要であるとの認識の下、以下のような取組みを実施した。

- ① 民間金融機関におけるガイドラインの活用実績の集計結果を公表。27年4月以降の実績については新規融資全体に占める無保証融資の割合も公表（27年7月、12月、28年6月）（資料9-7-1参照）
- ② ガイドラインの活用に関して、広く実践されることが望ましい取組みを取りまとめた参考事例集について、取組事例を追加した改訂版を公表（27年7月、12月）（資料9-7-2参照）
- ③ ガイドラインの円滑な運用を図る観点から、ガイドラインのQ&Aの一部を改定（27年7月）
- ④ ガイドラインの活用状況についての地域金融機関による創意工夫ある具体的な開示を、モニタリングを通じて更に促進する旨を「平成27事務年度金融行政方針」に明記（平成27年9月）
- ⑤ 事業者向けにガイドラインを含めた当庁の取組みについてまとめたパンフレットを作成し、中小企業団体等を通じて事業者に広く配布（27年9月）
- ⑥ 政府広報によるガイドラインの広報の実施（27年10月、28年2月）
- ⑦ 金融機関に、中小企業等の顧客に対し、積極的にガイドラインの周知を行うとともに、ガイドラインの更なる活用に努めること等を要請（27年11月、28年2月）（資料9-7-3参照）
- ⑧ 地域経済活性化支援機構において、経営者保証付債権等を買取り、ガイドラインに沿った整理を行う特定支援業務について、26年10月の業務開始以降、28年6月末までに、24件の支援を実施

4. 地域密着型金融の推進

地域密着型金融の推進については、第3部第9章第6節「地域密着型金融の推進」を参照。

II 現状

1. 貸付条件の変更等の実施状況

中小企業金融円滑化法の施行日（21年12月4日）から28年3月末までの間に金融機関が実行した貸付条件の変更等の割合は、中小企業向け貸付及び住宅ローンの双方で、審査中の案件等を除き、9割を超える水準となっており、全体として、金融機関の条件変更等の取組みは着実に行われていると考えている。（資料

9-7-4 参照)

2. 金融機関の貸出態度や資金繰り等に関する中小企業の判断等

金融機関の貸出態度に関する中小企業の判断の指標である日銀短観の「貸出態度判断D. I.」(D. I. = 「緩い」と回答した社数構成比 - 「厳しい」と回答した社数構成比) をみると、28年6月期では+19(対前年同月比+3)となっている。(資料9-7-5参照)

3. 融資残高等

28年6月の民間金融機関の法人向け融資残高は、中小企業向けが対前年同月比3.5%の増加、中堅・大企業向けが同0.2%の減少となっている。(資料9-7-6参照)

また、各金融機関においては、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の取組みとして、引き続き、ABL等を推進している。(資料9-7-7参照)

第8節 金融仲介機能の質の改善に向けた取組み

I 融資先企業へのヒアリング等

1. 企業ヒアリング及びアンケート調査

金融庁は、金融機関に対し、担保・保証に依存しない企業の事業性評価に基づく融資や、企業の経営改善・生産性向上等の支援に積極的に取り組むよう促している。

他方、地域の中小企業等からは、依然として、「相変わらず担保・保証に依存している等、金融機関の対応は何も変わっていない」といった厳しい意見が多く聞かれる。

以上を踏まえ、金融機関の取組みの実態及び企業側から見た金融機関の評価等を把握するため、金融機関との日常のコミュニケーション、企業の金融機関に対する期待、金融機関が付加価値の高いサービスを提供しているか等を質問事項として、財務局及び財務事務所による企業ヒアリング及び外部委託によるアンケート調査を実施した。

企業ヒアリングは中規模・中小企業を中心に751社、アンケート調査は企業ヒアリングで補足できない小規模企業15,000社（有効回答数2,460社）に実施。対象企業については全国の企業規模別割合、業種及び債務者区分の分布に偏りが出ないように調整を行った。

また、再生等に向けた抜本的な対応がなされた企業の意見を収集・分析するため、サービサーへ債権譲渡された企業へのアンケート調査（対象先数450社、有効回答数183社）を行った。

2. 貸付条件の変更先の現状及び金融機関による支援状況に関する調査

中小企業金融円滑化法以降、地域金融機関による貸付条件の変更期間が長期化するとともに、抜本的な事業再生は進んでいない。こうした状況を踏まえ、貸付条件の変更先の現状や金融機関による支援状況について調査を実施した。

具体的には、地域銀行106行から、条件変更の実施状況のデータを受領し、全体的な傾向を分析するとともに、地域及び業態の分散等を総合的に勘案して選定した地域銀行6行から、長期条件変更先（平成27年9月末時点で初回条件変更から5年以上経過した企業）1,000社のデータを受領し、企業の現状を分析。更に、当該地域銀行6行からのヒアリング等に加え、事業再生の支援機関、サービサー、ファンド運営会社等からもヒアリング等を実施した。

II 金融仲介の改善に向けた検討会議

1. 経緯等

金融行政について民間の有識者の有益な意見や批判を継続的に反映させる取組みの一環として「金融仲介の改善に向けた検討会議」を27年12月18日に設置し

た。

同会議においては、産業・企業の生産性向上や新陳代謝の促進への貢献、担保・保証依存の融資姿勢からの転換、金融当局に求められる役割など金融仲介のあるべき姿等を継続して議論していくこととしている。(資料9-8-1参照)

2. 27 事務年度の開催状況

(1) 第1回 (27年12月21日開催)

事務局から「企業ヒアリングの中間報告」及び「これまでの金融行政における取組み」について報告を行ったのちに、「地方創生及び一億総活躍社会の実現に向けた課題」及び「地域金融の現状と課題」について、議論を行った。

(2) 第2回 (28年2月22日開催)

地域銀行から「地域のグランドデザイン作りへの参画」について事例紹介を受けたのちに議論を行った。また、事務局から「企業ヒアリングの中間報告」を行ったのちに議論を行った。

(3) 第3回 (28年4月4日開催)

地域銀行から「地方銀行の事業戦略」について事例紹介を受けたのちに議論を行った。また、事務局から「地方銀行の収益分析」の報告を行ったのちに議論を行った。

(4) 第4回 (28年5月23日開催)

事務局から「企業ヒアリング・アンケート調査の結果」及び「企業ヒアリングを踏まえた地域銀行との対話」の結果について報告を行ったのちに議論を行った。

(5) 第5回 (28年6月27日開催)

事務局から「金融仲介機能のベンチマーク(案)」及び「抜本的な事業再生への課題」について報告を行ったのちに議論を行った。

III 金融仲介の取組みの評価に係る多様なベンチマークの検討

金融機関との間で、事業性評価に基づく融資やコンサルティング機能の発揮についてより深度ある対話を行うため、企業ヒアリング等の結果や「金融仲介の改善に向けた検討会議」での議論も踏まえ、金融機関が自らの金融仲介機能の発揮状況について客観的に評価できる多様なベンチマークの検討を行った。

金融庁は、今後、ベンチマークや金融機関独自の指標も活用して、金融機関との間でより定性面も含めた深度ある対話を行っていく。また、金融機関においては、自らの取組みや成果について自主的な開示を行うことが期待される。

(ベンチマークの具体例)

- ・ 経営改善が見られた取引先数・融資額の推移
 - ・ 金融機関が貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況
 - ・ 事業性評価等を提示して対話を行っている取引先数
 - ・ 事業再生支援で債権放棄等を行った先数及び実施金額
 - ・ 中小企業向け融資や本業支援を専担する本部職員数の推移
- 等

第9節 偽造・盗難キャッシュカード問題等への対応

I 被害及び補償の状況（資料9-9-1参照）

「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」（預貯金者保護法）の施行状況等を把握するため、偽造キャッシュカード等による被害の発生状況等を四半期ごとに取りまとめ、平成19年3月（18年12月末時点）より公表している。

最近の被害発生状況及び補償状況を見ると、以下のとおりとなっている。

- ① 偽造キャッシュカードによる被害発生件数は、25年度は312件、26年度は300件、27年度は339件となっている。27年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、99.3%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ② 盗難キャッシュカードによる被害発生件数は、25年度は3,500件、26年度は3,038件、27年度は2,680件となっている。27年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、45.8%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ③ 盗難通帳による被害発生件数は、25年度は133件、26年度は101件、27年度は89件となっている。27年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、38.5%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ④ インターネットバンキングにおける被害発生件数は、25年度は1,954件、26年度は1,407件、27年度は1,509件となっている。27年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、82.5%（件数ベース）を金融機関が補償している。

II 金融機関における対応状況（資料9-9-2参照）

預貯金者保護法の施行状況等を把握するため、偽造キャッシュカード問題等に対する金融機関の対応状況についてアンケート調査を実施し、18年2月（17年12月末時点）から、各年度に一度公表している。27年度は、各預金取扱金融機関の28年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計した（28年8月31日に概要を公表）。

また、警察庁が公表した27年中のインターネットバンキングにおける不正な払戻し被害金額が過去最悪であったことを踏まえ、全国銀行協会は、各金融機関において、引き続きセキュリティ対策の強化・高度化の取組みを進めていくことを公表するとともに、利用者に対して、取引金融機関が導入または推奨するセキュリティ対策を積極的に利用するよう注意喚起を実施（28年6月）したほか、金融庁も、業界団体との意見交換会等を通じて、顧客保護及びセキュリティ強化の観点から、万全の対策を講じるように要請した。

第10節 口座不正利用対策

I 金融庁における取組状況

金融庁では、預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっていることを踏まえ、預金口座の不正利用に関する情報について、情報入手先から同意を得ている場合には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施することとしており、その情報提供件数等について、四半期毎に公表を行っている。

金融庁及び全国の財務局等において、金融機関及び警察当局へ情報提供を行った件数は、平成25年度は1,643件、26年度は1,076件、27年度は695件であり、調査を開始した15年9月以降28年3月末までの累計は43,094件となっている。

なお、預金口座の不正利用防止について、金融機関との意見交換も適宜実施している。

II 金融機関における取組状況

預金口座の不正利用と思われる情報があった場合には、金融機関において、直ちに調査を行い、本人確認の徹底や、必要に応じて預金取引停止、預金口座解約といった対応を迅速にとっていくことが肝要である。

金融庁及び全国の財務局等が提供した情報のうち、金融機関において利用停止したのは、25年度は809件、26年度は466件、27年度は353件、強制解約等をしたのは、25年度は672件、26年度は364件、27年度は218件であり、調査を開始した15年9月以降28年3月末までの累計は、利用停止が23,509件、強制解約等が15,299件となっている。

第11節 振り込め詐欺等への対応

振り込め詐欺被害への注意を呼びかけるため、平成27年11月に、全国銀行協会の金融犯罪防止にかかる新聞記事広告に協力を行った。

第10章 信託会社等の検査・監督をめぐる動き

第1節 信託会社等に関する総合的な監督指針

本監督指針については、平成16年12月の信託業法の改正を踏まえ策定されたものであり、信託会社等の監督事務に関し、その基本的考え方、免許・登録審査に際しての留意事項、業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項等を総合的にまとめたものであり、27事務年度においては、以下のとおり本監督指針の改正を行っている。

1. 「中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する最終報告書」等を踏まえた改正（28年3月31日）
27年3月にバーゼル銀行監督委員会（BCBS）及び証券監督者国際機構（IOSCO）により公表された「中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する最終報告書」等を踏まえ、証拠金授受に係る態勢整備を促すための改正を行った（28年9月1日より段階的に適用）。
2. 会社法の平成26年改正（27年5月1日施行）等に係る改正（28年6月3日）
26年改正会社法において新設された監査等委員会設置会社の記載を追加するなどの改正を行った（28年6月3日より適用）。

第2節 信託会社等の新規参入（資料10-2-1参照）

平成16年12月30日の改正信託業法の施行に伴い、信託の担い手が拡大され、28年6月30日現在、運用型信託会社7社、管理型信託会社12社及び特定信託業者6社（22件）、自己信託1社、信託契約代理店160社（注）が参入している。27年7月1日から28年6月30日までの間に免許・登録・届出を行った信託会社等は、以下のとおり。

① 運用型信託会社（免許制）及び管理型信託会社（登録制）

運用型信託会社については、新たな免許は行っていない。管理型信託会社の登録は1社、廃業等による登録抹消は行っていない。

② 信託契約代理店（登録制）

信託契約代理店の登録は5社、廃業等による登録抹消は1社となっている。

（注）信託契約代理店160社のうち131社は、信託業法の施行前に内閣総理大臣の認可を受けて設置されていた信託代理店であり、信託業法の施行時に信託契約代理店に移行したものである。

第3節 信託会社等に対する金融モニタリング

信託会社は、信託業法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、27 事務年度は、2社に対して検査を実施した。

第4節 類似商号への対応

信託業法は、信託会社に対してその商号に「信託」という文字の使用を義務付けるとともに、一般公衆の誤認防止を図るため、銀行や証券会社などと同様、信託会社でない者に対してその商号中に信託会社であると誤認させるおそれのある文字の使用を禁じており（信託業法第14条第2項）、違反者には30万円以下の罰金が課せられる（信託業法第97条第3号）。

しかし、一方で、信託業法の改正により金融機関以外の者による信託業への参入が認められ、信託への関心が高まっている昨今、貸金業の登録を受けていない業者がその商号に「信託」という文字を使用して顧客を信用させ、貸付けを行おうとする例が見受けられるところである。

このような例をはじめ、商号に信託会社であると誤認させるおそれのある文字を使用している業者に対して、金融庁及び財務局は、主に次のような対応を取るとともに、金融庁ホームページ等において注意喚起を行っている。

- ① 文書による警告や捜査当局への連絡などを行う。
- ② 財務局登録を詐称する貸金業無登録業者については、金融庁及び財務局のホームページに当該業者の一覧表を掲載しているところであるが、このうち、商号に「信託」を使用している業者については、一覧表の「備考」欄に信託業法（商号規制）違反である旨を記載する。

また、貸金業無登録業者も含め、商号に「信託」を使用している業者の情報を一般に提供するため、金融庁及び財務局のホームページに「商号に「信託」の文字を使用している無免許・無登録業者一覧」を別途掲載する。

第11章 保険会社等の検査・監督をめぐる動き

第1節 保険会社向けの総合的な監督指針

本監督指針については、平成17年8月12日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、27事務年度においても以下のとおり改正を行っている。

1. 共同保険契約（共同取扱契約）の非幹事会社の保険商品の認可申請・届出の取扱いに係る改正（28年2月1日）

共同保険契約（共同取扱契約）の非幹事会社の保険商品に限り、所定の条件を満たす場合には、特約及び保険料計算方法等の新設・改定について、その都度の認可申請・届出を不要とする改正を行った（28年2月1日より適用）。

2. 金融庁への役員等の氏名届出等に係る改正（28年3月1日）

金融機関が金融庁に役員等の氏名届出等を行う際に、現在の戸籍上の氏名とともに、婚姻前の氏名を併記することを可能とするため、内閣府令等とともに所要の改正を行った（28年3月1日より適用）。

3. 「中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する最終報告書」等を踏まえた改正（28年3月31日）

27年3月にバーゼル銀行監督委員会（BCBS）及び証券監督者国際機構（IOSCO）により公表された「中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する最終報告書」等を踏まえ、証拠金授受に係る態勢整備を促すための改正を行った（28年9月1日より段階的に適用）。

4. コーポレートガバナンス・コードの適用開始及び会社法の平成26年改正（27年5月1日施行）等に係る改正（28年6月3日）

コーポレートガバナンス・コードの各原則において求められている水準のガバナンス態勢を構築するにあたって、同コードに則って、適切に取組みを進めているか、との着眼点を追記するとともに、26年改正会社法において新設された監査等委員会設置会社の記載を追加するなどの改正を行った（28年6月3日より適用）。

第2節 保険会社の概況

I 平成28年3月期決算状況

1. 生命保険会社（資料11-2-1参照）

（1）損益の状況

生命保険会社の本業における基礎的な収益を示す基礎利益をみると、変額年金等の最低保証に係る費用が増加したことなどから、3兆3,342億円（前年は3兆8,235億円）と減少した。

上記に加え、有価証券売却損益の悪化を主因にキャピタル損益が悪化したことなどから、当期純利益（純剰余）は1兆3,438億円（前年は1兆5,327億円）と減少した。

（2）ソルベンシー・マージン比率の状況

ソルベンシー・マージン比率は、その他有価証券評価差額金の減少などによりマージン総額が減少したことなどから、前年と比較して低下した（全社平均990.1%（前年比▲30.3%ポイント））。

2. 損害保険会社（資料11-2-2参照）

（1）損益の状況

正味収入保険料が火災保険の販売好調や前年度の自動車保険の料率改定等により8兆6,366億円（前年は8兆637億円）と増加したことに伴い、経常利益は8,209億円（前年は7,276億円）と増加し、当期純利益も5,777億円（前年は3,739億円）と増加した。

（2）ソルベンシー・マージン比率の状況

ソルベンシー・マージン比率は、その他有価証券評価差額金の減少などによりマージン総額が減少したことなどから、前年と比較して低下した（全社平均695.6%（前年比▲13.5%ポイント））。

II 再編等の状況（資料11-2-3～7参照）

1. 概要

保険業界を取り巻く環境が大きく変化する中、利用者利便の向上や経営基盤の安定化等を図るため、ここ数年、多くの生・損保会社において業務提携・統合・合併等が行われ、保険業界の再編の動きがみられる。

なお、28年6月末現在における会社数は、生命保険会社38社、外国生命保険会社3社、損害保険会社30社、外国損害保険会社21社、免許特定法人1社、保険持株会社9社である。

2. 主要会社の再編等

27年7月以降、以下のような合併が行われた。

合併保険会社名	新保険会社名	合併日
・ <u>オリックス生命保険株式会社</u> ・ ハートフォード生命保険株式会社	・ オリックス生命保険株式会社	27年7月1日

※合併保険会社のうち、下線のある会社が存続会社。

第3節 保険会社に対する金融モニタリング（資料11-3-1参照）

27事務年度の保険会社に対するモニタリングについては、少子高齢化や人口減少の進展を背景とした保険会社を取り巻くビジネス環境の変化等を踏まえ、大手生命保険会社4社（日本生命、第一生命、明治安田生命、住友生命）及び大手損害保険会社3グループ（東京海上グループ、MS&ADグループ、損保ジャパン日本興亜グループ）に対して、近年相次いで実施されている国内外の保険会社等の大型買収を題材として、ガバナンスの機能発揮状況について実態を把握した。

また、保険会社の資産運用能力の向上は、自身の競争力強化にとって重要であると同時に、顧客の利益や国民の安定的な資産形成、さらには我が国資本市場の発展に寄与するものであることを踏まえ、26事務年度に引き続き、現状での対応に加え、今後求められる態勢整備について、主として大手生命保険会社4社を対象にモニタリングを行った。

このほか、26事務年度に把握した大手乗合代理店及び中堅生命保険会社における保険募集管理態勢の課題についてのフォローアップを行うとともに、新たな募集規制を義務付けた改正保険業法の施行への対応準備状況等について、実態を把握した。

また、生命保険会社1社及び損害保険会社1社に対し、それぞれのリスク特性に応じたターゲット検査を実施した。

（注）上記のモニタリングの結果に関しては、平成28年9月15日に公表された「平成27事務年度金融レポート」を参照。

第4節 統合的リスク管理態勢の整備・高度化について

保険業を取り巻くリスクが多様化・複雑化している中、保険会社においては、規制上求められる資本等の維持や財務情報の適切な開示に加え、自らの経営戦略と一体で、全てのリスクを統合的に管理し、事業全体でコントロールする統合的リスク管理（ERM：Enterprise Risk Management）態勢を整備し、高度化していくことが重要である。

金融庁では、ERMを促進する一環として、平成27年度より保険会社がリスクとソルベンシーの自己評価（ORSA：Own Risk and Solvency Assessment）に関する報告書（ORSAレポート）を作成し、金融庁へ提出する取組みを開始した。27事務年度においては、各社のORSAレポートを有効に活用し、同レポートをもとにしたERMヒアリングを実施した上で、規模特性の観点から選定した56社についてERM評価を行った。

第5節 ソルベンシー・マージン比率の見直しについて

ソルベンシー・マージン比率の計算の適正化を図るため、以下の改正を行った。

- ① 保険会社が締結する再保険契約のうち一定の要件に該当するものに係る受再保険会社から収受した手数料の一部について、ソルベンシー・マージン比率の計算から除くこととした。併せて情報開示の観点から、当該再保険契約に係る会計上の影響額を記載するよう、内閣府令及び告示改正を行った（平成27年10月8日公布、28年3月31日施行）。
- ② 現行のソルベンシー・マージン比率の計算上、その他有価証券評価差額金についてはマージン総額に算入される一方、繰延ヘッジ損益は算入されておらず、ヘッジ手段の評価損益が反映されていないことから、その他有価証券評価差額金に対応する繰延ヘッジ損益をマージン総額に算入するよう、内閣府令及び告示その他関連法令について改正を行った（28年3月28日公布、同月31日施行）。

なお、資産・負債の経済価値ベースによる評価・監督手法の検討の一環として、28年6月、全保険会社を対象にしたフィールドテストの実施を公表した。（注）（資料11-5-1参照）

（注）本テストの計算方法は、IAISで検討されているICS（国際資本基準）と基本的に整合的なものとするが、必ずしも我が国における方向性を示しているものではない。

第6節 保険商品審査態勢について

保険商品については、多様化する国民の保険ニーズに的確に応えるものであるとともに、保険契約者等にとって簡素で分かりやすい商品内容となることが重要である。

このため、商品審査に当たっては、保険会社等との間で双方向の協議を十分に行ったほか、保険会社の商品開発担当者との意見交換（平成27年8月、28年3月）、商品審査の留意点を示した「商品審査事例集」の策定・業界周知（28年2月、6月）、共同保険（共同取扱）の非幹事契約に係る認可申請・届出の簡素化（28年2月）等を実施し、審査の予見性、効率性、迅速性等の向上を図った。

第7節 少額短期保険業者の検査・監督をめぐる動き（資料11-7-1参照）

少額短期保険業者の概況

「保険業法等の一部を改正する法律」（平成17年法律第38号）が平成18年4月1日に施行され、従前、保険業法の規制の外にあった、特定の者を相手方として引受けを行う、いわゆる「根拠法のない共済」が原則として保険業法の規制対象となった。併せて、これら「根拠法のない共済」及び新規参入業者の受け皿として、保険会社と比べて取り扱う保険金額が少額であり、保険期間が短いもののみを取り扱う少額短期保険業制度が創設された。

「少額短期保険業者向けの監督指針」については、18年4月1日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、27事務年度においても、保険募集の基本的ルールの創設などを目的とする「改正保険業法」が成立したことを踏まえた改正（27年7月7日改正、28年5月29日より適用）、役員等の氏名届出等に係る改正（28年3月1日改正、同日適用）及び会社法改正等に係る改正（同年6月3日改正、同日適用）を行った。

少額短期保険業者に対する検査・監督権限は、金融庁長官から各財務局長等に委任されている。27事務年度においては、事業規模、取り扱っている商品や募集形態等の特性を踏まえ、顧客保護の観点から、各業者の経営管理態勢、財務の健全性及び業務の適切性等に関し、各財務局等を通じて必要な指導・監督を行った。その際、経営管理態勢及び財務の健全性等を中心に注意深くモニタリングを行った。

また、同事務年度においては、少額短期保険業者9業者に対して検査を実施した。

なお、同事務年度においては、4業者を新規に登録したことから、28年6月末現在の業者数は、87業者となった。

第8節 認可特定保険業者の検査・監督をめぐる動き（資料11-8-1参照）

認可特定保険業者の概況

前節のとおり、「保険業法等の一部を改正する法律」（平成17年法律第38号）（以下、「改正法」という。）の成立を受け、少額短期保険業制度が創設されたが、改正法施行前から「根拠法のない共済」を行っていた者については、経過措置として特定保険業という枠組みを設け、届出を行うことで平成20年3月31日まで各財務局等の監督下で業務を継続しながら、保険業法の規制に適合するよう対応を求めた。しかしながら、改正法施行前から「根拠法のない共済」を行ってきた団体の中には、保険業法の規制に適合することが直ちに容易ではない者も存在していた。

また、これとは別に、共済事業を行っていた特例民法法人（公益法人）については、改正法において、当分の間、当該共済事業を引き続き特定保険業として実施できると規定された。しかしながら、20年の公益法人制度改革により、特例民法法人は、25年11月末までに一般社団法人等に移行することとされ、一般社団法人等への移行後は、保険業法の適用を受けることとなり、現在行っている特定保険業が継続できなくなった。

このような状況を受けて、「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（平成22年法律第51号）により、改正法の公布の際現に特定保険業を行っていた者のうち、一定の要件に該当する者については、23年5月13日から当分の間、行政庁の認可を受けて、特定保険業を行うことができるようになった。

認可特定保険業者の所管行政庁は、特例民法法人であった者については特例民法法人であったときの主務官庁、それ以外の者については内閣総理大臣（権限は、内閣総理大臣から金融庁長官が委任を受け、各財務局長等に再委任されている。）と規定されている。

認可特定保険業者の認可については、25年11月に申請期限を迎え、財務局所管業者は7法人となった。27事務年度においては、認可特定保険業者の規模・特性を踏まえながら業務の適切性等に関し、丁寧な指導・監督を行った。

また、同事務年度においては、財務局所管の認可特定保険業者に対する検査は実施していない。

第12章 金融商品取引業者等の監督をめぐる動き

第1節 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

本監督指針については、平成19年9月30日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、27事務年度においても以下のとおり改正を行っている。

1. 資本バッファ規制に係る改正（27年11月26日）

22年12月にバーゼル銀行監督委員会（BCBS）により公表された「より強靱な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」等に基づき、国際統一基準行等に係る資本バッファ規制を導入するため、国内のシステム上重要な銀行（D-SIBs）の選定方法を記載する等所要の改正を行った（28年3月31日より適用）。

2. ジュニアNISAの導入等に伴う改正（27年12月14日）

ジュニアNISA（未成年者向けの少額投資非課税制度）の導入（28年4月開始）に伴い、ジュニアNISAを利用する取引の勧誘に関し、監督上の留意点を追加するなどの改正を行った（27年12月14日（一部28年1月1日）より適用）。

証券会社等には、顧客のインサイダー取引の防止を図るため適切な措置を講じることが求められているところ、その措置のひとつとして、J-IRISS（日本証券業協会の内部者登録・照合システム）に照合することを明らかにする改正を行った（27年12月14日より適用）。

3. 平成27年金融商品取引法改正を踏まえた改正（28年2月3日）

平成27年金融商品取引法改正により、適格機関投資家等特例業務制度が見直された（出資者の範囲の制限、行為規制の拡充及び行政処分の導入等）ことに伴い、適格機関投資家等特例業者等に係る監督上の留意点等について改正を行った（28年3月1日より適用）。

4. 金融庁への役員等の氏名届出等に係る改正（28年3月1日）

金融機関が金融庁に役員等の氏名届出等を行う際に、現在の戸籍上の氏名とともに、婚姻前の氏名を併記することを可能とするため、内閣府令等とともに所要の改正を行った（28年3月1日より適用）。

5. 「中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する最終報告書」等を踏まえた改正（28年3月31日）

27年3月にバーゼル銀行監督委員会（BCBS）及び証券監督者国際機構（IOSCO）により公表された「中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する最終報告書」等を踏まえ、証拠金授受に係る態勢整備を促すための

改正を行った（28年9月1日より適用）。

6. コーポレートガバナンス・コードの適用開始及び会社法の平成26年改正（27年5月1日施行）等に係る改正（28年6月3日）

コーポレートガバナンス・コードの各原則において求められている水準のガバナンス態勢を構築するにあたって、同コードに則って、適切に取組みを進めているか、との着眼点を追記するとともに、26年改正会社法において新設された監査等委員会設置会社の記載を追加するなどの改正を行った（28年6月3日より適用）。

7. 法人顧客を相手方とする店頭FX取引に係る証拠金規制の導入に伴う改正（28年6月14日）

法人顧客を相手方とする店頭FX取引について、店頭FX業者の適切なリスク管理の観点から証拠金規制が導入されることに伴い、店頭FX業者における必要証拠金率の算出について監督上の留意点を追加する改正を行った（29年2月27日より適用）。

第2節 金融商品取引業者等に対する金融モニタリング

金融商品取引業者等は、①金融仲介機能の適切な発揮に向けた不断の努力により、我が国の金融・資本市場に対する信認を高め、さらには我が国経済の発展に貢献していくこと、②国民のニーズに適った金融商品・サービスを提供することにより、その安定的な資産形成を支援することが求められている。

平成27事務年度においては、証券会社の規模・特性等に応じ、ガバナンスの発揮状況やビジネスモデルについても検証に努めたほか、証券会社が私募債（レセプト債等）の販売において事実と異なる説明を行っていた事例や、金融商品取引業者が適格機関投資家等特例業務届出者の運営するファンドへ実態のない出資を行っている事例など、投資者保護上の問題についても、証券取引等監視委員会と連携しつつ、適切な行政対応を行ってきた。

第3節 第一種金融商品取引業

I 第一種金融商品取引業者の概況

1. 第一種金融商品取引業者の数の推移（資料12-3-1参照）

(1) 第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者は、平成27年7月以降、7社が新規に登録を受けている。

また、第一種金融商品取引業者以外の金融商品取引業者5社が、第一種金融商品取引業を行うため、変更登録を受けている。

一方、金融商品取引業の廃止等に伴い、第一種金融商品取引業者10社が金融商品取引法第29条の登録を抹消されている。

これらの結果、28年6月末現在における第一種金融商品取引業者数は279社となっている。

なお、第一種金融商品取引業のうち有価証券関連業を行う者（金融商品取引法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る）については、248社となっている。

① 新規参入第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者名	有価証券 関連業	登録の状 況	登録年月日
ごうぎん証券株式会社	○	新規登録	27年8月5日
Clear Markets Japan株式会社	—	新規登録	27年9月29日
株式会社フジトミ	○	変更登録	27年11月24日
株式会社お金のデザイン	—	変更登録	27年12月1日
株式会社One Tap BUY	○	新規登録	27年12月17日
ウェルスナビ株式会社	○	新規登録	27年12月17日
WisdomTree Japan株式会社	—	新規登録	28年1月22日
とうほう証券株式会社	○	新規登録	28年1月22日
ブラックストーン・グループ・ジャパン株式会社	○	変更登録	28年3月1日
アムンディ・ジャパン株式会社	○	変更登録	28年3月9日
アライアンス・バーンスタイン株式会社	—	変更登録	28年3月9日

スタンダードチャータード証券株式会社	○	新規登録	28年5月20日
--------------------	---	------	----------

② 金融商品取引業の廃止等（金融商品取引法第 29 条の登録の抹消を伴うもの）
又は変更登録（第一種金融商品取引業の廃止）した第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者名	有価証券 関連業	廃止等 の状況	廃止等年月日
三栄証券株式会社	○	合併消滅	27年7月21日
F X C M ジャパン証券株式会社	○	合併消滅	27年8月1日
株式会社よじげん証券	○	廃止	27年9月24日
大宇証券株式会社	○	廃止	27年11月5日
アーツ証券株式会社	○	登録取消し	28年1月29日
八幡証券株式会社	○	合併消滅	28年2月1日
第一商品株式会社	—	廃止	28年3月18日
アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル	○	事業譲渡	28年3月31日
アムンディ・ジャパン証券株式会社	○	合併消滅	28年4月1日
ソシエテジェネラルセキュリティーズノースパシフィックリミテッド	○	事業譲渡	28年5月1日

(2) 特別金融商品取引業者

28年6月末現在、金融商品取引法第 57 条の 2 第 1 項に基づく特別金融商品取引業者に該当する旨の届出を行っている第一種金融商品取引業者は、20 社となっている。

特別金融商品取引業者

SMBC日興証券(株)	クレディ・スイス証券(株)
ゴールドマン・サックス証券(株)	J P モルガン証券(株)
シティグループ証券(株)	大和証券(株)
ドイツ証券(株)	日本相互証券(株)
野村證券(株)	バークレイズ証券(株)
BNPパリバ証券(株)	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)
みずほ証券(株)	モルガン・スタンレーMUF G証券(株)
メリルリンチ日本証券(株)	UBS証券(株)
(株)SBI証券	野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス

(3) 指定親会社

28年6月末現在、特別金融商品取引業者の親会社のうち、金融商品取引法第57条の12第1項に基づく指定を受けている指定親会社は、野村ホールディングス(株)及び(株)大和証券グループ本社の2社となっている。

2. 国内証券会社の27年度決算概要（資料12-3-2～3参照）

国内証券会社233社の27年度決算（単体）は、株式市場が概ね好調であった前年度に比べると、それをやや下回る水準ではあるものの、受入手数料が前年度と同程度であったことなどから、良好な決算を確保した。

営業収益は、前期比1,274億円減の3兆9,655億円（同3%減）、販売費・一般管理費は、同102億円減の2兆7,622億円（同0%減）、経常損益は、同1,330億円減の8,771億円（同13%減）、当期損益は、同1,087億円減の6,085億円（同15%減）となった。

なお、投資信託関連手数料をみると、販売手数料を重視した営業から、預り資産残高重視の営業へ移行している証券会社の増加などから、投資信託販売手数料は、前期比1,207億円減の3,302億円（同27%減）と減収となったものの、投資信託代行手数料（信託報酬）は、同2億円増の2,467億円（同0%増）と同水準を維持した。

II 第一種金融商品取引業者に対する行政処分

第一種金融商品取引業者に対する行政処分については、金融商品取引の公正性の確保や投資者保護等の観点から、検査等を通じて法令違反等が認められた場合には、法令に則り厳正に対処してきている。

27年7月以降の第一種金融商品取引業者に対する行政処分の状況については、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、18社(21件)に対し行政処分を行っており、その内訳は次のとおりとなっている。

- ① 登録の取消及び業務改善命令 1件
- ② 業務停止命令及び業務改善命令 3件
- ③ 業務改善命令 17件
- ④ 資産の国内保有命令及び業務改善命令 0件
- ⑤ 資産の国内保有命令 0件

なお、行政処分に至った法令違反等の内容は、「分別管理を適切に行っていない状況」「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、

又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」「適格機関投資家出資と評価し得ない出資」「法人関係情報の管理に不備がある状況等」等となっている。

Ⅲ 投資者保護基金について

金融システム改革に伴う証券取引法の改正（10年12月1日施行）において、顧客資産の分別保管の義務化とともに、証券会社の破綻の際のセーフティネットとして、投資者保護基金制度を創設し、全ての証券会社（金融商品取引法施行後は、有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者）に投資者保護基金への加入を義務付けた。

基金制度創設当初より、国内系証券会社（235社）を中心に設立された日本投資者保護基金と外資系証券会社（46社）を中心に設立された証券投資者保護基金が存在していたが、14年7月1日に統合し、日本投資者保護基金に一本化され今日に至っている（28年6月末時点 251社、同年3月末時点基金規模約 569億円）。（資料 12-3-4 参照）

第4節 第二種金融商品取引業

I 第二種金融商品取引業者の概況（資料12-4-1参照）

第二種金融商品取引業者は、いわゆる集団投資スキーム（ファンド）持分の販売、信託受益権の販売、投資信託の直接販売等を業として行う者であり、金融庁及び財務局が監督している。

平成28年6月末現在における第二種金融商品取引業者は1,155社となっている。

II 第二種金融商品取引業者に対する行政処分

27年7月以降、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、9社に対して行政処分を行っており、その内訳は登録取消しが8件（うち4件は業務改善命令を含む）、業務改善命令が1件となっている。

なお、行政処分に至った違法行為等の内容は、「出資金の流用を知らずながらファンドの私募の取扱いを行っている状況」、「事業の実態について事実と異なる内容を表示しファンドの私募の取扱いを行っている状況」等となっている。

第5節 投資助言・代理業

I 投資助言・代理業者の概況（資料12-5-1参照）

投資助言・代理業者は、投資顧問契約に基づく助言や、投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介を業として行う者であり、金融庁及び財務局が監督している。

平成28年6月末時点では、投資助言・代理業者数は994社となっている。

II 投資助言・代理業者に対する行政処分

27年7月以降、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、5社に対して行政処分を行っており、その内訳は登録取消しが2件、業務停止命令（業務改善命令を含む。）が3件となっている。

なお、行政処分に至った違法行為の内容は、「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない状況」等となっている。

第6節 投資運用業

投資運用業者の概況

I 投資運用業者の推移

投資運用業者は、投資信託委託業者、投資法人資産運用業者、投資一任業者及び自己運用業者の4類型に分類される。

平成28年6月末現在の投資運用業者数は352社（投資信託委託業者98社、投資法人資産運用業者81社、投資一任業者273社、自己運用業者30社）となっている。（資料12-6-1参照）

（注）重複して業務を行っている投資運用業者がいるため、その内訳である投資信託委託業者数、投資法人資産運用業者数、投資一任業者数及び自己運用業者数を合計した数値は、投資運用業者数と同一にはならない。

II 投資法人の推移

28年6月末現在の登録投資法人は84社（不動産系81社、インフラ系1社、証券系2社）となっている。

このうち、上場不動産投資法人（いわゆるJ-REIT）54社の運用資産残高の合計は、28年5月末で15兆1,802億円（前年比9.9%増）となっている。

27年7月以降、6件のIPOを伴う新規上場があった。（資料12-6-2参照）

III 運用資産の推移

27年度の投資信託については、資金流入により純資産残高は増加している。

投資信託については、純資産残高は28年6月末で公募投信86兆631億円（前年比14.7%減）（株式投信74兆1,406億円（同10.8%減）、公社債投信11兆9,225億円（同32.8%減）、私募投信66兆1,772億円（同22.8%増）（株式投信62兆7,127億円（同21.4%増）、公社債投信3兆4,645億円（同54.7%増））となっている。（資料12-6-3参照）投資一任契約資産残高については、28年3月末で199兆2,821億円（同0.05%増、一般社団法人日本投資顧問業協会会員合計）となっている。

自己運用業者が運用するファンドの総資産額は、4,278億円となっている（27事務年度に提出された事業報告書を基に集計）。

第7節 登録金融機関、取引所取引許可業者、金融商品仲介業者

I 登録金融機関の概況

平成28年6月末現在における登録金融機関数は、1,067社となっている。(資料12-7-1参照)

登録金融機関に対する行政処分については、金融商品取引の公正性の確保や投資者保護等の観点から、検査等を通じて法令違反等が認められた場合には、法令に則り厳正に対処している。

なお、27年7月以降の登録金融機関に対する行政処分の実績はない。

II 取引所取引許可業者の概況

取引所取引許可業者は、国内に拠点を有しない外国証券業者で、金融商品取引法第60条第1項に基づく許可を受けて、国内の金融商品取引所における取引を業として行うことができる者であり、金融庁が監督している。

28年6月末現在における取引所取引許可業者は1社となっている。(資料12-7-2参照)

III 金融商品仲介業者の概況

28年6月末現在における金融商品仲介業者数は、832業者となっている。(資料12-7-1参照)

27年7月以降の金融商品仲介業者に対する行政処分の状況については、関東財務局による検査の結果、法令違反等が認められたため、1社に対して行政処分(業務停止命令及び業務改善命令)を行っており、行政処分に至った法令違反等の内容は、「法人関係情報を利用した勧誘行為及び法人関係情報の管理不備」等である。

第8節 信用格付業者

I 信用格付業者の概況（資料12-8-1参照）

信用格付業者は、信用格付を付与し、かつ、提供し又は閲覧に供する行為を業として行う者であり、金融庁が監督している。

平成28年6月末現在における信用格付業者は7社となっている。

II 信用格付業者の特定関係法人

28年6月末現在、金融商品取引業等に関する内閣府令第116条の3第2項に基づき金融庁長官による指定を受けた信用格付業者の関係法人（特定関係法人）は、43法人となっている。

金融庁長官の指定を受けた信用格付業者の関係法人の概要（28年6月末現在）

信用格付業者名	対象となる関係法人
ムーディーズ・ジャパン株式会社	17 法人
スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社	13 法人
フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社	13 法人

第9節 適格機関投資家等特例業務届出者

I 適格機関投資家等特例業務届出者の概況

適格機関投資家等特例業務届出者は、集団投資スキーム持分の自己募集やその財産の自己運用のうち、適格機関投資家（いわゆるプロ投資家）が1名以上及びそれ以外の者49名以下の投資家を相手に業務を行う者であり、金融庁及び財務（支）局に届出をしている。また、特例投資運用業者は、金融商品取引法施行前に募集が完了した集団投資スキームの財産の自己運用を行う者であり、金融庁及び財務（支）局に届出をしている。

平成28年6月末現在、これらの届出業者は3,215者（うち、適格機関投資家等特例業務届出者は2,882者、特例投資運用業者は415者）である。

（注）重複して届出を行っている業者がいるため、その内訳である適格機関投資家等特例業務届出者数及び特例投資運用業者数を合計した数値は、届出業者数と同一にはならない。

II 適格機関投資家等特例業務届出者に対する警告について

27年7月以降、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針に基づき、29者の適格機関投資家等特例業務届出者に対して警告を行っており、その内訳は無登録で金融商品取引業を行う者19者、虚偽の告知等を行った者が25者となっている。

（注）重複して警告を行っている業者がいるため、その内訳である無登録で金融商品取引業を行う者数及び虚偽の告知等を行った者数を合計した数値は、警告を行った業者数と同一にはならない。

第10節 認定投資者保護団体

認定投資者保護団体制度とは、苦情解決・あっせん業務の業態横断的な取組みを更に促進するため、金融商品取引法上の自主規制機関以外の民間団体が行う苦情解決・あっせん業務について、行政がこれを認定すること等により民間団体の業務の信頼性を確保する制度である。

金融商品取引法第79条の7の規定に基づき、平成28年6月30日現在、下記の団体を認定投資者保護団体として認定している。

(28年6月30日現在)

認定日	団体名	所在地
22年1月19日	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相 談センター	東京都中央区日本橋茅場町2-1 -13

第11節 詐欺的投資勧誘等の問題に対する対応状況について

I 相談件数の状況等

平成27事務年度において、金融庁金融サービス利用者相談室では、詐欺的投資勧誘等に関する相談件数は、1,579件となっており、その年齢別内訳は60代以上が半数以上（約60%）を占める傾向は変わらないが、20代から40代の相談が増加しており、その半数以上が被害後の相談となっている。これらの相談には、インターネットを通じた海外の無登録FX業者との取引などが多く含まれる。

商品別では、最近では集団投資スキーム（ファンド）の取引に関する相談件数が減少してきている（25事務年度1,202件→26事務年度654件→27事務年度514件）。一方、FX取引に関する相談件数が多く認められており（27事務年度838件）、海外所在の無登録業者のインターネット広告を見て取引を開始したが、返金に応じてもらえない、といった相談が目立つ。

なお、相談内容には、無登録業者が関与する詐欺的なものが多く、金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等も発生している。

II 対応

金融庁は、詐欺的な投資勧誘の問題について、従来から、証券取引等監視委員会等とも連携しつつ、以下のような対応に取り組んできた。

- ① 金融庁ウェブサイト等を通じた注意喚起
- ② 登録業者に関する問題事例について、検査・監督を通じた厳正な対応
- ③ 無登録業者及び届出業者に関する問題事例について、当該業者への警告書の発出及びその旨のウェブサイト上での公表、警察当局との連携

（注）このほか、証券取引等監視委員会においては、金融商品取引法違反行為を行う無登録業者等に対して、金融商品取引法第192条に基づく裁判所への禁止命令等の申立てを行っている。

- ④ 「集団投資スキーム（ファンド）連絡協議会」等を通じた関係行政機関等との連携の強化

第13章 その他の金融業の検査・監督をめぐる動き

第1節 事務ガイドライン第三分冊

事務ガイドライン第三分冊においては、前払式支払手段発行者、不動産特定共同事業者、特定目的会社・特定目的信託、電子債権記録機関、指定信用情報機関、資金移動業者、登録講習機関等について、行政の統一的な監督業務の運営を図るための法令解釈や事務手続き等について記載している。

第2節 貸金業者等の検査・監督をめぐる動き

I 貸金業者向けの総合的な監督指針

本監督指針については、平成19年11月7日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時改正を行ってきたところであり、27事務年度においては、「金融庁への役員等の氏名届出等に係る改正」（28年3月1日より適用）及び「コーポレートガバナンス・コードの適用開始等に係る改正」（28年6月3日より適用）を行った。

II 貸金業者の数の推移

貸金業者の登録数は、28年3月末現在、1,926業者（うち財務（支）局長登録292業者、都道府県知事登録1,634業者）となり、27年3月末から85業者減少した。

III 貸金業者に対する金融モニタリング

財務（支）局長登録の貸金業者は、貸金業法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、27事務年度は、44業者に対して検査を実施した。

（注）上記のモニタリングの結果に関しては、平成28年9月15日に公表された「平成27事務年度金融レポート」を参照。

IV 貸金業務取扱主任者資格試験の実施状況（資料13-2-1参照）

貸金業務取扱主任者資格試験事務を行う指定試験機関として、21年6月18日に日本貸金業協会を指定している。同資格試験は、毎年少なくとも1回行うこととされ（貸金業法施行規則第26条の34第1項）、27事務年度においては、27年11月15日に実施した。

V 貸金業務取扱主任者の登録状況

貸金業務取扱主任者の登録に関する事務については、日本貸金業協会に委任しており、21年10月5日より登録申請の受付を開始している。

なお、28年6月末現在、26,841人に対して貸金業務取扱主任者の登録を行っている。

VI 登録講習機関の講習実施状況

貸金業務取扱主任者の登録講習については、22年9月30日に日本貸金業協会を

登録講習機関として登録し、当協会は、23年1月から登録講習を実施している。

同講習は毎年1回以上行うこととされ（貸金業法施行規則第26条の63第1号）、27事務年度は、計36回実施している。

VII 指定信用情報機関の概況

指定信用情報機関制度については、貸金業法の第3段階施行（21年6月18日）により、多重債務問題解決の重要な柱の一つである過剰貸付規制を実効性あるものとするため、貸金業者が個々の借り手の総借入残高を把握できる仕組みとして創設された。

なお、貸金業法に基づく信用情報提供等業務を行う者として、28年6月末時点で次の事業者を指定している。

指定日	商号	主たる営業所の所在地
22年3月11日	株式会社シー・アイ・シー	東京都新宿区西新宿一丁目23番7号
	株式会社日本信用情報機構	東京都千代田区神田東松下町41-1

第3節 前払式支払手段発行者・資金移動業者の検査・監督をめぐる動き

I 前払式支払手段発行者の概況

平成22年4月1日に施行された「資金決済に関する法律」（以下、「資金決済法」という。）においては、「前払式証票の規制等に関する法律」（資金決済法の施行に伴い廃止。以下、「旧法」という。）において規制対象としていた紙型・磁気型・IC型の商品券やプリペイドカード等に加え、旧法において規制の対象としていなかった、いわゆるサーバ型の前払式支払手段（発行者がコンピュータのサーバ等に金額等を記録する前払式支払手段をいう。）についても規制の対象とされている。

前払式支払手段の種類は、前払式支払手段発行者及び発行者の密接関係者に対してのみ使用することができる自家型前払式支払手段と、それ以外の第三者型前払式支払手段に区分される。また、前払式支払手段の発行者は、自家型前払式支払手段のみを発行する法人又は個人である自家型発行者（届出制）と、第三者型前払式支払手段を発行する法人である第三者型発行者（登録制）に区分される。

「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係」については、判例を踏まえた行政手続法の運用の明確化等に係る改正を行った（28年6月3日より適用）。

（前払式支払手段発行者数の推移）

	26年3月末	27年3月末	28年3月末
自家型発行者	765	805	828
第三者型発行者	1,050	1,024	1,002
合計	1,815	1,829	1,830

II 前払式支払手段発行者に対する金融モニタリング

前払式支払手段発行者は、資金決済法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、27事務年度は、126業者に対して検査を実施した。

III 前払式支払手段の払戻手続

資金決済法においては、前払式支払手段発行者が、前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部を廃止した場合には、前払式支払手段の保有者に対して払戻しを実施することが義務付けられている。

前払式支払手段発行者が、この払戻しを行おうとするときは、当該払戻しをする旨や60日を下らない一定の期間内に申出すべきこと等の事項について、日刊新聞紙による公告及び営業所・加盟店等への掲示により、前払式支払手段の利用者への周知を行わなければならないとされている。

金融庁及び財務（支）局は、利用者の一層の保護を図る観点から、金融庁ウェブサイトにも「商品券（プリペイドカード）の払戻しについて」（資金決済法に基づく払戻し手続実施中の商品券の発行者等一覧を含む。）を掲載している。また、事務ガイドラインにおいては、利用者保護の観点から前払式支払手段発行者が講じることが望ましい措置として、60日よりも可能な限り長い払戻し申出期間を設定すること等を着眼点としている。

払戻し手続については、資金決済法施行日から28年6月末までに900件実施されている。

IV 前払式支払手段の発行保証金の還付手続

資金決済法においては、旧法と同様に、発行された前払式支払手段の基準日（3月末と9月末）における未使用残高が1,000万円を超える前払式支払手段発行者については、未使用残高の2分の1以上の発行保証金の供託等が義務付けられている。

前払式支払手段発行者について破産手続開始の申立て等が行われた場合であって、前払式支払手段の所有者の利益の保護を図るために必要があると認められるときは、財務（支）局によって発行保証金の還付手続が実施されることとなる。

発行保証金の還付手続については、旧法施行日（2年10月1日）から28年6月末までに50件実施されている。

（26事務年度に発行保証金の還付手続を開始した前払式支払手段の発行者）

発行者の名称	所管財務局	配当を実施した事務年度
(有) パル・サービス	中国財務局	27事務年度

（27事務年度に発行保証金の還付手続を開始した前払式支払手段の発行者）

発行者の名称	所管財務局	当該事務年度中の配当の実施
(株) フラワーカードビューロー	近畿財務局	27事務年度
(有) 万作石油	東北財務局	未実施
(協) やよいデパート	中国財務局	未実施

V 資金移動業者の概況

金融審議会金融分科会第二部会決済に関するワーキング・グループ報告（21年1月14日）において、「為替取引には安全性、信頼性が求められるが、情報通信技術の発達により銀行以外の者が為替取引を適切に提供できる環境が生じているとも考えられる。また、インターネット取引の普及等により、主として個人が利用する少額の決済について、より安価で、便利な為替取引の提供を求めるニーズが高まっているとも考えられる。預金の受入れや融資等の運用を行わない為替取引については、銀行以外の者が行うこと（為替取引に関する制度の柔軟化）を認めることとし、このための制度設計を行うことが適当と考えられる。」とされている。

この報告を受けて、資金決済法においては、従来銀行等のみ認められてきた為替取引を少額の取引に限定して銀行等以外の者でも行えるように資金移動業が創設されている。

資金移動業者が営むことができる為替取引（少額の取引）については、政令において100万円に相当する額以下の資金の移動に係る為替取引と定められている。

「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係」については、判例を踏まえた行政手続法の運用の明確化等に係る改正を行った（28年6月3日より適用）。

28年6月末現在の資金移動業者数は46業者となっている。

VI 資金移動業者に対する金融モニタリング

資金移動業者は、資金決済法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、27事務年度は、4業者に対して検査を実施した。

第4節 S P C等の監督をめぐる動き

I S P C等の概況

「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」（以下、「旧法」という。）は、金融制度調査会答申（平成9年6月）において、資金調達手段の多様化を図る上での環境整備を行う必要性が提言されたことを受けて、10年6月に成立し、同年9月に施行された。旧法の目的は、①特定目的会社（以下、「S P C」という。）が業として特定資産の流動化を行う制度を確立し、特定資産の流動化に係る業務の適正な運営を確保すること、②特定資産の流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資家による投資を容易にすること等である。その後、金融審議会での21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備の観点からの検討を踏まえ、12年5月に改正が行われ、「資産の流動化に関する法律」（以下、「新法」という。）が同年11月から施行された。18年5月には会社法の施行に伴い、旧法に基づく特定目的会社（特例旧特定目的会社）にも、原則として新法が適用されることとなった。23年5月には資産流動化計画の変更届出義務の緩和等の措置を講じるための改正が行われ、同年11月に施行された。

「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 9 A 特定目的会社、特定目的信託（S P C、S P T）関係」及び「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 9 B 特例旧特定目的会社関係」については、判例を踏まえた行政手続法の運用の明確化等に係る改正を行った（28年6月3日より適用）。

（S P Cの登録・届出件数）

	26年3月末	27年3月末	28年3月末	28年6月末
新法S P C	759社	774社	722社	710社
旧法S P C	2社	2社	1社	1社

（注1）業務開始届出書及び廃業届出書の受理日を基準として集計。

（注2）新法S P Cとは、12年11月以降、新法に基づき設立されたS P Cをいい、旧法S P Cとは、特例旧特定目的会社をいう。

II 資産の流動化の状況

（億円）

	25年9月末	26年9月末	27年9月末
資産対応証券の発行残高等	98,640	87,061	82,195
(1) 新法S P C	98,478	86,899	82,135
(2) 旧法S P C	162	162	61
① 不動産	50,257	41,991	34,117
② 不動産の信託受益権	38,164	35,119	34,119
③ 指名金銭債権	6,943	6,461	7,237
④ 指名金銭債権の信託受益権	2,445	3,077	3,412
⑤ その他	832	413	3,310

- (注1) 毎年9月末を基準として、それ以前に終了した事業年度に係る事業報告書を集計。数値については、一千万円の位を四捨五入。
- (注2) ①～⑤は、流動化対象資産別に見た内訳。

第5節 不動産特定共同事業者の監督をめぐる動き

不動産特定共同事業者の概況

「不動産特定共同事業法」は、平成3年頃を中心に、経営基盤の脆弱な業者が不動産特定共同事業を行い倒産して、深刻な投資家被害を招いた事例が発生したため、こうした被害を未然に防ぎ、投資家保護を図りつつ不動産特定共同事業の健全な発達を促すことを目的として制定された。

25年12月には倒産隔離が図られたSPCスキームを活用した不動産特定共同事業の実施を可能とするための改正法が施行された。

「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 7 不動産特定共同事業関係」については、判例を踏まえた行政手続法の運用の明確化等に係る改正を行った（28年6月3日より適用）。

不動産特定共同事業者の数は、28年6月30日現在91社であり、このうち金融庁長官・国土交通大臣許可業者が39社、国土交通大臣許可業者が1社、都道府県知事許可業者が51社であるほか、みなし業者の届出を行っている業者は5社ある。また、倒産隔離型の不動産特定共同事業（特例事業）を行う特例事業者の届出数は28年6月30日現在25件である。

第6節 確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き

確定拠出年金運営管理機関の概況

確定拠出年金制度は、少子高齢化の進展、雇用の流動化等社会経済情勢の変化に鑑み、厚生年金基金、国民年金基金等の年金制度に加えて、本人若しくは事業主が拠出した掛金を加入者等（当該本人又は当該事業主の従業員等）が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができる公的年金に上乘せする年金制度として、平成13年6月に確定拠出年金法が成立し、同年10月施行された。

確定拠出年金法において、個人に関する記録の保存、運用の方法の選定及び提示等の業務を行う者は、確定拠出年金運営管理機関として厚生労働大臣及び内閣総理大臣の登録を受けなければならないとともに、両大臣が必要な監督を行うこととされている。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に、金融庁長官の権限の一部は財務局長等に委任されている。

なお、28年6月末現在の確定拠出年金運営管理機関の登録数は198法人となっている。（資料13-6-1参照）

第7節 電子債権記録機関の監督をめぐる動き

電子債権記録機関の概況

「電子記録債権法」は、電子記録債権の安全を確保することによって事業者の資金調達の円滑化等を図る観点から、電子債権記録機関が調製する記録原簿への電子記録の発生、譲渡等を要件とする電子記録債権について定めるとともに、電子債権記録機関の業務、監督等について必要な事項を定めている。

この法律が、平成19年6月20日に成立し、20年12月1日に施行されたことに併せて、同日付で「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 12 電子債権記録機関関係」を作成し、電子債権記録機関の監督上の評価項目や監督に係る事務処理上の留意点について定めた。

「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 12 電子債権記録機関関係」については、判例を踏まえた行政手続法の運用の明確化等に係る改正を行った（28年6月3日より適用）。

電子債権記録機関は、28年6月末現在4社となっている。

電子債権記録機関名	指定日
日本電子債権機構株式会社	21年6月24日
SMB C電子債権記録株式会社	22年6月30日
みずほ電子債権記録株式会社	22年9月30日
株式会社全銀電子債権ネットワーク	25年1月25日

第8節 金融コングロマリットの監督をめぐる動き

「金融コングロマリット」とは、銀行、保険会社、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業（有価証券関連業に限る。）又は投資運用業を行う者）のうち、2以上の異なる業態の金融機関を含むグループをいう。

平成28年3月末時点において、「金融コングロマリット」に該当するグループは、国内系、外国系合わせて、125グループ存在する。金融庁では、「金融コングロマリット」に該当するこれらのグループについて、コングロマリット化に伴って生じる新たなリスクが、グループ内の個々の金融機関の健全性に問題を生じさせていないか、17年6月24日に策定・公表した「金融コングロマリット監督指針」に基づき、ヒアリング等を通じて十分な実態把握を行うとともに、適時適切に監督上の措置を講じているところである。

なお、「金融コングロマリット」に対する実効性のあるモニタリングや、業態横断的な取引等に係る監督事務の企画・立案及び必要な調整を行う体制を一層整備する観点から、監督局内にコングロマリット室を設置し、コングロマリット監督の充実・強化に努めている。

第9節 その他の金融機関等に対する金融モニタリング

I 信用保証協会に対する金融モニタリング

信用保証協会は、信用保証協会法に基づき、経済産業局、都道府県・市町村及び財務（支）局が検査を実施しており、27 事務年度は、7 協会に対して検査を実施した。

信用保証協会の検査を行う行政庁

種 類	区 域	市町村の区域を越える	市町村の区域を越えない
	信用保証協会	主務大臣・都道府県知事	主務大臣・市町村長

(注1) 主務大臣とは、内閣総理大臣及び経済産業大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務（支）局長に委任されている。

(注2) 都道府県の区域を越える信用保証協会は存在しない（28 年3月末現在）。

II 政策金融機関等に対する金融モニタリング（資料13-9-1参照）

金融庁は、各主務大臣からリスク管理分野の検査権限を委任されている政策金融機関等に対し、15 事務年度から検査を実施している。27 年10月には、福祉医療機構、農林漁業信用基金、中小企業基盤整備機構及び奄美群島振興開発基金に対するリスク管理分野の検査権限が、各主務大臣から金融庁長官に委任された。

政策金融機関等に対しては、金融庁が入手している経営情報等を分析するほか、各機関の特性を踏まえ、特定の検証項目について、オンサイト・オフサイトの手法を効率的に組み合わせた金融モニタリングを実施することとしている。

27 事務年度は、2 機関に対して検査を実施した。

第14章 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）

I 本制度導入の経緯

政府は、平成13年3月27日に閣議決定された「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」において、「平成13年度から、IT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野について、民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかについての予見可能性を高めるため、当該行為について特定の法令の規定との関係を事前に照会できるようにするとともに、行政の公正性を確保し、透明性の向上を図るため、当該照会内容と行政機関の回答を公表する」こととした。

金融庁では、当該閣議決定を受けて、「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」を策定し、13年7月16日より、金融庁の所管する法令について、「法令適用事前確認手続」制度（ノーアクションレター制度）の運用を開始し、その後、数度に渡る細則の改正を通じて、本制度の改善を図っている。

本制度は、民間企業等が、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、金融庁所管法令の適用対象となるかどうかを、あらかじめ確認できる制度である。民間企業等は照会案件に係る法令を所管する担当課室長に対して書面で照会し、照会を受けた担当課室の長は原則30日以内に書面で回答することとなっている。

II 回答実績

金融庁では、27事務年度において、対象となる照会に対して2件の回答を行っており、制度導入からの累計は61件となっている。

III 利用上の留意点

本制度に基づく照会に対する金融庁の回答は、照会書に記載された事実を所与の前提として、対象法令との関係のみについて、照会された時点における見解を示すものである。

したがって、前提事実が異なる場合や、関係法令が変更されるような場合には、異なる見解が示される場合もありうるし、また、当然のことながら、当該回答が、捜査機関の判断や司法判断を拘束するものではない。

第15章 一般的な法令解釈に係る書面照会手続

I 本照会手続導入の経緯

金融庁では、金融改革プログラムにおいて、金融行政の透明性・予測可能性の向上に関する取組みの一つとして、「外部からの照会に対する一般的な法令解釈についての考え方の公表」を掲げ、ノーアクションレター制度（法令適用事前確認手続）を補完するものとして、平成17年3月31日に、各業態の事務ガイドライン及び監督指針を改正して、金融庁が法令解釈等に係る一般的な照会を受けた場合において、書面による回答を行い、照会及び回答内容を公表する際の手続等を明確化し、同年4月1日より運用を開始した。

本手続は、金融庁所管法令の直接の適用を受ける事業者等が、金融庁所管法令に係る一般的な法令解釈について照会できる制度である。事業者等は法令を所管する担当課室長に対して書面で照会し、照会を受けた担当課室長は原則2ヶ月以内に書面で回答することとなっている。

II 回答実績

制度導入からの累計は6件（27事務年度における照会は2件）。

III 利用上の留意点

1. ノーアクションレター制度との関係

ノーアクションレター制度の利用が可能な個別具体的な事案に関する照会については、本照会手続の対象としていない。

2. 回答の効力

本照会手続に基づく回答は、あくまでも照会時点における照会対象法令に関する一般的な解釈を示すものであり、個別事案に関する法令適用の有無を回答するものではない。また、もとより、捜査機関の判断や司法判断を拘束しうるものではない。

第16章 疑わしい取引の届出制度

I 疑わしい取引の届出制度

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下、「犯罪収益移転防止法」という。)の規定により、金融機関等は、顧客から收受した財産が犯罪収益若しくは、テロ資金である疑いがある場合又は顧客がその取引でマネー・ローンダリングを行っているのではないかと疑われる場合には、速やかに行政庁に届出を行わなければならない義務が課されている。

疑わしい取引に関する情報は、主務大臣を通じて国家公安委員会に集約されたのち、整理・分析が行われ、犯罪捜査等に資すると判断された情報については捜査機関等に提供されている。

このような仕組みは「疑わしい取引の届出制度」と呼ばれており、マネー・ローンダリング対策の柱として、我が国のみならず諸外国でも同種の制度が設けられている。(資料16-1参照)

II 疑わしい取引の届出に関する概況

1. 届出の状況

平成27年1月から12月までの1年間に、金融機関等から385,639件(前年比18,860件増)※の疑わしい取引の届出が行われた。

※「平成27年 警察庁 犯罪収益移転防止対策室 犯罪収益移転防止に関する年次報告書」より

2. 研修会の開催

警察庁との共催により、27年10月から11月にかけて、各財務(支)局等において、金融機関等の疑わしい取引の届出担当者を対象に、疑わしい取引の届出制度についての理解を深めるため研修会を開催した。

3. 疑わしい取引の届出等の徹底の要請

FATF声明の公表など様々な機会を捉え、関係省庁と連携のうえ、金融機関等に対し、犯罪収益移転防止法に基づく顧客等の取引時確認義務、疑わしい取引の届出義務の履行を徹底するよう繰り返し要請を行っている。

第17章 課徴金納付命令

I 課徴金制度について

1. 経緯等

証券市場への信頼を害する違法行為又は公認会計士・監査法人による虚偽証明に対して、行政として適切な対応を行う観点から、規制の実効性確保のための新たな手段として、平成17年4月（公認会計士法については20年4月）から、行政上の措置として違反者に対して金銭的負担を課す課徴金制度を導入した。

(注) 制度の対象とする違反行為

(1) 金融商品取引法

① 不公正取引

(インサイダー取引、相場操縦(仮装・馴合売買、違法な安定操作取引等)、風説の流布・偽計)

② 情報伝達・取引推奨行為

③ 有価証券届出書等の不提出・虚偽記載等（発行開示義務違反）

④ 有価証券報告書等の不提出・虚偽記載等（継続開示義務違反）

⑤ 公開買付開始公告の不実施、公開買付届出書等の虚偽記載等

⑥ 大量保有報告書等の不提出・虚偽記載等

⑦ プロ向け市場等における特定証券等情報の不提供等、虚偽等及び発行者等情報の虚偽等

⑧ 虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為等

(2) 公認会計士法

ア. 公認会計士

① 公認会計士が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

② 公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

イ. 監査法人

① 監査法人の社員が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

② 監査法人の社員が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

金融庁では、これら課徴金制度の運用を行うための体制整備として、17年4月1日付で、審判官を発令するとともに、総務企画局総務課に審判手続室を設置した。

2. 課徴金納付命令までの手続（資料 17-1 参照）

（1）金融商品取引法

- ① 証券取引等監視委員会が調査を行い、課徴金の対象となる法令違反行為があると認める場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し勧告を行う。
- ② これを受け、金融庁長官（内閣総理大臣から委任。以下同じ。）は審判手続開始決定を行い、審判官が審判手続を経たうえで課徴金納付命令決定案を作成し、金融庁長官に提出する。
- ③ 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金納付命令の決定を行う。

（2）公認会計士法

- ① 金融庁長官が調査を行い、課徴金の対象となる虚偽証明の事実があると認める場合には、審判手続開始決定を行い、審判官が審判手続を経たうえで課徴金納付命令決定案を作成し、金融庁長官に提出する。
- ② 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金納付命令の決定を行う。

II 課徴金納付命令等の状況（資料 17-2 参照）

1. 課徴金納付命令の実績

27 事務年度においては、不公正取引事件 32 件及び開示書類の虚偽記載等事件 6 件並びに公認会計士法違反事件 1 件について課徴金納付命令の決定を行い、金融庁ウェブサイトにて、その概要を公表した。

(1) 金融商品取引法

事務年度	不公正取引	開示書類の 虚偽記載等	合計
17 事務年度～ 22 事務年度	116 件	57 件	173 件
23 事務年度	25 件	14 件	39 件
24 事務年度	29 件	9 件	38 件
25 事務年度	40 件	8 件	48 件
26 事務年度	40 件	8 件	48 件
27 事務年度	32 件	6 件	38 件

(2) 公認会計士法

事務年度	公認会計士	監査法人	合計
27 事務年度	0 件	1 件	1 件

2. 審判期日等の実績

(1) 海外に居住する個人投資家による内部者取引（平成 27（判）17）

27 年 10 月 29 日 開始決定
28 年 2 月 29 日 審判期日
28 年 3 月 17 日 課徴金納付命令

(2) (株) オプトロムに係る四半期報告書等の虚偽記載（平成 27（判）13）

27 年 9 月 18 日 開始決定
28 年 6 月 30 日 審判期日

(注) これまでに審判期日が開催され、27 事務年度中に審判手続（審判期日）が終了したもの。

第18章 金融モニタリングの透明性・実効性の向上等のための方策

第1節 検査モニター制度（資料18-1-1参照）

立入検査中又は立入検査終了後に、金融庁や財務（支）局等（沖縄総合事務局を含む）のバックオフィスの幹部が被検査金融機関に赴き、検査班を同席させずに、経営陣から検査に関する意見を直接聴取する「オンサイト検査モニター」、及びこれを補完する手段として、アンケート方式により検査に関する意見を受け付ける「オフサイト検査モニター」を実施し、適正な検査の確保に努めているところである。

検査モニターの結果、検査実施上の問題点等が確認された場合においては、主任担当検査官に伝達して早期に改善を図ることとしているほか、その状況については、財務（支）局等の検査モニターも含め、速やかに金融庁検査局長まで報告を行う体制としている。

27事務年度においては、26事務年度に実施した立入検査に関するオフサイト検査モニター（アンケート方式）の集計結果を27年10月2日に公表した。

また、28年1月より、オンサイト検査モニターをヒアリング式検査モニターに、オフサイト検査モニターをアンケート式検査モニターに名称を変更するとともに、検査の質的向上を図るため、検査の品質評価に係る項目をアンケート式検査モニターの様式に追加するなどの改正を踏まえた新しい検査モニター制度を試行し、28年7月から本格施行予定としている。

（参考）新しい検査モニター制度の概要

1. ヒアリング式検査モニター

- ① 金融庁・財務（支）局等のバックオフィスの幹部が被検査金融機関に赴き、立入検査中又は立入検査終了後に、経営陣や検査担当者から直接意見聴取を行う。

また、金融庁主任検査に財務（支）局等幹部が赴き、反対に財務（支）局等主任検査に金融庁幹部が赴いて、経営陣等から意見を伺う、クロスモニターも実施している。

- ② ヒアリング式検査モニターの実施時期については、被検査金融機関の希望を聴取し、調整を行う。
- ③ 聴取した意見については、必要に応じて担当主任検査官に伝達する等の対応をとるとともに、今後の検査運営等の参考とする。

2. アンケート式検査モニター

- ① ヒアリング式検査モニターを補完するものとして、アンケート方式により意見を受け付ける。
- ② アンケート式検査モニターの提出期間は、検査結果通知等の交付から10日目までの間を目安とする。
- ③ 寄せられた意見については、必要に応じ、補足ヒアリングを行うとともに、把握した課題等については改善を図り、今後の検査運営等の参考とする。

第2節 意見申出制度（資料18-2-1参照）

本制度は、検査官と被検査金融機関とが十分な議論を尽くした上でも、認識が相違した項目がある場合に、被検査金融機関が当該相違項目について意見を申し出る制度であり、検査の質的水準及び判断の適切性の更なる向上を図り、もって金融検査に対する信頼を確保することを目的として、平成12年1月から実施されている。

17年7月からは、本制度の中立性・公平性・透明性の向上の観点から、意見申出の審理を行う意見申出審理会の外部委員として、専門家4名を招聘し、その後21年1月には、外部委員を6名増員し、10名体制とした（28年6月末時点では9名体制）。

なお、意見申出の実績については、本制度導入以降、27事務年度末までに42機関より380事案の申出があり、機関数の内訳は、銀行22件、協同組織金融機関11件、保険会社2件、貸金業者5件、その他（証券会社）2件となっている。

また、申出内容については、380事案のうち、資産査定に関するものが全体の約8割を占めている。また、被検査金融機関の意見が妥当と認められた事案は161事案であり、全体の約42%となっている。

（参考）意見申出制度について

① 対象検査

金融庁検査局、財務（支）局等（沖縄総合事務局を含む）の実施する全ての金融検査。

② 対象項目

当該立入検査における検証項目のうち、検査官と被検査金融機関とが十分な議論を尽くした上でも認識が相違した項目を意見申出の対象とし、新たな論点及び主張は対象としない。

③ 提出期限

立入検査終了手続（エグジット・ミーティング）実施日から2週間後（期限が土休日に当たる場合、その翌営業日）を期限とする。

（注）郵送の場合は、提出期限内の消印日付のあるものを有効とする。

④ 提出方法

立入検査終了の際に確認された意見相違項目について、必要に応じ疎明資料等を添付の上、提出する。

⑤ 提出先

被検査金融機関の代表者名において、金融庁検査局長宛に提出する。ただし、担当主任検査官又は本店所在地を管轄する財務（支）局等経由での提出もできる。

⑥ 審理方法

意見申出が行われた事項は、検査局意見申出審理会（立入検査を行った検査官以外の検査局幹部及び外部の専門家により構成）において、申出書に基づき、書面による審査を行う。

⑦ 審理結果の回答方法

申出項目の審理結果は、検査結果通知書に別紙として添付する方法で回答する。

第3節 金融モニタリング情報の収集について

I 概要（資料18-3-1参照）

金融庁及び財務局等では、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に関して、より一層深度あるモニタリングを行う観点から、ウェブサイト（ホームページ）上の入力フォーム、ファックス、郵送を通じて、金融機関に関する情報を広く一般から収集する「金融モニタリング情報収集窓口」を設置している。

II 情報の収集状況

1. 収集件数

平成27事務年度の総収集件数は、474件となっており、そのうち、預金取扱等金融機関に関する情報が210件（44%）、保険会社に関する情報が241件（51%）、金融機関名や情報内容が不明なもの等が23件（5%）となっている。

2. 業態別の主な情報

- (1) 預金取扱等金融機関については、苦情対応等に関するもの、法令等の遵守等に関するもの、預金・投資信託及び保険等の説明等に関するもの、経営管理に関するもの、リスク管理に関するもの、融資の申込みや貸付条件の相談等に関するものなど、多様な情報が寄せられている。
- (2) 保険会社については、保険金や給付金の支払い等に関するもの、法令等の遵守等に関するもの、苦情対応等に関するもの、契約の変更や解約処理等に関するもの、保険商品の説明及び告知の取扱い等に関するもの、経営管理に関するもの、顧客情報の漏洩等に関するもの、リスク管理に関するものなど、保険募集代理店での対応を含めた情報が寄せられている。

第4部 国際関係の動き

第19章 国際的な課題への対応（総論）

第1節 国際的な意見発信

2008年以降の世界的な金融危機への反省から、G20、FSB（金融安定理事会）等の場を通じ、国際的に包括的な金融規制改革が進められてきた。多くの改革項目は設計段階から実施段階へと移行しつつあり、バーゼルⅢに関する残された見直し項目についても、2016年内の最終化が目指されている。

こうした規制改革は、金融システムの強靱性を高める上で一定の成果があったと考えられるが、改革の全体像が概ね明らかとなった今、以下のような点についても検証が必要と考えられる。

1. 安定と成長の両立

改革の諸要素を全体として見たときに、経済の持続的成長と金融システムの安定を両立できるものとなっているか。

2. 規制の副作用の検証

規制は、金融機関の規制回避行動を通じた歪み、複数の規制の複合的な効果、規制対象分野とは別の分野への波及等の形で、想定外の副作用も生み出しうる。市場流動性の低下、新興国市場に対する金融サービス提供の縮小などについての指摘もある中、規制の複合的な効果・影響についての検証が必要ではないか。

3. 次の危機への対応

過去の危機への対応に集中するあまり、市場構造の新たな変化への対応がおろそかになっていないか。

4. 規制と監督の役割分担

過去のバランスシートに着目した静的な規制に依存する傾向があるが、規制の副作用を抑える意味でも、次の危機に備える意味でも、ビジネスモデルの持続可能性等に着目した動的な監督によってこれを補っていく必要があるのではないか。

2015事務年度においては、G20、FSB等の当局者同士の場のみならず、公開の国際会議での講演や海外メディアへの寄稿等を通じて、こうした点について繰り返し問題提起を行った。

金融庁長官が行った主な英文講演等

日付	講演等	主な内容
2015年 10月13日	トムソン・ロイター 汎アジア規制サミット	①成長と安定との両立、②規制の複合的な影響の検証、③「次の危機」への対応、の重要性
10月20日	チャタムハウス・大和総研 共催セミナー	我が国の金融危機の教訓
11月25日	IBA 年次総会	我が国の資本市場改革、在日外国金融機関の検査・監督、国際金融規制改革
12月15日	フィナンシャル・タイムズ 紙（寄稿）	我が国の長期停滞の経験からみた、世界経済の持続的成長を実現するための課題
2016年 3月10日	日本証券サミット	コーポレート・ガバナンス改革等、我が国資本市場改革の進捗状況と今後の展望
4月13日	ISDA 年次総会	静態的な規制が中心の枠組みを動態的な監督によって補っていく必要性
6月6日	国際倒産再建協会年次総会	我が国の事業再生の枠組みの発展と今日の取り組み

(注) これらの講演内容は、金融庁ウェブサイト (http://www.fsa.go.jp/common/conference/darwa/index_kouen.html) に掲載している。

最近では、国際的にもこうした問題意識を共有する議論が見られるようになっており、G20 首脳宣言等においても、経済の持続的成長が規制改革の目標であること、規制改革の複合的な影響の評価が必要であること、バーゼルⅢの最終化に当たっても全体的な負担水準を大きく引き上げないようにすべきことなどが明示的に言及されるようになっている。

G20 首脳宣言における金融規制改革に関する記載

首脳宣言	金融規制改革に関する記載
G20 杭州サミット首脳宣言 (2016年9月4日・5日)	開かれた強じんな金融システムの構築は、 持続可能な成長と発展を支える上で極めて重要である。
	我々は、(中略) 重大で意図せざるいかなる影響にも対処すること等により、我々の全体的な目的との整合性を確保するため、改革の実施と影響に対する監視を引き続き向上させる。
	我々は、公平な競争条件を促進しつつ、 銀行セクターにおける資本賦課の全体水準を更に大きく引き上げることなくバーゼルⅢの枠組みを2016年末までに最終化するためのバーゼル銀行監督委員会（BCBS）の作業に対する支持を再確認する。

第2節 国内の課題と国際的課題の一体的対応

2015 事務年度においては、我が国金融システムの抱える課題と国際的な金融規制改革が対応しようとしている課題に共通する要素について、国内規制・監督担当者と国際交渉担当者が一体的なチームを編成し、我が国として必要と考える対応を踏まえて国際交渉において提言を行うとともに、国際的な議論を国内での対応の参考に活用する、内外一体のアプローチを、全庁的な取組みとして推進した。

例えば、銀行勘定の金利リスクにかかる問題は、我が国においても国際的にも監督上の重要な課題であり、国内規制・監督担当者と国際交渉担当者でプロジェクト・チームを編成し、日本銀行からの参加も得て、累次にわたる検討を実施した。BCBS（バーゼル銀行監督委員会）から、2016年4月に公表された同リスクの基準にかかる最終文書では、第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）に基づく各国当局による適切な監督対応や情報開示の充実等、我が国等の主張に沿った内容で最終化された。

第20章 金融危機再発防止に向けた国際的な取り組み

2008年の秋以降本格化した世界的な金融危機を受け、2008年11月に第1回G20首脳会合がワシントンで開催された。その後、G20・FSB（金融安定理事会）・各基準設定主体といった様々な場において、金融危機の再発防止に向けた金融規制改革が議論されてきており、これまでに多くの合意がなされてきている。今後は、これらの合意が実施段階を迎えるにあたって、規制の影響評価等を進めていくことが課題となっており、当庁はこうした国際的な合意の実施・課題に対する対処に積極的に参画している。

第1節 首脳・閣僚級の国際会議（G20・G7）

I 概要

2008年9月のリーマン・ショックに代表される金融危機をきっかけに、金融危機への対応や金融規制・監督の改革等を議論するために、それまでのG7を中心とした枠組みではなく、新興国も交えた首脳レベルの会合が必要とされ、ワシントンにおいて第1回G20首脳会合（サミット）が開催された。それ以降、G20は、国際経済協力に関する「第一のフォーラム」として定例化されており、金融規制は引き続き主要な議題とされている。近年は年に1回のサミットと、年に数回の財務大臣・中央銀行総裁レベルの会合が行われている。

2015年11月の第10回G20アンタルヤ・サミットでは、金融危機への対応として進められてきた金融規制改革が概ね達成されたことが歓迎され、また、今後の課題は、新たなリスクに注意を払いつつ、政策枠組みの残された部分の最終化や、合意した事項の完全な実施が中心であると、各国が一致した。

G7においても引き続き国際的な金融規制改革に関する議論が行われることもあり、財務大臣・中央銀行総裁レベルの会合等が開催されている。2016年は日本が議長国を務め、2016年5月20・21日にG7仙台財務大臣・中央銀行総裁会議（以下、G7仙台会合）、2016年5月26・27日にG7伊勢志摩サミットが開催された。

※ G20メンバーは、G7（日、米、英、独、仏、伊、加）、アルゼンチン、豪、ブラジル、中国、インド、インドネシア、メキシコ、韓国、ロシア、サウジアラビア、南アフリカ、トルコ、欧州連合、で構成されている。

なお、G20及びG7の議長国は1年ごとに各国の持ち回りとなっている。G20の議長国については、2015年はトルコ、2016年は中国であり、2017年は独が議長国に選出されている。一方、G7については、2015年は独、2016年は日本であり、2017年は伊が議長国に選出されている。

II 活動状況

1. 2015 事務年度の主な首脳・閣僚級会議の開催状況

- ① G20 財務大臣・中央銀行総裁会議（2015 年 9 月 4・5 日、トルコ・アンカラ）
- ② G20 財務大臣・中央銀行総裁会議（2015 年 10 月 8 日、米・ワシントン）
- ③ G20 サミット（2015 年 11 月 15・16 日、トルコ・アンタルヤ）
- ④ G20 財務大臣・中央銀行総裁会議（2016 年 2 月 26・27 日、中国・上海）
- ⑤ G20 財務大臣・中央銀行総裁会議（2016 年 4 月 14・15 日、米・ワシントン）
- ⑥ G7 仙台財務大臣・中央銀行総裁会議（2016 年 5 月 20・21 日）
- ⑦ G7 伊勢志摩サミット（2016 年 5 月 26・27 日）

2. 2015 年 11 月の G20 首脳会合で合意された事項

2015 年 11 月 15・16 日にトルコ・アンタルヤで開催された G20 サミットでは、金融規制改革について、主に以下の事項が合意された。

- (1) 金融機関の強じん性の強化及び金融システムの安定性の向上は、成長及び発展を支える上で極めて重要であることを確認。
- (2) グローバル金融システムの強じん性を向上させるため、金融規制改革の課題の中核的な要素を更に完了させたことを確認。
- (3) 「大きすぎて潰せない」問題の終結に向けた重要なステップとして、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）の総損失吸収力（TLAC）についての共通の国際基準を最終化したことを確認。
- (4) 中央清算機関（CCP）の強じん性、再建計画及び破綻処理可能性に関する更なる作業に期待するとともに、FSB に対して次のサミットまでに報告を求める。
- (5) 金融システムにおいて新たに生じつつあるリスク及び脆弱性を引き続き監視し、必要に応じ対処。
- (6) シャドーバンキングの監視・規制を更に強化。
- (7) コルレス銀行サービスの減少に対する適宜の評価・対処について、更なる進捗を期待。
- (8) 店頭デリバティブの実施に関し、国・地域に対して、サンクトペテルブルク宣言に則り、正当化されるときには、相互の規制に委ねることを奨励。

- (9) グローバルな金融規制枠組みを完全かつ整合的に実施することにコミット。
- (10) 改革の実施及びその影響に関するF S Bの最初の年次報告を歓迎。
- (11) 重大で意図せざるいかなる影響への対処を含め、規制改革の実施及びその影響等を引き続き監視・評価。

3. 2016年のG7について

G7仙台会合においては、規制の複合的影響評価やサイバーセキュリティ、フィンテック、G20/OECDコーポレート・ガバナンス原則に関する議論が行われた。G7仙台会合後は議論の内容をまとめた議長サマリーが公表され、G7伊勢志摩サミット首脳宣言では金融規制に関するパラグラフが盛り込まれている。首脳宣言では、主に以下の事項が合意された。

- (1) 持続的な経済成長という目標の達成に資する、G20金融セクター改革の課題の、適時の、完全な、かつ、整合的な実施を支持するというコミットメントを改めて表明。
- (2) 関連する改革の複合的な影響及びセクターを越えた相互作用を含む、G20金融規制改革の影響分析を向上させるためのF S B等の作業を歓迎し、規制改革の実施及び影響に関するF S Bの第2回G20向け年次報告を期待。
- (3) 金融イノベーションの、金融の安定性及び市場の健全性に対する潜在的な影響を管理しつつ、それらイノベーションの経済的利益を享受。
- (4) 金融分野におけるサイバーセキュリティを促進し、G7各国間での協力を強化するための、G7サイバー専門家グループの作業を歓迎。
- (5) G20/OECDのコーポレート・ガバナンス原則の効果的な実施を歓迎し、支持。特に、その原則の評価メソドロジーの策定を期待。

Ⅲ 当庁の対応

我が国は、国際的な金融規制改革において、国際的に合意された改革を着実に実施するとともに、

- ① 中長期的に強固な金融システムを構築した上で、成長資金の供給に支障をもたらさないバランスの取れた規制とすること、
- ② 規制導入にあたっては、十分な経過期間を確保した上で、着実に実施すべきものであること、

が重要であると主張してきた。

我が国は、これまでの国際合意に従って、バーゼルⅢや店頭デリバティブ市場改革を実施してきたほか、金融システムの安定及び金融危機の再発防止に向けて、国際的な金融規制改革の議論に引き続き建設的に参加・貢献していく。

第2節 金融安定理事会（FSB）

I 概要

1. 沿革

1997年に発生したアジア通貨危機等の際、一国における金融危機が容易に各国に「伝染」(contagion)した経験を背景に、1999年2月のG7での合意に基づき、金融監督の国際的な協調体制を強化する観点から金融安定化フォーラム(FSF:Financial Stability Forum)が設立された。金融安定理事会(FSB:Financial Stability Board)は、2009年4月のG20ロンドン・サミットの合意を踏まえ、FSFが、より強固な組織基盤と拡大した能力を持つ組織として発展的に再構成されたものであり、FSBの発足会合は2009年6月に開催された。FSBは、スイス・バーゼルのBIS(国際決済銀行)内に事務局を有しており、2013年1月には、スイス法上の非営利法人として法人格を取得している。

2. 目的

FSBは、

- ① マクロ・プルーデンス的観点からの、国際金融システムに影響を及ぼす脆弱性の評価及びそれに対処するために必要な措置の特定・見直し、
 - ② 金融の安定に責任を有する当局間の協調及び情報交換の促進、
 - ③ 金融規制に係る国際基準の遵守におけるベストプラクティスについての助言・監視
- などを主な目的としている。

3. 組織

(1) メンバーシップ(代表権)

FSBは、全てのG20に所属する国及び地域、さらに香港、オランダ、シンガポール、スペイン、スイスの国内当局(監督当局、財務省、中央銀行)のほか、国際通貨基金(IMF)等の関係国際機関、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)等の金融分野の国際基準設定主体などから構成されている。1カ国は1～3の代表権を有しており、我が国からは金融庁、財務省及び日本銀行がメンバーとなっている。FSBの議長は、2011年11月よりマーク・カーニー英中銀総裁が務めており、2014年11月に再選された(任期は3年)。

(2) FSBの構成

FSBは、年2回程度行われる本会合を最終的な意思決定会合としており、我が国においては、前述の通り、金融庁、財務省及び日本銀行がそれぞれ議席を有している。FSB本会合の下には、FSB全体の方針を議論する運営委員会(Steering Committee)が設置されており、さらにその下に規制監督上の協

調に関する常設委（SRC）、脆弱性評価に関する常設委（SCAV）、基準の実施に関する常設委（SCSI）、予算等に関する常設委（SCBR）の4つの常設委員会（Standing Committee）や複数の部会が設置されており、それぞれFSBに参加している各国当局の幹部等により構成されている。また、必要に応じて、様々な専門部会が設置されており、個別具体的なテーマについての検討が行われている。

その他、FSBは、金融システムの脆弱性及び金融システムの安定化に向けた取組みについて、FSBメンバー当局と非FSBメンバー当局との意見交換を促す観点から、アジア・アメリカ・欧州・中東及び北アフリカ・サブサハラアフリカ・CIS諸国の6つの地域諮問グループ（RCG）を設置している。

II 活動状況

1. 概要

2015 事務年度においては、計2回のFSB本会合が開催された。

2. 2015 事務年度にFSBから公表された主な報告事項等

- ・ 「主要な金利指標改革の進捗状況」（2015年7月9日公表）
- ・ 「店頭デリバティブ市場改革の実施に関する第9次進捗状況報告書」（2015年7月24日公表）
- ・ 「企業の資金調達に係る構造とインセンティブ」（2015年9月22日公表）
- ・ 「金融危機と情報ギャップ」（2015年9月22日公表）
- ・ 「外貨エクスポージャーへの取組」（2015年9月22日公表）
- ・ 「中央清算機関（CCP）作業計画に係るプログレスレポート」（2015年9月22日公表）
- ・ 「CCP作業計画にかかる進捗報告書」（2015年9月22日公表）
- ・ 「外為指標 2014年9月の提言履行に係る進捗状況」（2015年10月1日公表）
- ・ 市中協議文書「グローバルなシステム上重要な銀行の秩序ある破綻処理の支援に必要な一時的資金調達に係るガイダンス」（2015年11月3日公表）
- ・ 「店頭デリバティブの取引報告に関するピアレビュー」（2015年11月4日公表）
- ・ 店頭デリバティブワーキング・グループ（ODWG）による第10次店頭デリバティブ市場改革の実施に関する進捗状況報告書（2015年11月4日公表）
- ・ 「コルレス銀行業務の減少への評価と対処のためのアクションに関する報告書」（2015年11月6日公表）
- ・ 「不正行為の減少のための方策」（2015年11月6日公表）
- ・ 「グローバルなシステム上重要な銀行の破綻時の損失吸収及び資本再構築に係る原則」（2015年11月9日公表）

- ・ G20 への破綻処理に関する進捗状況報告書「破綻処理可能性に対する残された障害の除去」（2015年11月9日公表）
- ・ 「金融規制改革の実施と影響に関する年次報告書」（2015年11月9日公表）
- ・ 「気候変動関連リスクに関する開示タスクフォースのための提案」（2015年11月9日公表）
- ・ 「健全な報酬慣行に関する原則実施基準第4次進捗報告書」（2015年11月10日公表）
- ・ 「シャドーバンキングから強じんな市場型金融への転換 清算集中されない証券金融取引に関するヘアカット規制の枠組み」（2015年11月12日公表）
- ・ 「シャドーバンキング・モニタリングレポート（2015）」（2015年11月12日公表）
- ・ 「シャドーバンキングから強じんな市場型金融への転換 証券金融取引のグローバルなデータ収集・集計に関する基準とプロセス」（2015年11月18日公表）
- ・ 「シャドーバンキング主体のためのFSB政策枠組みの実施に関するテーマ別レビュー」（2016年5月25日公表）
- ・ 「システム上重要な保険会社向けの効果的な破綻処理の戦略及び計画の策定に関するガイダンス」（2016年6月6日公表）

等

3. 国際基準の策定に向けた取組み

FSBは、世界的な金融危機時に顕在化した「大きすぎて潰せない（Too big to fail）」問題に対処し、納税者の負担を回避しつつ、秩序ある破綻処理を可能とするため、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIB）に対して、予め十分な総損失吸収力（TLAC：Total Loss Absorbing Capacity）の確保を求める規制に関する最終合意文書を2015年11月9日に公表。最終合意文書は、同月15・16日のG20アンタルヤ・サミットへ提出された。

その他、CCPに関して、CCPの強じん性（resilience）、再建計画の策定（recovery planning）、破綻処理可能性（resolvability）を促進するための作業が進められている。

4. 国際基準の遵守強化等に向けた取組み

金融規制改革を巡る検討作業のほか、FSBは、国際基準の各国による遵守強化に向けた取組みとして、国際協調及び情報共有に関する基準の遵守促進に向けた取組みや、FSBメンバー国間のテーマ別及び国別レビューを実施している。

テーマ別レビューは、金融規制、監督上の特定の国際基準・課題についてFSBメンバー各国の取組み状況を横断的にレビューするものであり、2015年は、破たん処理、店頭デリバティブの取引報告、シャドーバンキング主体のためのFSB政策枠組みに関するテーマ別ピアレビューが実施された。国別レビューは、IM

FによるF S A Pの金融関連指摘事項についての実施状況を中心にレビューを行うもので、これまでに16カ国に対するレビューが完了している。現在は、日本、インド、ブラジルの3カ国を対象に実施中。

2015年より、金融規制改革の実施と影響に関する年次報告書がされており、2016年は第2回目の年次報告書がG20 杭州・サミットに提出される予定。

第21章 金融監督国際機構

金融庁は、金融機関の活動や金融取引の国際化等に的確に対応するため、各国の規制監督当局により構成される金融分野の業態別又は業態横断的な国際会議に積極的に参画している。その主要なものとして、業態別には、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）、証券監督者国際機構（IOSCO）及び保険監督者国際機構（IAIS）が、業態横断的には、前章掲載のFSBなどが挙げられる。これらの会議においては、国際的な金融システムの安定を図る観点から、金融機関の監督等に関する国際的な原則・基準・指針等の国際的な監督ルールの策定が行われており、我が国としては、国際的なリーダーシップを発揮すべく、積極的な貢献に努めている。

第1節 バーゼル銀行監督委員会（BCBS）

I 概要

1. 沿革

バーゼル銀行監督委員会（BCBS:Basel Committee on Banking Supervision、以下「バーゼル委員会」という。）は、1974年6月の西ドイツ・ヘルシュタット銀行破綻に伴う国際金融市場の混乱を受けて、1975年、G10中央銀行総裁会議によって設立された。バーゼル委員会の会合は、主としてスイスのバーゼルにある国際決済銀行（BIS:Bank for International Settlements）本部において年4回程度開催されており、事務局もBIS内に設置されているが、中央銀行の集まりであるBISとは独立した存在として位置付けられている。

2. 目的

バーゼル委員会は、銀行監督に関する共通の基準・指針を策定する観点から、以下のような課題を中心として、幅広く検討を行っている。

- ① 国際的に活動する銀行の自己資本比率規制等、国際的な基準の設定
- ② 銀行監督をめぐる諸問題に関する話し合いの場の提供

3. 組織（資料21-1-1参照）

（1）メンバーシップ

バーゼル委員会は、G20が国際経済協力の枠組みとして本格稼働を始める中で2009年及び2014年に段階的にメンバーシップを拡大し、現在、日本、アルゼンチン、豪、ベルギー、ブラジル、加、中国、仏、独、香港特別行政区、インド、インドネシア、伊、韓国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英、米及びEUの銀行監督当局及び中央銀行から構成されて

いる。我が国からは、金融庁及び日本銀行が出席している。バーゼル委員会の議長は、2011年7月からはスウェーデン中央銀行のイングベス総裁が務めている。

(2) 小委員会の構成

バーゼル委員会の下には、政策企画部会(PDG: Policy Development Group)、監督・基準実施部会(SIG: Supervision and Implementation Group)、会計専門家部会(AEG: Accounting Experts Group)等数多くの部会が設置されており、それぞれバーゼル委員会に参加している各国・地域等の銀行監督当局及び中央銀行の専門家等により構成されている。我が国は、バーゼル委員会に設置されているほぼ全ての小委員会に出席し、国際的な銀行監督ルールの策定や銀行の健全なリスク管理指針の確立等に積極的な貢献を行っている。

4. 性格

バーゼル委員会は、法的には国際的な監督権限を有しておらず、その合意文書等も法的拘束力を有するものではない。しかしながら、バーゼル委員会が公表している監督上の基準・指針等は、各国の監督当局が自国内においてより実効性の高い銀行監督を国際的に整合性のある形で行うための環境整備に資するものとして、世界各国において幅広く取り入れられている。

なお、バーゼル委員会の目的、主たる運営手続については、バーゼル委員会の規約(チャーター)で定められている。

II 活動状況

1. 概要

バーゼル委員会は、銀行監督に関する共通の基準・指針等を策定する観点から、以下のような課題を中心として、幅広く検討を行っている。

(1) バーゼルⅢ

2008年9月のリーマン・ショックを契機として、国際的な金融規制改革はG20首脳レベルでの主要な課題となり、中でも、国際的に活動する銀行の自己資本及び流動性に係る新たな基準の設定は、中核的課題とされた。こうした新たな基準の大枠は、2010年11月のソウル・サミットに報告・了承され、その詳細が、同年12月、「バーゼルⅢテキスト」として公表された。

そのうち、自己資本比率については、国際的に活動する銀行の健全性を測るリスク・ベースの指標として機能しているものであるが、バーゼルⅢを踏まえ、従来の普通株式等Tier1比率2%から、最低水準とバッファを加えて、同比率7%と大幅に水準が引き上げられたほか、資本の算入要件についても厳格化が図られている。また、その実施については、新規制への円滑な移行を確

保する観点から、2013年1月から段階的に実施し、2019年より完全実施するスケジュールが国際的に合意されている。

こうしたリスク・ベースの指標である自己資本比率を補完するものとして、二つの流動性基準（流動性カバレッジ比率、安定調達比率）及びレバレッジ比率（詳細は、2.（4）参照）の導入が定められている。流動性基準については、2013年1月に流動性カバレッジ比率の最終規則文書が公表され、2015年から段階的に実施する（比率の最低水準を当初60%とし、翌年から10%ずつ引き上げ2019年に100%とする）こととなった。2014年10月には、安定調達比率の最終規則文書が公表され、2018年から実施することとなった。

（2）システム上重要な金融機関

システム上重要な金融機関（S I F I s : Systemically Important Financial Institutions）に対する規制・監督上の措置については、2010年11月にG20ソウル・サミットへ提出・公表されたFSB報告書「システム上重要な金融機関がもたらすモラルハザードの抑制」において、「グローバルな」システム上重要な金融機関（G - S I F I s : Global Systemically Important Financial Institutions）への規制・監督上の措置の検討を先行することとされた。

これを受け、バーゼル委員会では、グローバルなシステム上重要な銀行（G - S I B s : Global Systemically Important Banks）の①特定手法、②追加的資本上乗せ規制などが検討され、2011年11月に規則文書が公表された（2013年7月、本規則文書を更新した文書が公表）。追加的資本上乗せ規制については、2016年1月から段階的に適用が開始され、2019年1月までに完全実施される予定である。

また、2012年10月、バーゼル委員会より、国内のシステム上重要な銀行（D - S I B s : Domestic Systemically Important Banks）の取扱いに関する12の原則を示した枠組み文書が公表された。

（3）その他

バーゼル委員会は、各国におけるバーゼルⅢ規制の着実な実施を促すため、その状況を調査・評価することとしており、2012年10月には我が国におけるバーゼルⅢの実施状況に関する報告書を公表した。この中で、我が国の国内規制は国際合意を遵守していると総合的に高く評価された。

2. 最近の主な動き

2014年11月のG20ブリスベン・サミットでは、これまでに合意したテーマについて概ね作業が完了した旨の首脳宣言が出され、バーゼル委員会においても、全体としては、既に合意した各種規制を各国が着実に実行に移していく段階に入っている。

一方で、残された課題としては、リスクアセット計測手法の見直しやレバレッ

ジ比率規制などに関する議論が行なわれており、最終化にあたっては、規制の相互関連や複合的影響にも留意することとされている。これらの金融危機後の規制改革については、2016年1月に開催された中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ（GHOS）会合において、資本賦課の全体水準を大きく引き上げることなく、2016年中に見直し作業を完了させることが合意されている。

（1）信用リスクの計測手法

ア．標準的手法

バーゼル委員会は、リスク感応度の向上や比較可能性の向上等の観点から信用リスクに関する標準的手法の見直し作業を行っており、2015年12月に信用リスクに関する標準的手法の見直しについての第2次市中協議文書を公表している。

イ．内部モデル手法

大手行は、一般に銀行独自の内部モデルを用いたリスク計測結果に基づき自己資本比率を算出しているが（内部格付手法）、その結果にはばらつきが見られるところ、バーゼル委員会は、G20の指示を受けて、銀行の自己資本比率規制の簡素さや比較可能性を向上させるべく検討を行っている。

2016年3月には、内部モデル手法の利用を制約する方向の市中協議文書を公表しており、今後市中からのコメント及び包括的な定量的影響度調査の結果を踏まえて検討を進め、2016年中に最終化する予定となっている。

（2）オペレーショナルリスクの計測手法

バーゼル委員会は、オペレーショナルリスクの計測手法に関し、従来のBIA（基礎的手法）・TSA（粗利益配分手法）を統合し、新しい標準的手法の導入を検討しており、2016年3月にオペレーショナルリスクに関する新しい標準的手法についての第2次市中協議文書を公表している。なお、モデル手法である先進的計測手法（AMA）の廃止も提案されている。

（3）資本フロア

バーゼル委員会は、2014年12月に資本フロア（所要自己資本額の下限）の見直しに関する市中協議文書を公表しており、リスクアセットの信頼性や比較可能性を向上させる観点から、資本フロアの参照基準を、現行のバーゼルIから標準的手法に変更することを提案している。2016年3月に公表された市中協議文書において、リスクアセット全体を対象に、標準的手法対比60～90%の資本フロアを導入することが提案されているほか、代替案として、リスクカテゴリー毎等のより粒度の細かいフロアとすることも提案されている。

（4）レバレッジ比率規制

銀行システムにおけるレバレッジの過大な積み上がりを抑制すること、及び

簡易な指標とすることにより、リスク・ベースの指標（自己資本比率規制）を補完することを目的としたレバレッジ比率規制の導入が進められている（開示は2015年1月から開始）。

2016年1月のGHOSにおいて、全ての銀行に対するレバレッジ比率の最低水準をTier 1比3%とすることで合意されが、G-SIBsに対する上乘せ（デザインや水準）についても引き続き議論される予定となっている。これも含めて、2018年1月から第1の柱へ移行することを視野に、2016年末までに規制のデザイン及び水準について最終的な調整を行う予定となっている。

（5）システム上重要な銀行に対する対応

2015年11月、FSBからG-SIBsの新たなリストが公表された。本リストに基づいたG-SIBsに対する追加的資本上乘せは2017年から適用される（リストは毎年更新されており、翌々年の資本上乘せ規制の前提となる）。資本上乘せは2016年から段階的に実施されており、2019年から完全実施される予定となっている。

我が国では、2015年12月に3メガバンクをG-SIBsに指定するとともに、3メガバンクに加え、三井住友トラスト・ホールディングス、農林中央金庫、大和証券グループ本社、野村ホールディングスをD-SIBsに指定した。

バーゼル委員会は、2016年6月に、我が国のG-SIBsに係る規制の整備状況についてRCAP（Regulatory Consistency Assessment Program：整合性評価プログラム）を実施し、報告書を公表した。この中で、我が国は国際合意を総合的に遵守しているとの高い評価を受けた。

（6）最終化された主要項目

ア．銀行勘定の金利リスク

2013年4月からバーゼル委員会にて検討を開始した銀行勘定の金利リスクに関する規制・監督の枠組みについては、2015年6月、①リスク量の計測を定式化し、自己資本比率の分母に勘案する第1の柱案及び②現行の監督枠組みは維持しつつ監督対応の深化を図る第2の柱案の両論併記による市中協議が実施されたが、市中からのコメント（第2の柱案支持）を踏まえ、最終的に②第2の柱案が採用された最終文書が2016年4月に公表された。

イ．トレーディング勘定の抜本的見直し

2009年に公表されたマーケットリスク規制の見直し（いわゆるバーゼル2.5）が応急措置に止まっていたとの問題意識から、トレーディング勘定の抜本的見直しが行われ、①トレーディング勘定と銀行勘定の境界の見直しと勘定間の規制裁定の防止措置、②内部モデルの精緻化とより厳格なモデル承認プロセス、③内部モデルのフォールバックとして標準的方式のリスク感応度の向上、の3点を主な見直しポイントとして2016年1月のGHOSにおいて最終合意され、同月に最終規則が公表された。

第2節 証券監督者国際機構（IOSCO）

I 概要

1. 沿革及び現状

(1) 証券監督者国際機構（IOSCO: International Organization of Securities Commissions）は、世界各国・地域の証券監督当局、証券取引所等から構成される国際的な機関である。加盟機関の総数は、普通会员（Ordinary Member: 証券規制当局）、準会員（Associate Member: その他当局）及び協力会員（Affiliate Member: 自主規制機関等）あわせて210機関（2016年6月末現在）となっている。IOSCOの本部事務局は、マドリード（スペイン）に置かれている（1986年から2000年末まではモントリオール（カナダ））。

(2) 我が国は、1988年11月のメルボルン（オーストラリア）における第13回年次総会で、当時の大蔵省が普通会员としてIOSCOに加盟した。現在は、金融庁が、2000年7月の発足と同時にそれまでの金融監督庁（準会員）及び大蔵省（普通会员）の加盟地位を承継するかたちで、普通会员となっている。その他、1993年10月のメキシコ・シティー（メキシコ）における第18回年次総会で証券取引等監視委員会が準会員として加盟したほか、商品先物取引を所掌している経済産業省及び農林水産省が普通会员、日本取引所グループ及び日本証券業協会が協力会員となっている。

(3) IOSCOは毎年1回年次総会を開催しており、2015年6月にロンドン、2016年5月にリマで開催された。次回は、2017年にキングストン（ジャマイカ）で開催される予定である。なお、我が国においても、1994年10月に東京で第19回年次総会が開催されている。

2. 活動

IOSCOは、以下の3つを目的としている。

- ① 投資家保護、市場の公正性・効率性・透明性の確保、システムック・リスクへの対処のために、証券分野の規制・監督等に関する国際基準の策定・実施等を行うこと
- ② 投資家保護や、証券市場への信頼性向上のために、当局間において、情報交換や、監督・不公正取引の監視における協力を行うこと
- ③ 各国における市場の発展支援、市場インフラの強化、規制の適切な実施のために、各メンバーの経験を共有すること

IOSCOは、「証券規制の目的と原則」をはじめとする証券市場規制に係る国際原則、指針や基準等を定めている。これらは基本的にメンバーを法的に拘束するものではないが、メンバーはこれらを踏まえて自ら行動し、原則の遵守等に取り組む。

り組むことが促されている。

その他、メンバー間の情報交換協力を促進するため策定されたIOSCO多国間情報交換枠組み（以下「IOSCO・MMOU」という。）については、2010年6月の代表委員会決議により、2013年1月までにすべてのメンバーがIOSCO・MMOUへ署名（将来的な署名約束を含む）することが義務付けられ、各メンバーはIOSCO・MMOUに規定されている情報交換協力が実施できるような法制を整備することが求められている。

3. 組織（資料21-2-1参照）

（1）総会（Presidents Committee）

総会は、すべての普通会员の代表者で構成され、年1回、年次総会時に開催される。

（2）代表理事会（IOSCO Board）

代表理事会は、2012年5月の北京総会において、既存の理事会や専門委員会等を統合して設立された会議体である。証券分野における国際的な規制上の課題への対処や、予算の承認等、IOSCOのガバナンス確保、証券分野における能力開発等に関する検討・調整を行うこととしており、その下に各種の委員会や作業部会が設置されている（主な委員会等の活動状況についてはII参照）。

代表理事会は、当庁を含む34当局で構成されている。現在の議長は、香港証券先物委員会（SFC）のオルダーCEOである。副議長は、ベルギー金融サービス市場局（FSMA）のセルベール委員長と、マレーシア証券委員会（SC）シン委員長の2名が務めている。いずれの任期も、2018年の総会までとされている。

<参考：代表理事会に統合された過去の主な会議体>

○ 理事会（Executive Committee）

理事会は、主に定款の変更、予算・メンバーシップの承認など、組織運営上の必要な決定を行う会議体であり、専門委員会、新興市場委員会、各地域委員会の議長のほか、各地域委員会選出会員及び代表委員会により選出された9の普通会员で構成されていた。

○ 専門委員会（Technical Committee）

専門委員会は、理事会により設置されたIOSCOの政策立案の中心となる機関であり、国際的な証券・先物取引に関する主要な規制上の課題を検討し、そうした課題に対する実務的な対応を調整することを目的としたものである。世界の中でも規模が大きく、より先進的かつ国際的な市場を監督する18の当局（当庁を含む）で構成されていた。

(3) 地域委員会 (Regional Committee)

代表委員会の下には、アジア・太平洋地域委員会、米州地域委員会、ヨーロッパ地域委員会、アフリカ・中東地域委員会の4つの地域委員会が置かれており、それぞれの地域固有の問題が議論されている。我が国はアジア・太平洋地域委員会 (APRC : Asia Pacific Regional Committee) に属しており、同委員会は、年2回程度開催されている。APRCは28当局から構成されており、現在の議長は、当庁の氷見野金融国際審議官が務めている。

4. 我が国の対応

我が国は、代表理事会、アジア・太平洋地域委員会及びその他の委員会等のメンバーとして、国際的な証券規制の原則の策定等に積極的に参画・貢献している。例えば、2015年9月には投資管理に関する委員会 (Committee 5) の副議長に当庁の専門官 (課長補佐レベル) が就任するとともに、同委員会の会合を10月に東京で開催した。

II 活動状況

1. 概要

IOSCOは近年、証券規制に関する国際基準設定主体としての役割の維持、法執行に関するクロスボーダーの協力の改善 (IOSCO・MMOUの推進) に取り組んでおり、G20首脳会合のマンデートを受け、シャドーバンキング、店頭デリバティブ規制、システミック・リスクの軽減、市場の健全性など、証券分野の規制上の個別課題を検討する作業や、IOSCOメンバーの監督や法執行の分野での国際協力の水準を高める作業等に重点を置いて活動している。

2. 会計・監査・開示に関する委員会 (Committee 1)

会計・監査・開示に関する委員会は、会計基準、監査基準及び開示制度に関する諸課題について検討を行っている。会計及び監査分野では、国際会計基準 (IFRS) 及び国際監査基準 (ISA) 等の開発の過程で、新たな基準の公開草案が公表される毎に各々の基準設定主体に対してコメント・レターを发出している。開示分野では、上場企業による投資家向け開示情報の質及び透明性を高める観点等から、議論を行っている。2015年11月に「公開企業の監査を行う監査法人の透明性」と題する最終報告書、2016年5月に「監査委員会による監査人の監視に関する調査報告書」、同年6月には「会計基準で求められていない財務数値に関する提言」と題する最終報告書を公表した。

3. 流通市場に関する委員会 (Committee 2)

流通市場に関する委員会は、証券等の流通市場に関する諸課題について検討を行っている。2015年12月には、「取引所等において電子取引システムのリスクを

効果的に管理し、事業継続を計画するためのメカニズム」と題する最終報告書を公表した。

4. 市場仲介者に関する委員会 (Committee 3)

市場仲介者に関する委員会は、証券会社等の市場仲介者の金融商品販売態勢や規制・監督の現状等を各国調査し、調査報告書の公表や、必要に応じて、市場仲介者・監督当局に向けた国際的な原則の策定を行っている。2015年12月には、「2015年クラウドファンディングに関する調査結果報告書」と題する報告書、また「市場仲介業者の事業継続及び復旧計画」及び「大規模な市場仲介業者における信用力評価及び外部格付の利用に関するサウンド・プラクティス」と題する最終報告書を公表した。

5. 法執行・情報交換に関する委員会 (Committee 4)

法執行・情報交換に関する委員会は、国際的な証券犯罪に対応するための各国当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方について議論を行っている。現在、情報交換に関する非協力的な国・地域の当局との対話や、効果的な不正取引の抑止の手段などについて議論を行っている。

また、Committee 4と同時に開催されるIOSCO・MMOUの審査グループ(SG)において、MMOU署名申請当局の審査を行っている。SGでは、IOSCO・MMOUのB署名当局(審査基準を満たさなかった当局)が署名当局となることを目指し、審査作業を行っている。

6. 投資管理に関する委員会 (Committee 5)

投資管理に関する委員会は、集団投資スキーム等の資産運用業界の諸課題、資産運用業界におけるシステミック・リスクに対応する規制のあり方等について検討を行っている。2015年11月には「CIS資産のカストディに関する基準」と題する最終報告書を公表した。

7. 格付会社に関する委員会 (Committee 6)

格付会社に関する委員会は、格付会社の規制・監督に関する諸課題について検討を行っている。

8. 商品先物市場に関する委員会 (Committee 7)

商品先物市場に関する委員会は、商品先物市場の透明性の向上等について検討を行っている。G20の要請を受け2012年10月に公表した「石油価格報告機関に関する原則」の、実施状況に関する報告書を2014年9月に公表した。これに引き続き、2015年9月には、同原則の遵守状況の評価結果を取りまとめた第2次報告書を公表した。また、2016年5月に、「商品デリバティブ市場価格への倉庫及び受渡施設の影響」に関する報告書を公表した。

9. 金融教育及び投資家保護に関する委員会 (Committee 8)

金融教育及び投資家保護に関する委員会は、2013年6月に新設された委員会で、投資家教育の促進及び金融リテラシーの向上に係るIOSCOの役割や戦略的取り組み等について検討を行っている。

10. エマージング・リスク委員会 (CER)

エマージング・リスク委員会 (CER) は、証券当局がシステムック・リスクをモニターし軽減するための方法や、エマージング・リスクの特定手法等について検討している。2016年3月には、「証券市場のリスク・アウトルック 2016」を公表した。

11. アセスメント委員会 (Assessment Committee)

アセスメント委員会はIOSCOにおいて策定された原則・国際基準の実施等に関する議論を行っている。2015年7月には、「証券規制に関するIOSCO原則第16条及び第26条に基づく投資家への開示の適時性と頻度に関する遵守状況のテーマ別レビュー」を公表、9月には「マネー・マーケット・ファンド (MMF) 規制のピアレビュー」、「証券化におけるインセンティブ・アラインメント提言導入のピアレビュー」と題する最終報告書を公表した。

12. サイバーセキュリティについて

各委員会の横断的な検討の結果として、2016年4月に「証券市場におけるサイバーセキュリティ」と題する報告書を公表した。本レポートにおいて、① サイバーセキュリティ及びフィンテックの注視、② 情報共有プラットフォームの開発及び保守、③ 年次円卓会合開催及び④ 机上訓練の主導をマנדートとする、組織の設置が提言された。かかる提言を踏まえ、現在IOSCOでは、新たにサイバーリスクに係る組織の設置が検討されている。

III その他

1. 証券分野における情報交換枠組みの構築

クロスボーダー取引が増大する等、各国証券市場の一体化が進んでいる中で、証券市場及び証券取引を適切に規制・監督するためには、各国証券規制当局間の情報交換が不可欠である。

我が国は、これまで中国証券監督管理委員会 (CSRC) (1997年)、シンガポール通貨監督庁 (MAS) (2001年)、米国証券取引委員会 (SEC) 及び米国商品先物取引委員会 (CFTC) (2002年)、オーストラリア証券投資委員会 (ASIC) (2004年)、香港証券先物委員会 (SFC) (2005年) 並びにニュージーランド証券委員会 (2006年) との間で、証券分野における情報交換枠組みに署名し

ている。また、2006年1月には米国証券取引委員会（SEC）及び米国商品先物取引委員会（CFTC）との情報交換枠組みについて金融先物をその対象に加える改訂を行った。更に、欧州証券市場監督局（ESMA）とは、格付会社に関する当局間の協力のための書簡の交換（2011年）及び清算機関に関する覚書への署名（2015年）、欧州の証券監督当局29当局とは、クロスボーダーで活動するファンド業者に対する監督協力に関する覚書への署名（2013年）、米国商品先物取引委員会（CFTC）とは、クロスボーダーで活動する規制業者に対する監督協力に関する覚書への署名（2014年）をそれぞれ行った。

2. 多国間情報交換枠組み

これら二当局間の情報交換枠組みに加えて、2006年5月、IOSCO・MMOUに署名するための申請を行い、IOSCOによる審査を経て、2008年2月に署名当局となった。2016年4月末現在、109の証券当局がIOSCO・MMOUに署名している。

その後、新たな規制・執行上の課題が生じていることから、2012年以降、IOSCO・MMOUを強化するための改訂が議論されている。

外国の証券当局との間でこのような情報交換枠組みを構築することにより、インサイダー取引や相場操縦のような不公正取引に関する情報や証券監督上必要となる情報等を必要に応じて相互に提供することが可能となり、我が国及び署名相手国の証券市場の公正性・透明性の確保に寄与することとなる。

第3節 店頭デリバティブ市場改革に係る国際的な枠組み

I 概要

2009年のピッツバーグ・サミット首脳宣言において、以下の事項を行うことに合意した。

- ① 標準化された店頭デリバティブ取引の
 - a) 適当な場合における取引所又は電子取引基盤（ETP）を通じた取引
 - b) 中央清算機関（CCP）を通じた決済
- ② 店頭デリバティブ契約の取引情報蓄積機関（TR）への報告
これを受けて、IOSCO等の国際基準設定主体で国際原則が策定されるとともに、各国においても規制が整備・実施されているところである。

II 活動状況

1. FSB 店頭デリバティブ作業グループ（ODWG）

上記合意に基づき、各国が取り組んでいる店頭デリバティブ市場改革（2012年末期限）の進捗状況をモニタリングする目的で設立され、定期的に改革の進捗状況を纏めたプログレスレポートを公表している。直近では2015年11月に第10次報告書が公表されている。

2. 店頭デリバティブ主要当局者会合（ODRG）

規制の実施に関する各国相互理解及び国際協調に向けた共通理解の促進を目的に、米証券取引委員会（SEC）・商品先物取引委員会（CFTC）の呼びかけにより設置された公式会合。主にクロスボーダー規制に係る議論を行っており、直近では2015年11月、G20アンタルヤ・サミット向けに、これまでのODRGでの議論の概要に関する報告書を提出した。

3. マージン規制作業部会（WGMR）

中央清算機関（CCP）で清算されない店頭デリバティブ取引については、システミック・リスクを低減するとともに、CCPへの証拠金拠出を回避するインセンティブを抑制することを通じてCCPの利用を促進するという観点から、BCBSとIOSCOが共同作業部会（WGMR）を設置して、規制の在り方を検討している。これまで2012年7月（第一次）及び2013年2月（第二次）の二度にわたり市中協議文書を公表し、2013年9月に最終報告書を公表、2015年3月に最終報告書の改訂を公表した。現在も作業部会等において、マージン規制の着実な実施に向けて議論が続けられている。

4. CPMI－IOSCO

G20の提言を踏まえ、IOSCOとBISの決済・市場インフラ委員会（CPMI：Committee on Payments and Market Infrastructures、2014年9月に支払・決済システム委員会（CPSS：Committee on Payment and Settlement Systems）から改称）が共同で、資金決済システム、証券決済システム及び清算機関に係る既存の国際基準の包括的な見直しを実施し、2012年4月にこれらを1つにまとめた「金融市場インフラのための原則」（FMI原則）を公表した。その後CPMI－IOSCOは、FMI原則の実施状況のモニタリングやFMIに対する規制のあり方について継続的な議論を行っている。実施モニタリングについては、2015年11月に当局の責務（当局等向け原則の実施状況検証）に係る報告書、同年12月に豪州に係るレベル2（各国国内法・規制枠組みの内容とFMI原則の整合性の検証）評価報告書を公表した。また、2015年11月に「金融市場インフラのためのサイバー攻撃耐性に係るガイダンス」、及び2015年12月に「固有商品識別子の調和」に係る報告書について市中協議を実施した。

第4節 保険監督者国際機構（IAIS）

I 概要

1. 沿革

保険監督者国際機構（IAIS：International Association of Insurance Supervisors）は、1994年に設立され、世界の各国・地域の保険監督当局等約200機関（メンバー）で構成されており、日本は、1998年よりメンバーとして参加している。

2. 目的

IAISは、1994年に以下の目的のために設立された。

- ① 効果的かつ国際的に統合的な保険監督の促進による、保険契約者の利益及び保護に資する公正で安全かつ安定的な保険市場の発展と維持
- ② 国際的な金融安定化への貢献

3. 組織（資料21-4-1参照）

（1）総会

総会はIAISの全てのメンバーで構成されており、毎年1回、年次総会が開催される。

（2）執行委員会

議長は、ビクトリア・サポルタ氏（BOE プルーデンス政策機構局長）、共同副議長は、浜野金融庁総務企画局国際政策管理官とジュリー・マクピーク氏（テネシー州長官）が務めている（2016年6月現在）。

新たな監督原則、基準、指針等の採択をはじめとした、主要な決定を行う最高意思決定機関であり、地域構成のバランスを考慮した24の国・地域（北米：5、西欧：5、アジア：5、オセアニア：1、ラテンアメリカ：2、アフリカ南部：1、北アフリカ・中東：2、中東欧：1、オフショア：2）から構成されている。我が国は、1998年よりメンバーとして参加している。

（3）金融安定・専門委員会

マイケル・マクレイス議長（米連邦保険局 局長（2016年6月現在））。執行委員会の下で金融安定に関する基準や監督基準の策定等を所掌している。

金融安定・専門委員会の下には、G-SIIs政策措置、資本規制検討作業、破綻処理作業、会計・監査、ガバナンスなど個別分野ごとに小委員会が設置されており、それぞれ監督原則、基準、指針の策定にあたっている。

（4）その他の委員会等

監督基準の実施に関する議論を行う実施委員会のほか、クロスボーダー監督上の諸問題、監督実務について意見交換を行う上級監督者フォーラムなどが設置されている。

4. 我が国の対応

金融庁は現在、執行委員会（共同副議長）、金融安定・専門委員会及びその他主要な小委員会等に主要メンバーとして出席し、国際的な保険監督の基準や原則の策定等に積極的に参画・貢献している。

II 活動状況

1. 金融危機を踏まえた対応

(1) グローバルなシステム上重要な保険会社（G-S I I s : Global Systemically Important Insurers）の選定

I A I Sは、2013年7月にグローバルなシステム上重要な保険会社（G-S I I s）の選定手法及び政策措置を2013年7月に公表する際、同手法に基づき保険会社9社をG-S I I sに選定し、それ以降、毎年11月に更新リストを公表している。2015年11月の更新リストでは、前年のリストからジェネラリ（伊）が外れ、エイゴン（蘭）が追加された9社（注）が選定された（日系保険会社は含まれず）。

（注）エイゴン（蘭）、アリアンツ（独）、アクサ（仏）、A I G（米）、アビバ（英）、メットライフ（米）、平安（中）、プルデンシャル（米）、プルデンシャル（英）の9社。再保険会社の選定は、先送りされている。

I A I Sでは、当該G-S I I s選定手法について、保険や再保険、その他の金融活動など国際的な保険会社の全ての業務を適切に選定に反映するために2014年11月以降、見直し作業を実施。また、2015年7月から、G-S I I s選定手法の中核的な概念である「非伝統的保険（CDS、金融保証など）・非保険業務（銀行業務など）」（N T N I : Non-Traditional Non-Insurance activities and products）の定義についても見直し作業を実施。

I A I Sでは、2015年11月にG-S I I s選定手法、N T N I定義見直しの双方について市中協議を実施し、市中からのコメントを踏まえて、2016年6月に両者の最終文書を公表。

2016年のG-S I I s選定は、再保険会社も含めて、見直し後のG-S I I s選定手法に基づき、行われる予定。

(2) G-S I I sに対する政策措置の検討

G-S I I sに対しては、監督当局は、①「監督の強化」（グループ監督・流動性管理計画など）、②「破たん処理可能性の向上」（F S B : Key Attributes

の適用)、③「より高い損失吸収力の賦課(資本上乘せ基準)」(HLA: Higher Loss Absorbency)、からなる政策措置を行うこととされている。

IAISは、2014年10月にHLAの基礎となる簡素な資本要件として「基礎的資本要件」(BCR: Basic Capital Requirements)の最終文書を公表。

HLAの枠組みは、2015年11月に一旦最終化されたが、今後も必要に応じて見直しが見込まれる予定。なお、BCRを基礎として、HLAを賦課する方式は2019年からG-SIIに適用される予定であるが、後述する「国際資本基準」(ICS: Insurance Capital Standard)の完成後は、基礎がBCRからICSに置き換えられる予定。

(3) 国際的に活動する保険グループ(IAIGs)の監督のための共通枠組み(ComFrame)及び国際資本基準(ICS)の検討

IAISでは、金融危機を踏まえ、「国際的に活動する保険グループ(IAIGs)」の監督のための共通枠組み(Common Framework for the Supervision of IAIGs: ComFrame)を検討している。

ComFrameは、①適用範囲(IAIGsの選定基準等)、②IAIGsが満たすべき基準(ソルベンシー、ERM、ガバナンス等)、③監督当局が満たすべき基準(クロスボーダーでの監督上の協力等)の3つの柱から構成される。②に含まれるICSについては、2014年12月に第1次市中協議文書を公表し、2015年に1回目も影響度調査を実施。本年5月に2回目の影響度調査を開始した。今後、2017年にICSの標準的手法の枠組み(version1.0)、2019年に内部モデルの扱いを含むICS(version2.0)の策定を予定している。

ComFrameについても、最終的には、ICSと同時に2019年に採択され、2020年からIAIGsに適用される見通しである。

2. 保険監督原則、基準、指針実施のための技術支援

IAISは、新興市場国の保険監督の水準向上を図るため、地域セミナーの開催や研修教材の作成を行っている。我が国は、これらの活動を支援するための専門家を雇用する費用等をIAISに拠出するなどの積極的な協力を行っている。

第5節 金融サービス利用者保護国際組織（F i n C o N e t）

金融サービス利用者保護国際組織（F i n C o N e t）は、金融サービス利用者保護に関する情報・意見交換のために、金融消費者保護に関する監督当局間の非公式ネットワークとして、2003年に設立。2013年11月の年次総会（於：リスボン）において、金融消費者保護の監督当局による国際組織として設立された。現在、20カ国や6機関（I A I S、欧州委員会、O E C D、世界銀行等）が加盟し、議長はバーナード・シェリダンアイルランド中央銀行金融サービス利用者保護局長が務めている（2016年6月）。

当庁は、2013年11月の年次総会（於：リスボン）で、当該組織の執行評議会（Governing Council）メンバーに選任され、組織作りの作業に貢献してきた。

2015年事務年度においては、2015年10月にケープタウンで開催された年次総会での議論を経て、3つの常設委員会（監督ツールボックス、貸金業者による責任ある貸出、モバイル技術・技術革新）における作業を、今後、どのように発展させていくかが課題となっている。

なお、2017年に日本で年次総会が開催される予定である。

第22章 金融に関するその他の国際的フォーラム

マクロ経済に対する金融セクターの安全性の重要性が増していること等から、前章に述べた規制監督当局により構成される国際的フォーラム以外においても金融に関する検討が活発化している。こうした動きに加え、WTO等の場における金融サービス貿易の自由化交渉も進展している。金融庁は、我が国の立場を反映させるとともに、国際的な金融システムの安定化及び金融サービス貿易の自由化等に資するため、各種フォーラム等に積極的に参加している。

第1節 国際通貨基金（IMF）

I 概要

国際通貨基金（IMF：International Monetary Fund）は、1944年7月、米国ブレトン・ウッズにおいて開催された連合国通貨金融会議において調印されたIMF協定に基づき、1946年3月に設立された国際機関である。その目的は、①通貨に関する国際協力を促進すること、②為替の安定を促進すること、③加盟国の国際収支不均衡を是正させるため基金の一般資金を一時的に加盟国に利用させること等である。本部所在地は、ワシントンD.C.。専務理事はラガルド元フランス経済・財政・産業大臣である。最高意思決定機関は総務会（全加盟国の大臣級からなる）であり、原則として年1回総会を開催するが、通常業務については、我が国任命理事を含め、24名の理事からなる理事会が意思決定機関となっている。

II 活動状況

1. IMF 4条協議

IMFはIMF協定第4条に基づき、年1回加盟国に対して、調査専門スタッフを中心とするミッションを派遣した上で、当該国の経済状態、経済・金融政策等に関する報告書を作成し、理事会で討議を行っている。我が国に対する協議については、通常毎年夏に理事会が開催され、その結果がPIN（Public Information Notice）として発表されるとともに、理事会で検討された4条協議報告書が公表されている。

2016年の当庁との協議では、主に金融セクターの安定性について意見交換が行われた。当庁は、IMFに対し、我が国の金融セクターの状況や当庁の施策等について説明・議論を行い、我が国金融セクターの状況・課題が適切に理解されるよう努めている。

2. 金融セクター評価プログラム（FSAP：Financial Sector Assessment Program）

IMFは加盟国に対し、金融セクター評価プログラム（FSAP：Financial

Sector Assessment Program) を実施している。これは、加盟国の銀行・証券・保険を含む各セクターに対し、国際基準の遵守状況や規制監督の枠組み・運用等についてレビューし、金融セクターの安定性を評価するもので、1999年から加盟国に対し順次実施されている（基本的に各加盟国に対して5年に一回行われる）。なお、我が国に対するF S A Pの結果は、2003年9月（第一回）、2012年8月（第二回）にそれぞれ公表されている。

3. その他IMFの刊行物（WEO、GFSR等）

通常年2回刊行される「世界経済見通し（WEO:World Economic Outlook）」及び「国際金融安定性報告書」（GFSR:Global Financial Stability Report）においては、世界の金融システムの状況や政策対応に関する記述がなされている。直近のレポート（2016年4月）では、生産性向上のための構造改革の必要性や、マイナス金利導入に伴う影響等について分析が行われている。

第2節 経済協力開発機構（OECD）

I 概要

米国による戦後の欧州復興支援策であるマーシャルプランの受入機関として設立された欧州経済協力機構（OECE：Organization for European Economic Co-operation）が、欧州と北米が対等のパートナーとして自由主義経済の発展のために協力を行う機構として発展的に改組され、1961年に経済協力開発機構（OECD：Organization for Economic Co-operation and Development）が設立された。その目的は、①経済成長、②開発、③貿易の成長・拡大への貢献であり、現在、日本（1964年加盟）を含む34カ国が加盟している。事務総長はメキシコ出身のアンヘル・グリア氏が務めている（2006年～）。

II 活動状況

1. 閣僚理事会

OECDの年間の活動報告がなされるとともに、次年度の活動について討議される。通例、日本からは外務省、経済産業省、内閣府等から関係閣僚が出席。

2. 経済開発検討委員会（EDRC：Economic and Development Review Committee）

OECD加盟各国等の経済情勢、経済政策全般について、定期的に国別相互審査と望ましい政策の勧告を行っている。審査は、加盟34カ国及び重要な非加盟国について、1年半～2年に1回程度行われており、金融セクターについての分析も含まれる。我が国については、直近では2015年4月に対日経済審査報告書が公表された。

3. 経済政策委員会（EPC：Economic Policy Committee）

OECD事務局の責任において、加盟各国の経済情勢を評価した上で、経済見通し（OECD Economic Outlook）を検討・公表するとともに、必要な経済政策の提言を行っている（年2回）。

4. コーポレート・ガバナンス委員会

G20/OECDコーポレート・ガバナンス原則に基づくピアレビューの実施のほかOECD非加盟国に対する普及活動等を行っている。

2015年11月より、同委員会の副議長を金融庁の神田国際担当参事官（2016年6月現在）が務めている。

5. その他の委員会等

保険及び私的年金委員会（IPPC：Insurance and Private Pensions

Committee)、金融資本市場委員会（CMF：Committee on Financial Markets）等があり、それぞれテーマに応じた分析や知識の普及活動が行われている。最近では、2012年4月に、金融教育に関する国際ネットワーク（INFЕ）で「金融教育のための国家戦略に関するハイレベル原則」が公表されたほか、長期投資に係るG20とOECDの共同作業部会が設置され、2013年9月に「機関投資家による長期投資ファイナンスに関するG20／OECDハイレベル原則」がG20サミットで承認され、公表された。

6. OECDを通じた金融庁によるアジア新興市場国への知的支援

OECDでは、非加盟国の金融セクター改革等の知的支援を行っているが、金融庁では2008年度よりOECD事務局に職員を派遣するとともに、ODA予算の拠出により、アジア新興市場国の金融セクター改革等の知的支援を行っている。

第3節 世界貿易機関（WTO）

I 概要

世界貿易機関（WTO：World Trade Organization）は1995年に設立された国際機関であり、貿易ルールの決定、貿易に関する国際紛争の解決を目的とする。事務局はジュネーブにあり、162カ国・地域が加盟している（2016年6月時点）。最高意思決定機関たる閣僚会議は少なくとも2年に1回開催されるが、通常は、全加盟国の代表により構成される一般理事会が任務を遂行している。金融を含むサービス分野に関するルールは、サービスの貿易に関する一般協定（GATS：General Agreement on Trade in Services）に規定されている。GATSは、最恵国待遇（MFN）を原則とし、各国の「約束表」に記載されている分野について、市場アクセス（他の加盟国のサービス及びサービス提供者に対し、参入制限等をしないこと）及び内国民待遇（内外無差別）を保障する義務を負う等の枠組みを定めている。

II 活動状況（金融サービス分野）

1. ドーハ・ラウンド

2001年11月のドーハ閣僚会議で、サービス分野を含むWTO発足後初の「ドーハ・ラウンド」の開始が決定され、2000年2月にサービス分野の自由化交渉が開始された。金融サービス分野についても、四極（日、米、加、欧州委員会）を中心とした自由化推進派が新興市場国（中国、インド、ブラジル、ASEAN等）に対して金融サービス自由化を促す構図で、各国が自由化リクエストを交換し、オファーの改善を求めて二国間交渉を行っていた。しかし、農業及び非農産品の市場アクセス（NAMA：Non-Agriculture Market Access）交渉において主要国の立場が膠着状態に陥り、2006年7月に交渉が一旦中断し、その後、サービス交渉も含め、ラウンド交渉は決裂した。

2. 新サービス貿易（TiSA：Trade in Services Agreement）協定

GATS発効後約20年が経過し、GATS以上の自由化を実現するための協定が必要との認識が有志国において醸成され、ドーハ・ラウンドとは別の取組みとして2012年より、WTOに加盟する有志国が、新しいサービス貿易の一層の自由化に向けた議論を開始。2013年6月よりTiSAとして本格的な交渉へと移行した。米国やEUなどの大国・地域の他、今後市場として魅力のある新興国が参加していることから、グローバルな貿易・投資ルールの形成が可能となり、二国間・少数国間FTAにより形成された各々異なるルールの共通化とコスト負担の削減が期待されている。2016年6月現在で23ヶ国・地域（注）が交渉に参加し、2016年末の合意を目指して、金融を含むサービス貿易について議論を行っている。

（注）日本、米国、EU、カナダ、豪州、韓国、香港、台湾、パキスタン、ニュージーランド、イスラエル、トルコ、メキシコ、チリ、コロンビア、ペルー、コスタリカ、パナマ、ノルウェー、スイス、アイスランド、リヒテンシュタイン、モーリシャスが参加

第4節 経済連携協定（EPA）等

I 概要

1. 二国間EPA等

経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）は、経済関係の深い二国間及び地域内における国境を越えた物品・人・サービス・資本・情報の移動の自由化を促進し、経済活動全般の連携の強化あるいは一体化を実現することを目的としている。従来、自由貿易体制の維持・強化の役割は、主に世界貿易機関（WTO）が担ってきたが、多国間での利害調整が複雑化しているため、近年、多くの国が多角的貿易体制を補完すべく、特定の二国間及び地域内における貿易自由化交渉に取り組んでいる。

我が国は、既にシンガポール（2002年11月発効）、メキシコ（2005年4月発効）、マレーシア（2006年7月発効）、チリ（2007年9月発効）、タイ（2007年11月発効）、インドネシア（2008年7月発効）、ブルネイ（2008年7月発効）、フィリピン（2008年12月発効）、ASEAN全体（2008年12月から順次発効）、ベトナム（2009年10月発効）、スイス（2009年9月発効）、インド（2011年8月発効）、ペルー（2012年3月発効）、オーストラリア（2015年1月発効）及びモンゴル（2016年6月発効）との間でEPAが発効している。

2. 環太平洋パートナーシップ（TPP：Trans Pacific Partnership）協定

2010年3月に交渉が開始されたTPPは、日本を含む12カ国が参加し、アジア太平洋地域における高い水準の貿易自由化を目標に、物品の関税撤廃に加え、金融サービスを含む非関税分野のルール作りや新しい分野（環境、労働等）を含む包括的協定として2015年10月に大筋合意、2015年2月に12カ国間の署名に至った。金融サービス章では、内国民待遇、最恵国待遇等のWTO協定と同種の規律のみならず経営幹部等の国籍要件の禁止など自由化促進のための規律が定められている。

II 活動状況

現在、EU、東アジア地域包括的経済連携（RCEP：Regional Comprehensive Economic Partnership）、トルコ、カナダ、コロンビア、ASEANとの間でEPA交渉、中国・韓国との間でFTA交渉を行っている（韓国とのEPA交渉は2004年以降中断、湾岸協力理事会諸国との交渉は2009年以降中断。）（資料22-4-1参照）。

自由化交渉においては、日本の金融機関の海外進出や更なる業務展開のため、他国におけるビジネス環境を改善することを目指し、外国資本の出資比率制限、新規免許発給制限等、金融機関が他国へ進出する際の規制の撤廃あるいは緩和を求め、

金融セクターの自由化を促している。また、規制の内容や運用の不透明性は、日本の金融機関の萎縮に繋がる恐れがあるため、相手国金融規制当局との間で、透明性の向上等についても積極的に議論を行ってきている。

さらに、国際的な金融安定化や相互に進出している金融機関の監督、両国・地域の金融市場の発展に向けた関係の強化を目指し、EPAに基づく金融当局間の協力や対話の枠組みを設定することにも積極的に取り組んできている。EPAにより、既存の対話の枠組みを強化するとともに、これまで金融規制当局間の関係が確立されていなかった国・地域との間で、このような対話を継続する枠組みを設けることにより、幹部職員をはじめ様々なレベルを通じてコミュニケーションを深め、規制監督当局間の連携を強化している。

第5節 金融活動作業部会（FATF）

I 概要

1. 金融活動作業部会（FATF）

金融活動作業部会（FATF：Financial Action Task Force）は、マネー・ローンダリング対策における国際協調を推進するため、1989年7月のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された政府間機関であり、事務局はパリのOECD内に置かれている。2001年9月の米国同時多発テロ事件以降は、G7財務大臣声明を受けてテロ資金供与対策にも取り組んでいる。

メンバーは、OECD加盟国を中心に、現在35カ国・2地域が参加（下記参照）。FATFは、条約に基づく恒久的な国際機関ではなく、政府間の合意に基づき、その活動内容と存続の要否が見直される。現在は、2012年4月のFATF大臣会合での承認により、2020年までの活動期間延長が決定されている。

参加国・地域（2016年6月30日現在）

アルゼンチン、豪、オーストリア、ベルギー、ブラジル、加、中国、デンマーク、フィンランド、仏、独、ギリシャ、香港、アイスランド、インド、アイルランド、伊、日本、韓国、ルクセンブルク、マレーシア、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、ロシア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英、米、欧州委員会、湾岸協力理事会

FATFの主な役割は、以下のとおり。

- ① マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する国際基準（FATF勧告）の策定及び見直し
- ② FATF参加国間におけるFATF勧告の遵守状況の監視及び相互審査
- ③ 国際的なマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の拡大・向上
- ④ FATF非参加国・地域におけるFATF勧告遵守の促進
- ⑤ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の手口及び傾向に関する研究

2. 「40の勧告」及び「9の特別勧告」から「40の勧告」への改訂（FATF勧告）

国際基準であるFATF勧告は、マネー・ローンダリング対策の基本的枠組みである「40の勧告」及びテロリズムとテロ行為に対する資金供与対策の基本的枠組みである「9の特別勧告」により構成されてきた。第4次相互審査に向けて、「40の勧告」と「9の特別勧告」を改訂、統合、整理し、双方の対策をカバーする改訂「40の勧告」が2012年2月のFATF全体会合において採択・公表された。

3. FATF相互審査

F A T Fは、参加国におけるF A T F勧告遵守状況に関し、参加国間にて相互審査を実施しており、その審査報告書は、F A T F全体会合での議論を経て採択される。

第4次相互審査において、被審査国は、審査報告書の採択後、「通常のフォローアップ」又は「強化されたフォローアップ」のプロセスに置かれる。フォローアッププロセスは5年サイクルで行われ、いずれのフォローアッププロセスに置かれた場合でも、相互審査の5年後にフォローアップ審査が実施される。なお、フォローアップ審査までの間、「通常のフォローアップ」においては相互審査から2年半後に、「強化されたフォローアップ」においては全体会合において決定された頻度で（一般的にはフォローアップ審査までに3回）、不備事項の改善状況等をF A T Fに対して報告する必要がある。

4. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に非協力的な国・地域の特定

F A T F勧告の遵守が不十分な国・地域（非F A T Fメンバーを含む）に対して是正措置を求めるなど、非協力的な国・地域に関する問題はF A T Fの一作業部会であるI C R G（International Cooperation Review Group）が取り扱っている。

F A T Fは、2007年10月以降、I C R Gプロセスにおいて特定された非協力的な国・地域に関し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に重大な戦略上の欠陥があること等、各国に対してリスクの認識を促す旨の声明を発出している。

II 活動状況

1. F A T F第3次相互審査

F A T F勧告の遵守状況に関する我が国の第3次相互審査は、2008年に実施され、全49勧告中25勧告において履行の不備が指摘された。審査から2年後にあたるF A T F2010年10月会合において、我が国対応の進捗について第1回フォローアップ報告を行い、本事務年度は第13回フォローアップ報告を行った。

2. F A T F第4次相互審査

第3次相互審査基準におけるF A T F勧告履行上の様々な問題点を踏まえ、2009年10月のF A T F全体会合での採択に基づき第4次相互審査基準の改訂作業が開始された。作業部会での議論の末、2012年2月のF A T F全体会合において改訂F A T F勧告が採択・公表された。この改訂勧告に基づき、2014年より、加盟国・地域の①形式基準の遵守（法令整備等の評価「Technical Compliance」）及び②実効性（マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策システムの評価「Effectiveness」）について、審査が順次実施されている。

3. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に非協力的な国・地域の特定

2009年4月のロンドン・サミットにおけるG20からの要請に基づき、4つの地域（アフリカ／中東、米州、アジア／太平洋、欧州／ユーラシア）毎の分析グループを設立し、非協力国・地域の特定作業を開始した。2009年9月のG20ピッツバーグ・サミットにおいて、FATFは非協力国・地域特定のための手続き、各国のFATF勧告遵守状況の概観等について報告を行った。

2015事務年度においては、2015年10月の声明により、引き続き、対抗措置の適用対象国としてイラン及び北朝鮮が特定されているほか、対抗措置適用対象外のカテゴリーとして、ミャンマーが特定されている。また、2016年2月の声明により、上記の対抗措置適用対象外のカテゴリーから、ミャンマーがリストより削除された。

4. テロ資金対策の強化

2015年11月のパリでのテロ事件を受け、FATFは2016年2月にテロ資金対策に係る新しい統合戦略を公表した。統合戦略においては、テロ資金供与リスクの理解に向け調査・分析を実施した上で、FATF勧告の改定の必要性について検討を行うこととされており、対象として顧客管理の敷居値などが挙げられている。なお、2016年5月に仙台で開催されたG7財務大臣・中央銀行総裁会議において、「テロ資金供与対策に関するG7行動計画」が採択・公表され、G7においても基準強化に向けた検証を行うこととなった。

第23章 海外の金融当局との関係

第1節 金融監督者間の連携強化

金融取引のグローバル化の進展に応じて、国際的に高度な金融取引を展開する金融機関の検査・監督を適切に行っていくためには、海外の金融当局等との連携を強化していくことが極めて重要である。ベター・レギュレーションにおける海外当局との連携強化の方針を踏まえ、個別案件ごとに連絡を取り合っているほか、定期的に金融当局等との協議を行い、各国金融セクターの現状や国際的な市場動向、規制・監督上の重要事項等について意見交換を実施するほか、必要に応じて、監督協力に関する覚書締結・書簡交換等を行っている。

I 二国間協議等

金融庁は、2015 事務年度においては、EU、スイス、韓国、台湾、インドネシア等多くの国・地域の金融当局との間で二国間協議等を実施し、金融規制や経済情勢等に関する意見交換を行った。

II 米国の店頭デリバティブ規制

2012 年7月、米国商品先物取引委員会（CFTC）は、ドッド・フランク法（2010 年7月）に基づき、非証券店頭デリバティブ取引（スワップ取引：金利スワップ及び index 型を含む 10 銘柄以上を対象とした CDS 等）に係る具体的なクロスボーダー規則案を公表した。

当該規制案によると、非米国金融機関が、米国人と一定額以上の店頭デリバティブ取引を行う場合には、CFTC にスワップ・ディーラーとして登録し、米国の規制に服さなければならないとされていたため、日欧等の当局が当該規制案に対する懸念を表明。

上記を踏まえ、2013 年7月に CFTC のクロスボーダー規制の最終版が公表された。CFTC は、外国規制が米国規制と同等であることを条件として、外国規制の遵守をもって、米国規制を遵守したとみなす「代替的コンプライアンス措置」を設けており、一定の企業及び取引に当該措置が適用される。

2013 年12月、CFTC は、日本を含む6カ国・地域（日本、香港、豪州、欧州、スイス、カナダ）の店頭デリバティブ規制に係る米国規制との同等性評価の結果を公表。日本の店頭デリバティブ規制に関する法令・監督制度については、CFTC と議論を重ねてきた結果、概ね同等との評価がなされた。しかしながら、米国で活動する、又は将来的に活動を予定している本邦の金融機関等については、代替的コンプライアンス措置あるいは米国での活動の法的位置づけがなお未確定・不明確なケースがあり、今後も、CFTC と継続的に調整・検討する予定である。

Ⅲ 欧州の店頭デリバティブ規制

2012年8月16日に、欧州委員会（EC）より、店頭デリバティブ取引の清算集中・取引情報報告に関するEU規則（EMIR）が施行された。また、2013年3月15日に、欧州証券市場監督局（ESMA）より、EMIRの技術的細則にあたるテクニカルスタンダードが公表され、同日施行された。

EMIRでは、EU域外の中央清算機関（CCP）がEU域内の金融機関に対して清算サービスを提供するためには、ESMAから認証を受ける必要があると規定されており、その前提として、CCPに関する欧州域外国の法令及び監督・執行の枠組みが欧州のそれらと同等であるとECが判断する必要がある。

ESMAは、2013年9月1日の欧州域外国CCPの同等性評価に関する技術的助言をECに提出し、9月3日に公表。2014年10月、わが国の清算機関に係る法令及び監督・執行制度は、欧州規制と同等であると評価された。

2015年2月、ESMAとの間でCCPに関する監督協力に関する覚書を締結し、2015年4月、当庁管轄のCCPは、ESMAから外国CCPとして認証を受けた。

Ⅳ アジア地域ファンドパスポート（ARFP）

2010年以降、APECにおいて、アジア地域ファンドパスポート（ARFP）についての検討が行われてきた。ARFPは、APEC加盟国のうち参加を表明した国が、投資家保護上の要件を満たしたファンド（投資信託等）について、相互に販売を容易にするため、規制の共通化を図るための枠組みである。

ARFPのルールを検討に当たっては、当庁も関与して具体的な検討を行ってきたところ、ルール案における投資者保護のための措置も明確となったことから、2015年9月のAPEC財務大臣会合において、日本、オーストラリア、韓国、ニュージーランド、タイ及びフィリピンの6カ国が参加表明文書に署名を行った。その後、2016年4月、日本、オーストラリア、韓国及びニュージーランドの4カ国が、同年6月、タイが、ARFPの協力覚書（MOC）に署名を行い、同月30日に同MOCが発効した。

第2節 アジア等の新興市場国への取組み

金融庁は、アジア等の新興市場国に対し、各国の金融インフラの発展状況に応じて、①ソフト面のインフラ整備、②ハード面のインフラ整備、③行政運営の知見・経験の共有といった支援を行い、地域全体の市場機能の向上や成長に貢献している。

I 金融インフラ整備支援

1. 概要

アジア等の新興市場国の金融当局との間で金融技術協力の枠組みを構築した上で、研修開催やハイレベル面会等を通じて技術協力を実施し、金融制度の整備や金融当局の能力向上を支援している。

2. 活動実績

金融庁は、これまでにミャンマー、ベトナム、インドネシア、タイ等の7ヶ国14当局との間で金融技術協力に係る覚書締結（書簡交換）を実施し、金融技術協力の枠組みを構築した上で、日系金融機関等の意見も幅広く聴取しつつ、長期専門家の派遣や先方関心事項に対応した現地金融当局職員対象の研修開催等、各国への技術支援を実施している。

とりわけ、ミャンマーにおいては、当庁からミャンマー金融当局へ派遣中の長期専門家や財務省財務総合政策研究所等と協働して、証券取引法令の整備や証券取引所の設立を支援し、ヤンゴン証券取引所の開所（2015年12月）や取引開始（2016年3月）が実現した。

（参考）ミャンマーにおける証券取引所設立支援の経緯

2013年12月 職員をミャンマー財務省に派遣（JICA専門家）

2014年1月 ミャンマー財務省との間で金融技術協力に係る覚書を締結。

証券取引所の設立を優先事項に位置付。

以来、ミャンマーの金融当局職員等を対象とする累次の現地研修を開催し、証券規制・監督等に関するノウハウを提供。また、現地及び東京での累次のハイレベル面会を通じ、証券取引所の設立に向けたプロジェクトマネジメント等について意見交換。

2014年8月 ミャンマー証券取引委員会（証券当局）発足

2016年3月 ヤンゴン証券取引所において取引開始

また、アジア等の新興市場国の銀行・証券・保険監督当局の職員を招へいし、それぞれの分野における日本の規制・監督制度や取組み等の一般的な内容について幅広く講義を行う「銀行・証券・保険監督者セミナー」を実施している。

II グローバル金融連携センター（GLOPAC）

1. 概要

グローバル金融連携センター（GLOPAC：Global Financial Partnership Center）は、①金融市場に係る諸課題について検討を行い、金融インフラ整備支援に活用すること、及び②海外金融当局との協力体制を強化することを主な目的としている。2014年4月に金融庁内に設置されたアジア金融連携センター（AFPAC）を2016年4月にグローバル金融連携センターへ改組し、アジアのみならず、中東やアフリカ、中南米も対象地域に追加した。

2. 活動実績

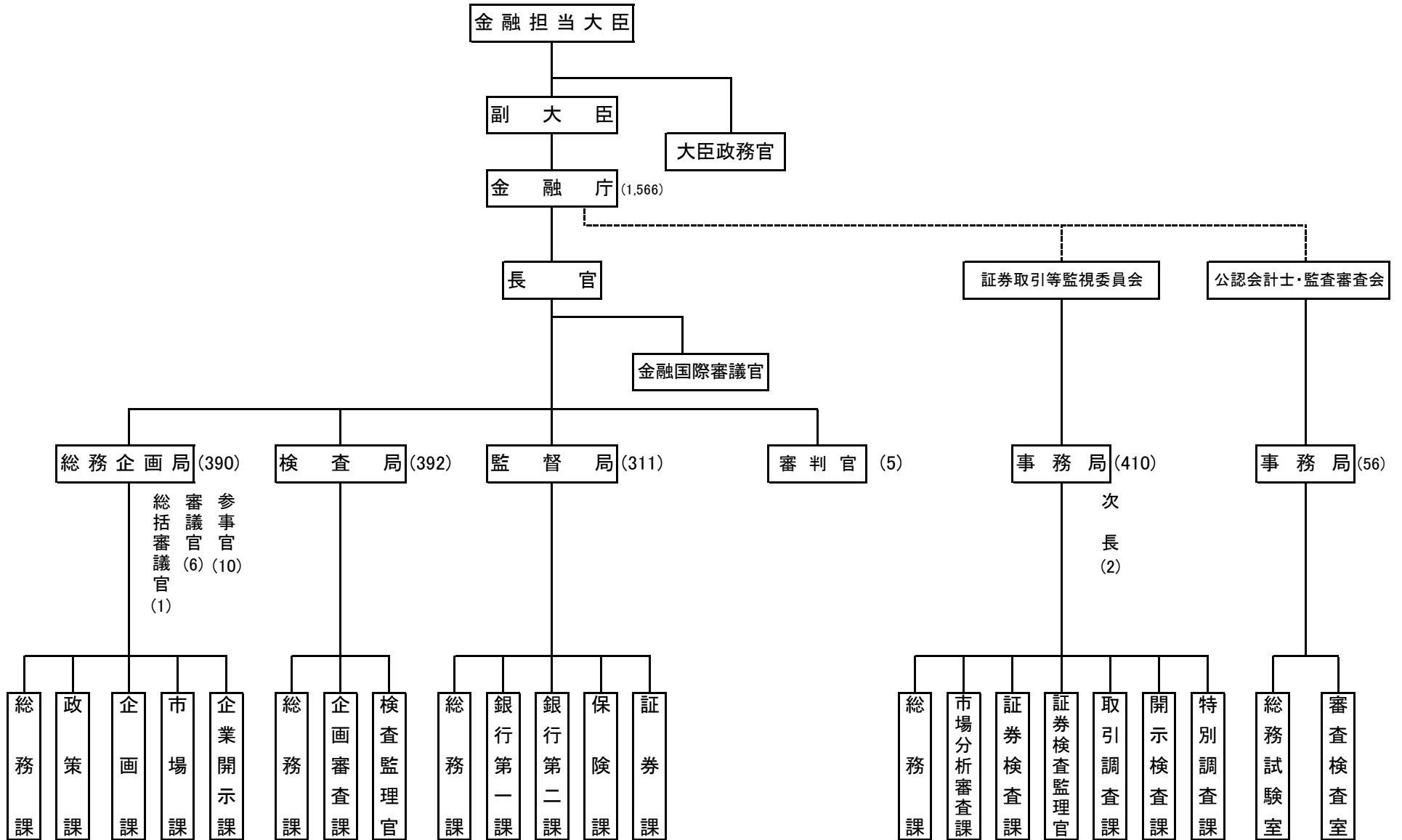
2014年7月以降、インド、ウズベキスタン、カンボジア、スリランカ、タイ、ドバイ、フィリピン、ベトナム、ボツワナ、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス（13の国と地域）の金融当局者を招聘し、2016年6月末までに計48名の研究員・インターン生がAFPAC及びGLOPACの研修プログラムを修了した。

長期滞在の研究員については、概ね2～3ヶ月間の滞在期間中、金融庁の組織・業務概要や金融規制の枠組み、検査・監督実務等に関する基本的な講義を提供し、その後、各研究員のニーズや関心に応じて、庁内職員によるテーマ別研修や意見交換等を行っているほか、外部関係機関等を訪問する機会も提供している。研修プログラムの中で、研究員は、母国の金融システムの現状や課題、GLOPACのプログラムを通じて学んだ内容や今後の課題等について、庁内で報告会を行うほか、国内で開催される国際シンポジウム等において発表する研究員もいる。

また、研究員等との継続的なネットワーク構築・強化のため、受け入れた研究員等（卒業生）に対する、GLOPACが発行するニュースレターの送付、金融庁職員が外国出張する際のフォローアップ面談の実施、当庁等が主催する国際シンポジウムへのパネリストとしての招へい等を通じ、プログラム修了後のフォローアップを行っている。

資料編

金融庁の組織（平成27年度）



※ 数字は、平成27年度末定員。
 ※ 審議官のうち1人、次長のうち1人、公認会計士監査・審査会事務局長は充て職。

金融担当大臣

内閣府設置法（抜粋）

（特命担当大臣）

第九条 内閣総理大臣は、内閣の重要政策に関して行政各部の施策統一を図るために特に必要がある場合においては、内閣府に、内閣総理大臣を助け、命を受けて第四条第一項及び第二項に規定する事務並びにこれに関連する同条第三項に規定する事務（これらの事務のうち大臣委員会等の所掌に属するものを除く。）を掌理する職（以下「特命担当大臣」という。）

を置くことができる。

2 特命担当大臣は、国务大臣をもって充てる。

第十一条 第四条第一項第二十六号に掲げる事務、同条第二項に規定する事務（金融庁設置法第四条第二項の規定により金融庁の所掌に属するものに限る。）及び第四条第三項第六十号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

（所掌事務）

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一～二十五 （略）

二十六 金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項

二十七～三十 （略）

2 前項に定めるもののほか、内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、内閣総理大臣を長とし、前項に規定する事務を主たる事務とする内閣府が内閣官房を助けることがふさわしい内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五十九 （略）

六十 金融庁設置法（平成十年法律第三十号）第四条第一項に規定する事務

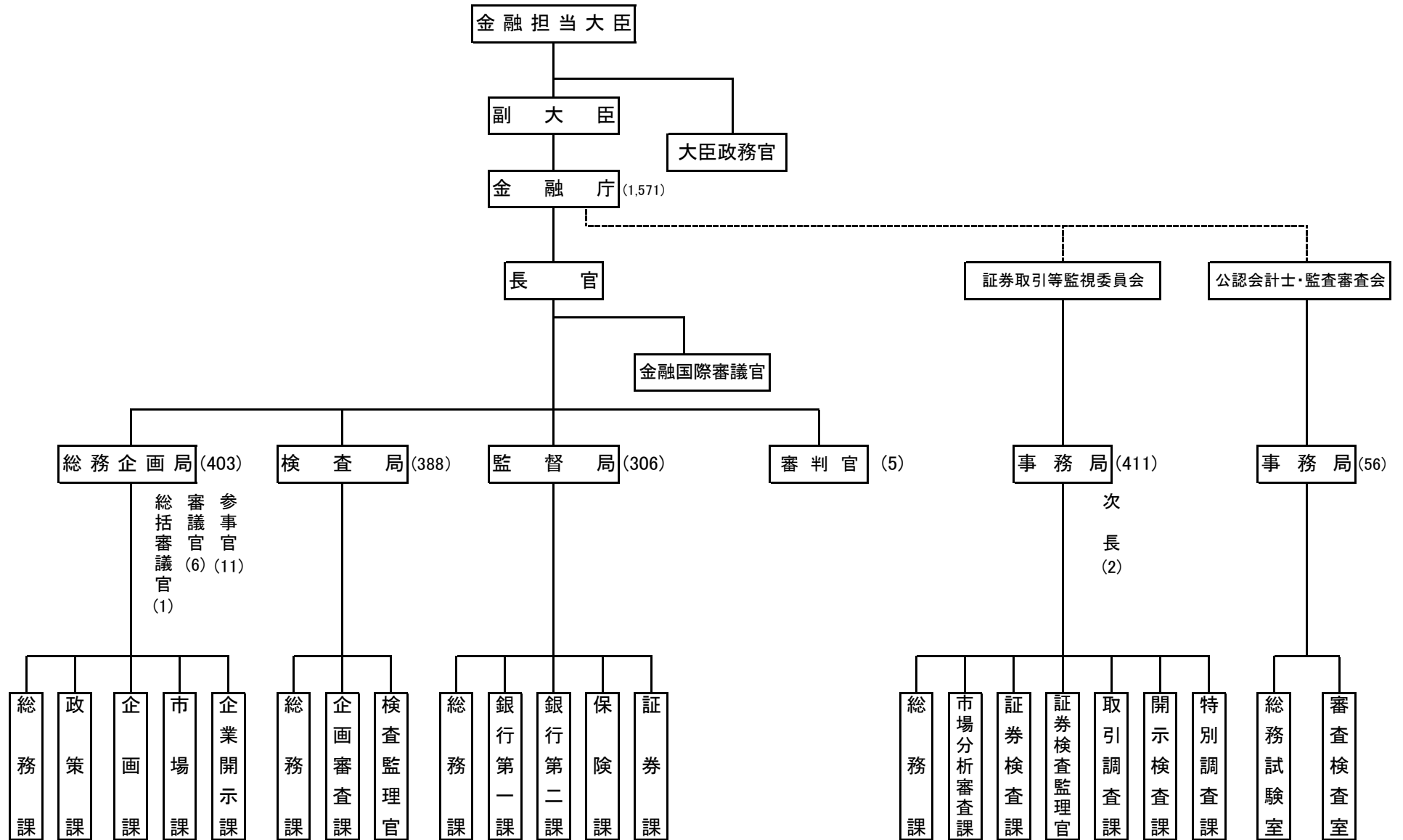
六十一・六十二 （略）

金融庁の各局等の所掌事務(平成27年度)

部局の名称	課等の名称	所掌事務	
総務企画局		金融庁の総合的な調整、金融制度に関する企画・立案	
	総務課		総務、人事、服務、研修、図書館の運営等
		情報化統括室	情報システムの整備及び管理等
		管理室	機構・定員、予算、会計、福利厚生等
		国際室	国際関係事務に関する基本的な政策の企画・立案等
		国際連携・協力室	国際的な経済連携・協力に関する事務等
	政策課		総合調整、金融庁の基本的・総合的な政策の策定、税制に関する調整、国会、法令審査、政策評価、広報、情報公開、財務局との連絡調整、行政訴訟等
		金融サービス利用者相談室	金融サービス利用者からの相談等への対応
	企画課		金融制度の企画・立案の総括、基本的・共通的事項の企画・立案、銀行業等に関する制度の企画・立案、裁判外紛争解決手続に係る制度の企画・立案等
		調査室	経済金融情勢に関する調査等
		信用機構企画室	預金保険制度の企画・立案等
	市場課		金融商品市場その他の金融市場に関する制度の企画・立案、市場監理・分析、金融商品取引所等の監督等
		企業開示課	企業内容等に係る開示制度及び公認会計士制度の企画・立案、企業会計基準及び監査基準の設定、有価証券報告書等の審査・処分等、電子開示システム(EDINET)の整備、公認会計士等の監督等
検査局		民間金融機関等の検査	
	総務課		検査局の総括、金融検査の実施等
		リスク管理検査室	リスク管理に係る重要な金融検査の実施等
		情報・分析室	金融検査の実施に必要な情報の収集及び分析
	企画審査課	金融検査の方針・実施計画の作成、金融検査の基準の策定、検査報告書の審査、金融検査の結果の通知等	
検査監理官	重要な金融検査の実施等		
監督局		民間金融機関等の監督	
	総務課		監督局の総合調整、監督事務の指針の策定に関する事務の総括、郵便貯金銀行・郵便保険会社の監督等
		監督調査室	監督上の調査等
		国際監督室	国際的な監督事務に関する企画・立案等
		協同組織金融室	信金、信組、労金、農水系統金融機関等の監督等
		信用機構対応室	預金保険法の運用、金融危機対応等
		金融会社室	ノンバンクの監督等
	銀行第一課	主要行、新たな形態の銀行、外国銀行支店、信託会社等の監督等	
	銀行第二課	地銀、第二地銀の監督等	
	保険課		保険会社等の監督等
		損害保険・少額短期保険監督室	損害保険会社、少額短期保険業者の監督等
	証券課		金融商品取引業者等の監督等
		資産運用室	投資運用業者、投資助言・代理業者等の監督等
審判官		課徴金に係る行政審判	
証券取引等監視委員会 事務局		市場分析審査、証券検査、不公正事案の調査、開示事案の検査、犯則事件の調査等	
	総務課		事務局の総合調整等
		情報解析室	電子情報処理組織を利用して処理された物件に係る電磁的記録の証拠保全・調査・分析
	市場分析審査課	日常的な市場監視、情報の収集・分析等	
	証券検査課	金融商品取引業者等の検査に係る検査方針・実施計画の策定、証券検査の実施、検査結果に対する審査等	
	証券検査監理官	重要な証券検査の実施等	
	取引調査課	不公正事案の調査等	
	開示検査課	開示事案の検査等	
特別調査課	犯則事件の調査等		
公認会計士・監査審査会 事務局		公認会計士試験の実施、監査法人等の監査業務に関する審査・検査等	
	総務試験室	事務局の総合調整、公認会計士試験の実施等	
	審査検査室	監査法人等の監査業務に関する審査・検査等	

(注)平成27年度末時点

金融庁の組織（平成28年度）



※ 数字は、平成28年度末定員。
 ※ 審議官のうち1人、次長のうち1人、公認会計士監査・審査会事務局長は充て職。

金融庁の各局等の所掌事務(平成28年度)

部局の名称	課等の名称	所掌事務
総務企画局		金融庁の総合的な調整、金融制度に関する企画・立案
	総務課	総務、人事、服務、研修、図書館の運営等
	情報化統括室	情報システムの整備及び管理等
	管理室	機構・定員、予算、会計、福利厚生等
	国際室	国際関係事務に関する基本的な政策の企画・立案等
	国際連携・協力室	国際的な経済連携・協力に関する事務等
	政策課	総合調整、金融庁の基本的・総合的な政策の策定、税制に関する調整、国会、法令審査、政策評価、広報、情報公開、財務局との連絡調整、行政訴訟等
	金融サービス利用者相談室	金融サービス利用者からの相談等への対応
	サイバーセキュリティ対策企画調整室	サイバーセキュリティの確保に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進等
	企画課	金融制度の企画・立案の総括、基本的・共通的事項の企画・立案、銀行業等に関する制度の企画・立案、裁判外紛争解決手続に係る制度の企画・立案等
	調査室	経済金融情勢に関する調査等
	信用機構企画室	預金保険制度の企画・立案等
	保険企画室	保険制度に関する企画・立案等
	市場課	金融商品市場その他の金融市場に関する制度の企画・立案、市場監理・分析、金融商品取引所等の監督等
企業開示課	企業内容等に係る開示制度及び公認会計士制度の企画・立案、企業会計基準及び監査基準の設定、有価証券報告書等の審査・処分等、電子開示システム(EDINET)の整備、公認会計士等の監督等	
検査局		民間金融機関等の検査
	総務課	検査局の総括、金融検査の実施等
	リスク管理検査室	リスク管理に係る重要な金融検査の実施等
	情報・分析室	金融検査の実施に必要な情報の収集及び分析
	企画審査課	金融検査の方針・実施計画の作成、金融検査の基準の策定、検査報告書の審査、金融検査の結果の通知等
	検査監理官	重要な金融検査の実施等
監督局		民間金融機関等の監督
	総務課	監督局の総合調整、監督事務の指針の策定に関する事務の総括、郵便貯金銀行・郵便保険会社の監督等
	監督調査室	監督上の調査等
	国際監督室	国際的な監督事務に関する企画・立案等
	協同組織金融室	信金、信組、労金、農水系統金融機関等の監督等
	信用機構対応室	預金保険法の運用、金融危機対応等
	金融会社室	ノンバンクの監督等
	銀行第一課	主要行、新たな形態の銀行、外国銀行支店、信託会社等の監督等
	銀行第二課	地銀、第二地銀の監督等
	保険課	保険会社等の監督等
損害保険・少額短期保険監督室	損害保険会社、少額短期保険業者の監督等	
証券課	金融商品取引業者等の監督等	
資産運用室	投資運用業者、投資助言・代理業者等の監督等	
審判官		課徴金に係る行政審判
証券取引等監視委員会 事務局		市場分析審査、証券検査、不公正事案の調査、開示事案の検査、犯則事件の調査等
	総務課	事務局の総合調整等
	情報解析室	電子情報処理組織を利用して処理された物件に係る電磁的記録の証拠保全・調査・分析
	市場分析審査課	日常的な市場監視、情報の収集・分析等
	証券検査課	金融商品取引業者等の検査に係る検査方針・実施計画の策定、証券検査の実施、検査結果に対する審査等
	証券検査監理官	重要な証券検査の実施等
	取引調査課	不公正事案の調査等
	開示検査課	開示事案の検査等
	特別調査課	犯則事件の調査等
公認会計士・監査審査会 事務局		公認会計士試験の実施、監査法人等の監査業務に関する審査・検査等
	総務試験室	事務局の総合調整、公認会計士試験の実施等
	審査検査室	監査法人等の監査業務に関する審査・検査等

(注)平成28年度末時点

資料 2 - 1 - 1

平成27事務年度
金融行政方針 主なポイント

平成27年9月
金融庁

I . 金融行政の目的

- 金融行政が何を指すかを明確にするとともに、その実現に向け、平成27事務年度においていかなる方針で金融行政を行っていくかを「金融行政方針」として公表。また、方針の進捗や実績を来年6月を目途に公表し、その評価を翌事務年度の方針に反映(PDCAの実施)。

- 金融庁は、
 - ✓ 世界経済・市場の将来についての不確実性の高まりや、FinTech等の金融変革の動き等、金融行政を取り巻く環境が変化する中においても、
 - ✓ 金融機関による質の高い金融仲介機能の発揮、及びそれを支える金融システムの健全性の維持と市場の公正性・透明性の確保により、

企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大の実現を目指す。

Ⅱ．金融行政の重点施策 ①

1. 活力ある資本市場と安定的な資産形成の実現、市場の公正性・透明性の確保

経済の持続的成長に資するより良い資金の流れ

- 運用の改善により、国民の資産形成と成長資金の供給、市場の発展を促す
 - NISAの更なる普及と制度の発展
 - 「コーポレートガバナンス・コード」、「スチュワードシップ・コード」のフォローアップ会議を設置し、企業統治改革を「形式」から「実質の充実」へと次元を高める
 - 商品開発、販売、運用、資産管理それぞれに携わる金融機関が、真に顧客のために行動しているかを検証しつつ、フィデューシャリー・デューティーの徹底を図る
 - 金融機関による資産運用の高度化を促す

市場の公正性・透明性の確保

- 「会計監査の在り方に関する懇談会」を開催し、その提言等を踏まえ、会計監査の信頼性確保に向けて対応
- 新規株式公開(IPO)等の適切性を確保するため、取引所による上場審査等を強化
- 金融取引のグローバル化・複雑化等に対応し、海外当局との連携強化、監視手法の高度化等により、証券取引等監視委員会の態勢を強化

Ⅱ. 金融行政の重点施策 ②

2. 金融仲介機能の十分な発揮と健全な金融システムの確保

企業の価値向上、経済の持続的成長と 地方創生に貢献する金融業の実現

- 金融機関が、企業の「稼ぐ力」を金融面から支援するとともに、担保・保証依存から、企業の事業性に着目した融資姿勢への転換を進める
 - 融資先企業へのヒアリング(1,000社程度)による実態把握
 - 金融機関のガバナンスの検証
 - 金融仲介の取組みを客観的に評価出来る多様なベンチマークの検討
 - 外部有識者を含めた「金融仲介の改善に向けた検討会議(仮称)」を設置し、金融仲介のあるべき姿を議論
- ゆうちょ銀行・かんぽ生命による、民間金融機関と補完的で地方創生への貢献につながるビジネスモデルの構築を支援する

金融システムの健全性維持 (景気に左右されない金融仲介機能の発揮)

- グローバルな経済状況や資金の流れ、市場参加者の動向、金融機関のビジネスの動向等をリアルタイムに把握し、金融システムの潜在的リスクを前広に分析(マクロプルードンス)
- 市場や経済のストレス時への備えについて、システム上重要な金融機関を中心に検証
- 政策保有株式の縮減をはじめ、金融機関の株式・金利リスクが適切に管理されているか等を検証
- 人口減少や高齢化、IT技術の革新等の環境変化の中で、将来にわたり金融仲介機能を十分に発揮するとの観点から、各金融機関のビジネスモデルの持続可能性を検証

Ⅱ. 金融行政の重点施策 ③

3. IT技術の進展による金融業・市場の変革への戦略的な対応

- FinTechと呼ばれる金融・IT融合の動きは、従来見られなかったような多様な金融サービスの提供等で顧客利便の向上をもたらすとともに、将来の金融業・市場の姿を大きく変えていく可能性
- 一方で、サイバー攻撃が金融システム全体に対する最大の脅威の一つとなっている他、IT技術を駆使した取引の市場への影響力が増大

- IT技術の進展が金融業に与える影響を、内外の有識者や関係者の知見を取り入れ前広に分析するとともに、将来の金融業の姿や望ましい金融規制のあり方を検討
- サイバーセキュリティについては、「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」(本年7月公表)に基づき、官民一体となって金融システム全体の強靱性を向上
- アルゴリズム取引等が市場の安定性や公正性にもたらす影響について検証

Ⅱ．金融行政の重点施策 ④

4. 国際的な課題への戦略的な対応

- 2008年の世界的な金融危機後、毎年新たな金融規制が提案され、規制強化の動きが継続
- こうした規制の副作用(規制強化が成長資金の供給に及ぼす影響)や予期せざる影響(シャドバンキングの肥大化、市場における流動性低下)も懸念される
- 金融機関の活動や取引のグローバル化に対応し、監督当局間の国際協調・連携の更なる推進が必要

- **国際的な金融規制改革の取組みに関する戦略的な対応**
 - 経済成長と金融システムの安定との両立を確保し、規制の複合的な効果による悪影響等にも配慮した、全体として最適な金融規制の構築を推進すべく、国際的な場で積極的に発信・貢献
- **国際的なネットワーク・金融協力の強化**
 - 金融機関のグローバル展開が進む中、監督協力ネットワークを強化
 - 金融機関等のクロスボーダーの相互進出支援を含む、アジア諸国等との金融協力を更に強化

Ⅲ. 金融庁の改革

1. 金融庁のガバナンス

- 金融を取り巻く環境変化に遅れをとらず、むしろ先取りする金融行政の態勢構築が必要。
- そのため、外部の専門的・客観的な組織診断も利用しつつ、金融行政に対し外部からの提案や批判等が常に入る「開かれた体制」の構築と、金融庁職員が積極的に国益へ貢献するための意識改革を推進。
 - **開かれた体制の構築**
 - ✓ 外部の有識者の積極活用等により、金融行政についての有益な意見が継続的に反映される意思決定の仕組みを構築
 - ✓ 「金融行政モニター(仮称)」を設置し、金融行政に対する批判や提言の窓口を中立的な第三者に依頼
 - **金融庁職員自身の意識改革**
 - ✓ 「国益への貢献」を目指し困難な課題にも主体的に取り組む職員を、任用・昇格により評価する等の業績評価のあり方を検討
 - ✓ 視野が広く専門性の高い職員を育成すべく、中小企業や外国金融機関へ職員を派遣

Ⅲ. 金融庁の改革

2. 金融行政のあり方

- 各金融機関がより優れた業務運営(ベストプラクティス)を目指すことが、我が国金融の質の向上につながる。
- そのため、金融庁としては、以下のような対応を通じて金融機関との対話を推進し、自主改善を促す。
 - ① 金融機関が取るべき行動等について、これを仔細に規定するのではなく、その趣旨・精神を示すプリンシプルの形成・共有
 - ② 当該プリンシプルの理解を深めるための優良事例の公表
 - ③ 金融機関の業務の状況を適切に顧客等のステークホルダーに知ってもらうためのディスクロージャーの充実の促進
- なお、法令等のルール(最低限必要とされるミニマムスタンダード)の遵守に課題のある金融機関等には監督・検査で厳正に対処。その際、問題の根本原因を検証し、改善につなげる。

金融機関の個々の活動を細かく規制するのではなく、金融機関の創意工夫を引き出すことにより、全体として質の高い金融サービスの実現を図る。

金融研究センター 研究官・特別研究員

(平成 28 年6月末現在)

研究官/ 特別研究員	研究プロジェクト	氏 名	所 属
研究官 (常勤)	市場リスク計測手法についての考察	磯部 昌吾	—
	ファイナンスにおける確率的モデリングと実証分析、HFT(高頻度取引)トレーダーの行動分析等	斎藤 大河	—
	金融分野におけるサイバーセキュリティ対策向上に向けた諸問題の調査・研究	花田 隆仁	—
特別研究員 (委嘱)	金融分野におけるサイバーセキュリティ対策向上に向けた諸問題の調査・研究	杉浦 宣彦	中央大学大学院 戦略経営研究科教授
	国際的な規制の導入に関する影響度評価、システミックリスク分析・評価手法等	砂川 武貴	東京大学公共政策大学院 特任講師
	人口減少下における地域金融機関のあり方	真鍋 雅史	嘉悦大学ビジネス創造学部 准教授
		平賀 一希	東海大学政治経済学部 経済学科准教授

平成27事務年度に公表したディスカッションペーパー

公表日	ディスカッションペーパー タイトル
27年7月	銀行勘定の金利リスク管理モデル -修正期間収益アプローチと経済価値アプローチの比較-
28年1月	行動経済学の金融経済教育への応用 -行動バイアスからマインドセット・バイアスへ-
28年5月	国際的な動向を踏まえた金融サービス利用者保護に係る日本における現状調査 と今後の課題
28年6月	Optimal Room Charge and Expected Sales under Discrete Choice Models with Limited Capacity
28年6月	ドイツにおける高頻度取引・アルゴリズム取引規制の展開
28年6月	諸外国における市場構造とHFTを巡る規制動向

(注) 公表した論文などの内容はすべて執筆者の個人的な見解であり、金融庁や金融研究センターの公式的な見解を示すものではない。



大阪大学
OSAKA UNIVERSITY

金融庁金融研究センター・グローバル金融連携センター主催シンポジウム 「日本及びアジアにおける地方創生に貢献する金融業のあり方」

日時：平成28年5月19日(木) 13:00~18:10
 場所：神戸大学百年記念館(神大会館) 2階 六甲ホール
 共催：神戸大学大学院経営学研究科、京都大学経済研究所
 大阪大学社会経済研究所、アジア開発銀行研究所
 協賛：特定非営利活動法人 現代経営学研究所



会場内ではWi-Fi(無線LAN)を御利用いただけます。
 SSID: KUVISITOR、ネットワークキー: KUVISITORWLAN、Web ID: symp16 (パスワード: gtdw7555)

13:00-13:10 開会挨拶 西田直樹 金融庁監督局審議官

13:10-14:20 セッション1 「地方創生、事業承継、事業転換における地域金融の関わり方」

モデレーター： 内田浩史 神戸大学大学院経営学研究科教授
 発表者： 阿南雅哉 京都銀行常務取締役
 藤後秀喜 但陽信用金庫常務理事
 コメンテータ： 堀江康熙 関西外国語大学外国語学部教授、九州大学名誉教授
 日下智晴 金融庁監督局総務課地域金融企画室長

14:20-15:20 セッション2 「地方創生・一億総活躍に資する金融の実現に向けた金融庁の取組み」

モデレーター： 森 知也 京都大学経済研究所教授
 発表者： 西田直樹 金融庁監督局審議官
 大庫直樹 金融庁参与、ルートエフ株式会社代表取締役
 コメンテータ： 小川一夫 大阪大学社会経済研究所教授

(15:20-15:35 休憩)

15:35-16:35 セッション3 「地域におけるリスクマネー供給の仕組み」

モデレーター： 尾崎弘之 神戸大学大学院経営学研究科教授
 発表者： 小松真実 ミュージックセキュリティーズ株式会社代表取締役
 多田治樹 金融庁総務企画局市場課市場機能強化室長
 山本一彦 神戸大学大学院科学技術イノベーション研究科教授、
 神戸大学大学院経営学研究科教授(兼任)
 株式会社科学技術アントレプレナーシップ取締役

※以降のセッションは、同時通訳を予定

16:35-17:00 特別講演 「アジア諸国における金融包摂及び長期投資の活性化 -少額貯蓄から生産的投資へ-」(英語セッション)

河野 正道 金融庁金融国際審議官、グローバル金融連携センター長

17:00-18:00 セッション4 「地方創生に資するアジア諸国の金融業の事例」(英語セッション)

モデレーター： 吉野直行 金融庁金融研究センター顧問、アジア開発銀行研究所所長
 発表者： パニダ・スワルチポン タイ財務省財政局シニア・エコノミスト、
 元金融庁アジア金融連携センター研究員
 ピューブ・ソダリン カンボジア国立銀行オフサイト監督部門次長、
 元金融庁アジア金融連携センター研究員
 ピーター・モーガン アジア開発銀行研究所シニアリサーチコンサルタント
 コメンテータ： 吉野直行 金融庁金融研究センター顧問、アジア開発銀行研究所所長

18:00-18:10 閉会挨拶 鈴木一水 神戸大学大学院経営学研究科長・経営学部長

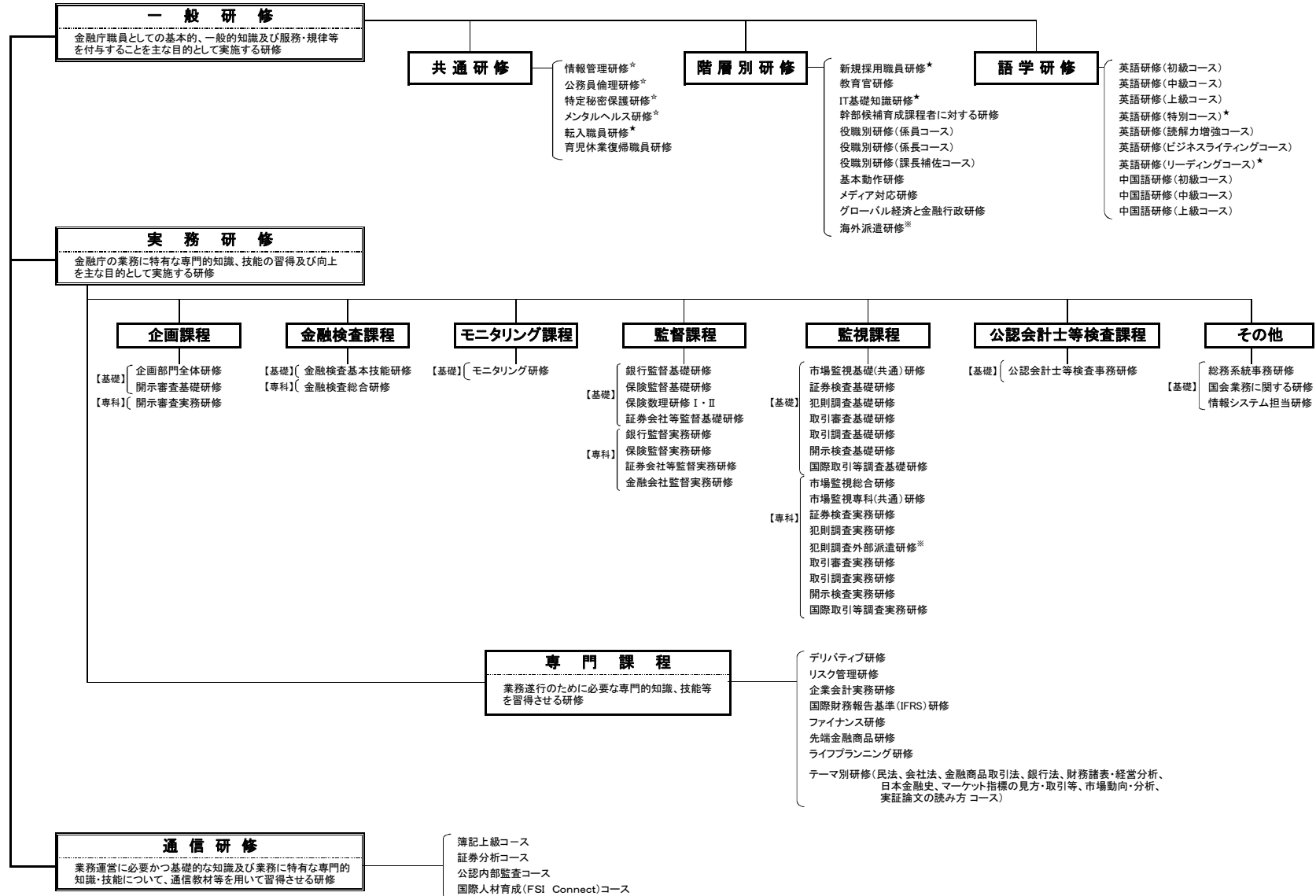
平成 27 事務年度 金曜ランチオン

開催日	講師	テーマ
平成 27 年 7 月 24 日	宅森 昭吉 (三井住友アセットマネジメント株式会社理事/ チーフエコノミスト)	「身近なデータから見た日本経済」
8 月 7 日	本澤 実 (共生投資顧問株式会社 代表取締役社長)	「技術を活用した地方創生の具体的枠組みと金融 機関の役割について」
8 月 21 日	遠藤 寛 (公益財団法人 損害保険事業総合研究所 理事長)	「日系損保の海外展開の現状 －特にアジア市場との関連について－」
9 月 25 日	金子 久 (株式会社野村総合研究所 金融 IT ナビゲー ション推進部 上級研究員)	「若年層を中心とした個人による投資の現状と NISA の利用促進に向けた課題」
10 月 2 日	Ms. Hor Likea Visiting Fellow, Asian Financial Partnership Center (AFPAC), FSA	“Developing Key Players, Market Segments and Regulations toward the Capital Market Development in Cambodia: Lesson Learnt from Japan”
	Mr. Vannasack Kongvongsa Visiting Fellow, AFPAC, FSA	“The path to establish an Asset Management Company in Laos. “Case study of Japan””
	Mr. Thuong Quang Nguyen Visiting Fellow, AFPAC, FSA	“ Regulation for new financial instruments to develop national economy: Derivatives market, Crowdfunding, and Pro markets”
10 月 7 日	Mr. Prabhas Kumar Rath Visiting Fellow, AFPAC, FSA	“ Managing Risks and Revitalizing Securities Markets”
	Mr. Gamini Priyantha Visiting Fellow, AFPAC, FSA	“Some Lessons (Securities Market Regulations & Development) learnt from the AFPAC Programme for the Securities Market of Sri Lanka”
10 月 8 日	Mr. Jochen Metzger Head of the Department Payments and Settlement Systems, Deutsche Bundesbank	“ T2S-The New Major Building Block of the Eurosystem’s Financial Market Infrastructure”
10 月 9 日	Mr. Unurbold Jargalsaikhan and Mr. Tserentogtokh Tsogtbaatar Visiting Fellow, AFPAC, FSA	“Proposals for Mongolian Capital market’s Policy and Supervising from AFPAC program”
	Ms. Pennapa Pattanaporn Visiting Fellow, AFPAC, FSA	“Comparison between Japan and Thai 1) Monitoring and Inspection on Securities Business 2) Crowdfunding”
10 月 16 日	新井 紀子 (国立情報学研究所 社会共有知研究センタ ー センター長/教授)	「AI が大学入試を突破する時代に何が起こるか？ －金融セクターにおける AI の可能性－」
10 月 23 日	大野 博堂 (NTT データ経営研究所パートナー 金融政策 コンサルティングユニット本部長)	「マイナンバーが金融機関に与える影響と課題」

開催日	講師	テーマ
11月13日	大野 博堂 本部長 加藤 洋輝 マネージャー 桜井 駿 コンサルタント (NTT データ経営研究所 金融政策コンサルティングユニット)	「仮想通貨・ブロックチェーン技術の概要と海外動向」
11月20日	鎌田 敬介 (金融庁参与、一般社団法人金融ISAC 理事、FS-ISAC 日本・アジア地域担当ディレクター)	「サイバーセキュリティの裏舞台とアジア各国の特徴」
12月11日	Mr. Torsak Chaiyawat Visiting Fellow, AFPAC, FSA	“New Inspectors on the Thai New Normal Economy”
	Ms. Panida Suwaruchiporn Visiting Fellow, AFPAC, FSA	“Comparative study on Microfinance supervision in Thailand and Japan”
12月22日	Mr. Daniel Aobdia Senior Fellow, Center for Economic Analysis, Public Company Accounting Oversight Board (PCAOB)	“The Impact of the PCAOB Individual Engagement Inspection Process –Preliminary Evidence”
平成28年 1月8日	Ms. Pheav Sodalín Visiting Fellow, AFPAC, FSA	“Study on Deposit Insurance System Development of Cambodia”
	Mr. Nguyen Huy Toan Visiting Fellow, AFPAC, FSA	“How the State Bank of Vietnam Ensures Financial Stability”
1月13日	Ms. Ulziikhutag Sundui and Ms. Galiya Badyelkhan Visiting Fellow, AFPAC, FSA	“Comparative study on Supervisory framework between Mongolia and Japan”
1月25日	Mr. Darrell “Rico” Doss (シーラ・ジャクソン・リー米国連邦下院議員事務所経済政策顧問、マンスフィールド研修員)	“The Anatomy of A Congressional Amendment to H.R. 3606: Congress, the SEC, and the Making of Securities Law”
2月26日	宮内 惇至 (金融庁参与、みずほ証券顧問兼みずほ第一 フィナンシャルテクノロジー顧問)	「金融危機とバーゼル規制の経済学 ーリスク管理から見る金融システム」
4月15日	名和 利男 (株式会社サイバーディフェンス研究所 専務 理事／上級分析官)	「拡大する「攻撃側と防御側の格差」の状況理解と最近の手口」
4月19日	斎藤 大河 (金融庁研究官)	「ビッグデータのファイナンスへの応用：京都駅周辺ホテルの最適な室料設定と売上最大化について -部屋数の上限を考慮した確率モデルによる分析-」
4月22日	小平 達也 (株式会社グローバル人材戦略研究所所長)	「組織・人材マネジメントの観点からみた海外拠点経営におけるガバナンス・駐在員を取り巻く課題」

開催日	講師	テーマ
5月12日	Ms. Nguyen Thi Thuy Trang Visiting Fellow, Global Financial Partnership Center (GLOPAC), FSA	“Fellowship Program Outcome”
	Ms. Nguyen Thi Thanh Thuy Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Vietnam Derivatives Market’s Legal Framework: Assessments and Proposals”
5月13日	Mr. Camilo Carl I. Roque Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Comparative Analysis and Development of Solvency Requirements”
	Mr. Chatchawal Vayumhasuwan and Mr. Somkiet Panha Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Comparative study on Solicitation and Alternative Dispute Resolution”
5月17日	Mr. Matthew Aire Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Outcomes of the GLOPAC Programme”
	Mr. Khumo M Phatshwane Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“A Comparative View of the Insurance Regulation”
5月27日	Mr. Ulziibat Molomjants Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Comparative View: Regulations Concerning Insurance Supervision”
	Mr. Roselee Shah Shaharudin Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“The Behavior of Market Maker on Structured Warrants: A Broad Market Analysis”
6月3日	住田 友男 (野村アセットマネジメント NISA プロジェクト主任研究員)	「少額投資非課税制度(NISA)に関する意識調査～投資未経験者は「少額投資」がキーワード～」

(注)公表可能なもののみ本表に掲載している。



「☆」は、全職員の受講を必修としているものである。
 「★」は、研修対象者の受講を必修としているものである。
 「※」は、外部機関が実施する研修に当庁職員を派遣するものである。

平成27事務年度（平成27年7月～28年6月）研修実施状況

(H28. 6. 30現在)

区 分	研 修 名（コース名）	目 的	実 施 月	
共通研修	情報管理研修	・行政文書管理、個人情報管理、情報セキュリティに関する基本的知識の付与	7月・8月・10月・11月・1月	
	公務員倫理研修	・公務員倫理の涵養等	7月・8月・10月・11月・1月	
	特定秘密保護研修	・特定秘密の保護に関する理解を深める	7月・8月・10月・11月・1月	
	メンタルヘルス研修	・メンタルヘルス、セクシャルハラスメントの防止に関する基本的知識の付与	7月・8月・10月・11月・1月	
	転入職員研修	・金融庁で勤務していく上で必要な基本的・一般的知識の付与	7月・8月・10月・1月・4月	
	子育て支援研修	・仕事と育児の両立をイメージし、ワークライフバランスの充実を図る	7月・3月	
	ワークライフバランス研修	・女性活躍、ワークライフバランス推進の必要性の理解を図る	3月	
	障がい理解研修	・窓口等における障がい者に対する合理的配慮の提供等について理解を図る	3月	
一般研修	新規採用職員研修（総合職）	・金融庁職員として必要最低限の基礎的知識及び金融知識の付与	4月	
	新規採用職員研修（一般職）		4月～5月	
	教育官研修	・新規採用職員研修（一般職）において研修生の教育訓練及び生活指導に当たる教育官の養成	2月	
	役職別研修			
	係員コース	・係長相当職に就くに当たっての基本的業務遂行能力（コミュニケーション能力など）の養成	5月～6月	
	係長コース	・係長相当職に必要な課題対応力の習得及び基礎的マネジメント能力の養成	9月	
	課長補佐コース	・課長補佐相当職に必要な対外的な折衝能力の養成及びマネジメント能力の強化	9月	
	IT基礎知識研修	・ITに関する基礎的知識の付与	8月～10月	
	幹部候補育成課程者向け研修	・管理職員に求められる能力の育成及び所管行政に係る専門性の向上	12月	
	基本動作研修	・想定問答作成及び幹部説明ペーパー作成等に関する知識の付与	9月	
メディア対応研修	・危機管理対応能力等の更なる向上	9月		
グローバル経済と金融行政研修	・世界経済の全体像を理解した上で、金融行政がどのように関係しているかを理解する	10月・12月		
語学研修	初級コース（通学）	・英語に関する語学力の維持・向上	9月期・1月期・4月期 （各期3か月間）	
	中級コース（グループ）			
	上級コース（プライベート）			
	特別コース	・英語に関する基礎的知識の付与、及び総合的な英語力のポトムアップ	9月期（3か月間）	
	ビジネスライティングコース	・英語によるビジネスライティングスキルの向上	9月期・1月期・4月期 （各期3か月間）	
	読解力増強コース	・特に英文を要約するための読解力の向上	9月期・1月期・4月期 （各期3か月間）	
	リーディングコース	・特に金融分野に関する英文を理解するための読解力の向上	9月期・1月期・4月期 （各期3か月間）	
	ビギナーコース	・英語に関する日常的な学習方法を習得、語学力の向上	1月～3月末	
中国語	庁内コース	・海外監督当局との折衝などに必要な実践的な中国語力の維持・向上	9月期・1月期・4月期 （各期3か月間）	
通信研修	簿記上級コース	・日商簿記1級レベル相当の知識の付与	9月～3月	
	証券分析コース	・証券アナリスト（1次レベル）相当の知識の付与	9月～3月	
	公認内部監査コース	・公認内部監査人相当の知識の付与	9月～3月	

平成27事務年度（平成27年7月～28年6月）研修実施状況

(H28. 6. 30現在)

区分	研修名（コース名）	目的	実施月	
通信研修	eラーニング	ライフプランニング上級コース	・FP技能検定1級レベル相当の知識の付与	1月～3月
		国際人材育成（FSIConnect）	・国際事案に係る業務に対応できる知識の付与	8月～3月
		IT研修	・ITに関する基礎的知識の付与	1月～3月
実務研修	企画課程	企画部門全体研修	・企画部門担当者として必要な基礎的知識の付与	8月
		開示審査基礎研修	・企業内容開示審査事務に関する基礎的知識の付与	8月
		開示審査実務研修	・企業内容開示審査事務に関する専門的知識の付与	10月
	金融検査課程	金融検査基本技能研修	・金融検査に必要な基礎的知識・スキルの付与	7月・1月
		金融検査高度総合研修	・金融検査に関する専門的知識・スキルの付与並びに金融機関の経営実態把握及び検査班のマネジメント等に必要な知識・スキルの付与	7月・1月
	監督課程	銀行監督基礎研修	・預金取扱金融機関の監督に関する基礎的知識の付与	7月
		保険監督基礎研修	・保険会社等の監督に関する基礎的知識の付与	7月
		保険数理研修	・保険数理に関する基礎及び専門的な知識の付与	9月～11月
		証券会社等監督基礎研修	・証券会社、取引所等の監督に関する基礎的知識の付与	8月
		銀行業務研修	・銀行で実際に行われている業務について、銀行の内情や銀行における実例等を踏まえた基礎的な知識の付与	3月
		銀行監督実務研修	・預金取扱金融機関の監督に関する専門的知識の付与	10月
		保険監督実務研修	・保険会社等の監督に関する専門的知識の付与	10月
		証券会社等監督実務研修	・証券会社、取引所等の監督に関する専門的知識の付与	10月
	監視課程	金融会社監督実務研修	・金融会社の監督に関する専門的知識の付与	9月
		市場監視基礎（共通）研修	・市場監視事務を遂行するうえで必要な基礎的知識の付与	7月
		証券検査基礎研修	・証券検査に必要な基礎的知識・スキルの付与	7月
		犯則調査基礎研修	・犯則調査に関して必要な基礎的知識・スキルの付与	7月
		取引審査基礎研修	・取引審査に必要な基礎的知識・スキルの付与	7月
		取引調査基礎研修	・取引調査に関して必要な基礎的知識・スキルの付与	7月
		開示検査基礎研修	・有価証券報告書等検査に関して必要な基礎的知識・スキルの付与	7月
		国際取引等調査基礎研修	・国際取引等調査に関して必要な基礎的知識・スキルの付与	8月
		市場監視総合研修	・市場監視事務を遂行するうえで必要な一般的知識の付与	1月
		市場監視専科（共通）研修	・市場監視業務を遂行するうえで必要な専門的知識の付与	7月
		証券検査実務研修	・証券検査に必要な専門的知識・スキルの付与	7月・12月
		犯則調査実務研修	・犯則調査に関して必要な専門的知識・スキルの付与	8月・10月・1月
		取引審査実務研修	・取引審査に必要な専門的知識・スキルの付与	1月
		取引調査実務研修	・取引調査に関して必要な専門的知識・スキルの付与	8月・1月
開示検査実務研修	・有価証券報告書等検査に関して必要な専門的知識・スキルの付与	8月・12月		
国際取引等調査実務研修	・国際取引等調査に関して必要な専門的知識・スキルの付与	1月		

平成27事務年度（平成27年7月～28年6月）研修実施状況

(H28. 6. 30現在)

区 分	研 修 名（コース名）	目 的	実 施 月	
実務研修	公認会計士等 検査課程士等	公認会計士等検査事務研修	・公認会計士等検査に関して必要な専門的知識の付与	7月
	その他	総務系統事務研修	・総務・経理事務担当者として必要な基本的知識の付与	8月
		国会業務に関する研修	・国会業務に関しての基本的及び実践的な知識の付与	7月、12月
		情報システム担当者研修	・庁内各システムの開発・運用に必要なIT関連の基礎的・専門的知識の付与	10月
		Excel研修	・エクセル操作に関する知識・技術等の付与	2月～3月
	実務研修	デリバティブ研修	・デリバティブに関する基礎及び専門的な知識の付与	8月・9月～12月・1月～3月
		リスク管理研修	・金融機関等のリスク管理に関する基礎及び専門的な知識の付与	8月・5月～6月
		企業会計実務研修	・会計制度に関する基礎及び専門的な知識の付与	3月
		国際財務報告基準(IFRS)研修	・国際財務報告基準(IFRS)に関する基礎及び専門的な知識の付与	9月
		ファイナンス研修	・ファイナンスに関する基礎及び専門的な知識の付与	9月～12月・2月～3月
		先端金融商品研修	・先端金融商品に関する基礎及び専門的な知識の付与	10月～12月
		ライフプランニング研修(中級)	・FP技能検定2級レベル相当の知識の付与	9月～12月
		テーマ別研修		
	専門課程	民法コース	・各テーマに関する基礎及び専門的な幅広い知識の付与	2月～3月
		会社法コース		9月～10月
		金融商品取引法コース		11月～12月
		銀行法コース		6月
		財務諸表・経営分析コース		5月～6月
		日本金融史コース		3月
マーケット指標の見方・取引等コース		10月～11月		
市場動向・分析コース		11月～12月		
実証論文の読み方コース		11月		
セルフマネジメントコース		3月		

【金融庁ウェブサイトの特設ページについて（トップページ上段）】

1. 金融行政方針について
2. N I S A 特設サイトを開設しました！
3. 金融行政モニターについて
4. FinTech サポートデスクについて
5. 金融モニタリングレポートについて
6. 適格機関投資家等特例業務等を行うみなさまへ
7. スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議
8. 担保・保証に必要以上に依存しない融資の促進に向けて
9. 「経営者保証に関するガイドライン」の積極的な活用について
10. ご存じですか？債務整理のガイドライン
11. 振り込め詐欺等の被害にあわれた方へ

(注) 平成 28 年熊本地震関連情報は、より目立つように、別途バナー（リンク）をトップページに開設している。

平成27事務年度政府広報実績

	媒体（広報実施時期）		テーマ
テレビ	お知らせCM		
ラジオ	政府広報ラジオ番組	なるほど！ニッポン情報局（平成27年12月19日、20日）	金融商品、うまい話には気を付けよう！
ラジオ	政府広報ラジオ番組	なるほど！ニッポン情報局（平成28年2月20日、21日）	知っていますか？経営者保証ガイドライン
新聞	突き出し		
出版物	定期刊行物		
インターネット	インターネットテキスト広告	Trend Match×3（平成27年4月20日から4月26日）	経営者保証に関するガイドラインについて
	インターネットテキスト広告	Trend Match×3（平成27年8月24日から8月30日）	ファンド等や市場における不正取引等に関する情報提供のお願い
	インターネットテキスト広告	Trend Match×3（平成27年9月7日から9月13日）	多重債務者相談強化キャンペーン2015
	インターネットテキスト広告	YOMIURI ONLINE（平成27年10月26日から11月1日）	経営者保証に関するガイドラインの利用促進
	インターネットテキスト広告	Trend Match×3（平成27年11月9日から11月15日）	プロ向けファンドを用いた悪質な投資勧誘の規制
	インターネットテキスト広告	Trend Match×3（平成27年12月7日から12月13日）	多重債務者相談強化キャンペーン2015
	インターネットテキスト広告	Trend Match×3（平成28年1月11日から1月17日）	ジュニアNISA制度創設
	インターネットテキスト広告	Trend Match×3（平成28年2月22日から2月28日）	振り込み詐欺救済法に基づく返金手続
	インターネットテキスト広告	朝日新聞デジタル（平成28年6月27日から7月3日）	プリペイドカードを悪用した架空請求等詐欺に注意
	インターネットテレビ	政府インターネットテレビ 中小企業や小規模事業者の方へ 経営者保証なしで融資を受けられる可能性があります（平成27年10月15日掲載）	経営者保証に関するガイドラインの利用促進
インターネットテレビ	政府インターネットテレビ プリペイドカード詐欺に注意！！～「カードのID番号を教えて」は危ない！～（平成28年6月16日掲載予定）	プリペイドカードを悪用した架空請求等詐欺に注意	
モバイル	モバイル携帯端末		
その他	政府広報オンラインお役立ち情報	平成22年7月から掲載	ローンやキャッシングをご利用の方へ。ご存じですか？ 借入れのルール
	政府広報オンライン特集記事	平成22年10月から掲載	その「もうけ話」、大丈夫ですか？ 詐欺的な投資勧誘にご注意ください！
	政府広報オンラインお役立ち情報	平成23年7月から掲載	金融トラブル、費用をかけずに早期解決！金融ADR制度をご利用ください
	政府広報オンラインお役立ち情報	平成23年8月から掲載	「振り込み詐欺救済法」に基づき、振り込んでしまったお金が返ってくる可能性があります。
	政府広報オンラインお役立ち情報	平成25年6月から掲載	新しい投資優遇制度「NISA（ニーサ）」がスタート！将来に向けた資産形成を考えるきっかけに
	政府広報オンラインお役立ち情報	平成25年9月から掲載	住宅ローンなど借入れの返済が困難な震災被災者の方へ 個人版私的整理ガイドラインをご存じですか。
	政府広報オンラインお役立ち情報	平成26年4月から掲載	知らない！と損をする？ 最低限身に付けておきたい「金融リテラシー（知識・判断力）」
	政府広報オンラインお役立ち情報	平成27年3月から掲載	中小企業や小規模事業者の方へ ご存じですか？「経営者保証」なしで融資を受けられる可能性があります
	政府広報オンラインお役立ち情報	平成27年10月から掲載	投資詐欺にご注意を 気をつけるべき6つのポイント。相談窓口もご紹介。

意見提出手続き（パブリック・コメント手続き）実施一覧

平成27事務年度（平成27年7月～平成28年6月）

（金融庁ウェブサイトより抜粋）

公表日	案件名	締切日
28.6.28	「預金保険法施行規則の一部を改正する命令(案)」の公表について	28.7.27
28.6.24	「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案の公表について	28.7.25
28.6.22	「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)の公表について	28.7.21
28.6.10	「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)の公表について	28.7.11
28.6.3	「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)」の一部改正について	28.7.4
28.5.20	「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)の公表について	28.6.20
28.5.19	「公認会計士試験規則」の一部改正(案)の公表について	28.6.17
28.5.13	「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件(案)」の公表について	28.6.13
28.5.13	「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)の公表について	28.6.13
28.4.28	「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	28.5.30
28.4.27	「保険業法第百十六条第二項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準(平成8年大蔵省告示第48号)等の一部を改正する件(案)」の公表について	28.5.27
28.4.22	「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第二十条第一項に規定する割合及び支出について定める命令の一部を改正する命令(案)」の公表について	28.5.23
28.4.6	「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	28.5.6
28.2.22	「郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令(案)」の公表について	28.3.22
28.2.10	「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	28.3.10
28.2.8	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等(案)」の公表について	28.3.8

公表日	案件名	締切日
28.2.2	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等(案)」の公表について	28.3.2
28.1.25	「郵政民営化法施行令の一部を改正する政令(案)」の公表について	28.2.24
28.1.21	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等(案)」の公表について	28.2.19
28.1.21	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等(案)」の公表について	28.2.19
28.1.8	「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令等(案)」の公表について	28.2.8
27.12.15	「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	28.1.14
27.12.11	「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等(案)及び「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)に対する意見募集の結果並びに見直し後の府令等(案)及び「潜在的損失等見積額の算出告示」等(案)の公表について	28.1.12
27.11.20	「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)の公表について	27.12.21
27.11.20	平成27年金融商品取引法改正等に係る政令・内閣府令案等の公表について	27.12.21
27.11.10	「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件(案)」の公表について	27.12.10
27.10.30	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	27.11.30
27.10.27	「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	27.11.27
27.9.15	金融庁への役員等の氏名届出等に係る内閣府令等及び監督指針の改正案の再公表について	27.10.14
27.8.26	「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」(案)の意見募集について	27.9.24
27.8.26	「金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」(案)の意見募集について	27.9.24
27.8.7	資本バッファ比率に係る府省令・告示案等の公表について	27.9.7
27.7.1	「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令」等の改正案の公表について	27.8.3

金融行政モニターについて

金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

目的

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見を言うことは難しいとのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家(以下、6名)が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「**金融行政モニター受付窓口**」を設置することとし、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「**金融行政ご意見受付窓口**」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

モニター委員

(敬称略)

井上 聡	弁護士(長島・大野・常松法律事務所パートナー)
翁 百合	(株)日本総合研究所 副理事長
神田 秀樹	学習院大学法務研究科教授
永沢 裕美子	フォスター・フォーラム(良質な金融商品を育てる会)事務局長
米山 高生	一橋大学大学院商学研究科教授
和仁 亮裕	弁護士(伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー)

窓口のご案内

このような方々からのご意見等をお待ちしております。

金融行政にご意見等をお持ちの方

事業会社

学識経験者
シンクタンク

金融機関及び
その職員

金融庁に対し、
直接ご意見等の提出を望む場合

ご意見等の提出

金融行政モニター委員に対し、
直接ご意見等の提出を望む場合

金融行政ご意見受付窓口

URL: <http://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseigoiken.html>

ご意見等提出方法: 電話、FAX、ウェブサイト、郵送

電話番号: 0570-052100(ナビダイヤル)

(IP電話は、03-3501-2100)

FAX番号: 03-3506-6699

ウェブサイト: 上記URL参照

郵送先:

〒100-8967 東京都千代田区霞ヶ関3-2-1

金融庁金融サービス利用者相談室

「金融行政ご意見受付窓口」

金融行政モニター受付窓口

URL: <http://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseimonitor.html>

ご意見等提出方法: 電子メール

電子メールアドレス:

kinyugyoseimonitor@fsa.go.jp

※ 英語でのご意見等も受け付けております。

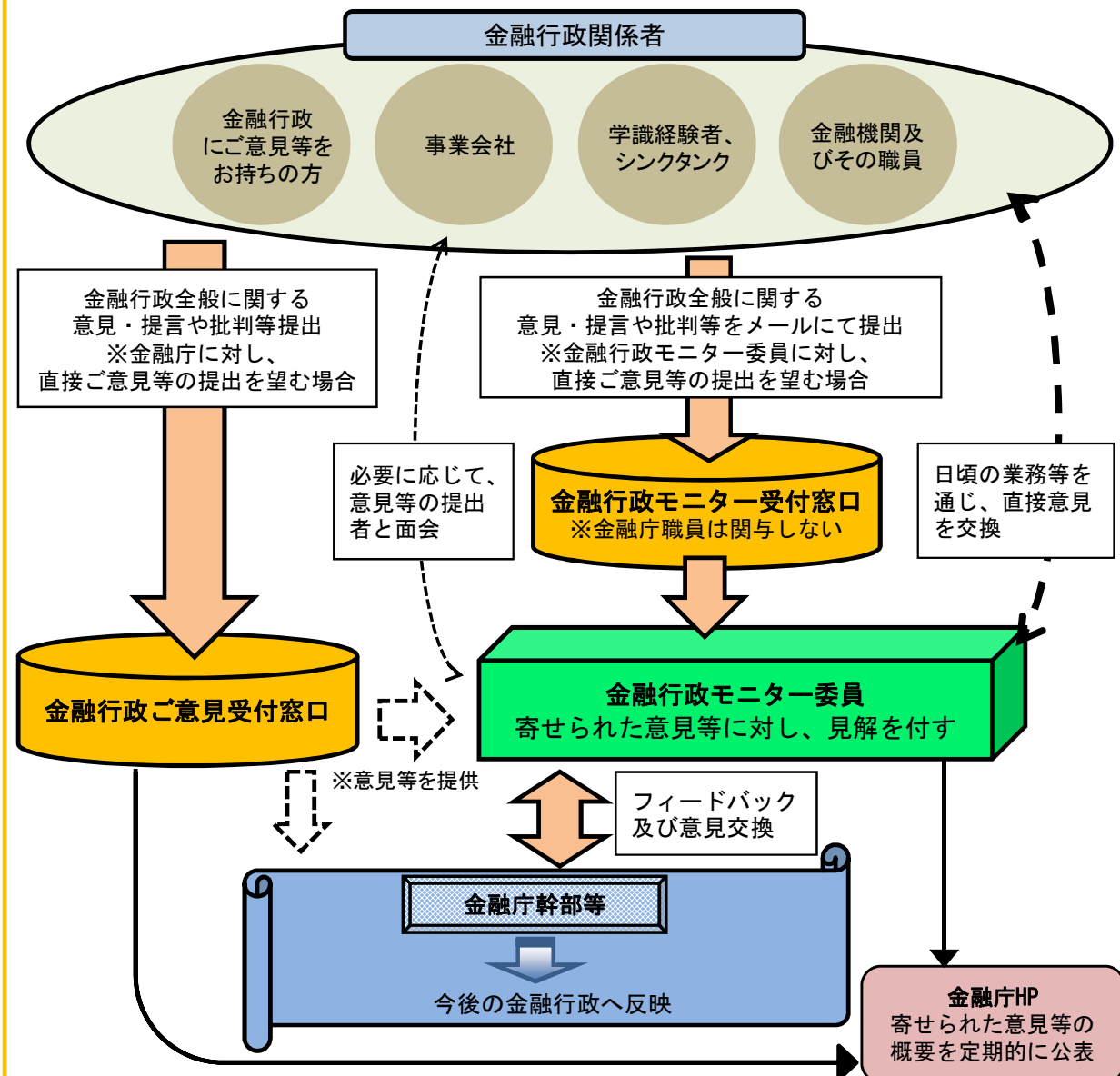
金融行政モニター



金融行政モニター委員宛にいただいたご意見等の取扱い等

- 金融行政モニター委員宛にいただいたご意見等については、金融庁職員が関与することなく、金融行政モニター委員に直接届けられ、ご意見等の提出者の同意がない限り、金融庁職員が閲覧することはありません。(いただいたご意見等については、金融行政モニター委員及びその補佐を行うために特別に任用されたスタッフ以外には伝達しない等、金融庁の規則を定め、厳正かつ適切な守秘義務を課しております。また、匿名の場合であってもご意見等を提出していただくことができます。)
- いただいたご意見等は、金融行政モニター委員の見解が付された上で、金融庁幹部職員等へフィードバックされた後、今後のよりよい金融行政の遂行のため活用させていただきます。
- 金融行政モニター制度の実効性・透明性を図る観点から、いただいたご意見等のうち、主な意見等の概要を定期的に公表いたします。なお、公表にあたっては、ご意見等の提出者の同意があるものだけに限り公表し、所属組織や個人等に係る情報は非公表といたします。

金融行政モニターの流れ



お問い合わせ先 金融庁総務企画局政策課
金融サービス利用者相談室
Tel 0570-052100(ナビダイヤル)
(IP電話は、03-3501-2100)

平成 28 年 4 月 26 日

金融庁

「金融行政モニター」におけるご意見等の受付状況について

1. 金融行政モニターについて

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「金融行政モニター受付窓口」を設置し、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しており、平成 28 年 1 月 29 日より運用を開始しています。

今般、本制度の実効性・透明性を図る観点から、運用開始からの 1 か月間に寄せられたご意見等の受付状況について、以下のとおり公表いたします。

(注) このほか、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「金融行政ご意見受付窓口」も設置しています。当該窓口寄せられた意見等は、平成 28 年 1 月 29 日から 2 月 29 日までの間に 47 件となっています。

2. 金融行政モニター受付窓口に寄せられたご意見等について

○ 平成 28 年 1 月 29 日の運用開始から同年 2 月 29 日までに寄せられたご意見等

【受付件数】

7 件

【主なご意見等】

主なご意見等の概要	金融庁の対応
<p>金融行政（監督・検査）の運営に際し、中小企業向け融資に関して金融行政方針に示されたような政策（担保主義から事業性評価に基づく融資の推進）が、金融機関の実際の融資業務に反映されていないことを認識してほしい。</p>	<p>金融機関においては、担保・保証に過度に依存せず、取引先企業の事業性評価に基づき、融資や本業支援等を実施し、企業や産業の生産性向上等に貢献することが重要であると考えます。</p> <p>金融庁においては、こうした認識に基づき、今事務年度においては、以下のような取組みを行っているところであり、今後とも、金融機関との対話を進めてまいりたいと考えています。</p> <p>①融資先企業からのヒアリングを通じて、金融サービスに係る企業側の認識を把握する。</p> <p>②金融機関へのモニタリングを通じて、事業性評価に基づく取組みについて、ベストプラクティスを把握するとともに、更なる改善策を議論する。</p> <p>③外部有識者により構成される「金融仲介の改善に向けた検討会議」において、担保・保証依存の融資姿勢からの転換、企業や産業の生産性向上への金融仲介のあるべき姿等を議論し、その内容を発信する。</p>
<p>（１）取引情報蓄積機関制度について 店頭デリバティブ取引の報告には取引情報蓄積機関（TR）による報告を含めて三種類があり、取引内容が合致していることを照合する作業は金融庁が行っている。しかし、本制度の導入の契機となったG20ピッツバーグ・サミットの合意を素直に読めば、取引情報の蓄積はすべてTRによって行われることを予定していると考えられ、三種類の報告の併存を認めている現在の制度には問題がある。コストの点でも金融庁は</p>	<p>（１）取引情報蓄積機関制度について 日本では、平成21年のピッツバーグ・サミットの合意を踏まえ、平成22年に金融商品取引法改正を行い、店頭デリバティブ取引に係る取引情報の保存・報告制度を整備しました。</p> <p>日本の制度では、金融商品取引業者等から、3種類のルートで金融庁に対して報告がなされていますが、これは、日本における取引の実態や取引報告者も含めた制度全体の費用対効果を勘案したもの</p>

<p>お金がかかる制度を運用しているように思われる。その他にも改善すべき点があり、本制度を本来の趣旨に従って運営しようとしているのであれば、何等かの改革が必要ではないか。</p> <p>(2) 担当職員について</p> <p>知識、経験が引継がれないので、人事異動の度に同じ基本的な説明を繰り返さざるを得ないことになる。スペシャリティが求められている分野については、スペシャリストを配置して欲しい。</p>	<p>です。</p> <p>いずれのルートで報告されるにせよ、監督当局に取引情報が集約され、また、集計した情報が公表されることで、市場の透明性を高めるとの国際合意の目的は達しているものと認識しており、現時点においては制度を改正する必要はないと考えています。</p> <p>(2) 担当職員について</p> <p>高度に専門化が進み、変化が早い金融に適切に対応していくためには、高度な専門的知識・経験を有する人材の育成・確保が重要であると考えています。</p> <p>このため、金融庁では、これまでも、内部における人材育成と外部からの人材の登用を適切に組み合わせることにより、組織としての専門性の向上に努めてきました。</p> <p>現在、金融庁では、人材育成のあり方の見直しについて検討しており、その一環として、個別の専門分野ごとに専門分野に求められる資質やキャリアを明確にしつつ、人材育成を行うための体系的な枠組みを構築していくことを検討しています。このような取組みを通じて、専門人材の知識・経験を組織として引継ぎ、共有していきたいと考えています。</p>
<p>日本に拠点のない外国銀行に居住者が預金口座を開設することを支援するサービスについて、近時、金融庁HPにおけるネガティブな記述が一定程度修正されたが、金融庁のHPにおける他の公表部分に、その修正が反映されていない箇所があり、その結果、当該サービスの利用者に誤解を与えている。「グレーゾーン解消制度」を所管する経</p>	<p>ご意見を踏まえて以下のとおり対応しました。</p> <p>①(金融庁HP)平成24年4月6日公表「日本に拠点のない外国の銀行への預金口座の開設勧誘について」を削除。</p> <p>②(金融庁HP)「預金・融資等に関する利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」に掲載する【相談事例</p>

<p>経済産業省からの公表文とも齟齬が生じている。大至急金融庁 HP の修正を求める。</p>	<p>等】「業者から、日本に拠点のない外国の銀行への預金口座の開設を代行すると勧誘されたが、当該業者の口座に資金を振り込みしても大丈夫だろうか。」の【アドバイス等】の内容について、平成27年12月18日に公表（更新）した「預金口座開設の勧誘に関する注意喚起について」の表現に統一。</p> <p>なお、経済産業省にも連絡を行い、経済産業省HPに掲載されていた「外国銀行口座開設支援サービスにおける銀行法の取扱いが明確になりました～産業競争力強化法の「グレーゾーン解消制度」の活用～」(平成28年2月10日公表)が、同制度の照会者への回答書と一部齟齬があったことから、HP掲載文を回答書の書きぶりとは整合的になるよう修正。</p>
---	--

※ 公表にあたっては、金融行政モニター委員から金融庁幹部等にフィードバックのあったご意見等のうち、主なものについてご意見等の提出者の同意があるものに限り公表し、所属組織や個人等に係る情報は非公表としております。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)

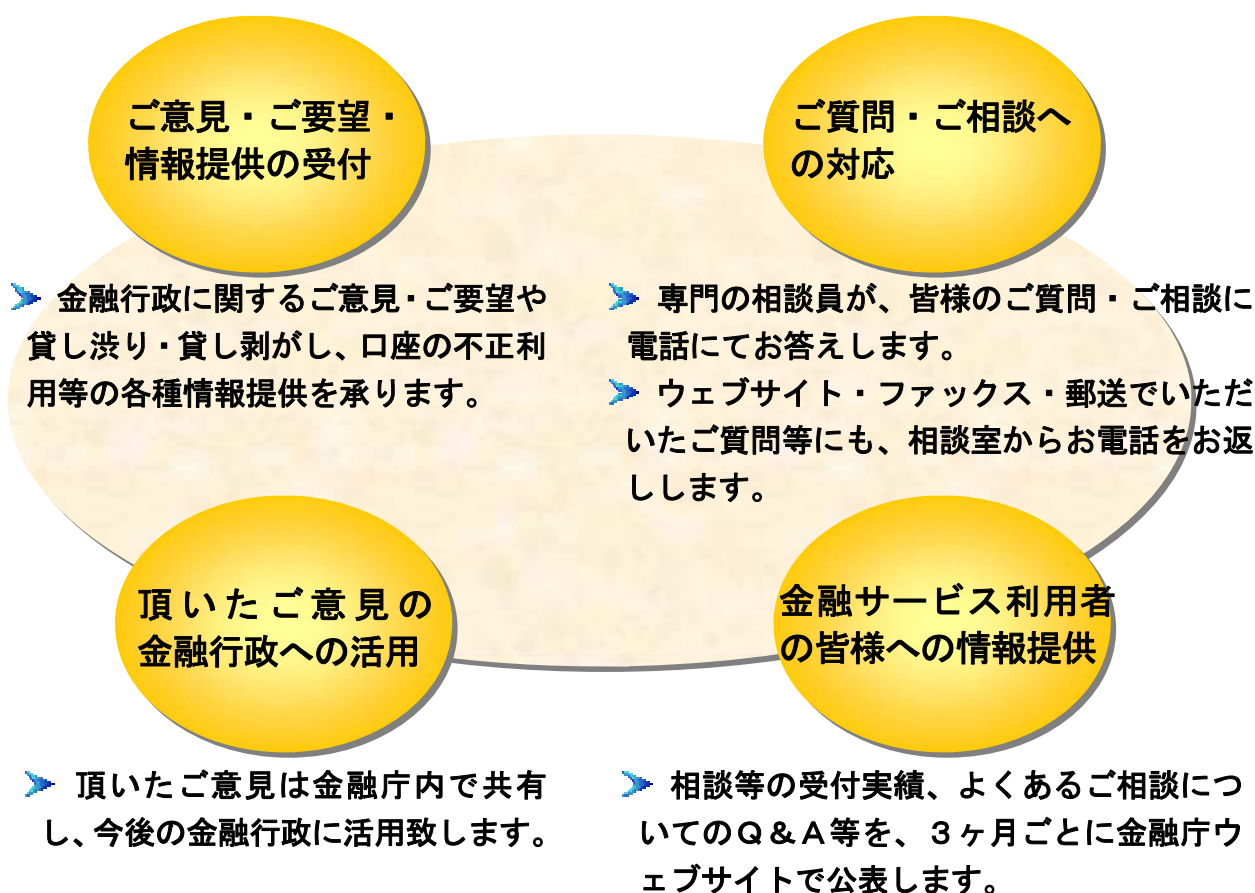
- ・ 金融行政モニター受付窓口に関するお問い合わせ
総務企画局政策課調整係
- ・ 金融行政ご意見受付窓口に関するお問い合わせ
総務企画局政策課金融サービス利用者相談室

金融サービス利用者相談室

皆様の「声」をお寄せください！

金融庁では、利用者の皆様からの声にワン・ストップで対応する「金融サービス利用者相談室」を設置しています。

◆ 相談室が提供する4つのサービス



- ご留意事項 -

- 利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、予めご了承下さい。
- ご質問・ご相談等への回答は全て電話でいたします。メールや文書での回答は行いませんので、予めご了承ください。

裏面もご覧下さい 

◆ 相談室へのアクセス方法

お電話での受付

- 受付時間：平日 10:00～17:00
- 電話番号：0570-016811(ナビダイヤル) IP電話からは 03-5251-6811
(注) お電話は、応対内容の明確化等のため、通話内容を録音させていただいております。
- 受付の流れ：

▶ 上記番号にダイヤル（内容に応じて、番号をプッシュして下さい。）

- ① 預金・融資等に関するご相談
- ② 投資商品・証券市場制度・取引所等に関するご相談
- ③ 保険商品・保険制度等に関するご相談
- ④ 貸金等に関するご相談
- ⑤ 金融行政一般・その他に関するご相談

▶ 相談内容に応じて専門の相談員が対応致します。

ウェブサイトでの受付

- 金融庁ウェブサイトのトップページから相談室 WEB 受付窓口へ
(<http://www.fsa.go.jp>)
- ご意見・相談・情報提供等を 24 時間受け付けます。
- ご質問・ご相談を頂いた場合には、相談室より平日 10:00～17:00 の間に、お電話をお返し致します。
(注1) ご回答をお求めの場合には電話番号の記載をお忘れなく。
(注2) 「相談室」の業務の状況によって、お返事が遅くなることもあります。
お急ぎの方はお電話にてご相談願います。

ファックスでの受付

- ファックス番号：03-3506-6699
- ご意見・相談・情報提供等を 24 時間受け付けます。
- ご質問・ご相談を頂いた場合には、相談室より平日 10:00～17:00 の間に、お電話をお返し致します。
- その他、相談室では郵便でもご意見・ご質問等を受け付けております。
〒100-8967 東京都千代田区霞が関 3-2-1 中央合同庁舎第 7 号館
金融庁 金融サービス利用者相談室 宛
(注1) ご回答をお求めの場合には電話番号の記載をお忘れなく。
(注2) 「相談室」の業務の状況によって、お返事が遅くなることもあります。
お急ぎの方はお電話にてご相談願います。



金融庁
総務企画局政策課 金融サービス利用者相談室

資料2-13-2

金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況表
(平成27年4月1日～28年3月31日)

【「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等】

27年4月1日～6月30日・・・27年7月31日公表(第40回)

27年7月1日～9月30日・・・27年10月30日公表(第41回)

27年10月1日～12月31日・・・28年1月29日公表(第42回)

28年1月1日～3月31日・・・28年4月28日公表(第43回)

1. 類型別受付件数

(単位:件)

区 分	27/4～6	27/7～9	27/10～12	28/1～3	27年度合計
質 問 ・ 相 談	7,359	7,076	7,162	7,621	29,218
意 見 ・ 要 望	1,225	1,053	859	917	4,054
情 報 提 供	558	685	543	505	2,291
そ の 他	59	76	66	79	280
合 計	9,201	8,890	8,630	9,122	35,843

2. 受付方法別件数

(単位:件)

区 分	27/4～6	27/7～9	27/10～12	28/1～3	27年度合計
電 話	7,466	7,197	7,083	7,481	29,227
ウ ェ ブ サ イ ト	646	747	735	682	2,810
フ ァ ッ ク ス	320	307	316	390	1,333
手 紙	409	456	317	392	1,574
そ の 他	360	183	179	177	899
合 計	9,201	8,890	8,630	9,122	35,843

3. 分野別受付件数

(単位:件)

区 分	27/4～6	27/7～9	27/10～12	28/1～3	27年度合計
預 金 ・ 融 資 等	2,691	2,711	2,649	2,817	10,868
保 険 商 品 ・ 保 険 制 度 等	2,955	2,638	2,464	2,408	10,465
投 資 商 品 ・ 証 券 市 場 制 度 等	2,387	2,466	2,460	2,656	9,969
貸 金 等	844	753	812	889	3,298
金 融 行 政 一 般 ・ そ の 他	324	322	245	352	1,243
合 計	9,201	8,890	8,630	9,122	35,843

4. 分野別・要因別の相談等受付件数

○預金・融資等

(単位:件、%)

区 分	預金		融資		その他		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
4月～6月	913	33.9	1,012	37.6	766	28.5	2,691	100.0
7月～9月	965	35.6	925	34.1	821	30.3	2,711	100.0
10月～12月	1,132	42.7	778	29.4	739	27.9	2,649	100.0
1月～3月	1,103	39.2	966	34.3	748	26.6	2,817	100.0
27年度合計	4,113	37.8	3,681	33.9	3,074	28.3	10,868	100.0

○保険商品等

(単位:件、%)

区 分	生命保険		損害保険		その他		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
4月～6月	706	23.9	1,486	50.3	763	25.8	2,955	100.0
7月～9月	615	23.3	1,351	51.2	672	25.5	2,638	100.0
10月～12月	656	26.6	1,168	47.4	640	26.0	2,464	100.0
1月～3月	685	28.4	1,108	46.0	615	25.5	2,408	100.0
27年度合計	2,662	25.4	5,113	48.9	2,690	25.7	10,465	100.0

○投資商品等

(単位:件、%)

区 分	証券会社 (第一種業)		その他		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率
4月～6月	555	23.3	1,832	76.7	2,387	100.0
7月～9月	723	29.3	1,743	70.7	2,466	100.0
10月～12月	780	31.7	1,680	68.3	2,460	100.0
1月～3月	925	34.8	1,731	65.2	2,656	100.0
27年度合計	2,983	29.9	6,986	70.1	9,969	100.0

○貸金等

(単位:件)

区 分	件数
4月～6月	844
7月～9月	753
10月～12月	812
1月～3月	889
27年度合計	3,298

○金融行政一般・その他

(単位:件)

区 分	件数
4月～6月	324
7月～9月	322
10月～12月	245
1月～3月	352
27年度合計	1,243

資料 2-14-1

実績評価における基本政策・施策等一覧（平成24～28年度）

基本政策	施策	平成28年度の主な事務事業の取組内容
I 経済成長の礎となる金融システムの安定	1 金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備	① 効果的な金融モニタリング（監督・検査）の実施 ② 国際的な議論も踏まえた金融機関の健全性確保のためのルールの整備 ③ 金融機能強化法等の適切な運用 ④ 金融機関の業務継続体制の検証 ⑤ 金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組み
	2 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備	① 国際的な議論も踏まえた金融システムの安定確保のためのルールの整備 ② 円滑な破綻処理のための態勢の整備
	3 金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応	① 経済・市場動向その他の内外における様々なリスクの的確な把握と潜在的なリスク要因の分析及び効果的な行政対応
II 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上	1 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備	① 顧客のニーズに適合した金融サービスを安心して享受できるための制度・環境整備 ② 当局における相談体制の充実 ③ 金融ADR（裁判外紛争解決）制度の円滑な運営 ④ 多重債務者のための相談等の枠組みの整備 ⑤ 金融関連の犯罪等に対する厳正かつ適切な対応
	2 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	① 質の高い金融仲介機能の発揮 ② 金融機能強化法の適切な運用
	3 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	① 顧客が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備 ② 個人の金融資産を成長資金へ転換し、資産形成に寄与するための環境整備
III 公正・透明で活力ある市場の構築	1 市場インフラの構築のための制度・環境整備	① 店頭デリバティブ取引に関する市場インフラの構築 ② 証券決済期間の短縮化 ③ EDINETの整備
	2 市場機能の強化のための制度・環境整備	① 総合取引所の実現に向けた取組の促進 ② 新規・成長企業へのリスクマネーの供給促進 ③ 不動産投資市場の持続的な成長の実現に向けた取組の促進 ④ 上場企業全体のコーポレートガバナンスの実効性向上に向けた取組み ⑤ より効果的・効率的な開示に向けた制度整備等の推進
	3 市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備	① フォワードルッキングな観点からの監視活動の機能強化 ② 金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性の確保 ③ 我が国において使用される会計基準の品質向上 ④ 包括的かつ機動的な市場監視 ⑤ クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家等による不正取引への対応 ⑥ 不正取引に対する迅速・効率的な取引調査の実施 ⑦ ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施 ⑧ 課徴金制度の適切な運用 ⑨ 犯則事件に対する厳正な調査の実施 ⑩ 自主規制機関との適切な連携 ⑪ 市場参加者の規律強化に向けた取組み
	4 市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備	① 金融商品取引業者等に対する効果的かつ効果的な監督の実施 ② 金融商品取引業者等に対する効果的かつ効果的な検査の実施 ③ 金融商品取引業者等の自主規制機関との適切な連携
	5 市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備	① 適正な会計監査の確保のための態勢整備に向けた取組みの実施 ② 公認会計士・監査法人等に対する適切な監督 ③ 品質管理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確な検査 ④ 海外監査監督当局との協力・連携 ⑤ 優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進
IV 横断的施策	1 国際的な政策協調・連携強化	① 国際的な金融規制の策定や影響の評価に関する議論への戦略的な対応 ② 海外当局との連携強化等 ③ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への対応
	2 アジア諸国をはじめとする新興国の金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調	① アジア諸国をはじめとする新興国の金融・資本市場の整備の促進等
	3 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備	① 金融サービスの提供者を対象とした金融行政のあり方・アプローチの見直し ② FinTechへの対応 ③ 規制・制度改革等の推進 ④ 事前確認制度の適切な運用 ⑤ 官民による持続的な対話の実施
	4 金融行政についての情報発信の強化	① 金融行政に関する広報の充実
	5 金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備	① 金融経済教育の推進

業務支援基盤の整備のための取組み（平成24～28年度）

分野	施策	平成28年度の主な事務事業の取組内容
1 人的資源	(1) 金融行政を担う人材の確保と資質の向上	① 職員の意識改革、組織として力を最大限に引き出すための人材育成及び組織活性化
2 知的資源	(1) 学術的成果の金融行政への導入・活用	① 金融行政の参考となる調査研究の実施 ② 産・官・学のネットワーク強化
3 その他の業務基盤	(1) 金融行政における情報システムの活用	① 最適化の早期実現、情報システムの見直しに伴う運用コストの削減 ② 情報セキュリティ対策の推進
	(2) 災害等発生時における金融行政の継続確保	① 災害等発生時における金融行政の継続確保 ② 災害等発生時に備えた訓練

	政府全体の動き	金融庁の動き
24 年 5 月		<ul style="list-style-type: none"> ・「第 20 回政策評価に関する有識者会議」開催（24 年 5 月 21 日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間：24 年 4 月～29 年 3 月）策定（24 年 5 月 31 日） ・「平成 24 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：24 年 4 月～25 年 3 月）策定（24 年 5 月 31 日）
6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（24 年 6 月国会報告）	・「平成 22 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（24 年 6 月 8 日）
8 月		・「第 21 回政策評価に関する有識者会議」開催（24 年 8 月 10 日）
9 月		・政策評価（平成 23 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（24 年 9 月 7 日）
25 年 4 月	・「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」の一部変更（25 年 4 月政策評価各府省連絡会議了承）	
6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（25 年 6 月国会報告）	<ul style="list-style-type: none"> ・「第 22 回政策評価に関する有識者会議」開催（25 年 6 月 7 日） ・「平成 23 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（25 年 6 月 21 日） ・「平成 25 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：25 年 4 月～26 年 3 月末）策定（25 年 6 月 28 日）
8 月		・政策評価（平成 24 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（25 年 8 月 30 日）
12 月	・「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」改正（25 年 12 月 20 日政策評価各府省連絡会議了承）	

	政府全体の動き	金融庁の動き
26年5月		・「第23回政策評価に関する有識者会議」開催（26年5月30日）
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（26年6月国会報告）	・「平成24年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（26年6月13日）
7月		・「平成26年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：26年4月～27年3月末）策定（26年7月1日公表）
8月		・政策評価（平成25年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（26年8月29日）
27年3月	・「政策評価に関する基本方針」の一部変更（27年3月閣議決定）	
4月	・「政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更（27年4月政策評価各府省連絡会議了承）	
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（27年6月国会報告）	・「平成25年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（27年6月12日） ・「第24回政策評価に関する有識者会議」開催（27年6月29日）
8月		・政策評価（平成26年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（27年8月31日公表） ・「平成27年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：27年4月～28年3月末）策定（27年8月31日公表）
28年5月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（28年5月国会報告）	・「平成26年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（28年5月20日）
6月		・「第25回政策評価に関する有識者会議」開催（28年6月8日）

※規制の新設又は改廃に係る政策について評価した結果は随時公表している。

平成27年度		平成28年度	
基本政策／施策	主な実績	測定結果	主な取組み
I 経済成長の礎となる金融システムの安定			
1 金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備	・「金融モニタリングレポート」の公表 ・「金融行政方針」に基づく金融モニタリングの実施	A	・効果的な金融モニタリング（監督・検査）の実施
2 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備	・証券化リスク・リテンション、資本バッファ等に関する監督指針及び関連告示等を整備	A	・国際的な議論も踏まえた金融システムの安定確保のためのルール整備
3 金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応	・マクロプルーデンス総括参事官室を設置し、内外の市場動向等についてより深度ある分析を実施したほか、金融システムの安定性に関するリスクを積極的に把握	A	・マクロ経済、金融市場等の把握・分析と金融機関のビジネス、貸出・運用動向等の実態把握
II 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上			
1 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備	・27年改正金融商品取引法に伴う関係政府令等の整備（いわゆる「プロ向けファンド」に係る制度整備） ・利用者保護法制の適切な運用	B	・利用者保護のための所要の政府令の整備 ・顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からモニタリングを実施
2 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	・各金融機関における取引先企業の事業性評価及びそれに基づく融資や本業支援等の取組みを促進	B	・質の高い金融仲介機能の発揮 ・金融機能強化法の適切な運用
3 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	・26年改正保険業法に伴う関係政府令等の整備（情報提供義務や意向把握・確認義務の導入等） ・N I S A の普及・定着を促進	B	・金融審議会「市場ワーキング・グループ」における、日本の市場・取引所を巡る諸問題についての検討 ・N I S A の普及・定着を促進
III 公正・透明で活力ある市場の構築			
1 市場インフラの構築のための制度・環境整備	・店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向けた関係政令・内閣府令の整備 ・有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）の整備（安定運用、改修対応等）	A	・中央清算されない店頭デリバティブ取引にかかる証拠金規制の整備 ・E D I N E T の整備（安定運用、改修対応等）
2 市場機能の強化のための制度・環境整備	・26年改正金融商品取引法に関する関係政府令等の整備（投資型クラウドファンディング等に係る制度整備等） ・「シュワードシップ・コード」及び「コーポレートガバナンス・コード」の定着に向けた情報発信・周知活動等（フォローアップ会議の設置等）	B	・上場企業の「コーポレートガバナンス」の実効性の向上を促す取組み ・金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告を受けた、より効果的・効率的な開示に向けた制度整備等の推進
3 市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備	・発行市場、流通市場全体に目を向けた市場監視を行うとともに、不正取引及び有価証券報告書等の虚偽記載等に対し、課徴金納付命令勧告や告発を実施	B	・取引手法の多様化や複雑化等に対応した機動的な市場監視 ・従来型の問題企業の摘発に加えて大規模上場会社における開示の適正性等の検証
4 市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備	・監督部局との連携を一層強化し、オン・オフ一体のモニタリングを推進するなど効率的かつ実効性ある検査を実施 ・金融商品取引業者について、重大な法令違反等が認められた事案に対して行政処分を求める勧告を実施	B	・監督当局や自主規制機関等との連携を一層強化するとともに、各社のビジネスモデル等により一層着目したリスクアセスメントを強化し、オン・オフ一体となったモニタリングを実施
5 市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備	・監査法人等に対し、適切な検査・監督を実施 ・I F I A R の事務局招致活動等	B	・監査法人等に対する厳格な検査・監督の実施 ・I F I A R 事務局の東京設置の決定（28年4月）を受けて、同事務局開設に向けた必要な支援の実施
IV 横断的施策			
1 国際的な政策協調・連携強化	・国際的な金融規制改革等の議論における内外への発信提案 ・講演等を通じた規制の再検証に関する当庁の考え方の積極的な発信	A	・国際的な金融規制改革等の議論における内外への発信提案 ・規制の複合的な効果の検証に関する日本の立場を引き続き主張
2 アジア諸国をはじめとする新興国の金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調	・ヤンゴン証券取引所開設をはじめとするアジア諸国における金融インフラ整備の進展 ・「アジア金融連携センター」における研究員受入拡大	A	・アジア諸国をはじめとする新興国に対する金融インフラ整備支援 ・「グローバル金融連携センター」の運営
3 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備	・金融・資本市場活性化に係る施策の検討 ・情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案の国会提出 ・「FinTech サポートデスク」の設置	A	・金融サービスの提供者を対象とした金融行政のあり方・アプローチの見直し ・FinTech への対応
4 金融行政についての情報発信の強化	・情報の内容に応じた相応しい手段による情報発信	B	・英語による情報発信の強化
5 金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備	・「金融リテラシー・マップ」の改定及びガイドブック作成 ・大学における連携講座の拡充	B	・金融経済教育推進会議を通じた金融経済教育の効率的・効果的な推進
業務支援基盤の整備のための取組み			
1 (1) 金融行政を担う人材の確保と資質の向上	・組織として力を発揮できる体制に向けた取組みの推進 ・職員の実質向上に向けた取組みの実施	B	・職員が成長を実感することができる人材育成の方針の策定 ・多様で高い専門性を備えた人材確保・育成
2 (1) 学術的成果の金融行政への導入・活用	・研究成果報告書を公表 ・勉強会等の開催	B	・金融行政の参考となる調査研究の実施 ・産・官・学のネットワーク強化
3 (1) 金融行政における情報システムの活用	・「金融庁業務支援統合システム」の経費削減効果等の発現	B	・情報システム見直しに伴う運用コスト削減、情報セキュリティ対策の推進
3 (2) 災害等発生時における金融行政の継続確保	・業務継続計画を実践的な内容に見直し、実践的な訓練の実施	A	・業務継続計画等の検証・見直し、実践的な訓練の実施

(注) 測定結果 A:「目標達成」⇒8 B:「相当程度進展あり」⇒12

金融庁業務継続計画 (首都直下地震対応編)

< 概要 >

金 融 庁



「金融庁業務継続計画」の基本方針・想定災害

背景と位置付け

- 首都直下地震対策特別措置法 (H25.12施行)
- 首都直下地震緊急対策推進基本計画 (H26.3策定)
 - 首都中枢機関として、国会や中央省庁と並んで、金融決済業務を行う中央銀行及び主要な金融機関等を規定。
 - 重要な金融決済機能を当日中に復旧させる体制の整備。
 - 日本の金融決済機能に対する信用不安を軽減するため、重要なアナウンスを国内外に発信。
- 政府業務継続計画 (H26.3策定)

金融庁業務継続計画(首都直下地震対応編)

(H20.6策定、H27.12最終改定)

- 首都直下地震が発生した場合において、金融庁が優先して実施する業務やその業務を継続するための体制を規定。
- 本計画の適用範囲は首都直下地震であるが、当面、首都直下地震以外の災害についても、必要に応じて本計画を準用。
- 東日本大震災の経験や教訓を踏まえ、本計画を全面的に見直し (H23.12)。首都直下地震対策特別措置法等の策定に基づき改定 (H26.7)。より実践的な記載とする観点から改定 (H27.12)。

基本方針

- 国民の金融資産の保全を図り、国民生活や民間の金融・経済活動が中断する事態をできるだけ避け、その早期回復に努める。
- 金融庁の業務継続体制の確保に向けて、職員の安全を確保し、必要な執行体制を整備した上で、適切に行政資源を配分する。

想定災害・周辺環境想定

- 想定災害：
 - 「都心南部直下地震」(M7.3、東京23区の最大震度6強)
- 周辺環境想定：
 - 本庁舎：大きな物的損傷は発生せず、業務は遂行可。ただし、本庁舎で業務継続できない場合は代替庁舎への移転を検討
 - 電力：3日間程度は非常用発電で対応
 - 通信：固定電話については災害時優先電話や中央防災無線電話で対応
 - 上下水：上水については、本庁舎の受水槽で対応。中・下水については、排水調整槽等で対応

金融庁の非常時優先業務等

非常時優先業務等	
非常時優先業務	管理事務
<ul style="list-style-type: none"> ➤災害対策本部の設置・運営 <ul style="list-style-type: none"> •災害対策本部の設置・運営に関する庶務 •庁内で収集した金融市場・金融機関等の被災状況に関する情報の集約・整理 •外部関係者(政府災害対策本部、財務省、日本銀行等)との連絡・調整 •職員の参集・配置に関する総合調整 •災害対応に係る文書の記録・保存 •国会及び取材への対応 ➤金融市場等における状況の確認 ➤金融機関における状況の確認 ➤国民、金融機関、海外当局等への情報発信 ➤金融機関に対する被災者支援の要請 ➤被災者等からの相談受付 ➤EDINETの管理・運用 ➤公認会計士試験の実施に係る業務(期間を限定する非常時優先業務) 	<ul style="list-style-type: none"> ➤行政資源の被災状況の確認 <ul style="list-style-type: none"> •職員の安否確認 •本庁舎の設備等の被災状況の確認 ➤庁内情報システムの管理等 <ul style="list-style-type: none"> •庁内情報システムの障害への対応 •金融庁行政情報化LANシステムの運用 <div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p style="text-align: center;">＜金融庁と関係機関との概念図＞</p> <pre> graph TD A["政府災害対策本部 財務省、日本銀行 海外当局等"] <--> B["金融庁 災害対策本部"] B <--> C["金融機関 取引所 決済機関等"] B --> D["国民 (預金者、保険契約者、投資者等)"] A -- "迅速な情報収集・提供" --> B C -- "被災状況等の情報収集 機能維持・復旧の支援" --> B B -- "情報発信 国民生活や民間の金融・経済活動が 中断する事態の回避・早期回復" --> D </pre> </div>

想定災害発生時における職員の参集体制

非常時参集要員

災害発生時の対応

① 災害対策本部構成員

- 「防災業務計画」に基づき、特定の官職にある者を指定

- 参集可能な場合には、直ちに本庁舎に参集
- 本庁舎に参集する際は、その旨を予め指定するとりまとめ担当者に連絡
- 参集後は、非常時優先業務等チェックリストを活用し、各課室の非常時優先業務等の総合調整を実施

② 非常時参集者

- 各課室長が、非常時優先業務等を開始する時間までに本庁舎に参集できる各課室の職員を指定
- 必要人員と同数以上の職員を指定

- 指示を待つことなく、直ちに本庁舎に参集
- 本庁舎に参集する際は、その旨をとりまとめ担当者に連絡
- 参集後は、各課室の非常時優先業務等に従事

③ 第一参集予備者

- 各課室長が、非常時優先業務等を開始する時間までに本庁舎に参集できる各課室の職員を指定
- 非常時参集者との合計で必要人員の2倍以上の職員を指定

- とりまとめ担当者から参集要請があった場合又は災害対策本部が設置されることを認識した後1時間以内に担当者と連絡がとれない場合は、本庁舎への参集を開始
- 参集後は、各課室の非常時優先業務等に従事

④ 第二参集予備者

- 非常時優先業務等以外の業務を担当する各課室の職員で本庁舎から約6km以内に居住する職員とする

- 当面は自宅や避難所等の安全な場所で待機
- 災害対策本部から参集の要請があった場合は、本庁舎への参集を開始
- 参集後は、必要人員が不足している課室の業務を補助

業務継続のための執務環境の整備

庁舎

- 災害発生時における本庁舎の点検体制や復旧手順、関係者との役割分担等を定めたマニュアルを整備。
- 本庁舎で業務が継続できない場合に備え、代替庁舎への移転も想定。

備蓄

- 参集要員の一週間分及び参集要員以外の職員等の3日分の食料品や飲料水等の備蓄を確保。
- 毛布やヘルメット等の防災用品や、医薬品やバール、ジャッキ等の器具が内包されている防災キャビネット、停電時に備えて、ラジオやランタン、各種電池等を確保。

通信

- 金融機関等の関係者に連絡を取る必要性が高い部署を中心に、衛星電話や優先回線を措置した電話を配備。
- 一部の幹部等の自宅には衛星携帯電話を配備。

行政情報システム

- 行政情報化LANシステムについて、適切な管理・運用体制を整備。
- EDINETは、災害時でも最低限の業務を継続する観点から、バックアップセンターを設置。

広報

- 金融庁ウェブサイトのサーバは二重化し、バックアップセンターを設置しているほか、免震構造や自家発電装置等を完備したデータセンターに設置。
- ウェブサイトのほか、テレビ、新聞、ラジオ、twitterなど、情報発信媒体の多様化。

今後の取組み・本計画の見直し

今後の取組み

- 非常時優先業務等を円滑に実施できるよう、引き続き、衛星電話の増設など、連絡手段の強化を検討する。
- 内閣府の情報収集も踏まえ、仮設トイレ導入について検討する。

訓練・計画の見直し

- 職員を対象とした教育・訓練を実施するとともに、その内容については、実効性の高いものとなるよう絶えず見直す。
- 毎年の定期異動後、各課室の非常時優先業務等マニュアルの確認や訓練の実施を通じて、各課室における業務継続体制の実効性を検証する。
- 本計画は、毎年見直すことを基本として、必要に応じて適宜改定を行う。

「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令等（案）」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部の改正（案）」に対するパブリックコメントの結果等について

1. パブリックコメントの結果について

金融庁では、「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令等（案）」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部の改正（案）」につきまして、平成 26 年 7 月 1 日（火）から平成 26 年 7 月 31 日（木）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、8 の個人及び団体より延べ 116 件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方は別紙 1（PDF： KB）を御覧ください。

なお、本件とは直接関係しないコメントもお寄せいただきましたが、これらにつきましては、今後の金融行政の参考とさせていただきます。

2. 公布・施行日等について

（1）金融商品取引法施行令の一部を改正する政令

本件の政令は、平成 26 年 11 月 14 日（金）に閣議決定されており、本日公布され、附則第 2 項及び第 3 項については公布の日から施行し、その他については平成 27 年 9 月 1 日（火）から施行される予定です。

（2）金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

本件の府令は、本日公布され、平成 27 年 9 月 1 日（火）から施行される予定です。

（3）金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部の改正

改正後の「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」は、平成 27 年 9 月 1 日（火）から適用される予定です。

具体的な内容については別紙 2～別紙 7 を御参照ください。

なお、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 17 年内閣府令第 21 号）」についても一部改正を行っておりますが、これは、行政手続法第 4 条第 4 項第 1 号又は第 39 条第 4 項第 2 号、第 7 号若しくは第 8 号に該当するため、同法に定める意見公募手続は実施していません。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）

総務企画局市場課（内線 3687）

- （別紙 1）コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（PDF： KB）
- （別紙 2）金融商品取引法施行令の一部を改正する政令 新旧対照表（PDF： KB）
- （別紙 3）金融商品取引法施行令の一部を改正する政令 附則（PDF： KB）
- （別紙 4 - 1）金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令 新旧対照表（PDF： KB）
- （別紙 4 - 2）金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（別紙様式） 新旧対照表（PDF： KB）
- （別紙 5）内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 新旧対照表（PDF： KB）
- （別紙 6）金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令 附則（PDF： KB）
- （別紙 7）金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（PDF： KB）

平成27年金融商品取引法改正に係る政令・内閣府令の概要

《28年3月1日施行》

金融商品取引法の一部を改正する法律 (平成27年5月27日成立・6月3日公布)

政令・内閣府令のポイント

プロ向けファンドの届出者の要件

- 欠格事由(業務廃止命令を受けてから5年間、刑事罰に処せられてから5年間等)の導入
- 届出書の記載事項の拡充・公表

適格機関投資家の位置付け

- 実態を伴わない適格機関投資家排除のため、適格機関投資家の範囲や要件を設定

届出者に対する行為規制

- 適合性の原則、リスク等の説明義務等の導入
- 事業報告書の作成・提出、帳簿書類の作成等

問題のある業者への対応

- 監督上の処分(業務改善命令等)の導入
- 無届出・虚偽届出に係る罰則の引上げ(懲役1年以下→5年以下)等

- 当局によるファンドの実態のより適切な把握のため、以下の届出を義務付け
 - ファンドの投資内容・勧誘対象
 - ファンドに出資する全ての適格機関投資家(いわゆるプロ)の名称
 - 役員等の履歴書、欠格事由に該当しないことの確認書面
 - 適格機関投資家が投資事業有限責任組合のみである場合、運用資産残高を証する書面 等
- 投資家等がファンドの実態を確認できるようにするため、以下の公表を義務付け
 - 代表者の氏名、主たる営業所・事務所の住所、電話番号、HPアドレス
 - ファンドの事業内容、適格機関投資家の数 等

- 実態を伴わない適格機関投資家として特に問題が多く認められる投資事業有限責任組合の排除等のため、以下の場合にはプロ向けファンドとして認めない(=要登録)
 - 適格機関投資家が投資事業有限責任組合のみであって、5億円以上の運用資産残高(借入れを除く)を有しない場合
 - プロ向けファンドの届出者と密接に関連する者等からの出資割合が2分の1以上の場合

- 作成すべき帳簿書類として、顧客勘定元帳、運用明細書等を規定
- 提出すべき事業報告書の内容として、ファンドの詳細情報(資産構成等)を規定
- 公表すべき説明書類の内容として、出資金払込口座の所在地や資金の流れ等を規定

《ファンド出資者の範囲》

- プロ向けファンドに出資できる者の範囲を、以下の者に限定
 - 上場会社、資本金又は純資産5千万円以上の法人
 - 証券等口座開設後1年以上経過し、投資性金融資産を1億円以上保有する個人
 - 特例業務届出者の親会社等、子会社等、これらの役職員 等
- ベンチャー・ファンドに係る出資者の範囲については、上記のほか、上場会社の役員、会社の財務等に1年以上直接携わった役職員等を特例的に追加
 - ← 特例適用の条件として、ファンドのガバナンスの確保、決算情報の開示、監査の実施、公認会計士名の公表等、相応の体制整備がなされていることを規定

「ディスクロージャーワーキング・グループ」メンバー名簿

平成28年4月18日現在

座長	神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授
メンバー	石田 英和	前 大阪ガス（株）財務部 担当部長
	石原 秀威	新日鐵住金（株）執行役員財務部長
	上柳 敏郎	弁護士（東京駿河台法律事務所）
	大崎 貞和	（株）野村総合研究所主席研究員
	太田 洋	弁護士（西村あさひ法律事務所）
	大場 昭義	東京海上アセットマネジメント（株）代表取締役社長
	小畑 良晴	一般社団法人日本経済団体連合会経済基盤本部長
	川島 千裕	日本労働組合総連合会総合政策局長
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	熊谷 五郎	みずほ証券（株）市場情報戦略部上級研究員
	黒沼 悦郎	早稲田大学大学院法務研究科教授
	小足 一寿	三井住友信託銀行（株）執行役員業務部長
	逆瀬 重郎	前（株）日立製作所財務統括本部顧問
	静 正樹	（株）東京証券取引所取締役 専務執行役員
関根 愛子	日本公認会計士協会副会長	
永沢 裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会事務局長	
橋本 尚	青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授	
原田 喜美枝	中央大学商学部教授	
山内 公明	日本証券業協会執行役 自主規制本部長	
オブザーバー	竹林 俊憲	法務省民事局参事官
	高野 寿也	財務省大臣官房信用機構課長
	日置 純子	経済産業省経済産業政策局企業会計室長

(敬称略・五十音順)

制度開示に係る自由度の向上と
対話に資する情報の充実による、
効果的・効率的で適時な開示

企業と株主・投資者との
建設的な対話の促進

企業の持続的な成長と
中長期的な企業価値の向上

○ 制度開示（決算短信、事業報告等、有価証券報告書）の開示内容の整理・共通化・合理化

開示内容の自由度を高め、例えば、事業報告等と有価証券報告書の開示内容の共通化や、欧米に見られるような両者の一体的な書類としての開示などをより容易に

○ 非財務情報の開示の充実

有価証券報告書の経営方針・経営成績等の分析等の記載を充実。任意開示も活用し、対話に資する情報の開示を促進

① 決算短信

- ・ 監査・四半期レビューが不要であることの明確化
- ・ 速報性に着目し記載内容を削減
- ・ 記載を要請する事項をサマリー情報、業績概要、連結財務諸表等に限定

② 事業報告等

- ・ 経団連ひな形に即している必要はない旨を明確化し、有価証券報告書との記載の共通化や一体化を容易に

③ 有価証券報告書

- ・ 事業報告との共通化（大株主の状況の計算における自己株式の取扱い）
- ・ 記載の重複排除のための開示内容の合理化（新株予約権等）
- ・ 経営方針等や経営者による経営成績等の分析等の記載を充実

○ より適切な株主総会日程の設定を容易とするための見直し

開示の日程、手続に係る自由度を高め、株主総会までに十分な期間を置いて情報が開示されるなど、対話に資する情報のより適時な開示を促進

① 株主総会日程の後ろ倒しを容易にする開示の見直し

- ・ 大株主の状況の開示に関し、大株主判定の基準日設定を柔軟化

② 事業報告等の電子化の推進

- ・ 議決権行使率への影響等に留意しつつ、個別の同意なしに電子化できる書類の範囲を拡大

○ その他

- ① 単体IFRSの任意適用の検討
- ② フェア・ディスクロージャー・ルールの導入に向けた検討の実施
- ③ 投資者のリテラシー向上等に向けた取組みの充実

平成 28 年 3 月 25 日
金融庁

有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項について (平成 28 年 3 月期以降)

平成 28 年 3 月期以降の事業年度に係る有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項を、以下のとおり取りまとめました。有価証券報告書提出会社は、これらの点に留意して有価証券報告書を作成し、各財務局若しくは福岡財務支局又は沖縄総合事務局へ提出してください。

1. 新たに適用となる開示制度・会計基準に係る留意すべき事項

平成 28 年 3 月期に新たに適用となる開示制度のうち、主なものは以下のとおりです。新たに適用となる開示制度・会計基準に係る留意すべき事項の詳細については[別紙 1](#)をご参照ください。

- ・ [「企業結合に関する会計基準」等の公表を踏まえた連結財務諸表規則等の改正](#)

2. 平成 27 年度有価証券報告書レビュー（重点テーマ審査及び情報等活用審査）を踏まえた留意すべき事項

現在、実施中である平成 27 年度有価証券報告書レビュー（重点テーマ審査及び情報等活用審査）に関して、現在までに把握された事象を踏まえた留意すべき点を[別紙 2](#)のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。

(参考)

- ・ 有価証券報告書レビューの概要については、[「有価証券報告書レビュー（概要）」](#)を参照してください。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)
総務企画局企業開示課開示業務室
(内線 2769、3666)

平成 28 年 3 月 25 日
金融庁**有価証券報告書レビューの実施について（平成 28 年 3 月期以降）**

金融庁では、有価証券報告書の記載内容の適正性を確保するため、各財務局、福岡財務支局及び沖縄総合事務局（「財務局等」）と連携し、「法令改正関係審査」、「重点テーマ審査」及び「情報等活用審査」を柱とした有価証券報告書レビュー（「有価証券報告書レビュー（概要）」参照）を実施しています。平成 28 年 3 月期以降の事業年度に係る有価証券報告書のレビューについては、以下の内容で実施します。

1. 法令改正関係審査

本審査は、法令改正等により有価証券報告書の記載内容が変更又は追加された重要な事項について審査を実施するものです。

今回は、平成 25 年 9 月に公表された「企業結合に関する会計基準」等を踏まえて改正された連結財務諸表規則等が適用されることから、同規則等に基づき適切な記載がなされているかどうかについて審査を実施します。

このため、連結財務諸表を日本基準で作成している有価証券報告書提出会社は、別添の「調査票」に回答していただき、有価証券報告書の提出日後、所管の財務局等にご提出ください。なお、具体的な提出方法等については、所管の財務局等から別途ご連絡いたします。

2. 重点テーマ審査

本審査は、特定の重点テーマに着目して審査対象となる会社を抽出し、当該会社に対して所管の財務局等から個別に送付します質問事項に回答していただくことで（ヒアリングを行うこともあります）、より深度ある審査を実施するものです。

今回（平成 28 年 3 月期以降）の重点テーマは、以下のとおりです。審査対象となる会社には、所管の財務局等から別途ご連絡いたします。

〔重点テーマ〕

- ・ 工事契約に関する会計処理・開示
- ・ 棚卸資産に関する会計処理・開示
- ・ 包括利益計算書
- ・ 1 株当たり情報

3. 情報等活用審査

上記の重点テーマに該当しない場合であっても、適時開示や報道、一般投資家等から提供された情報等を勘案して審査を実施するものです。審査対象となる会社には、所管の財務局等より、個別の質問事項を送付させていただくことがあります。

（参考）開示義務違反等に関する金融庁の情報受付窓口（[ディスクロージャー・ホットライン](#)）

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)
総務企画局企業開示課開示業務室
(内線 2769、3666)

平成 27 年 11 月 20 日
金融庁

平成 26 年度有価証券報告書レビューの重点テーマ審査及び情報等活用 審査の実施結果について

金融庁は、有価証券の発行者が提出する有価証券報告書の記載内容について、より深度ある審査を行うため、財務局等と連携して、「法令改正関係審査」、「重点テーマ審査」及び「情報等活用審査」を柱とした有価証券報告書レビューを実施しています。

平成 26 年度についても、平成 26 年 3 月 31 日に公表した[「有価証券報告書レビューの実施について\(平成 26 年 3 月期以降\)」](#)のとおり実施し、この度、「重点テーマ審査」及び「情報等活用審査」の実施結果を取りまとめましたので、[別紙](#)のとおり公表します。

(概要)

- 平成 26 年 3 月 31 日から平成 27 年 3 月 30 日までを決算期末とする有価証券報告書の提出会社(4,027 社)のうち、重点テーマに着目するなどにより抽出した会社(360 社)に対して、重点テーマ審査及び情報等活用審査を実施しました。この結果、今回の重点テーマ等に係る開示項目について、例えば、別紙に記載したような有価証券報告書の記載が適切ではないと考えられる事例が確認されました。

(参考)

- 有価証券報告書レビューの概要については、[「有価証券報告書レビュー\(概要\)」](#)を参照してください。
- 平成 27 年度(平成 27 年 3 月期以降)の有価証券報告書レビューの実施内容については、[「有価証券報告書レビューの実施について\(平成 27 年 3 月期以降\)」](#)(平成 27 年 3 月 31 日公表)を参照してください。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)
総務企画局企業開示課開示業務室
(内線 3666、2769)

資料3-3-6 有価証券届出書を提出せずに有価証券の募集を行っている者の名称等について
(警告書の発出を行った発行会社等)

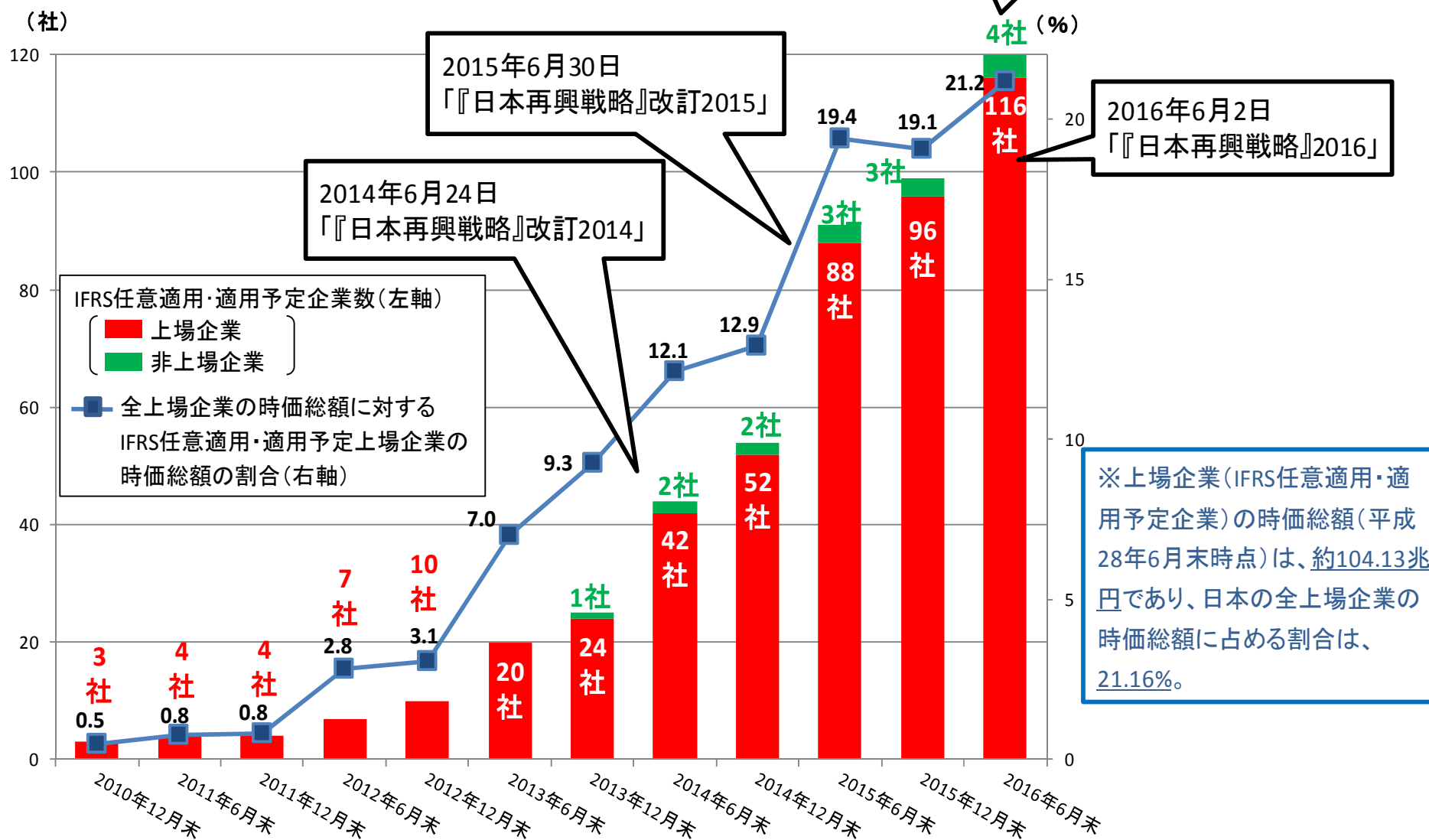
○ ご覧いただく場合の留意事項

- ・ 掲載されている発行会社等は、警告書の発出を行った時点で無届募集を行っているおそれがあると認められた者に限られています。そのため、掲載されていない者でも、無届募集に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。
- ・ 掲載されている発行会社等について、必ずしも、現在の状況を示すものではありません。また、その名称及び所在地等について、現時点のものでない場合があります。

商号又は名称	所在地	備考	掲載時期
グローバルアジアホールディングス株式会社	東京都港区西新橋二丁目22番1号		平成27年8月
ライビスマネジメント株式会社	名古屋市千種区今池五丁目3番6号	旧所在地：名古屋市中区丸の内一丁目1番13号	平成27年5月
プリベントホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋人形町三丁目3番13号		平成27年1月
株式会社ユリアインターナショナル	東京都新宿区新宿二丁目4番2号		平成26年9月
新日本マテリアル株式会社	鹿児島県鹿児島市金生町2-1	旧商号：天成ホールディングス株式会社 旧所在地：鹿児島県鹿児島市永吉一丁目2-22、 東京都中央区日本橋蛸殻町1-2-3	平成26年2月
株式会社エヌ・ブラッド	埼玉県さいたま市南区大字太田窪1859番地7	旧所在地：大阪府中央区天満橋京町2番6号	平成24年10月
株式会社NSJ	大阪府中央区今橋一丁目7番19号	旧所在地：大阪府西区北堀江一丁目1番23号	平成24年6月
株式会社生物化学研究所	山梨県中央市乙黒326番地9	旧所在地：山梨県甲府市中小河原町571番地	平成22年11月
ワールド・リソースコミュニケーション株式会社	東京都港区西新橋2-23-11 御成門小田急ビル9階	旧商号：アフリカントラスト株式会社、アフリカパートナー株式会社	平成22年10月

※平成22年6月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

日本におけるIFRS適用状況



※ 日本では、2010年3月31日以後終了する連結会計年度より、国際会計基準(IFRS)の任意適用を開始。

平成 28 年 3 月 31 日

金融庁

国際会計基準（IFRS）に基づく連結財務諸表の開示例の公表について

金融庁は、平成 22 年 3 月期から IFRS の任意適用が開始される際、企業が IFRS に基づく連結財務諸表を作成するにあたっての実務の参考として、「国際会計基準に基づく連結財務諸表の開示例」を公表（平成 21 年 12 月）しました。

その後、平成 27 年 6 月 30 日に閣議決定された『日本再興戦略』改訂 2015』において、「IFRS 適用企業や IFRS への移行を検討している企業等の実務を円滑化し、IFRS の任意適用企業の拡大促進に資するとの観点から、IFRS 適用企業の実際の開示例や最近の IFRS の改訂も踏まえ、IFRS に基づく財務諸表等を作成する上で参考となる様式の充実・改訂を行う」こととされました。

これを受け、IFRS に基づく連結財務諸表の作成にあたって企業の実務の参考となるものを示す観点から、今般、「国際会計基準に基づく連結財務諸表の開示例」を改訂し、「IFRS に基づく連結財務諸表の開示例（以下、「開示例」という。）」として取りまとめました。

IFRS に基づく連結財務諸表の開示例

本開示例のポイントは以下のとおりです。

○ 最新の IFRS に対応

これまでの開示例は、IFRS 任意適用開始時点（平成 22 年 3 月期）の基準に基づくものでしたが、本開示例は、その後の IFRS 第 9 号（金融商品）の改訂など、平成 28 年 3 月期までの IFRS の改訂を反映しています。

○ IFRS の規定に基づく説明の充実

これまでの開示例は、表形式による開示例と、その根拠となる IFRS の規定を記載していましたが、本開示例は、企業が IFRS に基づく開示を検討する際の理解が深まるよう、表形式による開示例と根拠となる IFRS の規定とを結びつける説明を充実させています。

本開示例は、IFRS において明示的に開示を求められていないものは義務的な開示であるとの誤解をさけるため含めないこととするとともに、IFRS 任意適用企業の実際の開示を参考に多くの企業において必要になると考えられる項目に絞り込むことで、企業の開示負担にも配慮したものとしています。

金融庁においては、今後も継続的に開示例について検討していくこととして
います。開示例について御意見がありましたら、平成 28 年 9 月 30 日（金）ま
でに、氏名（法人その他の団体にあつては名称）、職業（法人その他の団体にあ
つては業種）、連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を付記の上、
kaijirei@fsa.go.jpにお寄せください。電話による御意見は御遠慮願います。

本意見募集は、法令等に係る意見募集とは異なり、開示例の検討に活用する
観点から行うものですので、お寄せ頂いた御意見について回答することはいた
しません。

なお、本開示例はあくまでも例示であり、IFRS に基づく連結財務諸表の様式
及び内容を拘束するものではありません。また、個々の企業の事業内容や重要
性等によって必須の開示を求めるものではないことにご留意下さい。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）

総務企画局企業開示課（3887、3657）

平成 27 年 9 月 4 日
金融庁

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について

1. パブリックコメントの結果

金融庁では、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等につきまして、平成 27 年 6 月 30 日（火）から平成 27 年 7 月 30 日（木）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、4 団体・1 個人から 16 件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は（別紙 1）を御覧ください。なお、本件とは直接関係しないコメントもお寄せいただきましたが、これらにつきましては、今後の改正に当たっての参考とさせていただきます。

また、具体的な改正等の内容については、（別紙 2）～（別紙 9）を御参照ください。

2. 公布・施行日

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令等は本日付で公布・施行されました。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）

総務企画局企業開示課

（連結財務諸表規則等関係 内線 3810、3887）

（開示府令関係 内線 3665）

総務企画局市場課

（金商業等府令関係 内線 3943）

総務企画局企画課信用制度参事官室

（銀行法施行規則等関係 内線 3684、3577）

（別紙 1）コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

- (別紙 2) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令
- (別紙 3) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等 新旧対照表
- (別紙 4) 労働金庫法施行規則の一部を改正する命令
- (別紙 5) 労働金庫法施行規則 新旧対照表
- (別紙 6) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件
- (別紙 7) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件 新旧対照表
- (別紙 8) 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（連結財務諸表規則ガイドライン）等 新旧対照表
- (別紙 9) 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第 93 条に規定する指定国際会計基準に含まれる解釈指針について 新旧対照表

※ 別紙については、金融庁ウェブサイトをご覧ください。

—会計監査の信頼性確保のために—

「会計監査の在り方に関する懇談会」提言

平成 28 年 3 月 8 日

目 次

I. はじめに.....	1
II. 会計監査の信頼性確保のための取組み	2
1. 監査法人のマネジメントの強化.....	2
(1) 監査法人のガバナンス・コード.....	4
(2) 大手上場企業等の監査を担える監査法人を増やす環境整備.....	4
2. 会計監査に関する情報の株主等への提供の充実.....	5
(1) 企業による会計監査に関する開示の充実.....	5
(2) 会計監査の内容等に関する情報提供の充実.....	6
3. 企業不正を見抜く力の向上.....	8
(1) 会計士個人の力量の向上と組織としての職業的懐疑心の発揮.....	8
(2) 不正リスクに着眼した監査の実施.....	9
4. 「第三者の眼」による会計監査の品質のチェック.....	9
(1) 監査人の独立性の確保.....	10
(2) 当局の検査・監督態勢の強化.....	10
(3) 日本公認会計士協会の自主規制機能の強化.....	11
5. 高品質な会計監査を実施するための環境の整備.....	12
(1) 企業の会計監査に関するガバナンスの強化.....	12
(2) 実効的な内部統制の確保.....	13
(3) 監査における IT の活用.....	13
(4) その他.....	14
III. おわりに.....	15

会計監査の在り方に関する懇談会メンバー

(平成28年3月8日現在)

	氏名	現職
座長	脇田 良一	名古屋経済大学大学院教授 明治学院大学名誉教授
メンバー	引頭 麻実	(株)大和総研常務執行役員
	倉貫 浩一	読売新聞東京本社論説委員
	斎藤 静樹	東京大学名誉教授
	関 哲夫	(株)みずほフィナンシャルグループ取締役
	初川 浩司	公認会計士
	八田 進二	青山学院大学大学院教授
	森 公高	日本公認会計士協会会長

[50音順、敬称略]

I. はじめに

資本市場の信頼性を確保し、成長資金が供給されるようにしていくためには、企業が財務情報を適正に開示することが必要である。また、企業が経営戦略を策定し、持続的な成長・中長期的な企業価値の向上を目指すうえでも、自らの財務状況を的確に把握し、株主・投資家等と共有することが不可欠である。

会計監査は、このような企業による財務状況の的確な把握と適正な開示を確保し、その適正・円滑な経済活動を支え、これを日本経済の持続的な成長につなげていく前提となる極めて重要なインフラである。

このため、公認会計士法第1条においては、「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする」ことが規定されている。

これまで、関係者においては、会計監査の充実に向けて累次の取組みが行われてきた。しかしながら、最近の不正会計事案などを契機として、改めて会計監査の信頼性が問われている。

このような状況のもと、昨年10月に「会計監査の在り方に関する懇談会」（以下「懇談会」という）が設置され、会計監査をとりまく環境の変化や最近の不正会計事案の要因等を踏まえ、会計監査の信頼性を確保するために必要な取組みについて、幅広く議論を行ってきた。

本提言は、懇談会における会計監査の信頼性確保のための取組みについての議論を取りまとめ、公表することとしたものである。

Ⅱ. 会計監査の信頼性確保のための取組み

会計監査の充実に向けた累次の取組みを通じ、会計監査を実施するための規制・基準は相当程度整備されてきた。しかしながら、最近の不正会計事案などを契機として、改めて会計監査の信頼性が問われる状況に至っている。

こうした背景には、

- ・これらの規制・基準が監査の現場に十分に定着していない、
- ・こうした規制・基準を定着させるための態勢が監査法人や企業等において十分に整備されていない、
- ・そのような態勢整備がなされているかを外部から適切にチェックできる枠組みが十分に確立されていない、

といった要因があるのではないかと考えられる。

また、不正会計問題への対応に際しては、いたずらに規制・基準を強化するのではなく、その費用と便益を検証しつつ、問題の本質に焦点を当てた対応を取るべきである。

このような観点から、会計監査の信頼性確保に向けて講ずるべき取組みは、以下の5つの柱に整理される。

- (1) 監査法人のマネジメントの強化
- (2) 会計監査に関する情報の株主等への提供の充実
- (3) 企業不正を見抜く力の向上
- (4) 「第三者の眼」による会計監査の品質のチェック
- (5) 高品質な会計監査を実施するための環境の整備

その具体的な施策の内容は以下のとおりである。

1. 監査法人のマネジメントの強化

最近の不正会計事案においては、大手監査法人の監査の品質管理体制が形式的には整備されていたものの、組織として監査の品質を確保するためのより高い視点からのマネジメントが有効に機能しておらず、これ

により、

- ・ 監査の現場やそれを支える監査法人組織において職業的懐疑心が十分発揮されていなかった、
 - ・ 当局の指摘事項を踏まえた改善策が組織全体に徹底されていなかった、
 - ・ 監査品質の確保に重点を置いた人事配置・評価が行われていなかった、
- などの問題が生じていたことが指摘されている。また、他の大手監査法人についても、当局の検査等において、マネジメントの不備が監査の品質確保に問題を生じさせている原因として指摘されているところである。

監査法人は5人以上の公認会計士を含む者の出資により設立され、出資者である各社員（パートナー）が経営に直接に関与し、相互に監視することによって組織の規律を確保することを基本としている。一方、現実には、大手上場企業を中心とする企業活動の複雑化・国際化に対応して監査法人の大規模化が進展し、大手上場企業やこれに類する大企業（以下「大手上場企業等」という）の監査の大部分を担う大手監査法人は人員が数千人を超える規模、それに続く準大手監査法人でも百人を超える規模となっている。

経営陣によるマネジメントが、このような規模の拡大と組織運営の複雑化に対応しきれていないことが、監査の品質確保に問題を生じさせている主な原因の一つであると考えられる。

このため、とりわけ大手上場企業等の監査の担い手となる監査法人を念頭に、その運営について明確な権限と責任を定めた実効的なガバナンスを確立し、組織全体にわたってマネジメントを有効に機能させる必要がある。併せて、このような組織的な運営の状況を外部からチェックできるようにするとともに、組織的な運営が有効に機能している監査法人が評価されるようにするため、監査法人の運営の透明性を向上させることが必要である。

また、国内の監査市場においては、大手の4監査法人が上場時価総額ベースで9割以上の上場企業の監査を担っており、このような監査市場の寡占化が、企業、特に大手上場企業を中心とする大企業による監査法人の選択の余地を狭めていること、また、このような寡占が品質向上に向けた競争を阻害している懸念があることも指摘されている。このため、大手上場企業等の監査を担う能力を有する監査法人を増やしていくための環境整備に取り組む必要がある。

(1) 監査法人のガバナンス・コード

大手上市企業等の監査の担い手となる監査法人において実効的なガバナンスを確立し、マネジメントを有効に機能させていくための取組みを進めるにあたっては、こうした大規模な組織の運営において確保されるべき原則（プリンシプル）がまずもって確認されていることが必要であると考えられる。

一方、実際のガバナンスやマネジメントの形態は、各法人の規模や特性等に応じて、違いが出てくることも考えられることから、組織的な運営の形態について一律のルールを定めて対応することは適当でなく、各監査法人がプリンシプルの実現に向け、創意工夫を行いながら対応をとることができるような仕組みを考えていくことが望ましい。

イギリス及びオランダにおいては、このような考え方に立ち、監査法人の組織的な運営について、ルールベースではなく、プリンシプルベースの「監査法人のガバナンス・コード」（以下「コード」という）が導入され、このようなコードのもと、各監査法人が、それぞれにガバナンスを確立しマネジメントを機能させることができるようにするとともに、組織運営についての透明性を確保するための開示等を充実させることで、その実効性を確保する取組みが行われている。

こうした例を参考に、我が国においても、監査法人の組織的な運営のためのプリンシプルを確立し、各法人に対して、当該プリンシプルを実現するための自律的・実効的な対応を求めるべきである。その際、各法人による組織運営の状況についての開示を充実させることにより、その実効性を確保し、監査法人の切磋琢磨を促していくことが重要である。

コードの具体的な内容としては、大手上市企業等の監査を担う一定規模以上の監査法人への適用を念頭に置きつつ、例えば、職業的懐疑心の発揮を促すための経営陣によるリーダーシップの発揮、運営・監督態勢の構築とその明確化、人材啓発、人事配置・評価の実施等について規定することが考えられる。その詳細については、我が国の監査法人を取り巻く環境や課題に照らしつつ、金融庁のリーダーシップの下、幅広い意見を参考にしながら早急に検討が進められていくべきである。

(2) 大手上市企業等の監査を担える監査法人を増やす環境整備

コードの導入によって、準大手監査法人等、大手監査法人以外の監査

法人においても、実効的なガバナンスを確立し、マネジメントをより有効に機能させるとともに、その実施状況を市場参加者や当局等が外部からチェックすることで、これらの監査法人の監査品質の向上につながっていくことが考えられる。これにより、より多くの監査法人が大手上場企業等の監査を担えるようになることが期待される。

また、当局と大手・準大手監査法人等との間で協議会等の継続的な対話の場を設け、大手上場企業等の会計監査をめぐる課題等について問題意識の共有を図り、監査業務の水準を向上させていくことも、大手上場企業等の監査を担える監査法人を増やしていくための環境整備につながるものと考えられる。

2. 会計監査に関する情報の株主等への提供の充実

企業の株主は、会計監査の最終的な受益者であり、株主総会において、監査人の選解任を最終的に決定する役割を担っている。

このような株主の判断が適切に行われるためには、監査役会・監査委員会・監査等委員会（以下「監査役会等」という）による監査人の評価を含め、株主に必要な情報提供が行われることが前提となる。諸外国においてもこのような観点から様々な取組みが行われており、我が国においても、企業、監査法人、当局のそれぞれにおいて、会計監査に関する情報の株主等への提供の充実に取り組み、会計監査の透明性向上に努めるべきである。

会計監査の透明性の向上を通じて、企業の株主によって監査人の評価が適正に行われるようになり、高品質と認められる会計監査を提供する監査法人等が評価され、企業がそのような評価に基づいて監査を依頼するようになることが期待される。これにより、より高品質な監査を提供するインセンティブの強化や、そのような監査に株主や企業が価値を見出すことによる監査法人等の監査報酬の向上等を通じて、市場全体における監査の品質の持続的な向上につながっていく好循環が確立されることが望まれる。

(1) 企業による会計監査に関する開示の充実

会計監査の透明性向上による好循環を実現していくためには、まず、企業が適正な監査の確保に向けて監査人とどのような取組みを行っているか、監査役会等が監査人をどのように評価しているか等について、

株主に対して適切に情報提供することが必要である。こうした観点から、有価証券報告書等における会計監査に関する開示の内容を充実させるべきである。

また、例えば、監査人の独立性を評価するにあたっては、当該監査人がその企業の監査に従事してきた期間などは重要な情報であり、こうした情報を有価証券報告書等に記載することを検討すべきである。

(2) 会計監査の内容等に関する情報提供の充実

会計監査の透明性を向上させるためには、企業側からの情報提供に加え、監査法人等が積極的にその運営状況や個別の会計監査等について情報提供していくべきである。また、当局等においても情報提供の充実に努めるべきである。

① 監査法人等のガバナンス情報の開示

株主等が監査法人等を適正に評価するためには、監査法人等が、その運営状況等の情報を適切に提供することも必要である。イギリスやオランダでは、監査法人等の運営状況等について株主・投資家等に情報提供するための報告書の公表が求められており、コードにおいて、監査法人のガバナンス情報等についても、当該報告書に盛り込むことが求められている。

適正に会計監査が評価されるよう、我が国においても、監査法人がそのガバナンスの状況や会計監査の品質確保のための取組み等について開示・説明することを求めるべきである。

② 監査報告書の透明化等

現在の監査報告書は、財務諸表が適正と認められるか否かの表明以外の監査人の見解の記載は限定的となっている。一方、例えばイギリスでは、会計監査の透明性を高めるため、財務諸表の適正性についての表明に加え、監査人が着目した虚偽表示リスクなどを監査報告書に記載する制度が導入されている。EU も本年から同様の制度を導入する予定であり、アメリカにおいても、導入に向けた検討が進められている。

このような、いわば「監査報告書の透明化」について、株主等に対する情報提供を充実させる観点から、我が国においても検討を進

めるべきである。¹

③ 監査人の交代時における開示の在り方

監査人の交代の理由・経緯、例えば会計処理に関して企業と監査人との意見の不一致等があったかどうか、は株主や投資家にとって極めて重要な情報である。このため、監査人の交代の理由等は、企業が臨時報告書で開示することが求められており、対象となった監査法人等の意見も同報告書における企業の開示を通じて記載されることとなっている。しかしながら、臨時報告書による開示については、企業による説明の内容が表層的・定型的となっており、株主等の十分な参考になっておらず、監査法人等からも具体的な意見が出にくいケースがある、との指摘がある。

このため、監査人の交代の理由等の開示について、株主等にとってより有用な情報の提供を確保することが必要である。したがって、監査人の交代の理由等についてより充実した開示を求めるとともに、例えば、日本公認会計士協会（以下「協会」という）において、監査法人等が交代の理由等に関して適時意見を述べる開示制度を設けるなど、開示の主体やその内容などについて、改めて検討がなされるべきである。こうした取組みは監査人の独立性の確保にも資するものと期待される。

④ 当局による会計監査に関する情報提供の充実

このほか、公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という）によるモニタリング活動の成果を、株主等が会計監査に対する理解を深めることに資するような形で整理して公表する（「モニタリングレポート」）ことが適当であると考えられる。²

¹ このほか、会計監査の透明性を向上させる観点からは、アメリカを中心に、監査の品質を測定する指標（Audit Quality Indicators）の策定に向けた取組みも進んでいる。このような指標をめぐることは、共通の基準に基づく客観的な監査品質の評価を可能とすることが期待される一方、そのような指標の実現可能性や指標を念頭に業務を行う形式主義への懸念なども示されているところである。このため、まずは諸外国における指標をめぐる動向等をフォローしていくことが考えられる。

² 協会の品質管理レビューの成果についても、同様の公表を行うことが適当であると考えられる。

3. 企業不正を見抜く力の向上

最近の不正会計事案においては、

- ・ 製造原価がマイナスとなる異常値を監査チームの担当者が認識したにも関わらず、更なる検証や上司への連絡を行わなかった、
- ・ 製造工程における多額の原価の調整について企業側から説明を受け、一方の工程の仕訳について確認しながら、当然必要となるもう一方の工程の仕訳を確認しなかった、
- ・ 工事進行基準が適用される事案について、経営者が使用した重要な仮定の合理性や見積りの不確実性に関して当然行うべき検証を行わなかった、

など、会計士個人として、また組織として、企業不正を見抜く力が欠如していたことが指摘されている。

このような事態の再発を防ぐため、企業不正を見抜く能力と、不正の端緒を発見した際に経営者等と対峙して臆することなく意見を述べることができる気概を有する会計士を、どう育成し、確保するかが大きな課題である。また、会計士個人の力量の向上と同時に、監査法人等が組織として企業不正に適切に対応できるよう、実効的なガバナンスと有効に機能するマネジメントのもとに、しっかりとした監査の態勢を整備することが不可欠である。

(1) 会計士個人の力量の向上と組織としての職業的懐疑心の発揮

会計士個人の不正を見抜く能力を向上させ、不正の端緒を発見した際に経営者等と対峙できる気概を養っていくため、各監査法人等において、監査チーム内でのやり取りや上司による監査調書の査閲・指導を通じた監査の現場での訓練（OJT）を改めて強化していくことが重要である。

また、個々の会計士が初めて企業不正に直面する際に、その不正を見逃すことのないよう、教育研修を通じて、過去の不正の実例やその発見に至る端緒、必要な対応等についての理解を深めることも必要である。このほか、各監査法人等において、関連する資格の取得や企業への出向等の懲慥等、会計士の力量向上のための幅広い取組みが検討されるべきである。

監査の現場において企業不正に適切に対応するためには、会計士個

人の力量の向上に加え、会計士による職業的懐疑心の発揮を確保するための、組織としての態勢整備が必要である。例えば、監査チームの構成にあたり、監査先企業のビジネスモデルや想定されるリスク等を踏まえて個々の会計士の能力・経験を適切に組み合わせる、また、適切な審査体制を構築するなどの対応が必要である。

(2) 不正リスクに着眼した監査の実施

冒頭で述べたとおり、会計監査の充実に向けた累次の取組みを通じ、監査基準や品質管理基準、不正リスク対応基準等、会計監査を実施するための規制・基準は相当程度整備されてきた。しかしながら、これらの規制・基準をしっかりと現場にまで定着させ、不正リスクに対応した適切な監査を確保するための態勢が十分整備されていないことが問題とされている。

したがって、監査法人等には、実効的なガバナンスを確立し、マネジメントを有効に機能させることにより、これらの基準等の実施を徹底させ、不正について特段の注意を払うとともに、不正リスクに着眼した適切な監査手続を確保することが求められる。

4. 「第三者の眼」による会計監査の品質のチェック

監査業務は個別性・専門性が高く、企業の機密情報の取扱いを伴うことから、時に「ブラックボックス」とも言われるように、その過程や結果の適正性を外部からチェックすることが困難である。その結果、特に企業と監査人の関係が長期間にわたる場合、監査人の独立性が損なわれたり、職業的懐疑心の発揮が鈍らされたりすることとなり、適正な会計監査が確保できないおそれがある。

最近の不正会計事案においても、長期間にわたって同じ企業やその子会社の監査を担当した者が監査チームの中心となっていたことにより、企業側の説明や提出資料に対して職業的懐疑心に基づく検証が十分に実施できなかったことが、不正会計を見逃した一因として指摘されている。

適正な職業的懐疑心の発揮を促し、会計監査の品質・信頼性を確保するためには、監査人の独立性の確保を徹底することや、当局や協会といった独立した「第三者」による監査の品質チェックの実効性を向上させることが不可欠である。

(1) 監査法人の独立性の確保

監査法人の独立性の確保を徹底する観点から、EU では、監査法人を一定期間毎に強制的に交代させるローテーション制度の導入が決定されており³、我が国においても有効な選択肢の一つであると考えられる。

他方、監査法人のローテーション制度については、監査人の知識・経験の蓄積が中断されることにより監査品質が低下するおそれがある、あるいは、大手監査法人の数が限られている監査市場の現状を踏まえると、当該制度の円滑な導入・実施は現時点では困難であるとの指摘もある。

このため、まずは諸外国の最近の動向も踏まえつつ、我が国における監査法人のローテーション制度の導入に伴うメリット・デメリットや、制度を導入した際に実効性を確保するための方策等について、金融庁において、深度ある調査・分析がなされるべきである。

また、監査人の独立性を確保するため、監査チーム全体のローテーションを義務付けるべきといった議論がある。これについては監査法人のローテーションと同様、監査人の知識・経験の蓄積が中断され、監査の品質が低下するおそれがあるとの指摘に加え、同一法人内でローテーションを行うことにどこまで効果があるのか疑問視する見方等もあることを踏まえ、検討することが必要である。

(2) 当局の検査・監督態勢の強化

① 検査

審査会の大手監査法人に対する検査の頻度は、現状、2年に1度であることから、機動的な検査や必要なフォローアップが実施できていないのではないかと指摘がある。

³ 上場企業等に対して、一定期間毎に監査法人等を交代させる義務を課す EU の規則（レギュレーション）が平成 26 年 6 月に発効し、本年 6 月から適用される予定となっている。上場企業等に対する同一の監査法人等による監査期間は最長 10 年とされており、公開入札や共同監査を実施する場合は、より長い監査期間が許容されている。一度交代した監査法人等が再び監査人となるには、4 年間のインターバルが必要とされる。

実際にも、大手監査法人を中心に、審査会の指摘事項に対する改善策がガバナンスやマネジメント上の問題から監査の現場まで徹底されず、同様の指摘を繰り返し受けるケースが見られる。このため、大手監査法人に対する検査の頻度を上げ、コードの実施状況にも依拠しながら、根本原因であるガバナンスやマネジメントの状況の検証を含むフォローアップを強化するなど、検査の適時性・実効性を向上させるべきである。その際、協会との適切な役割分担を図りつつ、全体として監査の品質のチェックの実効性を向上させる必要がある。

② 監督

大手監査法人等について、ガバナンスやマネジメントの在り方が課題とされていることを踏まえれば、金融庁による監督においても、大手監査法人等に対しては、従来の個別の監査証明の適正性を確保するための監督にとどまらず、適正な会計監査の実施を確保するためのガバナンスが確立されているか、マネジメントが有効に機能しているかなど、問題の背後にある根本原因等にもより着目した監督を行うことで、その実効性向上を図っていく必要がある。こうした観点から、監督の枠組みについて検証し、必要があれば見直しを行うべきである。

(3) 日本公認会計士協会の自主規制機能の強化

公認会計士は、高い専門性を有する職業専門家として、企業の財務書類の監査証明を行う独占的な地位を与えられている。このようにして行われる会計監査が社会の信頼を確保していくためには、適正な会計監査の確保のため、会計士が自らその行動を厳しく律することが不可欠である。この意味で協会の自主規制機関としての役割は極めて重く、最近の不正会計事案の発生も踏まえ、自主規制機能の強化に真摯に取り組んでいく必要がある。

まず、協会の品質管理レビューによる監査の品質チェックについては、形式的なチェックに留まっているのではないかと、また、監査法人等のリスクに応じた適切なリソース配分ができていないのではないかと指摘がある。このため、レビューを各法人等のリスクに応じたより深度あるものとするなどの見直しを行うべきである。加えて、上場会社監査事務所登録制度についても、監査法人等が上場企業を監査するのに十分な能力・態勢を有していることが担保されるよう、厳格な

運用に努めるべきである。

このほか、協会による教育研修についても、企業不正の発見・防止や企業との対話等に係る能力の向上により重点を置いた見直しを行うべきである。

5. 高品質な会計監査を実施するための環境の整備

最近の不正会計事案においては、上場企業のガバナンスや内部統制は形式的には整備されていたものの、経営トップが当期利益至上主義のもとで予算の達成や実績見込みの上積みを強く求めたのに対し、内部統制が機能せず、監査委員会等もその監査機能を発揮できなかったことが指摘されている。

財務報告に係る内部統制を適切に整備し、適正な財務諸表を作成する責任は企業にある。このため、企業の会計監査に関するガバナンスの強化や実効的な内部統制の確立が、適正な会計監査の確保のために不可欠である。また、高品質な会計監査を実施するためには、ITの活用にも努めることが必要である。

(1) 企業の会計監査に関するガバナンスの強化

最近の不正会計事案においては、不正会計に関与していた元 CFO（最高財務責任者）が監査委員長に就任していた以外に、財務・経理に関する適切な知見を有する監査委員が存在しなかったことにより、監査委員会が独立性・客観性を確保できず、監査機能を適正に発揮できなかったことが、不正会計を発見できなかった一因として挙げられている。また、企業の側から監査人に対して十分な情報提供を行う態勢が整備されていなかったこと、内部通報制度が機能しなかったことも不正会計が発見できなかった要因として指摘されている。

不正会計の端緒を早期に発見し、これを防止するためには、各上場企業が、財務・経理に関して適切な知見を有する社外監査役等を選任するなど、監査役会等の独立性・客観性・実効性を高める必要がある。この点に関して、監査等委員会設置会社への移行は、監査役会等の独立性を高める観点から有効な対応の1つであるとの意見があった。

また、監査役会等及び取締役会において、十分な監査時間や監査人から経営陣幹部へのアクセス、監査人と企業との十分な連携等を確保

するための適切な態勢整備に取り組むことが求められる。

内部通報制度については、その窓口の存在を周知徹底するとともに、通報者が安心して意見を言える制度とするため、例えば、社外取締役・社外監査役を内部通報のレポートラインとするなどの取組みが求められる。

更に、監査人の報酬については、監査役会等の同意のもとで取締役会が決定する仕組みとなっているが、監査人の独立性の確保を図る観点から、監査報酬の決定の在り方については、引き続き幅広い観点から検討されることが望ましい。

(2) 実効的な内部統制の確保

最近の不正会計事案においては、経営トップの不正によって、当該企業の内部統制が機能不全に陥っていたことが指摘されている。我が国の内部統制報告制度については、制度実施のためのコスト負担が過大とならないようにするための方策を講じつつ、内部統制の実効性確保に努めてきたところである。

こうした考え方は引き続き維持されていくべきものとするが、例えば経営者の姿勢や取締役会等のガバナンス機能に関して実態を踏まえた具体的な評価の実施が徹底できているかなど、内部統制報告制度の運用状況については必要な検証を行い、制度運用の実効性確保を図っていくべきである。

(3) 監査における IT の活用

企業活動の国際化、複雑化が進展する中、取引等をより網羅的にチェックし、問題をより効果的に抽出していくため、各国の監査法人等を中心に、IT を活用した会計監査の手法に関する調査・研究が進められている。協会においても、IT を利用した監査の動向について研究を行っているところである。⁴

⁴ このほか、例えば国際監査・保証基準審議会（IAASB）においては、昨年、監査における IT の活用に関するワーキンググループが立ち上げられ、具体的な活用事例や、監査手続に与える影響について調査を実施している。

監査の現場における IT の活用が、業務の効率化や深度ある監査に繋がっていくことが期待される。また、電子化された監査調書等を有効に活用することにより、査閲や審査の高度化・効率化も期待される。

より多くの監査法人等において IT の有効な活用に向けた検討が進められ、リスクに応じたより深度ある会計監査の実施が可能となるよう、協会が積極的な役割を果たして、監査における IT の効果的な活用に向けた取組みを進めていくことが期待される。

(4) その他

適切な資質・力量を備えた会計士を育成・確保する観点からは、引き続き公認会計士資格の魅力の向上に取り組むとともに、公認会計士試験制度や実務補習等の在り方についても、継続的に検討を行っていくことが重要である。

Ⅲ. おわりに

以上が、会計監査の信頼性確保に向けた対応についての懇談会による提言である。会計監査に関わる関係者がこれらの提言の実現に取り組むことにより、

- ・ 監査法人等が実効的なガバナンスのもとで有効にマネジメントを機能させ、企業と共に高品質で透明性の高い会計監査を実施する、
- ・ 企業やその株主が監査の品質を適切に評価し、その評価を踏まえて監査法人等に監査を依頼するようになる、
- ・ このような動きが、より高品質な監査を提供するインセンティブの強化や、高品質な会計監査に株主や企業が価値を見出すことによる監査法人等の監査報酬の向上等につながる、

好循環が生まれることが期待される。このような好循環が確立されることにより、市場全体における監査の品質の持続的な向上につながっていくことが望まれる。

さらに、このような監査の品質と透明性の向上に伴い、大手上場企業等の監査の担い手となる監査法人の厚みが増し、大手上場企業等やその株主が、適切な評価のもとに、より幅広い選択肢のなかから、監査法人を選ぶことができるようになっていくことも期待される。

提言のうち、関係者において直ちに実施可能なものについては、速やかに実施に向けた作業が進められることを期待するとともに、懇談会としてもその進捗をフォローしていく。また、提言のうち、更なる調査・分析を必要とするものについては、関係者において速やかに調査等が行われることを求めたい。懇談会としても、調査等の結果を踏まえ、必要に応じて更なる検討を行っていく。

会計監査の在り方をめぐっては、なお様々な議論が行われているところである。懇談会としても、会計監査が資本市場を支える欠くことのできないインフラとしての役割を適切に果たしていく観点から、関係者による前向きな議論が引き続き行われることを期待するとともに、こうした議論を注視し、会計監査の在り方について、必要に応じて更なる検討を加えていくこととしたい。

外国監査法人等に対する検査監督の考え方

I 検査監督の基本的考え方について

金融庁及び公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、①外国監査法人等^(注1)の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり^(注2)、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局（以下「当該国当局」という。）が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないものとする。当該情報交換等に係る取極め等においては、当該国当局の職員が職業上の守秘義務に服すること、目的外使用が禁止されること等を要件とする。

金融庁・審査会は、これらの条件のいずれかが満たされず、相互依拠によることができない場合には、報告徴収及び検査を実施する。また、これら相互依拠の条件がすべて満たされている場合でも、当該国当局より継続的に情報を入手できない、又は特定の行政処分の判断に係る情報といった必要な情報の提供が確保されない等、上記取極め等が十分に履行されない場合には、当該情報に限り外国監査法人等から直接情報の徴収を行うものとする。

（注1）公認会計士法（以下「法」という。）第34条の35第1項の規定による届出をした者

（注2）同等性については、プリンシプルベースの評価基準を策定・公表した上で、各国の監査制度や監査人監督体制等を総合的に勘案して評価を行う。

II 検査監督の実施について

金融庁・審査会は、以下を基本として、報告徴収及び検査監督を実施するものとする。なお、実施に際しては、法制度等国毎の事情を勘案しつつ、適切に対応する。

1. 報告徴収

審査会は、外国監査法人等から、届出書等^(注3)として提出された情報に加え、原則として、3年に1度、当該国当局に通知した上で、以下の情報の提出を報告徴収により求める。

- ① 全ての外国監査法人等：監査法人等の状況、業務等の状況及び行政機関等^(注4)による検査・レビュー結果の情報
- ② 我が国の金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社の監査証明業務に相当すると認められる業務を行う外国監査法人等：①の情報に加え、

監査等に関する事項の概要及び品質管理のシステムに関連する規程を含む業務管理体制に関する情報

合理的な理由なく報告徴収に応じない場合には、原則として、当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することとする。ただし、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

なお、審査会は、必要かつ適当と認められる場合には、外国監査法人等から、上記情報の任意の提出を求めることとする。

(注3) 法第34条の36第1項及び第2項に規定する届出書(同法第34条の37第1項の規定による変更届出書を含む)及び添付書類

(注4) 外国監査法人等に関する内閣府令第5条第1項に規定する行政機関等

2. 検査対象先の選定等

審査会は、1.において徴収した情報及びその他の情報の分析を行い、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われているか、外国監査法人等における業務管理体制が有効に機能しているか等について、検査により確認することが必要と認められる場合には、当該外国監査法人等を検査対象先として選定する。

なお、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合、例えば、外国監査法人等による虚偽又は不当の証明に関する情報がある場合には、1.の手続きを経ずに、外国監査法人等に対する検査を実施することができる。この場合、当該外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知する。

3. 検査の実施

審査会は、外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知する。同時に、当該国当局との間で、審査会が行う検査と当該国当局が行う検査を同時に実施するよう、調整を図る。

審査会は、検査における検証対象に関して、個別監査業務については、我が国の金融商品取引法の規定により提出される財務書類^(注5)に係るものに限定する。業務管理体制についても、検査の効率化と外国監査法人等の負担軽減に努める。

(注5) 公認会計士法施行令第30条に規定する有価証券の発行者が、金融商品取引法の規定により提出する財務書類(法第34条の35第1項)

4. 検査結果の通知、フォローアップ

審査会は、日本語を原本として検査結果を通知し、英語による翻訳文を参考として添付する。

さらに、金融庁は、検査結果の指摘事項に関する改善計画の報告徴収を行うことを基本とする。ただし、検査協力等の場合で、当該国当局が当該外国監査法人等に対して報告徴収を行うことが、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、報告徴収を当該国当局に要請することも可能とする。

また、これに基づき改善の進捗状況の確認及び必要かつ適切な場合における指示（以下「フォローアップ」という。）を行うことを基本とする。当該国当局による当該外国監査法人等に対するフォローアップが、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、当該国当局によるフォローアップを要請することとする。

なお、次回検査を行った場合には、当該検査において審査会が改善状況を検証する。

5. 行政処分

審査会の勧告等に基づき、外国監査法人等の監査証明業務に相当すると認められる業務の運営が著しく不当と認められる場合には、金融庁は、原則当該国当局に通知した上で、業務改善指示を発出することを基本とする。また、合理的な理由なく改善計画の報告徴収に応じない場合又は改善計画が実施されていないことが検査等で判明した場合には、原則当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することを基本とする。

以上の場合において、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

外国監査法人等が、上記指示に従わないときは、金融庁は、その旨及びその指示の内容を公表することができる。その後、金融庁が指示に係る事項について是正が図られた旨の公表を行うまでの間、当該外国監査法人等が行う監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合であっても、当該証明は金融商品取引法上有効とはみなされない。

(以上)

諸外国の監査制度及び監査監督体制に関する同等性評価のガイダンス

I. 前文

金融庁及び公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、(1)外国監査法人等¹の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり、(2)情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、(3)相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないとしている。

金融庁及び審査会は、パブリックコメントの実施を経て、平成 21 年 9 月 14 日、上記の考え方を「外国監査法人等に対する検査・監督の考え方²」として公表した。この中で、金融庁は、同等性評価を行うに際して、その基準を策定・公表した上で、各国の監査制度や監査人監督体制等を総合的に勘案して行うとしていたところであるが、今般、監査制度及び監査監督体制の日本との同等性の評価に関する原則及びその評価の基準をとりまとめたので、これを公表するものである。

II. 同等性評価に際しての原則

諸外国の監査制度及び監査監督体制の同等性については、監督協力の実効性を確保する観点から、以下の 5 つの原則に基づき判断するものとする。なお、各国の同等性の判断に当たっては、制度の外観で判断するのではなく、制度全体の有効性について勘案し評価を行うこととする。

- ・ 監査プロフェッションから独立した、公的な監査人監督制度を有していること
- ・ 監督当局は監査の質を確保するための有効な検査・レビュー制度を行っていること
- ・ 監督当局は問題を特定した場合に改善処置を定め、又は処分を執行する権限を有していること
- ・ 監査人に対する適切な資格制度及び適切な監査基準を有していること
- ・ 監督当局はそれぞれの法的管轄域における活動に関して相互に依拠をすることが許されており、それを行う意思があること

¹ 公認会計士法第34条の35第1項の規定による届出をした者

² <http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20090914-2.html>

これらの原則は、金融庁が自ら報告徴収や検査を行う代わりに、外国監督当局との相互依拠に向けた協力体制を構築できるかの観点から検証されるものであって、評価は国毎の監査の質の保証を意図するものではない。

III. 同等性評価の基準

金融庁は同等性評価に際しての原則の適合性を評価する際に参照する事項を明確化すべく、以下の基準を設ける。

1. 監督構造

原則：監査プロフェッションから独立した、公的な監査人監督制度を有していること。

この原則は以下の基準により評価される。

- ・ 法的管轄域内において、例えば (1) 登録制度、(2) 基準の設定、(3) 監査の質に関する検査やレビュー、(4) 調査、改善及び処分措置といった、監査監督の制度があるか。
- ・ 公益のために活動している監査監督当局はあるか。
- ・ 監督当局は、適切な人員構成を有し、適切な責任と権限の綱領を持つか。
- ・ 監督当局は、運営において監査プロフェッションから独立しているか。その意思決定機関の過半数は (適切な冷却期間を伴った) 監査業務に従事していない者でなければならない。
- ・ 監督当局は適切な財源を持っているか。財源は、監査プロフェッションによる不適切な影響を受けてはならない。
- ・ 監督当局は登録の義務又はその他の手段を通じ、その法的管轄域で監査業務を提供している監査人又は監査法人等を適切に把握しているか。
- ・ 監督当局は、日本の証券市場で上場又は取引する企業の財務諸表を監査する、自己の法的管轄域の監査法人等を監督しているか。
- ・ 監督当局は、機密情報の保護のための適切な規定を持つか。
- ・ 監督当局は自己の活動要領及び成果を適切に公表することにより透明性及び説明責任を確保しているか。

2. 検査

原則：監督当局は監査の質を確保するための有効な検査・レビュー制度を行っていること。

この原則は以下の基準により評価される。

- ・ 監督当局は、適用される専門職業基準、独立性要件及びその他法律、規則、規制の遵守を評価するために、品質管理の方針及び監査手続についての検査の仕組みを有するか。
- ・ 検査手続が、監査プロフェッションによる品質管理レビューと連携して行われている場合は、監督当局は、レビューの範囲及び監査調書やレビューに必要なその他の情報への閲覧等、並びにレビューの結果に対するフォローアップといった、主要事項を管理しているか。
- ・ 監督当局は検査を繰り返し実施しているか。
- ・ 検査は法人全体のレビュー及び調書のレビューのいずれについても効果的な手続が含まれることを確保しなければならない。
- ・ 監督当局は、監査プロフェッションから独立し適切な能力を備えた十分な検査官を有するか。
- ・ 検査で発見された事項を監査法人等に通知し、監査法人等が指摘された事項を改めることを確保する仕組みがあるか。

3. 調査、改善命令及び懲戒処分

原則：監督当局は問題を特定した場合に改善処置を定め、又は処分を執行する権限を有していること。

この原則は以下の基準により評価される。

- ・ 監督当局は、法令違反又は運営若しくは監査手続に重大な欠陥が見受けられる場合において、監査人又は監査法人に対する懲戒処分のための調査手続を実施する権限を有するか。
- ・ 監督当局は、監査法人等に対し業務改善命令を発出することができるか。
- ・ 監督当局は、業務停止命令、会計士資格又は登録の取消しといった、一連の処分を行う権限を有するか。

4. 監査人の資格及び監査基準

原則：監査人に対する適切な資格制度及び適切な監査基準を有していること。

この原則は以下の基準により評価される。

- ・ 監査人の資格を取得するために、適切な資質と職業的能力を要求されるか。
- ・ 適切な監査基準、品質管理基準、倫理規則、独立性要件はあるか。

5. 国際的な監査監督

原則：監督当局はそれぞれの法的管轄域における活動に関して相互に依拠することが許されており、それを行う意思があること。

この原則は以下の基準により評価される。

- ・ 外国監査法人等の監督に関して、監督当局は外国監査法人等に対する報告徴収又は検査を行う代わりに、外国監査法人等の所属する国の当局が行う監督行為に依拠することが許されているか。
- ・ 監督当局は、双方の法的管轄域の監査法人等について、日本の監督当局と連携し、情報共有することが可能か。

IV. 評価の手続き及び公表

同等性評価の手続きに当たっては、金融庁は外国監査法人等の母国当局に上記基準に関連する質問票を送付する。また、評価の際は外国当局のウェブサイトや IFIAR³のメンバーズアップデート等利用可能な情報も活用する。評価は順次行い、同等性が認められた国については、ウェブサイトでその旨を公表する。

(以上)

³International Forum of Independent Audit Regulators (監査監督機関国際フォーラム)

平成 27 年 1 月 23 日
金融庁

公認会計士及び試験合格者の育成と活動領域の拡大に関する意見交換会 当面のアクションプランの改訂について

1. 公認会計士試験合格者等が経済社会の幅広い分野で活用されることを目指して、平成 21 年以降、毎年、金融庁、公認会計士・監査審査会、日本公認会計士協会、経団連・金融 4 団体による意見交換会を開催しており、課題解決に向けて必要な当面の対応策をアクションプランとして策定、改訂しています。
2. アクションプランに基づき、各メンバーにおいて取組みが進められた結果、活動領域の拡大は進んでいると考えられますが、今後も、試験合格者にとどまらず、公認会計士も含めた会計専門家が経済社会において幅広く活用されるため、更なる環境整備を図っていく余地があるものと考えられます。
3. このため、本年も意見交換会を開催し、関係者によるアクションプランに基づく取組状況を共有するとともに、上記の課題について議論を行いました。その上で、当面のアクションプランを改訂し、今後、各メンバーが具体的な取組みを進めていくことが合意されました。
4. なお、当面のアクションプランの改訂のポイント（主な追加施策）は以下のとおりです。
 - (1) 組織内会計士のネットワークの促進
全国各地で活躍する組織内会計士について、日本公認会計士協会各支部での組織化を進め、組織内会計士のネットワークを全国各地で進める。
 - (2) 会計大学院協会との連携
公認会計士試験受験者の質・量を充実させる観点から、会計プロフェッションの育成を担う会計大学院協会と日本公認会計士協会が共同で、会計大学院の学生、公認会計士試験受験者、合格者等を対象にアンケート調査、ヒアリングを実施し、実態把握を行う。
 - (3) 若年層を対象とした広報活動等
若年層を対象とした、会計教育のすそ野の拡大や公認会計士資格の魅力に係る広報活動により、公認会計士を目指す若者の増加に取り組む。

本意見交換会の資料及び参加者については、以下をご参照下さい。

- (別紙 1) 当面のアクションプラン（平成 26 年度改訂）
- (別紙 2) 公認会計士及び試験合格者の育成と活動領域の拡大に関する意見交換会参加者

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)
総務企画局 企業開示課 開示業務室
(内線 2768)

金融グループを巡る環境変化、ITの急速な進展等を踏まえた制度面での手当てを行う

金融グループにおける 経営管理の充実

○ 金融グループの経営管理のあるべき「形態」はグループごとに区々であることを前提としつつ、グループとしての経営管理を十分に実効的なものとするため、持株会社等が果たすべき「機能」を明確化

- ▶ グループの経営方針の策定及びその適正な実施の確保
 - ▶ グループ内の会社相互の利益相反の調整
 - ▶ グループの法令遵守体制の整備
- 等

共通・重複業務の集約等を通じた金融仲介機能の強化

○ 各金融グループの効率的な業務運営と金融仲介機能の強化を図るため、グループ内の共通・重複業務の集約等を容易化

持株会社による共通・重複業務の執行

- ▶ システム管理業務や資産運用業務などのグループ内の共通・重複業務について、持株会社による実施を可能とする

子会社への業務集約の容易化

- ▶ 共通・重複業務をグループ内子会社に集約する際の、各子銀行の委託先管理義務を持株会社に一元化することを可能とする

グループ内の資金融通の容易化

- ▶ グループ内の銀行間取引について、経営の健全性を損なうおそれがない等の要件を満たす場合は、アームズ・レングス・ルールの適用を柔軟化する

ITの進展に伴う 技術革新への対応

○ ITの進展を戦略的に取り込み、金融グループ全体での柔軟な業務展開を可能とする

- ▶ 金融関連IT企業等への出資の容易化
- ▶ 決済関連事務等の受託の容易化

○ ITの進展に対応した、決済関連サービスの提供の容易化と利用者保護の確保

- ▶ ICチップを利用したプリペイドカードにおける表示義務の履行方法の合理化
- ▶ プリペイドカード発行者の苦情処理体制の整備

○ 電子記録債権の利便性向上

- ▶ 異なる記録機関間でも電子記録債権の移動が可能となるよう制度面の手当て

仮想通貨への対応

○ 仮想通貨について、G7サミットにおける国際的な要請等も踏まえ、マネロン・テロ資金対策及び利用者保護のためのルールを整備する

登録制の導入

- ▶ 仮想通貨と法定通貨の交換業者について、登録制を導入

マネロン・テロ資金供与対策規制

- ▶ 口座開設時における本人確認の義務付け 等

利用者保護のためのルールの整備

- ▶ 利用者が預託した金銭・仮想通貨の分別管理等のルール整備
- 等

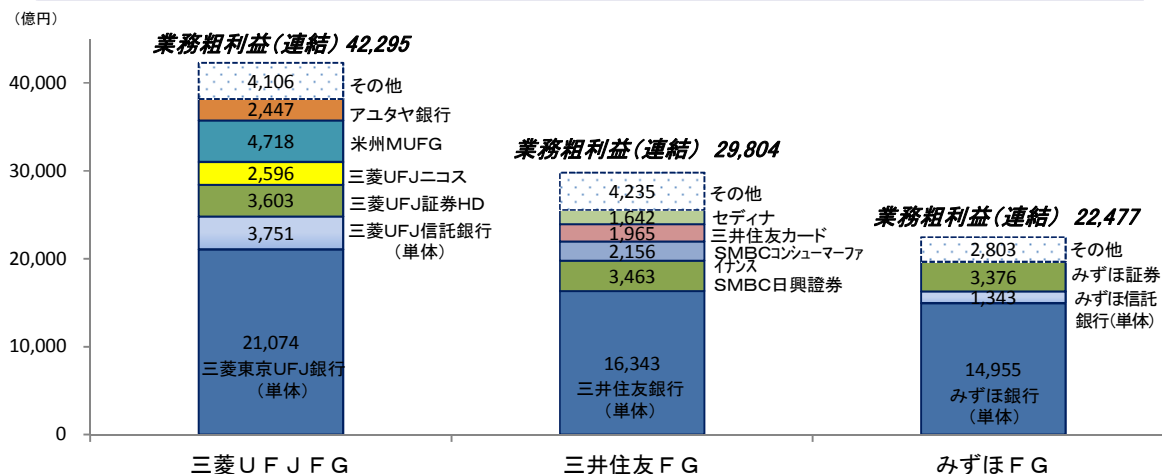
「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための
銀行法等の一部を改正する法律」
に係る説明資料

平成28年6月
金融庁

金融グループの経営管理の充実

メガバンクグループ

金融グループの業務のうち、例えば、国内銀行本体による業務からの収益の比重は、低下の傾向



(注)「その他」には、上記以外のグループ会社(海外事業を含む)の業務粗利益のほか、内部取引の調整額を含む。(出典)各グループの平成27年3月期決算説明資料。

→ 持株会社を中心とした金融グループ全体の健全性等を、母国当局が責任を持って監督していくべきとの流れ。

地域銀行グループ

地域金融機関の経営統合では、持株会社の傘下に複数の銀行が存在する場合が増加



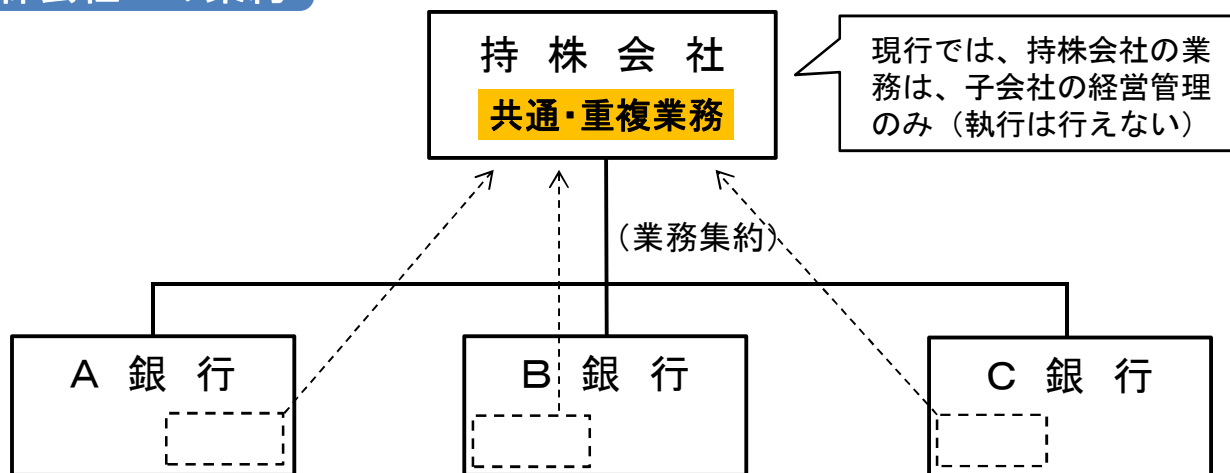
金融グループにおける経営管理の充実

金融グループの経営管理のあるべき「形態」はグループごとに区々であることを前提としつつ、グループとしての経営管理を十分に実効的なものとするため、銀行持株会社(銀行持株会社が存在しない場合はグループ頂点の銀行)が果たすべき「機能」を明確化

- ・グループの経営の基本方針等の策定及びその適正な実施の確保
- ・グループ内の会社相互の利益相反の調整
- ・グループのコンプライアンス体制の整備等

金融グループ内の共通・重複業務(システム管理業務、資産運用業務等)の集約

持株会社への集約

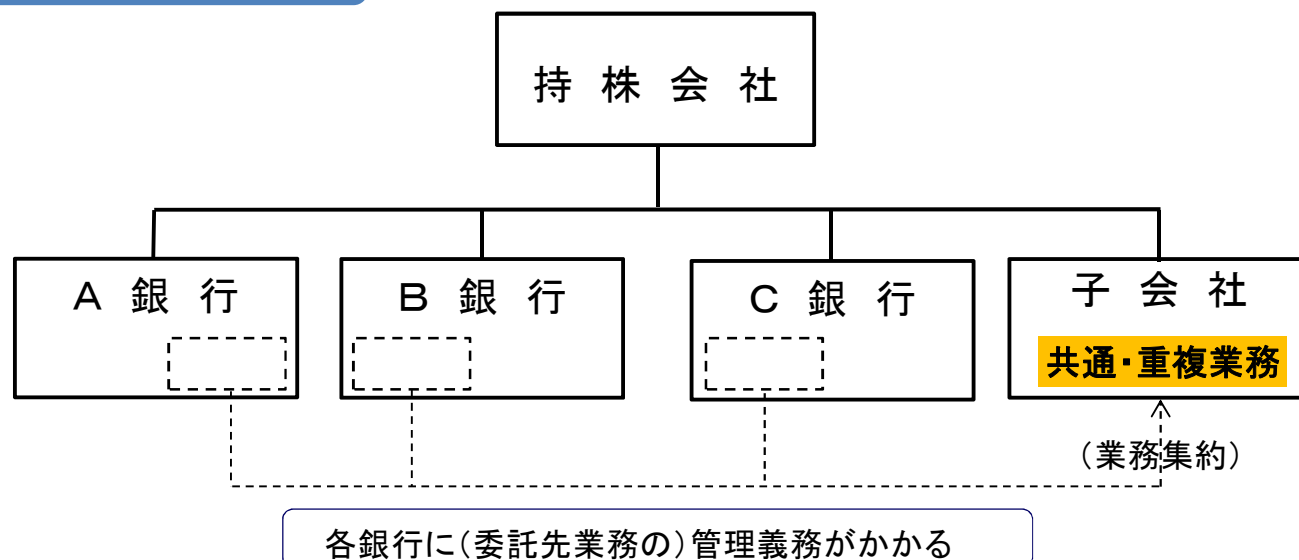


共通・重複業務の集約の容易化

- システム管理業務や資産運用業務などのグループ内の共通・重複業務について、持株会社による実施を可能とする



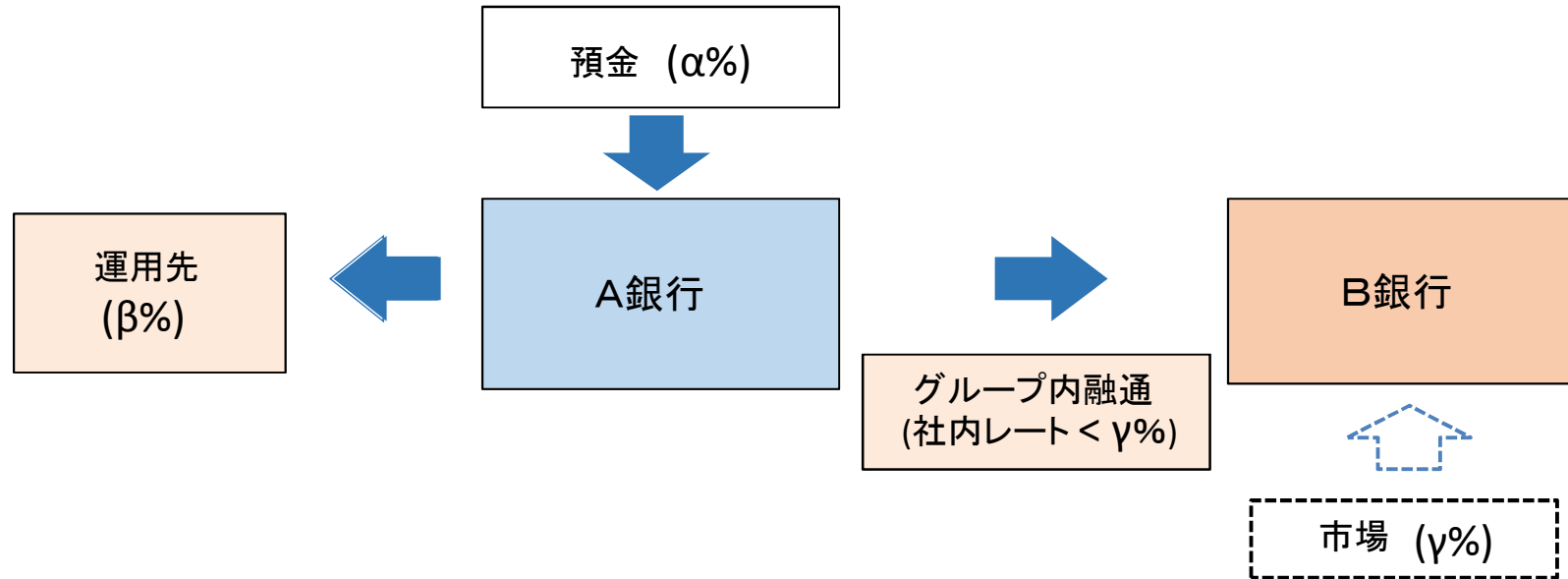
子会社への集約



- 共通・重複業務をグループ内子会社に集約する際の、各子銀行の委託先管理義務を持株会社に一元化することを可能とする

グループ内の資金融通の容易化

同一持株会社グループ内に、A銀行とB銀行が存在している場合、アームズ・レンジス・ルールに基づく利率とは異なる社内レートで、A銀行の余資をB銀行に融通することを許容してほしいとの声。



アームズ・レンジス・ルールの概要

銀行がグループ内で取引を行う場合、グループ外の「同一の信用力を持つ者」との間で取引を行う場合の条件より有利な条件での取引を行うことを禁止。

グループ内の資金融通の容易化

同一持株会社グループ内の銀行間取引について、銀行の経営の健全性を損なうおそれがない等の要件を満たすとして当局の承認を受けた場合には、アームズ・レンジス・ルールに基づく利率とは異なる社内レートの使用を容認

金融関連IT企業への出資の柔軟化

IT分野のイノベーションを取り込む動き

米銀トップの問題意識

欧米銀行では、最近の環境変化が危機感を持って捉えられ、変化に対して戦略的に応じる動きが広がっている



われわれは、
グーグルやフェイスブック、
その他の企業と
競争することになるだろう
2014年5月6日
Euromoney(サウジアラビア)での発言

ジェイミー・ダイモン・JPモルガン・チェースCEO



売上高 598億ドル
ユーザー数 5.4億人



売上高 1,709億ドル
ユーザー数 8億人



売上高 79億ドル
ユーザー数 12.3億人

(出所) 決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ第2回 野村参考人説明資料

オープン・イノベーション(外部連携による革新)の動き

欧米銀行では、ITイノベーションを取り込むことを目的とした、IT・ネット企業等との戦略的な連携・協働が活発化



・FSV Payment Systems: プリペイドカード・プラットフォーム開発・サービス提供者。



・Level Money: 複数口座の収支管理や資金計画策定をサポートするスマートフォン用アプリケーション開発・提供者。



・Simple: PCやスマートフォン等専用の銀行サービスを提供する業者。



・PayQuik: 金融機関等向けの送金プラットフォーム開発業者。
・Ecount: 小売業者向けのプリペイドカード・プラットフォーム開発業者。



・Bloomspot: 小売業者向けのポイントプログラムの提供・管理システム開発業者。



・OnVista: 金融情報ポータルサイトの提供者。



・Fianet SA: インターネット決済に係るセキュリティシステムの開発・提供会社。



・Zed Group: デジタル・マーケティングシステム、モバイル・インターネット決済システム等の開発・提供会社。

・iZettle: 専用アプリと端末を利用したスマートフォンによるカード決済会社。



・RS2 Software: 銀行、カード会社、小売業者向けのカード決済用ソフトウェア開発業者。

・Analog Analytics: インターネット業者や広告代理店向けのクーポン等の発行・管理システム開発業者。



・FLASHiZ: スマートフォンによる決済アプリ開発及びサービス提供会社。

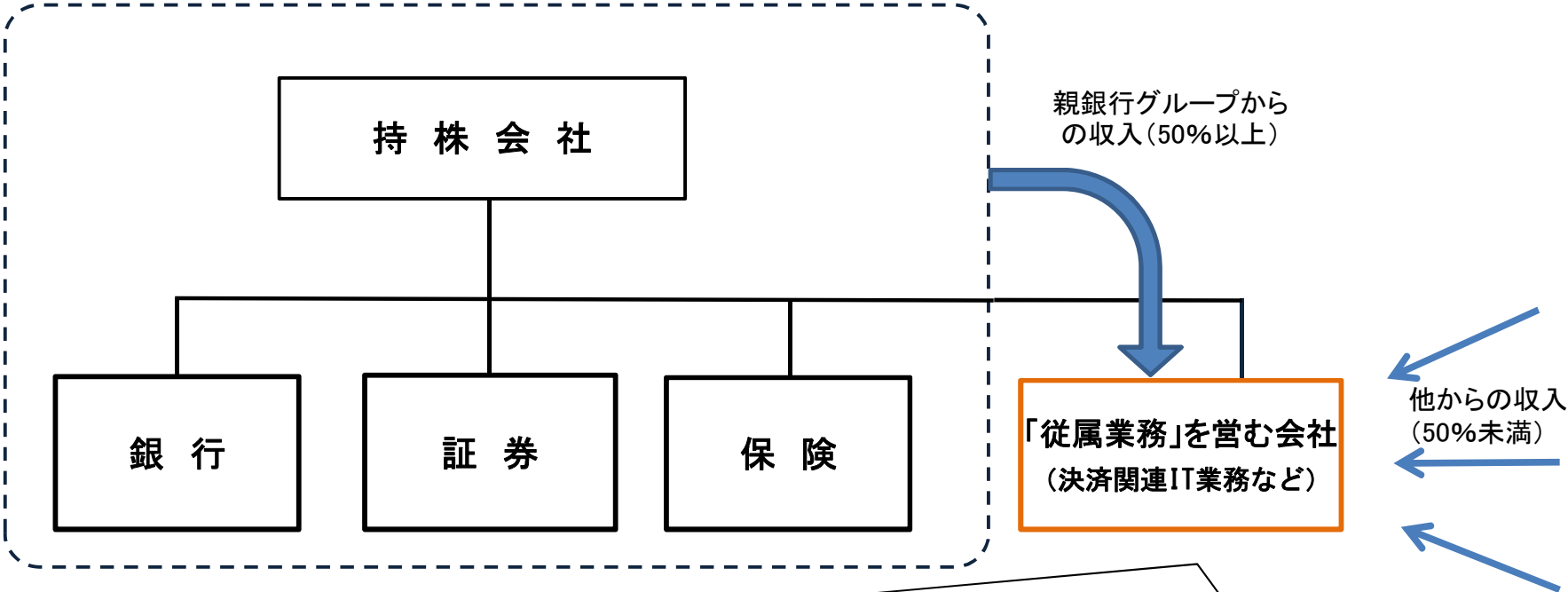
(出所) 決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ第10回 翁委員説明資料

金融関連IT企業等への出資の特色

- 出資が成功した場合には、現行法でも認められている金融関連業務等への出資になりうるものの、
- 出資段階では、成功の見込みは不明確（それでもなお、戦略的に出資をしていく必要）

銀行業の高度化・利用者利便の向上に資すると見込まれる業務を営む会社に対して、
当局の認可を得て出資することを可能に

決済関連事務等の受託の容易化



「従属業務」を営む会社は、「主として」銀行の営む業務のためにその業務を営むこととされ、親銀行グループからの収入が50%以上であること等が必要(いわゆる「収入依存度規制」)。



決済関連事務等の受託の容易化

システム管理などの業務の受託を容易にするため、従属業務を営む会社に求められる親銀行グループへの収入依存度(50%以上)を緩和

ITの進展に対応するその他の措置

ITの進展に対応した決済関連サービス提供の容易化

電子端末型プリカへの対応

- 近年、スマホなどと連動させて利用する「電子端末型プリペイドカード」が登場
- 他方、現行制度では、プリペイドカード（右の例では、腕時計や指輪）自体に、利用限度額などを表示する義務あり



- プリペイドカードが電子端末である場合等、有体物に記載することが合理的でない場合には、インターネットでの情報提供を可能に

電子記録債権の利便性向上

記録機関間の移動

- 現在4つある記録機関の間で電債を移動させることは、制度上、認められていない



- 異なる記録機関間でも電子記録債権の移動が可能となるよう制度面の手当て

プリペイドカード利用についての苦情処理体制の整備

- プリペイドカードの利用拡大に伴って、利用者がトラブルに巻き込まれる事案が増加



- プリペイドカードの利用等に関する苦情について、その発行者は、苦情処理体制を整備する必要があることを明確化

G7エルマウ・サミット首脳宣言（H27.6.8）

「我々は、仮想通貨及びその他の新たな支払手段の適切な規制を含め、全ての金融の流れの透明性拡大を確保するために更なる行動をとる。」



FATF（金融活動作業部会）ガイダンス（H27.6.26）

各国は、仮想通貨と法定通貨を交換する交換所に対し、登録・免許制を課すとともに、顧客の本人確認義務等のマネロン・テロ資金供与規制を課すべきである。

G7各国の規制導入状況

米国	○
ドイツ	○
フランス	○
カナダ	○
イタリア	○
英国	△ 今国会で 法制化予定
日本	H28.5.25成立

仮想通貨に係る法制度の整備 – MT GOXの事案について

1. 会社概要・破産までの経緯

(出所: 同社及び債権者集会の資料)

会社概要	時期	破産までの経緯
社名: 株式会社MTGOX 業務内容: ビットコインの交換所 所在地: 東京都渋谷区	H26.2	東京地裁に民事再生手続開始の申立て
	H26.4	東京地裁、民事再生手続開始の申立てを棄却・破産手続開始を決定

2. 資産・負債の状況

(出所: 債権者集会の資料及び各社報道)

- 破産手続開始時点の資産: 約39億円、負債: 約87億円 (約48億円の債務超過)
- 同社代表者は、昨年 (H27)、業務上横領 (ビットコイン売買のため顧客が預けた資金の着服等) 等の容疑で逮捕

仮想通貨と法定通貨の交換業者に登録制を導入し、以下の法制度を整備

1. マネロン・テロ資金供与対策

- 口座開設時における本人確認
- 本人確認記録、取引記録の作成・保存
- 疑わしい取引に係る当局への届出
- 社内体制の整備

2. 利用者の信頼の確保

- 利用者に対する情報提供
- システムの安全管理
- 利用者が預託した金銭・仮想通貨の分別管理
- 最低資本金・純資産に係るルール
- 分別管理及び財務諸表についての外部監査
- 当局による報告徴求・検査・業務改善命令、自主規制等

資料4-2-1

「フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議」
メンバー名簿

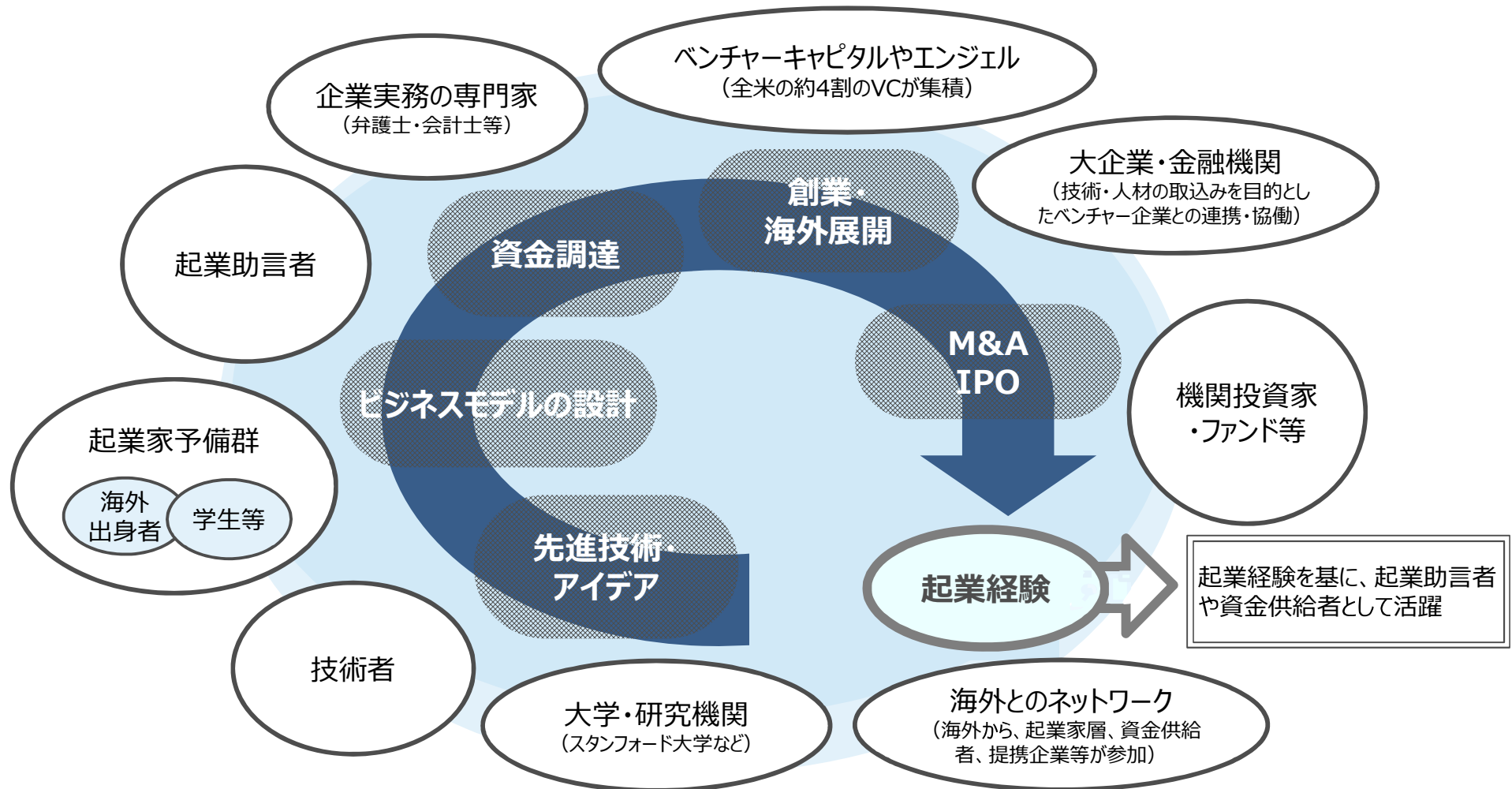
平成28年5月16日現在

座長	福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授
委員	伊藤 穰一	MITメディアラボ所長
	金子 恭規	スカイライン・ベンチャーズ社代表
	仮屋 蘭 聡一	一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会会長
	郷治 友孝	株式会社東京大学エッジキャピタル代表取締役社長
	瀧 俊雄	株式会社マネーフォワード取締役
	田中 正明	株式会社三菱東京UFJ銀行上級顧問
	仲津 正朗	株式会社Orb代表取締役CEO
	松尾 豊	東京大学大学院工学系研究科准教授
オブザーバー	中山 知章	株式会社三井住友銀行ITイノベーション推進部長(全銀協)
	鎌田 沢一郎	日本証券業協会政策本部参与
	福本 拓也	経済産業省経済産業政策局産業資金課長 兼 新規産業室長
	岩下 直行	日本銀行金融機構局審議役(金融高度化センター長) 兼 決済機構局審議役(FinTechセンター長)

(敬称略・五十音順)

シリコンバレーのエコシステム

約4,800平方キロの地域に、関係者が集積。この中で、世界トップレベルのIT企業が成長し、年間約1.7万社のベンチャー企業が創業。



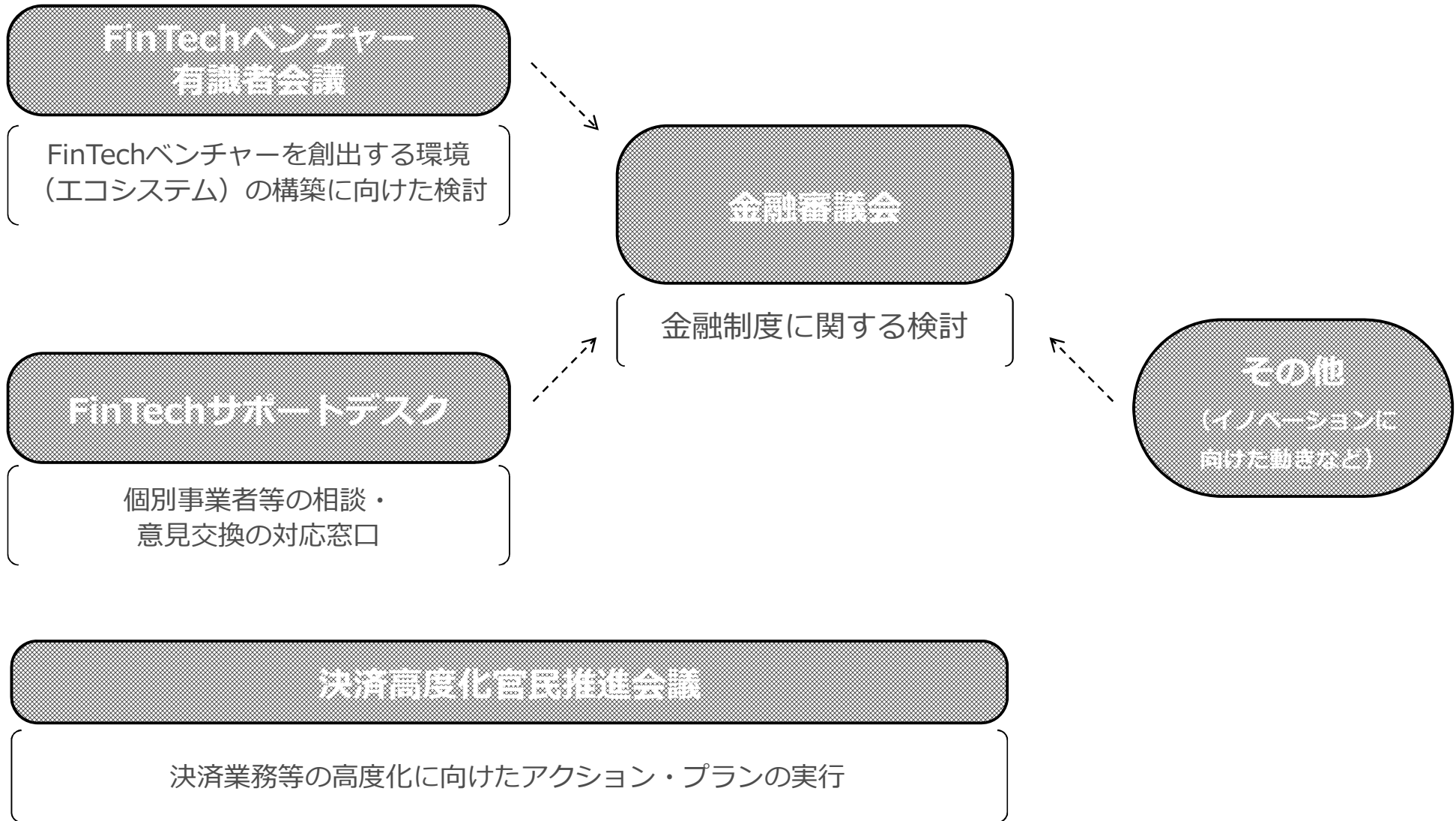
日本のFinTechベンチャーを巡る環境

- 学生や若手研究者、海外出身者らが我が国でFinTechベンチャーの起業を目指す動きは、限定的。
- 技術コミュニティ（技術者、大学・研究機関等）と金融・ビジネス・コミュニティの関係構築は、発展途上。
- 起業経験者や専門家等が関わりながら、アイデアを実際のビジネスとして孵化（インキュベーション）させていく循環が形成されていない。
- グローバルに展開するFinTech企業が少ない。FinTechに関する国際的な連携やネットワークが弱い。

検討の視点（例）

- 学生や研究者等の潜在的な人材が、実際に起業を目指す流れを作り出していくための課題は何か。
- イノベーション促進の観点から、FinTech分野におけるビジネスと技術コミュニティの関係をどう考えるか。
- 様々な領域の人材が集積し、連携していけるような環境のイメージ、またその構築のために何が必要か。
- 日本発の国際的FinTechベンチャーを産み出していくための取組みとして何が必要か。
- FinTechの進展は金融機関のビジネスにどのような影響を、どのような速度で及ぼすか。

FinTech等の金融サービスを巡る環境変化への対応



「決済高度化官民推進会議」メンバー名簿

平成28年6月8日現在

座長	森下 哲朗	上智大学法科大学院教授
委員	飯尾 秀人	株式会社静岡銀行常務執行役員
	岩原 紳作	早稲田大学大学院法務研究科教授
	内田 貴和	三井物産株式会社執行役員財務部長
	内田 満夫	全国信用協同組合連合会システム業務部長
	翁 百合	株式会社日本総合研究所副理事長
	加藤 正敏	日本商工会議所中小企業振興部長
	河野 康子	一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局長
	古閑 由佳	ヤフー株式会社決済金融カンパニー金融事業本部本部長
	小林 寿太郎	公益財団法人金融情報システムセンター企画部長
	滝島 啓介	ウェルネット株式会社取締役執行役員営業部長
	田村 直樹	一般社団法人全国銀行協会企画委員長 (株式会社三井住友銀行常務執行役員)
	長楽 高志	一般社団法人日本資金決済業協会専務理事
	戸村 肇	早稲田大学政治経済学術院准教授
	鳥海 巖	一般社団法人国際銀行協会事務局次長
	中野 征治	ユーシーカード株式会社事業開発部長
	浜 俊明	富士通株式会社財務経理本部財務部グローバルキャッシュマネジメント部長
	林 和久	イオンアイビス株式会社ビジネスサービス本部 AS 業務部長
	藤井 文世	株式会社北洋銀行常務取締役
	前川 秀幸	多摩信用金庫常勤理事
	牧野 秀生	花王株式会社経理企画部長
山上 聰	株式会社NTTデータ経営研究所研究理事グローバル金融ビジネスユニット長 兼 シンガポール支店長	
與口 真三	一般社団法人日本クレジット協会理事 事務局長	
オブザーバー	金沢 敏郎	日本銀行決済機構局決済システム課長
	高野 寿也	財務省大臣官房信用機構課長
	福本 拓也	経済産業省経済産業政策局産業資金課長 兼 新規産業室長

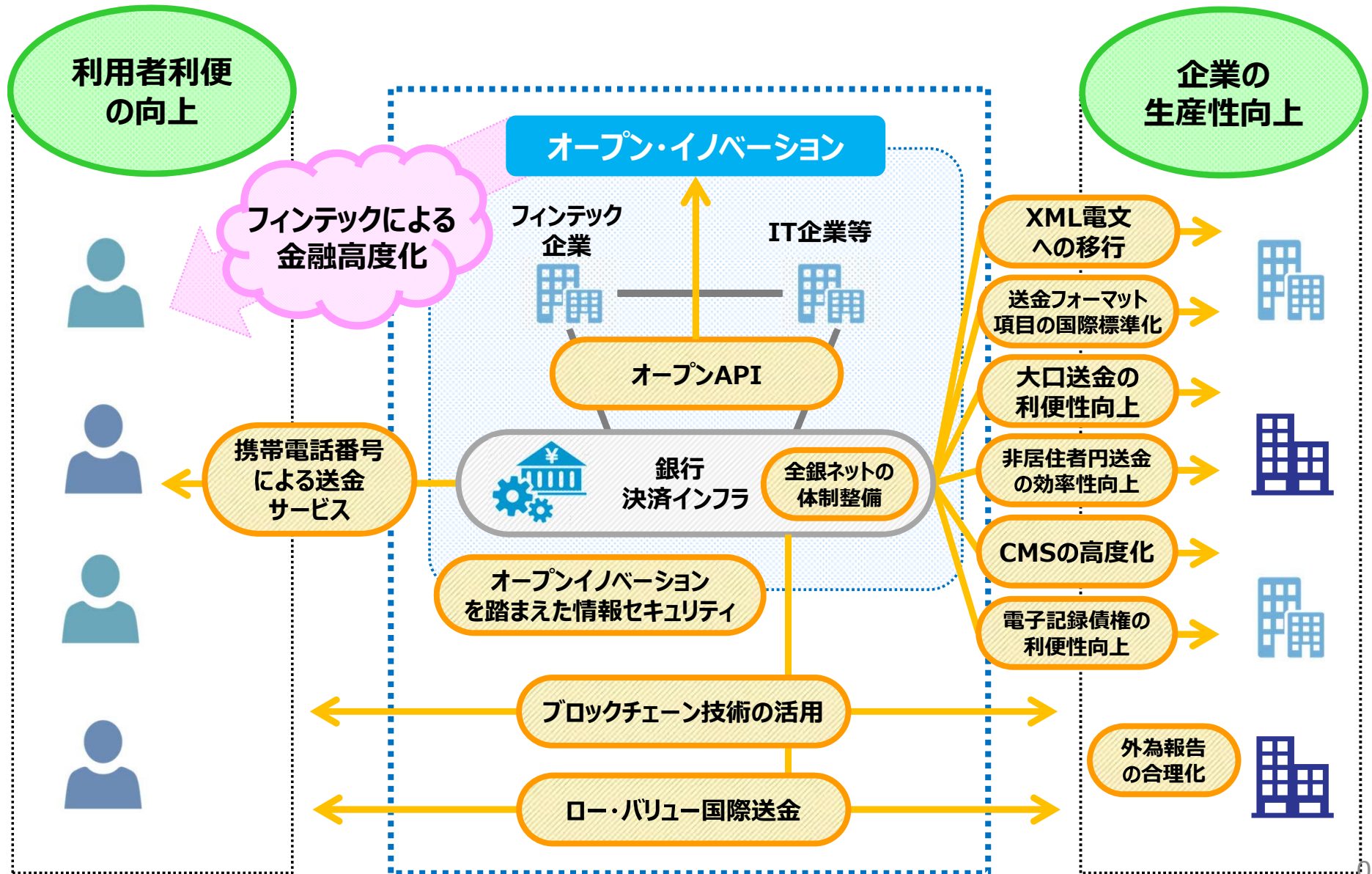
(敬称略・五十音順)

	FY2015	FY2016	FY2017	FY2018	FY2019	FY2020
リテール分野 – 金融・IT融合に対応した決済サービスのイノベーション						
金融・ITイノベーションに向けた新たな取組み						
[複数銀行による携帯電話番号による送金サービス]	2015年度より検討					
[ブロックチェーン技術の活用等に関する検討]	2015年度より検討	2016年度中に報告とりまとめ				
[オープンAPIのあり方に関する作業部会]	2015年度中に設置	2016年度中に報告とりまとめ				
業務横断的な法体系の検討		検討				
ITの進展等を踏まえた現行制度の見直し		制度の見直し				
ホールセール分野 – 企業の成長を支える決済サービスの戦略的な高度化						
邦銀のCMS高度化等		特に主要行における取組みの推進 貸金業規制の適用関係の見直し				
外為報告の合理化等		制度面の対応や取扱いの合理化を検討				
地方自治体における電子記録債権の活用		早期に活用が図られるよう積極的に取り組む				
電子記録債権の利用者利便向上		実効性ある方策に向け、早急に検討 制度の整備				
[記録機関間での債権移動を可能とする制度整備等]						
[でんさいファクタリングの導入]		遅くとも2016年度中に一部金融機関で導入				
電子記録債権制度の海外展開		事業化に向けた取組みを展開				

	FY2015	FY2016	FY2017	FY2018	FY2019	FY2020
決済インフラ – 利用者利便の向上と国際競争力強化のための5つの改革						
決済インフラの抜本的機能強化						
[改革1：XML電文への移行]				2018年頃を目途に、新システムを構築・サービス開始	2020年までにXML電文に全面移行*	
国内外一体の決済環境の実現等						
[改革2：送金フォーマット項目の国際標準化]			国際送金フォーマットによる国内送金サービスの提供	2016年度中を目途に「単一化」の論点整理		
[改革3：「ロー・バリュー国際送金」の提供]				2018年を目途にサービス提供		
[改革4：大口送金の利便性向上]				早期に結論		
[改革5：非居住者円送金の効率性向上]				早ければ2016年度中に全銀システムでの取扱いを開始		
情報セキュリティのあり方						
情報セキュリティのあり方に関する検討		検討				
仮想通貨に関する制度のあり方						
仮想通貨に関する規制の導入				制度を整備		
継続的取組みに向けた体制整備						
継続的取組みに向けた体制整備				官民挙げての実行のための体制の整備／取組みのフォローアップ／継続的な課題・行動の特定／		

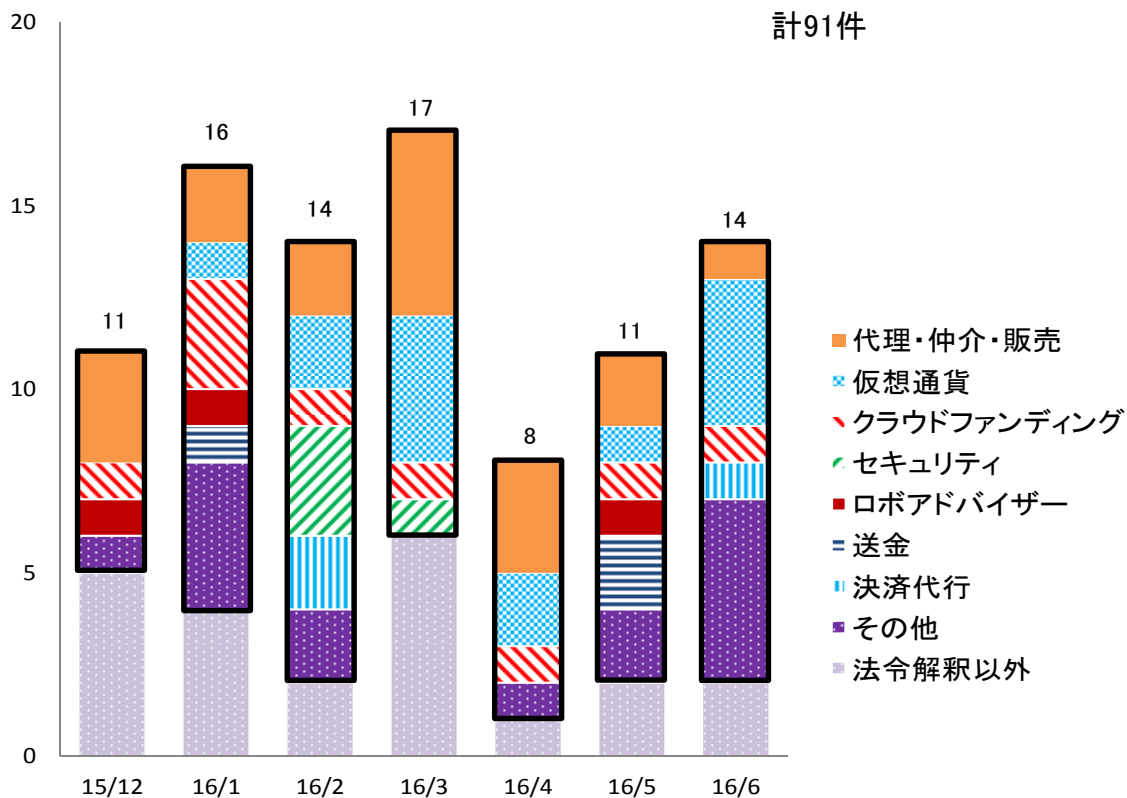
① XML電文への移行
② 送金フォーマット項目の国際標準化
③ ロー・バリュー国際送金の提供
④ 大口送金の利便性向上
⑤ 非居住者円送金の効率性向上
⑥ 携帯電話番号による送金サービスの提供
⑦ ブロックチェーン技術の活用等に関する検討
⑧ オープンAPI のあり方に関する検討
⑨ 全銀ネットの体制整備
⑩ 電子記録債権の利便性向上
⑪ 邦銀のCMS高度化
⑫ 外為報告の合理化等
⑬ 情報セキュリティのあり方に関する検討

アクションプランの全体像



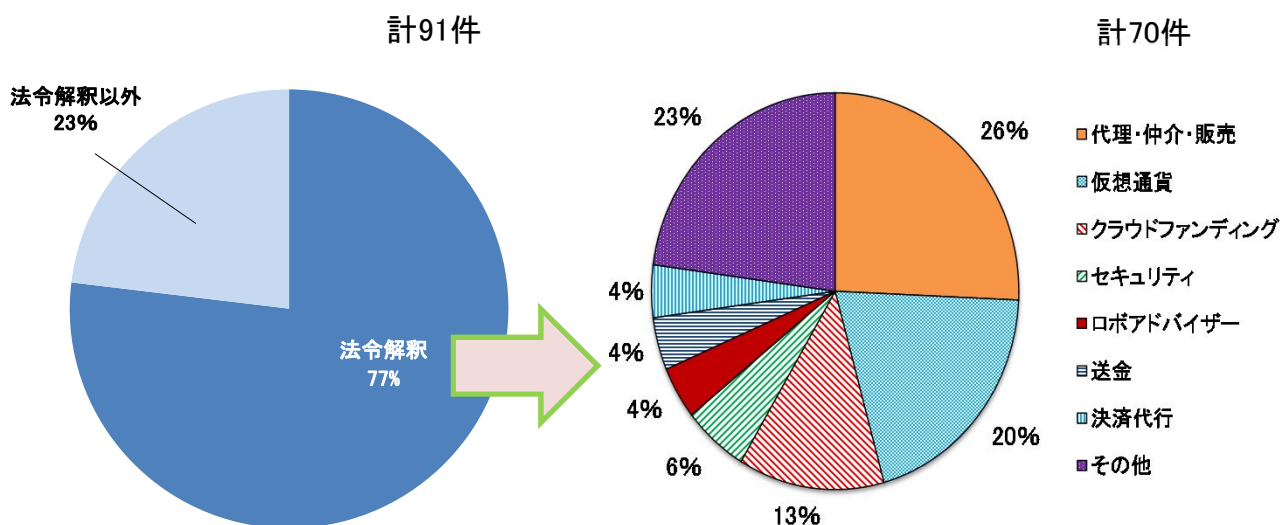
FinTechサポートデスクの活動状況

16年6月30日時点

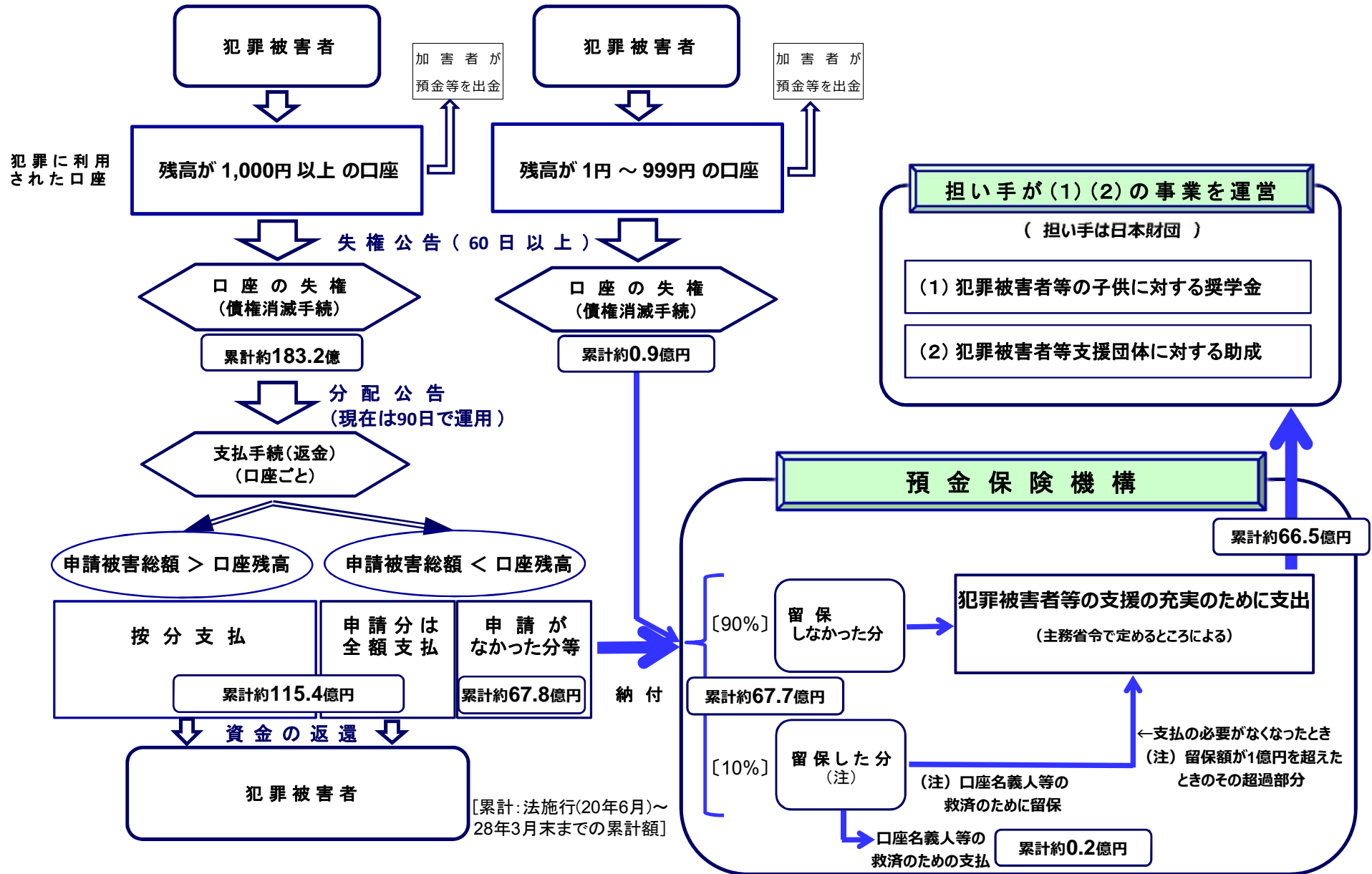


(問い合わせ内容別)

(サービス分野別)



振り込め詐欺救済法の制度概要 (平成28年3月末時点)



「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」報告書の概要（平成28年3月17日）

預保納付金事業の見直し

奨学金事業

現行

- 無利子貸与、返済期間は30年以内
- 貸与対象は高校生から大学院生

状況等

- これまでの借り手の経済状況を見ると、低所得者層が多く、奨学生数は低調
- ⇒ [要望] 貸与制から給付制へ変更すべき

✓ 貸与制から給付制へ移行

・給付水準

- 大学生について、国立大学の授業料を賄える水準

月	大学生：5万円、大学院生：5万円、
額	高校生：2.5万円(私立)、1.7万円(国公立)
- 入学時に一時金を支給（大学生は30万円）

・受給資格

- 犯罪被害者等の子供（高校生から大学院生）であって、学費の支弁が困難となった者

団体助成事業

現行

- 支援団体の財政基盤を支える仕組みをつくる事業（ファンドレイジング担当者の雇用等）
- 資機材を整備する事業（相談室の資機材の調達等）
- 相談・面談等により、支援の充実を図る事業

状況等

- 相談員等の人件費は助成対象外
- ⇒ [要望] 支援団体における既存の支援体制や24時間365日対応に向けた新たな相談受理体制に関し、次世代の育成に必要な人件費も助成すべき

✓ 相談員の育成に対する助成

・既存の支援体制への支援

- 相談員の育成費（雇用経費）を助成対象に追加

・新たな相談受理体制への支援

- 新たな相談受理体制の整備に伴って必要となる相談員について、その育成に必要な費用（雇用経費）を助成

犯罪被害者等の支援の一層の充実

(注) 上記のほか、金融機関等において、振り込め詐欺等の未然防止に向けた取組みを継続するとともに、被害者に対する返金率の維持・向上に向けた取組みを継続

「金融庁への役員等の氏名届出等に係る内閣府令等及び監督指針の改正案」に対するパブリックコメントの結果等について

1. パブリックコメントの結果

金融庁では、「金融庁への役員等の氏名届出等に係る内閣府令等及び監督指針の改正案」につきまして、平成 27 年 8 月 7 日（金）から平成 27 年 9 月 7 日（月）及び平成 27 年 9 月 15 日（火）から平成 27 年 10 月 14 日（水）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、16 の個人及び団体より延べ 22 件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方は、別紙 1 を御覧ください。このほか、本件とは直接関係しないコメントもお寄せいただきましたが、これらにつきましては、今後の金融行政の参考とさせていただきます。

また、具体的な改正の内容については、別紙 2 ～別紙 14 を御参照ください。

2. 公布日等

本件の内閣府令等及び監督指針は、本日付で公布及び施行されます。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）
総務企画局企画課（内線 3645、3520）

○コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

（別紙 1） コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（PDF:262KB）

○本件で公表する内閣府令

（別紙 2） 金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令【新旧対照表】（PDF:3,861KB）

○本件で公表する共管命令

（別紙 3） 電子記録債権法施行規則の一部を改正する命令【新旧対照表】
（PDF:123KB）

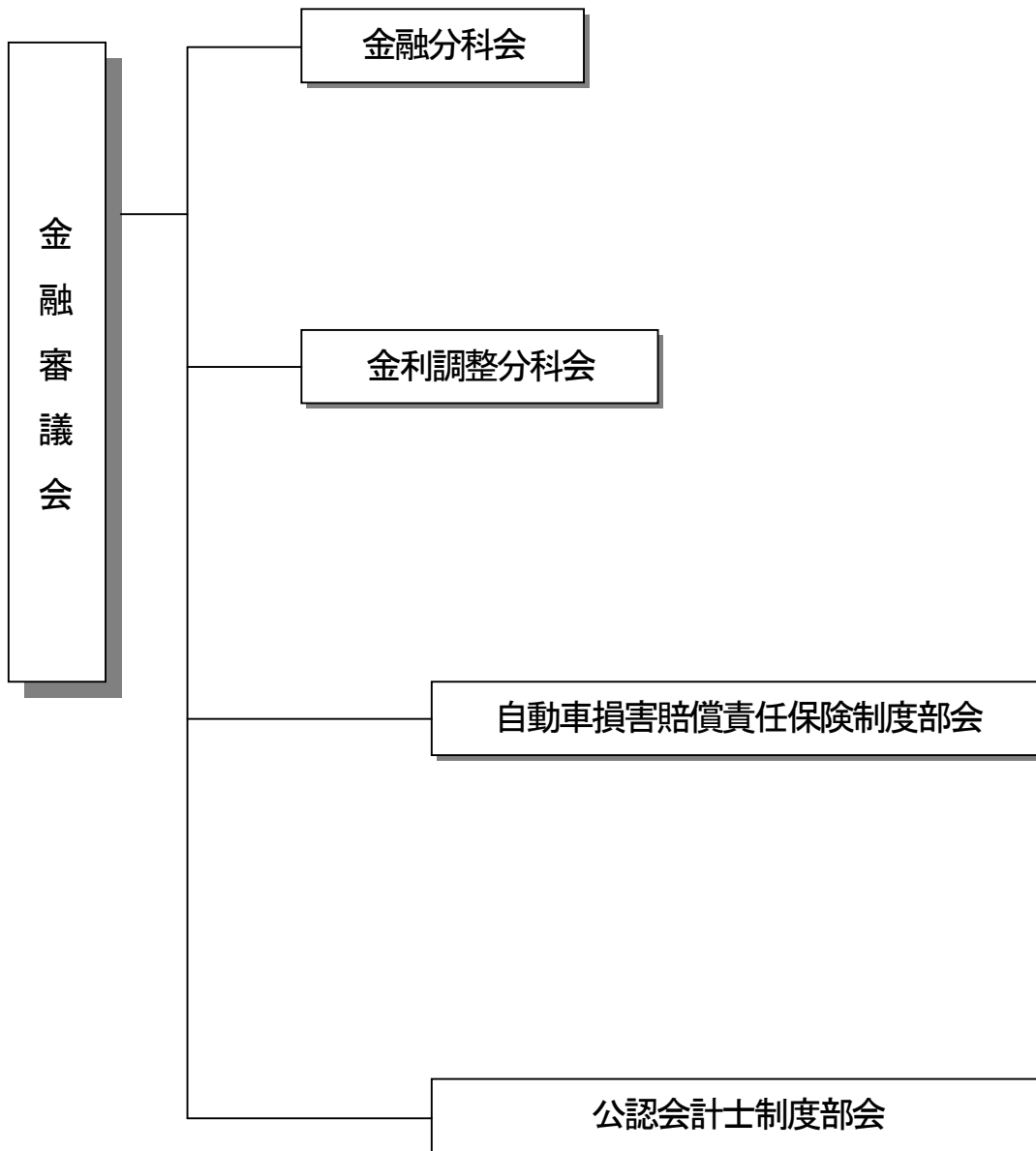
（別紙 4） 労働金庫法施行規則の一部を改正する命令【新旧対照表】（PDF:171KB）

（別紙 5） 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令【新旧対照表】（PDF:294KB）

○本件で公表する監督指針

- (別紙 6) 主要行等向けの総合的な監督指針（本編）【新旧対照表】（PDF:56KB）
- (別紙 7) 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編）【新旧対照表】
（PDF:122KB）
- (別紙 8) 保険会社向けの総合的な監督指針（本編）【新旧対照表】（PDF:20KB）
- (別紙 9) 少額短期保険業者向けの監督指針（本編）【新旧対照表】（PDF:20KB）
- (別紙 10) 認可特定保険業者向けの総合的な監督指針（本編）【新旧対照表】
（PDF:19KB）
- (別紙 11) 貸金業者向けの総合的な監督指針（本編）【新旧対照表】（PDF:107KB）
- (別紙 12) 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）【新旧対照表】
（PDF:76KB）
- (別紙 13) 系統金融機関向けの総合的な監督指針（本編）【新旧対照表】（PDF:32KB）
- (別紙 14) 漁協系統信用事業における総合的な監督指針（本編）【新旧対照表】
（PDF:33KB）

金融審議会の構成



金融審議会委員名簿

平成28年4月19日現在

会 長	岩原 紳作	早稲田大学大学院法務研究科教授
委 員	秋池 玲子	ボストン コンサルティング グループ シニアパートナー&マネージングディレクター
	大崎 貞和	(株)野村総合研究所主席研究員
	沖野 眞已	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	川島 千裕	日本労働組合総連合会総合政策局長
	川波 洋一	下関市立大学長
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	黒沼 悦郎	早稲田大学大学院法務研究科教授
	河野 栄子	元(株)リクルート代表取締役社長・会長
	佐々木 百合	明治学院大学経済学部教授
	洲崎 博史	京都大学大学院法学研究科教授
	田島 優子	弁護士(さわやか法律事務所)
	田邊 栄一	三菱商事株式会社副社長執行役員
	永沢 裕美子	Foster Forum良質な金融商品を育てる会事務局長
	原田 喜美枝	中央大学商学部教授
	福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授
	家森 信善	神戸大学経済経営研究所教授
臨時委員	翁 百合	(株)日本総合研究所副理事長
	神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授

[計19名]

(敬称略・五十音順)

平成 27 年 10 月 23 日

金融審議会

会長 岩原 紳作 殿

金融担当大臣 麻生 太郎

金融庁設置法第 7 条第 1 項第 1 号により下記のとおり諮問する。

記

○ 企業の情報開示のあり方等に関する検討

企業と投資家の建設的な対話を促進する観点も踏まえつつ、投資家が必要とする情報を効果的かつ効率的に提供するための情報開示のあり方等について幅広く検討を行うこと。

平成 28 年 4 月 19 日

金融審議会

会長 岩原 紳作 殿

金融担当大臣 麻生 太郎

金融庁設置法第 7 条第 1 項第 1 号により下記のとおり諮問する。

記

○ 市場・取引所を巡る諸問題に関する検討

情報技術の進展その他の市場・取引所を取り巻く環境の変化を踏まえ、経済の持続的な成長及び家計の安定的な資産形成を支えるべく、日本の市場・取引所を巡る諸問題について、幅広く検討を行うこと。

「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」メンバー名簿

平成27年12月22日現在

座長	森下 哲朗	上智大学法科大学院教授
メンバー	沖田 貴史	ベリトランス（株）取締役共同創業者フェロー
	翁 百合	（株）日本総合研究所副理事長
	廉 了	三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）調査部主席研究員
	加毛 明	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
	河野 康子	一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局長
	古閑 由佳	ヤフー（株）決済金融カンパニープロデュース本部本部長
	関 聡司	楽天（株）執行役員 渉外室室長
	滝島 啓介	ウェルネット（株）取締役執行役員営業部長
	田中 祐司	（株）みずほフィナンシャルグループトランザクション業務部長
	田邊 栄一	三菱商事（株）常務執行役員
	長楽 高志	一般社団法人日本資金決済業協会専務理事
	戸村 肇	早稲田大学政治経済学術院准教授
	鳥海 巖	一般社団法人国際銀行協会事務局次長
	永沢 裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会事務局長
	浜 俊明	富士通（株）財務経理本部財務部グローバルキャッシュマネジメント部長
	堀 天子	弁護士（森・濱田松本法律事務所 パートナー）
	牧野 秀生	花王（株）経理企画部長
	松井 秀征	立教大学法学部法学科教授
	宮野 雅志	（株）ジェーシービーブランド事業統括部長
安田 洋祐	大阪大学大学院経済学研究科准教授	
山上 聡	（株）NTTデータ経営研究所研究理事グローバル金融ビジネスユニット長 兼 シンガポール支店長	
與口 真三	一般社団法人日本クレジット協会理事 事務局長	
オブザーバー	高野 寿也	財務省大臣官房信用機構課長
	坂本 里和	経済産業省商務流通保安グループ商取引監督課長
	金沢 敏郎	日本銀行決済機構局決済システム課長

環境
変化

● 金融・IT融合（FinTechの登場）によるイノベーション

● 先進的な決済サービスに対するニーズの高まり

決済高度化に向けた戦略的取組み

1. 金融・IT融合に対応したイノベーション

- 決済サービスや決済に関連する銀行業務の革新。
- 「オープン・イノベーション」を推進し、銀行のみならず多様なプレーヤーが競争的にイノベーションを進められるようにすることが重要。

金融・ITイノベーションに向けた新たな取組み

- ・複数の金融機関が参加する、携帯電話番号を利用した送金サービスの提供を検討
- ・ブロックチェーン技術の活用、オープンAPIのあり方を銀行界において検討

「横断的法制」の構築に向けた検討

- ・様々な新しいサービスの登場可能性も踏まえ、業務横断的な法体系の構築を検討

ITの進展に対応した決済関連サービスの提供を容易化

- ・電子端末型プリカの登場に対応し、インターネットによる表示義務の履行を拡大
- ・コンビニやスーパーのレジでのキャッシュアウトサービスの提供を可能に 等

2. 企業の成長を支える決済サービスの高度化

- 企業の競争力強化の観点から、キャッシュ・マネジメントの高度化と電子記録債権の利便性向上等を図る。

邦銀、特に主要行のキャッシュ・マネジメント・サービスの高度化

日本企業のキャッシュ・マネジメント高度化に向けた環境整備

- ・金融子会社（トレジャリー・センター）の活用等に対応した法適用の見直し
- ・クロスボーダーの財務管理に係る「外為報告義務」の合理化

電子記録債権の利便性向上等

- ・地方自治体における電子記録債権の活用
- ・資金調達円滑化のため、記録機関にかかわらず、企業が自社の取引先銀行で債権の割引を受けられるようにする方策の検討

3. 決済インフラ改革（「5つの改革」）

- 全銀システム等について、利用者利便と国際競争力強化の観点から改革。決済インフラの抜本的機能強化

- 2020年までに、企業間送金をXML電文に全面移行（2018年より新システム稼働）

国内外一体の決済環境の実現

- 送金フォーマット項目の国際標準化（2016年度中を目的に論点を整理）
- 早ければ2016年度中に、居住者・非居住者間の取扱い区分を撤廃（国内円送金）
- 2018年を目的に、新たに「ロー・バリュー国際送金」の提供を目指す
- 大口送金の利便性向上（100億円以上の送金の容易化）

4. 仮想通貨への対応

- 仮想通貨について、G7首脳会議の合意等も踏まえ、マネロン・テロ資金供与対策及び利用者保護のルールを整備。

- ・仮想通貨と法定通貨の交換所について、登録制を導入し、マネロン・テロ資金供与規制の対象に追加。併せて、利用者保護のための規制を導入。

決済高度化に向けて戦略的取組みを官民で推進していくための体制の整備

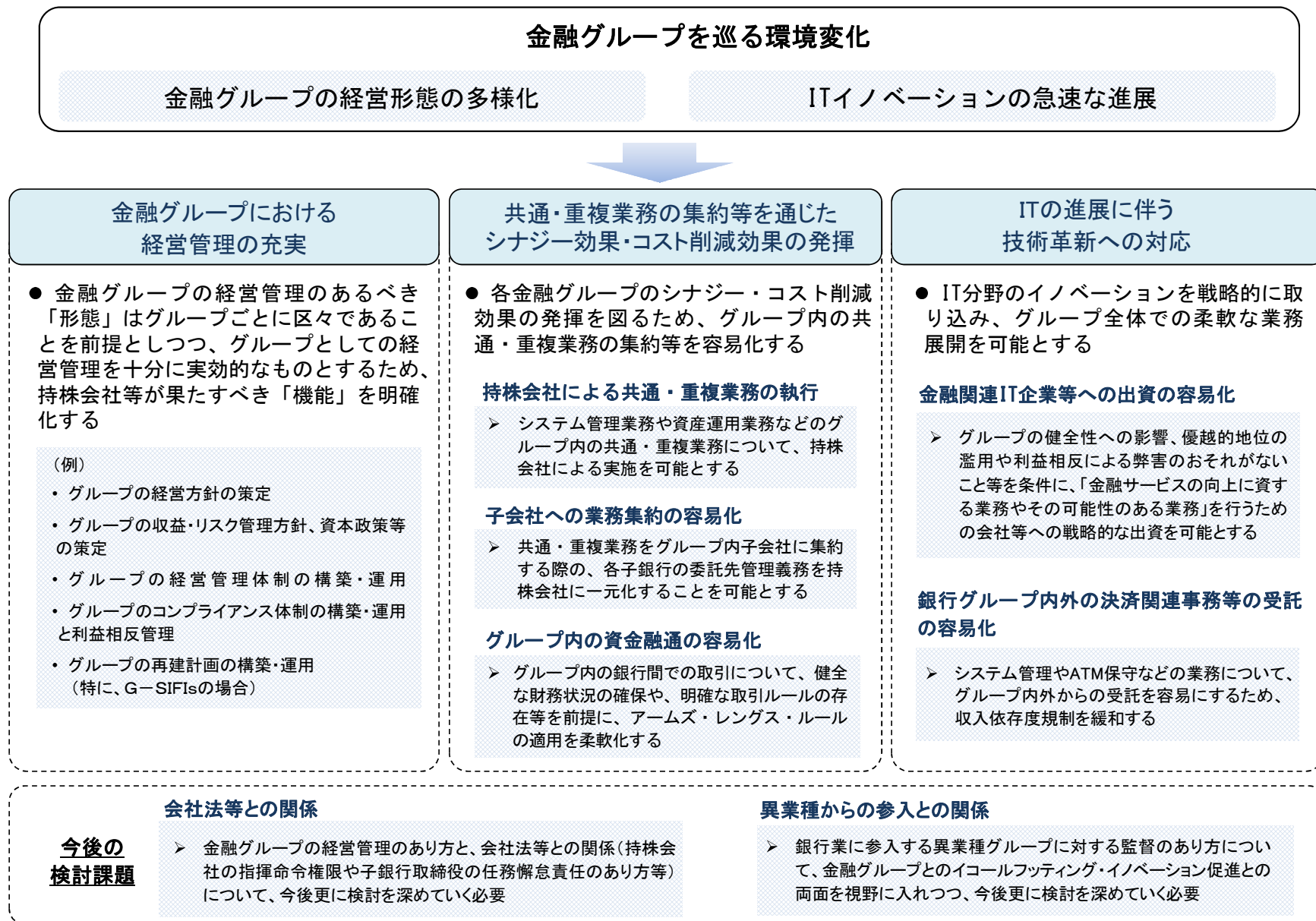
その際には、決済システムの安定性と情報セキュリティへの対応にも留意

「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」
メンバー名簿

平成27年12月22日現在

座長	岩原 紳作	早稲田大学大学院法務研究科教授
メンバー	大崎 貞和	(株)野村総合研究所主席研究員
	翁 百合	(株)日本総合研究所副理事長
	加藤 貴仁	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
	川村 健一	(株)横浜銀行取締役常務執行役員
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	小鈴 裕之	みずほ総合研究所(株)金融調査部長
	中村 善二	UBS証券(株)代表取締役兼CEO兼UBS銀行東京支店在日代表
	野崎 浩成	京都文教大学総合社会学部教授
	林田 晃雄	(株)読売新聞東京本社論説副委員長
	福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授
	藤井 文世	(株)北洋銀行常務取締役
	藤原 弘治	(株)みずほフィナンシャルグループ取締役執行役常務
	船津 浩司	同志社大学法学部准教授
	松井 秀征	立教大学法学部法学科教授
	宮本 勝弘	新日鐵住金(株)常務執行役員
	家森 信善	神戸大学経済経営研究所教授
吉崎 健	(株)NTTドコモ執行役員金融ビジネス推進部長	
オブザーバー	竹林 俊憲	法務省民事局参事官
	馬場 健	財務省大臣官房信用機構課長
	林 新一郎	日本銀行金融機構局審議役

(敬称略・五十音順)



「ディスクロージャーワーキング・グループ」メンバー名簿

平成28年4月18日現在

座長	神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授
メンバー	石田 英和	前 大阪ガス（株）財務部 担当部長
	石原 秀威	新日鐵住金（株）執行役員財務部長
	上柳 敏郎	弁護士（東京駿河台法律事務所）
	大崎 貞和	（株）野村総合研究所主席研究員
	太田 洋	弁護士（西村あさひ法律事務所）
	大場 昭義	東京海上アセットマネジメント（株）代表取締役社長
	小畑 良晴	一般社団法人日本経済団体連合会経済基盤本部長
	川島 千裕	日本労働組合総連合会総合政策局長
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	熊谷 五郎	みずほ証券（株）市場情報戦略部上級研究員
	黒沼 悦郎	早稲田大学大学院法務研究科教授
	小足 一寿	三井住友信託銀行（株）執行役員業務部長
	逆瀬 重郎	前（株）日立製作所財務統括本部顧問
	静 正樹	（株）東京証券取引所取締役 専務執行役員
関根 愛子	日本公認会計士協会副会長	
永沢 裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会事務局長	
橋本 尚	青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授	
原田 喜美枝	中央大学商学部教授	
山内 公明	日本証券業協会執行役 自主規制本部長	
オブザーバー	竹林 俊憲	法務省民事局参事官
	高野 寿也	財務省大臣官房信用機構課長
	日置 純子	経済産業省経済産業政策局企業会計室長

(敬称略・五十音順)

制度開示に係る自由度の向上と
対話に資する情報の充実による、
効果的・効率的で適時な開示

企業と株主・投資者との
建設的な対話の促進

企業の持続的な成長と
中長期的な企業価値の向上

○ 制度開示（決算短信、事業報告等、有価証券報告書）の開示内容の整理・共通化・合理化

開示内容の自由度を高め、例えば、事業報告等と有価証券報告書の開示内容の共通化や、欧米に見られるような両者の一体的な書類としての開示などをより容易に

○ 非財務情報の開示の充実

有価証券報告書の経営方針・経営成績等の分析等の記載を充実。任意開示も活用し、対話に資する情報の開示を促進

① 決算短信

- ・ 監査・四半期レビューが不要であることの明確化
- ・ 速報性に着目し記載内容を削減
- ・ 記載を要請する事項をサマリー情報、業績概要、連結財務諸表等に限定

② 事業報告等

- ・ 経団連ひな形に即している必要はない旨を明確化し、有価証券報告書との記載の共通化や一体化を容易に

③ 有価証券報告書

- ・ 事業報告との共通化（大株主の状況の計算における自己株式の取扱い）
- ・ 記載の重複排除のための開示内容の合理化（新株予約権等）
- ・ 経営方針等や経営者による経営成績等の分析等の記載を充実

○ より適切な株主総会日程の設定を容易とするための見直し

開示の日程、手続に係る自由度を高め、株主総会までに十分な期間を置いて情報が開示されるなど、対話に資する情報のより適時な開示を促進

① 株主総会日程の後ろ倒しを容易にする開示の見直し

- ・ 大株主の状況の開示に関し、大株主判定の基準日設定を柔軟化

② 事業報告等の電子化の推進

- ・ 議決権行使率への影響等に留意しつつ、個別の同意なしに電子化できる書類の範囲を拡大

○ その他

- ① 単体IFRSの任意適用の検討
- ② フェア・ディスクロージャー・ルールの導入に向けた検討の実施
- ③ 投資者のリテラシー向上等に向けた取組みの充実

市場ワーキング・グループ 委員等名簿

座長	神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授
委員	※ 有田 浩之	ブラックロック・ジャパン株式会社代表取締役専務
	池尾 和人	慶應義塾大学経済学部教授
	大崎 貞和	野村総合研究所主席研究員
	※ 鹿毛 雄二	ブラックストーン・グループ・ジャパン株式会社特別顧問
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	※ 神戸 孝	FPアソシエイツ&コンサルティング株式会社代表取締役
	黒沼 悦郎	早稲田大学大学院法務研究科教授
	永沢 裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会事務局長
	※ 濱口 大輔	企業年金連合会運用執行理事
	林田 晃雄	読売新聞東京本社論説副委員長
	福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授
	宮本 勝弘	新日鐵住金株式会社常務執行役員
	※ 横山 邦男	三井住友アセットマネジメント株式会社代表取締役社長

※テーマに応じてご出席頂く委員

オブザーバー 財務省

日本銀行

日本取引所グループ

日本証券業協会

国際銀行協会

(注) オブザーバーは本日の出席者

事務局説明資料

(市場・取引所を巡る諸問題に関する検討)

平成28年4月19日
金融庁総務企画局

目次

○ 総論	・・・p. 2
○ 各論	
1. 取引の高速化	・・・p. 3
2. 取引所外の取引	・・・p. 5
3. 取引所の業務・自主規制機能	・・・p. 6
4. ETF等の投資商品の提供	・・・p. 7
5. 顧客本位の業務運営(フィデューシャリー・デューティー)	・・・p. 8

総論

- 1990年代末以降、我が国の市場を欧米と並ぶ国際的な市場とする等の目的の下、取引の場の多様化、取扱商品の多様化、取引システムの高度化、取引所の統合等が進められてきた。
- このような中、日本や欧米の市場・取引所やそれを取り巻く環境には、以下のように様々な変化が見られ、新たな対応が求められている。
 - 欧米のみならず、日本においてもアルゴリズムを用いた高速な取引が大幅に増加し、市場に与える影響について様々な指摘がある。
 - 日本では、足元の金融環境を踏まえ、国民の安定的な資産形成や資産運用の高度化を進めていくことが益々重要。
 - ブロックチェーン技術など最近のFinTechの進展等への対応は、証券取引などの分野においても国際的に重要な課題。



我が国の市場・取引所を巡る諸問題や今後のあり方について、欧米の動向や情報技術の革新などの環境変化を見据えつつ、幅広い観点から議論し、施策を講じていくことが必要ではないか。

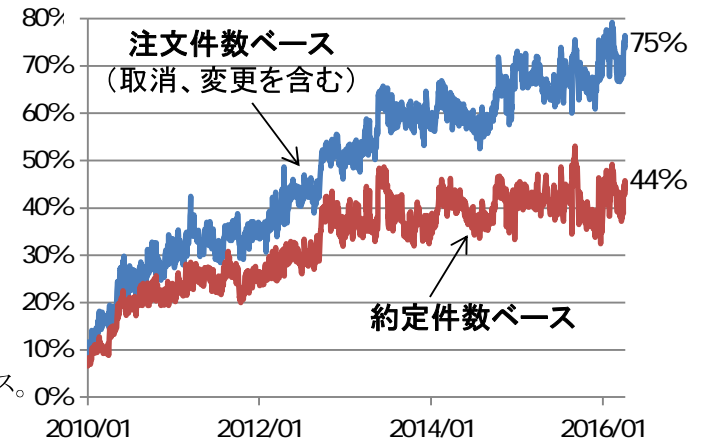
各論①：取引の高速化

背景

- 東証アローヘッド導入（2010年1月）により、注文処理時間が1ミリ秒へと大幅短縮。2015年9月のリニューアルを経て、現在、国際的にも遜色のないスピードを実現。
- 2010年1月、東証がコロケーション・サービス※を開始して以降、アルゴリズムを用いた高速な取引のシェアが増加（全注文の約7割）。

※ 取引所の売買システムに近接した場所に参加者サーバーの設置を許容するサービス。主としてアルゴリズムを用いた高速な取引（広義のHFT）を行う投資家が利用。

東証の全取引に占める、コロケーションエリアからの取引の割合



アルゴリズムを用いた高速な取引（広義のHFT）が市場に与える影響についての指摘

市場の安定性に与える影響

昨年夏以降の相場急変動やボラティリティの上昇は、アルゴリズムを用いた高速な取引がその要因の一つではないか。

市場の効率性に与える影響

アルゴリズムを用いた高速な取引の是非はともかく、過度のスピード競争のためにコストや労力をかけることは、市場の効率性を高める上で意味がないのではないか。

システム面に与える影響

万が一の場合、システム面でのトラブルが市場に大きな問題を引き起こすおそれはないか。

市場の公正性に与える影響

欧米とは異なり、市場の分断を利用した不公正取引は限定的だが、我が国でも、アルゴリズム取引を用いたり、アルゴリズムに働きかけるような相場操縦事案について、摘発事例あり。

投資家間の公平性に与える影響

HFTが高速性を生かして一般の投資家よりも過度に多くの利益を得るとすれば、投資家に不公平感を与えるのではないか。

企業価値に基づく価格形成に与える影響

アルゴリズムを用いた高速な取引のシェアが過半を占める株式市場では、中長期的な企業の収益性に着眼した価格形成が阻害されるのではないか。

(参考) 欧州・第二次金融商品市場指令等におけるアルゴリズム取引規制

2014年公布。2018年1月から実施予定

アルゴリズム取引に従事する者に対する規制

高頻度アルゴリズム取引技術を利用する者(HFT業者等)を登録制として、以下の規制を導入

体制整備・ リスク管理義務

- 強靱で十分な容量を有していること
- 適切な取引の閾値・上限を設定していること
- 誤発注を防止するものであること
- 市場の混乱を惹起するような方法で機能するものではないこと
- 市場濫用防止に関する欧州規則又は取引所が定めるルールに反する目的で利用されないこと 等

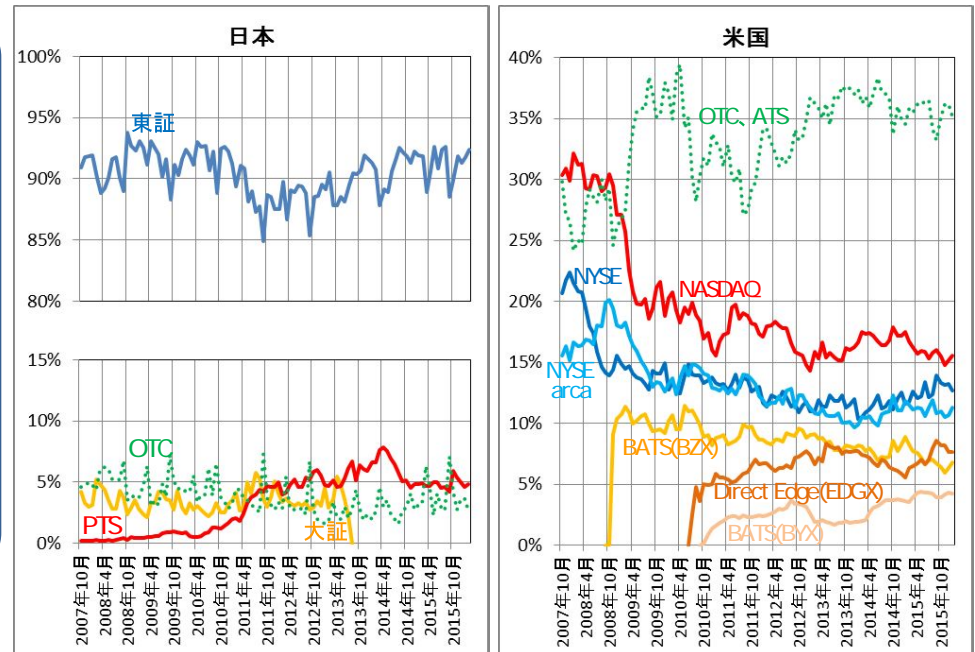
当局に対する通知・ 情報提供義務

- アルゴリズム取引に従事する旨の通知
- アルゴリズム取引戦略、システムが採用する取引パラメータやリミットの詳細、リスク管理等に関する情報の提供
- 必要な記録の保持 等

各論②：取引所外の取引

背景

- 我が国では、取引所集中義務の撤廃後、市場間競争を促進する観点から、PTS制度が創設され、取引所取引も含めた取引制度の改善に一定の役割を果たしてきたが、取引シェアは5%程度と伸び悩んでいる。
- 他方、米国では、市場間競争を促進した結果、50以上の取引施設が乱立し、取引所外取引が35%超を占める一方、取引所の取引シェアは最大のNASDAQでも15%程度（NYSEは単独ベースで13%程度）。



(注) 債券除く上場有価証券の売買高シェア。各取引所・日証協公表データより作成。

(注) 売買高シェア。BATS公表データより作成。

検討課題

市場間競争の促進とPTSの今後のあり方

取引所の統合が進む中、市場間競争及びPTSの今後のあり方をどう考えるか。

米国における市場の分断の問題

米国では、50以上の取引施設が存在して市場の分断の問題が指摘されているが、このような実態をどう考えるか。

取引所とPTSのイコルフットイング

例えば、PTSでは信用取引が認められていないことについて、取引所とPTSのイコルフットイングを図る観点から見直しを求める意見があるが、これについてどう考えるか。

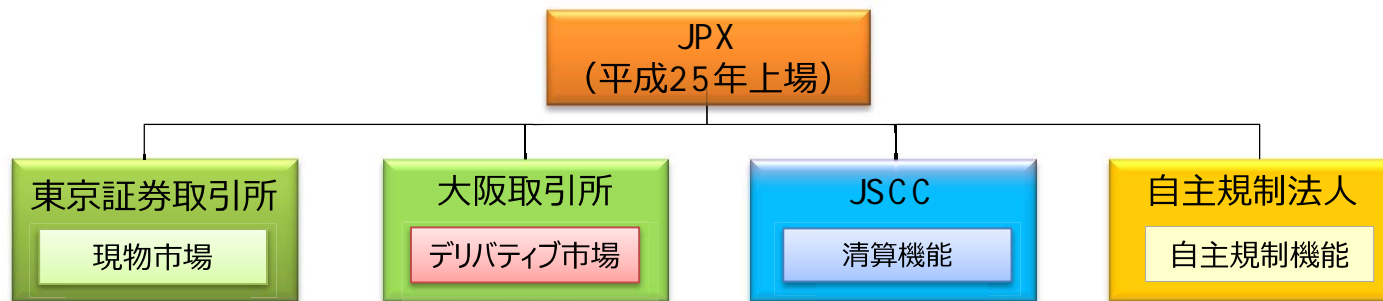
PTS等の位置付け・自主規制のあり方

現行の金融商品取引法上、PTSは証券会社の業務として位置付けられているが、PTSにおける自主規制のあり方をどう考えるか。さらに、ダークプールの位置付けについては、どう考えるか。

各論③：取引所の業務・自主規制機能

経緯・現状

- 平成25年、東証と大証の経営統合により日本取引所グループ(JPX)が形成され、現状、国内株式の取引の9割以上(取引所取引で見れば99%以上)はJPXに集中。
- 同年、JPXは自ら上場。
- JPXの中期経営計画では、海外ビジネスの拡大や新規ビジネスへの進出など、業務の拡大・多様化が打ち出されている。また、最近では、FinTechの進展に伴い、情報技術の革新に対応した取組みも重要となっている。
- 一方、取引所を取り巻く環境の変化等を踏まえ、取引所における自主規制機能の発揮について改めて検討を行うべき、との指摘。



検討課題

取引所の業務範囲

国際化や情報技術の進展を踏まえ、取引所の業務範囲のあり方について、どう考えるか。

情報技術革新への対応

FinTechの進展について、取引所は、中長期的にどう取り組んでいくべきか。

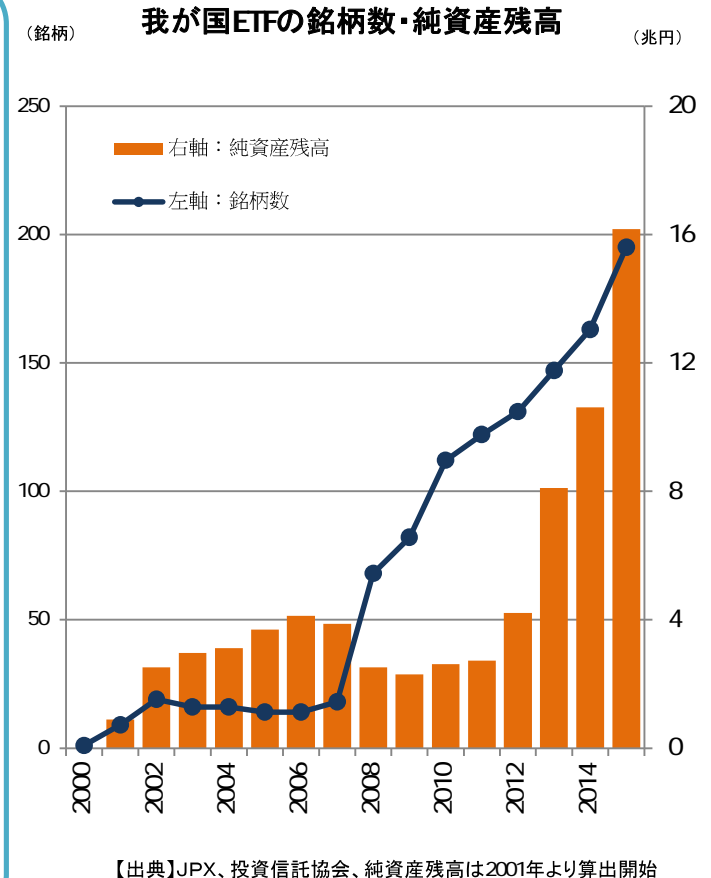
自主規制機能のあり方

取引所を取り巻く環境の変化等を踏まえ、取引所による自主規制機能の発揮のあり方について、どう考えるか。

各論④：ETF等の投資商品の提供

ETF市場の現状

- 多様な投資商品の提供が要請される中、我が国では、ETF市場の整備が図られ、その後、銘柄数・市場規模は急速に拡大。
- 一方で現在、上場されているETFには、流動性の乏しい銘柄も少なからず存在。また、ETFの中には、対象指標(例：日経平均)に連動させるために行われる先物等の売買により、結果として相場変動を増幅させている、との指摘もある。
- 米国では、スマートベータ型のETFなど、収益性等に着目した商品も出現。日本でも、JPX400に連動したETFなどが上場されているが、より一層の多様化を図るべき、との指摘がある。
- また、ETFの販売チャンネルに関しては、その多様化を求める声があるほか、同一の投信委託会社がほぼ同内容のETFと公募投信を提供している場合、それぞれの販売方針が必ずしも明確ではない、との指摘がある。



検討課題

- ETFの商品設計、販売チャンネル、流動性供給などについて、多様な投資家が参加する厚みのある市場の形成に向けて、どのような取組みが求められるか。

各論⑤：顧客本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）

背景

- フィデューシャリー・デューティー（F.D.）については、以下のような動きがある。

【米国】

- エリサ法（1974年）：年金資産の管理・運用に関わる全ての者が年金受給者（最終受益者）にF.D.責任を負う。
- 労働省ルール案（2016年）：投資アドバイスを行う外務員にもF.D.を課す。

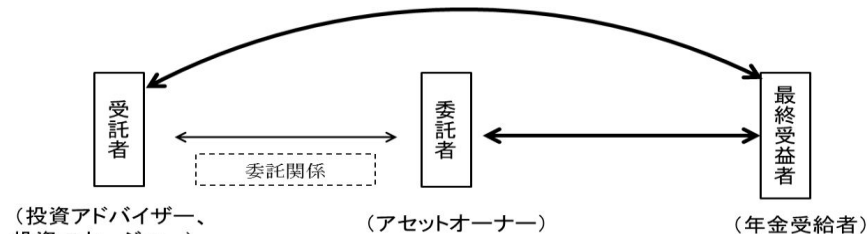
【英国】

- ケイ・レビュー（2012年）：他人の投資の意思決定に助言を行う全関係者にF.D.を課すべき旨提言。
- 特に近年、インベストメント・チェーンに含まれる全ての者が顧客目線で活動することが重要とされてきている。

検討課題

- 我が国においても、金融行政方針において、「投資信託・貯蓄性保険商品等の商品開発、販売、運用、資産管理それぞれに携わる金融機関等が、真に顧客のために行動しているかを検証するとともに、この分野における民間の自主的な取り組みを支援することで、フィデューシャリー・デューティーの徹底を図る」ことを掲げている。こうしたプリンシプルを定着させていくため、どういう取り組みが必要か。

エリサ法におけるF.D.概念



OECD「金融消費者保護に関するハイレベル原則」（2011年） 及び同原則の適用に関する報告書（2013年）

- 金融サービス提供者、ブローカー、アドバイザー等は、顧客のベスト・インタレストを図らなければならない。
- 上記原則の実施をサポートするための規制・監督上の効果的な取組みは、銀行取引、信用取引、投資、証券、保険及び年金を含む全ての金融サービス部門に関わる。

G20/OECD「コーポレート・ガバナンス原則」（2015年）

- コーポレート・ガバナンスの枠組みは、インベストメント・チェーン全体を通じて、健全なインセンティブを与えるものであるべき。
(注釈：インベストメント・チェーンは、長く複雑であり、最終受益者と会社との間に数多くの仲介者が存在することが多い。)

(参考) フィデューシャリー・デューティーに関する米英における動向

米国

【エリサ法】

- エリサ法において、fiduciaryは、投資アドバイザー、投資マネージャーのみならず、年金受給者から資産を預かるアセットオーナー(年金基金等)等を含む概念として定義されている。
- 投資アドバイザーや投資マネージャーは、アセットオーナーに対してのみならず、最終受益者(年金受給者)に対してもfiduciaryとしての義務を負う。

【最近の動き】

- 労働省フィデューシャリー・デューティー・ルール案(2016年4月公表)において、退職口座を扱う証券外務員につき、
 - 有償で投資アドバイスを行う場合にはfiduciaryであるとされ、
 - 投資家のベスト・インタレストのために行動すべきとするF. D. が課される、との方針が示されている。

英国

【最近の動き】

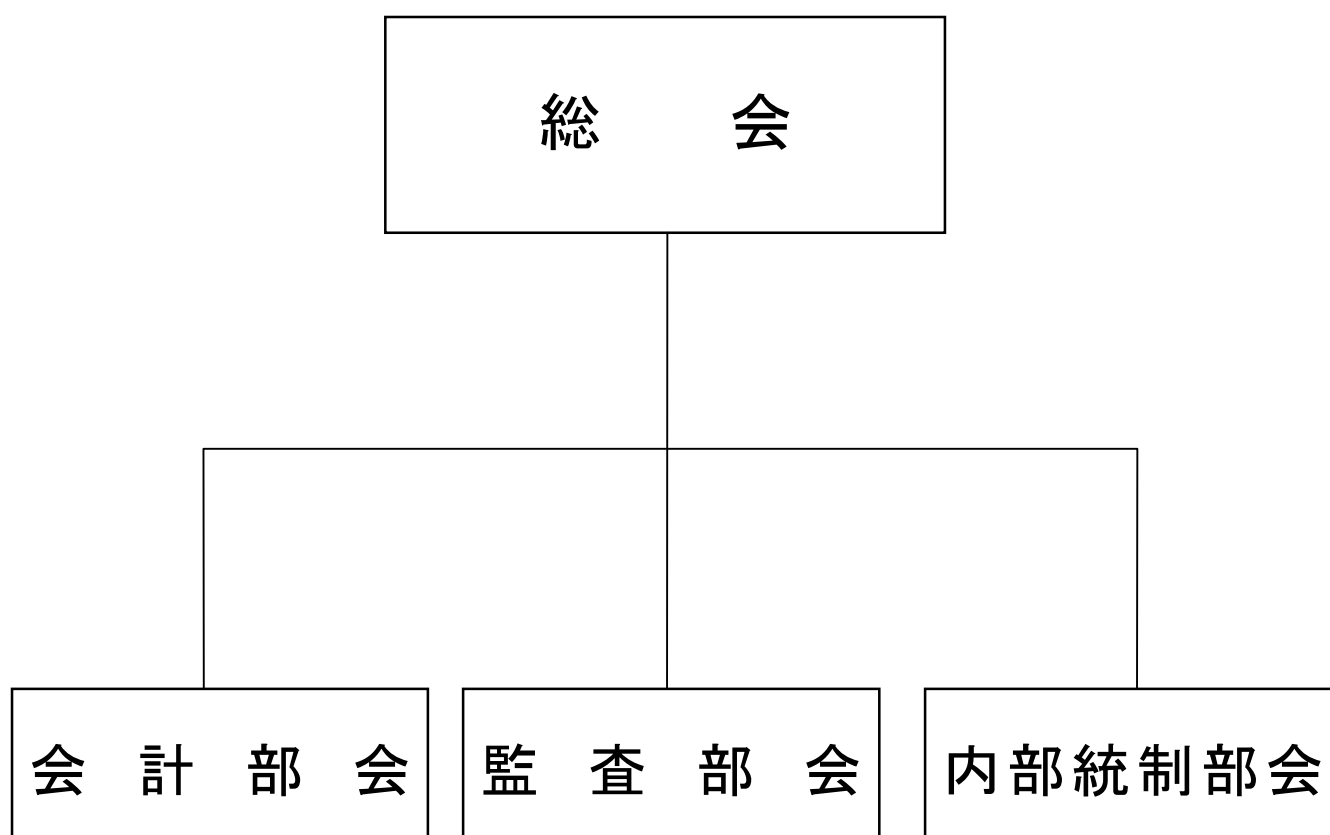
- 英国政府の要請により取りまとめられた、英国株式市場の構造的問題等に関する調査・分析レポート(ケイ・レビュー: 2012年7月公表)において、
 - 他人の投資に関する裁量権を持ち、投資の意思決定に助言を行うインベストメントチェーンの全関係者にfiduciary standardsを適用すべき旨の指摘がなされている。

自動車損害賠償責任保険審議会委員名簿
(平成28年1月21日現在)

会 長	落 合 誠 一	東京大学名誉教授
委 員	相 原 康 伸	全日本自動車産業労働組合総連合会会長
	甘 利 公 人	上智大学法学部教授
	大川畑 文昭	一般社団法人日本損害保険協会自賠責保険特別委員会委員長
	古 笛 恵 子	弁護士
	島 崎 元 次	全国共済農業協同組合連合会代表理事専務
	鈴 木 共 子	特定非営利活動法人いのちのミュージアム代表理事
	高 松 伸 幸	全日本交通運輸産業労働組合協議会事務局長
	田 島 優 子	弁護士
	中 林 真理子	明治大学商学部教授
	新 居 康 昭	一般社団法人日本自動車会議所保険委員会委員長
	堀 本 修 平	損害保険料率算出機構専務理事
	山 本 眞 弓	弁護士
	特別委員	石 井 正 三
桑 山 雄 次		全国遷延性意識障害者・家族の会代表
丹 野 美 絵 子		独立行政法人国民生活センター参与
野 尻 俊 明		流通経済大学学長
藤 田 友 敬		東京大学大学院法学政治学研究科教授
矢 代 隆 義		一般社団法人日本自動車連盟副会長

(敬称略・五十音順)

企業会計審議会の組織



金融トラブル連絡調整協議会委員名簿

平成28年6月9日現在

(消費者行政機関等)		
消費者庁消費者教育・地方協力課長	金子 浩之	
国民生活センター相談情報部長	鈴木 基代	
東京都消費生活総合センター所長	吉村 幸子	
日本司法支援センター第一事業部情報提供課長	土田 篤志	
(消費者団体)		
全国消費者団体連絡会政策スタッフ	小浦 道子	
日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会常任顧問	唯根 妙子	
全国消費生活相談員協会主任研究員	樋山 昌子	
(指定紛争解決機関)		
全国銀行協会金融ADR部長	阿部 耕一	
信託協会信託相談所長	岡本 康二	
生命保険協会生命保険相談室長	酒巻 宏明	
日本損害保険協会理事損害保険相談・紛争解決サポートセンター本部長	森 栄二	
保険オンブズマン専務理事	瀧下 行夫	
日本少額短期保険協会事務局長	小泉 武彦	
証券・金融商品あっせん相談センター業務部長	田口 順一	
日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター長	黒岩 篤行	
(業界団体・自主規制機関)		
全国信用金庫協会業務管理部長	阿部 吉邦	
全国信用組合中央協会しんくみ相談所長	加藤 英夫	
全国労働金庫協会経営企画部長	渡部 勝	
日本商品先物取引協会相談センター長	原田 孝司	
農林中央金庫総合企画部副部長(農漁協系統金融機関代表)	梅田 泰弘	
不動産証券化協会総務部長・苦情相談室長	山口 真紀子	
日本資金決済業協会事務局長	永澤 修	
(弁護士会)		
長島・大野・常松法律事務所, 弁護士	井上 聡	
西村あさひ法律事務所, 弁護士	森 倫洋	
港共同法律事務所, 弁護士	石戸 谷豊	
(学識経験者)		
生活経済ジャーナリスト	高橋 伸子	
【座長代理】早稲田大学研究院教授	犬飼 重仁	
東京大学大学院法学政治学研究科教授	神作 裕之	
【座長】一橋大学大学院法学研究科教授	山本 和彦	
(金融当局)		
金融庁総務企画局企画課長	松尾 元信	
金融庁総務企画局政策課金融サービス利用者相談室長	崎山 正夫	
金融庁監督局総務課長	伊野 彰洋	
経済産業省経済産業政策局産業資金課課長補佐	湯浅 雄士	
厚生労働省労働基準局勤労者生活課労働金庫業務室室長補佐	佐藤 秀一	
国土交通省土地・建設産業局不動産市場整備課不動産投資市場整備室長	松家 新治	
総務省情報流通行政局郵政行政部貯金保険課長	菱沼 宏之	
農林水産省経営局金融調整課組合金融指導官	加藤 順二	
	[計37名]	
(事務局)		
金融庁総務企画局企画課金融トラブル解決制度推進室長	菅井 英彦	
	[合計38名]	
	(敬称略、順不同)	

第50回 金融トラブル連絡調整協議会

◇日時：平成27年12月4日（金） 14:00～16:00

◇場所：中央合同庁舎第7号館13階 共用第1特別会議室

議事次第

I. 開会

II. 委員紹介

III. 各指定紛争解決機関の業務実施状況（平成27年度上半期）

IV. 利用者からの信頼を向上させるための対応

V. 「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等

VI. 「金融ADR連絡協議会（第7回）」の概要報告

VII. 閉会

指定紛争解決機関の苦情処理手続実施状況

(平成27年4月1日～平成27年9月30日)

1. 苦情処理手続の実施状況

(単位:件)

(指定紛争解決機関名)	(1) 苦情処理手続件数(当期の状況)						(2) 苦情処理手続の終了事由別の内訳件数(当期の既済事件)								(3) 苦情処理手続(不応諾及び移送を除く。)の所要期間(当期の既済事件)				
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	不開始	解決	移行	不応諾	不調	移送	その他	計	1月未満	1月以上3月未満	3月以上6月未満	6月以上	計
全国銀行協会	207	508	▲6%	715	488	227	0	279	44	0	27	0	138	488	194	153	101	40	488
信託協会	0	0	増減なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生命保険協会	193	547	181%	740	494	246	0	294	158	0	4	0	38	494	173	172	124	25	494
日本損害保険協会	1,271	2,449	76%	3,720	2,134	1,586	0	1,779	136	0	179	0	40	2,134	602	888	332	312	2,134
保険オンブズマン	30	123	▲7%	153	126	27	3	89	0	0	33	0	1	126	61	54	10	1	126
日本少額短期保険協会	17	51	▲6%	68	54	14	1	44	1	0	0	0	8	54	28	10	11	5	54
証券・金融商品 あっせん相談センター	29	477	71%	506	442	64	0	397	44	0	1	0	0	442	365	64	9	4	442
日本貸金業協会	4	89	68%	93	86	7	0	78	4	0	3	0	1	86	76	6	1	3	86
合計	1,751	4,244	60%	5,995	3,824	2,171	4	2,960	387	0	247	0	226	3,824	1,499	1,347	588	390	3,824

(注) 計数は速報値である。

【凡例】

- 不開始・・・手続が開始される前に苦情が解決したため、手続開始に至らなかったもの。
- 解決・・・手続開始後に苦情が解決したもの。
- 移行・・・苦情処理手続を実施したが、最終的に紛争解決手続へ移行したもの。
- 不応諾・・・金融機関が苦情処理手続に応じなかったもの。
- 不調・・・苦情処理手続を実施したが、申立人の納得が得られなかったもの(移行を除く)。
- 移送・・・指定紛争解決機関が、他の指定紛争解決機関の苦情処理手続に付することが適当と認めたもの。
- その他・・・苦情処理手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

指定紛争解決機関の紛争解決手続実施状況

(平成27年4月1日～平成27年9月30日)

2. 紛争解決手続の実施状況

(単位:件)

(指定紛争解決機関名)	(1)紛争解決手続件数(当期の状況)						(2)紛争解決手続の終了事由別の内訳件数(当期の既済事件)										(3)紛争解決手続(不応諾及び移送を除く。)の所要期間(当期の既済事件)					
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	成 立		成 立 以 外								計	1月未満	1月以上 3月未満	3月以上 6月未満	6月以上	計
							和解	特別調停	見込みなし	双方の離脱	一方の離脱	不応諾	移送	その他								
全国銀行協会	80	50	▲53%	130	86	44	39	0	43	0	4	0	0	0	86	0	22	34	30	86		
信託協会	1	0	増減なし	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1		
生命保険協会	85	160	63%	245	109	136	5	29	74	0	1	0	0	0	109	10	33	43	23	109		
日本損害保険協会	211	263	▲10%	474	216	258	72	15	120	0	8	0	0	1	216	3	36	101	76	216		
保険オンブズマン	5	10	増減なし	15	9	6	3	0	6	0	0	0	0	0	9	0	3	5	1	9		
日本少額短期保険協会	3	1	▲80%	4	4	0	3	0	0	0	0	0	0	1	4	0	1	2	1	4		
証券・金融商品 あっせん相談センター	23	44	▲4%	67	41	26	22	0	18	0	0	0	0	1	41	0	26	15	0	41		
日本貸金業協会	5	5	▲38%	10	7	3	3	0	2	0	1	0	0	1	7	0	2	1	4	7		
合計	413	533	▲6%	946	473	473	147	44	263	0	14	0	0	5	473	13	124	201	135	473		

(注)計数は速報値である。

【凡例】

- 和 解・・・紛争解決委員が提示する和解案により解決したもの。
- 特別 調 停・・・紛争解決委員が提示する特別調停案(和解案であって、金融機関が原則受け入れなければならないもの)により解決したもの。
- 見込みなし・・・紛争解決委員が、紛争解決手続によっては、和解が成立する見込みがないと判断して終了したものなど。
- 双方の離脱・・・紛争の当事者双方が、紛争解決手続によっては紛争の解決を図ることはしないこととして、合意により終了したもの。
- 一方の離脱・・・紛争の当事者のいずれか一方が、申立ての取下げや手続からの離脱により終了したもの。
- 不 応 諾・・・顧客の不応諾及び金融機関の正当な理由のある不応諾。
- 移 送・・・紛争解決委員が、他の指定紛争解決機関の紛争解決手続に付することが適当と認めたもの。
- そ の 他・・・紛争解決手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

第51回 金融トラブル連絡調整協議会

◇日時：平成28年6月9日（木） 10:00～12:00

◇場所：中央合同庁舎第7号館13階 共用第1特別会議室

議事次第

I. 開会

II. 委員紹介

III. 各指定紛争解決機関の業務実施状況（平成27年度）

IV. 指定紛争解決機関がない業態の苦情・紛争解決の対応

V. 「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等

VI. 「金融ADR連絡協議会（第8回）」の概要報告

VII. 石戸谷 豊 委員「金融ADRの当面の主要課題を考えて」

VIII. 閉会

指定紛争解決機関の苦情処理手続実施状況

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

1. 苦情処理手続の実施状況

(単位:件)

(指定紛争解決機関名)	(1) 苦情処理手続件数(当期の状況)						(2) 苦情処理手続の終了事由別の内訳件数(当期の既済事件)								(3) 苦情処理手続(不応諾及び移送を除く。)の所要期間(当期の既済事件)				
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	不開始	解決	移行	不応諾	不調	移送	その他	計	1月未満	1月以上3月未満	3月以上6月未満	6月以上	計
全国銀行協会	207	1,245	13%	1,452	1,133	319	0	641	113	0	58	0	321	1,133	474	349	229	81	1,133
信託協会	0	2	100%	2	2	0	0	1	1	0	0	0	0	2	0	2	0	0	2
生命保険協会	195	1,012	112%	1,207	1,001	206	0	605	305	0	9	0	82	1,001	345	324	271	61	1,001
日本損害保険協会	1,271	4,620	48%	5,891	4,376	1,515	0	3,705	253	0	344	0	74	4,376	1,143	1,754	753	726	4,376
保険オンブズマン	30	260	▲2%	290	242	48	3	164	0	0	73	0	2	242	119	103	19	1	242
日本少額短期保険協会	17	91	▲9%	108	93	15	1	71	6	0	0	0	15	93	40	29	17	7	93
証券・金融商品 あっせん相談センター	29	1,132	95%	1,161	1,104	57	0	972	130	0	2	0	0	1,104	895	164	36	9	1,104
日本貸金業協会	4	137	46%	141	129	12	0	115	6	0	8	0	0	129	108	11	5	5	129
合計	1,753	8,499	48%	10,252	8,080	2,172	4	6,274	814	0	494	0	494	8,080	3,124	2,736	1,330	890	8,080

(注1) 各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

(注2) 計数は速報値である。

【凡例】

- 不開始・・・手続が開始される前に苦情が解決したため、手続開始に至らなかったもの。
- 解決・・・手続開始後に苦情が解決したもの。
- 移行・・・苦情処理手続を実施したが、最終的に紛争解決手続へ移行したもの。
- 不応諾・・・金融機関が苦情処理手続に応じなかったもの。
- 不調・・・苦情処理手続を実施したが、申立人の納得が得られなかったもの(移行を除く)。
- 移送・・・指定紛争解決機関が、他の指定紛争解決機関の苦情処理手続に付することが適当と認めたもの。
- その他・・・苦情処理手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

指定紛争解決機関の紛争解決手続実施状況

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

2. 紛争解決手続の実施状況

(単位:件)

(指定紛争解決機関名)	(1)紛争解決手続件数(当期の状況)						(2)紛争解決手続の終了事由別の内訳件数(当期の既済事件)										(3)紛争解決手続(不応諾及び移送を除く。)の所要期間(当期の既済事件)					
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	成 立		成 立 以 外								計	1月未満	1月以上 3月未満	3月以上 6月未満	6月以上	計
							和解	特別調停	見込みなし	双方の離脱	一方の離脱	不応諾	移送	その他								
全国銀行協会	80	124	▲38%	204	134	70	61	0	67	0	6	0	0	0	134	0	32	54	48	134		
信託協会	1	2	100%	3	2	1	1	0	1	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	2		
生命保険協会	85	312	61%	397	239	158	10	71	154	0	4	0	0	0	239	21	54	120	44	239		
日本損害保険協会	211	529	2%	740	504	236	169	16	295	0	19	0	0	5	504	6	95	238	165	504		
保険オンブズマン	5	24	9%	29	19	10	9	0	9	1	0	0	0	0	19	0	7	10	2	19		
日本少額短期保険協会	3	6	▲33%	9	7	2	3	0	1	2	1	0	0	0	7	1	2	3	1	7		
証券・金融商品 あっせん相談センター	23	131	30%	154	118	36	57	0	54	0	5	0	0	2	118	2	83	33	0	118		
日本貸金業協会	5	20	67%	25	13	12	6	0	3	0	4	0	0	0	13	1	4	6	2	13		
合計	413	1,148	8%	1,561	1,036	525	316	87	584	3	39	0	0	7	1,036	31	279	464	262	1,036		

(注1) 各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

(注2) 計数は速報値である。

【凡例】

- 和 解・・・紛争解決委員が提示する和解案により解決したもの。
- 特別 調 停・・・紛争解決委員が提示する特別調停案(和解案であって、金融機関が原則受け入れなければならないもの)により解決したもの。
- 見込みなし・・・紛争解決委員が、紛争解決手続によっては、和解が成立する見込みがないと判断して終了したものなど。
- 双方の離脱・・・紛争の当事者双方が、紛争解決手続によっては紛争の解決を図ることはしないこととして、合意により終了したもの。
- 一方の離脱・・・紛争の当事者のいずれか一方が、申立ての取下げや手続からの離脱により終了したもの。
- 不 応 諾・・・顧客の不応諾及び金融機関の正当な理由のある不応諾。
- 移 送・・・紛争解決委員が、他の指定紛争解決機関の紛争解決手続に付することが適当と認めたもの。
- そ の 他・・・紛争解決手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

日本再興戦略2016

第二部・具体的施策

Ⅱ 生産性革命を実現する規制制度改革

2. 未来投資に向けた制度改革

2-1. 「攻めの経営」の促進

2-2. 活力ある金融・資本市場の実現

2-1. 「攻めの経営」の促進

◆ コーポレートガバナンス改革による企業価値の向上

コーポレートガバナンス改革は、引き続き、アベノミクスのトップアジェンダであり、今後はコーポレートガバナンス改革を「形式」から「実質」へと深化させていくことが最優先課題である。

そのためには、機関投資家サイドからの上場企業に対する働きかけの実効性を高めていくことが有効であり、これにより、中長期的な視点に立った「建設的な対話」の実現を強力に推進していく。

2-2. 活力ある金融・資本市場の実現

◆ 成長資金の供給に資するポートフォリオ・リバランスの促進と市場環境の整備等

より良い資金の流れを実現し、国民の安定的な資産形成につながるポートフォリオ・リバランスを促進するため、家計と金融機関の双方に対して働きかけを行っていく。

◆ FinTechをめぐる戦略的対応

FinTechと呼ばれる金融・IT融合の動きの進展に対し、利用者保護や不正の防止等の観点も踏まえつつ、FinTechによる金融革新の推進や制度面での対応を進め、利用者利便の向上や我が国経済の成長力強化につなげていく。

◆ 金融仲介機能の質の改善

金融機関が、経済・市場の環境変化に適時適切に対応し、金融仲介機能の安定的な発揮を通じて我が国産業・企業の競争力・生産性の向上等を金融面から支援していく。

「日本再興戦略2016」(28年6月2日閣議決定)における金融庁関連の主要施策

2-1. 「攻めの経営」の促進

◆ コーポレートガバナンス改革による企業価値の向上

✓ 「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」における取組

- 機関投資家に対し、企業側に「気づき」を与える対話を促進
- 顧客・受益者の利益に沿った機関投資家の議決権行使等を促進
- 上場企業に対し、資本政策・経営方針・経営戦略等の分かりやすい公表を促進
- 下記の取組を通じコーポレートガバナンスの実効性向上に向けた上場企業サイドの適切な取組を確保
 - 最高経営責任者(CEO)の選解任や取締役会の構成・評価等に関する上場企業の取組状況の把握・公表
 - 政策保有株式の縮減の状況のモニタリング(「保有させている」側の企業の状況もモニタリング)

✓ コーポレートガバナンスの実効性を確保するための市場構造の実現

- G20/OECDコーポレートガバナンス原則に示されている考え方も踏まえ、実効性あるコーポレートガバナンスに資する市場構造の実現方策について、金融審議会において検討

✓ 情報開示、会計基準及び会計監査の質の向上

- 会計基準・会計監査の更なる品質向上・信頼性を確保(監査法人のガバナンス・コード策定等)

「日本再興戦略2016」(28年6月2日閣議決定)における金融庁関連の主要施策

2-2. 活力ある金融・資本市場の実現

◆ 成長資金の供給に資するポートフォリオ・リバランスの促進と市場環境の整備等

✓ 国民の安定的な資産形成につながるポートフォリオ・リバランスを促進

- 家計に対し、少額からの長期・分散・積立投資による安定的な資産形成を促進
 - NISA・ジュニアNISAの更なる普及と制度の発展、投資教育の強化
- 金融商品の販売・開発に携わる金融機関及び家計・年金等から資産運用・管理を受託する金融機関に対し、フィデューシャリー・デューティー(顧客本位の業務運営)を徹底

✓ 市場の公正性・透明性・安定性を確保

- アルゴリズムを用いた高速取引への対応の検討(「金融審議会」)

✓ 我が国資産運用業の高度化

- 日本拠点の設置を検討している海外のアセットマネージャー/オーナーに対する一元的な窓口を設置

◆ FinTechをめぐる戦略的対応

✓ FinTechによる金融革新の推進

- FinTechエコシステムの形成に向けた施策を推進(「フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議」)
- 企業間送金のXML電文への移行による金融EDI実現に向けた取組みを推進し、オープンAPIやブロックチェーン技術等の新たな金融技術の活用について官民連携して検討(「決済高度化官民推進会議」)

✓ FinTechの動きへの制度的な対応

- FinTechの更なる展開等も見据え、金融関係の制度面の課題について、引き続き検討(「金融審議会」)

◆ 金融仲介機能の質の改善

✓ 人口減少や高齢化の進展、低金利の継続等、経営を取り巻く様々な環境変化への適時適切な対応

- 経済・市場の環境変化に適時適切に対応し、金融仲介機能の安定的な発揮を通じて我が国産業・企業の競争力・生産性の向上等を金融面から支援
- 事業性評価に基づく融資や本業支援等を通じた産業・企業の課題解決に資するような質の高い金融仲介機能の発揮

平成28年度税制改正について

—税制改正大綱における金融庁関係の主要項目—

平成27年12月
金融庁

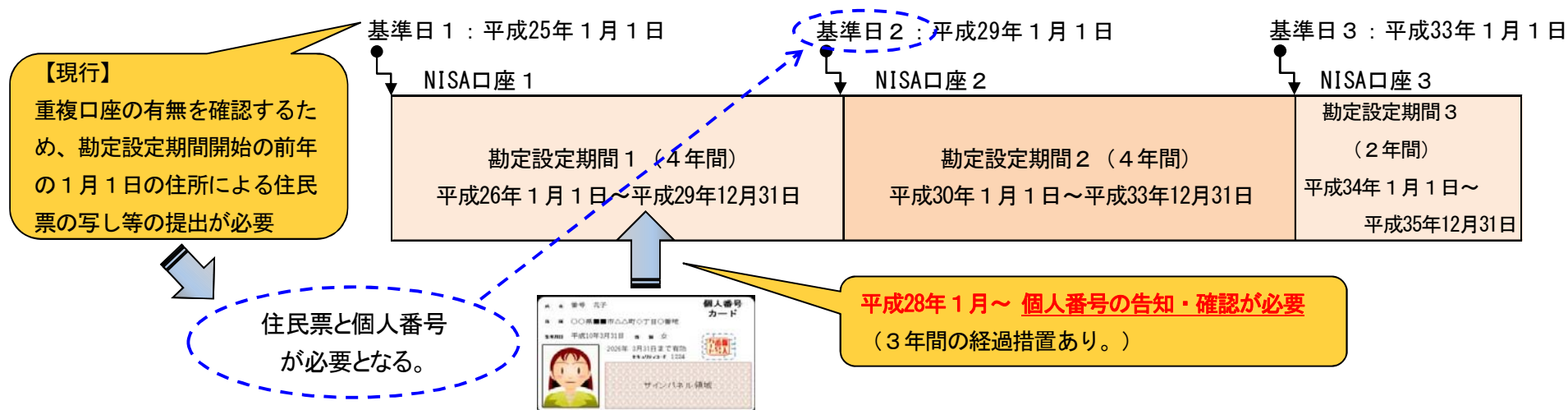


1. 家計の資産形成の支援と成長資金の供給拡大

◆NISAの更なる利用拡大に向けた利便性向上

【現状及び問題点】

- NISA口座については、勘定設定期間毎に重複口座の有無を確認するため、当該勘定設定期間開始の前年の1月1日の住所による住民票の写し等の提出が必要となるが、マイナンバー制度の導入後は住民票の写し等に加え、個人番号の提出も必要となる。
- NISAの更なる普及・定着に向け、煩雑な手続きが利用者の投資意欲を減じないように、口座開設手続き等を見直す必要がある。



【大綱の概要】

- 非課税適用確認書の交付申請書について、基準日における住民票の写し等の添付を不要とし、併せて平成30年以後の勘定設定期間を統合する。

(注)平成30年以後の勘定設定期間に係る非課税適用確認書の交付申請書について適用

- 平成29年10月1日において、平成29年分の非課税管理勘定を設定しており、個人番号を告知している者については、平成30年以後の勘定設定期間に係る非課税適用確認書の交付申請書を提出したものとみなす。

◆マイナンバーの導入に伴う手続きの簡素化

【現状及び問題点】

- 「マイナンバー制度」は、行政運営の効率化、公正な給付と負担の確保及び国民の利便性の向上を図ることを目的として、平成28年1月より導入予定
- 個人投資家のすそ野拡大を図る観点からは、投資家の利便性向上が重要であるところ、マイナンバー制度を活用し、投資に係る各種税務手続きの簡素化を図ることは同制度の基本理念にも適う。

(参考)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 抜粋

(基本理念)

第3条第2項 個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報保護に十分配慮しつつ、行政運営の効率化を通じた国民の利便性の向上に資することを旨として、社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野における利用の促進を図るとともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならない。

【大綱の概要】

既に金融機関に対して個人番号を告知済みの者が、同一の金融機関において口座開設手続き等を行う際に、当該金融機関等で帳簿により当該個人の個人番号等を確認できる場合には、個人番号の告知等を不要とする。

◆金融所得課税の一体化(金融商品に係る損益通算範囲の拡大)

【現状及び問題点】

- 金融商品間の損益通算の範囲については、平成25年度税制改正において、上場株式等に加え、特定公社債等にまで拡大されたところ(平成28年1月より実施)。
- しかしながら、デリバティブ取引・預貯金等については、未だ損益通算が認められていない。

【大綱の概要(与党大綱)】

「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。」

金融商品に係る課税方式

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス	
上場株式・公募株式投信	申告分離	申告分離	現在、損益通算が認められている範囲
特定公社債・公募公社債投信	28年1月～ 源泉分離→申告分離	28年1月～ 非課税→申告分離	
デリバティブ取引	申告分離		更なる一体化については、引き続き 検討
預貯金等	源泉分離	—	

2. 地域経済の活性化に資する中小企業の事業再生支援

◆事業再生ファンドに係る企業再生税制の特例の延長

【現状と問題点】

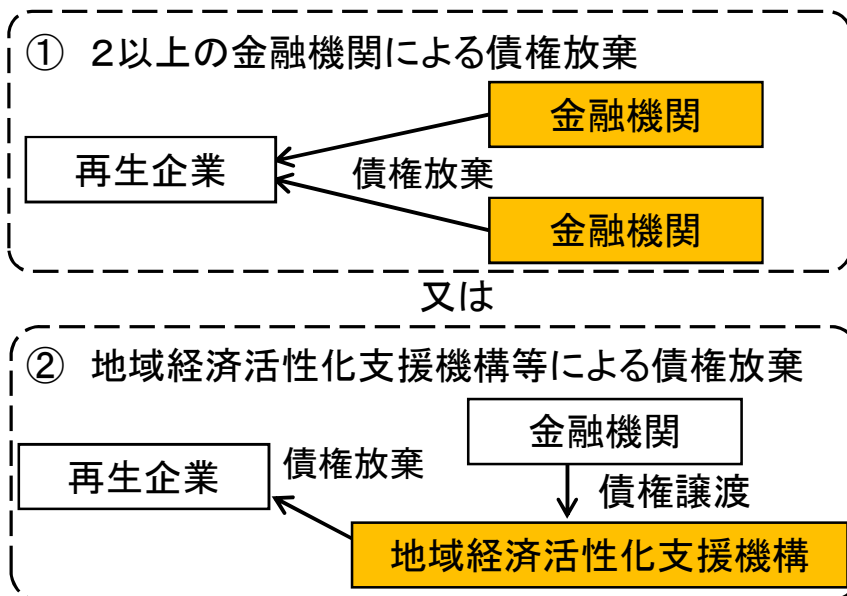
○ 企業再生税制については、中小事業者の再生を支援する観点から、平成28年3月末までの間、内閣総理大臣等が指定する事業再生ファンド(特定投資事業有限責任組合)により債権放棄が行われた場合についても、適用の対象となるよう措置されているところ。

【大綱の概要】

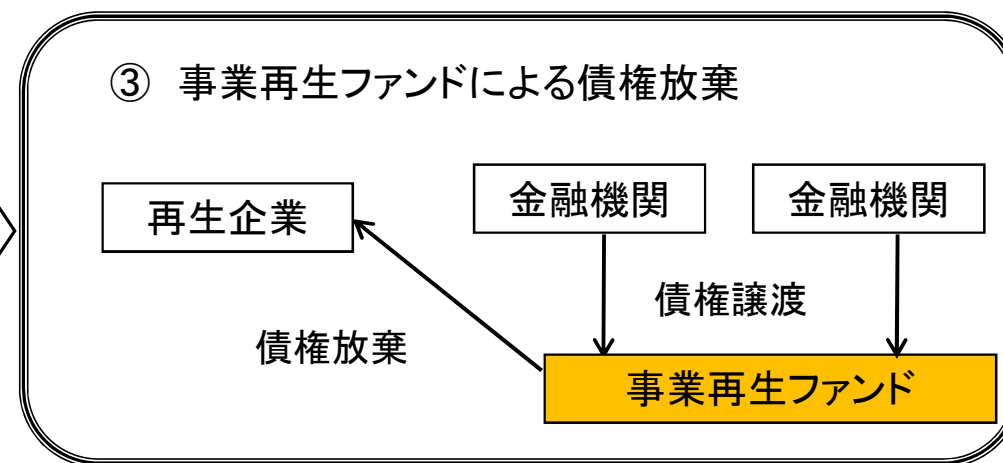
平成28年3月末とされている適用期限を、平成31年3月末まで3年延長する^(注)。

(注) 本特例の適用対象となる中小事業者の範囲を、中小企業金融円滑化法の施行の日(平成21年12月4日)から平成28年3月31日までの間に、金融機関から受けた事業資金の貸付けに係る債務の弁済について、条件変更を受けた中小事業者とする。

【これまでも認められていたもの】



【28年度要望において適用期限の延長が認められたもの】



◆経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の延長

【現状及び問題点】

- 中小事業者の再生を支援する観点から、再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」^(注1)に基づき、当該再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合には、平成28年3月末までの間、譲渡益を非課税とする特例が措置されているところ。

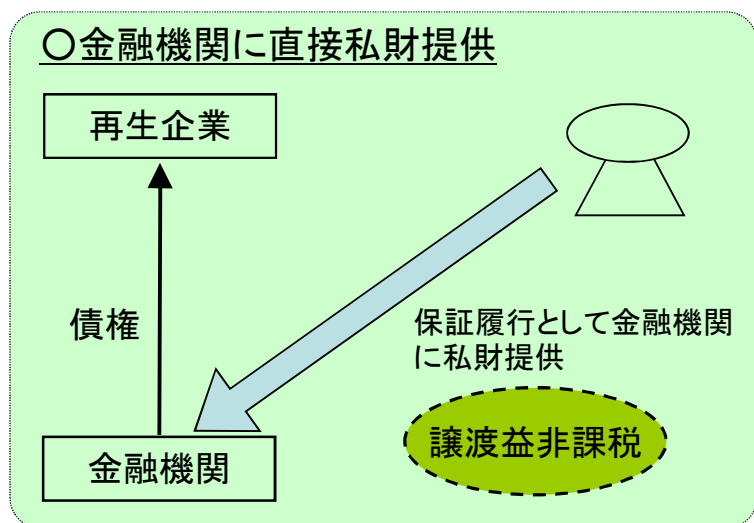
(注1) 一般に公表された債務処理を行うための手続きについての(中小企業再生支援協議会等の)準則に則り作成された計画を言う。

【大綱の概要】

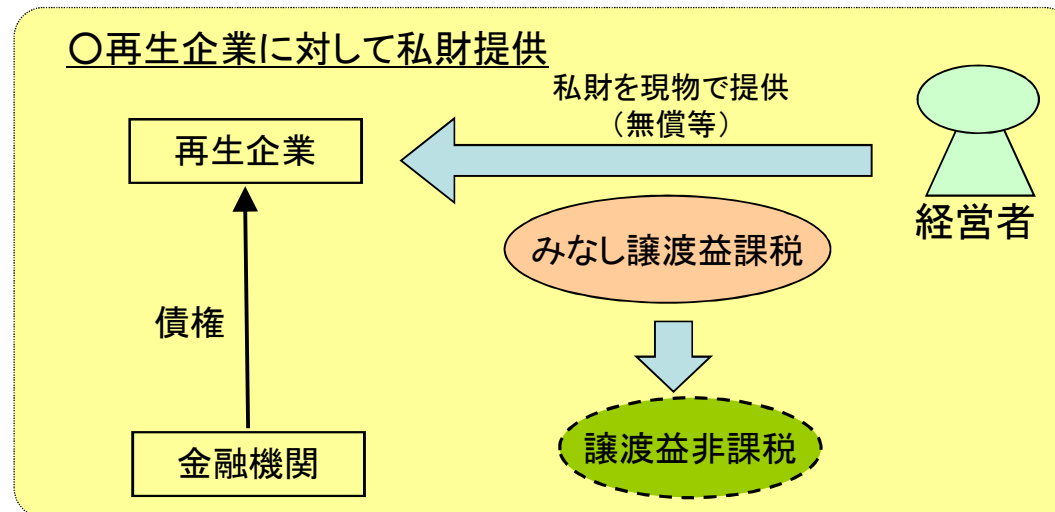
平成28年3月末とされている適用期限を、平成31年3月末まで3年延長する^(注2)。

(注2) 本特例の適用対象となる中小事業者の範囲を、中小企業金融円滑化法の施行の日(平成21年12月4日)から平成28年3月31日までの間に、金融機関から受けた事業資金の貸付けに係る債務の弁済について、条件変更を受けた中小事業者とする。

【これまでも認められていたもの】



【28年度要望において適用期限の延長が認められたもの】



3. 「国際金融センター」としての利便性向上と活性化

◆日本版スークに係る非課税措置の延長

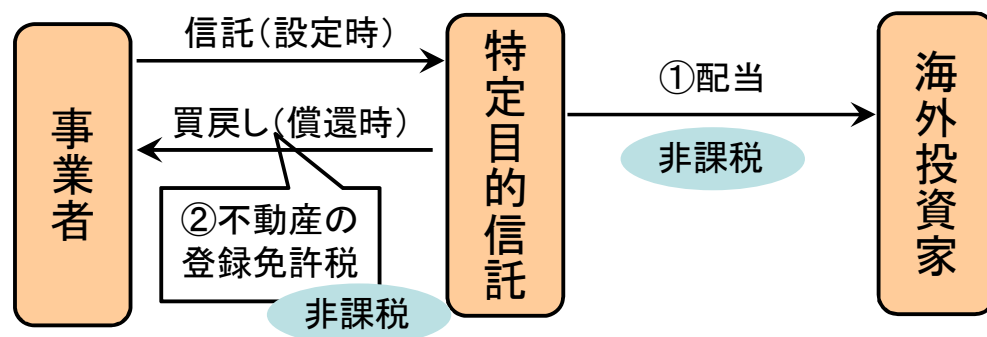
【現状及び問題点】

- イスラム投資家による投資を可能にするため、特定目的信託の発行する社債的受益権（日本版スーク）に関する税制（日本版スークに係る海外投資家への配当及び信託からの不動産の買戻しに係る登録免許税の非課税化）が、平成23年度の税制改正によって措置された。
- 日本版スークの発行を促し、日本市場の利便性と活性化を図る観点から、これらの非課税措置の延長が重要と考えられるが、これらの非課税措置の適用期限は平成28年3月末とされている。

【大綱の概要】

日本版スークに係る①海外投資家への配当及び②信託からの不動産の買戻しに係る登録免許税に関する非課税措置の適用期限を3年延長する。

【現行】 <日本版スークに係る非課税措置>（平成28年3月末まで）



【大綱】

①②に係る非課税措置を
平成31年3月末まで3年
延長する

4. その他の要望項目

◆協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率の引下げ

【現状及び問題点】

- 協同組合は、各根拠法に定められた範囲で会員／組合員間の相互扶助のための事業を行う非営利組織。
- 協同組織金融機関は、一定地区内において、中小企業及び個人など、一般の金融機関から融資を受けにくい立場にある者を構成員とし、構成員・地域のための貸付等を行っている。
- 現行、協同組織金融機関については、業務範囲や資本調達手段等が限定されているなか、以上のような本来的役割を十全に果たすため、法人税の軽減税率をはじめとする租税特別措置（本則税率19%、年800万円以下：15%）が講じられている。



【大綱の概要（与党大綱）】

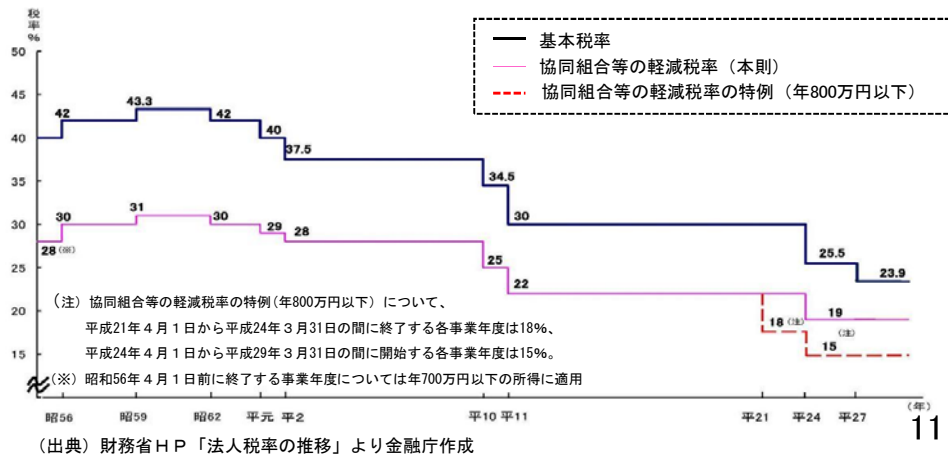
「協同組合等課税については、組合によって事業規模や事業内容が区々であるが、同一の制度が適用されている。そうした実態を丁寧に検証しつつ、組合制度の趣旨も踏まえながら、検討を行う。その上で、特に軽減税率のあり方について、事業分量配当の損金算入制度が適用される中で過剰な支援となっていないかといった点も勘案しつつ、平成27年度税制改正における受取配当等益金不算入の見直しの影響も考慮しながら、今般の法人税改革の趣旨に沿って、引き続き検討を行う。」

協同組織金融機関と銀行との比較

	銀行	協同組織金融機関
組織	株式会社組織の営利法人	会員／組合員出資による協同組織の非営利法人
事業地区	制限なし	定款記載の地区内
業務範囲	制限なし	制度上の要件※1を満たす会員／組合員が対象
資本調達手段	公募	会員／組合員限定※2

※1 (例)信用金庫の場合：従業員300人以下または資本金9億円以下の事業者
 ※2 優先出資については、別の規定あり

一般事業会社に対する基本税率と協同組合等の軽減税率の比較



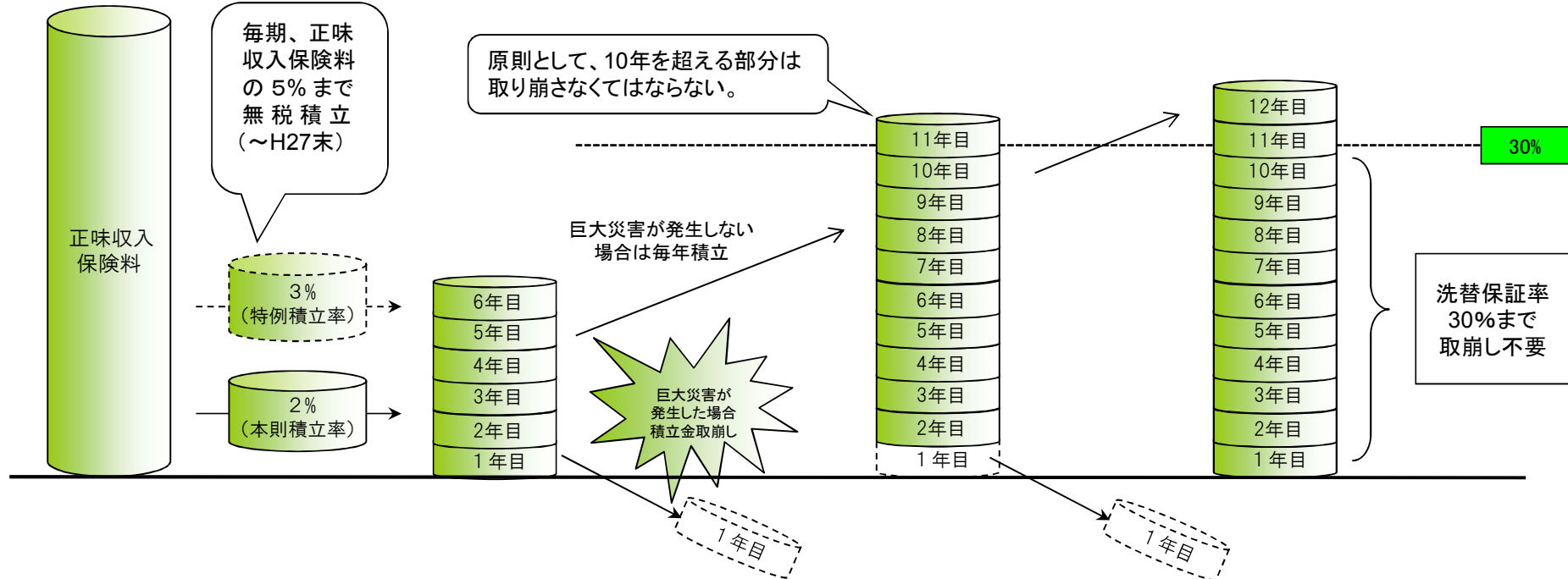
◆火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実

【現状及び問題点】

- 損害保険会社では、大型台風、雪害、洪水等の自然災害への保険金支払いが近年増大
⇒ 異常危険準備金の大幅な取崩しを余儀なくされ、残高が低水準
- 巨大自然災害に対する保険金の支払いに耐える、十分な残高の確保・維持が必要不可欠

【大綱の概要】

保険会社等の異常危険準備金制度について、火災保険等に係る特例積立率の適用期限を3年延長する。



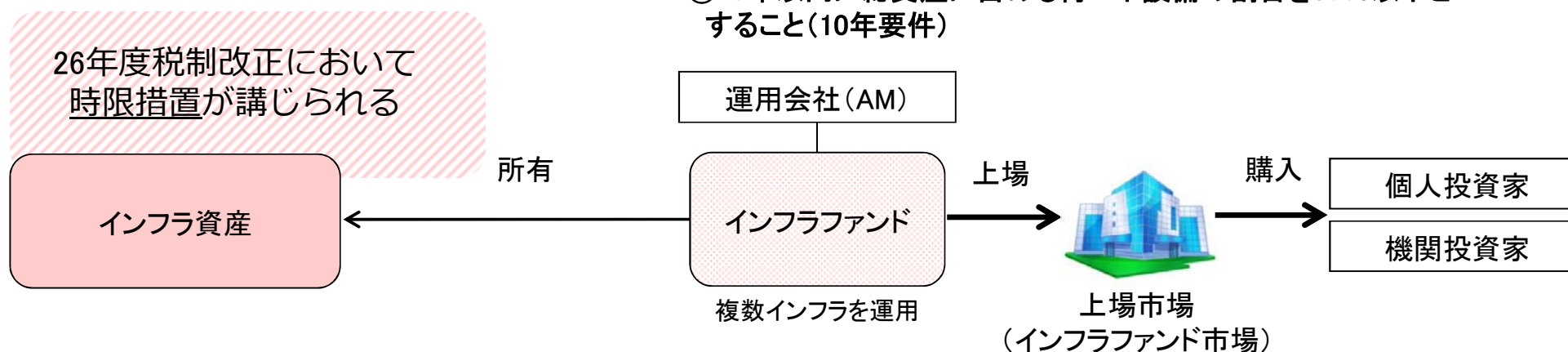
◆投資法人(インフラファンド)に係る税制優遇措置の拡充

【現状及び問題点】

- 平成26年9月の投信法政令改正において投資法人の主たる投資対象資産に追加された再生可能エネルギー発電設備（以下「再エネ設備」）について、現行の税制上の時限措置（特に「10年要件」）が、商品組成・上場に当たっての実務上の課題となっている状況
- 平成27年4月、東京証券取引所において「上場インフラファンド市場」を開設

【時限措置の内容】

- ①再エネ設備を平成29年3月末までに取得(3年要件)
- ②10年以内に総資産に占める再エネ設備の割合を50%以下とすること(10年要件)



【大綱の概要】

再エネ設備を主たる投資対象資産とするインフラファンドの導管性要件に係る時限措置（10年以内に総資産に占める再エネ設備の割合を50%以下とすること）について、期限を「20年以内」に延長する

◆外国子会社合算税制(CFC税制)の抜本的見直し

【現状及び問題点】

- 軽課税国に所在する子会社等を通じた租税回避行為に対処するため、一定の外国子会社等の所得を国内事業者の所得に合算して課税する制度(CFC税制)がある。
- CFC税制においては、企業等の適正な海外投資活動を阻害しないよう、軽課税国の定義や、適用除外基準等が設けられているものの、現行の規定では、租税回避目的がなく事業実体を有する外国子会社の所得についても、合算課税の対象となるおそれがある。
(例)英国ロイズマーケットにおける損害保険会社の子会社等の事業活動、航空機リース業
- 我が国の金融機関が健全な海外事業展開を行うための環境を整備するためには、適正な企業活動を阻害しないようCFC税制を抜本的に見直す必要がある。又は、現行の適用除外基準を見直す必要がある。



【大綱の概要】

1. 適用除外基準の適用方法の見直しについて

英国ロイズ市場で保険業を行う特定外国子会社等の実体基準、管理支配基準、非関連者基準について、適用方法の見直しを行う。

2. 抜本的改正について(与党大綱)

「喫緊の課題となっている航空機リース事業の取扱いやトリガー税率のあり方、租税回避リスクの高い所得への対応等を含め、外国子会社の経済実体に即して課税を行うべきとするBEPS(税源浸食と利益移転)プロジェクト最終報告書の基本的な考え方を踏まえ、軽課税国に所在する外国子会社を利用した租税回避の防止という本税制の趣旨、日本の産業競争力や経済への影響、適正な執行の確保等に留意しつつ、総合的な検討を行い、結論を得る。」

NISA・ジュニアNISA口座の開設・利用状況調査
(平成 28 年 3 月末時点)

金融庁において、平成 28 年 3 月末時点の NISA・ジュニア NISA の口座開設数及び NISA 口座における買付額について調査したところ、結果は以下のとおりです。

調査対象：NISA 取扱全金融機関 694 法人
ジュニア NISA 取扱全金融機関 331 法人

1. NISA・ジュニア NISA 口座の開設数

(1) NISA 口座数

	NISA 口座数 3 月末時点	平成 27 年 12 月末 からの増加率	年代別比率	平成 27 年 12 月末時点	
				口座数	比率
総数	1,012 万 809 口座	2.5%	100.0%	987 万 6,361 口座	100.0%
20 歳代	46 万 235 口座	2.6%	4.5%	44 万 8,724 口座	4.5%
30 歳代	100 万 5,123 口座	3.6%	9.9%	97 万 585 口座	9.8%
40 歳代	149 万 2,935 口座	3.8%	14.8%	143 万 7,632 口座	14.6%
50 歳代	171 万 7,492 口座	1.3%	17.0%	169 万 5,716 口座	17.2%
60 歳代	264 万 2,539 口座	1.9%	26.1%	259 万 3,165 口座	26.3%
70 歳代	195 万 4,893 口座	1.1%	19.3%	193 万 4,143 口座	19.6%
80 歳代以上	84 万 7,592 口座	6.4%	8.4%	79 万 6,396 口座	8.1%

(注) 1 平成 28 年 3 月末時点で投資可能な勘定が設定されている口座数

(注) 2 年代別比率については、端数処理(四捨五入)の関係で、100%にならない場合がある。

(2) ジュニアNISA口座数

年齢	総数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳
ジュニアNISA口座数 3月末時点	78,168口座	2,658口座	3,396口座	3,356口座	3,449口座	3,528口座
年齢別比率	100%	3.4%	4.3%	4.3%	4.4%	4.5%

年齢	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳
ジュニアNISA口座数 3月末時点	3,581口座	3,565口座	3,664口座	3,867口座	3,798口座	3,889口座
年齢別比率	4.6%	4.6%	4.7%	4.9%	4.9%	5.0%

年齢	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳
ジュニアNISA口座数 3月末時点	4,054口座	3,982口座	4,216口座	4,349口座	4,258口座	4,193口座
年齢別比率	5.2%	5.1%	5.4%	5.6%	5.4%	5.4%

年齢	17歳	18歳	19歳	20歳
ジュニアNISA口座数 3月末時点	4,170口座	3,636口座	2,895口座	448口座
年齢別比率	5.3%	4.7%	3.7%	0.6%

(注) 1 平成28年3月末時点で投資可能な勘定が設定されている口座数

(注) 2 一部の金融機関において、年齢別の口座数が集計できないため、内訳と総数が一致しない。

また、各年齢別比率の合計が100%にならない。

2. NISA口座における買付額

(1) 商品別内訳

	NISA買付額 3月末時点	平成27年12月末 からの増加率	商品別比率	平成27年12月末時点	
総額	7兆7,554億708万円 (1兆3,109億2,317万円)	20.3%	100.0%	6兆4,444億8,391万円	100.0%
上場株式	2兆7,464億1,628万円 (5,809億6,798万円)	26.8%	35.4%	2兆1,654億4,830万円	33.6%
投資信託	4兆8,126億5,071万円 (6,829億4,889万円)	16.5%	62.1%	4兆1,297億182万円	64.1%
ETF	1,314億1,926万円 (361億3,719万円)	37.9%	1.7%	952億8,207万円	1.5%
REIT	649億2,084万円 (108億6,911万円)	20.1%	0.8%	540億5,173万円	0.8%

- (注) 1 平成26年、27年及び28年の利用枠で買付があった金額の合計
 2 ()内は平成28年の利用枠による買付額
 3 端数処理(四捨五入)の関係で、総額と内訳が一致しない。

(2) 年代別内訳

	NISA買付額 3月末時点	平成27年12月末 からの増加率	年代別比率	平成27年12月末時点	
総額	7兆7,554億708万円 (1兆3,109億2,317万円)	20.3%	100.0%	6兆4,444億8,391万円	100.0%
20歳代	2,091億9,614万円 (362億8,731万円)	21.0%	2.7%	1,729億883万円	2.7%
30歳代	6,338億5,867万円 (1,112億5,483万円)	21.3%	8.2%	5,226億384万円	8.1%
40歳代	9,736億7,497万円 (1,696億942万円)	21.1%	12.6%	8,040億6,555万円	12.5%
50歳代	1兆3,131億5,779万円 (2,200億3,230万円)	20.1%	16.9%	1兆931億2,549万円	17.0%
60歳代	2兆3,903億7,833万円 (4,005億169万円)	20.1%	30.8%	1兆9,898億7,664万円	30.9%
70歳代	1兆7,171億8,602万円 (2,815億9,159万円)	19.6%	22.1%	1兆4,355億9,443万円	22.3%
80歳代以上	5,179億5,514万円 (916億4,602万円)	21.5%	6.7%	4,263億912万円	6.6%

- (注) 1 平成26年、27年及び28年の利用枠で買付があった金額の合計
 2 ()内は平成28年の利用枠による買付額
 3 端数処理(四捨五入)の関係で、総額と内訳が一致しない場合がある。また、各年代比率の合計が100%にならない場合がある。

(以上)

地域再生に関する取組み(当庁関連項目抜粋)

▽地域再生計画と連動する施策

施策名	施策の概要
<p>中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携</p>	<p>地域経済の動向に甚大な影響を与えるといった事態の発生に伴い、地域企業に対する再生支援を含む各種施策を集中・連携して実施するため、地域再生計画の認定を踏まえ、当該地域の地方公共団体において中小企業再生支援協議会、整理回収機構等関係機関を含む連絡調整組織を整備するとともに、当該地方公共団体からの要請に応じ、企業再生実務に関する説明会等に対し、同協議会等が連携して専門家を派遣する等、集中的に支援を行う。</p>

(注)「中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携」は、金融庁とともに経済産業省も所掌。

「責任ある機関投資家」の諸原則
《日本版スチュワードシップ・コード》
～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～

日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会

平成26年2月26日

「日本版ステュワードシップ・コードに関する有識者検討会」
メンバー名簿

平成26年2月26日現在

座長	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
メンバー	石田 猛行	ISS エグゼクティブ・ディレクター
	江口 高顕	一橋大学大学院国際企業戦略研究科博士後期課程（経営法務） 在籍コンサルタント
	大場 昭義	東京海上アセットマネジメント投信(株)代表取締役社長
	小口 俊朗	ガバナンス・フォー・オーナーズ・ジャパン(株)代表取締役
	川田 順一	JXホールディングス(株)取締役常務執行役員
	橘・フクサ・咲江	G&S Global Advisors Inc. 代表取締役社長
	田中 亘	東京大学社会科学研究所准教授
	徳成 旨亮	三菱UFJ信託銀行(株)専務取締役
	野口 亨	DIAMアセットマネジメント(株)専務取締役
	濱口 大輔	企業年金連合会運用執行理事チーフ・インベストメント・オフィサー
	古市 健	日本生命保険相互会社代表取締役副社長執行役員
	堀江 貞之	(株)野村総合研究所上席研究員
	松島 俊直	大和証券投資信託委託(株)代表取締役兼専務執行役員
幹事	坂本 三郎	法務省民事局参事官
	白川 俊介	内閣官房日本経済再生総合事務局内閣参事官
	三浦 聡	経済産業省経済産業政策局産業組織課長
	安井 良太	東京証券取引所上場部長

(敬称略・五十音順)

「責任ある機関投資家」の諸原則 《日本版スチュワードシップ・コード》 について

本コードにおいて、「スチュワードシップ責任」とは、機関投資家が、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、「顧客・受益者」（最終受益者を含む。以下同じ。）の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任を意味する。

本コードは、機関投資家が、顧客・受益者と投資先企業の双方を視野に入れ、「責任ある機関投資家」として当該スチュワードシップ責任を果たすに当たり有用と考えられる諸原則を定めるものである。本コードに沿って、機関投資家が適切にスチュワードシップ責任を果たすことは、経済全体の成長にもつながるものである。

経緯及び背景

1. 平成 24 年 12 月、我が国経済の再生に向けて、円高・デフレから脱却し強い経済を取り戻すため、政府一体となって、必要な経済対策を講じるとともに成長戦略を実現することを目的として、内閣に「日本経済再生本部」が設置された。また、平成 25 年 1 月、同本部の下に、我が国産業の競争力強化や国際展開に向けた成長戦略の具現化と推進について調査審議するため、「産業競争力会議」が設置された。同会議における議論を踏まえ、日本経済再生本部において、本部長である内閣総理大臣より、「内閣府特命担当大臣（金融）は、関係大臣と連携し、企業の持続的な成長を促す観点から、幅広い範囲の機関投資家が適切に受託者責任を果たすための原則のあり方について検討すること。」との指示がなされた¹。
2. 以上の経緯を経て、平成 25 年 6 月、いわゆる「第三の矢」としての成長戦略を定める「日本再興戦略」において、「機関投資家が、対話を通じて企業の中長期的な成長を促すなど、受託者責任を果たすための原則（日本版スチュワードシップコード）」、すなわち「企業の持続的な成長を促す観点から、幅広い機関投資家が企業との建設的な対話を行い、適切に受託者責任を果たすための原則」について検討を進め、年内に取りまとめることが閣議決定された。
3. 前記の総理指示及び閣議決定を踏まえた検討の場として、平成 25 年 8 月、金融庁において「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」（以下、「本検討会」という。）が設置された。本検討会は、同年 8 月から計 6 回にわたり議論を重ね、今般、「『責任ある機関投資家』の諸原則 《日本版スチュワードシッ

¹ 日本経済再生本部 第 6 回会合（平成 25 年 4 月 2 日）

「本コード」(以下、「本コード」という。)を策定した。なお、「本コード」の取りまとめに当たっては、和英両文によるパブリックコメントを実施し、和文については26の個人・団体から、英文については19の個人・団体から充実した意見が寄せられた。本検討会は、これらについても議論を行い、「本コード」の取りまとめに反映させていただいた。

本コードの目的

4. 冒頭に掲げたように、本コードにおいて、「スチュワードシップ責任」とは、機関投資家が、投資先の日本企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任を意味する。本コードは、機関投資家が、顧客・受益者と投資先企業の双方を視野に入れ、「責任ある機関投資家」として当該「スチュワードシップ責任」を果たすに当たり有用と考えられる諸原則を定めるものである。
5. 一方で、企業の側においては、経営の基本方針や業務執行に関する意思決定を行う取締役会が、経営陣による執行を適切に監督しつつ、適切なガバナンス機能を発揮することにより、企業価値の向上を図る責務を有している。企業側のこうした責務と本コードに定める機関投資家の責務とは、いわば「車の両輪」であり、両者が適切に相まって質の高い企業統治が実現され、企業の持続的な成長と顧客・受益者の中長期的な投資リターンの確保が図られていくことが期待される。本コードは、こうした観点から、機関投資家と投資先企業との間で建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)が行われることを促すものであり、機関投資家が投資先企業の経営の細部にまで介入することを意図するものではない²。
6. また、スチュワードシップ責任を果たすための機関投資家の活動(以下、「スチュワードシップ活動」という。)において、議決権の行使は重要な要素ではあるものの、当該活動は単に議決権の行使のみを意味するものと理解すべきではない。スチュワードシップ活動は、機関投資家が、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を適切に把握することや、これを踏まえて当該企業と建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)を行うことなどを含む、幅広い活動を指すものである³。

² また、本コードは、保有株式を売却することが顧客・受益者の利益に適うと考えられる場合に売却を行うことを否定するものではない。

³ 機関投資家と投資先企業との対話の円滑化を図るため、大量保有報告制度や公開買付制度等に係る法的論点について可能な限り解釈の明確化が図られることが望ましい。(金融庁では別に示すような形(<http://www.fsa.go.jp/singi/stewardship/legalissue.pdf>)で「日本版スチュワードシップ・コードの策定を踏まえた法的論点に係る考え方の整理」を公表し、明確化を図っている。)

7. 本コードにおいて、機関投資家は、資金の運用等を受託し自ら企業への投資を担う「資産運用者としての機関投資家」（投資運用会社など）である場合と、当該資金の出し手を含む「資産保有者としての機関投資家」（年金基金や保険会社など）である場合とに大別される。

このうち、「資産運用者としての機関投資家」には、投資先企業との日々の建設的な対話等を通じて、当該企業の企業価値の向上に寄与することが期待される。

また、「資産保有者としての機関投資家」には、スチュワードシップ責任を果たす上での基本的な方針を示した上で、自ら、あるいは委託先である「資産運用者としての機関投資家」の行動を通じて、投資先企業の企業価値の向上に寄与することが期待される。

「資産運用者としての機関投資家」は、「資産保有者としての機関投資家」の期待するサービスを提供できるよう、その意向の適切な把握などに努めるべきであり、また、「資産保有者としての機関投資家」は、「資産運用者としての機関投資家」の評価に当たり、短期的な視点のみに偏ることなく、本コードの趣旨を踏まえた評価に努めるべきである。

機関投資家による実効性のある適切なスチュワードシップ活動は、最終的には顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を目指すものである。したがって、スチュワードシップ活動の実施に伴う適正なコストは、投資に必要なコストであるという意識を、機関投資家と顧客・受益者の双方において共有すべきである。

8. 本コードの対象とする機関投資家は、基本的に、日本の上場株式に投資する機関投資家を念頭に置いている。また、本コードは、機関投資家から業務の委託を受ける議決権行使助言会社等に対してもあてはまるものである。

「プリンシプルベース・アプローチ」及び「コンプライ・オア・エクスプレイン」

9. 本コードに定める各原則の適用の仕方は、各機関投資家が自らの置かれた状況に応じて工夫すべきものである。本コードの履行の態様は、例えば、機関投資家の規模や運用方針（長期運用であるか短期運用であるか、アクティブ運用であるかパッシブ運用であるか等）などによって様々に異なり得る。

10. こうした点に鑑み、本コードは、機関投資家が取べき行動について詳細に規定する「ルールベース・アプローチ」（細則主義）ではなく、機関投資家が各々の置かれた状況に応じて、自らのスチュワードシップ責任をその実質において適切に果たすことができるよう、いわゆる「プリンシプルベース・アプローチ」（原則主義）を採用している。

「プリンシプルベース・アプローチ」は、我が国では、いまだ馴染みの薄い面があると考えられるが、その意義は、一見、抽象的で大掴みな原則（プリンシプル）について、関係者がその趣旨・精神を確認し、互いに共有した上で、各自、自らの

活動が、形式的な文言・記載ではなく、その趣旨・精神に照らして真に適切か否かを判断することにある。機関投資家が本コードを踏まえて行動するに当たっては、こうした「プリンシプルベース・アプローチ」の意義を十分に踏まえることが望まれる。

11. 本コードは、法令とは異なり、法的拘束力を有する規範ではない。本検討会は、本コードの趣旨に賛同しこれを受け入れる用意がある機関投資家に対して、その旨を表明（公表）することを期待する。
12. その上で、本コードは、いわゆる「コンプライ・オア・エクスプレイン」（原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか）の手法を採用している。すなわち、本コードの原則の中に、自らの個別事情に照らして実施することが適切でないと考えられる原則があれば、それを「実施しない理由」を十分に説明することにより、一部の原則を実施しないことも想定している。したがって、前記の受入れ表明（公表）を行った機関投資家であっても、全ての原則を一律に実施しなければならない訳ではないことには注意を要する。ただし、当然のことながら、機関投資家は、当該説明を行う際には、実施しない原則に係る自らの対応について、顧客・受益者の理解が十分に得られるよう工夫すべきである。
13. こうした「コンプライ・オア・エクスプレイン」の手法も、我が国では、いまだ馴染みの薄い面があると考えられる。機関投資家のみならず、顧客・受益者の側においても、当該手法の趣旨を理解し、本コードの受入れを表明（公表）した機関投資家の個別の状況を十分に尊重することが望まれる。本コードの各原則の文言・記載を表面的に捉え、その一部を実施していないことのみをもって、機械的にステュワードシップ責任が果たされていないと評価することは適切ではない。
14. 本検討会は、本コードの受入れ状況を可視化するため、本コードを受け入れる機関投資家に対して、
 - ・ 「コードを受け入れる旨」（受入れ表明）及びステュワードシップ責任を果たすための方針など「コードの各原則に基づく公表項目」（実施しない原則がある場合には、その理由の説明を含む）を自らのウェブサイトで公表すること
 - ・ 当該公表項目について、毎年、見直し・更新を行うこと
 - ・ 当該公表を行ったウェブサイトのアドレス（URL）を金融庁に通知することを期待する。また、本検討会は、当該通知を受けた金融庁に対して、当該公表を行った機関投資家について、一覧性のある形で公表を行うことを期待する。
15. 本検討会は、機関投資家による本コードの実施状況（受入れ・公表を含む）や国際的な議論の動向等も踏まえ、本コードの内容の更なる改善が図られていくことを期待する。このため、本検討会は、金融庁に対して、おおむね3年毎を目途として、

本コードの定期的な見直しを検討するなど、適切な対応をとることを期待する。こうした見直しが定期的に行われることにより、機関投資家やその顧客・受益者において、スチュワードシップ責任に対する認識が一層深まり、本コードが我が国において更に広く定着していく効果が期待できるものと考えられる。

本コードの原則

投資先企業の持続的成長を促し、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図るために、

1. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
2. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
3. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。
4. 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。
5. 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。
6. 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。
7. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

原則1 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

指針

- 1-1. 機関投資家は、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」⁴（エンゲージメント）などを通じて、当該企業の企業価値の向上やその持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図るべきである。
- 1-2. 機関投資家は、こうした認識の下、スチュワードシップ責任を果たすための方針、すなわち、スチュワードシップ責任をどのように考え、その考えに則って当該責任をどのように果たしていくのか、また、顧客・受益者から投資先企業へと向かう投資資金の流れ（インベストメント・チェーン）の中での自らの置かれた位置を踏まえ、どのような役割を果たすのかについての明確な方針を策定し、これを公表すべきである⁵。

⁴ 「目的を持った対話」とは、「中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的成長を促すことを目的とした対話」を指す（原則4の指針4-1参照）。

⁵ 当該方針の内容は、各機関投資家の業務の違いにより、例えば、主として資産運用者としての業務を行っている機関投資家と、主として資産保有者としての業務を行っている機関投資家とでは、自ずと異なり得る。

原則2 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

指針

- 2-1. 機関投資家は顧客・受益者の利益を第一として行動すべきである。一方で、スチュワードシップ活動を行うに当たっては、自らが所属する企業グループと顧客・受益者の双方に影響を及ぼす事項について議決権を行使する場合など、利益相反の発生が避けられない場合がある。機関投資家は、こうした利益相反を適切に管理することが重要である。
- 2-2. 機関投資家は、こうした認識の下、あらかじめ想定し得る利益相反の主な類型について、これをどのように管理するのかについての明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

原則3 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

指針

- 3-1. 機関投資家は、中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握することが重要である。
- 3-2. 機関投資家は、こうした投資先企業の状況の把握を継続的に行うべきであり、また、実効的な把握ができていないかについて適切に確認すべきである。
- 3-3. 把握する内容としては、例えば、投資先企業のガバナンス、企業戦略、業績、資本構造、リスク（社会・環境問題に関連するリスクを含む）への対応など、非財務面の事項を含む様々な事項が想定されるが、特にどのような事項に着目するかについては、機関投資家ごとに運用方針には違いがあり、また、投資先企業ごとに把握すべき事項の重要性も異なることから、機関投資家は、自らのスチュワードシップ責任に照らし、自ら判断を行うべきである。その際、投資先企業の企業価値を毀損するおそれのある事項については、これを早期に把握することができるよう努めるべきである。

原則4 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

指針

- 4-1. 機関投資家は、中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的成長を促すことを目的とした対話⁶を、投資先企業との間で建設的に行うことを通じて、当該企業と認識の共有⁷を図るよう努めるべきである。なお、投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえ、当該企業の企業価値が毀損されるおそれがあると考えられる場合には、より十分な説明を求めるなど、投資先企業と更なる認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである⁸。
- 4-2. 以上を踏まえ、機関投資家は、実際に起こり得る様々な局面に応じ、投資先企業との間でどのように対話を行うのかなどについて、あらかじめ明確な方針を持つべきである⁹。
- 4-3. 一般に、機関投資家は、未公表の重要事実を受領することなく、公表された情報をもとに、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を行うことが可能である。また、「OECD コーポレート・ガバナンス原則」や、これを踏まえて策定された東京証券取引所の「上場会社コーポレート・ガバナンス原則」は、企業の未公表の重要事実の取扱いについて、株主間の平等を図ることを基本としている。投資先企業と対話を行う機関投資家は、企業がこうした基本原則の下に置かれていることを踏まえ、当該対話において未公表の重要事実を受領することについては、基本的には慎重に考えるべきである¹⁰。

⁶ その際、対話を行うこと自体が目的であるかのような「形式主義」に陥ることのないよう留意すべきである。

⁷ 認識の共有には、機関投資家と投資先企業との間で意見が一致しない場合において、不一致の理由やお互いの意見の背景について理解を深めていくことも含まれる。

⁸ 当該企業との対話の内容等を踏まえ、更に深い対話を行う先を選別することも考えられる。

⁹ 当該方針の内容は、例えば、主として資産運用者としての業務を行っている機関投資家と、主として資産保有者としての業務を行っている機関投資家とでは、自ずと異なり得る。

¹⁰ その上で、投資先企業との特別な関係等に基づき未公表の重要事実を受領する場合には、当該企業の株式の売買を停止するなど、インサイダー取引規制に抵触することを防止するための措置を講じた上で、当該企業との対話に臨むべきである。

原則5 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

指針

- 5-1. 機関投資家は、すべての保有株式について議決権を行使するよう努めるべきであり、議決権の行使に当たっては、投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえた上で、議案に対する賛否を判断すべきである。
- 5-2. 機関投資家は、議決権の行使についての明確な方針を策定し、これを公表すべきである¹¹。当該方針は、できる限り明確なものとすべきであるが、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。
- 5-3. 機関投資家は、議決権の行使結果を、議案の主な種類ごとに整理・集計して公表すべきである。こうした公表は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすための方針に沿って適切に議決権を行使しているか否かについての可視性を高める上で重要である。
- ただし、スチュワードシップ責任を果たすに当たり、どのような活動に重点を置くかは、自らのスチュワードシップ責任を果たすための方針、運用方針、顧客・受益者の特性等により様々に異なり得るものであるため、こうした点に照らし、前記の集計公表に代わる他の方法により議決権の行使結果を公表する方が、自らのスチュワードシップ活動全体についてよりの確な理解を得られると考えられる場合には、その理由を説明しつつ、当該他の方法により議決権行使結果の公表を行うことも考えられる。
- 5-4. 機関投資家は、議決権行使助言会社のサービスを利用する場合であっても、議決権行使助言会社の助言に機械的に依拠するのではなく、投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえ、自らの責任と判断の下で議決権を行使すべきである。仮に、議決権行使助言会社のサービスを利用している場合には、議決権行使結果の公表に合わせ、その旨及び当該サービスをどのように活用したのかについても公表すべきである。

¹¹ なお、投資先企業の議決権に係る権利確定日をまたぐ貸株取引を行うことを想定している場合には、当該方針においてこうした貸株取引についての方針を記載すべきである。

原則6 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

指針

- 6-1. 「資産運用者としての機関投資家」は、直接の顧客に対して、スチュワードシップ活動を通じてスチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、定期的に報告を行うべきである¹²。
- 6-2. 「資産保有者としての機関投資家」は、受益者に対して、スチュワードシップ責任を果たすための方針と、当該方針の実施状況について、原則として、少なくとも年に1度、報告を行うべきである¹²。
- 6-3. 機関投資家は、顧客・受益者への報告の具体的な様式や内容については、顧客・受益者との合意や、顧客・受益者の利便性・コストなども考慮して決めるべきであり、効果的かつ効率的な報告を行うよう工夫すべきである¹³。
- 6-4. なお、機関投資家は、議決権の行使活動を含むスチュワードシップ活動について、スチュワードシップ責任を果たすために必要な範囲において記録に残すべきである。

¹² ただし、当該報告の相手方自身が個別報告は不要との意思を示しているような場合には、この限りではない。また、顧客・受益者に対する個別報告が事実上困難な場合などには、当該報告に代えて、一般に公開可能な情報を公表することも考えられる。

¹³ なお、当該報告において、資産運用上の秘密等を明かすことを求めるものではない。

原則7 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

指針

- 7-1. 機関投資家は、投資先企業との対話を建設的なものとし、かつ、当該企業の持続的成長に資する有益なものとしていく観点から、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えていることが重要である。
- 7-2. このため、機関投資家は、こうした対話や判断を適切に行うために必要な体制の整備を行うべきである。
- 7-3. こうした対話や判断を適切に行うための一助として、必要に応じ、機関投資家が、他の投資家との意見交換を行うことやそのための場を設けることも有益であると考えられる。また、機関投資家は、過去に行った投資先企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断の幾つかについて、これらが適切であったか否かを適宜の時期に省みることにより、スチュワードシップ責任を果たすための方針や議決権行使の方針の改善につなげるなど、将来のスチュワードシップ活動がより適切なものとなるよう努めるべきである。

コーポレートガバナンス・コード

～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～



2015年6月1日

株式会社東京証券取引所

目 次

コーポレートガバナンス・コードについて	p2
基本原則 一覧	p3
コーポレートガバナンス・コード	p5
第1章 株主の権利・平等性の確保	p5
第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働	p9
第3章 適切な情報開示と透明性の確保	p12
第4章 取締役会等の責務	p15
第5章 株主との対話	p22
資料編	p24

コーポレートガバナンス・コードについて

本コードにおいて、「コーポレートガバナンス」とは、会社が、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みを意味する。

本コードは、実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する主要な原則を取りまとめたものであり、これらが適切に実践されることは、それぞれの会社において持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のための自律的な対応が図られることを通じて、会社、投資家、ひいては経済全体の発展にも寄与することとなるものと考えられる。

基本原則

【株主の権利・平等性の確保】

1. 上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。
また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。
少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

【株主以外のステークホルダーとの適切な協働】

2. 上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。
取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

【適切な情報開示と透明性の確保】

3. 上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。
その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報（とりわけ非財務情報）が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

【取締役会等の責務】

4. 上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、

- (1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと
- (2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
- (3) 独立した客観的な立場から、経営陣（執行役及びいわゆる執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと

をはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。

こうした役割・責務は、監査役会設置会社（その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる）、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。

【株主との対話】

5. 上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。

経営陣幹部・取締役（社外取締役を含む）は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。

第1章 株主の権利・平等性の確保

【基本原則1】

上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。

また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。

少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

考え方

上場会社には、株主を含む多様なステークホルダーが存在しており、こうしたステークホルダーとの適切な協働を欠いては、その持続的な成長を実現することは困難である。その際、資本提供者は重要な要であり、株主はコーポレートガバナンスの規律における主要な起点でもある。上場会社には、株主が有する様々な権利が実質的に確保されるよう、その円滑な行使に配慮することにより、株主との適切な協働を確保し、持続的な成長に向けた取組みに邁進することが求められる。

また、上場会社は、自らの株主を、その有する株式の内容及び数に応じて平等に取り扱う会社法上の義務を負っているところ、この点を実質的にも確保していることについて広く株主から信認を得ることは、資本提供者からの支持の基盤を強化することにも資するものである。

【原則 1-1. 株主の権利の確保】

上場会社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な対応を行うべきである。

補充原則

- 1-1① 取締役会は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があったと認めるときは、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応の要否について検討を行うべきである。
- 1-1② 上場会社は、総会決議事項の一部を取締役に委任するよう株主総会に提案するに当たっては、自らの取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制が整っているか否かを考慮すべきである。他方で、上場会社において、そうした体制がしっかりと整っていると判断する場合には、上記の提案を行うことが、経営判断の機動性・専門性の確保の観点から望ましい場合があることを考慮に入れるべきである。
- 1-1③ 上場会社は、株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることのないよう配慮すべきである。とりわけ、少数株主にも認められている上場会社及びその役員に対する特別な権利（違法行為の差止めや代表訴訟提起に係る権利等）については、その権利行使の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

【原則 1-2. 株主総会における権利行使】

上場会社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行うべきである。

補充原則

- 1-2① 上場会社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供すべきである。
- 1-2② 上場会社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めるべきであり、また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDnet や自社のウェブサイトにより電子的に公表すべきである。

- 1-2③ 上場会社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うべきである。
- 1-2④ 上場会社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知の英訳を進めるべきである。
- 1-2⑤ 信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合に対応するため、上場会社は、信託銀行等と協議しつつ検討を行うべきである。

【原則1-3. 資本政策の基本的な方針】

上場会社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与え得ることを踏まえ、資本政策の基本的な方針について説明を行うべきである。

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

上場会社がいわゆる政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有に関する方針を開示すべきである。また、毎年、取締役会で主要な政策保有についてそのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、これを反映した保有のねらい・合理性について具体的な説明を行うべきである。

上場会社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための基準を策定・開示すべきである。

【原則1-5. いわゆる買収防衛策】

買収防衛の効果をもたらすことを企図してとられる方策は、経営陣・取締役会の保身を目的とするものであってはならない。その導入・運用については、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

補充原則

- 1-5① 上場会社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方（対抗提案があればその内容を含む）を明確に説明すべきであり、また、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げる措置を講じる

べきではない。

【原則 1－6. 株主の利益を害する可能性のある資本政策】

支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策（増資、MBO等を含む）については、既存株主を不当に害することのないよう、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

【原則 1－7. 関連当事者間の取引】

上場会社はその役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定めてその枠組みを開示するとともに、その手続を踏まえた監視（取引の承認を含む）を行うべきである。

第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

【基本原則2】

上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。

取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

考え方

上場会社には、株主以外にも重要なステークホルダーが数多く存在する。これらのステークホルダーには、従業員をはじめとする社内の関係者や、顧客・取引先・債権者等の社外の関係者、更には、地域社会のように会社の存続・活動の基盤をなす主体が含まれる。上場会社は、自らの持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を達成するためには、これらのステークホルダーとの適切な協働が不可欠であることを十分に認識すべきである。また、近時のグローバルな社会・環境問題等に対する関心の高まりを踏まえれば、いわゆるESG（環境、社会、統治）問題への積極的・能動的な対応をこれらに含めることも考えられる。

上場会社が、こうした認識を踏まえて適切な対応を行うことは、社会・経済全体に利益を及ぼすとともに、その結果として、会社自身にも更に利益がもたらされる、という好循環の実現に資するものである。

【原則 2-1. 中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定】

上場会社は、自らが担う社会的な責任についての考え方を踏まえ、様々なステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行いつつ中長期的な企業価値向上を図るべきであり、こうした活動の基礎となる経営理念を策定すべきである。

【原則 2-2. 会社の行動準則の策定・実践】

上場会社は、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示しその構成員が従うべき行動準則を定め、実践すべきである。取締役会は、行動準則の策定・改訂の責務を担い、これが国内外の事業活動の第一線にまで広く浸透し、遵守されるようにすべきである。

補充原則

2-2① 取締役会は、行動準則が広く実践されているか否かについて、適宜または定期的にレビューを行うべきである。その際には、実質的に行動準則の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土が存在するか否かに重点を置くべきであり、形式的な遵守確認に終始すべきではない。

【原則 2-3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】

上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ（持続可能性）を巡る課題について、適切な対応を行うべきである。

補充原則

2-3① 取締役会は、サステナビリティ（持続可能性）を巡る課題への対応は重要なリスク管理の一部であると認識し、適確に対処するとともに、近時、こうした課題に対する要請・関心が大きく高まりつつあることを勘案し、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討すべきである。

【原則 2-4. 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】

上場会社は、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得る、との認識に立ち、社内における女性の活躍促進を含む多様性の確保を推進すべきである。

【原則 2-5. 内部通報】

上場会社は、その従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、内部通報に係る適切な体制整備を行うべきである。取締役会は、こうした体制整備を実現する責務を負うとともに、その運用状況を監督すべきである。

補充原則

- 2-5① 上場会社は、内部通報に係る体制整備の一環として、経営陣から独立した窓口の設置（例えば、社外取締役と監査役による合議体を窓口とする等）を行うべきであり、また、情報提供者の秘匿と不利益取扱の禁止に関する規律を整備すべきである。

第3章 適切な情報開示と透明性の確保

【基本原則3】

上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報（とりわけ非財務情報）が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

考え方

上場会社には、様々な情報を開示することが求められている。これらの情報が法令に基づき適時適切に開示されることは、投資家保護や資本市場の信頼性確保の観点から不可欠の要請であり、取締役会・監査役・監査役会・外部会計監査人は、この点に関し財務情報に係る内部統制体制の適切な整備をはじめとする重要な責務を負っている。

また、上場会社は、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

更に、我が国の上場会社による情報開示は、計表等については、様式・作成要領などが詳細に定められており比較可能性に優れている一方で、定性的な説明等のいわゆる非財務情報を巡っては、ひな型的な記述や具体性を欠く記述となっており付加価値に乏しい場合が少なくない、との指摘もある。取締役会は、こうした情報を含め、開示・提供される情報が可能な限り利用者にとって有益な記載となるよう積極的に関与を行う必要がある。

法令に基づく開示であれそれ以外の場合であれ、適切な情報の開示・提供は、上場会社の外側において情報の非対称性の下におかれている株主等のステークホルダーと認識を共有し、その理解を得るための有力な手段となり得るものであり、『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》を踏まえた建設的な対話にも資するものである。

【原則 3-1. 情報開示の充実】

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、(本コードの各原則において開示を求めている事項のほか、)以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。

- (i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
- (ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
- (iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
- (iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
- (v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

補充原則

- 3-1① 上記の情報の開示に当たっても、取締役会は、ひな型的な記述や具体性を欠く記述を避け、利用者にとって付加価値の高い記載となるようにすべきである。
- 3-1② 上場会社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進めるべきである。

【原則 3-2. 外部会計監査人】

外部会計監査人及び上場会社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うべきである。

補充原則

- 3-2① 監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。
 - (i) 外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定
 - (ii) 外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認

3-2② 取締役会及び監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- (i) 高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保
- (ii) 外部会計監査人からCEO・CFO等の経営陣幹部へのアクセス（面談等）の確保
- (iii) 外部会計監査人と監査役（監査役会への出席を含む）、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保
- (iv) 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立

第4章 取締役会等の責務

【基本原則4】

上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、

- (1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと
- (2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
- (3) 独立した客観的な立場から、経営陣（執行役及びいわゆる執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと

をはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。

こうした役割・責務は、監査役会設置会社（その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる）、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。

考え方

上場会社は、通常、会社法（平成26年改正後）が規定する機関設計のうち主要な3種類（監査役会設置会社、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社）のいずれかを選択することとされている。前者（監査役会設置会社）は、取締役会と監査役・監査役会に統治機能を担わせる我が国独自の制度である。その制度では、監査役は、取締役・経営陣等の職務執行の監査を行うこととされており、法律に基づく調査権限が付与されている。また、独立性と高度な情報収集能力の双方を確保すべく、監査役（株主総会で選任）の半数以上は社外監査役とし、かつ常勤の監査役を置くこととされている。後者の2つは、取締役会に委員会を設置して一定の役割を担わせることにより監督機能の強化を目指すものであるという点において、諸外国にも類例が見られる制度である。上記の3種類の機関設計のいずれを採用する場合でも、重要なことは、創意工夫を施すことによりそれぞれの機関の機能を実質的かつ十分に発揮させることである。

また、本コードを策定する大きな目的の一つは、上場会社による透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を促すことにあるが、上場会社の意思決定のうちには、外部環境の変化その他の事情により、結果として会社に損害を生じさせることとなるものが無いとは言い切れない。その場合、経営陣・取締役が損害賠償責任を負うか否かの判断に際しては、一般的に、その意思決定の時点における意思決定過程の合理性が重要な考慮要素の一つとなるものと考えられるが、本コードには、ここでいう意思決定過程の合理性を担保することに寄与すると考えられる内容が含まれており、本コードは、

上場会社の透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を促す効果を持つこととなるものと期待している。

【原則４－１．取締役会の役割・責務(1)】

取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）を確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行うべきであり、重要な業務執行の決定を行う場合には、上記の戦略的な方向付けを踏まえるべきである。

補充原則

- ４－１① 取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示すべきである。
- ４－１② 取締役会・経営陣幹部は、中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その実現に向けて最善の努力を行うべきである。仮に、中期経営計画が目標未達に終わった場合には、その原因や自社が行った対応の内容を十分に分析し、株主に説明を行うとともに、その分析を次期以降の計画に反映させるべきである。
- ４－１③ 取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）や具体的な経営戦略を踏まえ、最高経営責任者等の後継者の計画（プランニング）について適切に監督を行うべきである。

【原則４－２．取締役会の役割・責務(2)】

取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、経営陣からの健全な企業家精神に基づく提案を歓迎しつつ、説明責任の確保に向けて、そうした提案について独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、経営陣幹部の迅速・果断な意思決定を支援すべきである。

また、経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきである。

補充原則

- ４－２① 経営陣の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報

酬との割合を適切に設定すべきである。

【原則 4-3. 取締役会の役割・責務(3)】

取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映すべきである。

また、取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備すべきである。

更に、取締役会は、経営陣・支配株主等の関連当事者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理すべきである。

補充原則

4-3① 取締役会は、経営陣幹部の選任や解任について、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続に従い、適切に実行すべきである。

4-3② コンプライアンスや財務報告に係る内部統制や先を見越したリスク管理体制の整備は、適切なリスクテイクの裏付けとなり得るものであるが、取締役会は、これらの体制の適切な構築や、その運用が有効に行われているか否かの監督に重点を置くべきであり、個別の業務執行に係るコンプライアンスの審査に終始すべきではない。

【原則 4-4. 監査役及び監査役会の役割・責務】

監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うべきである。

また、監査役及び監査役会に期待される重要な役割・責務には、業務監査・会計監査をはじめとするいわば「守りの機能」があるが、こうした機能を含め、その役割・責務を十分に果たすためには、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることは適切でなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるべきである。

補充原則

4-4① 監査役会は、会社法により、その半数以上を社外監査役とすること及び常勤の監査役を置くことの双方が求められていることを踏まえ、その役割・責務を十分に果たすとの観点から、前者に由来する強固な独立性と、後者が保有する高度な情報収集力とを有機的に組み合わせて実効性を高めるべきである。また、

監査役または監査役会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保すべきである。

【原則４－５．取締役・監査役等の受託者責任】

上場会社の取締役・監査役及び経営陣は、それぞれの株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動すべきである。

【原則４－６．経営の監督と執行】

上場会社は、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保すべく、業務の執行には携わらない、業務の執行と一定の距離を置く取締役の活用について検討すべきである。

【原則４－７．独立社外取締役の役割・責務】

上場会社は、独立社外取締役には、特に以下の役割・責務を果たすことが期待されることに留意しつつ、その有効な活用を図るべきである。

- (i) 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと
- (ii) 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
- (iii) 会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること
- (iv) 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させること

【原則４－８．独立社外取締役の有効な活用】

独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも２名以上選任すべきである。

また、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、自主的な判断により、少なくとも３分の１以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社は、上記にかかわらず、そのための取組み方針を開示すべき

である。

補充原則

- 4-8① 独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、例えば、独立社外者のみを構成員とする会合を定期的を開催するなど、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るべきである。
- 4-8② 独立社外取締役は、例えば、互選により「筆頭独立社外取締役」を決定することなどにより、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備を図るべきである。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。

【原則4-10. 任意の仕組みの活用】

上場会社は、会社法が定める会社の機関設計のうち会社の特性に応じて最も適切な形態を採用するに当たり、必要に応じて任意の仕組みを活用することにより、統治機能の更なる充実を図るべきである。

補充原則

- 4-10① 上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、例えば、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会を設置することなどにより、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり独立社外取締役の適切な関与・助言を得るべきである。

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体とし

てバランス良く備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。また、監査役には、財務・会計に関する適切な知見を有している者が1名以上選任されるべきである。

取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図るべきである。

補充原則

4-11① 取締役会は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。

4-11② 社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきである。こうした観点から、例えば、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、その兼任状況を毎年開示すべきである。

4-11③ 取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。

【原則4-12. 取締役会における審議の活性化】

取締役会は、社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努めるべきである。

補充原則

4-12① 取締役会は、会議運営に関する下記の取扱いを確保しつつ、その審議の活性化を図るべきである。

- (i) 取締役会の資料が、会日に十分に先立って配布されるようにすること
- (ii) 取締役会の資料以外にも、必要に応じ、会社から取締役に対して十分な情報が（適切な場合には、要点を把握しやすいように整理・分析された形で）提供されるようにすること
- (iii) 年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項について決定しておくこと
- (iv) 審議項目数や開催頻度を適切に設定すること
- (v) 審議時間を十分に確保すること

【原則 4-13. 情報入手と支援体制】

取締役・監査役は、その役割・責務を実効的に果たすために、能動的に情報入手すべきであり、必要に応じ、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。

また、上場会社は、人員面を含む取締役・監査役の支援体制を整えるべきである。

取締役会・監査役会は、各取締役・監査役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかを確認すべきである。

補充原則

4-13① 社外取締役を含む取締役は、透明・公正かつ迅速・果敢な会社の意思決定に資するとの観点から、必要と考える場合には、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。また、社外監査役を含む監査役は、法令に基づく調査権限を行使することを含め、適切に情報入手を行うべきである。

4-13② 取締役・監査役は、必要と考える場合には、会社の費用において外部の専門家の助言を得ることも考慮すべきである。

4-13③ 上場会社は、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保すべきである。また、上場会社は、例えば、社外取締役・社外監査役の指示を受けて会社の情報を適確に提供できるよう社内との連絡・調整にあたる者の選任など、社外取締役や社外監査役に必要な情報を適確に提供するための工夫を行うべきである。

【原則 4-14. 取締役・監査役のトレーニング】

新任者をはじめとする取締役・監査役は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるべきである。このため、上場会社は、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行うべきであり、取締役会は、こうした対応が適切にとられているか否かを確認すべきである。

補充原則

4-14① 社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役は、就任の際には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、取締役・監査役に求められる役割と責務（法的責任を含む）を十分に理解する機会を得るべきであり、就任後においても、必要に応じ、これらを継続的に更新する機会を得るべきである。

4-14② 上場会社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針について開示を行うべきである。

第5章 株主との対話

【基本原則5】

上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。

経営陣幹部・取締役（社外取締役を含む）は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。

考え方

『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》の策定を受け、機関投資家には、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）を行うことが求められている。

上場会社にとっても、株主と平素から対話を行い、具体的な経営戦略や経営計画などに対する理解を得るとともに懸念があれば適切に対応を講じることは、経営の正統性の基盤を強化し、持続的な成長に向けた取組みに邁進する上で極めて有益である。また、一般に、上場会社の経営陣・取締役は、従業員・取引先・金融機関とは日常的に接触し、その意見に触れる機会には恵まれているが、これらはいずれも賃金債権、貸付債権等の債権者であり、株主と接する機会は限られている。経営陣幹部・取締役が、株主との対話を通じてその声に耳を傾けることは、資本提供者の目線からの経営分析や意見を吸収し、持続的な成長に向けた健全な企業家精神を喚起する機会を得る、ということも意味する。

【原則 5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

上場会社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示すべきである。

補充原則

5-1① 株主との実際の対話（面談）の対応者については、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、経営陣幹部または取締役（社外取締役を含む）が面談に臨むことを基本とすべきである。

5-1② 株主との建設的な対話を促進するための方針には、少なくとも以下の点を記載すべきである。

- (i) 株主との対話全般について、下記 (ii) ~ (v) に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話が実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定
- (ii) 対話を補助する社内の IR 担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策
- (iii) 個別面談以外の対話の手段（例えば、投資家説明会や IR 活動）の充実に係る取組み
- (iv) 対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策
- (v) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

5-1③ 上場会社は、必要に応じ、自らの株主構造の把握に努めるべきであり、株主も、こうした把握作業にできる限り協力することが望ましい。

【原則 5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表】

経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。

資料編

「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」

2015年3月5日現在

座長	池尾 和人	慶應義塾大学経済学部教授
メンバー	内田 章	東レ(株)常務取締役
	太田 順司	公益社団法人 日本監査役協会最高顧問
	大場 昭義	東京海上アセットマネジメント(株)代表取締役社長
	小口 俊朗	ガバナンス・フォー・オーナーズ・ジャパン(株)代表取締役
	神田 秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	スコット キャロン	日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク理事
	武井 一浩	弁護士（西村あさひ法律事務所）
	富山 和彦	(株)経営共創基盤代表取締役CEO
	中村 美華	(株)セブン&アイ・ホールディングス法務部法務シニアオフィサー
	堀江 貞之	(株)野村総合研究所上席研究員
	松井 忠三	(株)良品計画代表取締役会長
	森 公高	日本公認会計士協会会長
	アドバイザー (国際機関)	マッツ イサクソン
幹事	坂本 三郎	法務省大臣官房参事官
	中原 裕彦	経済産業省経済産業政策局産業組織課長
事務局		金融庁、(株)東京証券取引所

(敬称略・五十音順)

「コーポレートガバナンス・コード原案」序文

コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議

2015年3月5日

経緯及び背景

1. 我が国におけるコーポレートガバナンスを巡る取組みは、近年、大きく加速している。
2. 平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」においては、「機関投資家が、対話を通じて企業の中長期的な成長を促すなど、受託者責任を果たすための原則（日本版スチュワードシップ・コード）について検討し、取りまとめる」との施策が盛り込まれた。これを受けて、平成25年8月、金融庁に設置された「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」において検討が開始され、平成26年2月に「『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》」（以下、序文において「スチュワードシップ・コード」という。）が策定・公表され、実施に移されている。

また、法務省法制審議会は、平成24年9月に「会社法制の見直しに関する要綱」を採択したが、その後、社外取締役を選任しない場合における説明義務に関する規定なども盛り込んだ上で、会社法改正案が国会に提出され、平成26年6月に可決・成立している。
3. 更に、上記の「日本再興戦略」においては、「国内の証券取引所に対し、上場基準における社外取締役の位置付けや、収益性や経営面での評価が高い銘柄のインデックスの設定など、コーポレートガバナンスの強化につながる取組を働きかける」との施策も盛り込まれていたが、これを受けて、日本取引所グループにおいて「資本の効率的活用や投資者を意識した経営観点など、グローバルな投資基準に求められる諸要件を満たした、『投資者にとって投資魅力の高い会社』で構成される新しい株価指数」である「JPX日経インデックス400」が設定され、平成26年1月6日より算出が開始されている。
4. こうした中、平成26年6月に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2014」において、「東京証券取引所と金融庁を共同事務局とする有識者会議において、秋頃までを目途に基本的な考え方を取りまとめ、東京証券取引所が、来年の株主総会のシーズンに間に合うよう新たに「コーポレートガバナンス・コード」を策定することを支援する」との施策が盛り込まれた。これを受けて、平成26年8月、金融庁・東京証券取引所を共同事務局とする「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」（以下、「本有識者会議」という。）が設置された。本有識者会議は、8

月から計9回にわたり議論を重ね、今般、コーポレートガバナンス・コードの策定に関する基本的な考え方を「コーポレートガバナンス・コード（原案）」（以下、「本コード（原案）」という。）の形で取りまとめた。なお、『日本再興戦略』改訂2014』において、コードの策定に当たっては「OECDコーポレート・ガバナンス原則」を踏まえるものとする明記されたことを受けて、本有識者会議は同原則の内容に沿って議論を行ってきており、本コード（原案）の内容は同原則の趣旨を踏まえたものとなっている。また、本コード（原案）の取りまとめに当たっては、和英両文によるパブリック・コメントを実施し、和文については80の個人・団体から、英文については41の個人・団体から充実した意見が寄せられた。本有識者会議は、これらの意見についても議論を行い、本コード（原案）の取りまとめに反映させていただいた。

5. 今後、東京証券取引所において、『日本再興戦略』改訂2014』を踏まえ、関連する上場規則等の改正を行うとともに、本コード（原案）をその内容とする「コーポレートガバナンス・コード」を制定することが期待される。

本コード（原案）の目的

6. 本コード（原案）は、『日本再興戦略』改訂2014』に基づき、我が国の成長戦略の一環として策定されるものである。冒頭に掲げたように、本コード（原案）において、「コーポレートガバナンス」とは、会社が、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みを意味しており、こうした認識の下、本コード（原案）には、実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する主要な原則を盛り込んでいる。
7. 会社は、株主から経営を付託された者としての責任（受託者責任）をはじめ、様々なステークホルダーに対する責務を負っていることを認識して運営されることが重要である。本コード（原案）は、こうした責務に関する説明責任を果たすことを含め会社の意思決定の透明性・公正性を担保しつつ、これを前提とした会社の迅速・果敢な意思決定を促すことを通じて、いわば「攻めのガバナンス」の実現を目指すものである。本コード（原案）では、会社におけるリスクの回避・抑制や不祥事の防止といった側面を過度に強調するのではなく、むしろ健全な企業家精神の発揮を促し、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることに主眼を置いている。

本コード（原案）には、株主に対する受託者責任やステークホルダーに対する責務を踏まえ、一定の規律を求める記載が含まれているが、これらを会社の事業活動に対する制約と捉えることは適切ではない。むしろ、仮に、会社においてガバナンスに関する機能が十分に働かないような状況が生じれば、経営の意思決定過程の合理性が確保されなくなり、経営陣が、結果責任を問われることを懸念して、自ずと

リスク回避的な方向に偏るおそれもある。こうした状況の発生こそが会社としての果敢な意思決定や事業活動に対する阻害要因となるものであり、本コード（原案）では、会社に対してガバナンスに関する適切な規律を求めることにより、経営陣をこうした制約から解放し、健全な企業家精神を発揮しつつ経営手腕を振るえるような環境を整えることを狙いとしている。

8. 本コード（原案）は、市場における短期主義的な投資行動の強まりを懸念する声が聞かれる中、中長期の投資を促す効果をもたらすことをも期待している。市場においてコーポレートガバナンスの改善を最も強く期待しているのは、通常、ガバナンスの改善が実を結ぶまで待つことができる中長期保有の株主であり、こうした株主は、市場の短期主義化が懸念される昨今においても、会社にとって重要なパートナーとなり得る存在である。本コード（原案）は、会社が、各原則の趣旨・精神を踏まえ、自らのガバナンス上の課題の有無を検討し、自律的に対応することを求めるものであるが、このような会社の取組みは、スチュワードシップ・コードに基づくこうした株主（機関投資家）と会社との間の建設的な「目的を持った対話」によって、更なる充実を図ることが可能である。その意味において、本コード（原案）とスチュワードシップ・コードとは、いわば「車の両輪」であり、両者が適切に相まって実効的なコーポレートガバナンスが実現されることが期待される。

「プリンシプルベース・アプローチ」及び「コンプライ・オア・エクスプレイン」

9. 本コード（原案）において示される規範は、基本原則、原則、補充原則から構成されているが、それらの履行の態様は、例えば、会社の業種、規模、事業特性、機関設計、会社を取り巻く環境等によって様々に異なり得る。本コード（原案）に定める各原則の適用の仕方は、それぞれの会社が自らの置かれた状況に応じて工夫すべきものである。
10. こうした点に鑑み、本コード（原案）は、会社が取るべき行動について詳細に規定する「ルールベース・アプローチ」（細則主義）ではなく、会社が各々の置かれた状況に応じて、実効的なコーポレートガバナンスを実現することができるよう、いわゆる「プリンシプルベース・アプローチ」（原則主義）を採用している。
- 「プリンシプルベース・アプローチ」は、スチュワードシップ・コードにおいて既に採用されているものであるが、その意義は、一見、抽象的で大掴みな原則（プリンシプル）について、関係者がその趣旨・精神を確認し、互いに共有した上で、各自、自らの活動が、形式的な文言・記載ではなく、その趣旨・精神に照らして真に適切か否かを判断することにある。このため、本コード（原案）で使用されている用語についても、法令のように厳格な定義を置くのではなく、まずは株主等のステークホルダーに対する説明責任等を負うそれぞれの会社が、本コード（原案）の趣旨・精神に照らして、適切に解釈することが想定されている。

株主等のステークホルダーが、会社との間で対話を行うに当たっても、この「プリンシプルベース・アプローチ」の意義を十分に踏まえることが望まれる。

11. また、本コード（原案）は、法令とは異なり法的拘束力を有する規範ではなく、その実施に当たっては、いわゆる「コンプライ・オア・エクスプレイン」（原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか）の手法を採用している。すなわち、本コード（原案）の各原則（基本原則・原則・補充原則）の中に、自らの個別事情に照らして実施することが適切でないと考える原則があれば、それを「実施しない理由」を十分に説明することにより、一部の原則を実施しないことも想定している。
12. こうした「コンプライ・オア・エクスプレイン」の手法も、ステュワードシップ・コードにおいて既に採用されているものの、我が国では、いまだ馴染みの薄い面があると考えられる。本コード（原案）の対象とする会社が、全ての原則を一律に実施しなければならない訳ではないことには十分な留意が必要であり、会社側のみならず、株主等のステークホルダーの側においても、当該手法の趣旨を理解し、会社の個別の状況を十分に尊重することが求められる。特に、本コード（原案）の各原則の文言・記載を表面的に捉え、その一部を実施していないことのみをもって、実効的なコーポレートガバナンスが実現されていない、と機械的に評価することは適切ではない。一方、会社としては、当然のことながら、「実施しない理由」の説明を行う際には、実施しない原則に係る自らの対応について、株主等のステークホルダーの理解が十分に得られるよう工夫すべきであり、「ひな型」的な表現により表層的な説明に終始することは「コンプライ・オア・エクスプレイン」の趣旨に反するものである。

本コード（原案）の適用

13. 本コード（原案）は、我が国取引所に上場する会社を適用対象とするものである¹。その際、本則市場（市場第一部及び市場第二部）以外の市場に上場する会社に対する本コード（原案）の適用に当たっては、例えば体制整備や開示などに係る項目の適用について、こうした会社の規模・特性等を踏まえた一定の考慮が必要となる可能性があり得る。この点に関しては、今後、東京証券取引所において、本コード（原案）のどの部分に、どのような形での考慮が必要かについて整理がなされることを期待する。

¹ 我が国取引所に上場する外国会社については、一般に、そのガバナンスに関して別途適用を受ける本国の規制が存在し、その内容が本コード（原案）と異なり得るため、本コード（原案）の内容をそのままの形で適用することが適切でない場合も想定される。このため、その取扱いに関しては、今後、東京証券取引所において整理がなされることを期待する。

14. 我が国の上場会社は、通常、監査役会設置会社、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社のいずれかの機関設計を選択することとされている。本コード（原案）は、もとよりいずれかの機関設計を従憑するものではなく、いずれの機関設計を採用する会社にも当てはまる、コーポレートガバナンスにおける主要な原則を示すものである。

我が国の上場会社の多くは監査役会設置会社であることを踏まえ、本コード（原案）には、監査役会設置会社を想定した幾つかの原則（監査役または監査役会について記述した原則）が置かれているが、こうした原則については、監査役会設置会社以外の上場会社は、自らの機関設計に応じて所要の読替えを行った上で適用を行うことが想定される。

15. 本コード（原案）は、東京証券取引所において必要な制度整備を行った上で、平成27年6月1日から適用することを想定している。

なお、本コード（原案）の幾つかの原則については、例えば体制整備に関するもの等を中心に、各会社の置かれた状況によっては、その意思があっても適用当初から完全に実施することが難しいことも考えられる。その場合において、上場会社が、まずは上記の適用開始に向けて真摯な検討や準備作業を行った上で、なお完全な実施が難しい場合に、今後の取組み予定や実施時期の目途を明確に説明（エクスプレイン）することにより、対応を行う可能性は排除されるべきではない。

また、本コード（原案）には、会社が「エクスプレイン」を行う場合を含め、幾つかの開示や説明を求める旨の記載があるが、これらのうちには、特定の枠組み（例えば、コーポレート・ガバナンスに関する報告書）の中で統一的に開示・説明を行うことが望ましいものもあると考えられることから、この点については、今後、東京証券取引所において整理がなされることを期待する。

本コード（原案）の将来の見直し

16. 上述のとおり、本コード（原案）は、実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する主要な原則を取りまとめたものであるが、不変のものではない。目まぐるしく変化する経済・社会情勢の下で、本コード（原案）がその目的を果たし続けることを確保するため、本有識者会議は、本コード（原案）が定期的に見直しの検討に付されることを期待する。

「コーポレートガバナンス・コード原案」各原則の〔背景説明〕

コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議

2015年3月5日

補充原則

- 1-1② 上場会社は、総会決議事項の一部を取締役に委任するよう株主総会に提案するに当たっては、自らの取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制が整っているか否かを考慮すべきである。他方で、上場会社において、そうした体制がしっかりと整っていると判断する場合には、上記の提案を行うことが、経営判断の機動性・専門性の確保の観点から望ましい場合があることを考慮に入れるべきである。

〔背景説明〕

一般に我が国の上場会社は、他国の上場会社に比して幅広い事項を株主総会にかけているとされる。しかしながら、上場会社に係る重要な意思決定については、これを株主の直接投票で決することが常に望ましいわけではなく、株主に対する受託者責任を十分に果たし得る取締役会が存在する場合には、会社法が認める選択肢の中でその意思決定の一部を取締役に委任することは、経営判断に求められる機動性・専門性を確保する観点から合理的な場合がある。このような委任が適切であるか否かは、取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制が整っているか否かに左右される部分が大きいと考えられる。

補充原則

- 1-2③ 上場会社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うべきである。

〔背景説明〕

株主総会開催手続きについては、本有識者会議において、以下の議論があった。

- ・ 基準日から株主総会開催日までの期間は、ガバナンスの実効性を確保する観点から、できるだけ短いことが望ましい（英国では、2日間以内）。
- ・ 招集通知から株主総会開催日までの期間は、熟慮のため、できるだけ長いことが望ましい（英国では、約4週間以上）。

- ・ 決算期末から、会計監査証明までの期間は、不正リスクに対応した実効性ある会計監査確保の観点から、一定の期間を確保する必要がある。
- ・ 以上に対応するため、必要があれば、株主総会開催日を7月（3月期決算の会社の場合）にすることも検討されることが考えられるが、業績評価に基づく株主総会の意思決定との観点から、決算期末から株主総会開催日までの期間が長くなりすぎることは避ける必要がある。

なお、以上の方向で考える場合、（監査済財務情報の提供時期や株主総会の開催時期が後倒しになることが考えられることから、）決算短信によるタイムリーな情報提供が一層重要となることや、例外的な事象が生じた場合も視野に入れた他の制度との整合性の検討が必要となることなどにも留意が必要である。

本問題については、本コード（原案）に寄せられるパブリック・コメント等の内容も踏まえつつ、必要に応じ、本有識者会議において引き続き議論を行い、東京証券取引所における最終的なコードの策定に反映される必要があるか否かを検討することとする。

補充原則

- 2-2① 取締役会は、行動準則が広く実践されているか否かについて、適宜または定期的にレビューを行うべきである。その際には、実質的に行動準則の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土が存在するか否かに重点を置くべきであり、形式的な遵守確認に終始すべきではない。

〔背景説明〕

上記の行動準則は、倫理基準、行動規範等と呼称されることもある。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも2名以上選任すべきである。

また、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、自主的な判断により、少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社は、上記にかかわらず、そのための取組み方針を開示すべきである。

〔背景説明〕

独立社外取締役を巡っては様々な議論があるが、単にこれを設置しさえすれば会社の成長が図られる、という捉え方は適切ではない。独立社外取締役を置く場合には、その期待される役割・責務に照らし、その存在を活かすような対応がとられるか否かが成否の重要な鍵となると考えられる。（独立）社外取締役については、既に会社法（平成26年改正後）や上場規

則が1名以上の設置に関連する規定を置いており、実務上もこれに沿った対応が見られるが、本コード(原案)では、独立社外取締役を複数名設置すればその存在が十分に活かされる可能性が大きく高まる、という観点から、「少なくとも2名以上」との記載を行っている。

なお、本有識者会議において、関係団体の中には、独立役員の円滑な選任を促進する観点から、その候補に関する情報の蓄積・更新・提供をするなどの取組みを行っている団体もあり、今後、こうした取組みが更に広範に進められていくことが期待される、との指摘があった。

補充原則

- 4-8① 独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、例えば、独立社外者のみを構成員とする会合を定期的を開催するなど、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るべきである。

[背景説明]

独立社外者のみを構成員とする会合については、その構成員を独立社外取締役のみとすることや、これに独立社外監査役を加えることが考えられる。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。

[背景説明]

金融商品取引所が定める独立性基準やこれに関連する開示基準については、その内容が抽象的で解釈に幅を生じさせる余地があるとの見方がある。これについては、適用における柔軟性が確保されているとの評価がある一方で、機関投資家や議決権行使助言会社による解釈が様々に行われる結果、上場会社が保守的な適用を行うという弊害が生じているとの指摘もある。また、これらの基準には、幾つかの点において、諸外国の基準との差異も存在するところである。本有識者会議としては、今後の状況の進展等を踏まえつつ、金融商品取引所において、必要に応じ、適切な検討が行われることを期待する。

補充原則

- 4-10① 上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化する

ため、例えば、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会を設置することなどにより、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり独立社外取締役の適切な関与・助言を得るべきである。

〔背景説明〕

取締役会に期待される説明責任の確保や実効性の高い監督といった役割・責務に関しては、監査や指名・報酬に係る機能の重要性が指摘されている。また、諸外国では、こうした機能に関しては特に独立した客観的な立場からの判断を求めている例も多い。こうした機能(監査役会・監査等委員会が関与する監査を除く)の独立性・客観性を強化する手法としては、例えば、任意の諮問委員会を活用することや、監査等委員会設置会社である場合には、取締役の指名・報酬について株主総会における意見陳述権が付与されている監査等委員会を活用することなどが考えられる。その際には、コーポレートガバナンスに関連する様々な事項(例えば、関連当事者間の取引に関する事項や監査役の指名に関する事項等)をこうした委員会に併せて検討させるなど、会社の実情に応じた多様な対応を行うことが考えられる。



株式会社東京証券取引所

〒103-8220 東京都中央区日本橋兜町 2-1

Tel. 03-3666-0141 (代表)

<http://www.jpx.co.jp/>

平成27年8月7日
金融庁
株式会社東京証券取引所

「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コード のフォローアップ会議」の設置について

1. 趣旨

『日本再興戦略』改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）においては、「昨年2月に策定・公表された『スチュワードシップ・コード』及び本年6月に適用が開始された『コーポレートガバナンス・コード』が車の両輪となって、投資家側と会社側双方から企業の持続的な成長が促されるよう、積極的にその普及・定着を図る必要がある。」とされている。

形だけでなく実効的にガバナンスを機能させるなど、コーポレートガバナンスの更なる充実を引き続き重要な課題であり、また、このような取組を、経済の好循環確立につなげていく必要がある。

このため、スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードの普及・定着状況をフォローアップするとともに、上場企業全体のコーポレートガバナンスの更なる充実に向けて、必要な施策を議論・提言することを目的として、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」（以下、「会議」という。）を設置する。

2. 構成

- (1) 会議の構成員は、企業経営者、内外投資家、研究者等の外部有識者とする（名簿は後日改めて発表）。
- (2) 会議の庶務は、金融庁総務企画局企業開示課及び株式会社東京証券取引所上場部において処理する。

会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けた取締役会のあり方

「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」
意見書（2）

I. はじめに

コーポレートガバナンス・コード（「コード」）の導入を受け、3,500社を超える上場会社において、コーポレートガバナンスのあり方についての検討が行われ、昨年12月末までに、約7割にあたる2,500社を超える上場会社が、コードへの対応状況を公表した。

これまでに公表されたコードへの対応状況を見ると、東証第一部・第二部に上場している会社の開示によれば、約8割の会社が原則の9割以上をコンプライ（実施）するなど、各原則は高い比率でコンプライされている。また、コードが求める開示やエクस्पライン（説明）の内容を見ると、企業におけるコーポレートガバナンスへの取組みを真摯かつ分かりやすくステークホルダーに伝えようとする意思の伝わってくる開示も多く見られる。このように、コードの導入を期に、コーポレートガバナンスの向上に向けた動きが広がっている。

このうち、取締役会を巡る動きを見ると、その監督機能のあり方が議論され、2名以上の独立社外取締役の選任を行う上場会社が東証第一部全体の約半数に達し、監督機能の一層の発揮を目指してモニタリング型に移行する例も見られるなど、大きな変化が起きている。一方、コードの適用直後ということもあり、例えば、多くの上場会社が取締役会の実効性の評価についてはこれから取り組むとしているなど、コードに対応して、如何に取締役会を構成し、運営し、評価し、改善していくかについては、これから取組みが本格化していくところである。また、スチュワードシップ・コードに基づく投資家と上場会社との対話を通じたコードの適用の状況の確認も、これから本格化していくところである。

本意見書は、各企業における今後の取組みや投資家との対話に資するよう、これまでの上場会社によるコードへの対応状況を踏まえ、コードの諸原則のうち、取締役会のあり方に関し、「形式」的な対応ではなく、「実効」的なコーポレートガバナンスを実現していく上で、現時点で重要と考えられる視点を示すものである。

Ⅱ. 企業を取り巻く経営環境の変化と取締役会のあり方

上場会社を取り巻く環境がグローバル化、技術革新の進展、少子高齢化、社会・環境問題への関心の高まりなどにより大きく変化し続ける中、会社が直面する経営上の課題も複雑化しており、日本の企業の多くが、必ずしもこうした変化に即応できていないのではないかと指摘されている。

このような経営環境の変化や経営課題の複雑化に対応しながら、上場会社が持続的に成長し、中長期的に企業価値を向上させていくためには、経営陣が、最高経営責任者（CEO）を中心として、絶え間なく、先見性のある、適確な経営判断を行っていくことが重要である。このためにも、取締役会が行うCEOの選解任は、上場会社にとって最も重要な戦略的意思決定であり、選解任を適切に行うため、そのプロセスには、客観性・適時性・透明性が強く求められる。

また、取締役会は、CEOの選解任のほかにも、経営理念の確立や経営にかかる戦略的な方向付けを行い、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境を整備し、実効性の高い監督を行うという重要な役割・責務を担っており、経営陣とともに会社におけるリーダーシップを発揮することが求められている（原則4-1～3）。取締役会が、その独立性・客観性を確保しつつ、経営環境や経営課題に適確に対応して、このようなリーダーシップを十分に発揮していくためには、課題に対応するために必要な資質・多様性を備えた構成をとるとともに、運営にあたっては、経営戦略やこれに適った経営陣幹部の選解任など戦略的な議論を充実させることが求められている。

さらに、経営課題への適確な対応等の観点から、取締役会の実効性について継続的に評価を行い、こうした評価について情報開示・説明を行うことにより、PDCAサイクルを実現し、取締役会の機能の向上を絶えず図っていくことが求められている。

1. 最高経営責任者（CEO）の選解任のあり方（補充原則4-1③、4-3①等）

競争の高まりと、不連続かつ急激な環境変化の下では、CEOの能力が会社の命運を左右する。最高経営責任者（CEO）の選解任は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現していく上で、上場会社にとって最も重要な戦略的意思決定であり、そのプロセスには、客観性・適時性・透明性が求められる（補充原則4-3①）。

- (1) 日本企業に最も不足しているのはCEOとしての資質を備えた人材であるとの指摘がある。こうした課題へ対処するため、CEO候補者の人材育成及びCEOの選任には、中長期的な観点から、十分な時間と資源をかけて取り組むことが重要である。また、選任のための後継者計画の策定及び運用（補充原則4-1③）にあたっては、社内論理のみが優先される不透明なプロセスによることなく、客観性・適時性・透明性を確保するような手続が求められる。

このような観点から種々の取組みを進めている上場会社がある。

(取組みの例)^(注)

- ・ 企業の中長期的な戦略を踏まえ、将来のCEOに求められる資質（あるべき像）を十分に議論する。また、議論の結果を社内で共有する。
- ・ 取締役会において、CEOとなりうる人材の育成方針を定め、その方針の下、早期の段階から候補となりうる者を複数選定し、必要となる実務経験を積みつつテストを行うことによって、候補を入れ替えながら、人材を育成する。
- ・ 取締役会において、CEOの候補者複数名を明らかにし、十分な時間をかけ、取締役会が候補者の資質を見極めるようなプロセスを設ける。その際、社内のみならず、社外の人材にも目を向ける。
- ・ 独立社外取締役の十分な関与を得るため、指名委員会、指名にかかる任意の諮問委員会（補充原則4-10①）や、エグゼクティブセッション（独立社外者のみを構成員とする会合（補充原則4-8①））を活用する。

- (2) 適切に会社の業績等の評価を行ったうえで、CEOに問題があると認められるような場合には、CEOを解任できる仕組みを整えておくことが必要である。その際にも、取締役会が適時・適切にCEOを解任できるよう、取締役会の経営陣からの独立性・客観性が十分に確保されていることが重要である。

2. 取締役会の構成（原則4-7～9、4-11等）

経営環境の変化や経営課題の複雑化に対応して求められる役割・責務を果

^(注) 本意見書で紹介する「取組みの例」は、コードの実効性を確保していく上で重要と考えられる事項に関し、フォローアップ会議において紹介された取組み例等を参考として示したものであり、これらが新たに形式的なルールを構成することにならないよう留意する必要がある。

たしていくため、取締役会は、必要とされる資質・多様性を備えるとともに、独立性・客観性を確保していくことが重要である。

- (1) 取締役会の構成（原則4-11）について、これまでのコードの実施状況を見ると、会社の事業・ステージ、経営環境や経営課題に応じて、取締役会メンバーの資質のバランスや多様性を充実させる取組みが見られるところであり、このような取組みが会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を後押ししていくことが期待される。

(取組みの例)

- ・ 自社が成長分野と位置づけている分野における専門家等の選任
- ・ 自社と異なる事業分野における経験・見識を持つ経営経験者等の選任
- ・ 国際的な事業展開のためグローバルな人材の選任

- (2) 各上場会社による独立社外取締役の選任は着実に増加しており、取締役会の3分の1以上の独立社外取締役を選任している企業も東証第一部上場会社の1割以上に上っている。ステークホルダーの関心は、独立社外取締役の人数の増加だけでなく、その資質のバランスや多様性の充実に移ってきている。経営環境や経営課題に応じ、例えば社内では得られない知見や経歴を基に、中長期的な企業価値の向上に向けた経営戦略や経営陣幹部の選解任についての議論を含め、取締役会の役割・責務の発揮に積極的に貢献できる資質を持った独立社外取締役が、より多く選任されるよう、一層の取組みが期待される。

- (3) また、取締役会の独立性・客観性を一層確保するため、更なる取組みを行っている上場会社があり、このような取組みが上場会社の取締役会の独立性・客観性を向上させていくことが期待される。

(取組みの例)

- ・ 監査役会・監査等委員会設置会社を中心に、指名・報酬等にかかる任意の諮問委員会等を活用する（補充原則4-10①）。その際、独立社外取締役を過半とし、委員長を独立社外取締役にする。
- ・ CEOと取締役会議長を分離する。
- ・ 米国における事例も踏まえ、取締役会と経営陣の実効的な役割分担を図るため、筆頭独立社外取締役を設置する。
- ・ 独立社外取締役の選任プロセス自体に独立社外取締役が主体的に関与する。

- (4) 監査委員会・監査等委員会（以下「監査委員会等」）が業務監査・会計監査等の重要な役割・責務を適切に果たすためには、監査委員会等が独立性・客観性を確保する必要がある。委員長を独立社外取締役とすることは、監査委員会等の独立した客観的な立場を高めることに資する取り組みと考えられる。
- (5) 取締役会や監査委員会等の独立性・客観性が実質的に確保され、その機能が十分に発揮されるか否かは、しばしば、CEOが、取締役会等の「独立した客観的な立場」という特性を、経営判断等を行う上で活かす意思があるかどうかにかかっている。こうした観点からも、CEOの選解任は、上場会社にとって重要な課題である。
- (6) コードでは、取締役会の構成に関する考え方、取締役候補の指名や経営陣幹部の選任に関する方針・手続の開示、個々の選任・指名についての説明（補充原則4-11①、原則3-1（iv）（v））が求められている。このような開示や説明の内容は、各上場会社が、経営環境や経営課題に対応して、如何なる取締役会の構成をとること等により取締役会が求められる役割を果たしていこうとしているかが具体的に分かるようなものとなっていることが重要である。

3. 取締役会の運営（原則4-8、4-10、4-12～14等）

上場会社やその企業集団が経営環境の変化や経営課題の複雑化に対応していくためには、取締役会における戦略的な方向付けや会社の業績の適切な評価等に関する議論を充実させていくことが重要である。

- (1) 取締役会は、経営環境の変化と経営課題の複雑化に対応しながら、経営陣を監督し、また、経営陣とともに求められるリーダーシップを発揮していく観点から、以下のような議論を充実させていくべきである。
- ・ 戦略的方向付けとこれに基づく具体的な経営戦略や経営計画
 - ・ 会社の業績の適切な評価とこれに基づく経営戦略等の見直し及び経営陣幹部の選解任・報酬の決定
 - ・ 内部統制・リスク管理体制の整備
- (2) 取締役会において、このような議論を充実させていくためには、論点の明確化、議案の絞込みや十分な審議時間の確保など（補充原則4-12①）、運営上の工夫が必要である。

(取組みの例)

- ・ 議案について、効果的に取締役会の意見が引き出されるよう、論点・問題意識を明確にする。また、その際、取締役会議長が適切にリーダーシップを発揮する。
 - ・ 事業活動上、戦略的に重要と考えられる議案については、金額基準にとらわれず、取締役会で議論を行う一方で、議案数を絞り込むため、経営陣に委任することが適当な業務執行の決定権限については、委任を適切に進める。
 - ・ 取締役会の議案として、「報告事項」、「決議事項」に加え、「審議事項」を導入し、重要なテーマについて決議に先立って取締役会で議論する。
 - ・ 中長期的な戦略を議論するために必要な経営・財務情報を、適時に取締役会に対して報告する。
 - ・ 各議案についての議論が実質的に行われるよう、議案1件ごとに適正な審議時間を確保する。
 - ・ 取締役会の適切な運営を支えるための人員体制の充実を図る。
- (3) 社内取締役が業務を執行する場合、取締役会において、担当する業務の執行者としての立場からの参画に終始するケースもあるとの指摘がある。社内業務執行取締役は、執行者としての役割にとどまらず、取締役として業務執行全体や他の取締役の職務の執行の監督等を行う役割も担っていることについて、認識を深めるべきである。
- (4) 取締役会において独立社外取締役が戦略的方向付け等の議論に貢献できるよう、環境整備を行うことが必要である。

(取組みの例)

- ・ 独立社外取締役への報告・情報提供の工夫を行う。
- ・ 独立社外取締役に、時期（就任時、就任後）、会社の状況等に応じた適切なトレーニングの機会を提供する（原則4-14）。
- ・ 独立社外取締役と会社の状況に通じた常勤監査役等との間での情報交換を行う。
- ・ エグゼクティブセッションを活用する。
- ・ 独立社外取締役から取締役会の議案を募る。

- (5) 独立社外取締役の役割・責務として、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させること(原則4-7(iv))が重要である。
- (6) 不祥事防止の観点から、内部通報は最後の防波堤であり、こうした内部通報の機能を十分に発揮させるためには、例えば、社外取締役・社外監査役を内部通報のレポートラインとするなど、経営陣から独立した窓口で情報が伝達される仕組みを整備することが適切である。

4. 取締役会の実効性の評価(原則4-11)

取締役会の資質・多様性やその運営を充実させていくための取組みが有効に行われているかなど、取締役会全体としての実効性の評価を行い、次の取組みに継続的につなげていくことが重要である。

- (1) 本年5月末をもってコード適用開始から一年が経過することから、各上場会社において、取締役会の構成や運営状況等の実効性について、適切に評価を行うことが期待される。評価の実施に際しては、企業の置かれた状況に応じ、様々な取組みが考えられるが、取締役会メンバー一人一人による率直な評価がまずもって重要となると考えられる。

(取組みの例)

- ・ 各取締役に、各自の取締役会への貢献について自己評価を求めるとともに、取締役会がその役割・責務を十分に果たしているか、より実効性を高めるためにどのような課題があるかについても聴取する。
- ・ 指名委員会や独立社外取締役のみによる会合も活用するなど、独立社外取締役の主体的な関与を確保する。
- ・ 任意の委員会も含め、取締役会に設置された各委員会の運営状況等も評価の対象とする。
- ・ 英国における経験も踏まえ、評価の独立性・客観性をより高める観点から外部の眼も入れた評価を行う。また、評価機関との利益相反関係の有無を明らかにするため、その名称の公表を行う。

- (2) 取締役会の実効性を適確に評価するためには、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、取締役会が果たすべき役割・責務を明確化することがまずもって求められる。その上で、評価の実施にあたっては、こうした役割・責務に照らし、取締役会の構成・運営状況等が実効性あるものとなっているかについて、実質的な評価を行うことが

必要である。

- (3) 取締役会が、その資質・多様性や運営を充実させていくためのPDCAサイクルを実現するに際しては、自らの取組みや実効性の評価の結果の概要について、ステークホルダーに分かりやすく情報開示・説明を行うことが重要である。

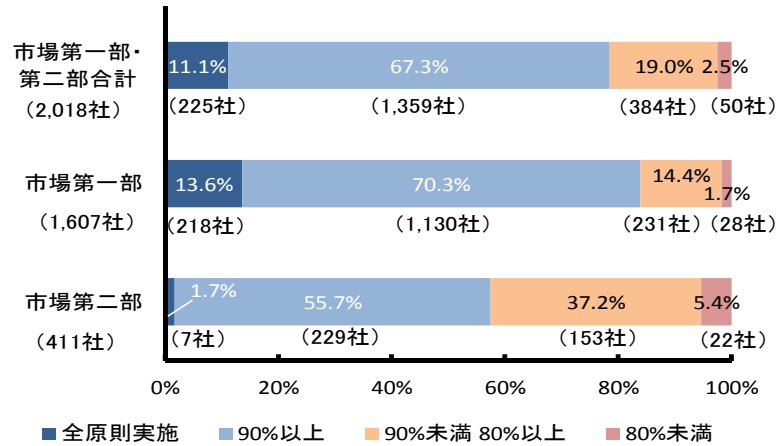
Ⅲ. おわりに

多くの上場会社において、現在、6月の株主総会に向けた取締役候補の検討や、取締役会の実効性の評価への準備が始まっているところである。各上場会社におかれては、本意見書を参考に、資質とリーダーシップを有する取締役を計画的に育成・選任し、独立性・客観性を備えた取締役会を構成すること、また、取締役会の適確な評価を行うことにより、取締役会の実効性向上に向けたPDCAサイクルを作り上げていくことが期待される。

このような各上場会社によるコーポレートガバナンスの充実に向けた真摯な取組みが、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、ひいては日本経済の好循環を実現していくことを期待し、本意見書の結びとしたい。

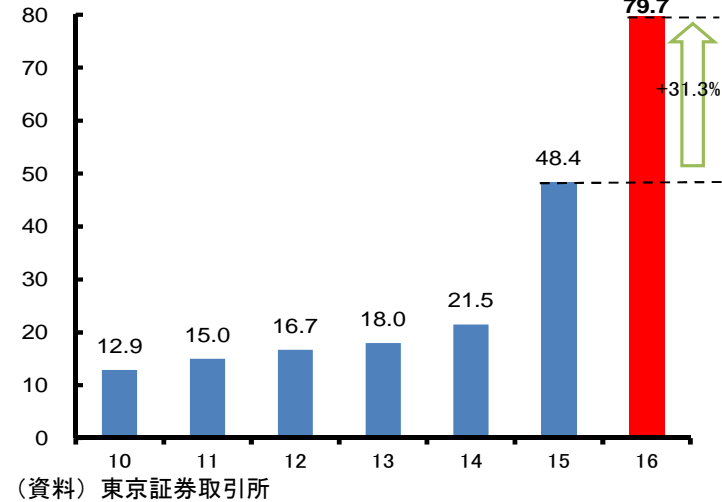
実効的なコーポレートガバナンスの進捗状況

コーポレートガバナンス・コードの“実施”状況

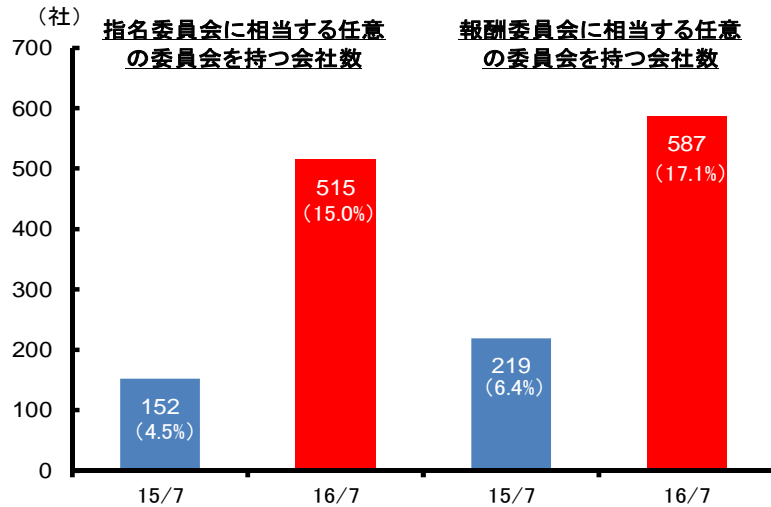


(注) 16年3月末時点
(資料) 東京証券取引所

2名以上の独立社外取締役を選任する上場会社（市場第一部）の比率推移



任意の指名・報酬委員会の設置状況



(資料) 東京証券取引所

銀行の政策保有株式の縮減

3メガバンクグループの政策保有株式の「当面の削減目標」(2015年11月13日公表)

	15/3末残高 (取得原価)	当面の削減目標額	期間
三菱UFJ	2.8兆円	8,000億円程度(約3割)	5年程度
みずほ	2.0兆円	5,500億円程度(約3割)	3年半程度
三井住友	1.8兆円	5,000億円程度(約3割)	5年程度

(資料) 各社公表内容に基づき金融庁作成。

二重債務問題への対応方針

I. 中小企業及び農林水産業等向け対応

旧債務

① 再生に向けた相談窓口の設置と公的な旧債務整理プロセスの拡充・強化

- ・「中小企業再生支援協議会」を核とした相談窓口体制の拡充
⇒ 被災中小企業者の再生を強力に後押し
- ・「中小企業再生ファンド」の新設
⇒ 出資や債権買取り等を含めた支援を実施

② 個人向けの私的整理ガイドラインの策定等

- ・金融機関が、法的整理によらず、私的に行った債務免除についても無税償却等が可能となる方策を検討
- ・中小の法人企業向けの更なる方策についても検討

③ 再生可能性を判断する間の利子負担の軽減等

- ・津波被災地など①のプロセスにおいて再生可能性の判断をするまでに一定の時間を要する場合、その間、中小企業の旧債務が雪だるま式に増大し、再生を阻害することを避ける方策を検討

※ その他、金融検査マニュアルの運用明確化、農林水産業向け融資制度の周知等

新債務

① 公庫等による融資制度の拡充

- ・「東日本大震災復興特別貸付」の創設
- ・「特別利子補給制度」において最大で無利子化まで可能とする制度の創設
- ・小規模事業者が無担保・無保証で利用できる「マル経融資」及び「衛経融資」の拡張
- ・農林水産業向け災害復旧資金の融資について、一定期間実質無利子化等を措置
- ・医療・社会福祉施設向け災害復旧資金の融資について、一定期間無利子化等を措置

② 信用保証制度の拡充

- ・「東日本大震災復興緊急保証」の創設

③ リース信用保証制度を始めとした設備導入支援策の検討

④ 原発事故被災者への「特別支援制度」の創設

⑤ 二重債務をできる限り負わずに再出発可能な事業環境の整備

- ・共同利用施設等の復旧について国が支援
- ・中小企業基盤整備機構が仮設工場等を整備し、中小企業等に原則無料貸出し

※ 今後、水産業を始めとした地域関連産業向けを含め、支援の拡充を検討

II. 個人住宅ローン向け対応

旧債務

- ① 住宅金融支援機構における既存ローンの返済猶予等
- ② 個人向けの私的整理ガイドラインの策定
- ③ 住宅再建を目指す方の負担軽減

新債務

- ① 住宅金融支援機構による金利引下げ・返済期間の延長
- ② 災害公営住宅の供給

III. 金融機関向け対応

① 金融機関への資本参加・要件の緩和

- ・「金融機能強化法」及び「信用事業再編強化法」の改正

② 金融機関の無税償却等の弾力化

- ・個人向け私的整理ガイドラインの策定

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」 (平成23年7月15日策定)の概要

1. ガイドラインの位置づけ

平成23年6月に政府が公表した、東日本大震災に係る「二重債務問題への対応方針」を受け、金融・商工団体の関係者、法務・会計の専門家、学識経験者などで構成される「研究会」(事務局:全銀協)において決定された、個人債務者の私的整理に関する民間関係者間の自主的ルール。

2. ガイドラインの内容(概要)

(1) 対象となる債務者

- 震災の影響により、既往債務(旧債務)を弁済することができない又は近い将来に弁済できないことが確実と見込まれる個人の債務者(住宅ローン債務者等の非事業者及び個人事業者)。
- このような債務者が、法的倒産手続による不利益(注1)を回避しつつ、債権者との間の私的な合意(私的整理)により、債務免除等を受けられることができるようにする。

(注1) 法的な制限として、官報掲載、破産手続中の転居・旅行・資格制限、破産管財人による郵便物管理等。その他、信用情報への登録もあるが、これについての登録も行わない。

(2) 対象となる債権者

- 主として金融機関等(銀行、信用金庫、信用組合、農林系金融機関、政府系金融機関、保証会社、貸金業者、リース会社、クレジット会社等)。相当と認められるときは、その他の債権者を含めることとする。

(3) 弁済計画案の内容及び債務免除額

- 弁済計画案の内容(要件)は、債務者の状況(事業者・非事業者の別、将来収入の有無等)に応じて、複数の類型を用意。
- 弁済計画案に記載される主な事項は、①債務者の財産の状況、②債務弁済計画(原則5年以内、事情により延長可。債務免除等の内容を含む。)、③資産の換価・処分の方針等。
事業継続を図る個人事業者については、上記①～③等に加え、震災の状況を踏まえた事業計画(例えば、損益黒字化原則5年、合理的期間の延長可等)の提出を求める(注2)。

(注2) 経営者に対する経営責任は求めない。

- 金融機関(債権者)にとって利用可能とするため、債務免除額は、民事再生手続又は破産手続と同等(注3)(注4)。

(注3) 破産手続等より免除額が多く(=債権者にとって不利に)なれば、債権者は、私的整理を避けて破産申立てを行う恐れ。債権者が敢えて不利なガイドラインを利用するとなると、株主代表訴訟リスクが高まる等の恐れ。

(注4) 被災者である債務者への配慮として、生活再建支援金、義援金等を差押禁止(自由財産)とする立法措置がなされたことからガイドラインにおいても同様の対応。

(4) 手続の流れ(別紙1参照)

- ① 債務者が、債務の減免等を求める相手である債権者(対象債権者)に対して、債務整理を申出(※)。必要書類(財産の状況等)を提出。

※ 申出の時点から、対象債権者は債権回収等を停止(6か月又は弁済計画の成立・不成立のいずれか早い時点まで)

- ② 債務者がガイドラインに則り弁済計画案を作成。
- ③ 第三者機関に登録する専門家(弁護士等)が、弁済計画案がガイドラインに適合していることなどについて報告書を作成(=第三者機関によるチェック)。
- ④ 債務者が弁済計画案及び報告書を対象債権者に提出・説明等。
- ⑤ 対象債権者が弁済計画案に対する同意・不同意を表明。
- ⑥ 対象債権者全員の同意により、弁済計画成立(※)。

※ 協議しても、全員の同意が得られない場合は、弁済計画不成立。

(注5)①、②、④については、第三者機関に登録する弁護士等の支援を受けることも可能。

(5) (連帯)保証人に対する配慮

- 主債務者が通常想定される範囲を超えた災害の影響により主債務を弁済できないことを踏まえ、保証人に対しては、その責任の度合いや生活実態等を考慮して、保証履行を求めることが相当と認められる場合を除き、保証履行を求めないこととする。保証履行を求める場合には、保証人についても弁済計画案を作成し、合理的な範囲で弁済の負担を定める。
- 保証履行を求めることの相当性及び保証人の負担の範囲の合理性については、第三者機関のチェックを受けることとする。

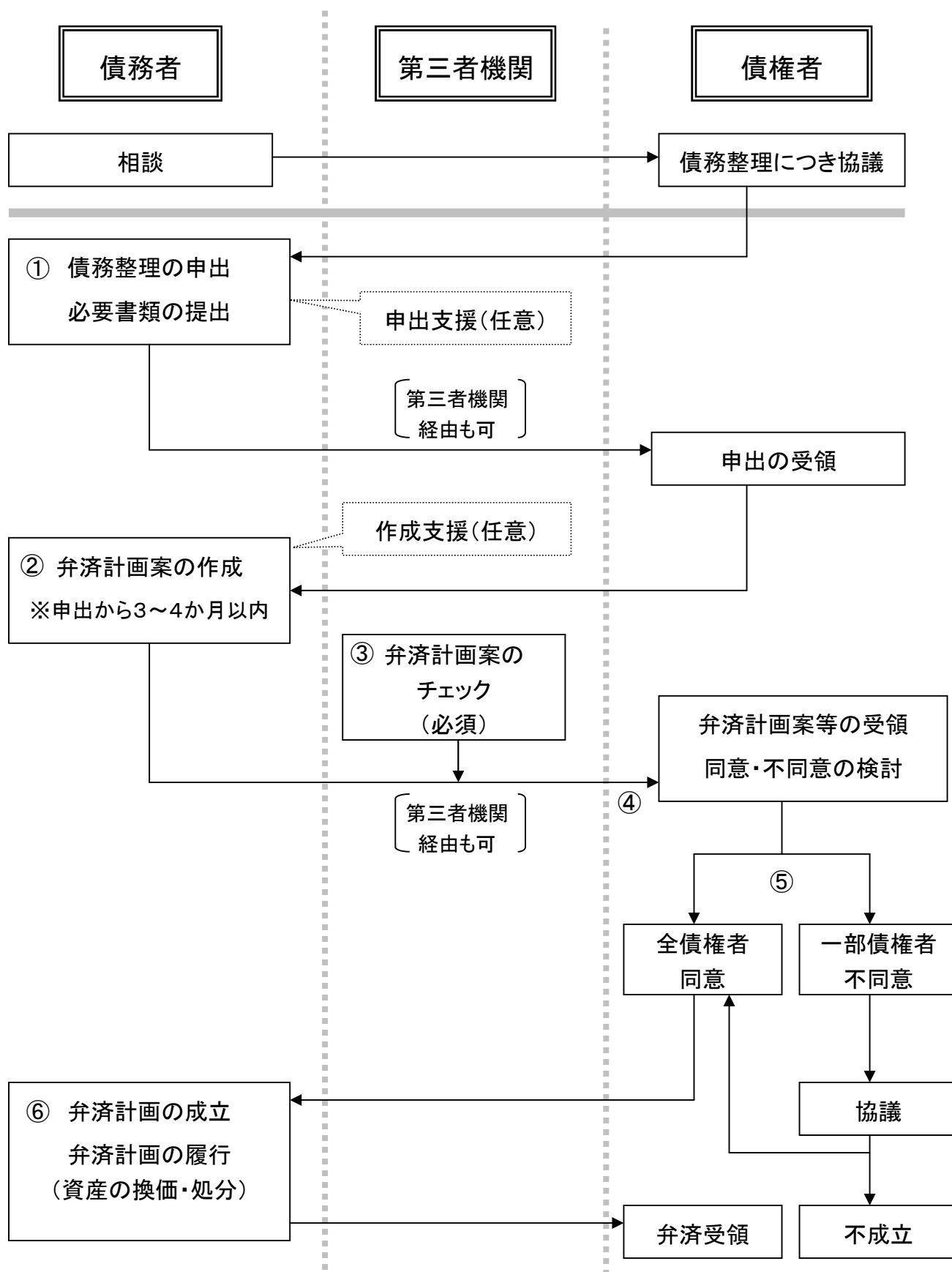
3. その他

- 第三者機関については、全銀協が一般社団法人(「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」)を設立し、日弁連等の団体の協力を得て専門家を登

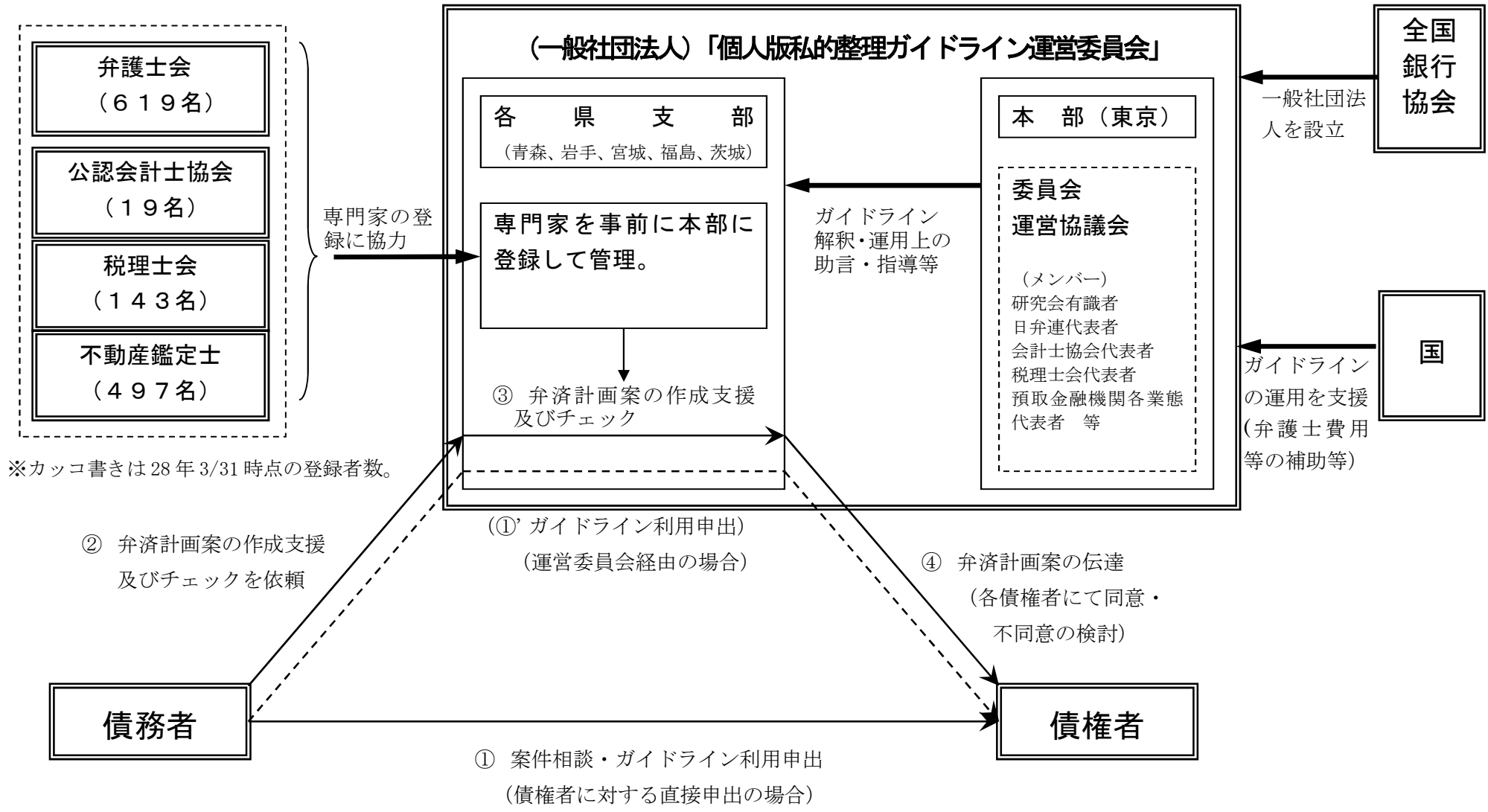
録する(別紙2参照)。

- 本ガイドラインに基づき策定された弁済計画により行われた債務免除については、原則として債権者及び債務者に課税関係が生じないことを国税庁に確認。
- ガイドラインは、平成 23 年 8 月 22 日から適用開始。

【ガイドライン/手続の流れ(概要)】



個人版私的整理ガイドライン運営委員会について



個人債務者の私的整理に関するガイドライン

平成 23 年 7 月

個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会

個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会名簿(平成23年7月)

(敬称略、五十音順)

	荒井 貞夫	全国銀行個人信用情報センター 所長
	安藤 栄二	全国労働金庫協会 執行役員経営企画部長
	石高 雅美	日本税理士会連合会 常務理事・業務対策部長
	市村 清	日本公認会計士協会 常務理事
	伊藤 眞	早稲田大学大学院法務研究科客員教授
	浦田 晴之	オリックス 取締役兼代表執行役副社長・グループCFO
	大井 直	信託協会 一般委員長・みずほ信託銀行 常務取締役
	大久保 壽一	千葉銀行 取締役常務執行役員
	岡田 理樹	日本弁護士連合会 事務次長
	小山田 隆	全国銀行協会 企画委員長・三菱東京UFJ銀行 常務取締役
	久貝 卓	商工組合中央金庫 執行役員
	久能 敏光	福島銀行 取締役企画本部長
	河村 正人	住宅金融支援機構 理事長代理
	越野 寿夫	オリエントコーポレーション 執行役法務部長
	小林 信明	小林総合法律事務所 代表弁護士
	斎藤 浩	杜の都信用金庫 常勤理事
座長:	高木 新二郎	弁護士・法学博士
	竹谷 和芳	日本信用情報機構 常務取締役
	丹野 清一	石巻商工信用組合 常務理事
	常峰 仁	日本貸金業協会 自主ルール委員会委員長
	寺田 範雄	全国商工会連合会 専務理事
	永井 徹	日本自動車リース協会連合会 事務局長
	服部 和良	全国信用保証協会連合会 専務理事
	板東 一彦	日本政策金融公庫 専務取締役
	藤原 敬三	中小企業再生支援全国本部 統括プロジェクトマネージャー
	古谷 周三	農林中央金庫 専務理事
	松嶋 英機	西村あさひ法律事務所 代表パートナー
	宮城 勉	日本商工会議所 常務理事
	森田 光俊	シー・アイ・シー 専務取締役
	山田 晃久	全国サービサー協会 副理事長
<オブザーバー>		
	貝塚 正彰	財務省 大臣官房政策金融課長
	小林 康彦	法務省 民事局参事官
	定塚 由美子	厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課長
	中村 武	日本銀行 金融機構局総務課長
	能登 清和	厚生労働省 労働基準局勤労者生活課労働金庫業務室長
	長谷川 靖	金融庁 監督局総務課長
	藤木 俊光	経済産業省 中小企業庁事業環境部金融課長
	古市 文孝	最高裁判所 事務総局民事局付
	松本 貴久	国土交通省 住宅局総務課民間事業支援調整室長
	村井 正親	農林水産省 経営局金融調整課長
<事務局>		
事務局長:	高木 伸	全国銀行協会 理事
	石沢 宏純	三菱東京UFJ銀行 リテール融資部 上席調査役

個人債務者の私的整理に関するガイドライン

はじめに

東日本大震災(2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害その他これに関連する災害をいう。以下同じ。)の影響によって、住宅ローンを借りている個人や事業性資金を借りている個人事業主等が、今後、これらの既往債務の負担を抱えたままでは、再スタートに向けて困難に直面する等の問題(いわゆる二重債務問題)が考えられる。

この二重債務問題は、震災からの着実な復興のために適切な対応がなされなければならない極めて重要な課題であり、本年6月、政府の「二重債務問題への対応方針」が取り纏められた。これを受け、金融機関等が、個人である債務者に対して、破産手続等の法的倒産手続によらず、私的な債務整理により債務免除を行うことによって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援するため、私的整理に関する関係者間の共通認識を醸成し、私的整理を行う場合の指針となるガイドラインを取り纏めることを目標として、本年7月「個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会」が発足した。

この「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」は、本研究会における金融機関関係団体の関係者等、学識経験者らの議論を踏まえ、個人である債務者の私的整理に関する金融機関関係団体の自主的自律的な準則として、策定・公表するものである。

1. 目的

このガイドラインは、東日本大震災の影響によって、住宅ローンや事業性ローン等の既往債務を弁済できなくなった個人の債務者であって、破産手続等の法的倒産手続の要件に該当することになった債務者について、このような法的倒産手続によらずに、債権者(主として金融債務に係る債権者)と債務者の合意に基づき、債務の全部又は一部を減免すること等を内容とする債務整理を公正かつ迅速に行うための準則を定めることにより、債務者の債務整理を円滑に進め、もって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援し、ひいては被災地の復興・再活性化に資することを目的とする。

2. 債務整理の準則

(1) このガイドラインは、前項の債務整理を公正かつ迅速に行うための準則であり、金融機関団体、商工団体等の関係者等が中立公平な学識経験者などとともに協議を重ねて策定したものであって、法的拘束力はないものの、金融機関等である対象債権者、債務者並びにその他の利害関係人によって、自発的に尊

重され遵守されることが期待されている。

- (2) 「対象債権者」(弁済計画が成立したとすれば、それにより権利を変更されることが予定されている債権者をいう。以下同じ。)は、この準則による債務整理に誠実に協力する。
- (3) 対象債権者と債務者は、債務整理の過程において、共有した情報について相互に守秘義務を負う。
- (4) このガイドラインによる債務整理は、公正衡平を旨とし、透明性を尊重する。

3. 対象となり得る債務者

次のすべての要件を備える個人である債務者は、このガイドラインによる債務整理を申し出ることができる。

- (1) 住居、勤務先等の生活基盤や事業所、事業設備、取引先等の事業基盤などが東日本大震災の影響を受けたことによって、住宅ローン、事業性ローンその他の既往債務を弁済することができないこと又は近い将来において既往債務を弁済することができないことが確実と見込まれること。
- (2) 弁済について誠実であり、その財産状況(負債の状況を含む。)を対象債権者に対して適正に開示していること。
- (3) 東日本大震災が発生する以前に、対象債権者に対して負っている債務について、期限の利益喪失事由に該当する行為がなかったこと。ただし、当該対象債権者の同意がある場合はこの限りでない。
- (4) このガイドラインによる債務整理を行った場合に、破産手続や民事再生手続と同等額以上の回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとっても経済的な合理性が期待できること。
- (5) 債務者が事業の再建・継続を図ろうとする事業者の場合は、その事業に事業価値があり、対象債権者の支援により再建の可能性があること。
- (6) 反社会的勢力ではなく、そのおそれもないこと。
- (7) 破産法第 252 条第 1 項(第 10 号を除く。)に規定される免責不許可事由がないこと。

4. 第三者機関

- (1) このガイドラインによる債務整理を的確かつ円滑に実施するために、第三者機関を設置する。
- (2) 本項(1)の第三者機関の名称は、「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」とする。
- (3) 第三者機関の役割及び業務は、次に掲げるとおりとする。

- ① 弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、その他の専門家の登録の受理及び取消し並びにその適性の審査
- ② 登録された弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、その他の専門家に対する助言及び指導
- ③ 第5項(1)に定める申出及び同項(2)に定める必要書類の提出の支援
- ④ 第7項(1)に定める弁済計画案の作成の支援(債権者の意向確認を含む。)
- ⑤ 第8項(1)に定める報告書の作成
- ⑥ 第9項(1)に定める弁済計画案の説明等の支援(債権者間の調整を含む。)
- ⑦ このガイドラインの解釈又は運用に関するQ&A等の作成及び改訂等
- ⑧ その他、このガイドラインによる債務整理の的確または円滑な実施のために必要な業務

5. 債務整理の開始

- (1) 第3項の要件を備える債務者は、全ての対象債権者に対して、このガイドラインによる債務整理を書面により同日に申し出る。
- (2) 債務者は、本項(1)の申出後直ちに、全ての対象債権者に対して、財産目録、債権者一覧表その他申出に必要な書類(以下「必要書類」という。)を提出する。なお、債務者は、本項(1)の申出及び必要書類の提出を、個人版私的整理ガイドライン運営委員会を経由して行うことができる。
- (3) 本項(1)の申出があった時点から、本項(4)により対象債権者のいずれかから書面による異議が述べられることを解除条件として、第6項に定める一時停止の期間が開始するものとする。
- (4) 本項(1)の申出を受けた対象債権者は、次のいずれかに該当する場合に限り、このガイドラインによる債務整理に異議を述べることができる。当該異議は、債務者及び当該対象債権者以外の全ての対象債権者に対して、異議の理由を明記した書面を同時に発送して行うものとする。なお、対象債権者が異議を述べなかった場合でも、当該対象債権者は、弁済計画案に同意することを義務付けられるものではない。
 - ① 債務者が第3項の要件を満たさないことが明らかであると認められる場合
 - ② 債務者が第6項(1)①又は②に違反したことが判明した場合
 - ③ 必要書類に明らかな不備があるにもかかわらず相当な期間内に補正されない場合(ただし、申出の翌日から起算して45日を経過した場合にはこの限りでない。)
- (5) 対象債権者の範囲は、主として金融機関等の債権者(銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合、政府系金融機関、信用保証

協会、農業信用基金協会等及びその他の保証会社、貸金業者、リース会社並びにクレジット会社等)とするが、このガイドラインに定める場合その他相当と認められるときは、その他の債権者を含めることとする。

6. 一時停止

- (1) 一時停止の期間中においては、全ての対象債権者と債務者は、次の行為などを差し控えることとする。なお、前項(1)の申出により一時停止が開始したことをもって、銀行取引約定書等において定める期限の利益喪失事由として扱わないものとする。
 - ① 債務者は、通常的生活又は事業過程によるものの他、全ての対象債権者が同意した場合を除き、その資産を処分してはならず、新債務を負担してはならない。ただし、対象債権者は、合理的な理由なく不同意とすることはできないものとする。
 - ② 債務者は、一部の対象債権者に対する弁済(代物弁済を含む。以下同じ。)や相殺など債務消滅に関する行為の他、物的人的担保の供与などを行ってはならない。
 - ③ 対象債権者は、一時停止が開始した日(以下「一時停止の開始日」という。)における「与信残高」を維持し、他の対象債権者との関係における債務者に対する相対的地位を改善してはならず、弁済を受け、相殺権を行使するなどの債務消滅に関する行為をなし、追加の物的人的担保の供与を求め、担保権を実行し、強制執行や仮差押え・仮処分や法的倒産手続開始の申立てをしてはならない。ただし、保証会社による保証付貸付けの場合、対象債権者が当該保証会社から代位弁済を受けることは妨げられないが、この場合、当該保証会社は、本項の規定を遵守するものとする。
- (2) 一時停止の期間は、一時停止の開始日(対象債権者が追加された場合は、最も早い一時停止の開始日)から6か月を経過した日又は弁済計画が成立した日若しくは不成立により本ガイドラインによる債務整理が終了した日のいずれか早い日までとする。ただし、必要があるときは、債務者は、全ての対象債権者の同意により、一時停止の期間を変更することができる。
- (3) 一時停止の期間中の追加融資は、全ての対象債権者の同意により定めた金額の範囲内で、その定めた方法により、必要に応じて行うものとし、追加融資による債権は対象債権者が有する債権に優先して随時弁済される。

7. 弁済計画案の内容

- (1) 債務者は、第5項(1)の申出から3か月以内(ただし、本項(2)②に定める弁済

計画案とする場合には4か月以内)に、弁済計画案を作成の上、全ての対象債権者に提出する。ただし、債務者は、必要があるときは、全ての対象債権者に対して、弁済計画案の提出期限の延長が必要である理由を明記して通知を行うことにより、弁済計画案の提出期限を、3か月を超えない範囲内で延長することができる。なお、債務者は、弁済計画案の作成にあたり、必要に応じ、対象債権者の支援又は個人版私的整理ガイドライン運営委員会に申出を行い、個人版私的整理ガイドライン運営委員会に登録される弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、金融実務専門家等の支援を受けることができる。

(2) 弁済計画案は、以下の内容を含むものでなければならない。

① 債務者が非事業者(住宅ローン等の債務者)又は本項(2)②に該当しない個人事業主である場合

イ 弁済計画案は、以下の事項を含む内容を記載することを原則とする。

- a 債務の弁済ができなくなった理由(東日本大震災による影響の内容を含む。)
- b 財産の状況(財産の評価は、債務者の自己申告による財産について、原則として、財産を処分するものとして行う。)
- c 債務弁済計画(原則5年以内)
- d 資産の換価・処分の方針
- e 対象債権者に対して債務の減免、期限の猶予その他の権利変更を要請する場合はその内容

ロ 将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みがある債務者が、対象債権者に対して、分割払いの方法による期限の猶予とともに債務の減免を要請する場合には、対象債権者に対する弁済計画に基づく弁済の総額は、債務者の収入、資産等を考慮した生活実態等を踏まえた弁済能力により定めるものとし、また、破産手続による回収の見込みよりも多くの回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとって経済的な合理性が期待できる内容としなければならない。

ハ 本項(2)①ロに該当しない債務者が対象債権者に対して債務の減免を要請する場合には、当該債務者が第5項(1)による申出の時点において保有する全ての資産(破産法第34条第3項その他の法令により破産財団に属しないとされる財産(いわゆる「自由財産」)及び同条第4項に基づく自由財産の拡張に係る裁判所の実務運用に従い、通常、自由財産とされる財産を除く。)を処分・換価して(処分・換価の代わりに、「公正な価額」に相当する額を弁済する場合を含む。)、当該処分・換価により得られた金銭をもって、担保権者その他の優先権を有する債権者に対する優先弁済の後に、

全ての対象債権者に対して、それぞれの債権の額の割合に応じて弁済を行い、その余の債務について免除を受ける内容とするものとする(ただし、債権額20万円以上(ただし、この金額は、その変更後に対象債権者となる全ての債権者の合意により変更することができる。)の全ての債権者を対象債権者とする場合に限る。)。なお、本項(2)①口にかかわらず、将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みのある債務者が同様の内容とすることは妨げられない。

② 債務者が事業から生ずる将来の収益による弁済により事業の再建・継続を図ろうとする個人事業主である場合

イ 弁済計画案は、本項(2)①イに定める各事項に加え、債務者の自助努力が十分に反映され、かつ以下の内容を記載した事業計画を含めることを原則とする。

a 事業見通し(売上・原価・経費)

b 収支計画

c 東日本大震災発生以前においても、既に事業利益が赤字であったときは、赤字の原因とその解消の方策を記載するとともに、弁済計画成立日の属する年の翌年から概ね5年以内を目途に黒字に転換することを内容とする。ただし、これを超える合理的な期間とすることを妨げない。

ロ 破産手続による回収の見込みよりも多くの回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとって経済的な合理性が期待できることを内容とする。

(3) 対象債権者に対して債務の減免を要請する場合には、債務者が対象債権者に対して次の①及び②に定める事項を約することを内容とする。

① 弁済計画案作成日現在において、財産目録に記載の財産以外に、時価20万円以上の資産又は債権者一覧表にない負債を有していないことを誓約すること。

② 第9項(3)により成立した弁済計画に従った弁済期間中に、第3項に定める要件(ただし、同項(4)及び(5)を除く。)のいずれかを充足しないことが判明した場合又は①の誓約に反する事実が判明した場合は、債務者の責めに帰することができない事由が認められる場合を除き、債務免除及び期限の猶予の合意が錯誤により無効となり、債務免除の効果が遡及的に消滅することに予め同意すること。

(4) 弁済計画案における権利関係の調整は、債権者間で平等でなければならない。ただし、債権者の間に差を設けても衡平を害しない場合は、この限りでない。

(5) 債務者の対象債権者に対する債務を主たる債務とする保証債務がある場合、主たる債務者が通常想定される範囲を超えた災害の影響により主たる債務を弁済できないことを踏まえて、以下の事情等を考慮して、保証履行を求めることが相当と認められる場合を除き、保証人(ただし、個人に限る。以下同じ。)に対する保証履行は求めないこととする。

① 保証契約を締結するに至った経緯、主たる債務者と保証人の関係、保証による利益・利得を得たか否か等を考慮した保証人の責任の度合い

② 保証人の収入、資産、震災による影響の有無等を考慮した保証人の生活実態

なお、保証人に対して保証履行を求めることが相当と認められる場合には、当該保証人についても、主たる債務者とともに弁済計画案を作成し、合理的な範囲で弁済の負担を定めるものとする。

8. 弁済計画案の確認報告

(1) 債務者は、個人版私的整理ガイドライン運営委員会が作成した報告書(以下「報告書」という。)を、弁済計画案の提出と同日に全ての対象債権者に提出する。なお、個人版私的整理ガイドライン運営委員会が報告書を作成するにあたっては、個人版私的整理ガイドライン運営委員会に登録される弁護士、公認会計士、税理士(以下「弁護士等」という。)がその作成作業を行う(ただし、債務の減免を要請する内容を含む弁済計画案である場合には、作成者に弁護士を含めることとする。)。また、債務者は、弁済計画案及び報告書の提出を、個人版私的整理ガイドライン運営委員会を経由して行うことができる。

(2) 前項(2)①ハに定める弁済計画案とする場合を除き、本項(1)の報告書には、次の①から⑤に掲げる事項を含めることとする。ただし、⑤については、債務の減免を要請する内容を含む弁済計画案である場合に限る。

① 債務者について第3項に定める要件の該当性

② 弁済計画案の内容

弁済計画案の内容がこのガイドラインに適合していることを含む。

③ 弁済計画案の合理性

弁済額の合理性(前項(5)に定める保証債務がある場合には、保証履行を求めることの相当性及び保証人の負担の範囲の合理性を含む。)、対象債権者の範囲の相当性、免除割合の合理性を含む。

④ 弁済計画案の実行可能性

⑤ 破産手続との比較

(3) 前項(2)①ハに定める弁済計画案とする場合には、本項(1)の報告書には、次

の①から④に掲げる事項を含めることとする。

① 債務者について第3項に定める要件の該当性

② 弁済計画案の内容

弁済計画案の内容がこのガイドラインに適合していることを含む。

③ 弁済計画案の合理性

弁済額の合理性(前項(5)に定める保証債務がある場合には、保証履行を求めることの相当性及び保証人の負担の範囲の合理性を含む。)、対象債権者の範囲の相当性、免除割合の合理性を含む。

④ 弁済計画案の実行可能性

9. 弁済計画の成立

- (1) 債務者は、弁済計画案及び報告書の提出後、全ての対象債権者に対して、弁済計画案及び報告書の説明、質疑応答並びに意見交換(以下「弁済計画案の説明等」という。)を同日中に行う。なお、弁済計画案の説明等は、書面の交付により行うことができ(ただし、対象債権者の同意がある場合に限る。)、債権者説明会を開催して行うことも妨げない。また、債務者は、必要に応じて、報告書を作成した弁護士等(ただし、債務の減免を要請する内容を含む弁済計画案である場合には、弁護士を含めることとする。)に弁済計画案の説明等の支援を求めることができる。
- (2) 対象債権者は、本項(1)に基づき弁済計画案の説明等がなされた日から1か月以内に弁済計画案に対する同意・不同意の意見を表明するものとする。ただし、必要があるときは、債務者及び全ての対象債権者の合意により、この期間を変更することができる。
- (3) 対象債権者の全てが、弁済計画案について同意し、その旨を書面により確認した時点で弁済計画は成立し、債務者は弁済計画を実行する義務を負担し、対象債権者の権利は、成立した弁済計画の定めに従って変更され、対象債権者は、猶予・減免など弁済計画の定めに従った処理をする。
- (4) 弁済計画案に対して、本項(2)に定める期限までに対象債権者の全ての同意が得られず、かつ弁済計画案の変更など適宜の措置を協議しても合理的な期間内に同意が得られないときは、このガイドラインによる債務整理は不成立により終了する。

10. その他

- (1) 債務者が弁済計画を履行できないときは、債務者及び全ての対象債権者は、弁済計画の変更(第7項(2)①ハに定める内容への変更を含む。)等について協

議を行い、適切な措置を講じるものとする。

- (2) このガイドラインによる債務整理を行った債務者について、対象債権者は、当該債務者が債務整理を行った事実その他の債務整理に関連する情報(代位弁済に関する情報を含む。)を、信用情報登録機関に報告、登録しないこととする。
- (3) このガイドラインによる債務整理を円滑に実施するため、利用者に対する周知や第三者機関の整備等の所要の態勢整備に早急に取り組むこととし、このガイドラインは、平成 23 年 8 月 22 日から適用を開始することとする。なお、金融機関等の債権者及び第三者機関は、同日に先立ち、各々の準備が整い次第、債務者からの相談に応じることとする。

(以上)

平成 23 年 10 月 26 日

各 位

一般社団法人 個人版私的整理ガイドライン運営委員会

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用の見直しについて

一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会（理事長：高木新二郎）では、本年 8 月の「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」）の適用開始以降、相談・申出の受付や登録専門家の紹介などを行い、個人債務者の生活や事業の再建を支援してきたところです。

本日、当委員会では運営協議会を開催し、現在住居費負担のない仮設住宅等に入居している個人債務者の復興を支援すべくガイドラインの運用を見直しましたので、ご案内申し上げます。

記

○ 運用の見直し

仮設住宅に入居、あるいは家賃補助を受給しているなど、現段階で住居費負担が発生していない場合であっても、近い将来に住居費負担が発生することを考慮してガイドラインの要件に合致するか否かを判断することといたしました。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

個人版私的整理ガイドライン運営委員会 山本、藤田、谷川 03-3212-0531

平成 24 年 1 月 25 日

各 位

一般社団法人 個人版私的整理ガイドライン運営委員会

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用の見直しについて

一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会（理事長：高木新二郎）では、昨年 8 月の「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」）の適用開始以降、相談・申出の受付や登録専門家の紹介などを行い、個人債務者の生活や事業の再建を支援してきたところです。

当委員会では 1 月 23 日に運営協議会を開催し、仙台地裁における自由財産拡張の認定例の公表を踏まえ、下記の通りガイドラインの運用を見直しましたのでご案内申し上げます。

今後とも東日本大震災により被災された方々の生活再建、ならびに被災地の活性化に貢献できるようガイドラインの運営に努めて参る所存です。

記

- 自由財産たる現預金の範囲を、法定の 99 万円を含めて合計 500 万円を目安として拡張します。なお、拡張する自由財産の運用にあたっては、例外的な事情がない限り 500 万円を上限とし、また被災状況、生活状況などの個別事情によっては減額もあり得ます。
- 現預金以外の法定の自由財産（および義捐金等特別法による現預金等の自由財産）は、法律の定めに従い、本件とは別の自由財産として取扱います。
- 地震保険中に家財（差押禁止財産）部分がある場合には、状況によって柔軟に対応します。
- 既に返済したローンの弁済金は、今回の拡張により自由財産になるとしても返還できません。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

個人版私的整理ガイドライン運営委員会 山本、藤田、谷川 03-3212-0531

平成 24 年 12 月 19 日

各 位

一般社団法人
個人版私的整理ガイドライン運営委員会

**「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用における決定事項
～震災後に購入した不動産の取扱いについて～**

一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会(理事長:高木新二郎)では、昨年8月の「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」)の適用開始以降、相談・申出の受付や登録専門家の紹介などを行い、個人債務者の生活や事業の再建を支援してきたところです。

当委員会では12月18日に運営協議会を開催し、下記の通りガイドラインの運用について決定しましたのでご案内申し上げます。

今後とも東日本大震災により被災された方々の生活再建、ならびに被災地の活性化に貢献できるようガイドラインの運営に努めて参る所存です。

記

申出人(被災者)が、震災後に、ガイドラインの運用上の自由財産の範囲内として取扱われる財産により不動産を買った場合に、取得した不動産を、ガイドライン運用上の自由財産として取扱う。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

個人版私的整理ガイドライン運営委員会 山本、津崎、谷川 03-3212-0531



平成23年3月11日

内閣府特命担当大臣(金融) 自見 庄三郎
日本銀行総裁 白川 方明

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する 金融上の措置について

今回の平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震により被害を受けられた被災者の皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

さて、今回の地震による被害者の皆様に対し、状況に応じ以下の金融上の措置を適切に講ずるよう各金融機関等に要請しましたのでお知らせします。

1. 金融機関(銀行、信用金庫、信用組合等)への要請

- (1) 預金証書、通帳を紛失した場合でも預金者であることを確認して払戻しに応ずること。
- (2) 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。
- (3) 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。
また、これを担保とする貸付にも応ずること。
- (4) 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとすること。
- (5) 災害時における手形の不渡処分について配慮すること。
- (6) 汚れた紙幣の引換えに応ずること。
- (7) 国債を紛失した場合の相談に応ずること。
- (8) 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。

- (9) 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。

また、窓口における営業が出来ない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。

- (10) (1)～(9)にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示を行うこと。
- (11) 営業停止等の措置を講じた営業店舗名等、及び継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

2. 証券会社への要請

- (1) 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置を講ずること。
- (2) 有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力をすること。
- (3) 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置を講ずること。
- (4) 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。
- (5) その他、顧客への対応について十分配慮すること。

3. 生命保険会社、損害保険会社及び少額短期保険業者への要請

- (1) 保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限りの便宜措置を講ずること。
- (2) 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮すること。
- (3) 生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。
- (4) 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

4. 火災共済協同組合への要請

- (1) 共済契約証書、届出印鑑等を喪失した共済契約者等については、可能な限りの便宜措置を講ずること。
- (2) 共済金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮すること。
- (3) 共済掛金の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。
- (4) 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(本件に関する照会先)

金融庁監督局総務課
電話 03-3506-6000(内線3380、2688)
日本銀行本店
電話 03-3277-2369

以上

平成28年熊本地震に係る金融庁関連の対応

平成28年熊本震災を受けて、金融庁・財務局においては以下のような施策を講じております。

	対応	内容	
1	金融機関に対する金融上の措置の要請	熊本県内の関係金融機関等に対し、九州財務局長及び日本銀行熊本支店長の連名により要請文を発出。	4月15日
2	金融機関の被害状況の把握	財務局を通じ、金融機関の店舗・ATMの営業状況を把握する体制を構築。	4月15日
3	外国当局・在外公館への情報提供	金融機関に対する金融上の措置要請等、外国当局・在外公館に対し、金融庁関連の状況について情報発信。	4月16日
4	金融庁及び金融機関の取組みの对外情報発信	金融庁ウェブページに特設サイトを設け、被災者の生活支援等に資する情報を随時更新。	4月17日
		トップページに専用バナーを設置。更新情報があるごとに金融庁Twitterでも情報発信。	4月18日
5	金融庁内の対応体制の強化	金融庁長官をヘッドとする庁内横断の対応チームを設置。	4月18日
6	自然災害対応私的整理ガイドラインに関する周知広報等	全銀協を通じて、被災地の金融機関に対し、広報チラシの配布や窓口備置等による周知広報を改めて依頼。	4月18日
		金融機関に対し改めて、住宅ローン借入者等からの相談を受けた場合、ガイドラインの内容や手続等について丁寧な説明を行うことを要請。	4月22日

対応		内容	
7	金融機関からの情報収集	金融機関のニーズを把握するための情報収集体制を整備。	4月19日
8	被災者からの相談に対する対応	被災者からの相談を受け付ける「平成28年熊本地震金融庁相談ダイヤル」(フリーダイヤル)を設置。	4月20日
9	被災企業の開示書類の提出期限延長	提出期限までに有価証券報告書等を提出することができない場合には、各財務(支)局において、個別企業ごとに提出期限の延長を承認することで対応。この旨を、金融庁ウェブサイトにおいて20日(水)に公表、各財務(支)局から全有価証券報告書提出会社に対し個別に周知。	4月20日
		「平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が4月28日に閣議決定され、5月2日に公布・施行された。これにより、提出期限までに有価証券報告書等を提出できなかった場合でも、7月29日までに提出すれば行政上及び刑事上の責任を問われないこととなる(この場合、各財務(支)局長の延長承認は不要)。また、7月29日までに提出できない場合には、各財務(支)局長による個別企業ごとの延長承認で対応。これらについて、金融庁ウェブサイトにおいて公表し、各財務(支)局から全有価証券報告書提出会社に対し個別に周知。	4月28日
10	義援金募集詐欺への対応	義援金の募集を装った詐欺行為に対する注意喚起を実施。	4月20日

	対応	内容	
11	被災者生活支援チームへの派遣	4月20日から5月6日までの間、当庁職員2名を嘉島町、八代市に派遣。	4月19日 ・20日
12	災害義援金等の犯収法上の本人確認の柔軟な取扱い(犯収法施行規則改正)	義援金の現金振込みについて、本来10万円超で必要となる本人確認を200万円以下は不要とする。また、被災者が口座開設をする場合、本人確認書類がなくとも本人の申告のみで可能とする。	4月22日
13	貸金業法上の提出書類など借入手続等の弾力化(貸金業法施行規則改正)	総量規制の例外となる緊急貸付の借入期間の延長(3ヶ月→6ヶ月)、個人事業主が総量規制の例外として借りる場合の事業計画書等の提出不要化、配偶者の年収に基づき借りる際に必要な住民票等の提出期間の延長(契約日→6ヶ月)、リボルビング貸付が一定額に達した際の年収証明書等の提出期間の延長(2ヶ月→6ヶ月)を可能とする。	4月22日
14	公認会計士試験実施に当たっての被災受験者への配慮	以下の内容について、審査会ウェブサイトで公表。 ①全国11の試験地(熊本を含む)で当初予定どおり5月29日(日)に実施 ②受験地の変更や受験票紛失者への再交付について個別に対応	4月22日
15	被災地金融機関等に係る報告提出期限等の柔軟な取扱い	金融機関等に提出義務のある諸報告・届出の提出期限等に係る特例措置について、「平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」の公布・施行(5/2)を踏まえ、当該措置の内容を金融庁・九州財務局のウェブサイトにおいて公表するとともに、関係金融機関等に直接連絡し周知。	5月10日

平成28年熊本地震に係る金融機関等の対応

平成28年熊本震災を受けて、金融機関等では以下のような対応をとっております。

	対応	内容	
1	預金の払戻し時の柔軟な取扱い等	各金融機関が、通帳等紛失時の預金払戻しに係る本人確認の便宜扱いや定期預金等の期限前払戻し等に応じるための態勢を整備。	4月15日
2	生命保険の保険料の払込みや保険金の支払いの柔軟化等	生命保険各社が、地震による免責条項の不適用、保険料の払込猶予（最長6ヶ月）、必要書類の一部省略による保険金等の簡易迅速な支払いなどを決定。	4月15日
3	損害保険の保険料の払込みや保険金の支払いの柔軟化等	損害保険各社が、保険料の払込みの猶予（最長6ヶ月）、継続契約の締結手続の猶予（最長6ヶ月）を決定。	4月15日
		損害保険各社が、地震保険に係る調査員の現地派遣等により、保険金等の迅速な支払いなどに向けた体制を強化。	4月15日
		国交省が、車検手続の猶予（最長1ヶ月）を決定したことに合わせて、自賠責保険の継続契約の締結手続を猶予（最長1ヶ月）。熊本県の一部地域については、猶予期間を最長3ヶ月とすることを決定（6月10日）。また、自賠責保険に係る保険料の払込も猶予（6ヶ月）。	4月18日
4	有価証券の売却・解約代金に係る柔軟な取扱い	証券各社が、有価証券の売却・解約代金について受渡日以前の払出しにも柔軟に対応。	4月15日
5	金融機関による休日対応	各金融機関では、休日にも相談窓口を設置するなどし、被災者の相談等に対応（3金融機関9か所で開設。また、金融庁ウェブサイトにおいても相談窓口の設置状況等を公表。）	4月16日から

	対応	内容	
6	義援金口座への振込みに係る手数料の無料化	全銀協、地銀協、第二地銀協、全信協、全信中協が、特定の義援金口座への振込みに係るそれぞれの団体の会員各金融機関の間での手数料の無料化を決定。	4月18日
7	手形の不渡処分の猶予	全銀協が各県銀行協会に対し、手形の不渡処分の猶予措置について通知。	4月18日
8	被災上場企業の決算発表の延期容認等	東京証券取引所は上場会社に対し決算発表を45日以内に行うことを要請しているが、被災上場企業についてはこの期限にとらわれる必要がない旨等を全上場会社に通知。	4月19日
9	貸金業者に対する被災者への適時、適切な対応の要請	日本貸金業協会が、貸金業者に対し、被災者からの相談対応等について、きめ細かい丁寧な対応を行うよう要請。	4月19日
10	被災者の信用情報について特別措置を実施	(株)日本信用情報機構及び(株)シー・アイ・シーが以下の特別措置を実施 ①被災者が自己の信用情報の開示等を求める際の手数料を無料化 ②被災地域の居住者である旨を信用情報に追記し、貸金業者等に被災者への配慮を促す ③自然災害債務整理ガイドラインに基づき債務整理が行われた個人債務者の信用情報については、同ガイドラインに基づいて対応すること等を会員に周知	4月19日 ・20日
		全国銀行個人信用情報センターが以下の特別措置を実施。 ①個人信用情報の取扱いについて ・今般の災害を起因とした貸出金の返済猶予等については、当センターへの登録内容と齟齬が生じないように十分留意すること ・自然災害債務整理ガイドラインにもとづき債務整理が行われた個人債務者の個人信用情報については、同ガイドラインにもとづいて対応すること など ②被災者の本人開示手数料を無料化 など	4月21日

	対応	内容	
11	生命保険の契約者貸付利率の減免	一部の生命保険会社が、災害救助法の適用地域に居住する保険契約の契約者貸付（※）利率を減免。 ※ 契約者貸付：保険会社が保険契約者に対し、保険契約の解約返戻金の範囲内で貸付を実施する仕組み	4月20日以降順次開始
12	地震保険金支払いの迅速化に向けた対応	損害保険各社が、地震保険金の迅速な支払いに向け、被災者からの保険金請求手続き、損害査定手続きを簡素化する対応（※）を実施。 ※保険金請求書類の一部省略、半損までの自己申告による損害認定（木造建物及び家財）	4月22日以降順次開始
13	銀行界としての被災者対応の徹底	全銀協が、申し合わせ事項を取り決め、公表。 ・「金融上の措置の要請」を踏まえた対応の徹底 ・義援金口座宛て振込手数料の無料扱い ・災害救助法の適用市町村以外の被災者についても自然災害対応債務整理ガイドラインの対象となり得る旨を周知 など	4月22日
14	地震保険金の支払件数等の公表	損害保険協会が、損害保険各社の地震保険金支払件数等について、取りまとめのうえ公表。	4月25日
15	生命保険会社による入院給付金等の特別取扱いや融資先からの相談対応	一部の生命保険会社が、被災地の事情等により直ちに入院できなかった被災者の入院給付金について、ケガをした日から入院を開始したものとする特別取扱いを実施。また、被災地の融資先（法人・個人）からの返済条件変更等の相談対応を実施。	4月25日以降順次開始
16	損害保険各社の追加対応	損害保険会社が、解約返戻金の算出方法の取扱いに係る特別措置や、契約者貸付における利率の減免等を実施。	4月26日
17	保険会社における罹災証明書の取扱いの周知	損害保険協会・生命保険協会が、保険金等の請求に当たって罹災証明書は原則として不要である旨を周知。	4月27日

	対応	内容	
18	預金取扱金融機関における罹災証明書の取扱い	各預金取扱金融機関が、ホームページや商品概要書等において、罹災証明書の提出について、顧客の状況に応じた柔軟な取扱いを行う旨を周知。	4月27日以降順次開始
19	自然災害対応債務整理ガイドラインの運営体制の整備等	全銀協が、債務整理の申出に係る必要書類である罹災証明書について、手続着手申出後、後日の提出でも差し支えない旨ウェブサイトでも周知。	4月28日
20	REVICによる被災事業者支援	① 地域金融機関等と連携し、被災事業者の事業再建をはじめ、被災地の復旧・復興を支援する一環として、熊本事務所を開設。 ② 仮事務所から本事務所に移転。	①5月10日 ②6月30日
		被災地の地域金融機関等と復旧・復興を支援する「九州広域復旧・復興支援ファンド(仮称)」の設立に向け検討を開始。	6月3日
		① 熊本銀行に対する専門家派遣を決定。 ② 肥後銀行、熊本・熊本中央・熊本第一信金に対する専門家派遣を決定。	①6月13日 ②6月28日
21	被災企業を対象とした上場廃止・上場審査に関する柔軟な対応	東京証券取引所が、今回の震災により経営に打撃を受けた会社の上場廃止等について、特別損失の計上により債務超過となった場合の上場廃止までの猶予期間を1年間から2年間に延長する等の上場規則の改正を実施。	5月31日

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

平成27年12月

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会名簿(平成27年12月)

<委員>

(敬称略、五十音順)

石毛 和夫	ほくと総合法律事務所 パートナー 弁護士
伊藤 真	日本大学大学院法務研究科 客員教授
井上 浩一	日本公認会計士協会 常務理事
今井 英夫	城北信用金庫 審査部長
上西 左大信	日本税理士会連合会 常務理事・調査研究部長
大内 力	茨城県信用組合融資管理部 理事部長
奥 芝 努	北洋銀行経営企画部 副部長
加藤 正敏	日本商工会議所 中小企業振興部長
金丸 哲也	農林中央金庫 総合企画部長
小足 一寿	信託協会 業務委員長・三井住友信託銀行 執行役員業務部長
古賀 秀敏	住宅金融支援機構 債権管理部長
小林 信明	長島・大野・常松法律事務所 パートナー 弁護士
園尾 隆司	西村あさひ法律事務所 オブカウンセル 弁護士
高梨 晴雄	日本政策金融公庫 国民生活事業本部 管理企画部長
高三 和之	クレディセゾン クレジット事業部長兼債権管理部長
竹下 慶之	日本信用情報機構 経営企画部長
田中 成幸	千葉銀行 業務集中部長
谷 英 樹	日本弁護士連合会 事務次長
田村 義弘	商工組合中央金庫 審査第三部部長
楠澤 省一	日本不動産鑑定士協会連合会 常務理事・調査研究委員長
座 長: 富永 浩明	富永浩明法律事務所 弁護士
平子 勝介	全国銀行協会 委員会室長・みずほフィナンシャルグループ 全銀協会長行室長
本多 英一	全国商工会連合会 企業支援部長
前島 浩	全国農業信用基金協会協議会 常務理事
前田 晃宏	全国信用保証協会連合会 事務局長
増田 豊	全国銀行個人信用情報センター 所長
松尾 幸太郎	みなと協和法律事務所 弁護士
松 信 元	シー・アイ・シー 執行役員経営企画部長
三上 幸孝	日本自動車リース協会連合会 副事務局長
村山 由香里	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー 弁護士
八木 直人	日本貸金業協会 会員業務部長
山田 周一	リース事業協会法制委員会 委員長
米田 豊	山田債権回収管理総合事務所 取締役営業副本部長
渡部 勝	全国労働金庫協会 経営企画部長

<オブザーバー>

石坂 弘秋	厚生労働省労働基準局勤労者生活課 労働金庫業務室長
伊野 彰洋	金融庁監督局 総務課長
今井 祐子	最高裁判所事務総局 民事局付
大津 俊哉	財務省大臣官房 政策金融課長
菊川 人吾	経済産業省中小企業庁事業環境部 金融課長
齋藤 克仁	日本銀行金融機構局 総務課長
千葉 信義	国土交通省住宅局総務課 民間事業支援調整室長
筒井 健夫	法務省民事局 民事法制管理官
山口 靖	農林水産省経営局 金融調整課長

<事務局>

小 岱 朗	みずほ銀行ローン業務開発部業務管理室 室長
事務局長: 辻 松 雄	全国銀行協会 事務局長兼企画部長

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

はじめに

我が国に未曾有の被害をもたらした東日本大震災以降も、地震や暴風、豪雨等による様々な自然災害が発生している。将来的にも、このような自然災害の影響によって、住宅ローン等を借りている個人や事業性ローン等を借りている個人事業主が、これらの既往債務の負担を抱えたままでは、再スタートに向けて困難に直面する等の問題が起きることが考えられる。

かかる債務者への適切な対応は、自然災害からの着実な復興のために極めて重要な課題であり、東日本大震災に関して策定された「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」に係る対応を通じて得られた経験等も踏まえ、新たな債務整理の枠組みが望まれている。

このような状況の中、金融機関等が、個人である債務者に対して、破産手続等の法的倒産手続によらず、特定調停手続を活用した債務整理により債務免除を行うことによって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援するため、債務整理を行う場合の指針となるガイドラインを取りまとめることを目標として、本年9月「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会」が発足した。

この「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」は、本研究会における金融機関等団体の関係者等や、学識経験者らの議論を踏まえ、自然災害により被災した個人債務者の債務整理に関する金融機関等関係団体の自主的自律的な準則として、策定・公表するものである。

1. 目的

本ガイドラインは、本研究会の設置(本年9月2日)後に災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けた自然災害(以下、特段の断りがない限り、「災害」という。)の影響を受けたことによって、住宅ローン、住宅のリフォームローンや事業性ローン等の既往債務を弁済できなくなった個人の債務者であって、破産手続等の法的倒産手続の要件に該当することになった債務者について、このような法的倒産手続によらずに、債権者(主として金融債務に係る債権者)と債務者の合意に基づき、債務の全部又は一部を減免すること等を内容とする債務整理を公正かつ迅速に行うための準則を定めることにより、債務者の債務整理を円滑に進め、もって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援し、ひいては被災地の復興・再活性化に資することを目的とする。

2. 債務整理の準則

- (1) 本ガイドラインは、前項の債務整理を公正かつ迅速に行うための準則であり、金融機関等団体、日本弁護士連合会、商工団体等の関係者等が中立公平な学識経験者などとともに協議を重ねて策定したものであって、法的拘束力はないものの、金融機関等である対象債権者、債務者並びにその他の利害関係人によって、自発的に尊重され遵守されることが期待されている。
- (2) 「対象債権者」(特定調停手続により本ガイドラインに基づく債務整理が成立したとすれば、それにより権利を変更されることが予定されている債権者として第3項(2)に定める者をいう。以下同じ。)は、この準則による債務整理に誠実に協力する。
- (3) 対象債権者と債務者は、債務整理の過程において、共有した情報について相互に守秘義務を負う。
- (4) 本ガイドラインに基づく債務整理は、公正衡平を旨とし、透明性を尊重する。

3. 対象となり得る債務者及び債権者

- (1) 次のすべての要件を備える個人である債務者は、本ガイドラインに基づく債務整理を申し出ることができる。
 - ① 住居、勤務先等の生活基盤や事業所、事業設備、取引先等の事業基盤などが災害の影響を受けたことによって、住宅ローン、住宅のリフォームローンや事業性ローンその他の既往債務を弁済することができないこと又は近い将来において既往債務を弁済することができないことが確実と見込まれること。
 - ② 弁済について誠実であり、その財産状況(負債の状況を含む。)を対象債権者に対して適正に開示していること。
 - ③ 災害が発生する以前に、対象債権者に対して負っている債務について、期限の利益喪失事由に該当する行為がなかったこと。ただし、当該対象債権者の同意がある場合はこの限りでない。
 - ④ 本ガイドラインに基づく債務整理を行った場合に、破産手続や民事再生手続と同等額以上の回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとっても経済的な合理性が期待できること。
 - ⑤ 債務者が事業の再建・継続を図ろうとする事業者の場合は、その事業に事業価値があり、対象債権者の支援により再建の可能性があること。
 - ⑥ 反社会的勢力ではなく、そのおそれもないこと。
 - ⑦ 破産法(平成16年法律第75号)第252条第1項(第10号を除く。)に規定する免責不許可事由がないこと。
- (2) 対象債権者の範囲は、金融機関等(銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農

業協同組合、漁業協同組合、政府系金融機関、貸金業者、リース会社、クレジット会社及び債権回収会社並びに信用保証協会、農業信用基金協会等及びその他の保証会社(以下「保証会社等」という。))とする。ただし、本ガイドラインに基づく債務整理を行う上で必要なときは、その他の債権者を含むこととする。

- (3) 対象債権者は、対象債務者に対して保証付き貸付を行っている場合、代位弁済受領前においては、保証会社等に対する適宜の情報提供その他本ガイドラインに基づく債務整理の円滑な実施のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4. 登録支援専門家の登録

- (1) 本ガイドラインに基づく債務整理を的確かつ円滑に実施するために、次に掲げる各団体は、債務者及び債権者のいずれにも利害関係を有しない中立かつ公正な立場で本ガイドラインに基づく手続を支援する者として、弁護士、公認会計士、税理士及び不動産鑑定士の専門家(以下「専門家」という。)の登録を行うこととする。

- ① 日本弁護士連合会及び弁護士法(昭和24年法律第205号)第31条に規定する弁護士会
- ② 日本公認会計士協会及び各地域会
- ③ 日本税理士会連合会及び各税理士会
- ④ 公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会及び各不動産鑑定士協会

- (2) 本項(1)の登録を受けた専門家(以下「登録支援専門家」という。)は、以下の業務を行う。ただし、第8項(1)の調停条項案(調停条項案と関連して作成される資料も含む。以下同じ。)が債務の減免を要請する内容を含む場合における以下の④から⑥までの業務は、弁護士法第8条の登録を有する登録支援専門家である場合に限り行うことができるものとする。

- ① 第6項(1)の債務整理の申出の支援
- ② 第6項(2)の債務整理の申出に必要な書類の作成及び提出の支援
- ③ 第8項(1)の調停条項案の作成の支援
- ④ 第8項(1)の調停条項案の作成に係る利害関係者間の総合調整の支援
- ⑤ 第8項(1)の調停条項案の対象債権者への提出及び同項(7)の調停条項案の対象債権者への説明等の支援
- ⑥ 第9項(1)の申立てに係る必要書類の作成及び特定調停の申立て後当該特定調停手続の終了までの手続実施の支援

- (3) 本項(1)に規定する各団体は、登録支援専門家に係る登録申請を受理した場合、業務の経験年数その他の基準に照らしてこれを審査した上で登録を行うこと

とし、登録を行った者について以下に掲げる事項を記載した支援専門家登録簿を作成し、公衆の縦覧に供するものとする。

① 氏名(法人所属であっても個人名により登録する。)

② 事務所又は営業所の名称及び所在地並びに連絡先

- (4) 本項(1)に規定する各団体は、本項(3)に規定する支援専門家登録簿を作成したときは、それぞれ、日本弁護士連合会、日本公認会計士協会、日本税理士会連合会又は公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会を通じて、一般社団法人全国銀行協会(以下「全銀協」という。)に送付する。また、支援専門家登録簿の内容に変更があったときも同様とする。

5. 登録支援専門家の委嘱

- (1) 第6項(1)に基づく債務整理の申出を行おうとする債務者(以下「対象債務者」という。)は、対象債権者のうち、当該対象債務者に対して有する債権(本ガイドラインに基づく債務整理の対象にしようとするものに限る。)の元金総額が最大の者(以下「主たる債権者」という。)に対して、本ガイドラインに基づく手続に着手することを申し出ることとし、当該主たる債権者は、当該手続着手の申出を受け付けてから10営業日以内に、本ガイドラインに基づく手続に着手することへの同意又は不同意の意思表示を書面により行うこととする。この場合、主たる債権者は、当該対象債務者が第3項(1)に規定する要件のいずれかに該当しないことが明白である場合を除いて、当該申出への不同意を表明してはならず、不同意を表明する場合にはその理由を当該書面に明記しなければならない。
- (2) 本項(1)の同意書面を受領した対象債務者は、前項(1)に規定する各団体を通じて、全銀協に対し、当該書面を添付して、登録支援専門家を委嘱することを依頼する。当該各団体は、登録支援専門家の中から、対象債務者及び対象債権者のいずれにも利害関係を有しない適当な者を全銀協に推薦し、全銀協は、当該推薦を踏まえて速やかに登録支援専門家の委嘱を行う。
- (3) 本項(2)により委嘱を受けた登録支援専門家は、委嘱を受けた日から3営業日以内に、委嘱の事実を証する書面を添付して、委嘱を受けた旨を対象債務者に通知する。
- (4) 対象債務者及び対象債権者は、登録支援専門家による前項(2)に規定する業務の遂行について、正当な理由なく業務が遅滞する場合その他業務遂行に当たり不適切な事由が認められる場合に限り、前項(1)に規定する各団体を通じて、全銀協に対し、当該登録支援専門家以外の登録支援専門家の再委嘱を求めることができる。この場合の手続は、本項(2)及び(3)に準ずるものとする。
- (5) 対象債務者又は対象債権者は、本項(2)により委嘱された登録支援専門家(本

項(4)により再委嘱された登録支援専門家を含む。以下同じ。)と協議の上、前項(1)に規定する各団体を通じて、全銀協に対し、当該登録支援専門家に加えて、異なる専門家を登録支援専門家として委嘱するよう求めることができる。この場合の手続は、本項(2)及び(3)に準ずるものとする。

6. 債務整理の開始等

- (1) 第5項(1)の同意書面を受領した対象債務者は、全ての対象債権者に対して、本ガイドラインに基づく債務整理を書面により同一の日に申し出る。なお、当該書面には、第5項(3)により取得した登録支援専門家の委嘱の事実を証する書面を添付することとする。
- (2) 対象債務者は、本項(1)の本ガイドラインに基づく債務整理の申出と同時に又は申出後直ちに、全ての対象債権者に対して、財産目録、債権者一覧表その他申出に必要な書類(以下「必要書類」という。)を提出する。なお、対象債務者は、本項(1)の申出及び必要書類の提出を、登録支援専門家を經由して行うことができ、この場合、登録支援専門家は、第5項(3)の通知後、速やかに当該申出及び必要書類の提出を行うこととする。
- (3) 本項(1)の申出があった時点から、第7項に定める一時停止の期間が開始するものとする。
- (4) 本項(1)の申出を受けた対象債権者は、次のいずれかに該当する場合に限り、事前に登録支援専門家と協議の上、本ガイドラインに基づく債務整理に異議を述べることができる。当該異議は、対象債務者、登録支援専門家及び当該対象債権者以外の全ての対象債権者に対して、異議の理由を明記した書面を同時に発送して行うものとする。なお、対象債権者が異議を述べなかった場合でも、当該対象債権者は、調停条項案に同意することを義務付けられるものではない。
 - ① 対象債務者が第3項(1)の要件を満たさないことが明らかであると認められる場合
 - ② 対象債務者が第7項(1)①又は②に違反したことが判明した場合
 - ③ 必要書類に明らかな不備があるにもかかわらず相当な期間内に補正されない場合(ただし、申出の翌日から起算して45日を経過した場合にはこの限りでない。)
- (5) 本ガイドラインに基づく債務整理は、次に掲げる日のいずれか最も早い日に終了するものとする。
 - ① 本項(1)の申出があった日から6か月を経過した日(対象債務者が、全ての対象債権者の同意を得て別途の日を定めた場合には、当該同意により定められた日(この場合、対象債務者は全ての対象債権者及び登録支援専門家に対し

- て変更後の債務整理の終了日を書面により通知する。)。また、第9項(1)に規定する特定調停の申立てが行われた後は、当該特定調停手続が終了した日)
- ② 対象債務者が本ガイドラインに基づく債務整理を取り下げる旨の書面を全ての対象債権者に発送した日
 - ③ 対象債権者による、本項(4)に規定する異議を述べた書面が対象債務者、登録支援専門家及び他の全ての対象債権者に到達した日
 - ④ 対象債務者が第8項(9)に規定する債務整理の不成立についての書面を全ての対象債権者に発送した日

7. 一時停止

- (1) 一時停止の期間中においては、全ての対象債権者と対象債務者は、次の行為などを差し控えることとする。なお、前項(1)の申出により一時停止が開始したことをもって、銀行取引約定書等において定める期限の利益喪失事由として扱わないものとする。
 - ① 対象債務者は、通常的生活又は事業過程によるもののほか、全ての対象債権者が同意した場合を除き、その資産を処分してはならず、新債務を負担してはならない。ただし、対象債権者は、合理的な理由なく不同意とすることはできないものとする。
 - ② 対象債務者は、一部の対象債権者に対する弁済(代物弁済を含む。以下同じ。)や相殺など債務消滅に関する行為の他、物的人的担保の供与などを行ってはならない。
 - ③ 対象債権者は、一時停止が開始した日における「与信残高」を維持し、他の対象債権者との関係における対象債務者に対する相対的地位を改善してはならず、弁済を受け、相殺権を行使するなどの債務消滅に関する行為をなし、追加の物的人的担保の供与を求め、担保権を実行し、強制執行や仮差押え・仮処分や法的倒産手続開始の申立てをしてはならない。ただし、保証会社等による保証付貸付けの場合、対象債権者が当該保証会社から代位弁済を受けることは妨げられないが、この場合、当該保証会社等は、本項の規定を遵守するものとする。
- (2) 一時停止の期間は、本ガイドラインに基づく債務整理が終了した日までとする。
- (3) 一時停止の期間中の追加融資は、全ての対象債権者の同意により定めた金額の範囲内で、その定めた方法により、必要に応じて行うものとし、追加融資による債権は対象債権者が有する債権に優先して随時弁済される。

8. 調停条項案の作成及び提出

(1) 対象債務者は、第6項(1)の申出から3か月以内(ただし、本項(2)②に定める調停条項案とする場合には4か月以内)に、調停条項案を作成の上、登録支援専門家を經由して、全ての対象債権者に提出する。ただし、対象債務者は、必要があるときは、全ての対象債権者に対して、調停条項案の提出期限の延長が必要である理由を明記して通知を行うことにより、調停条項案の提出期限を、3か月を超えない範囲内で延長することができる。

(2) 調停条項案は、以下の内容を含むものでなければならない。

① 対象債務者が非事業者(住宅ローン等の債務者)又は本項(2)②に該当しない個人事業主である場合

イ 調停条項案については、以下の事項を含む内容を記載することを原則とする。

- a 債務の弁済ができなくなった理由(災害による影響の内容を含む。)
- b 財産の状況(財産の評価は、対象債務者の自己申告による財産について、原則として、財産を処分するものとして行う。)
- c 債務弁済計画(原則5年以内)
- d 資産の換価・処分の方針
- e 対象債権者に対して債務の減免、期限の猶予その他の権利変更を要請する場合はその内容

ロ 将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みがある対象債務者が、対象債権者に対して、分割払いの方法による期限の猶予とともに債務の減免を要請する場合には、対象債権者に対する調停条項に基づく弁済の総額は、対象債務者の収入、資産等を考慮した生活実態等を踏まえた弁済能力により定めるものとし、また、破産手続による回収の見込みと同等以上の回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとって経済的な合理性が期待できる内容としなければならない。

ハ 本項(2)①ロに該当しない対象債務者が対象債権者に対して債務の減免を要請する場合には、当該対象債務者が第6項(1)による申出の時点において保有する全ての資産(破産法第34条第3項その他の法令により破産財団に属しないとされる財産(いわゆる「自由財産」)及び同条第4項に基づく自由財産の拡張に係る裁判所の実務運用に従い、通常、自由財産とされる財産を除く。)を処分・換価して(処分・換価の代わりに、「公正な価額」に相当する額を弁済する場合を含む。)、当該処分・換価により得られた金銭をもって、担保権者その他の優先権を有する債権者に対する優先弁済の後に、全ての対象債権者に対して、それぞれの債権の額の割合に応じて弁済を行

い、その余の債務について免除を受ける内容とするものとする(ただし、債権額 20 万円以上(ただし、この金額は、その変更後に対象債権者となる全ての債権者の合意により変更することができる。)の全ての債権者を対象債権者とする場合に限る。)。なお、本項(2)①ロにかかわらず、将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みのある対象債務者が同様の内容とすることは妨げられない。

② 対象債務者が事業から生ずる将来の収益による弁済により事業の再建・継続を図ろうとする個人事業主である場合

イ 調停条項案については、本項(2)①イに定める各事項に加え、対象債務者の自助努力が十分に反映され、かつ以下の内容を記載した事業計画を含めることを原則とする。

a 事業見通し(売上・原価・経費)

b 収支計画

c 災害発生以前においても、既に事業利益が赤字であったときは、赤字の原因とその解消の方策を記載するとともに、第9項(1)の申立てによる特定調停成立日の属する年の翌年から概ね5年以内を目途に黒字に転換することを内容とする。ただし、これを超える合理的な期間とすることを妨げない。

ロ 破産手続による回収の見込みと同等以上の回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとって経済的な合理性が期待できることを内容とする。

(3) 対象債権者に対して債務の減免を要請する場合には、対象債務者が対象債権者に対して次の①及び②に定める事項を約することを調停条項案の内容とする。

① 調停条項案作成日現在において、財産目録に記載の財産以外に、時価 20 万円以上の資産又は債権者一覧表にない負債を有していないことを誓約すること。

② 第9項(1)の申立てによる特定調停手続の中で確定した調停条項に従った弁済期間中に、第3項に定める要件(ただし、同項(1)④及び⑤を除く。)のいずれかを充足しないことが判明した場合又は本項(3)①の誓約に反する事実が判明した場合は、債務者の責めに帰することができない事由が認められる場合を除き、債務免除や期限の猶予の合意にかかわらず、債務額全額を直ちに支払うことに予め同意すること。

(4) 調停条項案における権利関係の調整は、債権者間で平等でなければならない。ただし、債権者の間に差を設けても衡平を害しない場合は、この限りでない。

(5) 対象債務者の対象債権者に対する債務を主たる債務とする保証債務がある場

合、主たる債務者が通常想定される範囲を超えた災害の影響により主たる債務を弁済できないことを踏まえて、以下の事情等を考慮して、保証履行を求めることが相当と認められる場合を除き、保証人(ただし、個人に限る。以下同じ。)に対する保証履行は求めないこととする。

- ① 保証契約を締結するに至った経緯、主たる債務者と保証人の関係、保証による利益・利得を得たか否か等を考慮した保証人の責任の度合い
- ② 保証人の収入、資産、災害による影響の有無等を考慮した保証人の生活実態

なお、保証人に対して保証履行を求めることが相当と認められる場合には、当該保証人についても、主たる債務者とともに調停条項案を作成し、合理的な範囲で弁済の負担を定めるものとする。

- (6) 対象債務者は、登録支援専門家の支援を受けて、本項(1)の調停条項案の提出前に、対象債権者等との事前協議を行い、対象債権者から調停条項案への理解を得るよう努めることとする。
- (7) 対象債務者は本項(1)の調停条項案の提出後、全ての対象債権者に対して、調停条項案の説明、質疑応答及び意見交換(以下「調停条項案の説明等」という。)を同日中に行う。なお、調停条項案の説明等は書面の交付により行うことができ(ただし、対象債権者の同意がある場合に限る。)、債権者説明会を開催して行うことも妨げない。また、対象債務者は、必要に応じて、登録支援専門家に調停条項案の説明等の支援を求めることができる。
- (8) 対象債権者は、本項(7)の調停条項案の説明等がなされた日から1か月以内に(ただし、必要があるときは、対象債務者及び全ての対象債権者の合意により、この期間を変更することができる。)、対象債務者及び登録支援専門家に対して、調停条項案にかかる同意あるいは同意の見込みの旨又は不同意の旨を書面により回答することとし、登録支援専門家はその結果をとりまとめ、速やかに全対象債権者に通知することとする。
- (9) 調停条項案に対して、本項(8)に定める期間内に対象債権者の全ての同意又は同意の見込みが得られず、かつ調停条項案の変更など適宜の措置を協議しても合理的な期間内に同意又は同意の見込みが得られないときは、本ガイドラインに基づく債務整理は不成立となる。この場合、対象債務者は、登録支援専門家を經由して、全ての対象債権者に対して債務整理の不成立について書面で通知する。

9. 特定調停の申立て

- (1) 本ガイドラインに基づく債務整理に当たっては、特定調停手続を利用することと

し、全ての対象債権者から第8項(8)の同意あるいは同意の見込みを得た対象債務者は、簡易裁判所に対し、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)第3条第1項に基づき特定債務等の調整に係る調停の申立てを行うこととする。

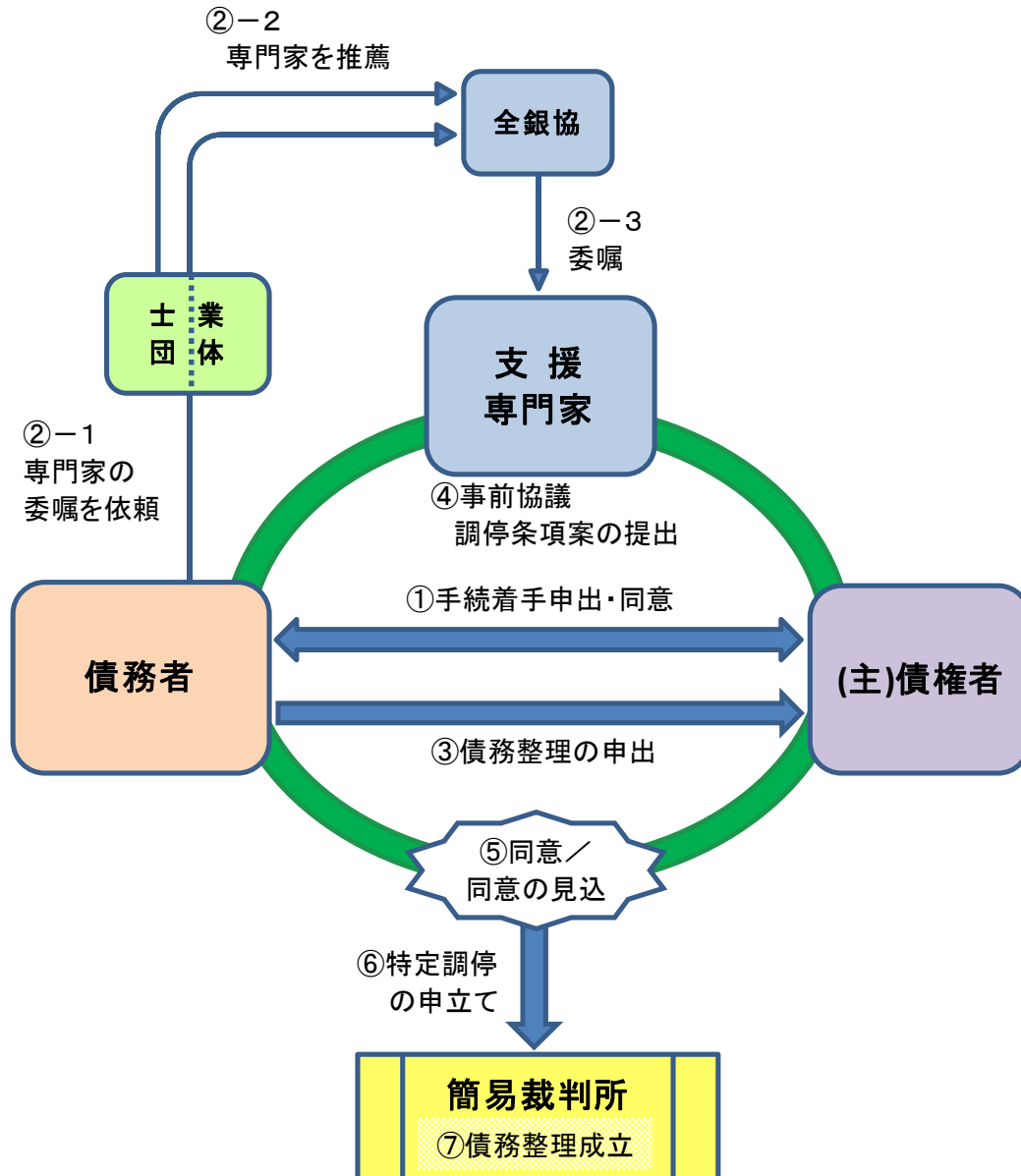
- (2) 本項(1)の申立てによる特定調停手続が終了した場合、対象債務者は、裁判所から調停成立調書その他特定調停手続が終了したことを証する書面を入手するとともに、登録支援専門家に対して、当該特定調停手続が終了したことを証する書面の写しを付して速やかにその結果を通知することとする。

10. その他

- (1) 対象債権者、対象債務者及び登録支援専門家は、調停条項案の作成に当たっては、対象債務者による初期延滞のみをもって期限の利益を喪失させるものとはしないなど、本ガイドラインの趣旨を尊重したものとすよう努めることとする。
- (2) 本ガイドラインに基づく債務整理を行った対象債務者について、対象債権者は、当該対象債務者が債務整理を行った事実その他の債務整理に関連する情報(代位弁済に関する情報を含む。)を、信用情報登録機関に報告、登録しないこととする。
- (3) 本ガイドラインに基づく債務整理を円滑に実施するため、金融機関等の債権者及び各関係団体等は、所要の態勢整備や制度の周知に取り組むこととし、本ガイドラインは、平成28年4月1日から適用を開始することとする。
- (4) 本ガイドラインの運用に関わる事項であって、本ガイドライン及び別途定めるQ&Aに定めのない事項については、別途、東日本大震災に関連して策定・公表された「個人債務者の私的整理に関するガイドライン(平成23年7月)」の運用を参考とする。
- (5) 本ガイドラインの改訂は、本研究会が本年12月に設置した「自然災害債務整理ガイドライン運用等検討小委員会」の発案を受けて、本研究会が行う(ただし、本研究会が委任した一定の事項については同小委員会において行うこともできる。)

(以上)

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」 の債務整理成立までの流れ

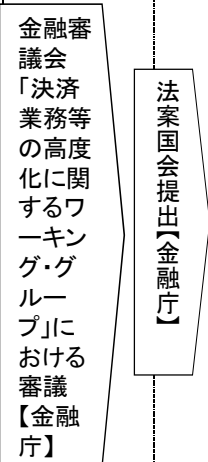
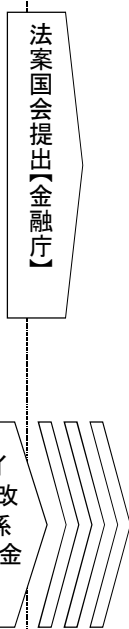
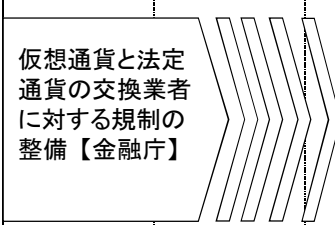


- ①債務者は、主たる債権者に債務整理の着手の申出を行い、着手への同意を取得。
- ②着手の同意を得た債務者は、各士業団体(弁護士会等)を通じて全銀協に対し、登録支援専門家※の委嘱を依頼。
※中立かつ公正な立場から手続支援を行う者
- ③債務者は、全対象債権者に対して、債務整理を書面により申出。
- ④債務者は、対象債権者と事前協議を行った上で、登録支援専門家を経由して、調停条項案を全対象債権者に提出し、調停条項案を説明。
- ⑤対象債権者は調停条項案への同意(同意の見込み)又は不同意を書面により回答。
- ⑥調停条項案に対する全対象債権者の同意(同意の見込み)を得た債務者は、簡易裁判所に対して特定調停を申立て。
- ⑦特定調停において、債務整理が成立。

3 適正な取引の実現

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI
(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化	③ 詐欺的な事案に対する対応	<無登録業者やファンド事業者等による詐欺的な事案に対する対応> ・無登録業者等に係る情報収集・分析 ・その結果、必要と認められる場合は、金融商品取引法第187条の規定に基づく調査を実施、金融商品取引法違反行為等が認められたときは、同法第192条の規定に基づく裁判所への禁止命令等の申立てや無登録業者等の名称・代表者名・法令違反行為等を公表【金融庁】					(イ) 無登録業者等に係る情報収集・分析の状況（件数） (ロ) 禁止命令等の申立て及び裁判所の禁止命令等の発出の状況（件数） (ハ) 金融商品取引法違反行為等が認められた業者等の公表（件数）
		<詐欺的商法による新たな消費者被害への対応> ・政府広報や当庁ウェブサイト等による国民への情報提供、注意喚起 ・無登録で金融商品取引業を行っていた者等に対する警告書の発出等【金融庁】					
		(KPIの現状) ※平成27年4月から平成28年3月まで (イ) 無登録業者等に関して寄せられた情報件数：32,270件（前年同期：43,356件） (ロ) 禁止命令等の申立て及び裁判所の禁止命令等の発出件数：3件（前年同期：6件） (ハ) 金融商品取引法違反行為等が認められた業者等の公表件数：17件（前年同期：17件）					
④ 投資型クラウドファンディングを取り扱う金融商品取引業者等に係る制度の整備	法令改正を踏まえた、投資型クラウドファンディングに関する、投資者保護を含めた金融商品取引法の適切な運用【金融庁】					投資型クラウドファンディング業者の登録件数	
	(KPIの現状) 投資型クラウドファンディング業者の登録件数：4社						
⑤ 金融商品取引法に基づく適格機関投資家等特例業務（プロ向けファンド）に関する制度の見直しの検討	金融審議会「投資運用等に関するワーキング・グループ」における検討結果を踏まえた制度見直しの検討【金融庁】		法令改正を踏まえた、プロ向けファンドに関する、投資者保護を含めた金融商品取引法の適切な運用【金融庁】			プロ向けファンド業者に対する業務廃止命令等の行政処分の実施状況（件数）	
	(KPIの現状) 平成28年度以降に実施予定。						

3 適正な取引の実現

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI
(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化	⑥サーバ型電子マネーの利用に係る環境整備	金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」における審議【金融庁】 	法案国会提出【金融庁】 				法令及び事務ガイドライン等の見直しや改訂の実施状況
		(KPIの現状) 金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」において、サーバ型電子マネー発行者の加盟店管理義務等について審議・検討を行い、平成27年12月に報告書が取りまとめられ、「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案」を平成28年3月に第190回国会に提出した（平成28年5月成立）。また、電子マネーに関する消費者被害の項目を追加したガイドブック等を活用し、被害の未然防止に向けた注意喚起を行った。さらに、サーバ型電子マネー発行者におけるIDの詐取被害の防止及び回復に向けた態勢整備等に関し、事務ガイドラインの改正を検討中。					
⑦仮想通貨と法定通貨の交換業者に対する規制の整備		仮想通貨と法定通貨の交換業者に対する規制の整備【金融庁】 					仮想通貨と法定通貨の交換業者に対する規制の整備状況
		(KPIの現状) 金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」において、仮想通貨に関する制度の在り方について審議・検討を行い、平成27年12月に報告書が取りまとめられ、仮想通貨と法定通貨の交換業者に対し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与規制及び利用者保護のための観点からの各種規制を盛り込んだ「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案」を平成28年3月に第190回国会に提出した（平成28年5月成立）。					

3 適正な取引の実現

(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化

③ 詐欺的な事案に対する対応

無登録業者等による未公開株の販売等やファンド業者による資金の流用等の詐欺的な事案が見られるところ、関係機関と連携し、裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査権限等を行行使し、金融商品取引法違反行為等が認められた場合には、投資者保護上の必要に応じて、禁止命令等の申立てや無登録業者等の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行う。【金融庁】

詐欺的商法による新たな消費者被害への対応において、無登録業者や無届募集者等による違法な勧誘行為について、国民に対する情報提供と注意喚起を引き続き積極的に実施する。また、引き続き、当該業者に対しては、警告書の発出を行うなどにより、被害の拡大防止等を図る。【金融庁】

<平成27年度実績>

平成27年4月から平成28年3月までにおいて、証券取引等監視委員会では、無登録業者及び悪質なファンド業者による金融商品取引法違反行為に係る裁判所への禁止命令等の申立て（3件）及び金融商品取引法違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者について公表（17件）を行い、また、金融庁では、無登録で金融商品取引業等を行っている者154先（無登録業者131先、適格機関投資家等特例業務届出者23先）、無届けて有価証券の募集を行っていた者2先に対して警告書を発出した。【金融庁】

④ 投資型クラウドファンディングを取り扱う金融商品取引業者等に係る制度の整備

投資型クラウドファンディングの利用促進及び投資者保護のための必要な措置を講ずるために平成26年5月に成立、平成27年5月に施行された改正金融商品取引法に基づき、引き続き、投資者保護の観点から、必要に応じ、監督上の対応を行うなど、適切に対応を行う。【金融庁】

<平成27年度実績>

平成27年5月に関係政令・内閣府令等を公布の上、同月下旬、改正法が施行された。【金融庁】

⑤ 金融商品取引法に基づく適格機関投資家等特例業務（プロ向けファンド）に関する制度の見直しの検討

金融審議会「投資運用等に関するワーキング・グループ」において、投資家の保護及び成長資金の円滑な供給との観点を踏まえ、適格機関投資家等特例業務（プロ向けファンド）をめぐる制度の在り方などの課題について検討し、適格機関投資家等特例業務（プロ向けファンド）の制度の見直し及び検査・監督体制の強化を検討する。【金融庁】

<平成27年度実績>

適格機関投資家等特例業務（プロ向けファンド）の制度見直しに係る金融商品取引法の改正案が平成27年5月に第189回国会にて可決・成立し、6月に公布。平成28年2月に関係政令・内閣府令等を公布の上、3月、改正法が施行された。

また、平成28年度機構・定員要求を実施の上、定員が増員し、検査・監督体制が強化された。

【金融庁】

⑥ サーバ型電子マネーの利用に係る環境整備

サーバ型電子マネーが詐取される被害の予防及び救済に向けた取組を促すため、サーバ型電子マネー発行者におけるIDの詐取被害の防止及び回復に向けた態勢整備等に関し、事務ガイドライン改正の検討を進める。【金融庁】

<平成27年度実績>

金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」において、サーバ型電子マネー発行者の加盟店管理義務等について審議・検討を行い、平成27年12月に報告書が取りまとめられ、「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案」を平成28年3月に第190回国会に提出した（平成28年5月成立）。また、電子マネーに関する消費者被害の項目を追加したガイドブック等を活用し、被害の未然防止に向けた注意喚起を行った。

【金融庁】

⑦ 仮想通貨と法定通貨の交換業者に対する規制の整備

仮想通貨と法定通貨の交換業者について、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与規制を導入するとともに、利用者保護の観点からの規制を通じて利用者の信頼を確保するための所要の制度整備を行う。【金融庁】

<平成27年度実績>

金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」において、仮想通貨に関する制度の在り方について審議・検討を行い、平成27年12月に報告書が取りまとめられ、仮想通貨と法定通貨の交換業者に対し登録制を導入し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与規制に加え、利用者保護の観点からの規制の導入を盛り込んだ「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案」を平成28年3月に第190回国会に提出した（平成28年5月成立）。【金融庁】

3 適正な取引の実現

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(4) 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り	① 特殊詐欺の取締り、被害防止の推進	架空請求や金融商品等取引名目等の特殊詐欺の取締り、特殊詐欺を助長する犯罪の取締り、犯行ツール対策の推進【警察庁】					特殊詐欺の取締り状況
		特殊詐欺の被害防止のための広報啓発活動の推進【警察庁】					
特殊詐欺被害の未然防止に向けた金融機関への注意喚起等【警察庁、金融庁】							
金融機関に対する不正利用口座に関する情報提供等【金融庁】							
(KPIの現状) ※平成27年の取締り状況 ・ 架空請求詐欺：検挙件数：1,119件（前年比826件増）、検挙人員：762人（前年比531人増） ・ 金融商品等取引名目の特殊詐欺：検挙件数：429件（前年比312件減）、検挙人員：339人（前年比21人減）							
④ 偽造キャッシュカード等による被害の防止等への対応	金融機関への注意喚起【金融庁、警察庁】					「偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況」における各種指標等	
	金融機関における取組状況のフォローアップ【金融庁】 ※必要に応じ、調査内容について年次で見直しを行う。						
	(KPIの現状) ※平成27年3月末時点 ・ ICキャッシュカード対応ATMが全体のATMに占める割合：93.0%（前年比1.6ポイント増） ・ 生体認証機能付ICキャッシュカード対応ATMが全体のATMに占める割合：49.1%（前年比0.9ポイント減） ・ ICキャッシュカード導入済金融機関：88.1%（前年比0.1ポイント増） ・ 生体認証機能付ICキャッシュカード導入済金融機関：20.8%（前年比0.3ポイント増） ・ 個人向けインターネットバンキングにおける本人認証において可変パスワード導入済金融機関：96.9%（前年比0.1ポイント増） ・ 法人向けインターネットバンキングにおける本人認証において可変パスワード導入済金融機関：91.7%（前年比25.7ポイント増）						

3 適正な取引の実現

(4) 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り

① 特殊詐欺の取締り、被害防止の推進

架空請求や金融商品等取引名目等の特殊詐欺の取締りを強化する。また、携帯電話や預貯金口座を売買するなどの特殊詐欺を助長する行為について関係法令を駆使して取締りに当たるとともに、犯行に利用された携帯電話の携帯電話事業者に対する契約者確認の求め、金融機関に対する振込先指定口座の凍結依頼等の犯行ツール対策を推進し、被害の未然防止、拡大防止を図る。

様々な機会を通じて特殊詐欺の最新の手口、発生状況、被害に遭わないための注意点等の情報を提供するなど、特殊詐欺の被害防止のための広報啓発活動を推進する。【警察庁】

金融機関に対し、振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺に関する注意喚起等を引き続き行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止に向けた金融機関の取組をより一層促進する。【警察庁、金融庁】

また、同様の観点から、金融機関における振り込め詐欺への対応状況の検証を行う。

金融機関に対し、不正利用口座に関する情報提供を行うとともに、広く一般に口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、当該情報提供の状況等につき、四半期ごとの公表を行う。【金融庁】

<平成27年度実績>

政府広報を活用した注意喚起を始め、地方公共団体や関係機関、団体などと連携して、あらゆる媒体や機会を活用した複合的な防犯指導、広報啓発を行い、犯行手口や予防対策を分かりやすい周知に努めている。

金融機関職員を対象とした声掛け訓練を実施するなど、金融機関窓口での声掛けの徹底を要請するとともに、警察への通報依頼を推進するなど、金融機関職員等による被害の水際阻止が行われるよう働き掛けている。

架空請求や金融商品等取引名目等の特殊詐欺の取締りを推進している（平成27年の取締状況・・・架空請求詐欺：検挙件数1,119件、検挙人員762人 金融商品等取引名目の特殊詐欺：検挙件数429件、検挙人員339人）。

また、携帯電話や預貯金口座を売買するなどの特殊詐欺を助長する行為について関係法令を駆使して取締りに当たるとともに、犯行に利用された携帯電話の携帯電話事業者に対する契約者確認の求め、金融機関に対する振込先指定口座の凍結依頼等の犯行ツール対策を推進している。

【警察庁】

預金口座の不正利用に関する情報について、情報入手先から同意を得ている場合には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施することとしており、その情報提供件数等については、四半期ごとに金融庁ウェブサイトにおいて公表した（平成27年4月、7月、10月及び平成28年1月）。【金融庁】

④ 偽造キャッシュカード等による被害の防止等への対応

偽造キャッシュカード等（偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳、インターネットバンキング）による被害の防止等に向けた金融機関への注意喚起を実施する。【金融庁、警察庁】

また、金融機関の犯罪防止策や犯罪発生後の対応措置への取組状況をフォローアップ（偽造キャッシュカード等による被害発生状況や金融機関による補償状況の四半期ごとの公表、偽造キャッシュカード問題等に対する金融機関の対応状況に関するアンケート調査の実施及び公表、金融機関における偽造キャッシュカード等への対応状況の検証）し、各種被害手口に対応した金融機関における防止策等を促進する。【金融庁】

<平成27年度実績>

偽造キャッシュカード等による被害発生状況や金融機関による補償状況を、金融庁ウェブサイトにおいて公表（平成27年5月、8月、10月及び12月並びに平成28年3月）するとともに、偽造キャッシュカード問題等に対する金融機関の対応状況に関するアンケート調査を実施し、金融庁ウェブサイトにおいて公表した（平成27年8月）。

「主要行等向けの総合的な監督指針」等において、預金取扱金融機関におけるセキュリティ対策（インターネットバンキング対策も含む。）や顧客への対応について、監督上の着眼点として明確化する等の改正を行った（平成27年4月）。【金融庁】

偽造キャッシュカード等によりATMから現金を払い出す事案が依然として発生していることから、キャッシュカード等の磁気情報を不正に入手される可能性がある場所に対して、防犯指導を行うよう都道府県警察に指示した（平成28年3月）。【警察庁】

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI
(2) 消費者教育の推進	①消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進	消費者教育推進会議での議論を踏まえ、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行い、学校、地域、家庭、職域その他様々な場における取組を推進【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】					(イ) 消費者市民社会の実現に向けた取組の認知度 (ロ) 関係省庁等連絡会議等開催状況
		環境教育、食育、法教育、金融経済教育等の関連する他の分野の教育との連携強化のため、関係省庁等連絡会議等を開催【消費者庁、関係省庁等】					
		(KPIの現状) (イ) 内閣府世論調査で消費者市民社会の認知度を調査（平成27年9月実施）。 消費者市民社会という言葉を知っていたと回答した者：21.5% (ロ) 平成28年度以降に実施予定。					

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(2) 消費者教育の推進	⑥学校における消費者教育の推進	小・中・高等学校等における消費者教育の推進（学習指導要領の周知・徹底、改訂に向けた検討等）【文部科学省】					(イ) 全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数 (ロ) 大学等における消費者関連（消費者問題に関する啓発・情報提供以外）の取組の割合 (ハ) 担当省庁による支援の状況 (ニ) 消費者教育フェスタの参加者の満足度増加 (ホ) 教材の配布・活用状況 (ヘ) 国民生活センターにおける教員向け研修の実施状況 (ト) 消費者教育コーディネーターの配置・学校との連携状況
		大学・専門学校等における消費者教育の推進（取組状況調査と特色ある取組事例、先進事例や課題等の情報提供及び啓発）【消費者庁、文部科学省】					
		消費者教育等に関する各教科等横断的なプログラムの開発に係る実践研究、その成果など優れた取組の普及。大学等における消費者庁からの依頼等に基づく啓発及び情報提供【文部科学省】					
		副読本や教材などの作成、関係機関が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業やセミナーの開催等【消費者庁、金融庁、総務省、関係省庁等】					
		成年年齢下げに向けた動きがある中で、成年を境に消費者被害が増加する状況を踏まえ、若年層への消費者教育を強化【消費者庁、文部科学省】					
		高校生向け教材を作成					
		作成した教材を計画的に配布し、効果的に活用					
		<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育推進会議で提案した「学校における消費者教育の充実に向けて」の周知等 ・学校における消費者教育の充実に資するための教員向け研修の実施の促進 ・学校と地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、地域におけるコーディネーターの育成等の取組を支援する。【消費者庁、文部科学省】 					
		(KPIの現状) (イ) 全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数（平成26年度実績） 小学校：138人、中学校：142人、高等学校：114人 (ロ) 学部段階において、社会や経済の仕組み、消費生活の安定・向上に関する知識の獲得・修得を目的とした授業科目を開設している大学の割合：49.9%（平成25年度） (ハ) ・関係団体と連携した大学での授業の実施：5大学（金融庁） ・2,114件（平成27年度）の講座を開催。（総務省） (ニ) 消費者教育フェスタ参加者の満足度：98.7%（前年度平均：99.5%）					

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
<p>(2) 消費者教育の推進</p> <p>⑦地域における消費者教育の推進</p>		<p>地方公共団体における消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置を支援、促進する。【消費者庁】</p>					<p>(イ) 各都道府県における消費者教育推進地域協議会の設置状況</p> <p>(ロ) 全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数</p> <p>(ハ) コーディネーター育成状況</p> <p>(ニ) 消費生活サポーター数</p> <p>(ホ) 教育委員会における社会教育関連の消費者教育の取組の割合</p> <p>目標：25年度調査結果 39.9%からの増加</p> <p>(ヘ) 担当省庁による支援の状況</p> <p>(ト) パンフレットの配布・活用状況</p>
		<p>地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、消費生活センターの消費者教育の拠点化やコーディネーターの育成、消費生活サポーターの養成等の取組を支援する。【消費者庁】</p>					
		<p>教育委員会を通じた地域における消費者教育（取組実態調査の実施等）【文部科学省】</p>					
		<p>関係機関が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などの実施【消費者庁、公正取引委員会、金融庁、総務省、文部科学省、関係省庁等】</p>					
	<p>消費者教育の指導者用啓発資料の作成【文部科学省】</p>	<p>消費者教育の指導用啓発資料の配布・活用【文部科学省】</p>					
		<p>消費者市民社会の普及のための啓発資料を作成・配布【消費者庁】</p>					
	<p>(KPIの現状)</p> <p>(イ) 消費者教育推進計画策定数：30都道府県、消費者教育推進地域協議会の設置：42都道府県（平成28年3月23日現在）</p> <p>(ロ) 全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数（平成26年度実績） 小学校：138人、中学校：142人、高等学校：114人</p> <p>(ハ) コーディネーター設置数：11都道府県78市区町村等（平成27年4月1日時点）</p> <p>(ニ) 消費生活サポーター設置数：28都道府県103市区町村等（平成27年4月1日時点）</p> <p>(ホ) 平成28年度に調査実施。</p> <p>(ヘ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域で開催される講座等への講師派遣：730回（金融庁） ・消費者セミナー：57回、独占禁止法教室：164回、一日公正取引委員会：8回（公正取引委員会） ・各地における消費者教育講座に講師として職員を派遣：15回（消費者庁） ・2,114件（平成27年度）の講座を開催。（総務省） 						

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(2) 消費者教育の推進	⑪金融経済教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・金融経済教育推進会議を通じ、業態横断的な取組を実施 ・各種国際会議における動向や諸外国の取組を日本の金融経済教育に活用 ・金融経済教育用教材の作成・配布 ・学校や地域で開催される講座等への講師派遣 ・金融サービス利用に伴うトラブル発生の未然防止などに向けた事前相談の実施 【消費者庁、金融庁、文部科学省、関係省庁等】					(イ) 関係団体等と連携した金融経済教育の推進状況 (ロ) 学校や地域で開催される講座等への講師派遣状況
		(KPIの現状) (イ) ・シンポジウム（5回）及び生活設計相談会（1回）の開催 ・関係団体と連携した大学での授業の実施：5大学 (ロ) 講座等への講師派遣：959回					

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(2) 消費者教育の推進

① 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進

消費者教育の推進に関する法律及び消費者教育の推進に関する基本的な方針に基づき、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及び啓発活動を推進する。

消費者教育の実施に当たっては、消費者教育推進会議での議論を踏まえ、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行い、学校、地域、家庭、職域その他様々な場における取組を推進する。【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】

また、環境教育、食育、法教育、金融経済教育等の関連する他の分野の教育との連携強化のため、関係省庁連絡会議等を開催する。【消費者庁、関係省庁等】

<平成 27 年度実績>

内閣府世論調査（平成 27 年 9 月実施）で消費者市民社会の認知度について調査を実施した（消費者市民社会という言葉を知っていたと回答した者：21.5%）。【消費者庁】

消費者教育推進会議（平成 27 年 9 月 29 日）において、文部科学省における消費者教育の実施状況についてヒアリングを実施した。【文部科学省】

⑥ 学校における消費者教育の推進

1) 小・中・高等学校等における消費者教育の推進

小・中・高等学校等において、学習指導要領に基づき、社会において主体的に生きる消費者を育む教育を推進するため、その周知・徹底を図る。また、中央教育審議会の審議を踏まえ学習指導要領の改訂を行うとともに、改訂された学習指導要領の周知を図る。【文部科学省】

2) 大学・専門学校等における消費者教育の推進

大学生等に対する消費者教育の推進を図るため、全国の大学等に対して「消費者教育に関する取組状況調査」を実施し、現状の課題等の分析を行い、特色ある取組事例や課題等の情報提供及び啓発を行う。【消費者庁、文部科学省】

3) 消費者教育の人材（担い手となる教職員）の育成・活用

小・中・高等学校等における教職員の指導力の向上を図るため、消費者教育等に関する各教科等横断的プログラムの開発に係る実践研究を実施するとともに、消費者教育の推進に関する調査研究の成果など優れた取組の普及を図る。大学等においては消費者庁からの依頼等に基づき、消費者問題に関する啓発及び情報提供を行う。【文部科学省】

4) 学校における消費者教育の推進

学習指導要領の内容を反映した副読本や教材などの作成、担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業及

び教員の指導力向上を目指したセミナーの開催等について、文部科学省や教育委員会と連携を図るとともに、外部の専門家などの協力も得ながら、学校における消費者教育の推進を行う。【消費者庁、金融庁、総務省、関係省庁等】

成年年齢引下げに向けた動きがある中で、成年を境に消費者被害が増加する状況を踏まえ、若年層への消費者教育を強化するため、高校生向け教材を作成し、計画的に配布するとともに効果的な活用に努める。【消費者庁、文部科学省】

消費者教育推進会議で提案した「学校における消費者教育の充実に向けて」の周知等を行う。また、学校における消費者教育の充実に資するための教員向け研修の実施の促進、学校と地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、地域におけるコーディネーターの育成等の取組を支援する。【消費者庁、文部科学省】

<平成27年度実績>

平成27年度消費者教育フェスタを東京、大分、岐阜で開催し、高校生・大学生による事例報告や小・中学校において企業によるデモンストレーション授業等を実施した。

教員や社会教育主事を対象に消費者教育を行う上でのヒントを示し、学校や社会教育での消費者教育の充実を図るため、消費者教育の指導者用啓発資料を作成し、以下の文部科学省のウェブサイトで公開した。

http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouthisha/detail/1368878.htm 【文部科学省】

第2期消費者教育推進会議において、学校における消費者教育の充実方策について検討するとともに、成年年齢の引下げに向けた環境整備の充実のための教材等についても検討した。【消費者庁】

大学生に対し、「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業を関係団体と連携して5大学で実施した。【金融庁】

通信関係団体等と連携しながら、子供たちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、保護者、教職員及び児童生徒を対象とした啓発講座をe-ネットキャラバンとして全国で実施した。

平成27年度は、2,114件の講座を開催した。【総務省】

⑦ 地域における消費者教育の推進

地方公共団体における消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置を支援、促進する。

地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、消費生活センターの消費者教育の拠点化やコーディネーターの育成、消費生活サポーターの養成等の取組を支援する。

「消費者教育の指導者用啓発資料」の活用を図るとともに、全国の教育委員会に対して「消費者教育に関する取組状況調査」を実施し、現状の課題等の分析を行い、社会教育施設等地域における消費者教育の推進を図る。【文部科学省】

担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用

した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などを行い、地域における消費者教育の推進を行う。【消費者庁、公正取引委員会、金融庁、文部科学省、関係省庁等】

消費者市民社会の理念を明確にしてその普及を図るため、無関心層を対象とした初心者向けパンフレット等を作成し、広く配布及び活用を徹底する。【消費者庁】

<平成27年度実績>

消費者教育推進計画は30都道府県で策定、消費者教育推進地域協議会は42都道府県で設置している。【消費者庁】

消費者セミナー（消費者に独占禁止法の内容や公正取引委員会の活動について、より一層の理解を深めてもらうため、公正取引委員会の職員を消費者団体等の勉強会に派遣するもの。）を57回、独占禁止法教室（中・高・大学生に経済活動の基本ルールである独占禁止法の役割について学んでもらうため、公正取引委員会の職員を学校の授業に講師として派遣するもの。）を164回、一日公正取引委員会（公正取引委員会の本局及び地方事務所等の所在地以外の都市において、消費者セミナー及び独占禁止法教室を独占禁止法講演会などとともに1か所で同時に開催するもの。）を8回開催した。

また、消費者の暮らしと独占禁止法の関わりについて説明した資料を消費者セミナーや独占禁止法教室の出席者に配布した。【公正取引委員会】

地域で開催される講座等への講師派遣を730回実施した。

ガイドブック等を全国の地方公共団体に配布したほか、一般の方々が金融トラブルに巻き込まれないよう注意を促すことを目的としたシンポジウムを各財務局と共催した（5か所で実施。）。

【金融庁】

教員や社会教育主事を対象に消費者教育を行う上でのヒントを示し、学校や社会教育での消費者教育の充実を図るため、消費者教育の指導者用啓発資料を作成し、以下の文部科学省のウェブサイトで公開した。

http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouthisha/detail/1368878.htm【文部科学省】

通信関係団体等と連携しながら、子供たちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、保護者、教職員及び児童生徒を対象とした啓発講座をe-ネットキャラバンとして全国で実施。平成27年度は、2,114件の講座を開催した。【総務省】

⑪ 金融経済教育の推進

金融に関する基本的な考え方を浸透させるため、金融経済教育推進会議を通じ、業態横断的な取組を実施する。

各種国際会議における動向や諸外国の取組を日本の金融経済教育に活用する。

金融経済教育用教材の作成・配布、学校や地域で開催される講座等への講師派遣等について、文部科学省等とも連携を図りつつ実施する。

金融サービス利用に伴うトラブル発生の未然防止などに向けた事前相談を実施

する。【消費者庁、金融庁、文部科学省、関係省庁等】

<平成 27 年度実績>

消費者教育推進会議において金融経済教育を含む消費者教育の推進について議論した。【消費者庁】

大学生に対し、「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業を関係団体と連携して 5 大学で実施した。

学校や地域で開催される講座等への講師派遣を 959 回実施した。

ガイドブック等を全国の高校等や地方公共団体に配布したほか、一般の方々が金融トラブルに巻き込まれないよう注意を促すことを目的としたシンポジウムを各財務局と共催した（5 か所で実施。）。

金融サービス利用に伴うトラブルの発生の未然防止などに向けた事前相談の提供の充実を図るため、「事前相談（予防的なガイド）」を平成 26 年に開設し、相談への対応を行っているほか、各財務局と共催した前記シンポジウムや総務省東京総合行政相談所における相談会を開催した。

【金融庁】

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI	
(1) 被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進	⑤ 金融ADR制度の円滑な運営	指定紛争解決機関の監督等による金融ADR制度の円滑な実施【金融庁】						(イ) 指定紛争解決機関の苦情処理手続及び紛争解決手続の実施状況(処理件数) (ロ) 金融トラブル連絡調整協議会の開催(平成27年度～平成31年度)
		金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みを活用した指定紛争解決機関等の連携強化【金融庁】						
		(KPIの現状) (イ) 苦情処理手続の処理件数は3,824件、紛争解決手続の処理件数は473件(平成27年度上半期) (ロ) 第49回及び第50回金融トラブル連絡調整協議会を平成27年6月と12月に開催。						
	⑧ 「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」(以下「振り込め詐欺救済法」という。)に基づく被害者の救済支援等	振り込め詐欺救済法に基づく返金制度の周知徹底、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の促進【金融庁、財務省】						被害者への返金の状況
		(KPIの現状) 115億円(被害者への返金額(平成27年度末までの累計)) (前年度末:103億円)						

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(1) 被害救済、 苦情処理及び紛争解決の促進	⑨多重債務問題改善プログラム（平成19年4月20日多重債務者対策本部決定）の実施	<多重債務問題改善プログラムの実施> ・多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会の開催 【消費者庁、金融庁、警察庁、文部科学省、厚生労働省、内閣府、総務省、法務省、財務省、経済産業省】 ※関係省庁が十分連携の上、国、地方公共団体及び関係団体が一体となって以下の施策を推進する。					(イ) 貸金業者から5件以上無担保無保証借入の残高がある人数 (ロ) 多重債務に関する消費生活相談の件数・内容
		・丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化 【金融庁、消費者庁、関係省庁等】					
		・借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供【厚生労働省、関係省庁等】					
		・多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化【文部科学省、金融庁、消費者庁、関係省庁等】					
		・ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化【警察庁、金融庁、関係省庁等】					
		(KPI の現状) (イ) 貸金業者から5件以上無担保無保証借入の残高がある人数：12万人（平成28年3月末時点） (ロ) 多重債務に関する消費生活相談の件数・内容：28,963件（前年度同期：30,352件）（平成28年3月末時点）					
		(KPI の現状) 自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）：19.5（平成26年）					

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

(1) 被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進

⑤ 金融ADR制度の円滑な運営

平成21年6月に「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成21年法律第58号）が成立し、紛争解決機関の指定制を導入することにより苦情・紛争解決の中立性・公平性等を確保した裁判外紛争解決制度が創設され、平成22年4月に施行された。同年10月より指定紛争解決機関が紛争解決等業務を開始（現在、銀行・保険・証券等、業態別に8つの機関が当該業務に従事。）していることから、引き続き、金融分野における裁判外紛争解決制度の円滑な実施を図るとともに、金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みも活用し、指定紛争解決機関等の連携の強化を図る。【金融庁】

<平成27年度実績>

第49回及び第50回金融トラブル連絡調整協議会を平成27年6月と12月に開催した。

苦情処理手続の処理件数は3,824件、紛争解決手続の処理件数は473件であった（平成27年度上半期）。【金融庁】

⑧ 「振り込め詐欺救済法」に基づく被害者の救済支援等

振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金については、引き続き、返金制度の周知徹底を図るとともに、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の取組を促す。【金融庁、財務省】

<平成27年度実績>

振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金制度等について引き続き金融庁ウェブサイトに掲載を行う等、広く一般国民に向けて周知を行った。また、業界団体を通じて、被害が疑われる者に対して金融機関から積極的に連絡する等の取組を促した。【金融庁】

⑨ 多重債務問題改善プログラム（平成19年4月20日多重債務者対策本部決定）の実施

多重債務問題の解決のために、次の1)から4)までの取組を柱とする「多重債務問題改善プログラム」を着実に実施し、多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会を開催してフォローアップを行う。【消費者庁、金融庁、警察庁、文部科学省、厚生労働省、内閣府、総務省、法務省、財務省、経済産業省】

- 1) 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化【金融庁、消費者庁、関係省庁等】
- 2) 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供【厚生労働省、関係省庁等】
- 3) 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化【文部科学省、金融庁、消費者庁、関係省庁等】

4) ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化【警察庁、金融庁、関係省庁等】

<平成27年度実績>

有識者と関係省庁から構成される「多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を2回開催（平成27年5月、12月）するとともに、多重債務者相談強化キャンペーン2015において、各都道府県における消費者及び事業者向けの無料相談会等の開催、ヤミ金融の利用防止等に係る周知・広報を実施した。【消費者庁、金融庁、警察庁、文部科学省、厚生労働省、内閣府、総務省、法務省、財務省、経済産業省】

警察庁では、平成27年の生活安全警察の運営重点として、「広域にわたるヤミ金融事犯の取締りの推進」等を掲げ、都道府県警察に対して、ヤミ金融事犯の徹底した取締りのほか、金融機関に対する口座凍結の要請、携帯音声通信事業者に対する契約者確認の求め、プロバイダ等に対する違法な広告の削除要請等の推進を指示している。【警察庁】

各都道府県社会福祉協議会において、生活福祉資金貸付制度を実施している。【厚生労働省】

6 国や地方の消費者行政の体制整備

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
	⑧消費者からの情報・相談の受付体制の充実	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 受付手段の拡充を検討【消費者庁 関係省庁】 } 各府省庁等が設置する、消費者からの情報・相談を受け付ける体制の維持・強化【消費者庁、関係省庁等】 </div>					各窓口での情報・相談の受付・対応状況
		(KPI の現状) 各窓口での情報・相談の受付体制の拡充についての状況は、別表3のとおり。					

6 国や地方の消費者行政の体制整備

(1) 国（独立行政法人を含む。）の組織体制の充実・強化

⑧ 消費者からの情報・相談の受付体制の充実

消費者からの①商品や役務、事業者等、②所管の法律・制度、③所管法に関わる違反疑い・事例などに関する情報・相談・提案を受け付ける体制を維持・強化して充実に努める（主な窓口は別表3のとおり。）。

また、障害者等の利便性の向上を図る観点から、窓口ごとに受付手段（電話、FAX、メール、ウェブサイト受付窓口等）の拡充について平成27年度中に検討し、可能なものについて対応する。【消費者庁、関係省庁等】

<平成27年度実績>

各窓口の消費者からの情報・相談の受付体制について、関係省庁等の状況は別表3のとおり。

【消費者庁、関係省庁等】

(別表3)

主な相談等窓口	役割	所管省庁等	電話番号等
消費者ホットライン (※1)	身近な消費生活に関する相談窓口（消費生活センター、国民生活センター等）を案内する。	消費者庁	TEL:188
公益通報者保護制度相談ダイヤル	企業の従業員、民間事業者、行政機関職員等から寄せられる「公益通報者保護法」に関する各種相談を受け付ける。	消費者庁	TEL:03-3507-9262
個人情報保護法質問ダイヤル	民間事業者が守るルールである「個人情報保護法」に関する解釈などについての疑問に答える。	個人情報保護委員会	TEL:03-6457-9849

主な相談等窓口	役割	所管省庁等	電話番号等
食の安全ダイヤル	消費者等からの食品の安全性に関する情報提供、質問、意見等を受け付ける。	食品安全委員会	TEL:03-6234-1177 (メール問合せ窓口) https://form.cao.go.jp/shokuhin/opinion-0001.html
公正取引委員会審査局 管理企画課情報管理室	独占禁止法違反被疑事実に関する情報提供について、電話や書面のほか電子申告を受け付ける。	公正取引委員会	TEL:03-3581-5471 電子窓口： http://www.jftc.go.jp/soudan/denshimadoguchi/index.html
公正取引委員会 官房総務課	独占禁止法等に関する一般相談について、来訪や電話等による相談を受け付ける。	公正取引委員会	TEL:03-3581-5471
各都道府県警察本部及び警察署の相談窓口	犯罪の未然防止など生活の安全を守るための相談等に応じる。	警察庁	TEL: #9110 ・警察相談専用電話「#9110」番 ・各都道府県警察のウェブサイト参照
金融サービス利用者 相談室	金融サービス利用者からの相談等を一元的に受け付ける。	金融庁	TEL:0570-016811 (ナビダイヤル) TEL:03-5251-6811 (IP電話) FAX: 03-3506-6699 ウェブサイト受付窓口： https://www.fsa.go.jp/opinion/
中小企業等金融円滑化相談窓口	様々な状況に置かれた借り手の相談・要望・苦情に一元的に答える。	金融庁	下記ウェブサイト参照 http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20130222-1a.html
ディスクロージャー・ホットライン	金融商品取引法上の開示義務違反等に係る情報を受け付ける。	金融庁	FAX: 03-3506-6156 ウェブサイト受付窓口： http://www.fsa.go.jp/receipt/d_hotline/
証券取引等監視委員会 情報提供窓口	証券市場に関する一般投資家等からの情報を受け付ける。	金融庁(証券取引等監視委員会)	TEL:0570-00-3581 (ナビダイヤル) TEL:03-3581-9909 (一部のIP電話等) FAX: 03-5251-2136 ウェブサイト受付窓口： https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/

主な相談等窓口	役割	所管省庁等	電話番号等
年金運用ホットライン	投資運用業者による疑わしい年金運用等に関する情報を受け付ける。	金融庁（証券取引等監視委員会）	TEL:03-3506-6627 ウェブサイト受付窓口： http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm MAIL: pension-hotline@fsa.go.jp
公認会計士・監査審査会情報受付窓口	公認会計士・監査法人の監査業務に関する情報、公認会計士・監査法人の監査業務以外に関する情報、公認会計士試験の実施に関する情報を受け付ける。	金融庁（公認会計士・監査審査会）	FAX: 03-5251-7241 MAIL: cpaao@fsa.go.jp 下記ウェブサイト参照 http://www.fsa.go.jp/cpaao/b/uketuke/01.html
金融モニタリング情報収集窓口	深度あるモニタリングを行う観点から、金融機関に関する情報を収集している。	金融庁	FAX: 03-3581-6202 ウェブサイト受付窓口： https://www.fsa.go.jp/kensa/
電気通信消費者相談センター	利用者が電気通信サービスを利用している際のトラブル等について電話による相談を受け付ける。	総務省	TEL:03-5253-5900
農林水産省「消費者の部屋」	農林水産省の所管事項について消費者の相談等を受け付け、情報提供等を行う。	農林水産省	TEL:03-3591-6529 FAX: 03-5512-7651 下記ウェブサイト参照 http://www.maff.go.jp/j/heyasodan/index.html
経済産業省消費者相談室	経済産業省所管の法律、物資やサービス及び消費者取引について、消費者からの苦情、相談、問合せなどを受け付け、助言や情報提供等を行う。	経済産業省	TEL:03-3501-4657 FAX: 03-3501-6202 MAIL: shohisha-soudan@meti.go.jp 下記ウェブサイト参照 http://www.meti.go.jp/intro/consult/consult_01.html#WIN07
電力・ガス取引監視等委員会相談窓口	電力・ガス・熱の適正取引の確保、ネットワーク部門の中立性確保の観点から、消費者が小売供給契約を結ぶ際のトラブル等や、電気供給事業者間における電力取引に係る契約のトラブル等の解決支援を行う。	経済産業省（電力・ガス取引監視等委員会）	TEL: 03-3501-5725 MAIL: dentorii@meti.go.jp
国土交通ホットラインステーション	国土交通行政に関する要望、意見等を一元的に受け付ける。	国土交通省	下記ウェブサイト参照 http://www.mlit.go.jp/useful/hotline1.html

主な相談等窓口	役割	所管省庁等	電話番号等
自動車不具合情報ホットライン	リコール情報等の案内及び、リコールにつながる不具合を早期に発見するため、自動車ユーザーからの不具合情報を受け付ける。	国土交通省	TEL : 0120-744-960 下記ウェブサイト参照 http://www.mlit.go.jp/RJ/
MOEメール	環境政策における意見・提案等を受け付ける。	環境省	下記ウェブサイト参照 http://www.env.go.jp/moemail
法テラス・サポートダイヤル	利用者からの問合せ内容に応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等（弁護士会、司法書士会、地方公共団体の相談窓口等）に関する情報を提供する。	日本司法支援センター	TEL : 0570-078374 下記ウェブサイト参照 http://www.houterasu.or.jp/madoguchi_info/index.html

※1 全地方公共団体（都道府県、政令市、市区町村等）のうち、メール、FAX による受付を行っている窓口の数は以下のとおり。

- ・メール、FAX の両方 : 434
- ・メールのみ : 51
- ・FAX のみ : 50

(参考)

都道府県 : 47、政令指定都市 : 20、市区町村 : 1721、広域連合・一部事務組合 : 8、合計 : 1,796

※2 上記の窓口の一部は、あっせん、仲介、調停等を行うことができないものも含まれる。

金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

〔平成 27 年 10 月 30 日
金融庁訓令第 31 号〕

(目 的)

第 1 条 この要領（以下「対応要領」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成 27 年 2 月 24 日閣議決定）に即して、法第 7 条に規定する事項に関し、金融庁職員（非常勤職員を含む。以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第 2 条 職員は、法第 7 条第 1 項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害をいう。以下同じ。）を理由として、障害者（障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下同じ。）でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

なお、別紙中、「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する（次条において同じ）。

(合理的配慮の提供)

第 3 条 職員は、法第 7 条第 2 項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

(監督者の責務)

第 4 条 職員のうち、課長相当職以上の地位にある者（以下「監督者」という。）は、前 2 条に掲げる事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- 一 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深め

させること。

二 障害者から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。

三 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(懲戒処分等)

第5条 職員が、障害者に対し不当な差別的取扱いをし、又は、過重な負担がないにも関わらず合理的配慮の不提供をした場合、その態様等によっては、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

(相談体制の整備)

第6条 金融庁は、その職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、相談窓口を、総務企画局総務課に置く。

2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。

3 第1項の相談窓口に寄せられた相談等は、総務企画局総務課に集約し、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。

4 第1項の相談窓口は、必要に応じ、相談体制の充実を図るものとする。

5 第1項の相談窓口について障害者及び関係者にわかりやすい形で周知することとする。

(研修・啓発)

第7条 障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修・啓発を行うものとする。

2 新たに職員となった者に対しては、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるために、また、新たに監督者となった職員に対しては、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるために、それぞれ、研修を実施する。

3 前項の内容、回数等の詳細は、総務企画局総務課長が定める。

4 職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等により、意識の啓発を図る。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(別紙)

金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領 に係る留意事項

第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

ただし、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

第2 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。金融庁においては、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生防止等）及び金融庁の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

第3 不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は以下のとおりである。なお、第2で示したとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなる。また、以下に記載されている具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、それらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

(不当な差別的取扱いに当たり得る具体例)

- 障害を理由に窓口対応を拒否する。
- 障害を理由に対応の順序を後回しにする。
- 障害を理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
- 障害を理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
- 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を理由に、来庁の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりする。

第4 合理的配慮の基本的な考え方

- 1 障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、金融庁の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

- 2 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「第5 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供とは別に、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

- 3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮

を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

また、障害者からの意思表示のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者・介助者、法定代理人等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

- 4 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。
- 5 金融庁がその事務又は事業の一環として設置・実施し、事業者に運営を委託等する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。

第5 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

- 事務又は事業への影響の程度（事務又は事業の目的、内容、機能を損なうか否か）
- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 費用負担の程度

第6 合理的配慮の具体例

第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるが、具体例としては、次のようなものがある。

なお、記載した具体例については、第5で示した過重な負担が存在しないことを前提としていること、また、これらはいくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

(合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例)

- 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどする。
- 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置を分かりやすく教える。
- 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。
- 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。
- 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申し出があった際、別室の確保が困難であったことから、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時的休憩スペースを設ける。
- 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。
- 災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。

(合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例)

- 筆談、読み上げ、手話（社会福祉団体の手話通訳者による対応が可能な場合等）などのコミュニケーション手段を用いる。
- 会議資料等について、必要に応じ点字、拡大文字等を使用する。また、点字、拡大文字等による資料を使用する場合には、各々の媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意する。
- 障害のある委員に会議資料等を事前送付する際、必要に応じ読み上げソフトに対応できるよう電子データ（テキスト形式）等で提供する。
- 意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。
- 駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。
- 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりやすい記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代筆や代読といった配慮を行う。
- 比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに具体的に説明する。
- 障害者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。
- 会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障害のある委員や知的障害を持つ委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。
- 会議の進行に当たっては、職員等が委員の障害の特性に合ったサポートを行う等、可能な範囲での配慮を行う。

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

- 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える。
- 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。
- スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。
- 車両乗降場所を施設出入り口に近い場所へ変更する。
- 金融庁の敷地内の駐車場等において、障害者の来庁が多数見込まれる場合、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更する。
- 入館時に IC カードゲートを通過することが困難な場合、別ルートからの入館を認める。
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある場合、当該障害者に説明の上、障害の特性や施設の状況に応じて別室を準備する。
- 非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者の同席を認める。

金融庁所管事業分野における 障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針

第 1 本対応指針の趣旨

1 障害者差別解消法の制定の経緯

我が国は、平成 19 年に障害者権利条約（以下「権利条約」という。）に署名して以来、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の改正を始めとする国内法の整備等を進めてきた。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）は、障害者基本法の差別の禁止の基本原則を具体化するものであり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年に制定された。

2 法の基本的な考え方

法は、後述する、障害者に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を差別と規定し、行政機関等及び事業者に対し、差別の解消に向けた具体的取組を求めるとともに、普及啓発活動等を通じて、障害者も含めた国民一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に取り組むことを促している。

法の対象となる障害者は、障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害者、即ち、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」であり、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。なお、高次脳機能障害は精神障害に含まれる。

また、法は、日常生活及び社会生活全般に係る分野を広く対象としている。ただし、事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、法第 13 条により、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）の定めるところによることとされている。

3 本対応指針の位置付け

本対応指針は、法第 11 条第 1 項の規定に基づき、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（平成 27 年 2 月 24 日閣議決定）に即して、金融庁が所管する分野における事業者（以下「事業者」という。）が、

法第8条に規定する障害を理由とする差別の禁止及び合理的配慮の提供に関して適切に対応するため、定めるものである。

4 留意点

対応指針で「望ましい」と記載している内容は、事業者がそれに従わない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する。

事業者における障害者差別解消に向けた取組は、本対応指針を参考にして、各事業者により自主的に取組が行われることが期待される。しかしながら、事業者による自主的な取組のみによっては、その適切な履行が確保されず、例えば、事業者が法に反した取扱いを繰り返し、自主的な改善を期待することが困難である場合など、特に必要があると認められるときは、法第12条等の規定により、事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができることとされている。

第2 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方

1 障害を理由とする不当な差別的取扱い

(1) 障害を理由とする不当な差別的取扱いの基本的な考え方

事業者は、法第8条第1項の規定のとおり、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事業について本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

(2) 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。

事業者においては、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずには正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者、事業者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生の防止等）の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。事業者は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

2 合理的配慮

(1) 合理的配慮の基本的な考え方

事業者は、法第8条第2項の規定のとおり、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）をするように努めなければならない。

権利条約第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、事業者に対し、その事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。

合理的配慮は、事業者の事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

また、合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者

が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「(4) 過重な負担の基本的な考え方」に掲げた要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。

なお、代替措置の提供は、事業者の業務やビジネスモデル等の内容によっては、例えば、訪問等による能動的なサービスを提供することが、障害者のニーズを満たすこととなり、合理的配慮となる場合もあり得る。

合理的配慮の内容は、技術の進展や社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。また、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、障害の状態等が変化することもあるため、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

(2) 意思の表明

現に社会的障壁の除去を必要としている旨の障害者からの意思の表明は、具体的場面において、言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（手話通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳者等を介するものを含む。）により行われる。

また、障害者からの意思表示のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。この場合、表明された意思の解釈に当たっては、障害者本人の真意から離れたものとなることのないよう留意が必要である。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、介助者等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

(3) 事前的改善措置との関係

法は、不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前的改善措置（いわゆるバリアフリー法に基づく公共施設におけるバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援及び障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上等）については、個別の場面において個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための環境の整備として実施に努めることとしている。このため、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内

容は異なることとなる。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合や障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮に加え、事前的改善措置を考慮に入れることにより、中・長期的なコスト削減・効率化につながりうる点は重要である。

(4) 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、事業者において、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、次の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。事業者は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

- 事務・事業への影響の程度
(事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か)
- 実現可能性の程度
(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- 費用・負担の程度
- 事務・事業規模
- 財政・財務状況

第3 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例

事業者における、障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例は別紙のとおりである。

第4 事業者における相談体制の整備

事業者においては、障害者及びその家族その他の関係者（以下「障害者等」という。）からの相談に的確に対応するため、既存の顧客相談窓口等の活用を含め、相談窓口を整備することが重要である。

ホームページ等を活用し、相談窓口等に関する情報を周知することや、相談時における配慮として、対面のほか、電話、FAX、電子メールなど、障害特性や事業者の業務・事務特性、ビジネスモデル等に応じた多様な手段を用意しておくことが望ましい。

また、相談窓口の実効性を確保するため、障害者等からの相談対応等に必要研修を受けた人員を配置することが望ましい。

なお、実際の相談事例については、相談者の個人情報の保護に留意しつつ、当該事業者において順次蓄積し、以後の合理的配慮の提供等に活用するものとする。

第5 事業者における研修・啓発

事業者は、障害者に対して適切に対応し、また、障害者等からの相談等に的確に対応するため、従業員に対する継続的な研修の実施や、啓発マニュアルの配付等を通じて、法の趣旨の普及を図るとともに、障害に関する理解の促進を図ることが重要である。

したがって、研修等の企画に当たっては、法の趣旨や障害に関する理解を促す内容とするよう工夫するとともに、既存の外部研修等の活用や接遇に関連する資格の取得の奨励等を含め、従業員が障害者に対する適切な対応を習得できる効果的なものとなるよう検討することが望ましい。

なお、事業者における研修・啓発においては、外見から判別困難な障害を含め、多様な障害者に対応できるような内容になるよう配慮することが必要である。

第6 金融庁所管事業分野における相談窓口

事業者からの本対応指針等に関する照会・相談については、金融庁においては業所管各課室を、各財務（支）局及び沖縄総合事務局においては金融庁所管事業分野の業所管各課室をそれぞれ相談窓口とする。

また、障害者等からの事業者の対応等に関する相談については、金融庁においては金融サービス利用者相談室を、各財務（支）局及び沖縄総合事務局においては金融庁所管事業分野の業所管各課室をそれぞれ相談窓口とする。

(別 紙)

障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例

1 不当な差別的取扱いに当たりうる具体例

不当な差別的取扱いに当たるか否かについては、第2.1で示したとおり、個別の事案ごとに判断されることとなる。次の具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、また、これらはいくまでも例示であり、記載されている具体例に限られるものではないことに留意する必要がある。

- 障害を理由として、窓口対応を拒否する。
- 障害を理由として、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
- 障害を理由として、商品の提供を拒否する。
- 身体障害者補助犬を連れていたり車いすを利用していることを理由として、入店を拒否する。
- 障害を理由として、入店時間や入店場所に条件を付ける。
- 事業の遂行上、特に必要ではないにも関わらず、障害を理由として、来訪の際に付添い者の同行を求めるなどの条件を付ける。

2 合理的配慮の具体例

合理的配慮については、第2.2で示したとおり、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものである。次の具体例については、第2.2(4)で示した過重な負担が存在しないことを前提としていること、事業者に強制する性格のものではないこと、また、これらはいくまでも例示であり、記載されている具体例に限られるものではないことに留意する必要がある。

[意思疎通の配慮の具体例]

- 入店時に声をかけ、障害の状態を踏まえ、希望するサポートを聞き、必要に応じて誘導する。
- (身体的障害のある顧客に対しては、)書類の開封、受渡し等の対応が困難な場合に、必要なサポートを提供する。
- (視覚に障害のある顧客に対しては、)窓口まで誘導し、商品の内容を分かりやすい言葉で丁寧に説明を行う。また、顧客の要請がある場合は、取引関係書類について代読して確認する。

- （聴覚に障害のある顧客に対しては、）パンフレット等の資料を用いて説明し、筆談を交えて要望等の聞き取りや確認を行う。
- （盲ろう者に対しては、）本人が希望する場合、障害の程度に応じて、手のひら書き等によりコミュニケーションを行う。
- （吃音症等の発話に障害のある顧客に対しては、）障害特性を理解した上で、顧客が言い終えるまでゆっくりと待つ、発話以外のコミュニケーション方法も選択できるようにする。
- 明確に、分かりやすい言葉で、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、対応時間の制限などを設けることなく、内容が理解されたことを確認しながら対応するなど顧客に合わせた配慮をする。また、説明に当たっては、馴染みのない外来語は避ける、時刻は午前・午後といった説明を加える、比喩や暗喩、二重否定表現を用いないなど、あいまいな表現を避け、分かりやすい表現で説明を行う。
- 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、わかりやすい記述で伝達したりする。また、書類の内容や取引の性質等に照らして特段の問題が無いと認められる場合に、自筆が困難な障害者からの要望を受けて、本人の意思確認を適切に実施した上で、代筆対応する。
- 障害のある顧客がコミュニケーションをしやすくするため、「筆談対応いたします。」など、可能な対応方法を案内するプレートを準備する。
- 文字や話し言葉によるコミュニケーションが困難な顧客のために、主な手続を絵文字等で示したコミュニケーションボードを準備する。
- 顧客の要望がある場合に、意思疎通を援助する者（手話通訳等）の同席を認める。
- 説明会等で使用する資料や、受付および会場内の案内・説明等について、点字、拡大文字、音声読み上げ機能、ルビ付与、分かりやすい表現への置換え、手話、筆談など障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段を、可能な範囲で用意して対応する。

〔物理的環境への配慮の具体例〕

- 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどする。
- 車椅子利用者にとってカウンターが高い場合に、カウンター越しの対応ではなく、他のテーブルに移る等して、適切にコミュニケーションを行う。
- エレベーターがない施設の上下階の移動の際に、マンパワーにより移動をサポートしたり、上階の職員が下階に下りて手続する等の配慮をする。
- 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。

- 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、左右・前後・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。
- 疲労を感じやすい障害者から休憩の申出があった際には、臨時の休憩スペースを設けるなどする。
- A T Mの操作が困難な顧客には声掛けし、適切な対応を取る。
- 情報提供や取引、相談・質問・苦情受付等の手段を、非対面の手段を含めて複数用意し、障害のある顧客が利用しやすい手段を選択できるようにする。
- 一般に顧客が来店する頻度の高い店舗においては、次のような例も参考に、可能な限り障害のある顧客が利用しやすい施設となるよう工夫を施す。
 - ・ 段差について、簡易スロープ等を設置する、または、見えやすい縁取りを付けて、段差があることが分かるようにする。
 - ・ 通行しやすいように通路や壁、手すりの近辺には障害物や危険物を置かない。
 - ・ 視覚に障害のある顧客のために、音声案内装置や触知案内図等を準備する。
 - ・ 店舗専用駐車場を設けている場合、入口付近に障害者専用駐車場を確保する。
 - ・ 大型店舗等で順番待ちが必要となる店舗の場合、順番が来たことを知らせるために振動呼出器の準備や番号表示板の設置等の工夫を行う。
 - ・ 障害のある顧客が使いやすいA T Mを整備する。

〔ルール・慣行の柔軟な変更の具体例〕

- 周囲の者の理解を得た上で、手順順を入れ替える。
- 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を準備する。
- スクリーンや板書、手話通訳者等がよく見えるように、スクリーンや手話通訳者等に近い席を確保する。
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張により、不随意の発声や吃音等がある場合において、当該障害者が了承した場合には、障害の特性や施設の状況に応じて別室を準備する。

金融庁における金融経済教育への取組み

平成 28 年 6 月末現在

年 月		内 容
12 年	6 月	金融審議会答申において、金融分野における「消費者教育」の必要性について言及
14 年	11 月	「金融サービス利用者コーナー」を金融庁ウェブサイト到新設 学校における金融教育の一層の推進のため、文部科学省に対して文書（「学校における金融教育の一層の推進について」）で要請
15 年	10 月	中学生・高校生向け副教材「インターネットで学ぼう わたしたちの生活と金融の働き」を金融庁ウェブサイトに掲載
16 年	1 月	「金融経済教育を考えるシンポジウム」を主催（参加者数 284 名）
	5 月	児童・生徒と日常的に接している教師から直接意見を聞くための「金融経済教育に関する懇談会」を 3 回開催（5～6 月）
	7 月	小学生向けパンフレット「金融庁 くらしと金融」の作成・ウェブサイト掲載
	8 月	「初等中等教育段階における金融経済教育に関するアンケート」結果のウェブサイト掲載
	11 月	中学生・高校生向け副教材の改訂・ウェブサイト掲載
	12 月	高校卒業生向けパンフレット「はじめての金融ガイド」の作成・ウェブサイト掲載
17 年	2 月～3 月	中学生・高校生向け副教材等（1.8 万部）を全国の中学・高校へ配布し、同時にこれまでの金融庁の取組等への評価を聞くアンケートを実施 大臣の私的懇談会である「金融経済教育懇談会」を設置（6 月までに 7 回開催）
	4 月	副教材等配布に際し行った金融経済教育に関するアンケートの回答結果の公表 金融庁ウェブサイト「金融サービス利用者コーナー」を「おしえて金融庁」、「一般のみなさんへ」に再編
	6 月	金融経済教育懇談会において「論点整理」を公表
	7 月	内閣府、金融庁、文部科学省、日本銀行の 4 者で「経済教育等に関する関係省庁連絡会議」を設置。同会議において、今後の経済教育等に関しての「工程表」を作成。
	12 月	小学生向けパンフレット「くらしと金融」の改訂
	12 月 ～18 年 1 月	「お金の使い方と地域社会について考えるシンポジウム」を大阪（12 月 参加者 359 名）、千葉（1 月 参加者 255 名）にて開催
	18 年	5 月
9 月		学校における金融経済教育の一層の推進のため、文部科学省に対して文書（「学校における金融経済教育の一層の推進について」）で要請。
12 月		財務局・財務事務所を通じ、都道府県教育委員会に対し、教員向け研修会等において、金融経済教育関係のカリキュラムを取り上げることが文書で要請。

年 月		内 容
19 年	1 月	「お金の使い方について考えるシンポジウム」を愛知にて開催（参加者 290 名）。
	2 月	高校卒業生向けパンフレット「はじめての金融ガイド」を大幅改訂し、全国の高等学校に加え、大学生協、消費生活センター、ハローワーク等に広く配布（10 万部）するとともに、ウェブサイトに掲載。19 年 5 月増刷・配付（17 万部）。
	3 月	中学生・高校生向け副教材を改訂し、中学生向け図説パンフレットと高校生向けパソコンソフトを作成。全国の中学・高校へ配布するとともに、ウェブサイトに掲載。
	4 月～6 月	財務局・財務事務所とともに全国の都道府県教育委員会及び県庁所在地の市教育委員会を訪問し、当庁作成のパンフレット等の活用及び多重債務者発生予防に関する教育の実施を要請（40 県）。
	9 月	借金（多重債務）問題に関する啓発リーフレットを作成し、ウェブサイトに掲載するとともに、全国の高等学校へ配付（約 6 万部）。
	9 月～20 年 3 月	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を広島（9 月 参加者 173 名）、大阪（11 月 参加者 164 名）、東京（12 月 参加者 96 名）、愛知（20 年 1 月 参加者 219 名）、宮城（3 月 参加者 152 名）で開催。
	10 月	地方公共団体が行う多重債務者発生予防のための金融経済教育推進の取り組みを支援するため、借金（多重債務）問題に関する啓発リーフレット（約 69 万部）及び「はじめての金融ガイド」（約 27 万部）を全国の都道府県・市区町村に配布。 学校における金融経済教育の一層の推進のため、文部科学省に対して文書（「新学習指導要領における金融経済教育に関する記載の充実について」）で要請。
20 年	1 月	小・中・高校の社会科・家庭科の教科書制作会社（17 社 32 名）を対象に金融経済教育に関する説明会を開催。
	3 月	借金（多重債務）問題に関する啓発リーフレット（改訂版）を全国の地方公共団体へ配付（約 30 万部）。 全国の中学・高校・高専・短大・大学の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（中学生向け図説パンフレット約 4 万 7 千部、高校生向けパソコンソフト、約 2 千枚）、「はじめての金融ガイド」約 30 万 2 千部、借金問題に関する啓発リーフレット約 29 万 7 千枚）。 多重債務者、振り込め詐欺、偽造盗難キャッシュカード等の金融トラブルの未然防止のため、「はじめての金融ガイド」と併せて活用できる DVD 教材を作成。全国すべての地方公共団体、大学・短大・高専・高等学校に配布（20 年 5 月）。 「はじめての金融ガイド」の活用促進を図るため、講師用指導マニュアルを作成し、ウェブサイトに掲載。
	4 月～21 年 3 月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「はじめての金融ガイド」約 18 万 1 千部、借金問題に関する啓発リーフレット約 3 万 3 千枚）。
	6 月～21 年 3 月	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を福岡（6 月 参加者 134 名）、金沢（9 月 参加者 102 名）、札幌（11 月 参加者 172 名）、高松（2 月 参加者 111 名）、熊本（3 月 参加者 159 名）で開催。
21 年	4 月～22 年 3 月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「はじめての金融ガイド」約 23 万 2 千部）。

年 月		内 容
22 年	1 月～3 月	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を沖縄（1 月 参加者 130 名）、東京（2 月 参加者 97 名）、大阪（2 月 参加者 59 名）、広島（2 月 参加者 104 名）、愛知（3 月 参加者 167 名）、宮城（3 月 参加者 180 名）で開催。
	4 月～23 年 3 月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「はじめての金融ガイド」約 17 万 9 千部）。
	11 月～23 年 3 月	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を福岡（11 月 参加者 175 名）、金沢（11 月 参加者 151 名）、高松（12 月 参加者 197 名）、東京（1 月 参加者 107 名）、札幌（2 月 参加者 128 名）、熊本（3 月 参加者 170 名）で開催。
	12 月～23 年 3 月	未公開株取引に関するトラブルの発生や拡大を防止するためのパンフレット「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を作成し、ウェブサイトに掲載。また地方公共団体等の要請に応じ、無償配布（約 52 万部）。
23 年	4 月～24 年 3 月	地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」約 19 万部）。
	5 月	各財務局、各金融広報委員会に対して、「金融経済教育に関する各地での協力」について依頼する事務連絡文書を金融庁、金融広報中央委員会の連名で発出。
	10 月	「はじめての金融ガイド」を「基礎から学べる金融ガイド」として改訂し、ウェブサイトに掲載。あわせて、講師用指導マニュアルについても改訂し、ウェブサイトに掲載。
	10 月～24 年 3 月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「基礎から学べる金融ガイド」約 33 万部）。
	12 月	「基礎から学べる金融ガイド」及び同「講師用指導マニュアル」を全国の大学、高校、地方公共団体等へ配布。
	11 月～12 月	「金融トラブルに巻き込まれないためのシンポジウム」を名古屋（11 月参加者 124 名）、那覇（12 月参加者 140 名）で開催。
24 年	1 月	「金融トラブルに巻き込まれないためのシンポジウム」を広島（1 月参加者 152 名）、大阪（1 月 参加者 134 名）で開催。
	11 月～25 年 4 月	有識者、業界団体の担当者、文科省、消費者庁が参加し、金融庁金融研究センターで「金融経済教育研究会」を開催。（平成 25 年 4 月までに 7 回開催）
	11 月～25 年 3 月	「金融トラブルに巻き込まれないためのシンポジウム」を高松（11 月参加者 175 名）、札幌（11 月参加者 134 名）、さいたま（12 月参加者 108 名）、熊本（1 月参加者 121 名）、金沢（3 月参加者 110 名）、福岡（3 月参加者 149 名）開催。
	12 月	「基礎から学べる金融ガイド」及び同「講師用マニュアル」、「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を全国の大学、高校、地方公共団体へ配布。
25 年	4 月	金融経済教育研究会において「金融経済教育研究会報告書」を公表。（平成 25 年 4 月 30 日）
	4 月～26 年 3 月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「基礎から学べる金融ガイド」約 24 万部、「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」約 18 万部）。

年 月	内 容
6 月	金融広報中央委員会で「第 1 回金融経済教育推進会議」を開催。
11 月 ～26 年 3 月	リーフレット「最低限身に付けるべき金融リテラシー（4 分野・15 項目）」を作成し、ウェブサイトに掲載。また、全国の学校や地方公共団体等に、無償配布（約 27 万部）。
12 月	金融広報中央委員会で「第 2 回金融経済教育推進会議」を開催。
12 月 ～26 年 2 月	「金融リテラシー（知識・判断力）を身に付けるためのシンポジウム」を那覇（12 月 参加者 84 名）、大阪（12 月 参加者 134 名）、仙台（2 月 参加者 110 名）、広島（2 月 参加者 117 名）、名古屋（2 月 参加者 144 名）で開催。
26 年 4 月 ～27 年 3 月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「基礎から学べる金融ガイド」約 26 万部、「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」約 21 万部、リーフレット「最低限身に付けるべき金融リテラシー（4 分野・15 項目）」約 9 万部）。
4 月～7 月	大学生に対して、「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業を関係団体と連携して実施（2 大学）。
6 月	金融広報中央委員会で「第 3 回金融経済教育推進会議」を開催。 金融経済教育推進会議において、最低限身に付けるべき金融リテラシーの項目別・年齢層別スタンダード「金融リテラシー・マップ」を公表。 「家計管理と生活設計について考える相談会」を東京（6 月 12 日～14 日）で開催。
11 月 ～27 年 2 月	「金融リテラシー（知識・判断力）を身に付けるためのシンポジウム」を金沢（11 月 参加者 87 名）、札幌（11 月 参加者 153 名）、福岡（11 月 参加者 121 名）、熊本（2 月 参加者 192 名）、高松（2 月 参加者 107 名）で開催。
12 月	金融広報中央委員会で「第 4 回金融経済教育推進会議」を開催。
27 年 1 月	経済協力開発機構（OECD）、アジア開発銀行研究所（ADB）及び日本銀行との共催により、ADB・OECD・日本 ハイレベル・グローバル・シンポジウム「金融教育を通じたより良いライフプランニングの促進」を東京で開催（1 月 22、23 日）。
4 月～7 月	大学生に対して、「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業を関係団体と連携して実施（4 大学）。
4 月 ～28 年 3 月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「基礎から学べる金融ガイド」約 18 万部、「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」約 8 万部、リーフレット「最低限身に付けるべき金融リテラシー（4 分野・15 項目）」約 13 万部）。
6 月	金融広報中央委員会で「第 5 回金融経済教育推進会議」を開催。 金融経済教育推進会議において、「金融リテラシー・マップ」を改訂し、公表。
9 月	「そこが知りたい！ 今後の生活設計」を東京（9 月 3 日～5 日）で開催。
10 月 ～28 年 1 月	大学生に対して、「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業を関係団体と連携して実施（1 大学）。
11 月 ～28 年 2 月	「金融トラブルから身を守るためのシンポジウム」を大阪（11 月 参加者 108 名）、さいたま（12 月 参加者 100 名）、名古屋（2 月 参加者 95 名）、仙台（2 月 参加者 90 名）、広島（2 月 参加者 116 名）で開催。
12 月	金融広報中央委員会で「第 6 回金融経済教育推進会議」を開催。

年 月		内 容
28 年	1 月	「基礎から学べる金融ガイド」及び「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を改定。
	4 月	全国の高等学校へ消費者被害防止のための啓発チラシを配付。
	4 月～7 月	大学生に対して、「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業を関係団体と連携して実施（4 大学）。

大学における連携講義について

金融庁、金融広報中央委員会及び関係団体（※）が連携し、「金融リテラシー・マップ」に基づいた内容の「連携講義」をオムニバス形式で実施。

※ 関係団体：全国銀行協会、日本証券業協会、投資信託協会、
生命保険文化センター、日本損害保険協会、日本FP協会 等

平成 26 年度：2 大学

大 学 名	科 目 名
東京家政学院大学	生活設計論
慶應義塾大学法科大学院	金融論

平成 27 年度：5 大学

大 学 名	科 目 名
東京家政学院大学	生活設計論
青山学院大学	金融と生活設計
金沢星稜大学	生活設計論
県立広島大学	パーソナルファイナンス論
神戸国際大学	ファイナンシャル・プランニング —金融の実態と基礎知識—

平成 28 年度：8 大学

	大 学 名	科 目 名
前 期	東京家政学院大学	生活設計論
	青山学院大学	金融と生活設計
	慶應義塾大学	金融リテラシー ～豊かな生活設計のためのお金の知恵～
	県立広島大学	パーソナルファイナンス論
後 期	武蔵野大学	金融リテラシー（金融と人生設計）
	金沢星稜大学	生活設計論
	神戸国際大学	ファイナンシャル・プランニング —金融の実態と基礎知識—
	東北学院大学	経済学特殊講義Ⅱ

資料 6-10-3

一般社会人やこれから社会人となる大学生、高校生を対象とした金融取引等の基礎的知識に関するガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」

ウェブサイトアドレス

<http://www.fsa.go.jp/teach/kou3.pdf>



未公開株取引等に関するトラブルについて、被害の発生や拡大を防止するため、実例を基に分かりやすく解説した内容のガイドブック

「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック

ウェブサイトアドレス

<http://www.fsa.go.jp/common/about/pamphlet/mikoukaikabu.pdf>



「プリペイドカードを 買ってきて」は詐欺!

- アダルトサイトのワンクリック請求
- サクラを使った出会い系サイト
- 身に覚えのない有料サイトの料金請求

▶不当な支払いのために、詐欺業者が「プリペイドカードを購入し、カードに書いてある番号を教えろ」と指示するトラブルがみられます。

少しでもおかしいと思ったら、
消費生活相談窓口へご相談ください。

消費者ホットライン▶ **188** (局番なし)

お近くの消費生活センター等の
相談窓口をご案内します。



Illustration: Hiroshi Hanamura



独立行政法人
国民生活センター



一般社団法人日本資金決済業協会

警察庁/金融庁/消費者庁

2015年度金融知識普及功績者一覧

〔個人の部〕

1. 横井 規子
(北海道)
 - ・ 小学校の家庭教育学級等において、「お金の使い方」や「おこづかい帳の書き方」等をテーマに、シミュレーションゲームを使用した出前授業を積極的に行うほか、地元紙でコラムを執筆するなど、金融知識の普及に貢献。
2. 横江 光良
(北海道)
 - ・ 「ライフデザイン・ライフプラン」、「公的年金の基礎知識と資産運用」、「役立つ金融経済の話」といった多岐にわたるテーマについて、中立的な視点から分かり易い講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。
3. 岡嶋 宏明
(北海道)
 - ・ 「生活設計」、「金融商品」、「社会保険・年金」、「資産運用」といった幅広いテーマについて丁寧で分かり易い講演を行うほか、地元紙でコラムを執筆するなど、金融知識の普及に貢献。
4. 有田 宏
(北海道)
 - ・ FPとしての知識と経験を活かし、「金融経済」のテーマを中心に、その時々々の話題を織り交ぜた講演に取り組むほか、「相続」、「年金」等のテーマについての講演も積極的に行うなど、金融知識の普及に貢献。
5. 齋藤 廣勝
(秋田県)
 - ・ FPとしての知識と経験を活かし、高校生から高齢者までの幅広い年齢層を対象に、それぞれの年代や地域の特性を踏まえた講演を行うほか、地元情報誌でコラムを執筆するなど、金融知識の普及に貢献。
6. 坂井 義明
(福島県)
 - ・ 司法書士としての知識と経験を活かし、「相続」、「遺言」、「成年後見人制度」等をテーマに講演を行うほか、「消費者トラブル」等について幅広い層を対象に講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。
7. 緒方 瑠美子
(茨城県)
 - ・ 消費生活相談員として培った経験等を活かし、児童・生徒や金融学習グループ等を対象に、「消費者トラブル」、「子どもの金銭教育」等をテーマとして、DVD等を活用した分かり易い講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。
8. 佐藤 実
(栃木県)
 - ・ 児童・生徒やその保護者を対象とした出前授業に積極的に取り組み、子ども達が主体的に授業に参加し、考えることができるよう工夫を凝らすほか、一般市民向けに「ライフプラン」、「金融経済」等をテーマに講演も行うなど、金融知識の普及に貢献。
9. 山崎 二郎
(千葉県)
 - ・ 中学校社会科教員を対象とした金融教育セミナーや消費者教育セミナーにおいて講師として活躍するなど、長年にわたって学校等における金融教育の推進に関与し、金融知識の普及に貢献。

- 10. 音川 敏枝
(東京都)
 - ・ FPとしての知識と経験を活かし、「年金制度」、「生活設計」を中心に幅広いテーマについて自ら工夫した資料を使った講演を行うほか、社会復帰支援の一環として、矯正施設での金融教育啓発活動にも取り組むなど、金融知識の普及に貢献。

- 11. 樋口 勝彦
(山梨県)
 - ・ 元教員の経験を活かし、主に高校生を対象に、巣立ち教室では「契約」、「クレジット」、「多重債務」等をテーマに、消費者教育講座では「生活設計」をテーマに、分かり易い講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。

- 12. 小山 正宏
(石川県)
 - ・ 老後の充実した生活に向けて「60才からの人生とお金」をテーマとした高齢者向け講演に積極的に取り組んでいるほか、元金融機関職員の経験を活かし、大学生等を対象に「保険」をテーマとした講演も行うなど、金融知識の普及に貢献。

- 13. 生川 奈美子
(三重県)
 - ・ 主に児童・生徒を対象に、自らの子育て体験等を交えながら、「おこづかい」等をテーマとした講演を積極的に行うほか、インターネットやスマートフォンに係るトラブルに関する講演にも取り組むなど、金融知識の普及に貢献。

- 14. 大石 美津子
(静岡県)
 - ・ 小学生から高齢者までの幅広い年齢層を対象に、「お金の使い方」、「キャッシュレス時代の家計管理」、「老後の生活設計」等をテーマに、受講者の年齢層や関心に合わせて分かり易い講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。

- 15. 加藤 範子
(島根県)
 - ・ FPとしての知識と経験を活かし、小学生から大学生までを対象に、子ども達の発達段階に合わせて創意工夫に富んだ出前授業を行うほか、金銭・金融教育研究校への助言も行うなど、金融知識の普及に貢献。

- 16. 小松 むつ子
(高知県)
 - ・ 小学生から高齢者までの幅広い年齢層を対象に、「お金の使い方」や「老後を楽しく生きるために」等をテーマとして、ゲームや紙芝居等を活用した講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。

- 17. 安枝 昭雄
(福岡県)
 - ・ 「金融経済」、「生活設計(エンディングノート)」等をテーマに、受講者の年齢層や関心に合わせて独自に工夫した資料を用いて講演を行うほか、金融学習グループの支援にも尽力するなど、金融知識の普及に貢献。

- 18. 坂口 真理
(熊本県)
 - ・ 消費生活相談員として培った経験等を活かし、高校生から高齢者までの幅広い年齢層を対象に、「消費者トラブル」をテーマとした講演を行うほか、特別支援学校向けの出前授業では、受講者に対応した教材の工夫に取り組むなど、金融知識の普及に貢献。

- 19. 村上 美佳子
(大分県)
 - ・ 消費生活相談員として培った経験等を活かし、幅広い年齢層を対象に、「消費者トラブル」をテーマとした講演を行うほか、消費生活相談員による劇団を結成し、自作の脚本による寸劇にも取り組むなど、金融知識の普及に貢献。

〔団体の部〕

1. 山梨県立塩山高等学校
(山梨県)
 - 全学年・全教科において金融経済教育を教科指導に積極的に取り入れ、体験学習や講演会等を活発に実施するなど、金融経済に関する基礎知識の習得、勤労観の育成、ライフプランの重要性に関する理解の向上などに取り組み、金融知識の普及・向上において着実に成果をあげている。
2. 石川県立金沢商業高等学校
(石川県)
 - 独自科目としての「金融」開設、外部講師による講演会、地元企業等での長期就業体験、模擬株式会社の運営等、商業教育を基盤とした金融経済教育の実践を通じて、金融経済に関する基礎知識の習得、勤労観の育成などに取り組み、金融知識の普及・向上において着実に成果をあげている。
3. 松山市立新玉小学校
(愛媛県)
 - 金融教育に視点をおいた教科指導や各種行事(全教員による研究授業、全校的な社会貢献活動等)の実施を通じて、お金の大切さや役割についての学習を推進するなど、金融経済に関する基礎知識の習得、社会観の育成などに取り組み、金融知識の普及・向上において着実に成果をあげている。

金融知識普及等を目的として金融機関団体等が開催した
各種事業に対する金融庁の「後援」名義使用承認状況

承認日	主 催	開催日(期間)	事 業 等 の 名 称
27/7/3	日本証券業協会	27年8月8日	教育管理職セミナー
27/7/3	日本ファイナンシャル・プランナーズ協会	27年10月～11月	平成27年度「FPの日®(全国一斉FPフォーラム)」
27/8/7	日本ファイナンシャル・プランナーズ協会	27年10月3日～4日	FPフェア2015 上手な暮らしとおかね展
27/8/7	(社)投資信託協会	27年9月12日	投信フォーラム2015(秋田)
27/8/17	特定非営利活動法人 金融知力普及協会	28年2月28日	第10回全国高校生金融経済クイズ選手権「エコノミクス甲子園」
27/8/21	日本証券業協会	27年10月3日～31日	平成27年度「投資の日」記念イベント
27/9/11	日本証券業協会	27年12月5日	徳島を築く人材育成!金融・経済セミナー
27/11/2	(社)投資信託協会	27年12月19日	投信フォーラム2015(仙台)
27/12/11	(社)投資信託協会	28年1月16日、 2月13日	投信フォーラム2016(静岡)及び 2016(広島)
28/2/23	(社)金融財政事情研究会	28年3月15日～ 29年3月31日	啓発図書『未来を一緒につくる!ファイナンシャル・プランニング技能士』寄贈事業
28/2/23	(株)日本経済新聞社	28年4月1日～ 29年3月末日	第3回日経未来投資プログラム
28/3/16	公益財団法人生命保険文化センター	28年5月19日～9 月9日	第54回中学生作文コンクール
28/3/22	金融広報中央委員会	28年8月10日、 18日	2016年度「先生のための金融教育セミナー」
28/4/4	日本ファイナンシャル・プランナーズ協会	28年4月～29年3 月	平成28年度「暮らしとお金のFP相談室」
28/4/25	金融広報中央委員会	28年5月20日 ～29年3月20日	第49回「おかねの作文」コンクール(中学生向け)

承認日	主 催	開催日(期間)	事業等の名称
28/4/25	金融広報中央委員会	28年5月20日 ～29年3月20日	第14回「金融と経済を考える」 高校生小論文コンクール
28/4/25	金融広報中央委員会	28年5月20日 ～29年3月20日	第13回金融教育に関する小論文・ 実践報告コンクール
28/5/11	日本ファイナンシャル・ プランナーズ協会	28年5月2日～10 月31日	小学生『夢をかなえる』作文 コンクール
28/5/18	(社)投資信託協会	28年6月18日	投信フォーラム2016(福島)
28/5/18	(株)日本経済新聞社	28年5月～ 29年1月	第17回日経 STOCK リーグ
28/5/23	日本証券業協会	28年8月1日 ～18日	教員向け金融経済夏期セミナー
28/5/23	全国公民科・社会科教育 研究会	28年8月2日～4 日	証券・経済セミナー
28/6/15	日本ファイナンシャル・ プランナーズ協会	28年10月～11月	平成28年度「FPの日®(全国一 斉FPフォーラム)」

金融分野におけるサイバーセキュリティ 強化に向けた取組方針(概要)

平成27年7月2日

金融庁

金融分野のサイバーセキュリティにおける課題①

金融分野のサイバーセキュリティ強化に向けた取組みの必要性

- これまでも金融機関のサイバーセキュリティ管理態勢については、システムリスク管理等の一環として、監督・検査を実施。
 - 他方、下記のとおりサイバー攻撃の脅威は、今や金融システムの安定にとって重大なリスク。個々の金融機関に留まらず、業界全体のサイバーセキュリティ強化を図ることで、金融システム全体の強靭性を高めていくことが必要。
 - 昨年11月に制定されたサイバーセキュリティ基本法では、政府は、金融も含めた重要インフラ事業者のサイバーセキュリティ確保のため、政府一丸となって、施策を講じることとされている。
- ⇒ 金融分野へのサイバー攻撃の脅威に対抗すべく今後取り組むべき方針を整理・明確化。

金融分野のサイバーセキュリティを巡る状況

イノベーションの進展に合わせた金融分野でのインターネットの利用拡大

サイバー攻撃の高度化
(手口の巧妙化、攻撃技術へのアクセスの容易化)

サイバーテロの脅威
(2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も見据えて)

金融分野のサイバーセキュリティにおける課題②

金融分野のサイバーセキュリティとして対処していくスコープ

攻撃者の動機	対象	脅威		関連する既存のリスク管理態勢
社会秩序の混乱	金融機関	金融機関・金融市場インフラの機能停止	金融機関が直接サイバー空間から攻撃されるもの	業務継続(BCM) 等
			人的(故意・過失を問わない内部者)に、システムがマルウェアに感染させられ、機能停止に陥るもの	
経済目的		機密漏洩	金融機関が直接サイバー空間から攻撃されるもの	情報セキュリティ管理 等
			人的(故意・過失を問わない内部者)に、システムがマルウェアに感染させられ、サイバー空間から機密漏洩	
		不正送金等の不正取引	金融機関のコンピュータがマルウェア(注)に感染して不正送金等の不正な取引がなされるもの	顧客保護 等
			顧客のコンピュータがマルウェアに感染して、顧客の意志に反した指示が金融機関になされるものや、フィッシング詐欺等	
	顧客			

(注) マルウェアとは、悪意のあるソフトウェアの総称。コンピュータに感染し、不正送金や情報窃取などの遠隔操作を自動的に実行するプログラム。

金融分野のサイバーセキュリティ強化に向けた5つの方針

基本的考え方

- 金融分野のサイバーセキュリティ対策の強化には、官民が一体となって取り組んでいくことが重要。
- このため金融庁は、金融機関との間で、サイバーセキュリティ確保という共通目的を有しているとの理解の下、建設的な対話を日常的に重ねていくことを目指すとともに、行政当局の立場から金融分野のサイバーセキュリティ強化に貢献するため、以下の5項目に取り組んでいく。

5つの方針

1. サイバーセキュリティに係る金融機関との建設的な対話と一斉把握
2. 金融機関同士の情報共有の枠組みの実効性向上
3. 業界横断的演習の継続的な実施
4. 金融分野のサイバーセキュリティ強化に向けた人材育成
5. 金融庁としての態勢構築

1. サイバーセキュリティに係る金融機関との建設的な対話と一斉把握

- 金融機関等のサイバーセキュリティ管理態勢がより実効性のある優れた取組みとなるよう建設的な対話を重ねる。
- この一環として、全ての金融業態・金融市場インフラに対してアンケートも活用した実態把握を今年中に実施し、業態ごとの課題について分析。
- この結果は、対話等を通じて金融機関等にフィードバックし、自己点検等に繋げていく。

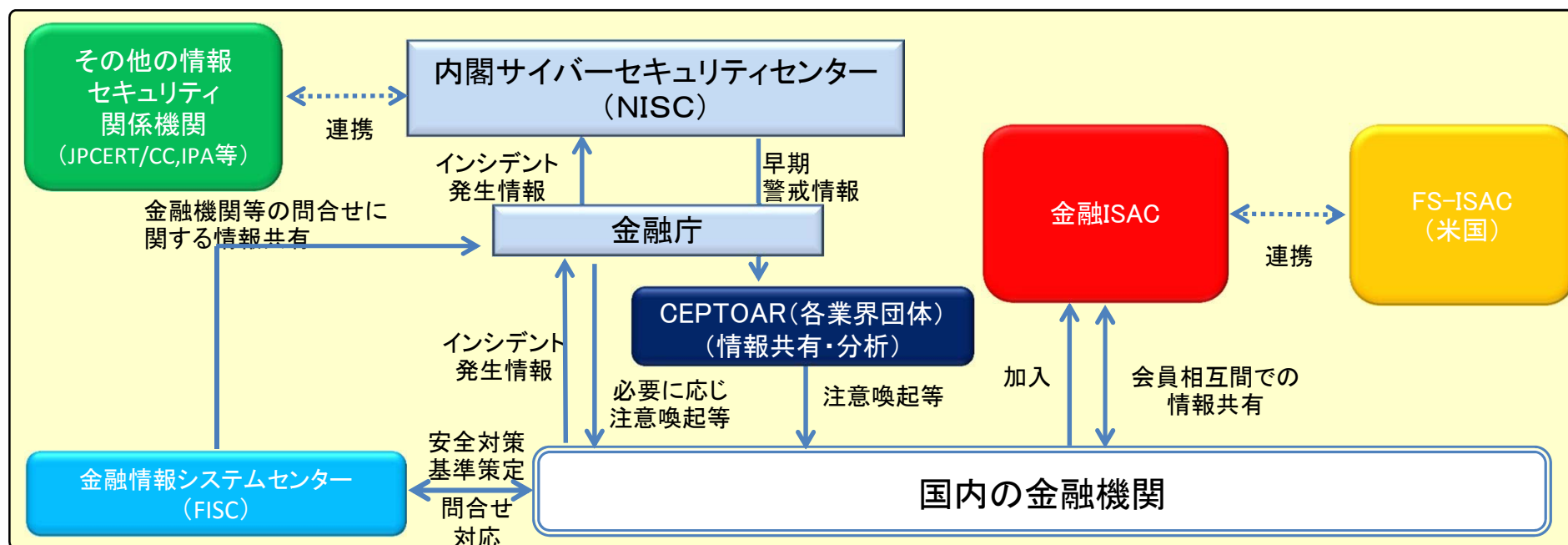
(参考)アンケートで確認する事項の全体像(イメージ)

具体的な対応

<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関・金融インフラの機能停止 	<p>特定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・サイバー攻撃から保護すべき対象(情報資産等)の把握 ・経営陣によるサイバーセキュリティ管理の重要性の認識 ・セキュリティ水準の定期的評価 ・システム開発におけるセキュリティ管理の視点の導入 等
<ul style="list-style-type: none"> ・機密漏洩 ・不正送金等の不正取引(金融機関への攻撃) 	<p>防御</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・組織内の緊急時対応・早期警戒体制の整備 ・情報共有機関等を通じた情報収集・共有体制の整備 ・多層防御(入口対策・内部対策・出口対策) ・システムの脆弱性についての適時の対応 ・コンティンジェンシープランの策定・業界横断的演習への参加 等
	<p>検知</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通信記録(ログ)等の取得・分析を含むサイバー攻撃に対する監視 等
	<p>対応・復旧</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コンティンジェンシープランに沿った適切な対応
<ul style="list-style-type: none"> ・不正送金等の不正取引(顧客への攻撃) 	<p>サービス提供の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・より安全な認証手段をはじめとする不正防止策の組合せ状況 等
	<p>顧客への働きかけ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客の利用環境のセキュリティ強化の取組み ・異常な取引等の検知・連絡 等

2. 金融機関同士の情報共有の枠組みの実効性向上

- 金融機関に対して、情報共有機関（金融ISAC等）を活用した情報収集・提供、取組み高度化（脆弱性情報の迅速な把握・防御技術の導入等）の意義について、機会を捉えて引き続き周知。
- 業界団体等（CEPTOAR）を通じた情報提供も、NISCから発信されたものに限らず、金融庁から提供すべき情報があれば、積極的に発信。
- 金融情報システムセンター（FISC）でも、安全対策基準を抜本強化した上で、基準の解釈に関する金融機関等からの問合せへの回答を「サイバーセキュリティ参考情報」と整理し、公表。



3. 業界横断的演習の継続的な実施

- サイバー攻撃への対応能力の向上には、演習を通じて実戦能力を涵養しつつ、対応態勢等の確認を行い、PDCAサイクルを回すことが有効。
- そこで、海外でも行われている演習事例を参考にしつつ、当局等の関係者を含めた業界横断的演習を速やかに実施するべく、早急に具体的方法(実施主体(他省庁・関係機関との連携を含む)、演習の目的、シナリオの内容等)を検討する。

[サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)抜粋]

(重要社会基盤事業者等におけるサイバーセキュリティの確保の促進)

第十四条 国は、重要社会基盤事業者等におけるサイバーセキュリティに関し、基準の策定、演習及び訓練、情報の共有その他の自主的な取組の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

[米国の金融分野における業界横断的演習の例]

✓ Quantum Dawn 2

米国証券金融市場協会(SIFMA)の主催で、2013年7月に実施。対象は金融機関、証券取引所、政府関係機関等。証券市場に対する同時多発的なサイバー攻撃を想定して訓練を実施。

✓ CAPP Exercise (2014)

FS-ISACの主催で、2014年9月に実施。対象は、決済サービスを提供する金融機関。支払いプロセスに対するサイバー攻撃時の対応について訓練。

[英国の金融分野における業界横断的演習の例]

✓ Waking Shark 2

イングランド銀行(BOE)を中心に、2013年11月に実施。対象は金融機関、証券取引所、政府関係機関等。証券市場に対するDDoS攻撃等を想定して訓練を実施。

4. 金融分野のサイバーセキュリティ強化に向けた人材育成

- サイバーセキュリティ強化には、対策の実装等を行う技術担当者だけでなく、経営層及びこれを支える管理部門の職員も、セキュリティに関する意識と一定の知見を有することが求められる。また、監督当局の担当者の質の向上も必要。そこで、平成27事務年度より以下の取組みを進める。
 - ✓ 金融機関の経営層の意識向上を目的としたセミナー等の開催
 - ✓ 業界団体、情報共有機関等の関係者と連携した、金融分野におけるサイバーセキュリティ人材の育成策についての検討(キャリアパス、バックグラウンドを含む適性等)。
 - ✓ 金融庁における担当者の専門性向上(外部登用と内部の人材育成)

[サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)抜粋]

(人材の確保等)

第二十一条 国は、大学、高等専門学校、専修学校、民間事業者等と緊密な連携協力を図りながら、サイバーセキュリティに係る事務に従事する者の職務及び職場環境がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、当該者の適切な処遇の確保に必要な施策を講ずるものとする。

2 (略)

[主要行等向けの総合的な監督指針(抜粋)]

Ⅲ-3-7-1-2 主な着眼点

(1) システムリスクに対する認識等

② 代表取締役は、システム障害やサイバーセキュリティ事案(以下「システム障害等」という。)の未然防止と発生時の迅速な復旧対応について、経営上の重大な課題と認識し、態勢を整備しているか。

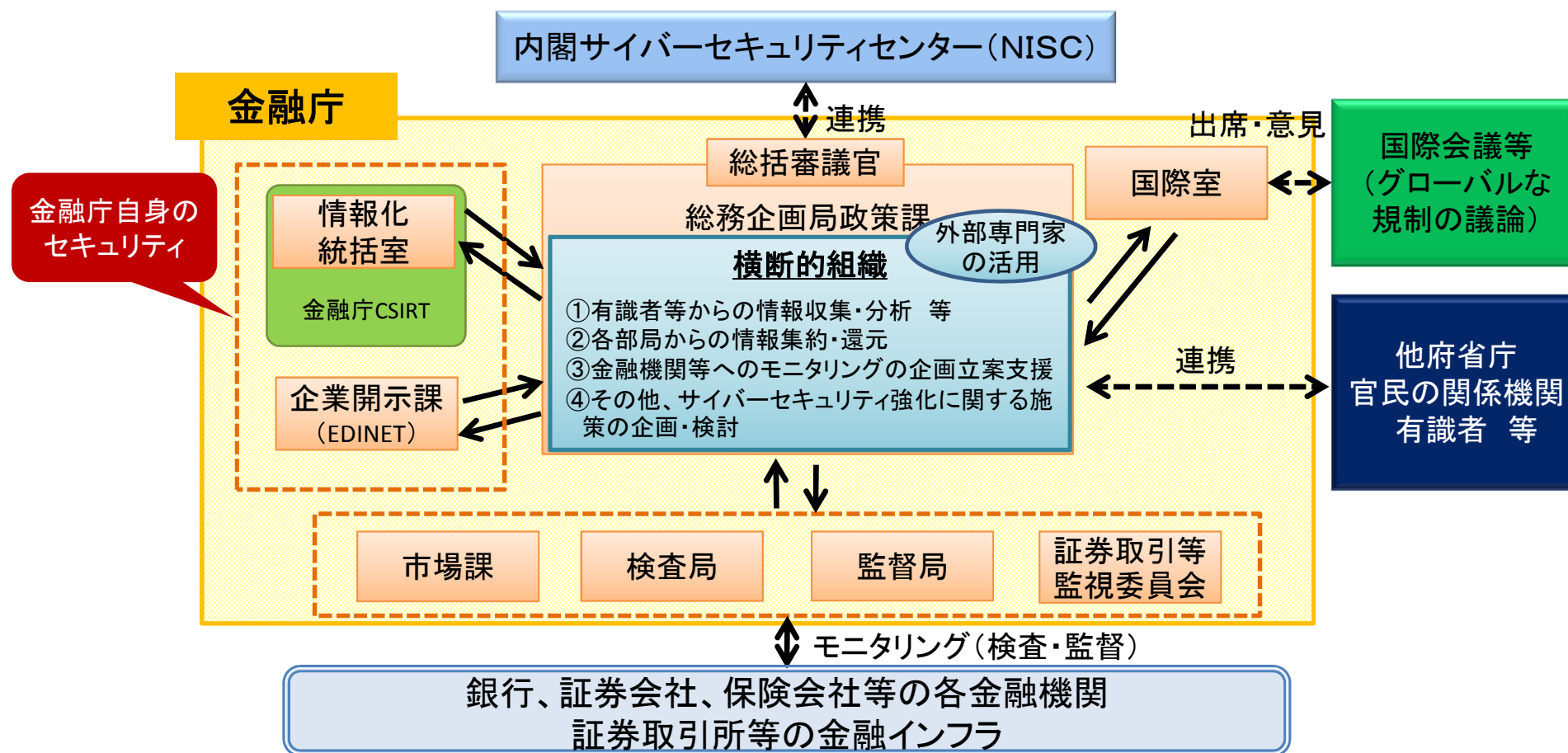
(5) サイバーセキュリティ管理

① サイバーセキュリティについて、取締役会等は、サイバー攻撃が高度化・巧妙化していることを踏まえ、サイバーセキュリティの重要性を認識し必要な態勢を整備しているか。

⑨ サイバーセキュリティに係る人材について、育成、拡充するための計画を策定し、実施しているか。

5. 金融庁としての態勢構築

- 金融システム全体におけるサイバーセキュリティを強化するため、金融庁内部において情報を一元的に集約し、外部専門家を活用しつつ知見の集積を図り、組織横断的に企画・調整を行う部署を直ちに設置する。





業態毎の進め方（27事務年度は、2段階で実施）

- 3メガ等は、既に把握済み
- フェーズ1（H27年10月～12月末まで）
 - 地銀・第二地銀、証券会社、大手以外の生損保、取引所など、合計82社と対話
- フェーズ2（H28年5月～6月）
 - フェーズ1の未実施金融機関の中から、地銀を中心に大手以外の証券会社・生損保など、合計61社と対話

実態把握の手法

- 金融機関のサイバーセキュリティ対策の状況を深掘りするため、対面でのインタビュー形式で実施。なお、インタビューを効率的に進めるため、事前に「確認項目」への回答を依頼し、その回答を分析した上でインタビューを実施。
- 「確認項目」の具体的な内容
 - ✓ サイバーセキュリティに関する経営陣の取組み
 - ✓ リスク管理の枠組み
 - ✓ サイバーセキュリティリスクへの対応態勢
 - ✓ コンティンジェンシープランの整備と実効性確保
 - ✓ サイバーセキュリティに関する監査
- サイバー攻撃のいくつかのシナリオに基づく金融機関等の対応の確認（ケーススタディ）

ここが疎かな金融機関は、対策に遅れが見られる。



・**経営層の取組が良いところは態勢整備が進んでいる**

しかしながら、殆どの金融機関において経営陣の関与が希薄（受動的）。
規程・組織体制の整備に際し、サイバーセキュリティに対する経営陣の
役割と責任を文書化する等、経営陣が陣頭指揮を執る態勢を明確にし
経営資源を適切に投下していく態勢の確立が必要。

・**サイバーセキュリティに着眼したリスク評価を実施する必要**

保護すべき重要情報や重要サービスの網羅的な洗い出しとサイバーセ
キュリティリスクの把握、自組織に必要な施策の選定と対応の優先付け
を行いPDCAを回す。

・**侵入されることを前提とした対策を強化する必要**

監視、検知能力の向上、攻撃検知時に適切な初動が取れる能力の獲得、
コンティンジェンシープランの策定と職員教育・訓練の実施。

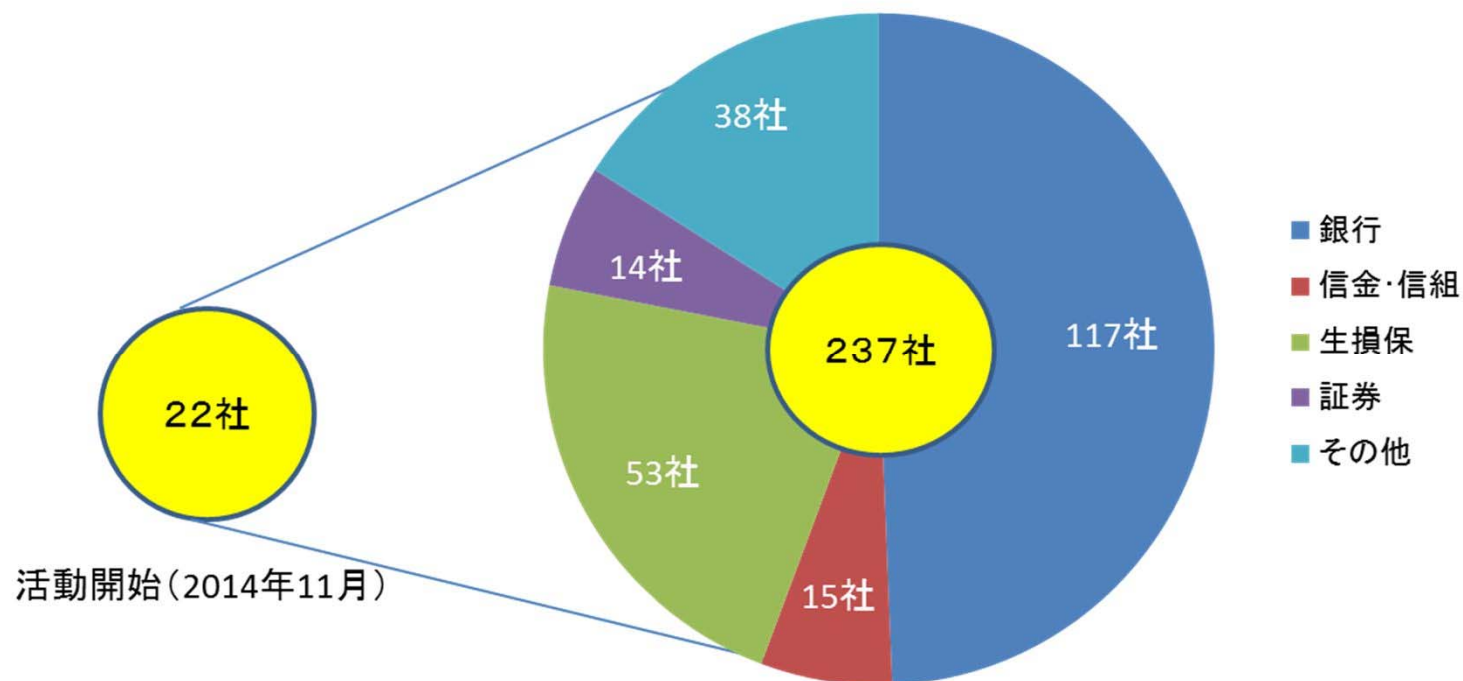
・**金融ISACをはじめとした情報共有（共助）態勢を確立する必要**

加入するだけでなく、活動に参加することが大切。人材育成にも繋がる。



金融ISACへの加盟状況

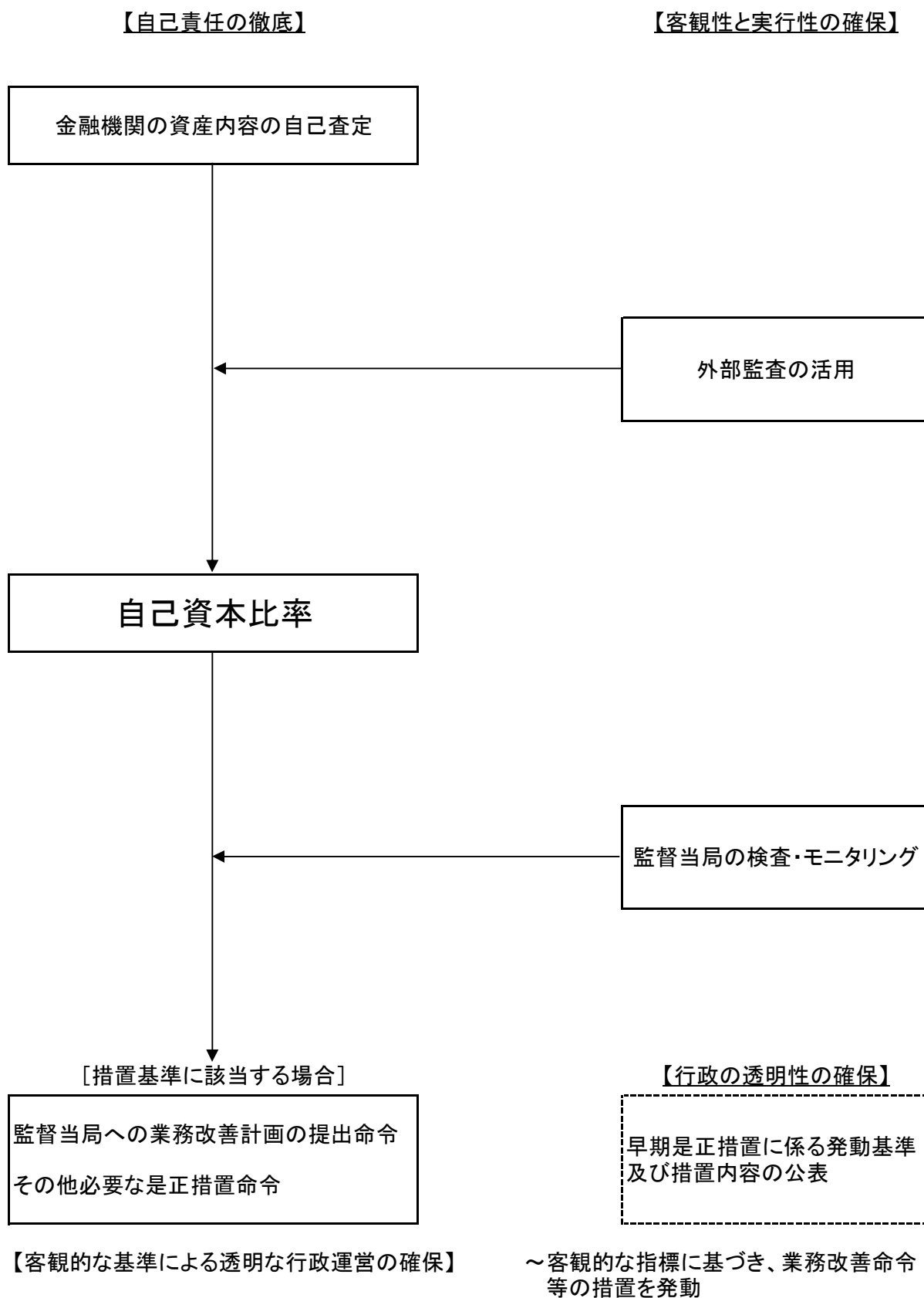
参加金融機関237社(正会員:224社、準会員:13社)の内訳



出典:金融ISACホームページ(2016年6月1日現在)

- ✓ サイバーセキュリティ2015 (2015年9月25日サイバーセキュリティ戦略本部)
金融庁において、金融機関に対し、2014年11月から本格的に活動を開始した「金融ISAC」を含む情報共有機関等を通じた情報収集・共有体制の構築を促していく。

早期是正措置の概念図



保険会社に係る早期是正措置制度の概要

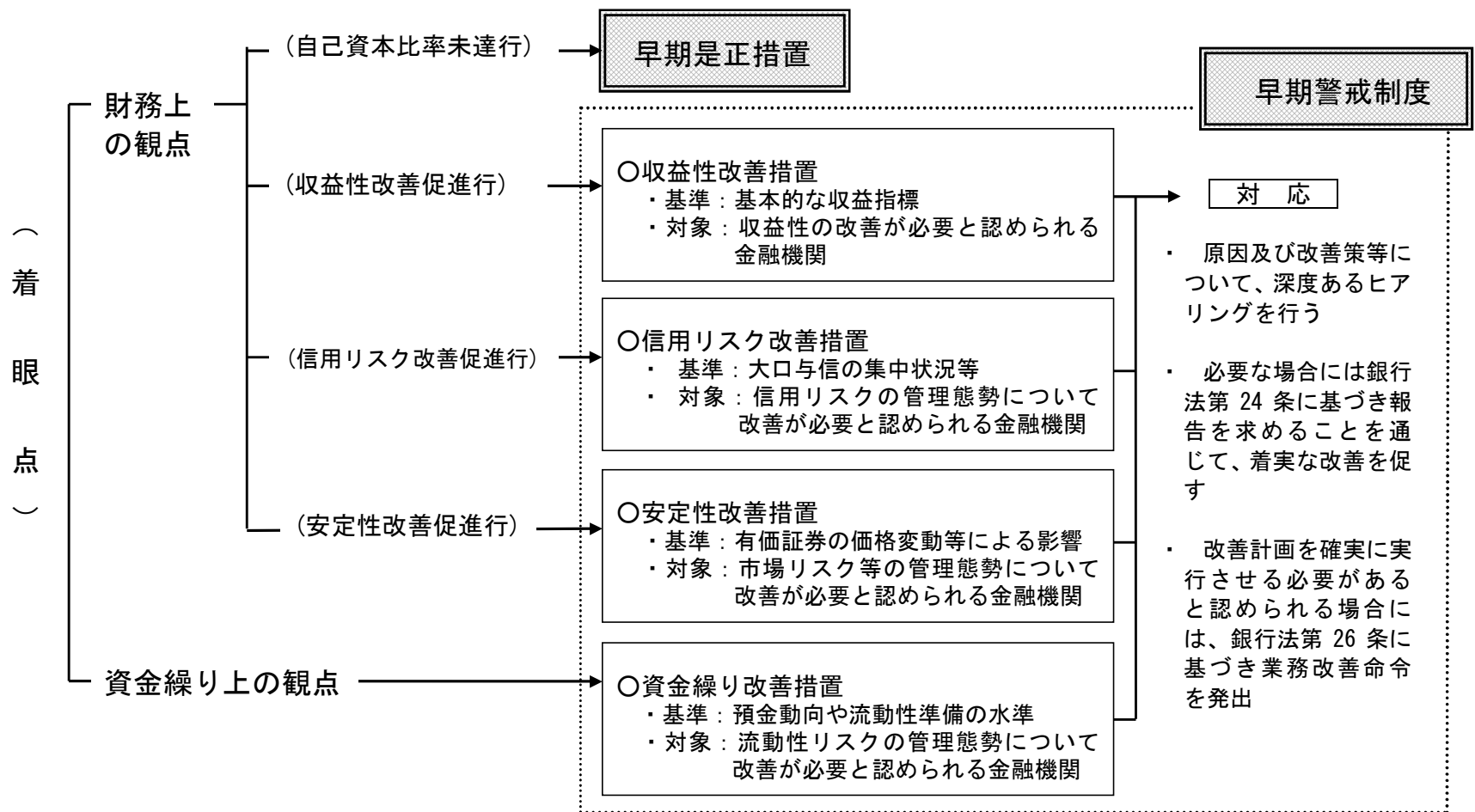
保険業法（以下、「法」）第 132 条第 2 項の保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ内閣府令・財務省令で定めることとされている命令は、概要以下の表の通り。

保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分		措置の内容
非対象区分	ソルベンシー・マージン比率 200%以上	
第一区分	ソルベンシー・マージン比率 100%以上 200%未満	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令
第二区分	ソルベンシー・マージン比率 0%以上 100%未満	次の各号に掲げる保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令 一 保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 二 配当の禁止又はその額の抑制 三 契約者配当又は社員に対する剰余金の分配の禁止又はその額の抑制 四 新規に締結しようとする保険契約に係る保険料の計算の方法（その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含む。）の変更 五 役員賞与の禁止又はその額の抑制その他の事業費の抑制 六 一部の方法による資産の運用の禁止又はその額の抑制 七 一部の営業所又は事務所における業務の縮小 八 本店又は主たる事務所を除く一部の営業所又は事務所の廃止 九 子会社等の業務の縮小 十 子会社等の株式又は持分の処分 十一 法第九十八条第一項各号に掲げる業務その他の法第九十七条の規定により行う業務に付随する業務、法第九十九条の規定により行う業務又は他の法律により行う業務の縮小又は新規の取扱いの禁止 十二 その他金融庁長官が必要と認める措置
第三区分	ソルベンシー・マージン比率 0%未満	期限を付した業務の全部又は一部の停止の命令

早期警戒制度について

○ 金融再生プログラム（抄）
 （オ）「早期警戒制度」の活用
 自己資本比率に表されない収益性や流動性等、銀行経営の劣化をモニタリングするための監督体制を整備する。

○ 意義
 金融機関の経営の健全性を確保していくための手法としては、法第 26 条第 2 項に基づき、自己資本比率による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない金融機関であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善の取組みがなされる必要がある。



1. 経緯

平成 19 事務年度においては、サブプライムローン問題や金融商品取引業者の破綻が相次いで発生した。これらを踏まえ、平成 20 年 4 月、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を改正し、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者）の財務の健全性に対するオフサイト・モニタリングの機能を強化する観点から、早期警戒制度を導入した。

なお、業者側のコストや監督行政の効率性の観点から、早期警戒のモニタリングは金融商品取引業者の規模及びリスク特性等に応じて柔軟に運用することとした。

2. 早期警戒制度の着眼点

(1) 自己資本規制比率の変動

自己資本規制比率の毎月の変動幅、変動割合について、オフサイト・モニタリングのデータ等に基づき把握し、顕在化しているリスクに関する分析等を行う。

(2) 有価証券の価格変動

金融商品取引業者の有価証券保有額について、オフサイト・モニタリングのデータ等に基づき把握し、一定の価格変動を仮定したストレステストを基に、市場リスクに関する分析等を行う。

(3) 為替変動の影響等

店頭金融先物取引を行う金融商品取引業者に対しては、為替変動の影響についてオフサイト・モニタリングのデータ等に基づき把握し、分別管理の方法やレバレッジ率、取引形態等に関する状況と照らして、為替変動によって自己資本が毀損するリスク等に関する分析等を行う。

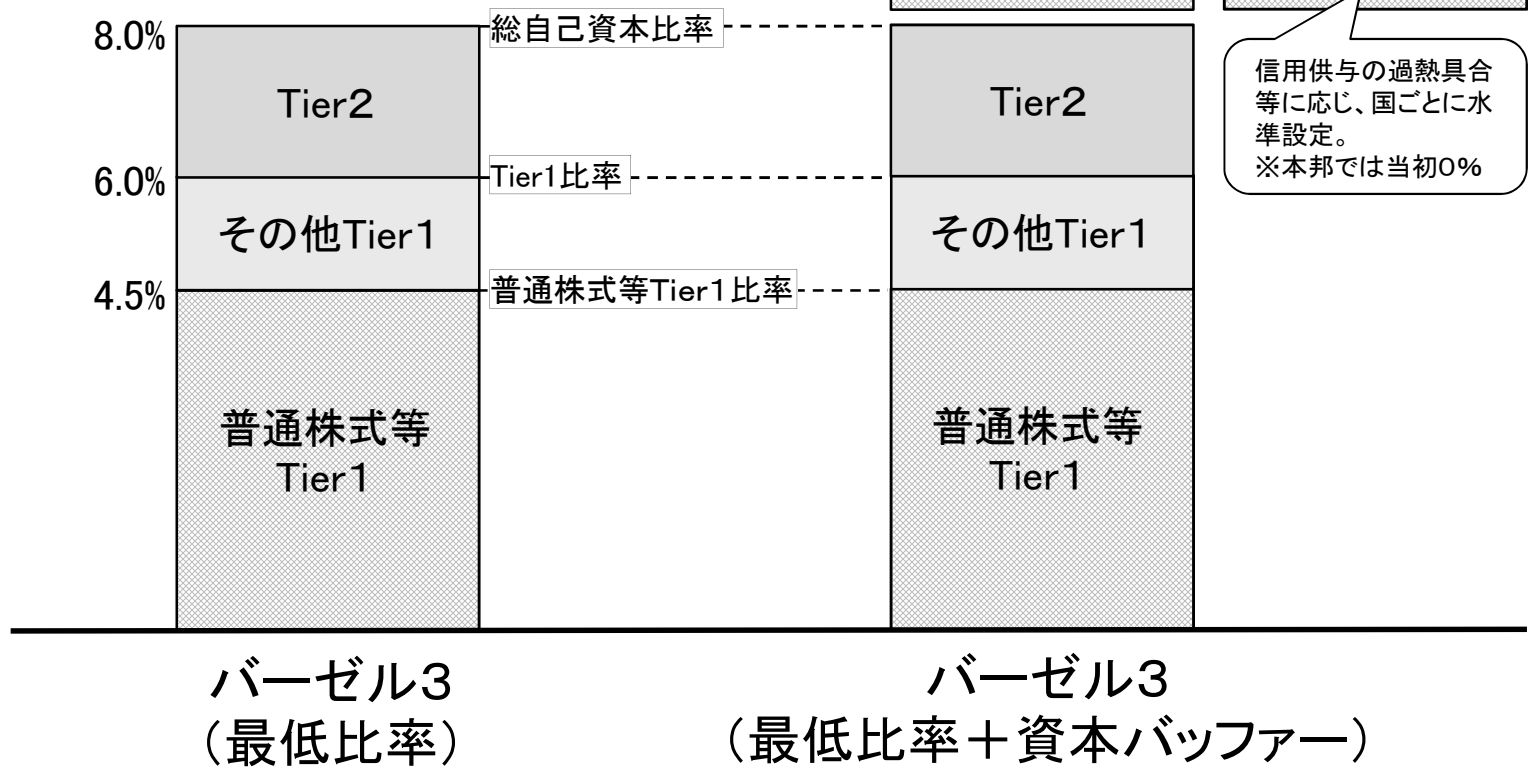
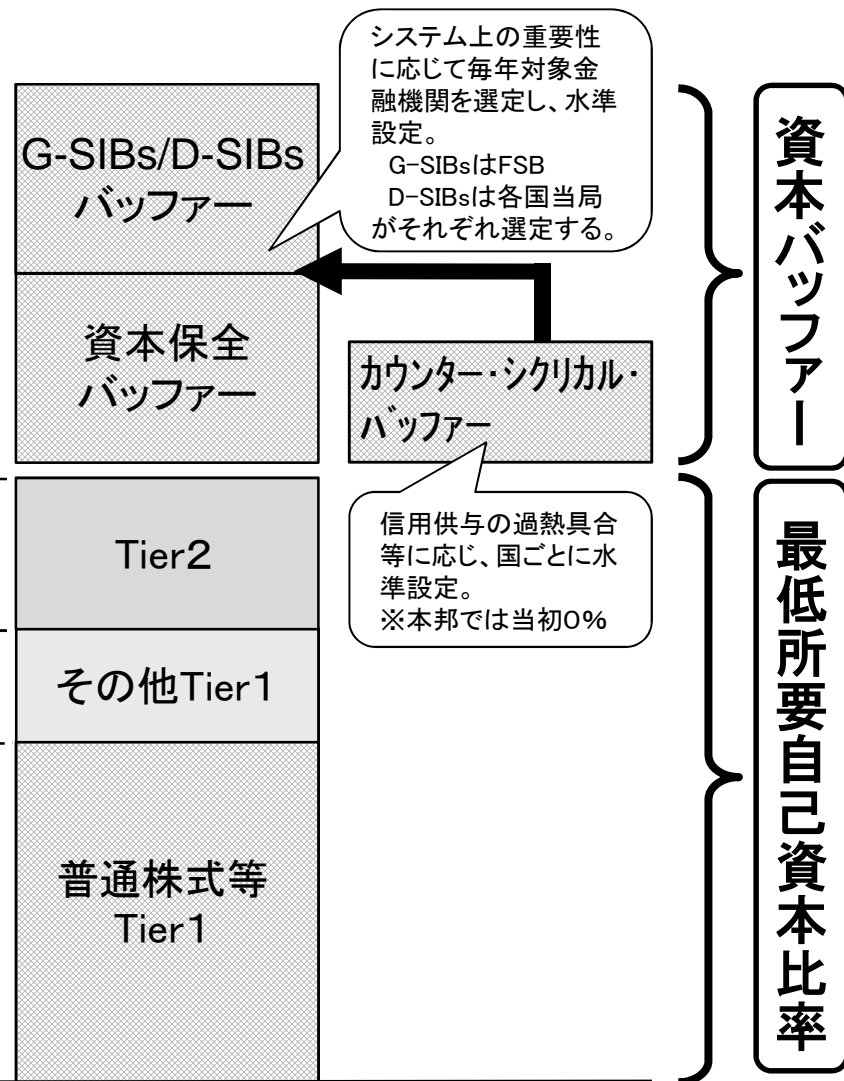
3. 監督手法・対応

上記(1)から(3)までのデータを元に、それぞれの状況についてあらかじめ設定した基準に該当することとなった場合には、当該金融商品取引業者に対し、早期警戒制度に基づくヒアリングや報告徴求等を行うことによって、早め早めにリスクを特定することとする。また、現状について改善策を確実に実行させる必要があると認められる場合には、金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

資料8-3-5 「最低所要自己資本比率」と「資本バッファ」

★数値はいずれも完全実施ベースであり、平成28年6月時点のもの。
 また、G-SIBsとD-SIBsの両方に指定された金融機関については、
 G-SIBsバッファとD-SIBsバッファのいずれか高い比率が適用される。

資本バッファの種類	本邦において必要となる 普通株式等Tier1比率
資本保全バッファ	2.5%
カウンター・シクリカル・ バッファ	0% [金融庁長官が別に指定した場合は 別に指定した比率]
G-SIBsバッファ	1%～1.5% (FSBが毎年設定)
D-SIBsバッファ	0.5%～1.5% (金融庁長官が指定)



金融上の行政処分について

○ 行政運営の基本的な考え方

- ・ 明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の徹底
- ・ 利用者保護と市場の公正性の確保に配慮した金融のルールの整備と適切な運用

○ 基本原則

行政運営の基本的な考え方に基づき、金融機関等の業態や規模の如何、外国企業であるか国内企業であるかを問わず、法令に照らして、利用者保護や市場の公正性確保に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、厳正かつ適切な処分を行っている。

○ 行政処分の公正性・透明性の確保

1. 事前にルールや解釈を明示

- ・ 検査監督上の着眼点や行政処分に関する事務の流れ等を、あらかじめ「監督指針」や「検査マニュアル」として定め、広く周知している。

(例1) 銀行において、預金等の金融商品のリスクや重要事項の提示・説明を行わずに、顧客を誤認させて取引の勧誘・販売を行った事例については、あらかじめ主要行等向け監督指針 Ⅲ-3-3「利用者保護のための情報提供・相談機能」に明確なチェックポイントが掲げてあった。

(例2) 保険会社において、保険金の不適切な不払い等があった事例でも、あらかじめ保険会社向け監督指針 Ⅱ-3-5-2(※)「保険金等支払管理態勢」、Ⅱ-3-3(※)「保険募集態勢」に明確なチェックポイントが掲げてあった。

※項目番号については、当時のものであり、現在の項目番号と異なる。

- ・ いわゆるノーアクションレター制度において、民間企業等が新規に事業や取引等を具体的に始めようとする際に、当該具体的行為が不利益処分の対象となるか等について照会を受け、回答を行っている。
また、ノーアクションレター制度を補完するものとして、「一般的な法令解釈に

係る書面照会手続」を導入し、個別事例から離れた一般的抽象的な法令解釈についての照会も可能としている。

(注1)ノーアクションレター制度の利用実績は、平成13年7月の制度導入以降、累計で55件。うち、証券取引法、同施行令に関する照会・公表は5件。

(注2)「一般的法令解釈に係る書面照会手続」におけるノーアクションレター制度との相違点

- ① 個別具体的事例から離れた一般的抽象的な法令解釈に係る照会を可能とした
- ② 個別事業者に加えて、事業者団体が自ら照会することを可能とした
- ③ 弁護士等(弁護士、公認会計士等、照会事項につき高い専門的知見を有する者)以外の者が代理人になることを可能とした

2. デュープロセスの遵守

- ・ 行政処分を行うにあたっては、行政手続法に則り、聴聞又は弁明の機会の付与を行っている。
- ・ 更に、行政手続法で定める手続きの前段階として、金融機関からの求めに応じ、意見交換を行う手続きを用意している(意見交換制度)。

(注)更に、処分に対しては、行政不服審査法第6条に基づく異議申立てや行政事件訴訟法第8条に基づく処分の取消しの訴えを提起することが可能である。

3. 透明性の確保

- ・ 行政処分については、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象金融機関等の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものを除きすべて公表している。
その際には、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を必ず明示することにより、予測可能性を高めるよう努力している。
- ・ また、行政処分事例集を取りまとめ、四半期毎に公表している。
- ・ 情報公開法の適用により、毎年多数の情報公開請求に応じている。

○ 行政処分の基準

1. 具体的にどのような処分を行うかの判断については、まず、以下のような点を検証することとしている。

- ① 当該行為の重大性・悪質性
 - ◎ 公益侵害の程度

金融機関が、例えば、顧客の財務内容の適切な開示という観点から著しく不適切な商品を組成・提供し、金融市場に対する信頼性を損なうなど公益を著しく侵害していないか。

◎利用者被害の程度

広範囲にわたって多数の利用者が被害を受けたかどうか。個々の利用者が受けた被害がどの程度深刻か。

◎行為自体の悪質性

例えば、利用者から多数の苦情を受けているにもかかわらず、引き続き同様の商品を販売し続けるなど、金融機関の行為が悪質であったか。

◎当該行為が行われた期間や反復性

当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去に同様の違反行為が行われたことがあるか。

◎故意性の有無

当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失によるものか。

◎組織性の有無

当該行為が現場の営業担当者個人の判断で行われたものか、あるいは管理者も関わっていたのか。更に経営陣の関与があったのか。

◎隠蔽の有無

問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。

◎反社会的勢力との関与の有無

反社会的勢力との関与はなかったか。関与がある場合には、どの程度か。

②当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性

◎代表取締役や取締役会の法令等遵守に関する認識や取組みは十分か。

◎内部監査部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

◎コンプライアンス部門やリスク管理部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

◎業務担当者の法令等遵守に関する認識は十分か、また、社内教育が十分になされているか。

③軽減事由

以上の他に、行政による対応に先行して、金融機関自身が自主的に利用者保護のために所要の対応に取り組んでいる、といった軽減事由があるか。

特に、金融機関が、行政当局と共有されたプリンシプルに基づき、自主的な対応を的確に行っている場合は、軽減事由として考慮するものとする。

2. 上記1の諸要因を勘案するとともに、それ以外に考慮すべき要素がないかどうかを吟味した上で、

①改善に向けた取組みを金融機関の自主性に委ねることが適切かどうか、

②改善に相当の取組みを要し、一定期間業務改善に専念・集中させる必要があるか、

③業務を継続させることが適切かどうか、

等の点について検討を行い、最終的な行政処分の内容を決定している。

○ チェック体制等

- ・ 行政処分の内容を検討するに当たっては、公平性を欠くことがないよう、過去の処分事例等を勘案するのみならず、複数の課室において慎重にチェックする態勢を採っている。
- ・ 庁内に、弁護士等により構成される独立した法令等遵守調査室及び金融庁(職員)の法令等遵守に関する情報の受付窓口を設置。
- ・ 「金融監督の原則と監督部局職員の心得(行動規範)」を策定。

○ 事後のフォローアップ

- ・ 行政処分を行うのは、金融機関の財務の健全性、業務の適切性等の確保が主眼であり、処分そのものが目的ではない。

行政処分に際して、業務改善計画の提出を求めているのは、ガバナンス、リスク管理、コンプライアンス等について、金融機関が自ら抜本的な態勢の改善に取組み、その効果が将来にわたって持続的に発揮されることを期待しているため。

このような観点から、当庁においては、金融機関の業務改善に向けた取組みをフォローアップし、その改善努力を促すことに注力している。

(以上)

資料8-4-2

行政処分件数(平成14年4月～平成27事務年度)

	13事務年度 (14年4月1日～ 6月30日)	14事務年度	15事務年度	16事務年度	17事務年度	18事務年 度	19事務年 度	20事務年 度	21事務年 度	22事務年 度	23事務年 度	24事務年 度	25事務年 度	26事務年 度	27事務年 度	合計
主要行等	3	3	11	2	8	5	0	3	6	2	2	0	4	0	0	49
その他銀行	0	1	1	1	0	0	0	1	2	3	0	0	0	0	0	9
外国銀行支店等	0	0	9	11	10	1	0	0	2	1	1	2	1	3	0	41
地域銀行等	0	10	20	18	13	10	2	4	4	1	0	1	0	0	0	83
銀行代理業者	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
信用金庫	0	1	4	2	13	20	9	2	4	4	2	0	0	0	0	61
信用組合	0	0	4	2	2	3	3	2	0	1	0	1	0	0	0	18
農水系統	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
労働金庫	0	11	10	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25
信託会社	0	0	0	0	0	0	1	2	5	8	4	0	0	0	0	20
資金業者	1	9	10	6	11	11	4	9	3	1	0	0	0	0	0	65
特定目的会社	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
前払式支払手段発行者	2	0	0	6	3	8	0	0	0	0	0	2	0	0	0	21
資金移動業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	3
抵当証券業者	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	2
第一種金融商品取引業者	10	22	26	29	139	26	33	23	21	13	33	15	6	5	21	422
第二種金融商品取引業者	0	0	3	2	1	2	0	6	17	9	2	9	11	8	9	79
投資助言・代理業者	2	1	2	2	7	9	13	10	19	22	6	12	18	2	5	130
投資運用業者	0	0	0	1	6	6	5	5	7	3	8	6	8	0	0	55
投資法人	0	0	0	0	1	6	1	1	0	0	0	0	0	0	0	9
金融商品仲介業者	0	0	0	0	2	1	0	2	2	2	0	2	0	1	0	12
証券金融会社	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
登録金融機関	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2
信用格付業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
生命保険会社	0	3	4	3	4	1	1	10	3	0	0	0	0	0	0	29
損害保険会社	2	5	2	1	31	17	0	0	2	0	0	0	0	0	0	60
特定保険業者	0	0	0	0	0	3	5	7	0	0	0	0	0	0	0	15
少額短期保険業者等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
生命保険募集人	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
損害保険代理店	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	4
合計	20	66	107	90	253	129	80	87	104	70	58	53	49	22	35	1223
うち業務停止以上	9	20	29	30	91	40	33	26	40	30	23	22	20	8	17	438

(注1)ここでいう行政処分とは、金融庁及び財務局等から発出・公表を行った不利益処分等(勧告、業務改善命令、是正命令、戒告、計画変更命令、業務改善指示、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令、役員解任命令等)をいう。

(注2)複数の行政処分(例:業務停止命令と業務改善命令)を同時に行った場合はそれぞれ1件としている。

(注3)金融商品仲介業者(19年9月以前は証券仲介業者)の件数は、16年4月より証券仲介業者制度が導入されたため、16年4月からの計上となっている。

(注4)少額短期保険業者等の件数は、18年4月より少額短期保険業者制度が導入されたため、18年4月からの計上となっている。

(注5)合計欄のうち業務停止以上とは、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令のいずれかをいう。

(注6)主要行等及び地域銀行等の件数はそれぞれ銀行持株会社に対する行政処分の件数を含む。

(注7)前払式支払手段発行者のうち22年4月以前の件数は、前払式証券発行者の処分件数。

(注8)資金移動業者の処分件数は、22年4月より資金決済法が施行されたため、22年4月からの計上となっている。

(注9)第一種金融商品取引業者のうち19年9月以前の件数は、証券会社と金融先物取引業者の処分件数の合計。

(注10)第二種金融商品取引業者のうち19年9月以前の件数は、商品投資販売業者の処分件数。

(注11)投資助言・代理業者のうち19年9月以前の件数は、投資一任業務を営む者以外の投資顧問業者の処分件数。

(注12)投資運用業者のうち19年9月以前の件数は、投資信託委託業者及び投資一任業務を営む認可投資顧問業者の処分件数の合計。

主要行等の平成28年3月期決算の概要

1. 損益の状況（グループ連結ベース）

- 28年3月期は、債券等関係損益が増加したものの、預貸金利回りの悪化等により資金利益が減少したことや与信関係費用が増加したことなどにより、当期純利益は前期に比べ5.4%の減少。

(単位：億円)

	26年3月期	27年3月期	28年3月期	前期比
連結業務粗利益	102,382	111,088	108,941	▲ 2,147
資金利益	52,830	56,616	53,443	▲ 3,173
役務取引等利益	31,280	33,444	33,919	475
その他業務利益	7,272	9,357	9,675	318
うち債券等関係損益(※※)	1,831	3,209	4,107	898
経費	▲ 60,346	▲ 65,336	▲ 65,953	▲ 617
連結業務純益	42,042	45,701	42,684	▲ 3,017
与信関係費用(※)	2,069	▲ 1,396	▲ 4,390	▲ 2,994
株式等関係損益	3,470	3,420	3,889	469
うち株式等償却(※※)	▲ 652	▲ 218	▲ 764	▲ 546
当期純利益	29,506	28,820	27,240	▲ 1,580

※ 与信関係費用について、正の値は益を、負の値は損を表す。 ※※ 債券等関係損益、株式等償却については銀行単体ベース。

(参考)	26年3月期	27年3月期	28年3月期
貸出金(末残)	273.4兆円	288.8兆円	295.3兆円

(注) 貸出金は銀行単体ベースの銀行勘定計

2. 不良債権の状況（銀行単体ベース）

- 不良債権額は27年3月期に比べ減少、不良債権比率も低下。
(いずれも平成11年3月期の金融再生法に基づく開示以降で最低)

	26年3月期	27年3月期	28年3月期
不良債権額	4.0兆円	3.5兆円	3.1兆円
不良債権比率	1.33%	1.10%	0.97%

3. 自己資本比率の状況（グループ連結ベース）

- 国際統一基準行の総自己資本比率、Tier1比率、普通株式等Tier1比率は、27年3月期に比べ上昇。
○ 国内基準行の自己資本比率は、公的資金の返済を進めたことに伴い、27年3月期に比べ低下。

(国際統一基準行：4グループ)

(国内基準行：3グループ)

	27年3月期	28年3月期		27年3月期	28年3月期
総自己資本比率	15.63%	16.17%	自己資本比率	13.95%	13.30%
Tier1比率	12.33%	13.21%			
普通株式等Tier1比率	10.70%	11.38%			

(注) 記載金額・比率は、四捨五入して表示。

地域銀行の平成28年3月期決算の概要

1. 損益の状況（銀行単体ベース）

- 実質業務純益は、資金利益の減少等により、前年同期に比べ、1.8%の減益。
- 当期純利益は、与信関係費用の減少及び株式等関係損益の増加等により、前年同期に比べ、10.3%の増加。

(単位：億円)

	26年3月期	27年3月期	28年3月期	前年同期比
業務粗利益	47,808	47,547	46,842	▲705
資金利益	41,048	40,242	39,813	▲429
役務取引等利益	5,097	5,550	5,471	▲79
債券等関係損益	926	909	856	▲54
うち、債券等償却	▲41	▲24	▲57	▲33
経費	▲31,171	▲31,357	▲30,936	420
実質業務純益	16,636	16,190	15,905	▲284
与信関係費用(※)	▲1,788	▲937	▲872	65
株式等関係損益	1,256	1,158	1,609	450
うち、株式等償却	▲63	▲28	▲95	▲67
当期純利益	10,709	10,629	11,729	1,100

※ 与信関係費用について、正の値は益を、負の値は損を表す。

(参考)

	26年3月期	27年3月期	28年3月期
貸出金(末残)	225.5兆円	233.8兆円	242.0兆円

2. 不良債権の状況（銀行単体ベース）

- 不良債権額は27年3月期に比べ減少、不良債権比率も低下。
(いずれも平成11年3月期の金融再生法に基づく開示以降で最低)

	26年3月期	27年3月期	28年3月期
不良債権額	6.2兆円	5.6兆円	5.2兆円
不良債権比率	2.72%	2.38%	2.13%

3. 自己資本比率の状況（銀行単体ベース）

- 自己資本比率は、27年3月期に比べ、低下。

(国際統一基準行：11行)

	27年3月期	28年3月期
総自己資本比率	14.64%	14.10%
Tier1比率	13.00%	13.19%
普通株式等Tier1比率	12.96%	13.16%

(国内基準行：95行)

	27年3月期	28年3月期
自己資本比率	10.50%	10.20%

(注1) 記載金額・比率は、四捨五入して表示。

(注2) 28年3月期の集計対象は106行(地方銀行64行、第二地方銀行41行及び埼玉りそな銀行)

(注3) 与信関係費用・不良債権の計数には、再生専門子会社分を含む。

(注4) 平成28年3月期より、国内基準行のうち一行が、国際統一基準行に移行。

平成 27 年 9 月 30 日
金融庁

銀行持株会社の設立認可について

本日、株式会社肥後銀行及び株式会社鹿児島銀行に対し、銀行法第 52 条の 17 第 1 項の規定に基づき、銀行を子会社とする持株会社「株式会社九州フィナンシャルグループ」の設立を認可しました。

(参考) 銀行持株会社の概要

1. 商 号 : 株式会社九州フィナンシャルグループ
2. 本店所在地 : (本店) 鹿児島県鹿児島市金生町 6 番 6 号
(本社) 熊本県熊本市中央区練浜町 1 番地
3. 代 表 者 : 代表取締役会長 甲斐 隆博
代表取締役社長 上村 基宏
4. 資 本 金 : 360 億円
5. 役職員数(予定) : 103 名
6. 設 立 予 定 日 : 平成 27 年 10 月 1 日

お問い合わせ先

九州財務局 Tel 096-353-6351
金融監督第一課

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)
監督局銀行第二課
(内線 3365、3394)

平成 28 年 3 月 31 日
金 融 庁

銀行持株会社の設立認可について

本日、株式会社横浜銀行及び株式会社東日本銀行に対し、銀行法第 52 条の 17 第 1 項の規定に基づき、銀行を子会社とする持株会社「株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ」の設立を認可しました。

(参考) 銀行持株会社の概要

1. 商 号 : 株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ
2. 本店所在地 : 東京都中央区日本橋二丁目 7 番 1 号
3. 代 表 者 : 代表取締役社長 寺澤 辰磨
代表取締役副社長 石井 道遠
代表取締役 大矢 恭好
4. 資 本 金 : 1,500 億円
5. 役職員数(予定) : 105 名
6. 設 立 予 定 日 : 平成 28 年 4 月 1 日

お問い合わせ先

関東財務局 Tel 048-600-1145
金融監督第一課

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)
監督局銀行第二課
(内線 3320、3393)

平成 28 年 3 月 29 日
金融庁

銀行持株会社に対する子会社取得の認可について

本日、株式会社東京TYフィナンシャルグループに対して、株式会社新銀行東京を子会社とすることについて銀行法第 52 条の 23 第 6 項の規定に基づき認可しました。

お問い合わせ先

関東財務局 Tel 048-600-1144
金融監督第一課

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)
監督局銀行第二課
(内線 3320、3393)



平成 28 年 3 月 29 日
金融庁

銀行持株会社に対する子会社取得の認可について

本日、トモニホールディングス株式会社に対して、株式会社大正銀行を子会社とすることについて銀行法第 52 条の 23 第 6 項の規定に基づき認可しました。

お問い合わせ先

四国財務局 Tel 087-831-2131
金融監督第一課

金融庁 Tel 03-3506-6000 (代表)
監督局銀行第二課
(内線 3365、3413)

資料 9-2-7

リスク管理債権、金融再生法に基づく資産査定、自己査定の違い

	リスク管理債権	金融再生法に基づく資産査定	自己査定
目的	ディスクロージャー	ディスクロージャー	適正な償却・引当を行うための準備作業
対象資産	貸出金	総与信（貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返、有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る））	総資産（ただし、当局による集計結果は、総与信ベース）
区分方法	債権の客観的な状況による区分 （＝債権ベース、但し、一部金融機関においては、金融再生法と同様の債務者ベースによる区分を実施） （破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権、貸出条件緩和債権）	債務者の状況に基づく区分 （＝債務者ベース） （破産更生等債権、危険債権、要管理債権、正常債権）	債務者の状況に基づき区分（破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先、正常先）した上で担保による保全状況等を勘案して、実質的な回収可能性に基づき分類 （Ⅰ～Ⅳ分類）
担保・引当が一部分の扱い	担保・引当カバー部分も含まれている。	担保・引当カバー部分も含まれている。	担保のカバー状況は分類において勘案される。

リスク管理債権、再生法開示債権及び自己査定の関係

リスク管理債権	再生法開示債権	自己査定
銀行法等に基づく開示	再生法等に基づく開示	適切な償却・引当を行うための準備作業
対象：貸出金	対象：貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返等	対象：総資産
担保・引当カバー分を含む	担保・引当カバー分を含む	担保のカバー状況は分類において勘案
破綻先債権 未収利息不計上貸出金のうち、更生手続き開始等の事由が生じているもの 延滞債権 未収利息不計上貸出金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外のもの	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権 危険債権 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権	破綻先実質破綻先 第Ⅰ分類 第Ⅱ分類 第Ⅲ分類 第Ⅳ分類 破綻懸念先 第Ⅰ分類 第Ⅱ分類 第Ⅲ分類
3カ月以上延滞債権 元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸出債権（破綻先債権、延滞債権に該当するものを除く） 貸出条件緩和債権 経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権（上記に該当するものを除く）	要管理債権 3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権	要注意先 第Ⅰ分類 第Ⅱ分類 正常先 第Ⅰ分類
~	~	~
~	~	~

自己査定における債権分類基準

		高い ← 回収の可能性 → 低い			
債務者区分	担保などの分類	(保証協会などの保証) (優良・国債などの担保) (優良・国債などの担保)	一般担保(不動産担保等)		担保なし
			相当額の見込額 % (処分可能の見込額 %)	相当額の見込額 % (見込額との差額 %)	
不良 ↑ 財務内容 ↓ 健全	破綻先	I	II	III	IV
	実質破綻先	I	II	III	IV
	破綻懸念先	I	II	III	III
	要管理先	I	II	II	II
	要注意先	I	II	II	II
	正常先	I	I	I	I

IV (第4分類):回収不能債権

III (第3分類):回収に重大な懸念のある債権

II (第2分類):回収に注意を要する債権

I (第1分類):正常債権

破綻先 法的・形式的な経営破綻の事実が発生している先をいい、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、手形交換所の取引停止処分などの事由により経営破綻に陥っている債務者

実質破綻先 法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状態にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者

破綻懸念先 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要注意先 金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者

うち要管理先 要注意先債務者のうち、「3カ月以上延滞債権」にかかる債務者又は「貸出条件緩和債権」にかかる債務者

正常先 業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

平成 28 年 8 月 12 日
 金融庁

平成 28 年 3 月期における金融再生法開示債権の状況等（ポイント）

1. 金融再生法開示債権の状況

平成 28 年 3 月期の全国銀行の金融再生法開示債権残高は 8.4 兆円であり、平成 27 年 3 月期の 9.1 兆円に比べ 0.8 兆円の減少となっています。

（参考）平成 28 年 3 月期における金融再生法開示債権の増減要因（単位：兆円）

金融再生法開示債権	▲0.8
うち 要管理債権	▲0.5
[増加要因] 債務者の業況悪化等に伴う新規発生 危険債権以下からの上方遷移 (債務者の業況改善+0.1 再建計画の策定等+0.0)	+0.4 +0.1 (増加要因計 +0.5)
[減少要因] 正常債権化 (債務者の業況改善▲0.3 再建計画の策定等▲0.1) 危険債権以下への下方遷移 返済等 (*)	▲0.4 ▲0.4 ▲0.1 (減少要因計 ▲0.9)
うち 危険債権以下	▲0.3
[増加要因] 債務者の業況悪化等に伴う新規発生 要管理債権からの下方遷移	+1.2 +0.4 (増加要因計 +1.7)
[減少要因] オフバランス化等 (*) (債権流動化等▲1.3、正常債権化及び要管理債権への上方遷移▲0.6)	▲1.9 (減少要因計 ▲1.9)

* 「返済等」「オフバランス化等」には、返済のほか統計上生じる誤差脱漏が含まれます。

（注）銀行に対するアンケート調査により把握したものです。

2. 個別貸倒引当金の状況

平成 28 年 3 月期の全国銀行の個別貸倒引当金残高は 1.8 兆円であり、平成 27 年 3 月期の 1.7 兆円と比べ 0.1 兆円の増加となっています。

3. 不良債権処分損の状況

平成 28 年 3 月期の全国銀行の不良債権処分損（不良債権の処理に伴う損失）は、平成 27 年 3 月期の 0.1 兆円の損失から 0.2 兆円悪化し、0.3 兆円の損失となっています。

（注）計数は全て、百億円単位を四捨五入して記載しています。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）

監督局総務課監督調査室

（内線 2688、3312）

（表 1）金融再生法開示債権等の推移

（Excel）（PDF：70KB）

（表 2）全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因

（Excel）（PDF：36KB）

（表 3）金融再生法開示債権の保全状況の推移

（Excel）（PDF：54KB）

（表 4）担保不動産の評価額（処分可能見込額）と売却実績額の推移

（Excel）（PDF：33KB）

（表 5）不良債権処分損等の推移（全国銀行）

（Excel）（PDF：53KB）

（表 6）リスク管理債権額等の推移

（Excel）（PDF：83KB）

（表 7）自己査定による債務者区分の推移

（Excel）（PDF：39KB）

(表1) 金融再生法開示債権等の推移

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期	27年9月期	28年3月期	
① 担保・ 担保債 権注	総負債(億円)	3,269,620	2,873,530	2,693,570	2,593,000	2,631,590	2,662,870	2,704,100	2,757,540	2,771,990	2,798,260	2,858,960	2,899,090	2,749,260	2,699,540	2,625,590	2,639,270	2,628,610	2,704,700	2,694,570	2,867,610	2,907,090	3,018,050	3,083,250	3,199,450	3,225,480	3,246,040	
	金融再生法開示債権(億円)	283,850	206,800	138,020	75,600	62,290	46,940	39,500	41,440	40,780	38,590	43,420	48,080	51,840	50,310	49,560	48,600	47,790	49,830	49,460	50,970	44,420	40,160	35,100	35,150	31,740	31,490	
	破産更生等債権(億円)	35,290	22,100	14,940	10,580	7,760	5,180	4,380	4,050	4,450	4,490	8,240	11,610	10,830	9,290	7,600	6,650	5,600	5,370	5,370	5,640	4,900	3,420	2,990	2,890	3,870	3,900	
	危険債権(億円)	129,790	67,740	53,270	37,470	31,760	19,020	16,110	19,550	21,420	17,130	21,420	25,000	29,650	29,120	28,650	26,580	27,280	29,340	29,180	29,140	25,230	23,760	20,520	18,330	16,160	17,940	
	管理債権(億円)	118,770	116,960	69,810	27,550	22,800	22,750	19,020	17,850	14,900	16,970	13,760	11,470	11,360	11,900	13,310	15,370	14,920	15,120	14,920	16,180	14,290	12,980	11,590	13,930	11,710	9,650	
	正常債権(億円)	2,985,770	2,666,730	2,555,550	2,517,400	2,569,300	2,615,930	2,664,590	2,716,090	2,731,210	2,759,670	2,815,540	2,851,010	2,697,420	2,649,220	2,576,030	2,590,670	2,580,810	2,654,870	2,645,110	2,816,650	2,862,670	2,977,890	3,048,160	3,164,300	3,193,750	3,214,550	
	不良債権比率(%)	8.7	7.2	5.1	2.9	2.4	1.8	1.5	1.5	1.5	1.4	1.5	1.7	1.9	1.9	1.9	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.5	1.3	1.1	1.1	1.0	1.0	
	不良債権処分額(兆円)	7.7	5.1	3.5	2.0	▲0.2	▲0.3	▲0.2	▲0.3	0.4	0.4	0.4	0.8	1.9	0.6	1.0	0.1	0.4	0.0	0.3	0.0	0.2	▲0.2	▲0.3	▲0.0	▲0.0	0.2	
	実質業務利益(兆円)	4.2	4.1	4.0	3.9	2.0	3.9	3.5	1.6	3.5	1.6	3.3	1.4	2.7	1.4	2.9	1.8	3.2	1.7	3.2	1.8	3.3	1.5	2.9	1.8	3.2	1.6	3.0
	② 銀行 債権注	総負債(億円)	2,503,960	2,406,670	2,254,850	2,176,790	2,211,090	2,241,680	2,272,530	2,319,430	2,333,780	2,355,220	2,413,270	2,444,980	2,300,590	2,256,270	2,191,390	2,206,870	2,195,810	2,274,270	2,255,940	2,409,040	2,450,010	2,546,870	2,606,160	2,701,620	2,718,050	2,727,740
金融再生法開示債権(億円)		218,120	176,690	118,490	64,630	53,680	40,650	33,800	35,090	35,190	33,300	38,440	41,130	42,530	40,630	40,760	40,740	40,740	42,090	42,100	43,150	37,900	34,660	30,650	31,830	29,430	29,420	
破産更生等債権(億円)		25,260	18,500	12,710	9,270	6,600	4,580	3,940	3,460	3,740	3,800	6,410	8,930	8,040	6,880	5,800	5,070	4,260	4,130	4,150	4,530	4,090	3,100	2,770	2,710	3,500	3,700	
危険債権(億円)		101,890	58,530	44,600	31,830	27,350	17,020	14,340	16,840	18,770	15,230	19,400	21,520	24,460	23,840	23,600	22,080	22,950	24,360	24,290	23,990	21,180	20,290	17,720	16,400	14,950	16,640	
管理債権(億円)		90,980	99,660	61,170	23,530	19,730	19,050	15,520	14,800	12,680	14,270	12,630	10,670	10,030	9,910	11,360	13,600	13,530	13,600	13,660	14,630	12,640	11,270	10,170	12,720	10,980	9,090	
正常債権(億円)		2,285,840	2,229,980	2,136,360	2,112,170	2,157,420	2,201,040	2,238,730	2,284,340	2,298,580	2,321,920	2,374,840	2,403,860	2,258,060	2,215,650	2,150,630	2,166,120	2,155,070	2,232,180	2,223,850	2,365,890	2,412,110	2,512,210	2,575,500	2,669,800	2,688,630	2,698,320	
不良債権比率(%)		8.7	7.3	5.3	3.0	2.4	1.8	1.5	1.5	1.5	1.4	1.6	1.7	1.8	1.8	1.9	1.8	1.9	1.9	1.9	1.8	1.5	1.4	1.2	1.2	1.1	1.1	
不良債権処分額(兆円)		6.2	4.6	3.3	1.9	▲0.2	▲0.3	▲0.1	0.2	0.4	0.7	1.6	0.5	0.9	0.1	0.3	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0	0.2	▲0.2	▲0.3	0.0	▲0.0	0.2	
実質業務利益(兆円)		3.3	3.4	3.2	3.1	1.7	3.1	1.2	2.7	1.3	2.6	1.1	2.3	1.2	2.5	1.6	2.7	1.5	2.7	1.5	2.8	1.2	2.4	1.3	2.6	1.3	2.4	
③ 担保債 権注		総負債(億円)	346,260	74,770	64,970	62,440	65,560	71,780	80,780	87,010	92,000	95,750	98,320	90,510	84,440	80,780	77,420	68,920	70,320	71,740	70,720	73,360	69,830	70,120	69,840	71,250	70,610	69,270
	金融再生法開示債権(億円)	27,420	4,360	1,860	1,500	1,210	640	490	610	840	930	1,510	2,860	2,920	5,050	4,580	4,070	3,470	4,050	3,740	3,490	2,900	2,450	1,620	990	620	580	
	破産更生等債権(億円)	5,620	490	290	90	80	10	40	10	100	80	740	1,270	1,820	1,540	1,100	740	610	570	560	460	370	170	90	50	60	50	
	危険債権(億円)	11,300	1,920	1,280	1,280	890	390	230	400	550	460	460	1,370	840	3,040	3,000	2,910	2,490	3,090	2,950	2,780	2,270	2,030	1,370	780	490	460	
	管理債権(億円)	10,500	1,940	290	150	230	230	210	200	190	390	310	220	460	470	490	420	370	390	230	260	270	250	160	160	70	60	
	正常債権(億円)	318,840	70,410	63,110	60,940	64,360	71,140	80,290	86,400	91,160	94,820	96,810	87,650	81,520	75,730	72,830	64,850	66,850	67,690	66,980	69,870	66,930	67,670	68,220	70,260	69,540	68,690	
	不良債権比率(%)	7.9	5.8	2.9	2.4	1.8	0.9	0.6	0.7	0.9	1.0	1.5	3.2	3.5	6.2	5.9	5.9	4.9	5.6	5.3	4.8	4.2	3.5	2.3	1.4	0.9	0.8	
	不良債権処分額(兆円)	0.7	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	0.0	0.1	0.2	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	
	実質業務利益(兆円)	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	▲0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	
	④ 銀行 債権注	総負債(億円)	419,400	392,090	373,750	353,770	354,940	349,410	350,790	351,100	346,210	347,290	347,370	363,590	364,240	362,480	356,790	363,480	362,470	358,690	367,910	385,220	387,250	401,070	407,260	426,570	437,270	449,030
金融再生法開示債権(億円)		38,310	25,750	17,670	9,470	7,410	5,660	5,210	5,740	4,750	4,360	3,470	4,090	6,400	4,640	4,220	3,780	3,580	3,690	3,630	4,330	3,630	3,060	2,820	2,330	1,700	1,490	
破産更生等債権(億円)		4,410	3,110	1,940	1,230	1,060	590	390	580	620	610	1,090	1,410	1,170	880	710	830	740	680	660	650	440	150	130	140	320	150	
危険債権(億円)		16,610	7,290	7,390	4,380	3,510	1,610	1,530	2,310	2,100	1,440	1,560	2,110	4,350	2,240	2,050	1,590	1,830	1,880	1,940	2,380	1,790	1,440	1,430	1,150	720	840	
管理債権(億円)		17,300	15,350	8,350	3,860	2,840	3,460	3,290	2,850	2,030	2,310	820	580	880	1,520	1,450	1,360	1,020	1,130	1,030	1,300	1,390	1,470	1,260	1,050	650	500	
正常債権(億円)		381,080	366,340	356,070	344,300	347,530	343,750	345,580	345,360	341,460	342,930	343,900	359,500	357,840	357,840	352,570	359,690	358,890	358,920	355,000	364,290	380,890	383,620	398,020	404,440	424,250	435,580	447,540
不良債権比率(%)		9.1	6.6	4.7	2.7	2.1	1.6	1.5	1.6	1.4	1.3	1.0	1.1	1.8	1.3	1.2	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	0.9	0.8	0.7	0.5	0.4	0.3	
不良債権処分額(兆円)		0.8	0.5	0.2	0.2	0.0	0.0	▲0.0	0.1	0.0	0.0	▲0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	▲0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	0.0	
実質業務利益(兆円)		0.7	0.7	0.7	0.7	0.3	0.7	0.3	0.7	0.3	0.6	0.2	0.5	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.5	0.2	0.5	
⑤ 主要行		総負債(億円)	3,179,460	2,798,760	2,628,590	2,530,560	2,586,030	2,591,090	2,623,320	2,670,530	2,679,990	2,702,520	2,760,630	2,808,580	2,664,820	2,618,760	2,548,180	2,570,350	2,558,280	2,632,960	2,623,850	2,794,260	2,837,260	2,947,940	3,013,410	3,128,200	3,155,330	3,176,770
	金融再生法開示債権(億円)	267,820	202,440	136,160	74,100	61,090	46,300	39,020	40,830	39,940	37,660	41,910	45,220	48,920	45,270	44,980	44,530	44,330	45,780	45,720	47,480	41,530	37,710	33,470	34,160	31,130	30,910	
	破産更生等債権(億円)	32,010	21,610	14,650	10,500	7,650	5,170	4,340	4,030	4,350	4,410	7,500	10,340	9,210	7,750	6,510	5,900	4,990	4,810	5,180	4,810	4,530	3,250	2,900	2,840	3,820	3,850	
	危険債権(億円)	122,330	65,820	51,990	36,210	30,870	18,630	15,870	19,150	20,870	16,670	20,960	23,630	28,810	26,080	25,660	23,670	24,780	26,250	26,220	26,370	22,960	21,730	19,150	17,550	15,670	17,480	
	管理債権(億円)	113,480	115,010	69,520	27,390	22,570	22,510	18,810	17,650	14,720	16,580	13,450	11,250	10,910	11,430	12,820	14,950	14,550	14,730	14,690	15,930	14,030	12,740	11,430	13,770	11,630	9,590	
	正常債権(億円)	2,911,640	2,596,310	2,492,430	2,456,470	2,504,940	2,544,780	2,584,300	2,629,690	2,640,500	2,664,860	2,718,730	2,763,360	2,615,900	2,573,490													

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期	27年9月期	28年3月期
地球銀行	総与債(億円)	1,851,150	1,872,290	1,861,480	1,868,270	1,868,210	1,911,860	1,928,110	1,969,030	1,980,430	2,018,110	2,030,970	2,088,270	2,072,860	2,083,270	2,082,720	2,111,180	2,119,260	2,161,530	2,182,140	2,221,090	2,238,770	2,284,330	2,315,110	2,368,010	2,397,890	2,450,750
	金融再生法関係債権(億円)	148,220	146,600	127,920	103,670	97,050	86,780	83,930	78,300	77,930	75,470	79,520	71,500	71,220	66,890	66,100	66,750	68,410	66,400	68,990	68,060	65,140	62,050	59,190	56,280	54,500	52,310
	繰上更生等債権(億円)	38,750	35,370	28,580	21,720	20,420	18,400	17,640	16,620	16,160	15,690	19,340	22,290	21,410	19,450	18,110	17,260	16,520	14,610	13,990	12,850	11,690	11,130	10,330	9,560	9,260	8,850
	危険債権(億円)	63,360	62,390	58,610	50,900	48,190	44,220	43,650	40,980	41,410	40,180	40,490	39,350	39,110	38,160	38,970	39,900	41,480	42,440	43,350	43,600	42,050	39,800	38,400	36,810	35,530	34,310
	要管理債権(億円)	46,110	48,840	40,730	31,050	28,440	24,150	22,640	20,360	20,360	19,600	19,690	9,870	10,700	9,280	9,020	9,600	10,410	11,350	11,650	11,610	11,400	11,120	10,450	9,900	9,710	9,150
	正常債権(億円)	1,702,920	1,725,680	1,733,570	1,764,600	1,771,160	1,825,090	1,844,180	1,890,730	1,902,490	1,942,630	1,951,440	2,016,760	2,001,630	2,016,380	2,016,640	2,044,420	2,050,850	2,093,140	2,113,150	2,153,050	2,173,640	2,222,280	2,255,920	2,311,740	2,343,390	2,398,440
	不良債権比率(%)	8.0	7.8	6.9	5.5	5.2	4.5	4.4	4.0	3.9	3.7	3.9	3.4	3.4	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.1	2.9	2.7	2.6	2.4	2.3	2.1
	不良債権処分額(兆円)	2.0	1.6	1.9	0.9	0.4	0.6	0.3	0.8	0.4	0.7	0.5	1.2	0.4	0.7	0.2	0.6	0.1	0.3	0.1	0.4	0.1	0.2	0.0	0.1	0.0	0.1
	実質業務利益(兆円)	1.8	1.9	1.9	2.0	1.0	2.0	1.0	2.0	1.0	1.8	0.8	1.1	0.9	1.8	0.9	1.8	0.9	1.7	0.9	1.7	0.8	1.7	0.8	1.6	0.8	1.6
	(106)	総与債(億円)	1,402,920	1,386,450	1,383,190	1,404,210	1,400,760	1,435,290	1,445,510	1,482,690	1,490,450	1,519,390	1,531,100	1,581,630	1,565,840	1,578,030	1,579,020	1,602,630	1,609,480	1,644,320	1,666,340	1,697,560	1,714,160	1,750,040	1,775,550	1,818,900	1,841,260
金融再生法関係債権(億円)		107,810	105,890	94,440	76,740	71,920	63,830	61,590	58,150	57,700	55,510	57,920	51,380	51,120	48,040	47,560	48,900	49,920	49,820	50,480	49,540	47,600	45,610	43,690	41,920	40,730	39,090
繰上更生等債権(億円)		27,500	24,660	19,990	15,220	14,380	12,910	12,550	12,010	11,450	10,920	13,320	14,820	14,200	12,750	12,140	11,860	11,180	9,850	9,610	8,690	7,820	7,420	6,800	6,350	6,210	6,090
危険債権(億円)		46,410	45,200	43,820	37,840	35,510	32,330	31,910	30,770	29,500	29,590	29,040	28,820	28,110	28,480	29,390	30,400	30,830	31,580	32,000	30,940	29,540	28,490	27,530	26,670	25,590	
要管理債権(億円)		33,900	36,040	30,630	23,670	22,030	18,590	17,140	15,710	15,470	15,080	15,010	7,520	8,300	7,180	6,930	7,660	8,330	9,140	9,290	8,850	8,840	8,660	8,400	8,040	7,850	7,420
正常債権(億円)		1,295,110	1,280,560	1,288,760	1,327,470	1,328,840	1,371,470	1,383,920	1,424,540	1,432,750	1,463,870	1,473,180	1,530,250	1,514,710	1,529,990	1,531,470	1,553,720	1,559,560	1,594,500	1,615,870	1,648,030	1,666,570	1,704,420	1,731,860	1,776,990	1,800,540	1,844,020
不良債権比率(%)		7.7	7.6	6.8	5.5	5.1	4.4	4.3	3.9	3.9	3.7	3.8	3.3	3.3	3.0	3.0	3.1	3.1	3.0	3.0	2.9	2.8	2.6	2.5	2.3	2.2	2.1
不良債権処分額(兆円)		1.5	1.1	1.6	0.6	0.2	0.4	0.2	0.5	0.3	0.5	0.4	0.8	0.3	0.5	0.1	0.5	0.1	0.2	0.1	0.3	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1
実質業務利益(兆円)		1.4	1.4	1.4	1.5	0.8	1.5	0.7	1.5	0.8	1.4	0.6	1.0	0.7	1.4	0.7	1.4	0.7	1.3	0.7	1.3	0.6	1.2	0.6	1.3	0.7	1.3
(64)		総与債(億円)	448,230	438,120	427,710	410,000	411,940	418,900	423,810	426,200	429,250	436,110	437,320	442,240	442,800	440,780	439,640	444,110	445,400	452,040	449,800	456,740	457,910	466,950	471,610	479,970	486,800
	金融再生法関係債権(億円)	40,410	38,990	31,950	25,870	24,090	22,080	21,380	19,270	19,340	19,070	20,540	19,120	19,000	17,710	17,270	16,630	17,270	17,430	17,310	17,380	16,390	15,330	14,390	13,330	12,700	12,080
	繰上更生等債権(億円)	11,250	10,420	8,400	6,380	5,950	5,380	5,000	4,490	4,570	4,630	5,870	7,310	7,040	6,570	5,830	5,240	5,160	4,600	4,250	4,020	3,760	3,600	3,380	3,030	2,860	2,570
	危険債権(億円)	16,950	16,580	14,180	12,610	12,200	11,470	11,290	10,070	10,100	10,110	10,250	9,700	9,830	9,320	9,710	9,720	10,270	10,840	10,940	10,840	10,300	9,510	9,190	8,610	8,210	8,020
	要管理債権(億円)	12,210	11,990	9,370	6,890	5,940	5,220	5,090	4,720	4,670	4,330	4,420	2,120	2,130	1,820	1,740	1,670	1,840	1,990	2,120	2,520	2,330	2,220	1,820	1,680	1,630	1,480
	正常債権(億円)	407,820	399,130	395,750	384,130	387,950	396,820	402,430	406,920	409,910	417,030	416,770	423,120	423,790	423,080	422,370	427,480	428,130	434,820	432,490	439,360	441,530	451,620	457,220	466,640	474,100	485,230
	不良債権比率(%)	9.0	8.9	7.5	6.3	5.8	5.3	5.0	4.5	4.5	4.4	4.7	4.3	4.3	4.0	3.9	3.7	3.9	3.9	3.8	3.8	3.6	3.3	3.1	2.8	2.6	2.4
	不良債権処分額(兆円)	0.5	0.5	0.3	0.3	0.1	0.2	0.1	0.3	0.1	0.2	0.1	0.4	0.1	0.2	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	実質業務利益(兆円)	0.4	0.4	0.4	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.1	0.0	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.4	0.1	0.3	0.1	0.3
	三井物産	総与債(億円)	5,120,760	4,745,810	4,555,050	4,461,270	4,499,800	4,574,720	4,632,210	4,726,570	4,752,420	4,816,370	4,889,930	4,987,360	4,822,120	4,782,810	4,708,320	4,750,440	4,747,870	4,866,230	4,876,710	5,088,710	5,145,860	5,302,380	5,398,360	5,567,460	5,623,370
金融再生法関係債権(億円)		432,070	353,390	265,940	179,270	159,340	133,720	123,430	119,740	118,710	114,060	122,940	119,580	123,060	117,200	115,660	115,350	116,200	118,230	118,450	119,030	109,560	102,210	94,280	91,430	86,240	83,800
繰上更生等債権(億円)		74,040	57,470	43,520	32,310	28,160	23,580	22,020	20,670	20,620	20,180	27,580	33,900	32,240	28,750	25,710	23,910	22,120	19,990	19,370	18,490	16,590	14,550	13,320	12,450	13,140	12,750
危険債権(億円)		193,150	130,130	111,880	88,360	79,950	63,240	59,750	60,530	62,830	57,310	64,340	68,760	67,280	67,620	66,480	68,760	71,770	72,520	72,740	67,280	63,560	58,920	55,150	51,690	52,250	
要管理債権(億円)		164,880	165,790	110,550	58,600	51,240	46,900	41,660	38,540	35,260	36,570	33,450	21,340	22,060	21,180	22,330	24,970	25,330	26,470	26,570	27,800	25,700	24,110	22,040	23,830	21,410	18,800
正常債権(億円)		4,688,690	4,392,410	4,289,110	4,282,000	4,340,460	4,441,010	4,508,780	4,606,820	4,633,710	4,702,300	4,766,990	4,867,780	4,699,050	4,665,600	4,592,670	4,635,080	4,631,670	4,748,010	4,758,260	4,969,690	5,036,300	5,200,170	5,304,080	5,476,040	5,537,140	5,612,990
不良債権比率(%)		8.4	7.4	5.8	4.0	3.5	2.9	2.7	2.5	2.5	2.4	2.5	2.4	2.6	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4	2.4	2.3	2.1	1.9	1.7	1.6	1.5	
不良債権処分額(兆円)		9.7	6.7	5.4	2.8	0.2	0.4	0.2	1.0	0.8	1.1	1.3	3.1	1.0	1.7	0.3	1.0	0.1	0.5	0.2	0.6	▲0.1	▲0.1	▲0.3	0.1	▲0.0	0.3
実質業務利益(兆円)		6.0	6.0	5.9	5.9	3.0	5.8	2.5	5.5	2.6	5.1	2.1	3.8	2.3	4.7	2.8	5.0	2.6	4.9	2.7	5.0	2.3	4.6	2.4	4.8	2.4	4.6

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期	27年9月期	28年3月期		
(434)	総与債(億円)	955,590	945,270	927,430	908,080		902,330	906,780	907,650	921,620	924,700	914,530	915,770	916,290	934,060	946,470	934,060	946,470	916,290	934,060	946,470	934,060	946,470	916,290	934,060	946,470	934,060	946,470	
	金融再生法関連債権(億円)	92,350	91,680	80,080	69,780		61,900	57,550	56,830	51,640	50,620	50,930	53,630	53,720	50,980	47,950	50,980	47,950	53,720	50,980	47,950	50,980	47,950	53,720	50,980	47,950	50,980	47,950	
	破産更生等債権(億円)	29,920	29,550	26,580	22,350		19,450	18,320	17,800	19,660	18,670	16,670	15,640	14,330	13,160	11,860	13,160	11,860	15,640	13,160	11,860	13,160	11,860	15,640	13,160	11,860	13,160	11,860	
	危険債権(億円)	35,970	36,070	33,610	31,040		29,100	28,170	28,780	27,130	27,790	29,750	32,980	34,380	33,140	31,530	34,380	31,530	32,980	34,380	31,530	31,530	34,380	31,530	31,530	34,380	31,530	31,530	
	要管理債権(億円)	26,460	26,050	19,900	16,390		13,350	11,060	10,040	4,850	4,150	4,510	5,010	5,000	4,670	4,560	5,000	4,670	5,010	5,000	4,670	4,560	5,000	4,670	4,560	5,000	4,670	4,560	
	正常債権(億円)	863,240	853,530	847,320	838,290		840,390	849,210	850,990	869,950	874,040	863,550	862,100	862,520	883,050	898,460	883,050	898,460	862,100	862,520	883,050	898,460	883,050	898,460	862,100	862,520	883,050	898,460	883,050
	不良債権比率(%)	9.7	9.7	8.6	7.7		6.9	6.3	6.2	5.6	5.5	5.6	5.9	5.9	5.5	5.1	5.9	5.5	5.9	5.9	5.5	5.5	5.5	5.5	5.1	5.1	5.1	4.5	
	不良債権処分額(兆円)	0.9	0.8	0.6	0.5		0.4	0.5	0.4	0.8	0.6	0.3	0.4	0.4	0.2	0.1	0.4	0.3	0.4	0.3	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1		
	実質業務純益(兆円)	0.8	1.3	1.1	1.2		1.3	1.3	1.2	0.0	1.1	1.1	1.0	1.0	1.1	1.3	1.0	1.1	1.0	1.1	1.0	1.1	1.1	1.3	1.0	1.1	1.1		
	(286)	総与債(億円)	750,180	746,820	728,090	708,680		699,650	702,740	704,580	712,600	712,350	697,100	698,050	697,260	710,240	722,710	710,240	722,710	698,050	697,260	710,240	722,710	710,240	722,710	698,050	697,260	710,240	722,710
金融再生法関連債権(億円)		75,930	74,170	65,210	56,610		49,930	45,980	45,180	41,460	41,160	41,720	44,170	44,330	42,310	39,640	42,310	39,640	44,170	44,330	42,310	39,640	42,310	39,640	42,310	39,640	42,310	39,640	
破産更生等債権(億円)		23,580	23,500	21,000	17,260		14,990	14,040	13,320	15,030	14,300	12,610	11,940	10,770	9,970	9,030	9,030	9,030	11,940	10,770	9,970	9,030	9,030	9,970	9,030	9,030	9,970	9,030	
危険債権(億円)		30,850	30,210	28,370	26,470		24,500	23,550	24,310	22,940	23,820	25,730	28,430	29,730	28,780	27,170	25,110	28,780	27,170	29,730	28,780	27,170	25,110	28,780	27,170	25,110	28,780	27,170	
要管理債権(億円)		21,510	20,460	15,830	12,880		10,430	8,390	7,540	3,500	3,050	3,380	3,810	3,830	3,560	3,440	3,560	3,440	3,810	3,830	3,560	3,440	3,560	3,440	3,560	3,440	3,560	3,440	
正常債権(億円)		674,250	672,600	662,850	652,070		649,710	656,760	659,400	671,120	671,160	653,360	653,850	652,890	667,920	683,040	667,920	683,040	652,890	652,890	667,920	683,040	667,920	683,040	667,920	683,040	667,920	683,040	667,920
不良債権比率(%)		10.1	9.9	9.0	8.0		7.1	6.5	6.4	5.8	5.8	6.0	6.3	6.4	6.0	5.5	6.4	6.0	6.3	6.4	6.0	6.0	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	4.9	
(154)		総与債(億円)	118,580	104,270	100,190	99,670		100,250	99,920	99,010	98,970	98,440	100,440	98,610	99,610	101,120	103,480	101,120	103,480	98,610	99,610	101,120	103,480	101,120	103,480	98,610	99,610	101,120	103,480
		金融再生法関連債権(億円)	15,100	15,980	13,350	11,830		10,710	10,340	10,180	8,900	8,110	8,030	8,370	8,360	7,740	7,440	7,740	7,440	8,370	8,360	7,740	7,440	7,740	7,440	7,740	7,440	7,740	7,440
		破産更生等債権(億円)	5,980	5,700	5,170	4,490		3,950	3,840	4,020	4,170	3,890	3,650	3,440	3,340	2,990	2,630	2,990	2,630	3,440	3,340	2,990	2,630	2,990	2,630	2,990	2,630	2,990	2,630
	危険債権(億円)	4,360	4,960	4,330	4,050		3,990	3,960	3,770	3,470	3,230	3,340	3,820	3,940	3,710	3,750	3,940	3,710	3,820	3,940	3,710	3,750	3,940	3,710	3,750	3,940	3,710	3,750	
	要管理債権(億円)	4,760	5,330	3,850	3,290		2,760	2,540	2,400	1,260	990	1,040	1,110	1,080	1,050	970	1,050	970	1,110	1,080	1,050	970	1,050	970	1,050	970	1,050	970	
	正常債権(億円)	103,480	88,270	86,840	87,840		89,520	89,570	88,800	90,050	90,310	92,390	91,240	90,220	91,240	96,010	91,240	96,010	90,220	90,220	91,240	96,010	91,240	96,010	91,240	96,010	91,240	96,010	
	不良債権比率(%)	12.7	15.3	13.3	11.9		10.7	10.3	10.3	9.0	8.2	8.0	8.5	8.4	7.7	7.2	8.4	7.7	8.5	8.4	7.7	7.7	7.2	7.2	7.2	7.2	6.1		
	(549)	総与債(億円)	6,076,350	5,691,090	5,482,480	5,369,350		5,477,050	5,633,340	5,724,020	5,908,990	5,707,510	5,664,980	5,782,000	6,005,000	6,236,450	6,513,930	6,236,450	6,513,930	5,782,000	6,005,000	6,236,450	6,513,930	6,236,450	6,513,930	6,236,450	6,513,930	6,236,450	6,513,930
		金融再生法関連債権(億円)	524,420	445,070	346,020	249,040		195,620	177,290	170,680	171,220	167,820	166,280	171,860	172,740	153,190	139,370	153,190	139,370	171,860	172,740	153,190	139,370	153,190	139,370	153,190	139,370	153,190	139,370
		破産更生等債権(億円)	103,960	87,020	70,090	54,660		43,030	38,990	37,980	53,560	47,420	40,570	35,630	32,820	27,710	24,310	27,710	24,310	35,630	32,820	27,710	24,310	27,710	24,310	27,710	24,310	27,710	24,310
危険債権(億円)		229,120	166,200	145,480	119,400		92,340	88,700	86,100	91,470	95,070	96,230	104,750	107,130	96,700	86,680	96,700	86,680	104,750	107,130	96,700	86,680	96,700	86,680	96,700	86,680	96,700	86,680	
要管理債権(億円)		191,340	191,840	130,440	74,990		60,250	49,600	46,610	26,190	25,330	29,480	31,480	32,800	28,780	28,390	28,780	28,390	31,480	32,800	28,780	28,390	28,780	28,390	28,780	28,390	28,780	28,390	
正常債権(億円)		5,551,930	5,245,940	5,136,430	5,120,290		5,281,410	5,456,030	5,553,290	5,737,720	5,539,650	5,498,630	5,610,110	5,832,210	6,083,220	6,374,500	6,083,220	6,374,500	5,610,110	5,832,210	6,083,220	6,374,500	6,083,220	6,374,500	6,083,220	6,374,500	6,083,220	6,374,500	
不良債権比率(%)		8.6	7.8	6.3	4.6		3.6	3.1	3.0	2.9	2.9	2.9	3.0	2.9	2.5	2.1	2.5	2.5	3.0	2.9	2.9	2.5	2.5	2.1	2.1	1.9			
不良債権処分額(兆円)		10.6	7.4	6.0	3.4		0.8	1.5	1.4	3.9	2.3	1.3	0.9	0.9	0.2	0.2	0.9	0.2	0.9	0.9	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.4	
実質業務純益(兆円)		6.8	7.3	7.0	7.1		7.1	6.7	6.3	3.9	5.8	6.1	5.9	6.0	5.7	6.1	5.9	6.0	5.9	6.0	5.7	6.0	5.7	6.1	5.9	6.0	5.7	6.1	

- (注) 1. 計数は、不良債権処分額及び実質業務純益については兆円単位、不良債権比率については%で表示。その他については億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。
2. ()内は28年3月期時点の対象金融機関数。
3. 旧長債銀の計数は、14年3月期は日本興業銀行を含み、16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行に転換したあおぞら銀行を含む。
4. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。
5. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。
6. 全国銀行の計数は、都銀・旧長債銀・信託及び地域銀行を集計したもの。
7. 預金取扱金融機関の計数は、全国銀行及び協同組織金融機関を集計したもの(信農連等は含まない)。ただし、不良債権処分額及び実質業務純益については、信農連等及び商工中金を含む。
8. 一部の銀行においては、再生専門子会社および株式会社保有専門会社の計数を含む。
9. 不良債権処分額及び実質業務純益については9月期(額掛け)は半期の、3月期は過期の計数。
10. 19年9月期～22年3月期の計数については、業績修正を行った銀行があるため、過去の当庁公表数値と異なる。

(表2) 全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因

(単位:兆円)

	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期	27年9月期	28年3月期
金融再生法開示債権	▲ 7.9	▲ 8.7	▲ 8.7	▲ 2.0	▲ 4.6	▲ 1.0	▲ 1.4	▲ 0.1	▲ 0.6	+ 0.9	+ 0.6	+ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	+ 0.1	+ 0.3	+ 0.0	+ 0.1	▲ 0.9	▲ 1.7	▲ 0.8	▲ 1.1	▲ 0.5	▲ 0.8
うち要管理債権	+ 0.1	▲ 5.5	▲ 5.2	▲ 0.7	▲ 1.2	▲ 0.5	▲ 0.8	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 1.5	+ 0.1	▲ 0.0	+ 0.1	+ 0.4	+ 0.0	+ 0.2	+ 0.0	+ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.4	▲ 0.2	+ 0.0	▲ 0.2	▲ 0.5
〔増減要因〕債務者の業況悪化等	+ 4.7	+ 3.0	+ 2.1	+ 1.1	+ 1.5	+ 0.6	+ 1.0	+ 0.7	+ 1.2	+ 0.8	+ 0.9	+ 0.8	+ 0.9	+ 0.6	+ 0.9	+ 0.6	+ 1.0	+ 0.5	+ 0.9	+ 0.3	+ 0.5	+ 0.3	+ 0.9	+ 0.2	+ 0.4
危険債権以下からの上方遷移	+ 1.5	+ 0.3	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.4	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.3	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.1
債務者の業況改善	+ 0.6	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.1	+ 0.3	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.2	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.1
再建計画の策定等	+ 0.9	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0
正常債権化(*)	▲ 2.3	▲ 3.8	▲ 3.4	▲ 1.0	▲ 1.5	▲ 0.9	▲ 1.1	▲ 1.0	▲ 1.3	▲ 0.7	▲ 2.3	▲ 0.4	▲ 0.7	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.3	▲ 0.5	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.4	▲ 0.6	▲ 0.4	▲ 0.7	▲ 0.3	▲ 0.4
債務者の業況改善	▲ 2.2	▲ 3.3	▲ 1.9	▲ 0.8	▲ 1.3	▲ 0.8	▲ 1.0	▲ 0.9	▲ 1.1	▲ 0.7	▲ 0.9	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.3	▲ 0.5	▲ 0.2	▲ 0.3
再建計画の策定等	▲ 0.1	▲ 0.6	▲ 1.6	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 1.4	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.1
危険債権以下への下方遷移(**)	▲ 3.1	▲ 3.3	▲ 2.3	▲ 0.8	▲ 0.9	▲ 0.4	▲ 0.7	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.4	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.4
返済等(**)	▲ 0.7	▲ 1.7	▲ 1.9	▲ 0.2	▲ 0.7	+ 0.1	▲ 0.2	+ 0.2	+ 0.0	▲ 0.1	+ 0.2	+ 0.1	+ 0.2	+ 0.0	+ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	+ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.1	▲ 0.0	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1
うち危険債権以下	▲ 8.0	▲ 3.2	▲ 3.5	▲ 1.3	▲ 3.4	▲ 0.5	▲ 0.6	+ 0.2	▲ 0.4	+ 1.2	+ 2.1	+ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.6	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.0	▲ 0.1	▲ 0.7	▲ 1.3	▲ 0.6	▲ 1.1	▲ 0.3	▲ 0.3
〔増減要因〕債務者の業況悪化等	+ 4.0	+ 3.3	+ 3.1	+ 1.4	+ 1.9	+ 1.2	+ 2.7	+ 1.9	+ 2.7	+ 2.7	+ 4.7	+ 2.2	+ 3.3	+ 1.5	+ 2.8	+ 1.5	+ 2.7	+ 1.3	+ 2.3	+ 0.8	+ 1.4	+ 0.7	+ 1.2	+ 0.7	+ 1.2
要管理債権からの下方遷移(*)	+ 3.1	+ 3.3	+ 2.3	+ 0.8	+ 0.9	+ 0.4	+ 0.7	+ 0.4	+ 0.5	+ 0.3	+ 0.4	+ 0.5	+ 0.5	+ 0.2	+ 0.3	+ 0.2	+ 0.3	+ 0.2	+ 0.4	+ 0.2	+ 0.3	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.1	+ 0.4
オフバランス化等(**)	▲ 15.1	▲ 9.8	▲ 8.9	▲ 3.5	▲ 6.3	▲ 2.2	▲ 4.0	▲ 2.1	▲ 3.6	▲ 1.8	▲ 3.1	▲ 2.4	▲ 4.1	▲ 2.0	▲ 3.7	▲ 1.6	▲ 2.9	▲ 1.5	▲ 2.7	▲ 1.7	▲ 2.9	▲ 1.4	▲ 2.4	▲ 1.1	▲ 1.9

- (注) 1. 計数は、銀行に対するアンケート調査により把握したものの。
2. 28年9月時点の対象金融機関数は115行。
3. 都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託及び地域銀行(埼玉りそな銀行を含む。)を集計。
4. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。
5. 9月期(網掛け)は半期の、3月期は通期の計数。
* 要管理債権の遷移の他に、要管理先である債務者に対する債権のうち正常債権であるものの遷移を含んでいる。
** 「返済等」「オフバランス化等」には、統計上生じる誤差説明が含まれる。

(表3) 金融再生法開示債権の保全状況の推移

(単位: 兆円、%)

主要行		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期	27年9月期	28年3月期
破産更生債権及び これに準ずる債権	債権額	3.2	2.2	1.5	1.1	0.8	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.8	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4
	保全額	3.2	2.2	1.5	1.1	0.8	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.8	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
危険債権	担保・保証等	2.8	2.0	1.4	1.0	0.7	0.5	0.4	0.4	0.4	0.7	1.0	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5	0.4	0.4	0.5	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
	引当	0.4	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1
	(88.7)	(91.5)	(92.9)	(92.5)	(92.3)	(92.5)	(92.8)	(91.0)	(91.7)	(91.1)	(90.5)	(92.1)	(91.2)	(91.5)	(90.8)	(90.3)	(90.1)	(87.9)	(88.3)	(90.6)	(91.4)	(94.4)	(95.2)	(94.4)	(80.4)	(80.6)	
要管理債権	債権額	12.2	6.6	5.2	3.6	3.1	1.9	1.6	1.9	2.1	1.7	2.1	2.4	2.9	2.6	2.6	2.4	2.5	2.6	2.6	2.6	2.3	2.2	1.9	1.8	1.6	1.7
	保全額	9.9	5.7	4.7	3.2	2.8	1.7	1.5	1.6	1.8	1.4	1.8	1.9	2.4	2.2	2.1	2.0	2.0	2.2	2.1	2.2	1.9	1.8	1.6	1.5	1.3	1.5
	(81.3)	(86.0)	(89.6)	(87.5)	(89.4)	(91.9)	(91.9)	(85.0)	(86.9)	(86.9)	(85.7)	(81.3)	(84.0)	(84.9)	(83.2)	(82.9)	(82.7)	(82.0)	(80.6)	(82.9)	(82.9)	(83.7)	(84.8)	(85.5)	(84.3)	(85.0)	
合計	担保・保証等	5.5	3.1	2.4	1.5	1.4	1.0	0.9	0.8	0.9	0.9	1.1	1.1	1.4	1.3	1.3	1.3	1.4	1.4	1.4	1.4	1.3	1.2	1.1	1.0	0.9	0.9
	引当	4.5	2.6	2.2	1.7	1.4	0.7	0.6	0.8	0.9	0.6	0.7	0.8	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	0.7	0.7	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5	0.4	0.6
	(36.5)	(39.1)	(43.1)	(47.3)	(44.3)	(37.1)	(37.1)	(42.8)	(42.7)	(34.1)	(32.1)	(33.2)	(33.7)	(34.1)	(32.0)	(27.5)	(25.9)	(27.3)	(27.4)	(28.9)	(28.4)	(28.8)	(26.7)	(28.3)	(28.3)	(34.5)	
破産更生債権及び これに準ずる債権	債権額	11.3	11.5	7.0	2.7	2.3	2.3	1.9	1.8	1.5	1.7	1.3	1.1	1.1	1.1	1.3	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.6	1.4	1.3	1.1	1.4	1.2
	保全額	6.1	7.0	4.5	1.7	1.3	1.3	1.2	1.1	0.9	0.9	0.8	0.6	0.6	0.7	0.8	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.0	0.9	0.8	0.9	0.8
	(53.5)	(60.5)	(64.5)	(61.1)	(59.5)	(59.9)	(64.8)	(63.4)	(59.5)	(56.4)	(58.0)	(56.1)	(56.2)	(59.6)	(62.0)	(64.6)	(68.0)	(69.7)	(69.6)	(71.1)	(69.3)	(67.6)	(67.0)	(65.2)	(68.6)	(69.4)	
要管理債権	担保・保証等	4.5	4.6	2.6	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7	0.5	0.5	0.4	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.6	0.6	0.7	0.7	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5	0.4
	引当	1.6	2.4	1.9	0.8	0.6	0.6	0.5	0.4	0.4	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.3	0.2	0.3	0.3	0.2
	(14.0)	(20.6)	(27.6)	(27.8)	(25.6)	(25.6)	(25.2)	(25.0)	(28.6)	(27.9)	(24.8)	(26.3)	(25.2)	(23.5)	(22.6)	(23.6)	(23.3)	(23.4)	(22.7)	(23.2)	(21.3)	(20.9)	(19.3)	(25.4)	(25.0)	(23.9)	
危険債権	債権額	26.8	20.2	13.6	7.4	6.1	4.6	3.9	4.1	4.0	3.8	4.2	4.5	4.9	4.5	4.5	4.5	4.4	4.6	4.6	4.7	4.2	3.8	3.3	3.4	3.1	3.1
	保全額	19.2	14.8	10.6	5.9	4.9	3.6	3.1	3.1	3.1	2.8	3.3	3.6	4.0	3.7	3.6	3.5	3.5	3.7	3.6	3.8	3.3	3.0	2.7	2.7	2.5	2.5
	(71.8)	(73.0)	(77.9)	(79.5)	(79.7)	(77.2)	(79.7)	(77.1)	(78.2)	(75.0)	(79.4)	(79.3)	(80.8)	(81.1)	(79.6)	(79.0)	(79.8)	(79.9)	(79.1)	(80.8)	(80.2)	(79.7)	(80.0)	(78.5)	(80.3)	(82.1)	
要管理債権	担保・保証等	12.8	9.7	6.3	3.3	2.9	2.3	2.0	1.9	1.8	1.8	2.2	2.4	2.6	2.4	2.4	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.7	2.3	2.1	1.9	1.8	1.6
	引当	6.4	5.1	4.3	2.6	2.0	1.3	1.1	1.3	1.3	1.1	1.2	1.3	1.2	1.2	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.0	0.9	0.7	0.9	0.8
	(23.9)	(25.3)	(31.3)	(34.5)	(32.8)	(28.2)	(28.0)	(31.7)	(33.8)	(28.4)	(25.7)	(25.7)	(27.1)	(27.0)	(26.0)	(23.9)	(23.2)	(24.5)	(24.3)	(24.8)	(23.8)	(24.1)	(22.3)	(25.2)	(25.2)	(29.3)	

地域銀行

(単位: 兆円、%)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期	27年9月期	28年3月期
一 破産更生債権及び 権利に準ずる債権	債権額	3.9	3.5	2.9	2.2	2.0	1.8	1.7	1.6	1.6	1.9	2.2	2.1	1.9	1.8	1.7	1.7	1.5	1.4	1.3	1.2	1.1	1.0	1.0	0.9	0.9
	保全額	3.9	3.5	2.9	2.2	2.0	1.8	1.7	1.6	1.6	1.9	2.2	2.1	1.9	1.8	1.7	1.6	1.5	1.4	1.3	1.2	1.1	1.0	1.0	0.9	0.9
	担保・保証等	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(99.2)	(99.9)	(99.8)	(99.9)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(99.9)	(100.0)
	引当	2.4	2.3	1.8	1.4	1.3	1.2	1.1	1.1	1.0	1.0	1.3	1.4	1.3	1.2	1.1	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6	0.5
危険債権	債権額	6.3	6.2	5.9	5.1	4.8	4.4	4.4	4.1	4.1	4.0	4.0	3.9	3.9	3.8	3.9	4.0	4.1	4.2	4.3	4.4	4.2	4.0	3.8	3.7	3.6
	保全額	5.4	5.3	5.0	4.3	4.1	3.8	3.7	3.5	3.5	3.4	3.5	3.4	3.3	3.2	3.3	3.4	3.5	3.6	3.7	3.7	3.6	3.4	3.3	3.2	2.9
	担保・保証等	(85.4)	(84.4)	(85.2)	(85.3)	(84.8)	(84.9)	(85.2)	(85.7)	(85.5)	(85.7)	(85.5)	(85.2)	(84.5)	(84.3)	(83.7)	(84.4)	(84.2)	(84.5)	(84.6)	(85.2)	(85.5)	(85.8)	(85.8)	(85.6)	(85.8)
	引当	3.7	3.5	3.2	2.8	2.6	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4	2.5	2.5	2.4	2.5	2.6	2.7	2.8	2.8	2.8	2.8	2.7	2.6	2.5	2.4	2.3
要管理債権	債権額	4.6	4.9	4.1	3.1	2.8	2.4	2.3	2.1	2.0	2.0	2.0	1.0	1.1	0.9	0.9	1.0	1.0	1.1	1.2	1.2	1.1	1.1	1.0	1.0	0.9
	保全額	2.9	3.0	2.5	1.8	1.7	1.4	1.3	1.1	1.1	1.0	1.0	0.5	0.6	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5
	担保・保証等	(64.0)	(62.4)	(60.6)	(58.6)	(58.7)	(57.1)	(57.1)	(55.4)	(54.6)	(52.4)	(52.0)	(52.1)	(54.3)	(54.6)	(54.8)	(53.7)	(53.4)	(53.2)	(54.6)	(54.8)	(54.4)	(54.9)	(54.2)	(53.4)	(53.4)
	引当	2.4	2.3	1.7	1.2	1.1	0.9	0.9	0.8	0.7	0.7	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3
合計	債権額	14.8	14.7	12.8	10.4	9.7	8.7	8.4	7.8	7.5	8.0	7.2	7.1	6.7	6.6	6.7	6.8	6.8	6.9	6.8	6.5	6.2	5.9	5.6	5.4	5.2
	保全額	12.2	11.8	10.3	8.3	7.8	7.0	6.7	6.3	6.0	6.4	6.1	6.0	5.7	5.5	5.6	5.7	5.7	5.7	5.7	5.6	5.4	5.1	4.9	4.6	4.5
	担保・保証等	(82.4)	(80.8)	(80.7)	(80.4)	(80.3)	(80.4)	(80.7)	(80.5)	(80.0)	(80.7)	(85.2)	(84.3)	(84.7)	(84.0)	(84.2)	(83.5)	(82.6)	(82.4)	(82.8)	(82.7)	(82.7)	(82.8)	(82.4)	(82.4)	(82.5)
	引当	8.5	8.1	6.7	5.4	5.0	4.6	4.4	4.2	4.2	4.1	4.5	4.3	4.2	4.0	4.0	4.1	4.1	4.1	4.0	3.9	3.7	3.5	3.4	3.2	3.1
	(57.3)	(55.4)	(52.6)	(51.7)	(51.8)	(52.5)	(52.8)	(53.5)	(53.5)	(54.6)	(56.1)	(59.7)	(59.4)	(59.9)	(60.6)	(60.2)	(60.2)	(59.6)	(59.4)	(59.4)	(59.6)	(59.5)	(59.7)	(59.4)	(59.3)	
	3.7	3.7	3.6	3.0	2.8	2.4	2.3	2.1	2.1	1.9	2.0	1.8	1.8	1.7	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.5	1.4	1.4	1.3	1.3	
	(25.1)	(25.4)	(28.1)	(28.7)	(28.6)	(27.9)	(27.8)	(27.2)	(27.0)	(25.4)	(24.7)	(25.6)	(24.9)	(24.8)	(24.1)	(24.1)	(23.6)	(23.0)	(23.0)	(23.3)	(23.2)	(23.2)	(23.1)	(22.9)	(23.1)	

全国銀行

(単位: 兆円、%)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期	27年9月期	28年3月期		
破産更生債権及び これらに準ずる債権	債権額	7.4	5.7	4.4	3.2	2.8	2.4	2.2	2.1	2.1	2.0	2.8	3.4	3.2	2.9	2.6	2.4	2.2	2.0	1.9	1.8	1.7	1.5	1.3	1.2	1.3	1.3	
	保全額	7.4	5.7	4.4	3.2	2.8	2.4	2.2	2.1	2.1	2.0	2.8	3.4	3.2	2.9	2.6	2.4	2.2	2.0	1.9	1.8	1.7	1.5	1.3	1.2	1.3	1.3	
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(99.4)	(99.9)	(99.9)	(99.9)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(99.9)	(100.0)	(100.0)
	担保・保証等	5.5	4.3	3.2	2.4	2.0	1.6	1.5	1.4	1.4	1.4	2.0	2.5	2.3	2.1	1.8	1.7	1.5	1.4	1.3	1.3	1.2	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
	(75.0)	(74.4)	(72.8)	(73.6)	(70.9)	(69.6)	(68.5)	(68.9)	(69.3)	(71.1)	(72.8)	(74.1)	(72.6)	(71.7)	(70.0)	(68.7)	(68.2)	(67.8)	(68.4)	(69.7)	(69.4)	(67.5)	(67.8)	(68.6)	(65.8)	(66.7)	(66.7)	
引当	1.8	1.5	1.2	0.9	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.8	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	
	(25.0)	(25.5)	(27.2)	(26.4)	(29.1)	(30.4)	(31.5)	(31.1)	(30.7)	(28.9)	(27.2)	(25.9)	(27.4)	(28.2)	(29.9)	(31.2)	(31.7)	(32.2)	(31.6)	(30.3)	(30.6)	(32.5)	(32.2)	(31.4)	(34.1)	(34.1)	(33.3)	
危険債権	債権額	19.3	13.0	11.2	8.8	8.0	6.3	6.0	6.1	6.3	5.7	6.2	6.4	6.9	6.7	6.8	6.7	6.9	7.2	7.2	7.3	6.7	6.4	5.9	5.5	5.2	5.2	
	保全額	16.1	11.1	9.8	7.6	6.9	5.5	5.2	5.2	5.4	4.9	5.3	5.4	5.8	5.7	5.7	5.6	5.8	6.0	6.1	6.2	5.7	5.4	5.0	4.7	4.4	4.5	
		(83.1)	(85.4)	(87.4)	(86.4)	(86.7)	(87.0)	(86.9)	(85.5)	(86.0)	(86.2)	(85.6)	(83.9)	(84.4)	(85.1)	(84.0)	(84.5)	(84.2)	(84.1)	(83.7)	(84.8)	(85.0)	(85.4)	(85.7)	(85.7)	(85.4)	(85.6)	
	担保・保証等	9.7	6.7	5.7	4.3	4.1	3.5	3.3	3.2	3.4	3.3	3.7	3.7	4.0	4.0	4.1	4.1	4.3	4.4	4.4	4.4	4.1	3.9	3.7	3.4	3.2	3.1	
	(50.1)	(51.8)	(50.7)	(48.4)	(50.9)	(55.5)	(56.1)	(53.1)	(53.8)	(58.2)	(59.2)	(57.3)	(58.1)	(59.6)	(60.3)	(62.0)	(62.3)	(61.4)	(60.6)	(60.6)	(61.4)	(61.6)	(62.6)	(62.2)	(62.6)	(59.7)		
引当	6.4	4.4	4.1	3.4	2.9	2.0	1.8	2.0	2.0	1.6	1.6	1.7	1.8	1.7	1.6	1.5	1.5	1.6	1.7	1.8	1.6	1.5	1.4	1.3	1.2	1.4		
	(33.1)	(33.6)	(36.7)	(38.0)	(35.8)	(31.5)	(30.8)	(32.4)	(32.2)	(27.9)	(26.4)	(26.6)	(26.3)	(25.5)	(24.1)	(22.5)	(22.0)	(22.7)	(23.0)	(24.1)	(23.6)	(23.8)	(23.1)	(23.5)	(22.8)	(25.9)		
要管理債権	債権額	16.5	16.6	11.1	5.9	5.1	4.7	4.2	3.9	3.5	3.7	3.3	2.1	2.2	2.1	2.2	2.5	2.5	2.6	2.7	2.8	2.6	2.4	2.2	2.4	2.1	1.9	
	保全額	9.4	10.2	7.0	3.5	3.0	2.7	2.5	2.3	2.0	2.0	1.8	1.2	1.2	1.3	1.5	1.6	1.7	1.7	1.8	1.6	1.5	1.3	1.4	1.3	1.2		
		(56.8)	(61.3)	(63.2)	(59.8)	(59.1)	(58.5)	(60.6)	(59.1)	(56.8)	(54.1)	(54.3)	(54.4)	(54.8)	(57.3)	(59.0)	(60.9)	(62.2)	(62.7)	(62.5)	(64.3)	(62.9)	(61.6)	(61.2)	(60.6)	(61.7)	(61.6)	
	担保・保証等	7.0	7.0	4.3	2.1	1.9	1.7	1.6	1.4	1.2	1.1	1.1	0.7	0.8	0.8	0.9	1.0	1.1	1.1	1.1	1.2	1.1	1.0	1.0	0.9	0.9	0.8	
	(42.4)	(42.2)	(39.1)	(36.2)	(36.6)	(36.1)	(38.7)	(37.3)	(33.4)	(31.4)	(34.0)	(32.7)	(34.3)	(37.1)	(39.5)	(40.5)	(42.3)	(42.6)	(42.9)	(44.2)	(43.7)	(42.7)	(43.9)	(39.5)	(41.2)	(42.1)		
引当	2.4	3.2	2.7	1.4	1.2	1.1	0.9	0.8	0.8	0.8	0.7	0.5	0.5	0.4	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6	0.5	0.4	0.5	0.4	0.4		
	(14.4)	(19.1)	(24.0)	(23.6)	(22.6)	(22.4)	(21.9)	(21.9)	(23.3)	(22.6)	(20.3)	(21.6)	(20.5)	(20.1)	(19.6)	(20.4)	(20.0)	(20.1)	(19.7)	(20.1)	(19.2)	(18.8)	(17.4)	(21.1)	(20.4)	(19.7)		
合計	債権額	43.2	35.3	26.6	17.9	15.9	13.4	12.3	12.0	11.9	11.4	12.3	12.0	11.7	11.6	11.6	11.6	11.8	11.8	11.9	11.0	10.2	9.4	9.2	8.6	8.4		
	保全額	32.8	27.0	21.1	14.4	12.8	10.6	9.9	9.5	9.5	8.9	9.9	9.9	10.2	9.8	9.5	9.5	9.6	9.7	9.7	9.8	9.0	8.4	7.7	7.4	7.0		
		(75.9)	(76.5)	(79.4)	(80.2)	(80.2)	(79.3)	(80.3)	(79.5)	(79.8)	(78.3)	(80.3)	(83.2)	(83.2)	(83.7)	(82.6)	(82.6)	(82.5)	(82.0)	(81.6)	(82.3)	(82.1)	(81.8)	(82.0)	(81.0)	(81.7)	(82.5)	
	担保・保証等	22.2	18.0	13.2	8.8	7.9	6.8	6.4	6.1	6.0	5.9	6.8	6.9	7.1	6.9	6.8	6.8	6.9	6.9	6.9	6.9	6.4	5.9	5.6	5.2	5.0	4.8	
	(51.4)	(51.0)	(49.5)	(49.0)	(49.8)	(51.2)	(52.4)	(50.8)	(50.5)	(51.9)	(55.4)	(57.7)	(57.6)	(58.5)	(58.5)	(58.8)	(59.2)	(58.3)	(57.9)	(58.2)	(58.5)	(58.0)	(59.0)	(57.1)	(57.8)	(56.8)		
引当	10.6	9.0	7.9	5.6	4.8	3.8	3.4	3.4	3.5	3.0	3.1	3.1	3.1	3.0	2.8	2.8	2.7	2.8	2.8	2.9	2.6	2.4	2.2	2.2	2.1	2.1		
	(24.5)	(25.5)	(29.9)	(31.2)	(30.3)	(28.1)	(27.9)	(28.8)	(29.3)	(26.4)	(24.9)	(25.5)	(25.5)	(25.2)	(24.5)	(23.8)	(23.4)	(23.7)	(23.7)	(24.2)	(23.6)	(23.9)	(23.0)	(24.0)	(24.0)	(25.6)		

- (注) 1. ()内の計数は保全率。
 2. 主要行の計数は都銀と信託の合計。
 3. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。
 4. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む)・信託及び地域銀行を集計。
 5. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。
 6. 引当には、個別貸倒引当金、一般貸倒引当金のほか、特定債務者支援引当金等を含む。

(表4) 担保不動産の評価額(処分可能見込額)と売却実績額の推移
(アンケートによる全数調査)

主要行(7行)																										(単位: 億円)
	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期	27年9月期	28年3月期
実際の売却額 [A]	11,019	10,262	12,791	15,904	3,230	5,285	2,770	4,239	985	2,085	744	1,161	1,383	2,709	1,494	2,963	1,504	1,886	773	1,724	895	1,447	752	1,613	529	1,236
直前期における評価額 (処分可能見込額) [B]	9,712	8,850	10,471	12,014	2,010	3,443	1,548	2,497	544	1,204	481	849	1,109	2,007	1,208	2,222	1,083	1,370	612	1,240	696	1,097	534	1,129	373	833
A-B	1,307	1,412	2,320	3,891	1,220	1,841	1,222	1,742	441	882	263	311	274	703	285	740	421	517	162	484	199	350	218	484	156	404
A/B (%)	113.5	116.0	122.2	132.4	160.7	153.5	178.9	169.8	181.0	173.3	154.7	136.7	124.7	135.0	123.6	133.3	138.8	137.7	126.4	139.0	128.6	131.9	140.9	142.9	141.8	148.5
地域銀行(106行)																										
	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期	27年9月期	28年3月期
実際の売却額 [A]	6,202	6,270	8,179	6,916	3,055	6,571	2,748	5,778	2,296	4,785	1,838	3,723	2,855	5,674	2,418	5,080	1,745	3,832	1,500	2,959	1,423	2,780	1,173	2,339	1,271	2,266
直前期における評価額 (処分可能見込額) [B]	6,154	5,674	7,440	5,549	2,124	4,419	1,804	3,648	1,411	2,911	1,182	2,586	2,186	4,392	1,923	4,026	1,260	2,786	1,107	2,165	1,012	1,864	765	1,433	715	1,228
A-B	48	596	739	1,367	931	2,152	943	2,130	885	1,874	656	1,137	668	1,282	496	1,054	486	1,046	394	793	411	916	408	906	556	1,039
A/B (%)	100.8	110.5	109.9	124.6	143.8	148.7	152.3	158.4	162.7	164.4	155.5	143.9	130.6	129.2	125.8	126.2	138.6	137.5	135.6	136.6	140.6	149.1	153.3	163.2	177.8	184.6
全国銀行(115行)																										
	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期	27年9月期	28年3月期
実際の売却額 [A]	17,815	16,751	21,322	23,066	6,317	11,991	5,536	10,039	3,285	6,910	3,417	5,055	4,429	10,351	4,229	8,865	3,644	6,596	2,485	5,340	4,254	6,474	2,685	5,955	1,807	3,514
直前期における評価額 (処分可能見込額) [B]	16,269	14,621	18,060	17,655	4,147	7,891	3,359	6,151	1,956	4,132	2,154	3,605	3,439	8,057	3,408	6,964	2,624	4,863	1,889	3,925	3,155	4,687	1,948	3,983	1,092	2,069
A-B	1,546	2,130	3,262	5,411	2,170	4,099	2,177	3,888	1,328	2,778	1,263	1,450	991	2,293	821	1,901	1,021	1,733	596	1,414	1,099	1,787	737	1,971	715	1,446
A/B (%)	109.5	114.6	118.1	130.6	152.3	152.0	164.8	163.2	167.9	167.2	158.6	140.2	128.8	128.5	124.1	127.3	138.9	135.6	131.6	136.0	134.8	138.1	137.8	149.5	165.5	169.9

- (注) 1. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。
 2. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。
 3. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含
 4. ()内は28年3月期時点の対象金融機関数。
 5. 9月期(網掛け)は半期の、3月期は通期の計数。

(表5) 不良債権処分損等の推移(全国銀行)

(単位:億円)

	5年3月期	6年3月期	7年3月期	8年3月期	9年3月期	10年3月期						
							10年9月期	11年3月期	11年9月期	12年3月期	12年9月期	13年3月期
不良債権処分損	16,398	38,722	52,322	133,692 (110,669)	77,634 (62,099)	132,583 (108,188)	29,140 (22,827)	136,309 (104,403)	22,745 (15,869)	69,441 (53,975)	22,795 (15,173)	61,076 (42,898)
貸倒引当金繰入額	9,449	11,461	14,021	70,873 (55,758)	34,473 (25,342)	84,025 (65,522)	21,130 (15,652)	81,181 (54,901)	10,076 (4,757)	25,313 (13,388)	11,886 (6,041)	27,319 (13,706)
直接償却等	4,235	20,900	28,085	59,802 (54,901)	43,158 (36,756)	39,927 (35,005)	6,854 (6,306)	47,093 (42,677)	9,002 (8,123)	38,646 (36,094)	9,674 (8,062)	30,717 (26,500)
貸出金償却	2,044	2,354	7,060	17,213 (15,676)	9,730 (8,495)	8,506 (7,912)	3,300 (3,125)	23,772 (22,549)	6,071 (5,845)	18,807 (17,335)	8,475 (7,064)	25,202 (22,014)
バルクセール による売却損等	2,191	18,546	21,025	42,589 (39,225)	33,428 (28,261)	31,421 (27,093)	846 (822)	23,321 (20,128)	801 (771)	19,839 (18,759)	566 (533)	5,516 (4,486)
その他	2,714	6,361	10,216	3,017 (10)	3 (1)	8,631 (7,661)	1,156 (869)	8,035 (6,825)	3,667 (2,989)	5,482 (4,493)	1,235 (1,070)	3,040 (2,691)
4年度以降の累計	16,398	55,120	107,442	241,134 (218,111)	318,768 (280,210)	451,351 (388,398)	486,254 (415,417)	587,660 (492,801)	610,405 (508,670)	657,101 (546,776)	679,896 (561,949)	718,177 (589,674)
直接償却等の累計	4,235	25,135	53,220	113,022 (108,121)	156,180 (144,877)	196,107 (179,882)	205,961 (186,188)	243,200 (222,559)	255,201 (230,682)	281,846 (258,653)	291,520 (266,715)	312,563 (285,153)
リスク管理債権残高	127,746	135,759	125,462	285,043 (218,682)	217,890 (164,406)	297,580 (219,780)	262,780 (182,090)	296,270 (202,500)	297,150 (192,170)	303,660 (197,720)	318,190 (192,920)	325,150 (192,810)
貸倒引当金残高	36,983	45,468	55,364	132,930 (103,450)	123,340 (93,880)	178,150 (136,010)	169,320 (125,470)	147,970 (92,580)	131,400 (80,130)	122,300 (76,780)	122,280 (77,130)	115,550 (69,390)
(うち、個別貸倒 引当金残高)	18,670	30,234	42,984	114,270 (90,700)	104,360 (80,770)	159,290 (122,600)	147,230 (110,020)	112,320 (68,130)	96,020 (56,160)	83,640 (49,820)	79,460 (46,170)	72,420 (39,170)

(単位:億円)

	13年9月期		14年3月期		14年9月期		15年3月期		15年9月期		16年3月期		16年9月期		17年3月期		17年9月期		18年3月期		18年9月期		19年3月期		
不良債権処分損	29,553	97,221	18,473	66,584	25,077	53,742	14,849	28,475	1,639	3,629	1,607	10,460	(20,456)	(77,212)	(10,706)	(51,048)	(16,847)	(34,607)	(10,879)	(19,621)	(▲1,928)	(▲2,803)	(▲1,872)	(2,729)	
貸倒引当金繰入額	14,912	51,959	8,172	31,011	9,170	16,157	4,572	940	▲1,397	▲3,722	▲263	5,239	(8,754)	(38,062)	(2,228)	(20,418)	(4,156)	(4,202)	(2,032)	(▲4,262)	(▲3,655)	(▲6,963)	(▲2,528)	(537)	
直接償却等	13,218	39,745	9,764	35,201	14,962	37,335	9,348	27,536	2,762	7,020	1,974	5,373	(10,593)	(34,136)	(8,050)	(30,376)	(11,869)	(30,472)	(7,914)	(23,862)	(1,427)	(3,804)	(795)	(2,369)	
貸出金償却	11,988	32,042	8,011	21,627	13,224	25,166	7,272	17,114	2,357	4,786	1,658	3,893	(9,582)	(27,183)	(6,606)	(17,737)	(10,481)	(19,852)	(6,258)	(14,743)	(1,273)	(2,344)	(803)	(2,077)	
バルクセール による売却損等	1,230	7,703	1,753	13,574	1,738	12,169	2,076	10,422	405	2,235	316	1,479	(1,011)	(6,953)	(1,443)	(12,640)	(1,388)	(10,621)	(1,656)	(9,119)	(154)	(1,461)	(▲8)	(292)	
その他	1,423	5,517	538	372	945	250	959	▲1	274	332	▲103	▲152	(1,108)	(5,013)	(428)	(253)	(822)	(▲68)	(964)	(21)	(300)	(356)	(▲138)	(▲171)	
4年度以降の累計	747,730	815,398	833,871	881,982	907,059	935,724	950,573	964,199	965,838	967,828	969,435	978,288	(610,130)	(666,886)	(677,592)	(717,934)	(734,781)	(752,541)	(763,420)	(772,162)	(770,234)	(769,359)	(767,487)	(772,088)	
直接償却等の累計	325,781	352,308	362,072	387,509	402,471	424,844	434,192	452,380	455,142	459,400	461,374	464,773	(295,746)	(319,289)	(327,339)	(349,665)	(361,534)	(380,137)	(388,051)	(403,999)	(405,426)	(407,803)	(408,598)	(410,172)	
リスク管理債権残高	356,730	420,280	392,250	348,490	312,440	262,040	232,090	175,390	156,080	131,090	121,260	117,540	(217,540)	(276,260)	(245,770)	(204,330)	(175,340)	(135,670)	(117,680)	(72,900)	(60,160)	(45,240)	(38,230)	(40,040)	
貸倒引当金残高	115,640	133,530	126,450	125,850	109,160	114,300	102,090	85,350	73,260	64,380	59,480	58,960	(69,070)	(86,570)	(78,010)	(78,970)	(63,300)	(69,030)	(59,920)	(47,390)	(37,640)	(32,470)	(28,790)	(30,200)	
(うち、個別貸倒 引当金残高)	70,860	78,860	71,680	60,810	55,350	54,410	60,790	43,860	38,470	28,760	26,550	27,200	(37,840)	(46,690)	(38,880)	(30,020)	(24,980)	(25,750)	(33,860)	(20,000)	(16,110)	(8,910)	(7,170)	(9,590)	

(単位:億円)

	20年3月期		21年3月期		22年3月期		23年3月期		24年3月期		25年3月期	
	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期
不良債権処分損	7,815 (4,043)	11,238 (4,110)	13,101 (7,800)	30,938 (19,119)	9,733 (6,021)	16,821 (9,654)	3,402 (1,244)	10,046 (3,912)	1,383 (329)	5,486 (2,575)	1,531 (136)	5,754 (2,117)
貸倒引当金繰入額	4,657 (1,769)	2,893 (▲1,573)	6,476 (2,770)	15,318 (7,255)	5,153 (2,545)	8,028 (3,530)	1,409 (146)	5,362 (1,115)	125 (▲293)	2,212 (740)	310 (▲455)	2,850 (492)
直接償却等	3,084 (2,214)	8,206 (5,770)	6,451 (4,962)	15,328 (11,779)	4,477 (3,469)	8,574 (6,078)	1,927 (1,131)	4,534 (2,854)	1,200 (599)	3,147 (1,802)	1,211 (619)	2,768 (1,591)
貸出金償却	2,836 (2,084)	6,275 (4,499)	6,088 (4,741)	13,933 (10,797)	3,847 (2,956)	7,003 (5,021)	1,785 (1,107)	4,086 (2,683)	1,046 (576)	2,379 (1,325)	1,061 (548)	2,340 (1,437)
バルクセール による売却損等	249 (130)	1,931 (1,271)	364 (221)	1,395 (981)	631 (513)	1,571 (1,057)	143 (24)	448 (171)	155 (24)	769 (477)	150 (71)	428 (154)
その他	74 (60)	139 (▲86)	174 (68)	291 (85)	103 (6)	218 (47)	66 (▲33)	151 (▲57)	58 (23)	127 (33)	10 (▲27)	136 (34)
4年度以降の累計	986,103 (776,131)	989,526 (776,198)	1,002,627 (783,998)	1,020,464 (795,317)	1,030,197 (801,338)	1,037,285 (804,971)	1,040,687 (806,215)	1,047,331 (808,883)	1,048,714 (809,212)	1,052,817 (811,458)	1,054,348 (811,594)	1,058,571 (813,575)
直接償却等の累計	467,857 (412,386)	472,979 (415,942)	479,430 (420,904)	488,307 (427,721)	492,784 (431,190)	496,881 (433,799)	498,808 (434,930)	501,415 (436,653)	502,615 (437,252)	504,562 (438,455)	505,773 (439,074)	507,330 (440,046)
リスク管理債権残高	116,310 (39,150)	111,690 (36,990)	120,120 (41,430)	116,100 (45,370)	119,630 (49,380)	114,280 (48,190)	112,900 (47,540)	112,720 (46,390)	113,490 (45,740)	115,310 (47,500)	115,660 (47,400)	116,820 (49,350)
貸倒引当金残高	58,820 (30,140)	52,730 (25,800)	54,430 (26,440)	58,650 (30,270)	59,170 (30,740)	57,020 (29,630)	54,270 (28,060)	53,950 (27,060)	51,400 (25,780)	51,030 (26,400)	48,530 (24,640)	48,650 (25,140)
(うち、個別貸倒 引当金残高)	27,610 (10,300)	22,720 (6,840)	24,670 (8,170)	27,090 (10,070)	28,160 (11,720)	26,770 (11,220)	25,450 (10,490)	23,940 (8,800)	23,960 (8,950)	24,310 (9,870)	23,910 (9,450)	23,880 (9,480)

(単位:億円)

	25年9月期		26年3月期		26年9月期		27年3月期		27年9月期		28年3月期	
不良債権処分損	▲ 1,156 (▲1,850)	▲ 753 (▲2,546)	▲ 2,930 (▲3,057)	747 (▲168)	▲ 88 (▲222)	2,694 (1,814)						
貸倒引当金繰入額	▲ 1,899 (▲2,163)	▲ 2,332 (▲3,135)	▲ 3,453 (▲3,247)	▲ 1,352 (▲1,464)	▲ 991 (▲902)	705 (352)						
直接償却等	791 (394)	1,665 (761)	542 (239)	2,068 (1,332)	876 (662)	1,926 (1,439)						
貸出金償却	663 (356)	1,375 (680)	321 (79)	1,717 (1,127)	425 (261)	1,270 (921)						
バルクセール による売却損等	129 (37)	290 (81)	220 (161)	351 (205)	452 (402)	656 (518)						
その他	▲ 48 (▲81)	▲ 86 (▲172)	▲ 19 (▲50)	32 (▲36)	27 (18)	63 (23)						
4年度以降の累計	1,057,415 (811,725)	1,057,818 (811,029)	1,054,888 (807,972)	1,058,565 (810,861)	1,058,477 (810,639)	1,061,259 (812,675)						
直接償却等の累計	508,121 (440,440)	508,995 (440,807)	509,537 (441,046)	511,063 (442,139)	511,939 (442,801)	512,989 (443,578)						
リスク管理債権残高	107,330 (42,960)	100,346 (38,722)	92,688 (33,924)	89,692 (33,718)	84,575 (30,465)	81,990 (30,021)						
貸倒引当金残高	43,830 (21,680)	41,740 (20,430)	36,630 (16,630)	37,040 (17,950)	34,450 (16,160)	34,880 (17,000)						
(うち、個別貸倒 引当金残高)	21,470 (7,950)	20,500 (7,580)	18,290 (5,970)	17,270 (5,630)	16,660 (5,300)	18,260 (7,150)						

- (注) 1. ()内の計数は、都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託を集計。
- 7年3月期以前の計数は、都銀・長信銀・信託のみを集計。
 - 8年3月期以降の計数は、都銀・旧長信銀・信託及び地域銀行(15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。)を集計。
 - 10年3月期以降の計数は、北海道拓殖、徳陽シティ、京都共栄、なにわ、福德、みどりの各行を含まず、11年3月期以降の計数は、国民、幸福、東京相和の各行を含まない。
また、11年9月期以降の計数は、なみはや銀行及び新潟中央銀行を含まず、13年9月期以降の計数は、石川銀行を含まず、14年3月期以降の計数は、中部銀行を含まない。
 - 不良債権処分損については、10年9月期～11年9月期の計数には日本長期信用銀行(現・新生銀行)及び日本債券信用銀行(現・あおぞら銀行)を含まず、12年3月期の計数には日本債券信用銀行を含まない。また、14年3月期は東海銀行(14年1月合併)を含み、15年3月期はあさひ銀行(15年3月再編)を含む。
 - リスク管理債権残高及び貸倒引当金残高については、11年3月期及び11年9月期の計数には日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行を含まない。
 - 一部の銀行については、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。
 - 貸倒引当金は、個別貸倒引当金の他、一般貸倒引当金等を含む。
 - バルクセールによる売却損等は、バルクセールによる売却損のほか、子会社等に対する支援損や整理回収機構(RCC)への売却損等を含む。
 - 不良債権処分損の「その他」は、特定債務者支援引当金(子会社等へ支援を予定している場合における当該支援損への引当金への繰入額)等を表す。
 - リスク管理債権の金額については、7年3月期以前は破綻先債権、延滞債権の合計額、8年3月期～9年3月期は破綻先債権、延滞債権、金利減免等債権の合計額としている。
 - 9月期(網掛け)は半期の、3月期は通期の計数。

(表6) リスク管理債権額等の推移

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期	27年9月期	28年3月期	28年9月期
(5)	都市銀行	貸出金	2,932,230	2,638,740	2,475,810	2,360,950	2,386,020	2,426,790	2,453,150	2,446,820	2,457,800	2,494,870	2,546,070	2,620,060	2,495,450	2,449,130	2,384,050	2,393,530	2,387,570	2,452,280	2,446,690	2,593,130	2,640,720	2,735,470	2,778,780	2,889,210	2,925,800	2,955,040
	債権	リスク管理債権	276,260	204,330	135,670	72,900	60,160	45,240	38,230	40,040	39,150	36,990	41,430	45,370	49,380	48,190	47,540	46,390	45,740	47,500	47,400	49,350	42,960	38,720	33,920	33,720	30,460	30,020
(4)	旧長期用銀行	貸出金	15,290	8,670	4,590	2,120	2,150	1,410	1,580	1,310	1,220	1,360	4,360	6,170	5,260	3,820	2,610	3,120	1,820	1,680	1,630	1,800	1,350	710	650	560	850	1,370
		債権	リスク管理債権	142,240	78,810	61,230	43,210	35,210	21,090	17,630	20,590	23,030	18,670	23,310	27,750	32,760	32,460	31,620	28,900	29,200	30,710	30,860	31,360	27,300	25,020	21,690	19,230	17,910
(3)	信託銀行	貸出金	4,560	3,690	2,130	1,370	1,160	690	720	540	620	510	690	910	1,090	690	950	1,570	1,010	970	1,000	740	750	720	720	670	680	640
		債権	リスク管理債権	114,170	113,160	67,720	26,200	21,640	22,050	18,300	17,310	14,290	16,450	13,070	10,540	10,260	11,210	12,360	13,800	13,910	14,150	13,920	15,440	13,550	12,270	10,870	13,260	11,030
(2)	主要銀行	貸出金	86,570	78,970	69,030	47,390	37,640	32,470	28,790	30,200	30,140	25,800	26,440	30,270	30,740	29,630	28,060	27,060	25,780	26,400	24,640	25,140	21,680	20,430	16,630	17,950	16,160	17,000
		債権	リスク管理債権	46,690	30,020	25,750	20,000	16,110	8,910	7,170	9,590	10,300	6,840	8,170	10,070	11,720	11,220	10,490	8,800	8,950	9,870	9,450	9,480	7,950	7,580	5,970	5,630	5,300
(1)	都銀・旧長・信託	貸出金	2,256,850	2,192,100	2,053,040	1,959,940	1,983,430	2,020,730	2,038,570	2,027,260	2,038,220	2,068,470	2,116,550	2,186,050	2,061,870	2,018,690	1,966,890	1,972,420	1,967,000	2,035,210	2,020,120	2,148,320	2,193,910	2,274,400	2,312,540	2,403,010	2,431,460	2,448,620
		債権	リスク管理債権	211,800	174,480	116,260	62,100	51,650	39,070	32,790	34,000	33,930	32,020	36,860	38,870	40,570	39,210	39,380	39,180	39,330	40,390	40,650	42,090	36,970	33,420	29,670	30,450	28,190
(7)	債権	貸出金	9,800	7,050	3,370	1,720	1,840	1,150	1,370	1,140	1,090	1,230	3,150	4,760	4,010	2,980	2,150	1,670	1,280	1,350	1,350	1,510	1,260	620	600	540	730	1,330
		債権	リスク管理債権	111,020	67,760	51,710	36,850	30,090	18,870	15,900	18,060	20,160	16,520	21,080	23,440	26,530	26,320	25,870	23,920	24,510	25,440	25,650	25,950	23,070	21,530	18,890	17,200	16,490
(6)	債権	貸出金	3,360	2,800	2,000	1,310	1,120	670	690	520	520	490	680	860	830	660	910	1,550	990	950	980	720	730	700	700	650	660	620
		債権	リスク管理債権	87,620	96,860	59,170	22,230	18,600	18,380	14,830	14,280	12,160	13,780	11,950	9,810	9,200	9,250	10,450	12,050	12,550	12,650	12,680	13,900	11,900	10,570	9,470	12,070	10,320
(5)	債権	貸出金	66,440	67,130	59,950	40,770	31,910	27,750	24,650	25,140	24,970	21,480	22,440	25,100	25,520	25,040	23,650	22,950	21,880	22,420	21,000	21,590	18,730	17,610	14,320	15,730	14,180	15,040
		債権	リスク管理債権	37,150	25,560	21,940	17,150	13,430	7,520	6,140	8,070	8,740	5,860	7,110	8,070	9,470	9,190	8,640	7,210	7,270	7,970	7,560	7,640	6,630	6,320	5,090	4,960	4,840
(4)	債権	貸出金	275,140	69,440	61,880	60,490	63,590	69,870	79,220	84,380	88,520	93,070	95,900	83,620	80,060	78,020	70,170	67,120	67,760	67,870	68,390	69,650	68,430	68,850	68,430	70,040	68,380	68,160
		債権	リスク管理債権	26,470	4,270	1,820	1,480	1,190	630	480	600	770	930	1,510	2,810	2,870	4,770	4,310	3,780	3,190	3,780	3,490	3,310	2,740	2,300	1,490	990	610
(3)	債権	貸出金	3,670	220	190	30	20	10	40	10	0	10	660	660	660	510	260	170	140	100	100	110	80	70	30	10	10	10
		債権	リスク管理債権	12,370	2,150	1,350	1,300	930	390	230	400	580	550	540	1,940	1,760	3,780	3,560	3,190	2,680	3,280	3,170	2,950	2,400	1,980	1,300	820	530
(2)	債権	貸出金	1,020	760	80	30	0	0	0	0	60	0	0	40	250	20	20	20	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
		債権	リスク管理債権	9,410	1,140	200	120	230	230	210	200	130	370	310	170	200	450	480	400	360	380	210	250	250	240	150	150	60
(1)	債権	貸出金	9,620	4,160	3,400	2,580	2,320	1,930	1,610	1,690	1,570	1,460	1,410	2,490	2,310	2,180	2,230	2,140	2,040	1,980	1,810	1,550	1,480	1,230	1,100	980	880	880
		債権	リスク管理債権	3,690	1,500	1,500	1,050	970	700	520	570	680	490	500	980	730	1,020	930	950	960	1,030	1,050	1,050	840	850	590	370	250
(7)	債権	貸出金	400,240	377,190	360,900	340,510	339,010	336,190	335,350	335,180	331,050	333,330	333,620	350,390	353,520	352,420	346,980	354,000	352,800	349,200	358,170	375,150	378,380	392,220	397,810	416,160	425,960	438,260
		債権	リスク管理債権	37,990	25,580	17,590	9,320	7,330	5,540	4,960	5,440	4,440	4,040	3,060	3,690	5,940	4,210	3,860	3,420	3,220	3,330	3,260	3,950	3,250	3,000	2,770	2,280	1,660
(6)	債権	貸出金	1,820	1,400	1,030	370	300	250	170	160	130	120	550	750	600	320	210	280	200	210	180	180	10	10	20	110	20	20
		債権	リスク管理債権	18,860	8,890	8,170	5,070	4,190	1,830	1,500	2,430	2,280	1,610	1,690	2,370	4,470	2,360	2,200	1,780	2,010	1,990	2,040	2,470	1,840	1,510	1,490	1,210	890
(5)	債権	貸出金	180	130	50	30	40	20	30	20	30	20	10	10	10	20	20	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	2
		債権	リスク管理債権	17,130	15,150	8,340	3,850	2,810	3,440	3,260	2,830	2,000	2,290	810	560	860	1,510	1,430	1,350	1,000	1,120	1,030	1,290	1,390	1,460	1,250	1,040	650
(4)	債権	貸出金	10,510	7,680	5,680	4,040	3,410	2,790	2,530	3,370	3,600	2,860	2,580	2,680	2,900	2,410	2,180	1,980	1,860	2,010	1,820	1,850	1,400	1,340	1,080	1,120	1,010	1,070
		債権	リスク管理債権	5,850	2,960	2,310	1,800	1,700	700	510	950	880	490	570	1,020	1,510	1,010	920	630	720	880	840	800	480	410	290	290	210
(3)	債権	貸出金	2,849,060	2,569,300	2,413,940	2,300,450	2,322,440	2,356,920	2,373,930	2,362,440	2,369,270	2,401,800	2,450,170	2,536,440	2,415,390	2,371,110	2,313,880	2,326,410	2,319,810	2,384,410	2,378,290	2,523,470	2,572,280	2,666,620	2,710,350	2,819,170	2,857,420	2,886,880
		債権	リスク管理債権	260,940	200,060	133,850	71,420	58,970	44,610	37,750	39,440	38,370	36,060	39,920	42,560	46,510	43,420	43,230	42,610	42,550	43,910	43,720	46,040	40,220	36,420	32,430	32,730	29,850
(2)	債権	貸出金	13,100	8,450	4,400	2,090	2,130	1,400	1,540	1,300	1,210	1,350	3,710	5,510	4,600	3,310	2,360	1,950	1,480	1,560	1,530	1,690	1,270	630	610	560	840	1,350
		債権	リスク管理債権	134,340	76,650	59,890	41,920	34,270	20,700	17,400	20,480	22,440	18,120	22,770	25,810	31,000	28,680	28,060	25,700	26,520	27,430	27,690	28,420	24,910	23,050	20,390	18,410	17,380
(1)	債権	貸出金	3,610	2,930	2,050	1,340	1,160	690	720	540	560	510	690	870	840	670	930	1,560	1,000	960	990	730	740	710	710	660	670	630
		債権	リスク管理債権	109,880	112,020	67,510	26,070	21,410	21,820	18,090	17,110	14,160	16,070	12,760	10,370	10,060	10,760	11,880	13,400	13,550	13,770	13,700	15,200	13,290	12,030	10,720	13,110	10,970
(7)	債権	貸出金	80,540	74,810	65,630	44,810	35,320	30,540	27,180	28,510	28,570	24,340	25,030	27,780	28,430	27,450	25,820	24,930	23,740	24,420	22,820	23,440	20,140	18,950	15,400	16,850	15,180	16,110
		債権	リスク管理債権	44,340	28,520	24,250	18,950	15,140	8,220	6,650	9,020	9,620	6,350	7,680	9,090	10,990	10,200	9,560	7,850	7,990	8,840	8,400	8,430	7,110	6,730	5,380	5,260	5,050

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期	27年9月期	28年3月期	
地域銀行	貸出金	1,800,190	1,831,190	1,823,760	1,831,540	1,831,900	1,875,530	1,891,750	1,926,740	1,938,200	1,977,170	1,991,110	2,050,270	2,036,840	2,048,590	2,049,650	2,079,870	2,088,800	2,131,100	2,152,690	2,191,830	2,209,900	2,255,410	2,285,190	2,338,120	2,367,230	2,420,120	
	リスク管理債権	144,020	144,160	126,370	102,480	95,920	85,850	83,030	77,500	77,160	74,700	78,690	70,730	70,250	66,090	65,360	66,330	67,760	67,810	68,260	67,470	64,370	61,620	58,760	55,970	54,110	51,970	
	繰上債権	15,070	13,720	9,180	6,120	5,440	4,880	4,840	4,340	4,480	4,820	7,770	9,530	8,880	7,370	6,270	5,410	5,110	3,810	3,690	3,130	2,820	2,450	2,290	1,850	1,790	1,690	
	延滞債権	80,720	80,380	75,370	64,320	61,050	56,400	55,290	52,460	52,330	50,280	51,240	51,310	50,670	49,440	50,070	51,320	52,240	52,650	52,920	52,730	50,180	48,050	46,020	44,200	42,610	41,190	
	3ヶ月以上延滞債権	1,510	1,310	1,020	840	820	620	780	690	650	590	820	790	1,120	750	690	630	640	500	410	390	390	320	320	260	380	270	
	貸出条件緩和債権	46,720	48,740	40,800	31,210	28,620	23,950	22,120	20,000	19,700	19,010	18,860	9,100	9,580	8,530	8,330	9,770	10,850	11,240	11,220	10,980	10,810	10,140	9,670	9,330	8,820		
	貸倒引当金残高	46,960	46,880	45,270	37,960	35,620	31,910	30,700	28,760	28,680	26,930	27,990	28,380	28,440	27,930	28,210	26,880	25,620	24,620	23,890	23,510	22,150	21,310	20,000	19,090	18,280	17,880	
	個別貸倒引当金残高	32,170	30,790	28,660	23,860	22,360	19,850	19,370	17,610	17,310	15,880	16,500	17,030	16,440	15,550	14,960	15,140	15,010	14,430	14,460	14,390	13,520	12,920	12,320	11,640	11,360	11,100	
	(106) 地方銀行	貸出金	1,363,180	1,354,950	1,353,970	1,374,920	1,371,780	1,406,130	1,416,390	1,448,150	1,456,110	1,485,930	1,498,610	1,550,650	1,536,550	1,549,770	1,552,100	1,577,000	1,584,720	1,619,600	1,642,400	1,673,740	1,690,710	1,726,410	1,751,170	1,794,440	1,816,300	1,858,230
		リスク管理債権	104,880	104,230	93,350	75,840	71,060	63,170	60,950	57,580	57,150	54,970	57,310	50,840	50,380	47,470	47,040	48,440	49,430	49,400	50,070	49,130	47,050	45,300	43,370	41,730	40,440	38,850
繰上債権		10,290	9,170	6,030	4,060	3,650	3,340	3,350	2,980	3,080	3,190	5,090	6,170	5,600	4,620	4,030	3,600	3,510	2,500	2,480	1,980	1,770	1,570	1,470	1,220	1,180	1,210	
延滞債権		59,110	57,900	55,640	47,130	44,410	40,820	40,200	38,890	38,610	36,690	37,220	37,130	36,480	35,670	36,090	37,170	37,590	38,310	38,300	36,460	35,080	33,500	32,450	31,410	30,290		
3ヶ月以上延滞債権		1,210	1,030	790	660	630	470	570	540	480	470	630	560	780	530	510	460	470	340	330	330	260	260	210	310	220		
貸出条件緩和債権		34,270	36,130	30,890	23,980	22,370	18,540	16,830	15,170	14,980	14,620	14,380	6,970	7,520	6,650	6,420	7,200	7,870	8,800	8,960	8,520	8,480	8,400	8,140	7,850	7,540	7,130	
貸倒引当金残高		34,870	34,550	35,160	29,380	27,330	24,080	22,980	21,330	21,330	20,450	20,550	20,380	19,630	18,860	19,520	18,540	17,900	17,520	17,250	16,330	15,840	14,950	14,410	13,850	13,680		
個別貸倒引当金残高		23,670	22,350	22,100	18,240	16,970	14,820	14,480	13,200	12,940	11,540	12,020	12,240	11,620	10,960	10,620	10,830	10,590	10,030	10,150	10,250	9,670	9,340	8,930	8,560	8,390	8,250	
(64) 第二地方銀行		貸出金	437,010	429,130	419,990	403,400	405,460	412,560	417,430	419,380	422,250	429,430	430,700	435,920	436,710	434,950	434,000	438,980	440,220	446,830	444,800	451,780	452,940	462,070	466,510	475,000	481,620	492,130
		リスク管理債権	39,140	38,230	31,490	25,590	23,820	21,820	21,120	19,050	19,110	18,840	20,320	18,890	18,780	17,490	17,050	16,690	17,110	17,270	16,990	17,200	16,170	15,220	14,290	13,220	12,600	11,990
	繰上債権	4,770	4,470	3,120	2,030	1,780	1,520	1,470	1,330	1,380	1,590	2,620	3,290	3,210	2,710	2,200	1,760	1,550	1,260	1,170	1,100	1,000	850	790	610	590	470	
	延滞債権	21,620	21,670	18,970	16,640	16,090	15,070	14,570	12,990	13,060	12,920	13,280	13,480	13,430	12,950	13,120	13,250	13,720	14,030	13,710	13,590	12,850	12,150	11,680	10,930	10,380	10,040	
	3ヶ月以上延滞債権	300	210	130	130	130	100	130	110	130	100	140	180	270	190	160	140	160	160	80	60	60	50	50	50	60	40	
	貸出条件緩和債権	12,450	11,880	9,270	6,790	5,830	5,130	4,950	4,610	4,550	4,240	4,280	1,930	1,870	1,630	1,580	1,530	1,680	1,830	2,040	2,460	2,270	2,170	1,770	1,630	1,570	1,440	
	貸倒引当金残高	12,090	11,980	9,660	8,220	7,880	7,470	7,380	7,070	6,990	6,810	7,070	7,430	7,800	7,260	6,840	6,840	6,600	6,240	5,920	5,820	5,400	5,090	4,720	4,370	4,140	3,900	
	個別貸倒引当金残高	8,510	8,290	6,360	5,480	5,200	4,850	4,760	4,240	4,180	4,130	4,260	4,660	4,680	4,430	4,160	4,230	4,190	4,080	3,930	3,640	3,390	3,220	2,930	2,840	2,700		
	(41) 全国銀行	貸出金	4,732,420	4,469,930	4,299,570	4,192,490	4,217,920	4,302,320	4,344,900	4,373,560	4,396,000	4,472,040	4,537,180	4,670,330	4,532,290	4,497,720	4,433,690	4,473,400	4,476,370	4,583,380	4,599,380	4,784,950	4,850,620	4,990,870	5,063,970	5,227,330	5,293,030	5,375,170
		リスク管理債権	420,280	348,490	262,040	175,390	156,080	131,090	121,260	117,540	116,310	111,690	120,120	116,100	119,630	114,280	112,900	113,490	113,490	115,660	116,820	107,330	100,350	92,690	89,690	84,570	81,990	
繰上債権		30,360	22,390	13,770	8,240	7,590	6,300	6,420	5,650	5,700	6,180	12,130	15,700	14,140	11,190	8,880	7,530	6,730	8,880	5,470	5,320	4,930	4,170	3,160	2,940	2,420	3,060	
延滞債権		222,960	159,190	136,600	107,530	96,250	77,480	72,920	73,340	75,350	68,950	74,550	79,060	83,430	81,900	81,690	80,220	81,440	83,370	83,780	84,100	77,480	73,070	67,710	63,420	60,520	60,190	
3ヶ月以上延滞債権		6,070	5,000	3,150	1,980	1,310	1,500	1,230	1,260	1,100	1,510	1,700	2,210	1,440	1,640	2,200	1,650	1,470	1,400	1,130	1,150	1,040	1,030	920	1,060	910		
貸出条件緩和債権		160,890	161,900	108,520	57,400	50,260	46,000	40,430	37,310	33,990	35,460	31,930	19,640	19,840	19,750	20,690	22,770	23,680	25,000	25,160	26,660	24,530	23,070	21,010	22,930	20,350	17,830	
貸倒引当金残高		133,530	125,850	114,300	85,350	73,260	64,380	59,480	58,960	58,820	52,730	54,430	58,650	59,170	57,020	54,270	53,950	51,400	51,030	48,530	48,650	43,830	41,740	36,630	37,040	34,450	34,880	
個別貸倒引当金残高		78,860	60,810	54,410	43,860	38,470	28,760	26,550	27,200	27,610	22,720	24,670	27,090	28,160	26,770	25,450	23,940	23,960	24,310	23,910	23,880	21,470	20,500	18,290	17,270	16,660	18,290	

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期	27年9月期	28年3月期
協同 組織 金融 機関	貸出金	1,331,300	1,265,560	1,240,920	1,201,960	1,163,080		1,179,220		1,149,840		1,183,720		1,211,420		1,210,910		1,219,850		1,235,520		1,264,120		1,302,620		1,318,630
	リスク管理債権	110,210	108,270	96,470	83,020	71,750		66,000		63,250		57,400		57,120		57,280		59,920		60,190		57,750		54,370		50,030
	破綻先債権	14,810	13,740	10,920	7,980	6,300		5,650		5,390		7,150		6,430		5,120		4,540		4,020		3,200		2,700		2,630
	延滞債権	61,660	63,090	59,740	53,220	48,700		46,290		45,740		44,280		45,370		46,580		49,280		50,180		49,040		46,340		42,540
	3ヶ月以上延滞債権	1,090	920	690	450	350		360		400		440		470		310		260		260		190		190		140
	貸出条件緩和債権	32,650	30,530	25,130	21,360	16,390		13,690		11,710		5,510		4,850		5,280		5,840		5,340		5,140		5,140		4,720
	貸倒引当金残高	34,030	33,310	31,470	27,190	23,320		21,460		19,900		20,540		21,380		20,130		19,820		18,900		18,440		17,280		16,360
	個別貸倒引当金残高	24,890	24,880	23,340	19,980	17,070		15,770		14,630		15,360		15,920		15,150		15,340		14,620		14,250		13,550		12,720
(468)	貸出金	729,130	727,400	711,090	693,800	686,570		690,820		693,960		703,160		704,210		690,090		691,630		691,480		704,550		716,870		740,840
	リスク管理債権	72,990	72,290	63,830	55,470	49,010		45,140		44,360		40,700		40,440		41,010		43,470		43,690		41,690		39,080		35,760
	破綻先債権	8,190	7,740	6,040	4,350	3,390		3,230		3,130		4,140		3,710		2,910		2,610		2,260		1,720		1,480		1,350
	延滞債権	42,410	43,510	41,530	37,830	34,890		33,220		33,480		32,850		33,500		34,530		36,850		37,390		36,210		33,950		31,080
	3ヶ月以上延滞債権	640	550	340	240	190		180		210		210		240		180		140		140		80		80		60
	貸出条件緩和債権	21,750	20,490	15,920	13,050	10,530		8,510		7,530		3,500		2,990		3,390		3,870		3,890		3,670		3,570		3,260
	貸倒引当金残高	18,250	18,670	17,170	15,100	13,450		12,560		11,970		12,070		11,890		11,270		11,330		10,950		10,690		10,120		9,480
	個別貸倒引当金残高	13,240	13,790	12,930	11,360	10,220		9,580		8,980		9,240		8,990		8,500		8,850		8,620		8,390		8,020		7,460
(266)	貸出金	115,830	98,230	97,430	97,360	98,430		98,440		97,810		97,930		97,560		99,700		98,000		99,070		100,670		103,090		112,290
	リスク管理債権	14,840	15,140	13,160	11,660	10,600		10,240		10,090		8,810		8,050		7,980		8,320		8,320		7,720		7,380		6,660
	破綻先債権	2,050	1,850	1,610	1,290	1,090		1,050		1,180		1,260		1,070		950		780		760		660		550		500
	延滞債権	7,880	7,990	7,660	7,120	6,730		6,620		6,470		6,260		5,950		5,950		6,410		6,440		5,990		5,780		5,370
	3ヶ月以上延滞債権	210	230	210	120	100		110		100		120		120		70		60		60		40		50		30
	貸出条件緩和債権	4,700	5,070	3,680	3,130	2,680		2,460		2,330		1,170		910		1,010		1,070		1,060		1,030		1,000		960
	貸倒引当金残高	4,330	3,910	3,980	3,500	3,170		3,080		3,100		2,890		2,800		2,810		2,910		2,930		2,790		2,680		2,540
	個別貸倒引当金残高	3,380	3,050	3,130	2,780	2,500		2,440		2,400		2,270		2,210		2,240		2,370		2,430		2,320		2,210		2,090
(154)	貸出金	6,063,730	5,735,480	5,540,500	5,394,460	5,465,390		5,552,780		5,621,880		5,854,050		5,709,140		5,684,310		5,803,230		6,020,480		6,254,990		6,529,950		6,693,790
	リスク管理債権	530,490	456,760	358,510	258,400	202,840		183,540		174,940		173,490		171,410		169,990		175,230		177,010		158,090		144,060		132,020
	破綻先債権	45,170	36,130	24,690	16,220	12,600		11,300		11,580		22,850		17,630		12,650		10,010		8,950		6,350		5,120		5,690
	延滞債権	284,630	222,280	196,340	160,750	126,190		119,630		114,690		123,340		127,270		126,800		132,640		134,280		122,120		109,760		102,730
	3ヶ月以上延滞債権	7,160	5,920	3,840	2,660	1,660		1,590		1,500		2,140		1,900		2,510		1,730		1,400		1,220		1,110		1,050
	貸出条件緩和債権	193,540	192,430	133,640	78,760	62,390		51,000		47,160		25,150		24,590		28,020		30,840		32,380		28,390		28,070		22,550
	貸倒引当金残高	167,560	159,160	145,770	112,540	87,690		80,420		72,630		79,200		78,400		74,080		70,840		67,550		60,180		54,330		51,240
	個別貸倒引当金残高	103,750	85,690	77,750	63,840	45,830		42,970		37,350		42,450		42,690		39,090		39,640		38,500		34,740		30,820		30,980

(注) 1. 計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。

2. ()内は28年3月期時点の対象金融機関数。

3. 旧長信銀の計数は、14年3月期は日本興業銀行を含み、16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。

4. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。

5. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。

6. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。

(表7) 自己査定による債務者区分の推移

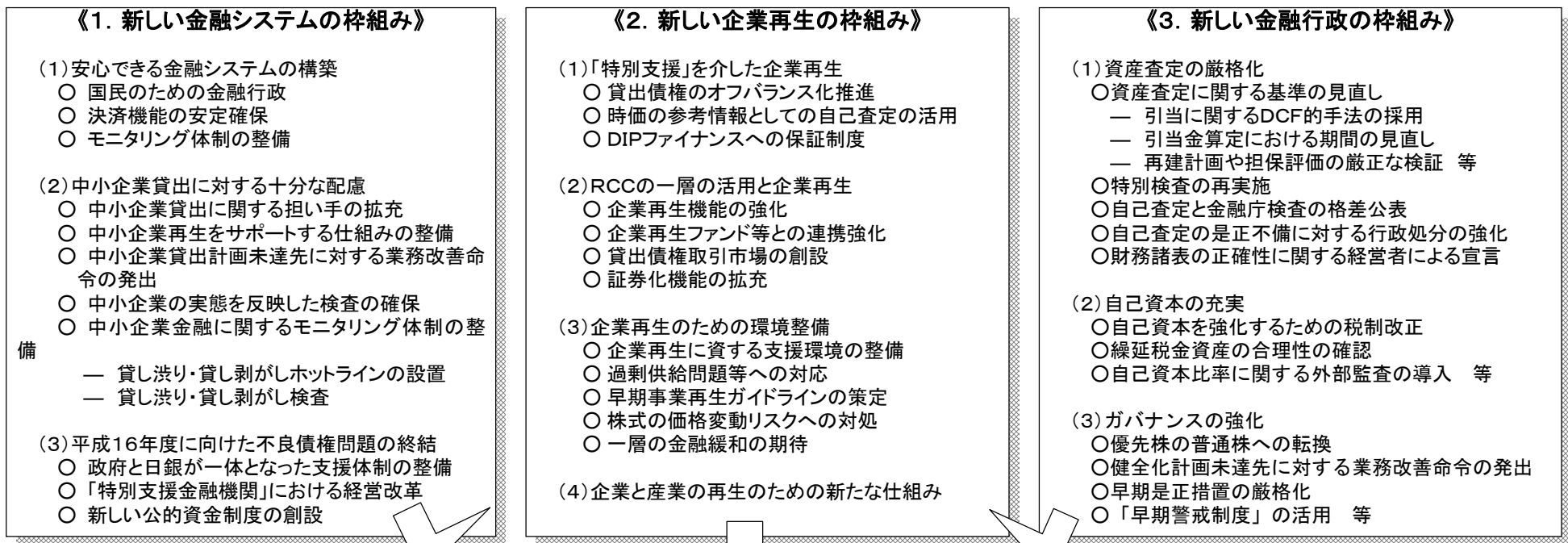
主要行(7行) (単位:兆円)																											
	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期	27年9月期	28年3月期	
正常先	250.8	224.5	221.1	222.7	226.5	221.6	225.8	228.5	229.9	231.1	236.3	236.3	239.2	234.9	227.7	230.1	231.2	237.7	238.3	254.5	261.0	273.0	282.9	296.1	300.2	303.4	
要注意先	45.8	40.5	28.2	17.3	14.7	14.1	13.6	15.8	15.7	16.3	16.3	18.5	18.0	18.3	17.4	17.0	15.8	15.7	15.0	15.2	12.9	12.2	10.2	9.6	9.0	8.7	
〔(要管理債権)〕	11.3	11.5	7.0	2.7	2.3	2.3	1.9	1.8	1.5	1.7	1.3	1.1	1.1	1.1	1.3	1.5	1.5	1.5	1.5	1.6	1.4	1.3	1.1	1.4	1.2	1.0	
破綻懸念先	12.2	6.6	5.2	3.6	3.1	1.9	1.6	1.9	2.1	1.7	2.1	2.4	2.9	2.6	2.6	2.4	2.5	2.6	2.6	2.6	2.3	2.2	1.9	1.8	1.6	1.7	
破綻先・実質破綻先	3.2	2.2	1.5	1.0	0.8	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.8	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	
要管理～破綻先の合計	26.8	20.2	13.6	7.4	6.1	4.6	3.9	4.1	4.0	3.8	4.2	4.5	4.9	4.5	4.5	4.5	4.5	4.6	4.6	4.7	4.2	3.8	3.3	3.4	3.1	3.1	
地域銀行(106行) (単位:兆円)																											
	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期	27年9月期	28年3月期	
正常先	136.2	141.0	142.7	146.8	147.4	152.2	153.8	156.4	156.9	159.3	159.3	162.2	153.6	158.9	158.6	161.5	162.5	165.9	169.5	173.3	176.3	180.8	182.0	190.9	195.9	200.3	
要注意先	32.9	30.1	26.5	23.7	23.1	22.9	23.1	24.2	24.6	25.2	25.8	27.8	28.5	30.3	30.0	29.9	29.1	28.0	27.5	26.3	25.9	24.5	24.1	23.1	23.1	23.1	
〔(要管理債権)〕	4.6	4.9	4.1	3.1	2.8	2.4	2.3	2.1	2.0	2.0	2.0	1.0	1.1	0.9	0.9	1.0	1.0	1.1	1.2	1.2	1.1	1.1	1.0	1.0	0.9	0.9	
破綻懸念先	6.4	6.3	5.8	5.1	4.8	4.4	4.4	4.1	4.1	4.0	4.1	4.0	3.9	3.8	3.9	4.0	4.2	4.2	4.3	4.4	4.2	4.0	3.8	3.7	3.6	3.4	
破綻先・実質破綻先	3.9	3.5	2.8	2.2	2.0	1.8	1.8	1.7	1.6	1.6	1.9	2.2	2.1	1.9	1.8	1.7	1.7	1.5	1.4	1.3	1.2	1.1	1.0	1.0	0.9	0.9	
要管理～破綻先の合計	14.8	14.7	12.8	10.4	9.7	8.7	8.4	7.8	7.8	7.6	8.0	7.2	7.0	6.6	6.6	6.7	6.9	6.8	6.9	6.9	6.5	6.2	5.9	5.7	5.5	5.2	
全国銀行(115行) (単位:兆円)																											
	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期	27年9月期	28年3月期	
正常先	393.4	371.7	369.5	375.0	379.8	380.5	387.2	392.7	395.0	398.8	404.0	405.5	399.4	399.9	391.6	396.9	399.2	409.2	413.5	433.9	443.3	460.0	471.1	493.5	502.5	510.1	
要注意先	80.2	71.4	55.3	41.4	38.1	37.2	36.9	40.5	40.7	42.0	42.7	47.3	47.4	49.7	48.5	47.8	45.6	45.5	43.6	43.1	39.6	38.4	35.1	34.0	32.5	32.1	
〔(要管理債権)〕	16.5	16.6	11.1	5.9	5.1	4.7	4.2	3.9	3.5	3.7	3.3	2.1	2.2	2.1	2.2	2.5	2.5	2.6	2.7	2.8	2.6	2.4	2.2	2.4	2.1	1.9	
破綻懸念先	19.3	13.0	11.2	8.9	8.0	6.3	6.0	6.1	6.3	5.7	6.2	6.5	6.8	6.7	6.8	6.7	6.9	7.2	7.2	7.3	6.7	6.4	5.9	5.5	5.2	5.2	
破綻先・実質破綻先	7.4	5.7	4.3	3.2	2.8	2.4	2.2	2.1	2.1	2.0	2.8	3.4	3.2	2.9	2.6	2.4	2.2	2.0	1.9	1.9	1.7	1.5	1.3	1.3	1.3	1.3	
要管理～破綻先の合計	43.2	35.3	26.6	17.9	15.9	13.4	12.4	12.0	11.9	11.4	12.3	12.0	12.2	11.7	11.6	11.6	11.8	11.8	12.0	12.0	11.0	10.2	9.4	9.2	8.6	8.4	
預金取扱金融機関(583機関) (単位:兆円)																											
	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期	27年9月期	28年3月期	
正常先	487.3	465.3	459.6	463.7	472.8	481.1	485.1	481.1	485.1	491.8	491.8	491.8	482.3	482.3	485.3	485.3	498.6	498.6	525.3	525.3	554.2	554.2	592.4	592.4	645.4		
要注意先	100.0	90.5	72.6	57.2	52.3	52.3	55.8	57.8	57.8	65.2	65.2	65.2	70.5	70.5	68.7	68.7	65.7	65.7	62.4	62.4	56.8	56.8	51.6	51.6	50.4		
〔(要管理債権)〕	19.1	19.2	13.0	7.5	6.0	6.0	5.0	4.7	4.7	4.7	2.6	2.6	2.5	2.5	2.9	2.9	3.1	3.1	3.3	3.3	2.9	2.9	2.8	2.8	2.3		
破綻懸念先	23.8	17.4	15.3	12.5	9.7	9.7	9.3	9.0	9.0	9.0	9.5	9.5	9.9	9.9	10.0	10.0	10.9	10.9	11.1	11.1	10.1	10.1	9.1	9.1	8.7		
破綻先・実質破綻先	11.2	9.0	7.2	5.6	4.4	4.4	4.0	3.9	3.9	3.9	5.5	5.5	5.0	5.0	4.2	4.2	3.6	3.6	3.4	3.4	2.9	2.9	2.5	2.5	2.4		
要管理～破綻先の合計	54.2	45.6	35.5	25.6	20.2	20.2	18.3	17.5	17.5	17.5	17.6	17.6	17.4	17.4	17.1	17.1	17.6	17.6	17.8	17.8	15.9	15.9	14.4	14.4	13.4		

- (注) 1. 要管理債権とは、3か月以上延滞が生じ、又は債務者の再建・支援を目的として貸出条件緩和が行われているもの。
2. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。
3. 地域銀行の計数は、15年3月期以降増減玉りな銀行を含む。
4. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む)・信託及び地域銀行を集計。
5. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式会社保有専門子会社の計数を含む。
6. 預金取扱金融機関の計数は、全国銀行、協同組織金融機関、信農連等及び商工中金を集計したもの。ただし、(要管理債権)については、信農連等及び商工中金を含まない。
7. 不良債権とは、概して言えば、米国のSEC基準と同様、元利払いや貸出条件に問題が生じている債権(リスク管理債権又は再生法開示債権)であり、上記表中、要管理債権、破綻懸念先債権、破綻先・実質破綻先債権の合計がこれに該当し、要管理債権以外の要注意先に対する債権はこれに該当しない。
8. ()内は28年3月期時点の対象金融機関数。

金融再生プログラム

—主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生—

○主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生	← 不良債権問題の解決と構造改革の推進は「車の両輪」
○「痛み」を最小にしながら経済の活性化をより強力に推進	← 雇用、中小企業対策等とあわせて総合的な対策を実施



— 速やかに実施（平成14年11月29日に作業工程表を公表） —

※中小・地域金融機関の不良債権処理については、平成14年度内を目途にアクションプログラムを策定

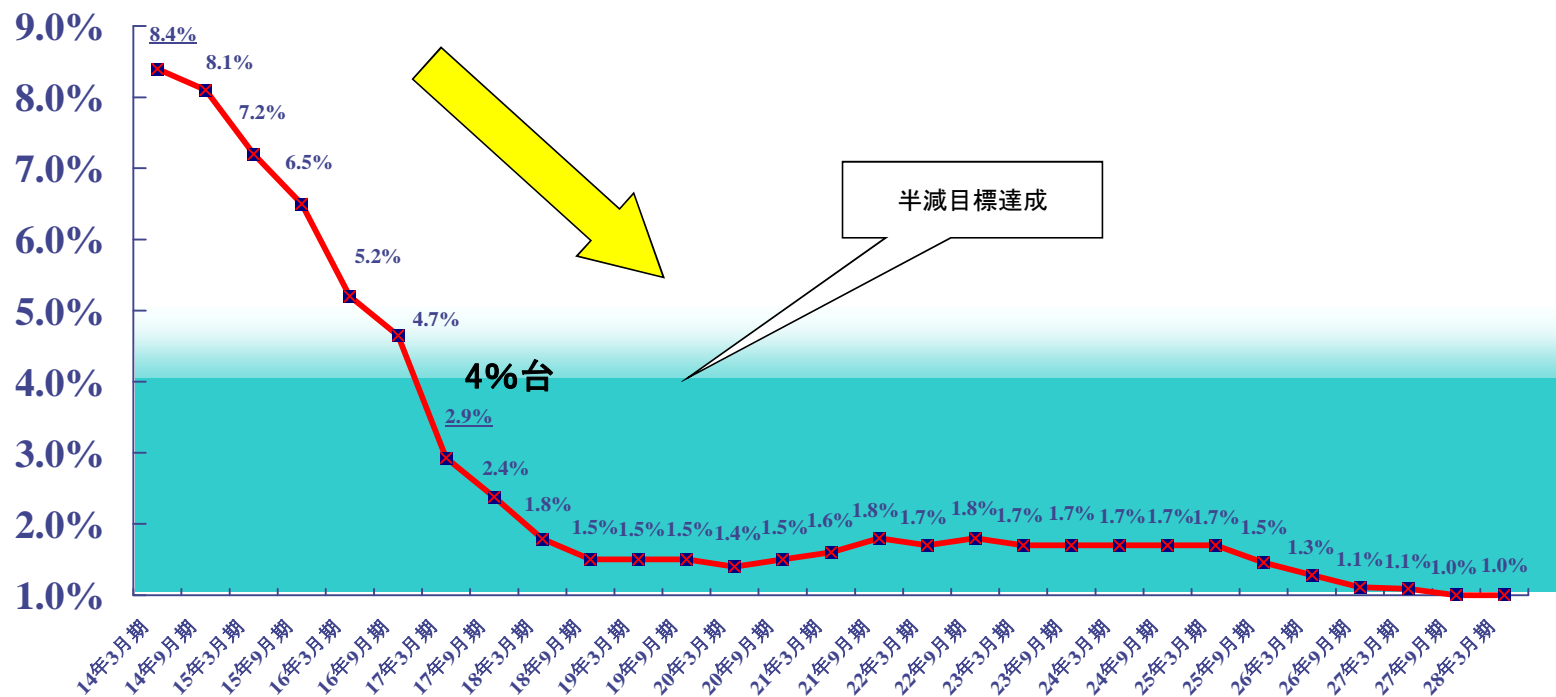
【基本的考え方】

日本の金融システムと金融行政に対する信頼を回復し、世界から評価される金融市場を実現

⇒

- ◎平成16年度には主要行の不良債権比率を半分程度に低下させ、問題を正常化
- ◎構造改革を支えるより強固な金融システムの構築を目指す

不良債権比率の推移(主要行)



○金融再生プログラム

「平成16年度(17年3月期)には、主要行の不良債権比率を現状(平成14年3月期 8.4%)の半分程度に低下させ、問題の正常化を図る」

○骨太2004

「金融分野においては、平成16年度(平成17年3月)末までに、「金融再生プログラム」の着実な推進により、不良債権問題を終結させる」

*計数は金融再生法開示債権ベース。

資料 9-3-1

平成27事務年度における預金取扱等金融機関に対する金融モニタリングの実施状況

銀行持株会社に対するモニタリングの実施状況

(平成28年6月30日現在)

金 融 機 関 等 名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
三菱UFJ フィナンシャル・グループ	27. 9. 18	—
三井住友フィナンシャルグループ	27. 9. 18	—
みずほ フィナンシャルグループ	27. 9. 18	28. 6. 30
三井住友トラスト・ホールディングス	28. 2. 5	28. 6. 16

(注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、深度あるモニタリングを終了することとした日。

主要行等に対するモニタリングの実施状況

(平成28年6月30日現在)

金 融 機 関 等 名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
三菱東京UFJ銀行	27. 9. 18	—
三井住友銀行	27. 9. 18	—
みずほ銀行	27. 9. 18	28. 6. 30
大和ネクスト銀行	27. 10. 7	28. 1. 29
住信SBIネット銀行	27. 10. 7	27. 12. 22
じぶん銀行	27. 10. 7	27. 12. 21
SBJ銀行	27. 11. 18	28. 2. 10
三井住友信託銀行	28. 2. 5	28. 6. 16

(注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、深度あるモニタリングを終了することとした日。

地域銀行に対するモニタリングの実施状況

【地方銀行】

(平成28年6月30日現在)

金 融 機 関 等 名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
横 浜 銀 行	27. 11. 2	28. 2. 16
第 四 銀 行	27. 11. 5	27. 12. 18
筑 波 銀 行	27. 11. 9	28. 1. 21

(注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、深度あるモニタリングを終了することとした日。

【第二地方銀行】

(平成28年6月30日現在)

金 融 機 関 等 名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
第 三 銀 行	27. 11. 9	28. 2. 4
福 邦 銀 行	27. 11. 9	28. 2. 5

(注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、深度あるモニタリングを終了することとした日。

外国銀行支店等に対するモニタリングの実施状況

(平成28年6月30日現在)

外 国 金 融 機 関 等 名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
ク レ デ ィ ・ ス イ ス 銀 行 東 京 支 店	27. 10. 5	28. 4. 13
ユ バ フ ー ア ラ ブ ・ フ ラ ン ス 連 合 銀 行 在 日 支 店	28. 2. 24	28. 4. 15
パ キ ス タ ン ・ ナ シ ョ ナ ル 銀 行 在 日 支 店	28. 5. 9	28. 6. 22

(注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、深度あるモニタリングを終了することとした日。

信用金庫に対するモニタリングの実施状況

(平成28年6月30日現在)

信用金庫名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
アイオ一信用金庫	27. 8. 17	27. 11. 5
栃木信用金庫	27. 8. 17	27. 10. 28
東京三協信用金庫	27. 8. 17	27. 11. 5
新発田信用金庫	27. 8. 17	27. 11. 9
越前信用金庫	27. 8. 17	27. 12. 1
備北信用金庫	27. 8. 18	27. 10. 27
福岡ひびき信用金庫	27. 8. 18	27. 11. 9
熊本中央信用金庫	27. 8. 19	27. 11. 10
筑後信用金庫	27. 8. 20	27. 11. 24
伊万里信用金庫	27. 8. 20	27. 11. 17
大分みらい信用金庫	27. 8. 20	27. 11. 17
東予信用金庫	27. 8. 24	27. 11. 13
釧路信用金庫	27. 8. 25	27. 11. 25
一関信用金庫	27. 8. 27	27. 12. 2
会津信用金庫	27. 8. 27	27. 12. 1
湖東信用金庫	27. 8. 27	27. 12. 22
日新信用金庫	27. 8. 27	27. 12. 15
淡路信用金庫	27. 8. 27	27. 12. 24
苫小牧信用金庫	27. 10. 14	28. 1. 18
焼津信用金庫	27. 10. 19	28. 2. 10
いちい信用金庫	27. 10. 19	28. 1. 19
中日信用金庫	27. 10. 20	28. 1. 27
小浜信用金庫	27. 10. 21	28. 1. 29
利根郡信用金庫	27. 10. 28	28. 1. 25
平塚信用金庫	27. 10. 28	28. 1. 21
田川信用金庫	27. 10. 29	28. 2. 1
目黒信用金庫	27. 11. 4	28. 1. 13
仙南信用金庫	27. 11. 10	28. 3. 1
永和信用金庫	27. 11. 13	28. 3. 2
京都北都信用金庫	27. 11. 17	28. 3. 18
高松信用金庫	27. 12. 1	28. 3. 25

(平成28年6月30日現在)

信 用 金 庫 名	モ ニ タ リ ン グ 開 始 日			モ ニ タ リ ン グ 終 了 日		
室 蘭 信 用 金 庫	28.	1.	15	28.	4.	12
北 門 信 用 金 庫	28.	1.	15	28.	4.	21
日 高 信 用 金 庫	28.	1.	15	28.	4.	26
新 湊 信 用 金 庫	28.	1.	15	28.	4.	22
三 重 信 用 金 庫	28.	1.	15	28.	4.	26
北 群 馬 信 用 金 庫	28.	1.	18	28.	4.	13
千 葉 信 用 金 庫	28.	1.	18	28.	4.	13
富 士 宮 信 用 金 庫	28.	1.	18	28.	4.	13
磐 田 信 用 金 庫	28.	1.	18	28.	4.	28
コ ザ 信 用 金 庫	28.	1.	18	28.	3.	14
瀬 戸 信 用 金 庫	28.	1.	19	28.	4.	28
米 子 信 用 金 庫	28.	1.	19	28.	4.	7
埼 玉 縣 信 用 金 庫	28.	1.	21	28.	3.	31
東 京 シ テ イ 信 用 金 庫	28.	1.	21	28.	3.	30
遠 賀 信 用 金 庫	28.	1.	25	28.	3.	29
津 山 信 用 金 庫	28.	1.	26	28.	6.	21
昭 和 信 用 金 庫	28.	1.	27	28.	4.	14
の と 共 栄 信 用 金 庫	28.	2.	1	28.	5.	9
山 形 信 用 金 庫	28.	2.	5	28.	5.	19
枚 方 信 用 金 庫	28.	2.	10	28.	4.	22
大 阪 シ テ イ 信 用 金 庫	28.	2.	12	28.	4.	27
岡 崎 信 用 金 庫	28.	4.	5	28.	6.	23
豊 川 信 用 金 庫	28.	4.	6	28.	6.	22
紀 北 信 用 金 庫	28.	4.	6	28.	6.	16
宮 崎 信 用 金 庫	28.	4.	6		—	
鹿 児 島 信 用 金 庫	28.	4.	6		—	
氷 見 伏 木 信 用 金 庫	28.	4.	7	28.	6.	27
砺 波 信 用 金 庫	28.	4.	7	28.	6.	22
青 木 信 用 金 庫	28.	4.	11	28.	6.	27
小 松 川 信 用 金 庫	28.	4.	11		—	
東 京 信 用 金 庫	28.	4.	11	28.	6.	28
大 地 み ら い 信 用 金 庫	28.	4.	12	28.	6.	27

(平成28年6月30日現在)

信用金庫名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
北見信用金庫	28. 4. 12	28. 6. 28
兵庫信用金庫	28. 4. 12	28. 6. 23
しまね信用金庫	28. 4. 12	28. 6. 30
水島信用金庫	28. 4. 12	—
姫路信用金庫	28. 4. 15	28. 6. 23
須賀川信用金庫	28. 5. 9	28. 6. 28
ひまわり信用金庫	28. 5. 9	28. 6. 28

(注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、深度あるモニタリングを終了することとした日。

信用組合に対するモニタリングの実施状況

(平成28年6月30日現在)

信用組合名	モニタリング開始日			モニタリング終了日		
銚子商工信用組合	27.	8.	17	27.	11.	4
小田原第一信用組合	27.	8.	17	27.	11.	4
さくらの街信用組合	27.	8.	17	27.	11.	10
福泉信用組合	27.	8.	17	27.	10.	14
備後信用組合	27.	8.	18	27.	11.	10
鹿児島県医師信用組合	27.	8.	19	27.	10.	8
山形県医師信用組合	27.	8.	21	27.	11.	10
丸八信用組合	27.	8.	25	27.	10.	28
名古屋青果物信用組合	27.	8.	25	27.	11.	16
のぞみ信用組合	27.	8.	27	27.	11.	24
札幌中央信用組合	27.	10.	14	28.	1.	18
益田信用組合	27.	10.	19	28.	2.	9
青森県信用組合	27.	10.	20	28.	3.	2
島根益田信用組合	27.	10.	21	28.	1.	7
両備信用組合	27.	10.	26	28.	2.	10
相愛信用組合	27.	10.	28	28.	1.	15
新潟県信用組合	27.	10.	28	28.	1.	26
協栄信用組合	27.	10.	28	28.	1.	29
糸魚川信用組合	27.	10.	28	28.	1.	14
熊本県信用組合	27.	10.	28	28.	1.	25
九州幸銀信用組合	27.	10.	29	28.	2.	19
淡陽信用組合	27.	11.	13	28.	3.	4
成協信用組合	27.	11.	17	28.	3.	11
鹿児島興業信用組合	28.	1.	14	28.	3.	31
興栄信用組合	28.	1.	18	28.	4.	15
巻信用組合	28.	1.	18	28.	4.	19
共立信用組合	28.	1.	27	28.	4.	20
北郡信用組合	28.	2.	8	28.	5.	19

(平成28年6月30日現在)

信用組合名	モニタリング開始日			モニタリング終了日		
京 滋 信 用 組 合	28.	2.	16	28.	4.	28
秋 田 県 信 用 組 合	28.	2.	19	28.	5.	24
香 川 県 信 用 組 合	28.	2.	25	28.	5.	11
福 岡 県 医 師 信 用 組 合	28.	4.	5	28.	6.	22
佐 賀 県 医 師 信 用 組 合	28.	4.	5	28.	6.	23
長 崎 県 医 師 信 用 組 合	28.	4.	5	28.	6.	23
あ す か 信 用 組 合	28.	4.	11		—	
東 信 用 組 合	28.	4.	11		—	
中 ノ 郷 信 用 組 合	28.	4.	11		—	
ハ ナ 信 用 組 合	28.	4.	11		—	
長 野 県 信 用 組 合	28.	4.	11		—	
空 知 商 工 信 用 組 合	28.	4.	12		—	
宿 毛 商 銀 信 用 組 合	28.	4.	14	28.	6.	29
ミ レ 信 用 組 合	28.	4.	18	28.	6.	29
兵 庫 ひ ま わ り 信 用 組 合	28.	4.	20	28.	6.	29

(注)モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、深度あるモニタリングを終了することとした日。

平成26事務年度における預金取扱等金融機関に対する金融モニタリングのうち、27事務年度にモニタリング終了となった預金取扱等金融機関に対する金融モニタリングの実施状況

銀行持株会社に対するモニタリングの実施状況

金 融 機 関 等 名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
三菱UFJ フィナンシャル・グループ	26. 9. 8	27. 7. 28
三井住友フィナンシャルグループ	26. 9. 8	27. 7. 13
みずほ フィナンシャルグループ	26. 9. 8	27. 7. 3

(注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、深度あるモニタリングを終了することとした日。

主要行等に対するモニタリングの実施状況

金 融 機 関 等 名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
三菱東京UFJ銀行	26. 9. 8	27. 7. 28
三井住友銀行	26. 9. 8	27. 7. 13
みずほ銀行	26. 9. 8	27. 7. 3

(注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、深度あるモニタリングを終了することとした日。

地域銀行に対するモニタリングの実施状況

【地方銀行】

金 融 機 関 等 名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
東北銀行	27. 4. 13	27. 7. 27
筑邦銀行	27. 4. 13	27. 7. 6
七十七銀行	27. 6. 1	27. 8. 26

(注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、深度あるモニタリングを終了することとした日。

信用金庫に対するモニタリングの実施状況

信用金庫名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
小樽信用金庫	27. 4. 13	27. 7. 10
東栄信用金庫	27. 4. 13	27. 7. 22
世田谷信用金庫	27. 4. 13	27. 7. 24
足利小山信用金庫	27. 4. 13	27. 7. 15
愛知信用金庫	27. 4. 15	27. 8. 19
豊橋信用金庫	27. 4. 15	27. 8. 5
三島信用金庫	27. 4. 15	27. 8. 7
富士信用金庫	27. 4. 15	27. 8. 7
川之江信用金庫	27. 4. 20	27. 7. 15

(注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、深度あるモニタリングを終了することとした日。

信用組合に対するモニタリングの実施状況

信用組合名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
奄美信用組合	27. 4. 9	27. 7. 2
信用組合広島商銀	27. 4. 10	27. 7. 31
ハナ信用組合	27. 4. 13	27. 7. 16
横浜中央信用組合	27. 4. 13	27. 7. 9
埼玉信用組合	27. 4. 13	27. 7. 21
イオ信用組合	27. 4. 20	27. 9. 18
土佐信用組合	27. 4. 20	27. 7. 3
大阪貯蓄信用組合	27. 5. 12	27. 12. 2

(注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、深度あるモニタリングを終了することとした日。

バーゼル2(自己資本比率規制)について

1. 経緯

- ・ 1988年：バーゼル1公表
- ・ 1996年：市場リスク規制導入
- ・ 1998年：バーゼル1見直し作業を開始
- ・ 2004年：「バーゼル2最終文書」公表
(我が国においては 07年3月末より全面実施)

2. バーゼル2の概要(3つの柱)

第1の柱：最低所要自己資本比率

趣旨：分母の計算にリスクをより正確に反映

金融商品の多様化や金融技術の高度化等を踏まえ、リスク計測を精緻化し、規制上のリスク計測手法について、多様な選択肢の中から金融機関がその実態に合わせて選択を行うことにより、自主的にリスク管理の高度化を図るよう促す。

[算式]	$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本 (基本的項目 + 補完的項目 - 控除項目)}}{\text{信用リスク + 市場リスク + オペレーショナル・リスク}} \geq 8\%$	$\geq 8\%$ (4%)
	<small>(精緻化)</small>	<small>(新たに追加)</small>

対象	最低所要自己資本比率	適用
国際統一基準行	8%	国際合意と同等。
国内基準行	4%	国際合意とほぼ同等。(※)

(※) 自己資本(補完的項目)の計算において、その他有価証券の評価益の算入を認めない取扱い等。分母の計算は国際合意と同等。

【自己資本】:

- ・ 基本的項目(Tier1): 普通株式、優先株式、内部留保 等
- ・ 補完的項目(Tier2): その他有価証券評価益の45%相当額、土地再評価に係る差額金の45%相当額、一般貸倒引当金、劣後債・劣後ローン、期限付優先株 等
 (注1)「補完的項目」は基本的項目の額を限度として算入可能。また、期限付劣後債及び期限付優先株(Lower Tier2)は、基本的項目の額の50%を限度として算入可能。
 (注2) 一般貸倒引当金は、リスク・アセットの1.25% (国内基準では0.625%) が算入の上限。
 (注3) 国内基準では、その他有価証券の評価益は補完的項目に算入しない。
- ・ 控除項目: 銀行間での意図的な資本調達手段の保有に相当する額等。

【信用リスク】:リスクをより正確に反映

$$\text{信用リスク・アセット額} = \sum (\text{与信額 (保証等外・バランス取引含む)} \times \text{各リスク・ウェイト})$$

① 標準的手法

- ・ 中小企業向け貸出は、小口分散によるリスク軽減効果を考慮してリスク・ウェイトを軽減
- ・ 延滞債権は、引当率に応じてリスク・ウェイトを加減
- ・ 貸出先企業の信用力に応じたリスク・ウェイトを使用可

与信先区分	バーゼル1	バーゼル2
国・地方公共団体	0%	0%
政府関係機関等 (うち地方三公社)	10%	10 % (20 %)
銀行・証券会社	20%	20%
事業法人 (中小企業以外)	100%	(格付に応じ) 20%~150% 又は (格付を使用せず)一律 100%
中小企業・個人	100%	75%
住宅ローン	50%	35%
延滞債権 (※)	100%	50%~150% (引当率に応じて加減)
株式	100%	100%

(※) 延滞債権は、3ヶ月以上延滞が発生している債務者に対する与信。

② 内部格付手法

各銀行が有する行内格付を利用して借り手のリスクをより精密に反映する方式。債務者ごとのデフォルト率、デフォルト時損失率等を各国共通の関数式に入れてリスク・ウェイトを計算。

	基礎的内部格付手法	先進的内部格付手法
デフォルト率 (※1)	銀行推計	銀行推計
デフォルト時損失率	各行共通の設定 (※2)	銀行推計

(※1) デフォルトの定義はわが国の要管理先以下の債権に相当。

(※2) 例えば、事業法人向け無担保債権については45%。

その他、保有株式のリスク・ウェイトには下限を設定(政策保有株式100%、それ以外の上場株200%、非上場株300%)。ただし、04年9月30日以前に保有していた株式については10年間(2014年6月末まで)リスク・ウェイト100%(標準的手法と同じ)を適用。

【オペレーショナル・リスク】:新たにリスク項目(分母)に追加

事務事故、システム障害、不正行為等で損失が生じるリスクを計測。

①基礎的手法、②粗利益配分手法又は③先進的計測手法から選択。

(注)①、②は粗利益を基準に算出、③は過去の損失実績等をもとに計量化

第2の柱:金融機関の自己管理と監督上の検証

趣旨:金融機関による統合的なリスク管理の確立と当局によるモニタリングの実施

金融機関自身が、第1の柱の対象でないリスク(銀行勘定の金利リスク・集中リスク等)も含めて主要なリスクを把握した上で、経営上必要な自己資本額を検討。当局は、早期警戒制度の枠組み等を通じ、定期的なモニタリングを実施。

銀行勘定の金利リスク(例、銀行勘定で保有する国債の金利リスク)

金利リスク量が基本的項目(Tier1)と補完的項目(Tier2)の合計額の20%を超える銀行(アウトライヤー銀行という)の自己資本の適切性について、監督当局は特に注意を払う。(ただし、アウトライヤー銀行に該当したからといって自動的に自己資本の賦課が求められるものではない。)

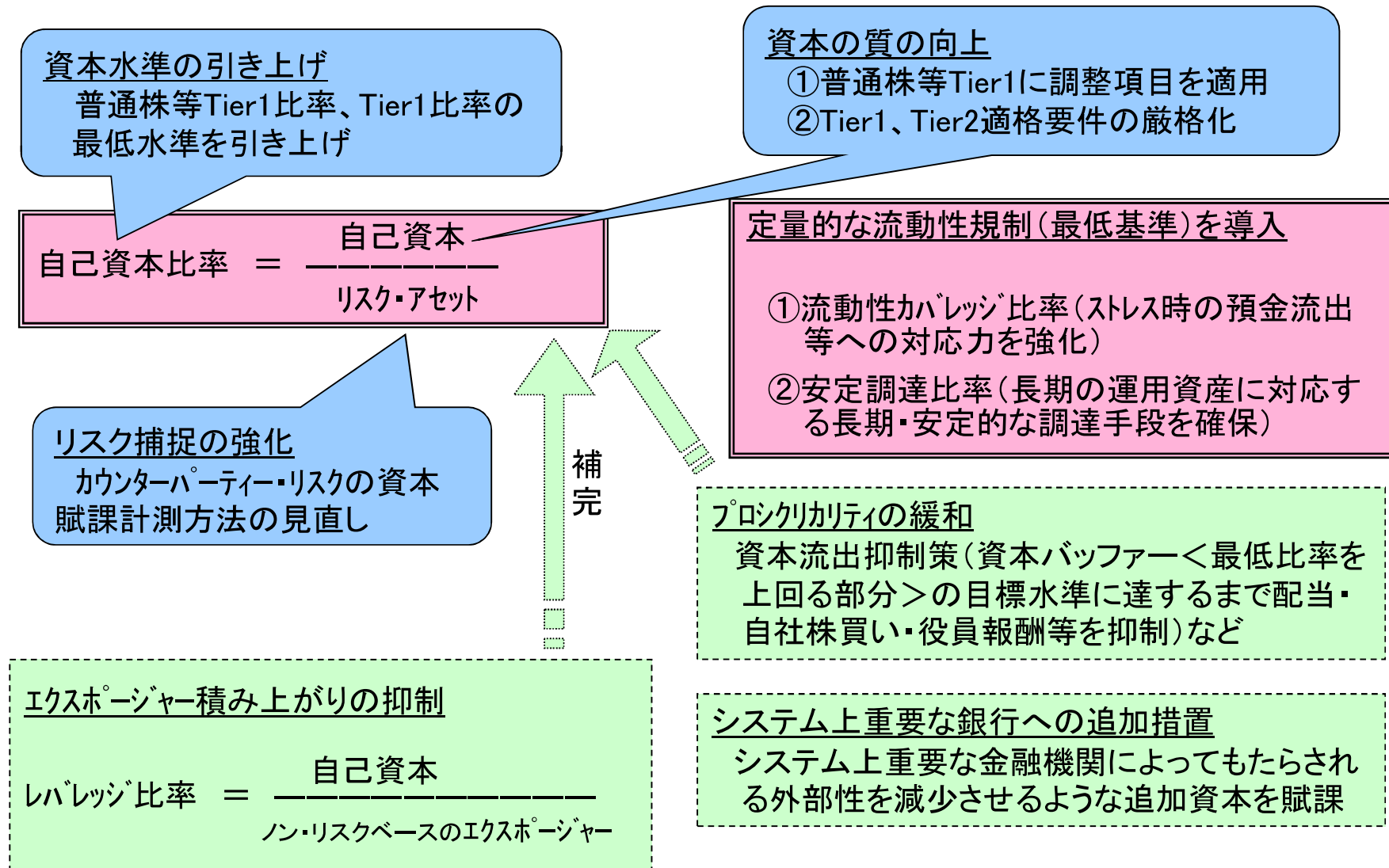
第3の柱:市場規律の活用

趣旨:情報開示の充実を通じて市場規律の実効性を高める

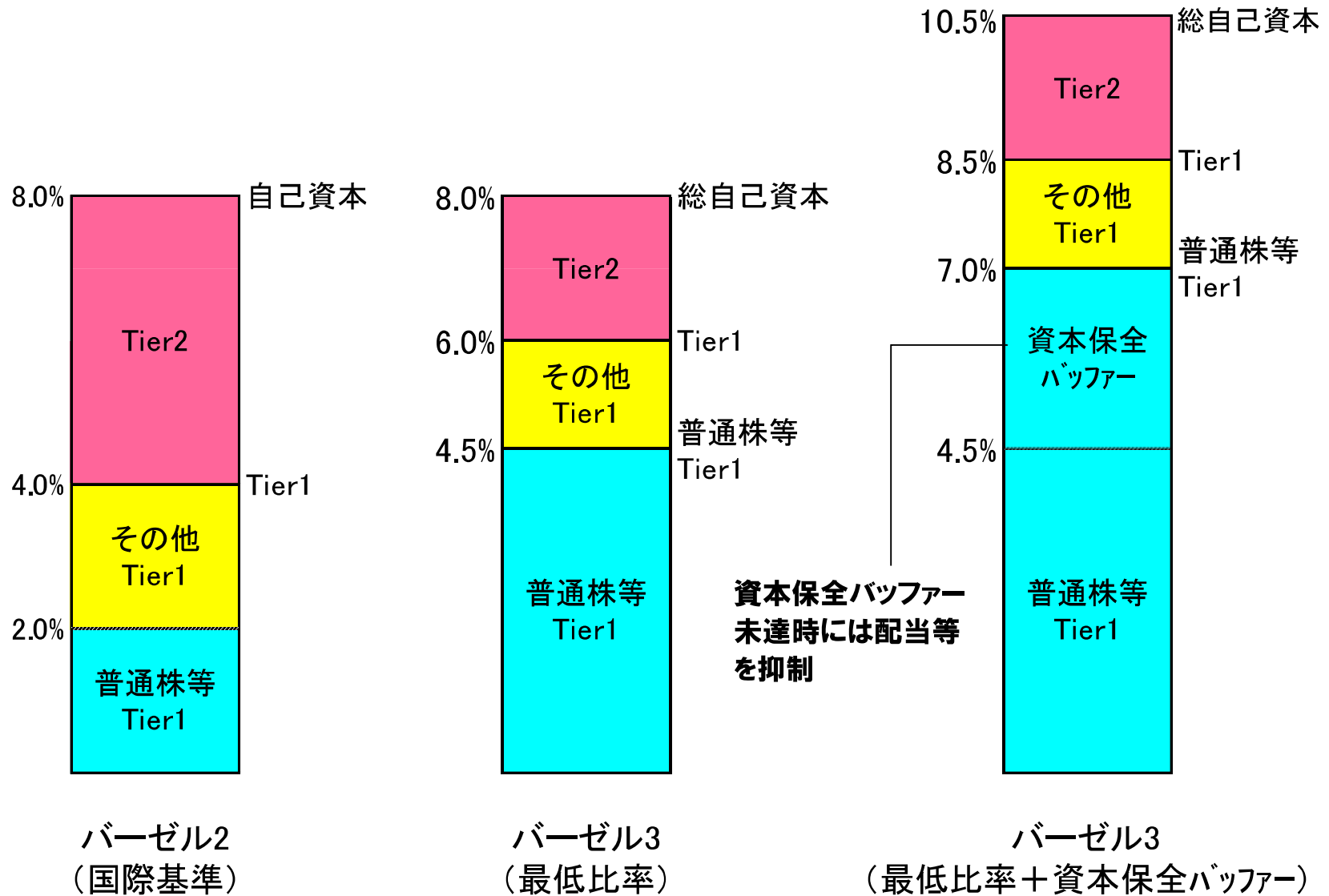
銀行については原則四半期開示、協同組織金融機関は半期開示。

以上

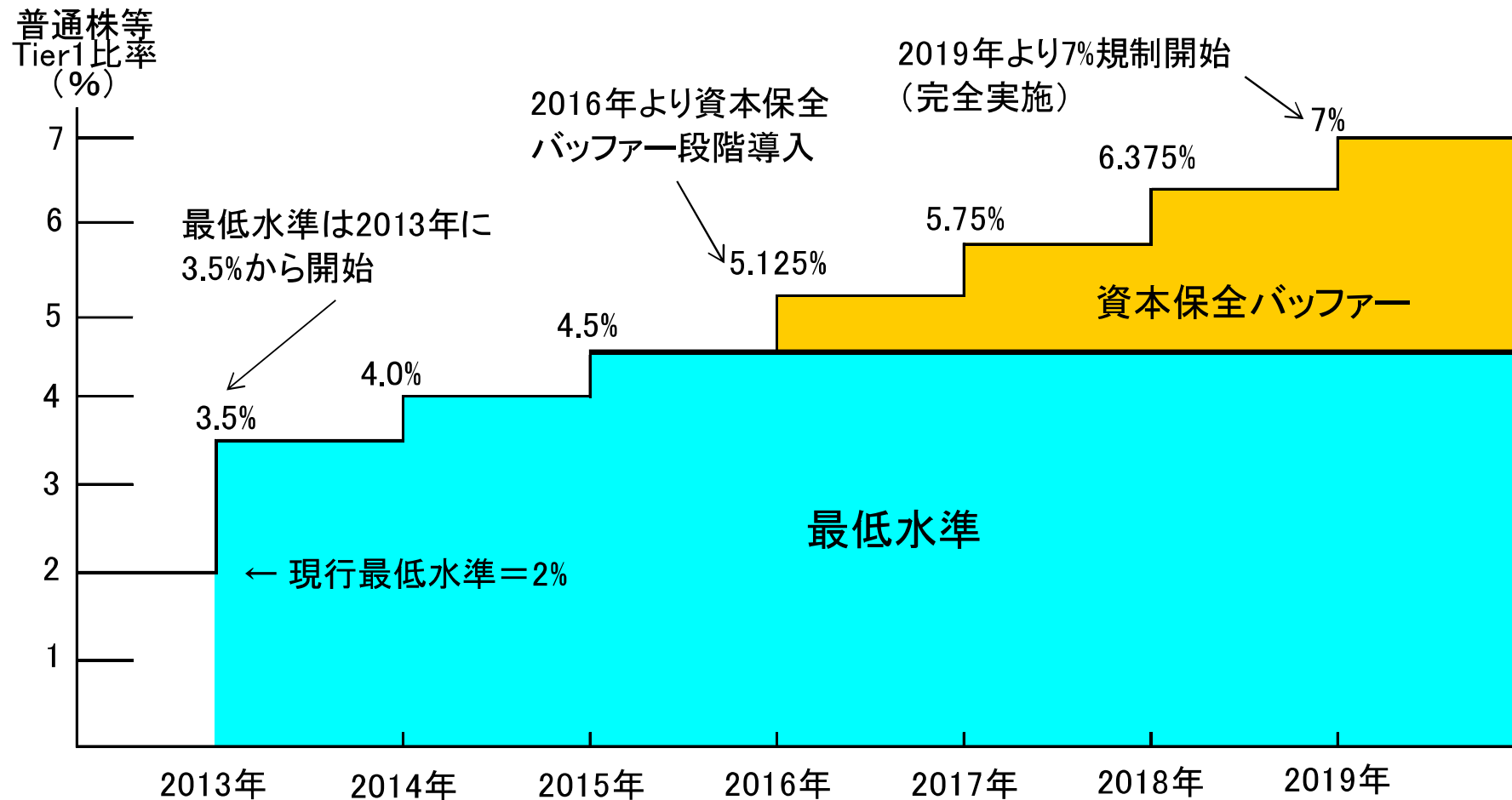
バーゼル3の全体像



バーゼル3における自己資本の量の強化



バーゼル3の段階適用



バーゼル3における調整(控除)項目の強化

		バーゼル2	バーゼル3
主な対象	のれん以外の 無形資産	(控除対象外)	全額控除
	前払年金費用	(控除対象外)	全額控除
	連結外金融機関 向け出資	下記を控除 ・国内預金取扱金融機関への 意図的保有 ・関連会社向け出資	銀行、証券、保険を含む国内外の金融機関について、 ①資本嵩上げ目的の持合 → 全額控除 ②普通株10%以下出資先 → 自己の普通株等Tier1部分の 10%超相当分を控除 ③普通株10%超出資先 → (i)普通株について自己の普通 株等Tier1部分の10%超相当分を控除※、(ii)その他資本 について全額控除
	繰延税金資産	主要行につき、Tier1の20%超 相当分を控除	・繰越欠損金については全額控除 ・会計と税務の一時差異に基づくものは、自己の普通株等 Tier1部分の10%超相当分を控除※
被控除資本		Tier2	普通株等Tier1

(注) 普通株等Tier1に適用される控除項目は、2014年より20%ずつ段階的に適用。

※ 10%超出資先の普通株出資相当額と一時差異に係る繰延税金資産相当額は、本邦に該当のないモーゲージ・サービシング・ライツと併せて、自己の普通株等Tier1の最大15%までが控除対象外。

新たな自己資本比率規制の概要

○ 新国際統一基準(バーゼル3) (2013年3月期から適用)

[対象金融機関・・・海外営業拠点(海外支店又は海外現地法人)を有する預金取扱金融機関]

	$\text{自己資本比率} = \frac{\text{普通株式等Tier1} + \text{その他Tier1} + \text{Tier2}}{\text{リスク・アセット}} \geq 8\%$	
{	$\text{Tier1比率} = \frac{\text{普通株式等Tier1} + \text{その他Tier1}}{\text{リスク・アセット}} \geq 6\%$	
	$\text{普通株式等Tier1比率} = \frac{\text{普通株式等Tier1}}{\text{リスク・アセット}} \geq 4.5\%$	

(参考) 1. **普通株式等Tier1**とは、最も損失吸収力の高い資本(普通株式、内部留保等)をいう。なお、資本の質の強化及び金融システム内でのリスクの蓄積防止の観点から、のれん等の無形資産・繰延税金資産や他の金融機関の資本保有等は、原則普通株式等Tier1から控除。

(注) その他有価証券の評価差額金を含むその他包括利益(OCI)については、普通株式等Tier1に算入。

2. **その他Tier1**とは、優先株式等をいう。
3. **Tier2**とは、劣後債、劣後ローン等及び一般貸倒引当金(信用リスク・アセットの1.25%が算入上限)等をいう。
4. また、上乘せ基準として、普通株式等Tier1で充足される「資本保全バッファー」(2.5%)、「カウンターシクリカル・バッファー」(最大2.5%)及び「G-SIFIsサーチャージ」(最大2.5%)が、2016年より追加で求められる。
5. **リスク・アセット**とは、資産の各項目にそれぞれのリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額(信用リスク)、資産の市場変動リスク相当額(マーケット・リスク)及び種々の事故リスク相当額(オペレーショナル・リスク)の和をいう。
6. **リスク・ウェイトの例**
 - 日本国債、地方債、現金等・・・0%
 - 政府関係機関等・・・10%
 - 金融機関・・・20%
 - 抵当権付住宅ローン・・・35%
 - 中小企業・個人・・・75%
 - 事業法人・・・格付に応じ、20%~150%(大宗は100%)

○ 新国内基準 (2014年3月期から適用)

[対象金融機関・・・海外営業拠点を有しない預金取扱金融機関]

	$\text{自己資本比率} = \frac{\text{コア資本}}{\text{リスク・アセット}} \geq 4\%$	
--	--	--

- (参考) 1. **コア資本**とは、損失吸収力の高い普通株式及び内部留保を中心しつつ、強制転換型優先株式や協同組織金融機関発行優先出資及び一般貸倒引当金(信用リスク・アセットの1.25%が算入上限)等を加えたものをいう。なお、新国際統一基準と同様、無形資産や繰延税金資産、金融機関の資本保有等はコア資本から控除。
2. その他有価証券の評価差額金については、コア資本の額に算入しない。

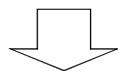
本邦における自己資本比率規制(国際統一基準・国内基準)

国際統一基準

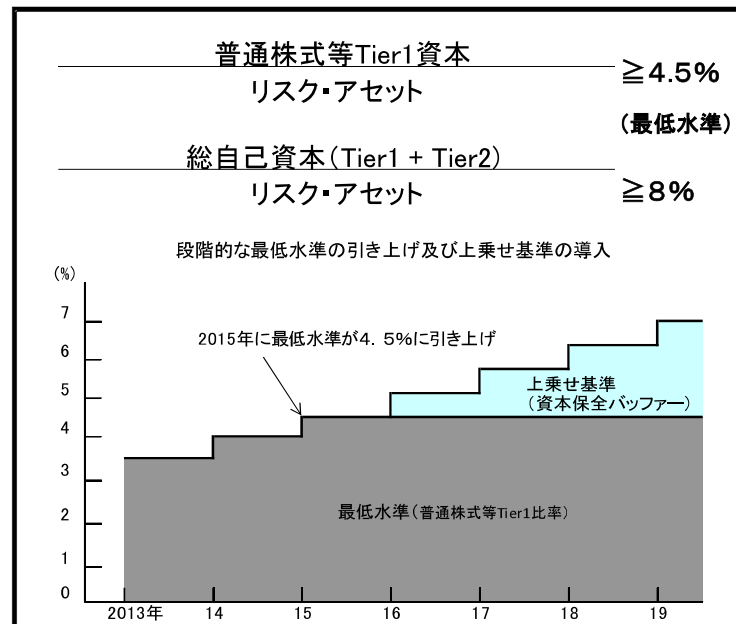
バーゼル2(2007年3月期～)

$$\frac{\text{総自己資本 (Tier1 + Tier2)}}{\text{リスク・アセット}} \geq 8\%$$

※信用リスク(貸倒リスク)を精緻化、オペリスク(事務事故リスク)を追加



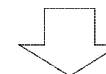
バーゼル3(2013年3月期～)



国内基準

バーゼル2(2007年3月期～)

$$\frac{\text{総自己資本 (Tier1 + Tier2)}}{\text{リスク・アセット}} \geq 4\%$$



新国内基準(2014年3月期～)

$$\frac{\text{コア資本 ※}}{\text{リスク・アセット}} \geq 4\%$$

※コア資本 = 普通株式 + 内部留保

- + 強制転換条項付優先株式 ※一定期間経つと普通株に強制的に転換される優先株式
- + 優先出資(協同組織金融機関のみ) ※優先的に配当を受けることができる出資
- +/- 調整・控除項目

新国内基準のポイント

- 国内においてのみ活動する国内基準行の規制のあり方は、
 - ・ 我が国の実情を十分踏まえること
 - ・ 金融機関の健全性を確保すること
 - ・ 金融仲介機能が発揮されること

を念頭に置いて、検討を行った。

※国内基準行は、銀行、信金・信組、労金、農水系統（農漁協等）と業態が幅広く、地域密着型の金融機関が大宗。

- 国際統一基準を参考に、従来の最低自己資本比率（4％）を維持しつつ、自己資本の質の向上を図る一方、地域経済への影響や業態の特性を勘案。
- 2014年3月末から適用開始。原則10年間の経過措置を導入し、十分な移行期間を確保しながら、段階的に実施。

自己資本比率規制のリスク計測手法に係る承認先
(平成 27 事務年度)

1. 信用リスク

(1) 基礎的内部格付手法【1 持株会社及び 2 行】

- ・ コンコルディア・フィナンシャルグループ
- ・ 住信 SBI ネット銀行
- ・ 北洋銀行

2. オペレーショナル・リスク

(1) 粗利益配分手法【1 持株会社及び 1 行】

- ・ 足利ホールディングス
- ・ 足利銀行

(2) 先進的計測手法【1 行】

- ・ 日本トラスティ・サービス信託銀行 (注)

(注) 三井住友トラスト・ホールディングス (2014 年 3 月末から同手法適用開始) の段階的適用計画の進展に併せ、当行を単独でも承認。

レバレッジ比率

(目的)

- 銀行システムにおけるレバレッジの拡大を抑制。
- 簡易な指標とすることで、リスクベースの指標(自己資本比率規制)を補完。

$$\text{レバレッジ比率} = \frac{\text{自己資本の額(Tier1資本の額)}}{\text{総エクスポージャーの額 (オンバランス資産の額+デリバティブ取引の額+レポ取引等の額+オフバランス取引の額)}}$$

(基準の見直し)

- 2013年1月から2017年1月までの試行期間において、3%の比率をテスト。銀行レベルのレバレッジ比率及びその構成要素の開示は、2015年1月から。(本邦は2015年3月末より。)
- 試行期間の結果を踏まえ、適切な検討と水準調整に基づき、2018年1月から第1の柱の下での取扱いに移行することを視野に、2017年前半に最終調整。

流動性規制の導入

① 流動性カバレッジ比率(LCR: Liquidity Coverage Ratio)

(目的)

- 金融危機の際、多くの銀行が資金繰りに困難を生じた反省に基づき、30日間のストレス下での資金流出に対応できるよう、良質の流動資産(以下、「適格流動資産」)を保有することを求めるもの。

(基準の概要) 2015年から段階的に実施し、2019年に完全実施

$$\text{LCR} = \frac{\text{適格流動資産}}{\text{30日間のストレス期間に必要となる資金流出額}} \geq 60\% \Rightarrow 100\%$$

(2015年) (2019年)

② 安定調達比率(NSFR: Net Stable Funding Ratio)

(目的)

- 売却が困難な資産(所要安定調達額。オフ・バランスシートを含む)を持つのであれば、これに対応し、十分な中長期等に安定的な調達(負債・資本)をすることを求めるもの。

(基準の概要) 2018年から実施見込み

$$\text{NSFR} = \frac{\text{安定調達額(資本+預金・市場性調達の一部)}}{\text{所要安定調達額(資産×流動性に応じたヘアカット)}} \geq 100\%$$

(※ 段階的適用なし)

資本バッファ規制(府省令・告示・監督指針)の概要

国際合意に沿って、国際的に活動する銀行等に対し、最低所要自己資本(8%)に加えて資本バッファの積み立てを求めるもの。(1)「資本バッファ」の基準、(2)これらを下回った場合の措置(配当・賞与の支払等の社外流出行為の制限)等を手当て。

- | | | |
|---|-----------------|-------------------------|
| ① <u>資本保全バッファ</u> | 2.5% | (将来のストレスに備えた一律の資本積立て) |
| ② <u>カウンター・シクリカル・バッファ</u> | 0% | (金融庁長官が指定した場合は当該指定した比率) |
| ➤ 国内の信用供与が過剰と認められる場合に、将来生ずるおそれのある損失をカバーするための資本積立て。水準決定の判断基準や手続きは今後検討。 | | |
| ③ <u>G-SIBsバッファ</u> | 1.0~2.5% | (FSBが毎年対象行・水準を設定) |
| ➤ 金融安定理事会(FSB)で合意された「グローバルなシステム上重要な銀行」(G-SIBs: Global Systemically Important Banks)についての追加的資本積立て。 | | |
| ④ <u>D-SIBsバッファ</u> | 金融庁長官が対象行・水準を指定 | |
| ➤ 「国内のシステム上重要な銀行」(D-SIBs: Domestic Systemically Important Banks)についての追加的資本積立て。対象行・水準は各国裁量。 | | |
| ➤ 具体的な対象行・水準は、定量的・定性的基準を総合判断して決定。 | | |

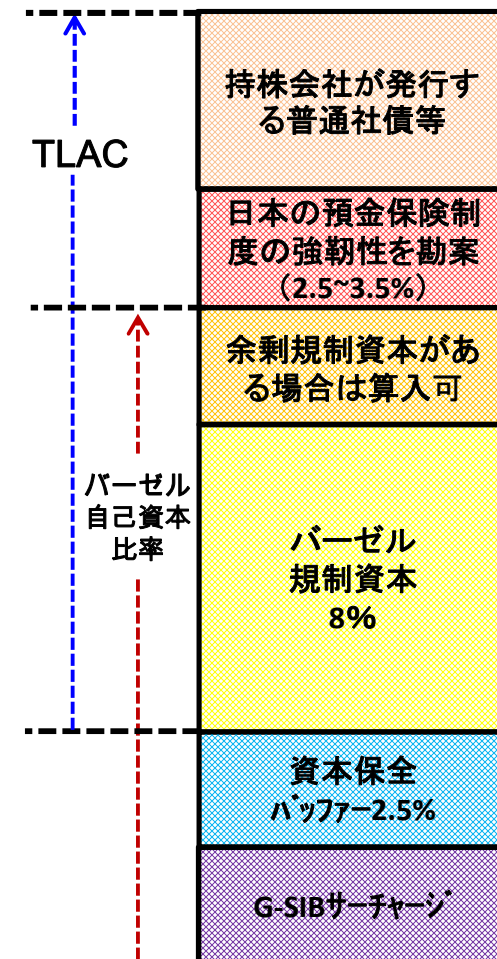
※ 数値はいずれも完全実施ベース

TLACに関する国際合意の概要

TLAC: Total Loss Absorbing Capacity: 巨大銀行に対して、破綻時に備えた損失吸収力を確保させる取組み。「大き過ぎて潰せない」問題に対処し、納税者の負担を回避しつつ、秩序ある破綻処理を可能とするため、2013年G20サミットの要請を受け、2015年11月にFSB(金融安定理事会)が規制内容(国際合意)を公表。本邦では2016年4月に金融庁がTLACの国内枠組み整備方針を公表。

- 規制対象: グローバルなシステム上重要な銀行
(G-SIBs: 我が国では3メガのみ)。
- 適格性: 持株会社が発行する普通社債等
- 最低水準:
 - ① 連結ベースRWA(リスクアセット)比:
2019年: 16%、2022年: 18%
 - ② レバレッジ比率規制の分母比:
2019年: 6%、2022年: 6.75%
- 預金保険制度:
 - 2019年からはRWA比 2.5%
 - 2022年からはRWA比 3.5% を算入可。

TLACの構成と適用のイメージ(RWAベース)



経営健全化計画履行状況報告

平成27年12月

○業務純益、経常利益、当期利益の比較

(億円)

	業務純益(注)			経常利益			当期利益		
	27/3 実績	27/9 実績	28/3 健全化計画	27/3 実績	27/9 実績	28/3 健全化計画	27/3 実績	27/9 実績	28/3 健全化計画
新生	※423	※177	※370	479	316	421	457	252	420

(注)業務純益は、一般貸引繰入前の計数。
※クレジットトレーディング関連利益等を含む。

○自己資本比率の状況(連結ベース)

(%)

(参考)

(億円)

	自己資本比率			自己資本計			リスクアセット		
	27/3 実績	27/9 実績	28/3 健全化 計画	27/3 実績	27/9 実績	28/3 健全化 計画	27/3 実績	27/9 実績	28/3 健全化 計画
新生	14.86	14.26	13.30	8,419	8,214	8,197	56,619	57,565	61,624

○リストラの状況①(役員数、従業員数等)

	役員数			従業員数			人件費			物件費(機械化費用を除く)			人件費+物件費(参考)		
	27/3 実績	27/9 実績	28/3 健全化 計画	27/3 実績	27/9 実績	28/3 健全化 計画	27/3 実績	27/9 実績	28/3 健全化 計画	27/3 実績	27/9 実績	28/3 健全化 計画	27/3 実績	27/9 実績	28/3 健全化 計画
新生	9	10	9	2,186	2,218	2,280	24,488	13,565	27,400	32,142	14,898	33,300	70,740	34,689	74,500

○リストラの状況②(役員報酬・賞与等)

	役員報酬・賞与(百万円) (注)			うち役員報酬			平均役員(常勤)報酬・賞与 (百万円)			平均役員退職慰労金 (百万円)			平均給与月額 (千円)		
	27/3 実績	27/9 実績	28/3 健全化 計画	27/3 実績	27/9 実績	28/3 健全化 計画	27/3 実績	27/9 実績	28/3 健全化 計画	27/3 実績	27/9 実績	28/3 健全化 計画	27/3 実績	27/9 実績	28/3 健全化 計画
新生	174	86	200	174	86	200	39	36	40	6	22	-	495	479	495

(注1) 使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

(注2) 27/9実績の平均役員(常勤)報酬・賞与は年換算ベース。

○国内貸出・中小企業向け貸出の状況(実勢ベース)

	国内貸出の状況(実勢ベース) (億円)		中小企業向け貸出の状況(実勢ベース) (億円)	
	27年9月期 実績(対前期比)	28年3月期 計画(対前期比)	27年9月期 実績(対前期比)	28年3月期 計画(対前期比)
新生	▲ 80	4,802	237	100

(注)インパクトローンを除くベース。

○不良債権額(単体ベース)

	(億円)									
	①破産更生債権及び これらに準ずる債権		②危険債権		③要管理債権		①+②+③ 銀行勘定のみ		不良債権処理損失額 銀行、信託勘定合算	
	27/3 実績	27/9 実績	27/3 実績	27/9 実績	27/3 実績	27/9 実績	27/3 実績	27/9 実績	27/3 実績	27/9 実績
新生	43	52	521	279	45	34	609	365	▲ 49	▲ 153

○剰余金の状況

	(億円)		
	剰余金の状況(27/9期)	【参考】公的資金注入額 (優先株式・普通株式・劣後債・劣後ローン)	【参考】公的資金残高(注)
新生	2,342	4,166	2,500

(注)公的資金注入額ベース

資料 9 - 5 - 2

経営健全化計画履行状況報告

平成28年6月

○業務純益、経常利益、当期利益の比較

(億円)

	業務純益(注)			経常利益			当期利益		
	27/3 実績	28/3 健全化計画	28/3 実績	27/3 実績	28/3 健全化計画	28/3 実績	27/3 実績	28/3 健全化計画	28/3 実績
新生	※423	※339	※340	479	490	494	457	420	416

(注)業務純益は、一般貸引繰入前の計数。
※クレジットトレーディング関連利益等を含む。

○自己資本比率の状況(連結ベース)

(%)

(参考)

(億円)

	自己資本比率			自己資本計			リスクアセット		
	27/3 実績	28/3 健全化 計画	28/3 実績	27/3 実績	28/3 健全化 計画	28/3 実績	27/3 実績	28/3 健全化 計画	28/3 実績
新生	14.86	13.99	14.20	8,419	8,296	8,095	56,619	59,257	56,982

○リストラの状況①(役員数、従業員数等)

	役員数			従業員数			人件費			物件費(機械化費用を除く)			人件費+物件費(参考)		
	27/3 実績	28/3 健全化 計画	28/3 実績	27/3 実績	28/3 健全化 計画	28/3 実績	27/3 実績	28/3 健全化 計画	28/3 実績	27/3 実績	28/3 健全化 計画	28/3 実績	27/3 実績	28/3 健全化 計画	28/3 実績
新生	9	10	10	2,186	2,280	2,210	24,488	27,800	26,620	32,142	31,400	30,857	70,740	72,500	70,148

○リストラの状況②(役員報酬・賞与等)

	役員報酬・賞与(百万円) (注)						平均役員(常勤)報酬・賞与 (百万円)			平均役員退職慰労金 (百万円)			平均給与月額 (千円)		
	うち役員報酬														
	27/3 実績	28/3 健全化 計画	28/3 実績	27/3 実績	28/3 健全化 計画	28/3 実績	27/3 実績	28/3 健全化 計画	28/3 実績	27/3 実績	28/3 健全化 計画	28/3 実績	27/3 実績	28/3 健全化 計画	28/3 実績
新生	174	200	169	174	200	169	39	40	34	6	22	22	495	495	489

(注)使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

○国内貸出・中小企業向け貸出の状況(実勢ベース)

	国内貸出の状況(実勢ベース) (億円)		中小企業向け貸出の状況(実勢ベース) (億円)	
	28年3月期 計画(対前期比)	28年3月期 実績(対前期比)	28年3月期 計画(対前期比)	28年3月期 実績(対前期比)
新生	1,694	708	100	208

(注)インパクトローンを除くベース。

○不良債権額(単体ベース)

(億円)

	①破産更生債権及び これらに準ずる債権		②危険債権		③要管理債権		①+②+③		不良債権処理損失額	
	27/3 実績	28/3 実績	27/3 実績	28/3 実績	27/3 実績	28/3 実績	27/3 実績	28/3 実績	27/3 実績	28/3 実績
新生	43	50	521	271	45	26	609	347	▲ 49	▲ 242

○剰余金の状況

(億円)

	剰余金の状況(28/3期)	【参考】公的資金注入額 (優先株式・普通株式・劣後債・劣後ローン)	【参考】公的資金残高(注)
新生	2,505	4,166	2,500

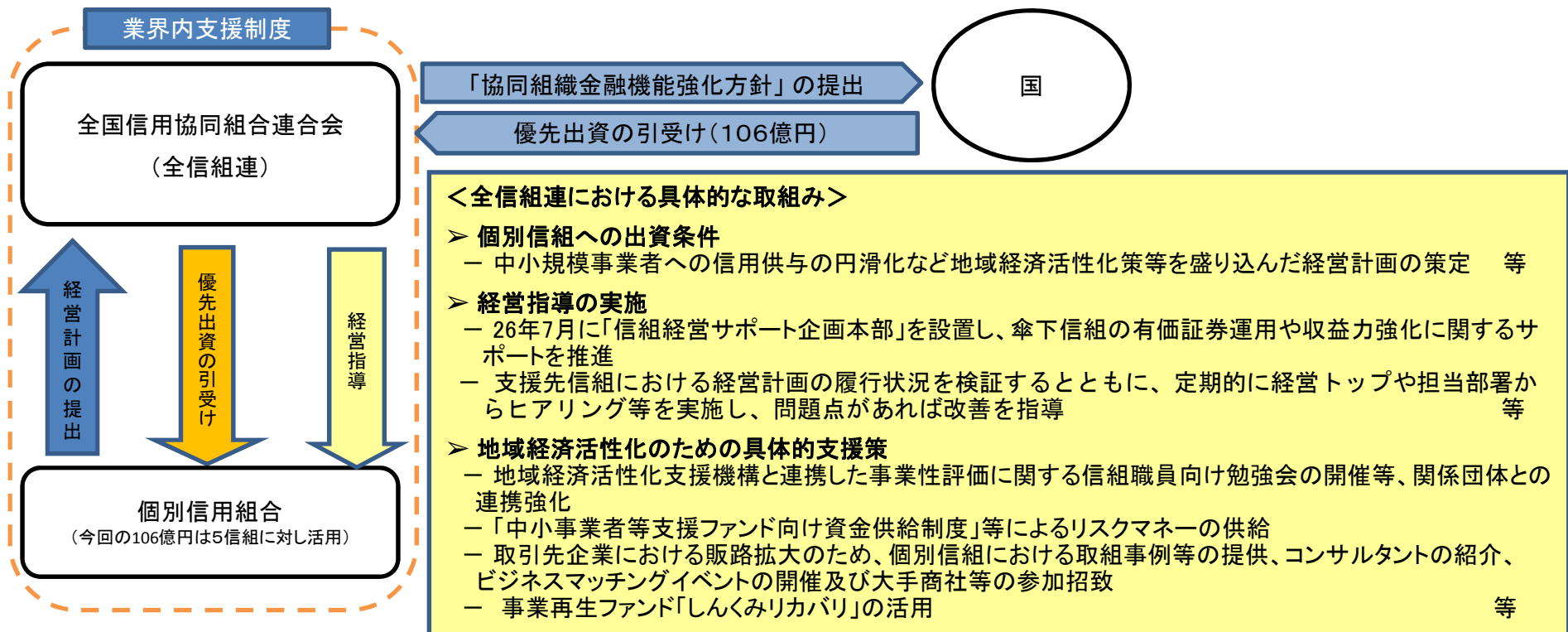
(注)公的資金注入額ベース

資料9-5-3 **金融機能強化法に基づく全国信用協同組合連合会に対する資本参加の概要**
(平成27年11月18日(水)決定)

		全国信用協同組合連合会 (東京都中央区)
預金残高	(27/3末)	5兆2,491億円
貸出金残高	(27/3末)	3,036億円
自己資本比率	(27/3末)	24.36%
資本参加額		106億円※
優先出資の配当率		Tibor(12ヶ月)+0.32%

※ 資本参加は傘下信組への出資に活用するため申し込まれたものであり、全信組連の資本増強・収益性向上を目的とするものではない。本件資本参加により全信組連の自己資本比率は変動しない。

【参考】資本参加スキーム



**金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関における
「経営強化計画の履行状況（平成 27 年 3 月期）」の概要**

金融機関名	資本参加	
	時 期	金 額
本則（平成 20 年改正法）に基づき資本参加を行った金融機関		
福邦銀行	21 年 3 月 31 日	60 億円
南日本銀行		150 億円
みちのく銀行	21 年 9 月 30 日	200 億円
第三銀行		300 億円
山梨県民信用組合		450 億円
東和銀行	21 年 12 月 28 日	350 億円
高知銀行		150 億円
北都銀行	22 年 3 月 31 日	100 億円
宮崎太陽銀行		130 億円
ぐんまみらい信用組合	24 年 12 月 28 日	250 億円
豊和銀行	26 年 3 月 31 日	160 億円
東京厚生信用組合		50 億円
横浜中央信用組合		190 億円
釧路信用組合	26 年 12 月 12 日	80 億円
滋賀県信用組合		90 億円

（注）山梨県民信用組合、ぐんまみらい信用組合、東京厚生信用組合、横浜中央信用組合、釧路信用組合及び滋賀県信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取り、北都銀行はフィデアホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

**金融機能強化法(平成20年改正法)に基づく経営強化計画
平成27年3月期の履行状況の概要**

1. 経営改善の目標

1) コア業務純益

(単位:億円)

	計画始期の水準	27年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)	
		計画	実績				
福 邦	15	11	12	▲ 3	+	1	資金利益が有価証券利息配当金の増加により計画を上回ったことや、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
南日本	42	42	43	+ 1	+	0	資金利益が貸出金利の減少等により計画を下回ったものの、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
みちのく	64	65	71	+ 7	+	6	資金利益が貸出金利の減少により計画を下回ったものの、役員取引等利益が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
第 三	67	76	62	▲ 4	▲	13	資金利益が貸出金利の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
山梨県民 (信用組合)	23	34	16	▲ 7	▲	18	資金利益が貸出金利の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
東 和	106	107	109	+ 3	+	2	資金利益が貸出金利の減少により計画を下回ったものの、役員取引等利益が投資信託等預り資産販売の増加により計画を上回ったことや、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
高 知	34	36	31	▲ 3	▲	4	資金利益が貸出金利の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
北 都	36	36	43	+ 7	+	7	資金利益が有価証券利息配当金の増加により計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
宮崎太陽	23	26	27	+ 3	+	0	資金利益が有価証券利息配当金の増加により計画を上回ったことや、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
ぐんまみらい (信用組合)	9	10	5	▲ 4	▲	5	資金利益が貸出金利の減少等により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
豊 和	32	28	25	▲ 6	▲	3	資金利益が貸出金利の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
東京厚生 (信用組合)	1.08	1.19	1.50	+ 0.42	+	0.31	資金利益が貸出金利の減少により計画を下回ったものの、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
横浜中央 (信用組合)	3.62	5.75	7.30	+ 3.68	+	1.55	資金利益が貸出金利の増加により計画を上回ったことや、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
釧路 (信用組合)	1.73	1.79	1.92	+ 0.18	+	0.13	経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
滋賀県 (信用組合)	1.93	0.94	0.73	▲ 1.20	▲	0.21	資金利益が貸出金利の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。

2) 業務粗利益経費率 (OHR)

(単位:%)

	計画始期の水準	27年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	64.08	68.53	67.63	+ 3.55	▲ 0.90	業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
南日本	56.61	59.44	57.64	+ 1.03	▲ 1.80	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が国債等債券関係損益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
みちのく	71.28	62.57	64.33	▲ 6.95	+ 1.76	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が国債等債券関係損益の減少により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
第 三	61.15	60.01	60.55	▲ 0.60	+ 0.54	経費（機械化関連費用を除く）は計画とほぼ同水準であったものの、業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
山梨県民 (信用組合)	57.59	48.75	56.46	▲ 1.13	+ 7.71	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
東 和	63.17	60.03	59.78	▲ 3.39	▲ 0.25	業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
高 知	66.79	66.70	67.96	+ 1.17	+ 1.26	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
北 都	67.13	67.04	63.58	▲ 3.55	▲ 3.46	経費（機械化関連費用を除く）が計画を上回ったものの、業務粗利益が有価証券利息配当金の増加等により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
宮崎太陽	63.43	63.37	62.06	▲ 1.37	▲ 1.31	業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
ぐんまみらい (信用組合)	79.06	75.61	79.59	+ 0.53	+ 3.98	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
豊 和	53.21	55.45	53.06	▲ 0.15	▲ 2.39	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が国債等債券売却益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
東京厚生 (信用組合)	79.31	79.51	74.64	▲ 4.67	▲ 4.87	業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
横浜中央 (信用組合)	74.13	67.64	67.64	▲ 6.49	0.00	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が資金利益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を達成した。
釧路 (信用組合)	72.57	73.01	66.90	▲ 5.67	▲ 6.11	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が国債等債券関係損益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
滋賀県 (信用組合)	76.20	86.50	84.37	+ 8.17	▲ 2.13	経費（機械化関連費用を除く）が計画を上回ったものの、業務粗利益が国債等債券関係損益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。

2. 中小企業金融の円滑化の目標

1) 中小企業向け貸出残高・比率

(単位:億円、%)

	計画始期の水準	27年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)	
		計画	実績				
福 邦	残高	1,588	1,595	1,609	+ 21	+ 14	貸出残高は企業の成長ステージをフルサポートする商品ラインナップの充実などに取り組んだことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	35.33	35.34	35.32	▲ 0.01	▲ 0.02	
南日本	残高	3,016	3,066	3,174	+ 158	+ 108	貸出残高はABL、医療機関・介護施設への設備資金融資等に取り組んだことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	41.40	42.05	41.99	+ 0.59	▲ 0.06	
みちのく	残高	4,201	4,229	4,371	+ 170	+ 142	貸出残高は「全員営業態勢」の実践により資金需要の創出を図ったことや地元取引先企業の成長に向けきめ細やかな資金供給に取り組んだことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	20.72	20.82	20.63	▲ 0.09	▲ 0.19	
第 三	残高	5,750	5,840	5,991	+ 240	+ 150	貸出残高は専担者の配置による農業経営者への取組み強化やエネルギー分野等の新規事業開拓支援に取り組んだことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	31.26	31.27	30.70	▲ 0.56	▲ 0.57	
山梨県民 (信用組合)	残高	1,729	1,811	1,821	+ 91	+ 10	重点地区への訪問を強化するとともに、外部データ等を活用した新規先開拓や既存取引先の資金需要の掘り起こしに積極的に取り組む等により、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	41.23	41.43	43.60	+ 2.37	+ 2.17	
東 和	残高	5,768	6,055	6,432	+ 663	+ 377	貸出残高は「お客様応援活動」を通じた本業支援の取組み強化や成長地域への積極的な人員配置により、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	31.53	32.03	31.25	▲ 0.28	▲ 0.78	
高 知	残高	3,421	3,450	3,586	+ 165	+ 136	貸出残高は新規事業先開拓や医療・福祉や環境・エネルギー等の成長分野への貸出等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	35.98	36.26	34.44	▲ 1.54	▲ 1.82	
北 都	残高	2,858	2,870	2,896	+ 38	+ 26	貸出残高は成長分野（医療・介護や再生可能エネルギー等）の支援や専担者による法人取引拡充に向けた取組み強化により、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	23.50	23.52	21.51	▲ 1.99	▲ 2.01	
宮崎太陽	残高	2,164	2,219	2,243	+ 79	+ 24	貸出残高は小規模事業先への取組み強化や専担者による成長分野の融資開拓に取り組んだことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	36.74	36.79	34.94	▲ 1.80	▲ 1.85	
ぐんまみらい (信用組合)	残高	988	1,028	1,004	+ 16	▲ 23	貸出残高は専担者を配置し、成長分野の新規開拓に特化した営業推進等に取り組んだものの、その他の事業性資金の減少により、計画を下回った。貸出比率は総資産が計画を下回ったため、計画を上回った。
	比率	28.10	28.43	28.65	+ 0.55	+ 0.22	
豊 和	残高	2,107	2,250	2,261	+ 154	+ 11	新規事業先開拓や医療・福祉や環境・エネルギー等の成長分野への貸出等に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	38.17	38.89	40.04	+ 1.87	+ 1.15	
東京厚生 (信用組合)	残高	191	192	188	▲ 3	▲ 3	貸出残高は重点推進先の選定・見直しによる既存取引先及び新規開拓の推進等に取り組んだものの、約定外の返済が増加したことにより、計画を下回った。貸出比率は総資産が計画を下回ったため、計画を上回った。
	比率	32.09	32.14	32.93	+ 0.84	+ 0.79	
横浜中央 (信用組合)	残高	655	720	947	+ 291	+ 227	既存分野への営業推進等を通じた取引先の裾野拡大や、成長分野である医療・介護、環境事業者などに対する積極的な営業活動等により、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	53.76	54.94	58.37	+ 4.61	+ 3.43	
釧路 (信用組合)	残高	286	292	301	+ 14	+ 8	営業推進体制の再構築・強化、融資推進ターゲット先への営業推進のほか、成長分野への営業推進に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	33.26	33.81	35.02	+ 1.76	+ 1.21	
滋賀県 (信用組合)	残高	345	354	366	+ 20	+ 12	外部人材の活用、融資推進店舗の選定などによる事業性融資先の開拓により、資金ニーズの掘り起こしを行ったこと等から、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	27.59	27.62	28.72	+ 1.13	+ 1.10	

2) 経営改善支援先割合

(単位:%)

	計画始期の水準	27年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	5.61	5.71	6.38	+ 0.77	+ 0.67	外部支援機関と連携し公的補助金等を活用した事業化支援、県内の専門家団体等との連携による経営相談会の開催に取り組んだことから、計画を上回った。
南日本	2.94	3.04	4.76	+ 1.82	+ 1.72	鹿児島県・市の創業支援制度の活用等による創業・新事業支援や事業再生型の「WIN-WINネット業務」による経営改善支援に取り組んだことから、計画を上回った。
みちのく	8.17	8.47	10.35	+ 2.18	+ 1.88	制度融資の活用等による創業・新事業開拓支援や、経営改善計画の策定やビジネスマッチングの支援、及びABLに積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
第 三	1.55	1.61	2.11	+ 0.56	+ 0.50	エネルギー分野における創業・新事業開拓支援、コベナンツ活用融資やABLに積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
山梨県民 (信用組合)	4.61	5.08	5.51	+ 0.90	+ 0.43	中小企業再生支援協議会や中小企業診断士等と連携した経営改善支援に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
東 和	6.71	6.74	11.72	+ 5.01	+ 4.98	本業支援活動を推進し、外部専門家を活用した経営相談会の実施、担保・保証に過度に依存しない無担保事業性ローン等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
高 知	2.02	2.08	3.02	+ 1.00	+ 0.94	本部・営業店の一体的取組みによる経営改善支援や中小企業再生支援協議会等との連携強化による事業再生に取り組んだことから、計画を上回った。
北 都	5.02	5.22	9.05	+ 4.03	+ 3.83	個別相談会を活用したビジネスマッチングの実施、経営改善計画の策定支援等の経営相談に取り組んだことから、計画を上回った。
宮崎太陽	14.45	14.99	15.05	+ 0.60	+ 0.06	中小企業再生支援協議会等との連携による経営改善支援、事業再生支援の強化やビジネスマッチング等の販路拡大支援に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
ぐんまみらい (信用組合)	6.71	8.40	14.55	+ 7.84	+ 6.15	外部専門家との連携による経営改善支援や、経営相談会などを開催し、創業・新事業支援等の経営相談に取り組んだことから、計画を上回った。
豊 和	4.45	4.85	8.21	+ 3.76	+ 3.36	本部・営業店が一体となって創業・新事業支援や経営相談に取り組んだことや、ABL等による融資を推進したことから、計画を上回った。
東京厚生 (信用組合)	3.06	5.18	14.02	+ 10.96	+ 8.84	外部専門家との連携による経営相談や経営改善計画の策定支援等に取り組んだほか、担保等に依存しない融資等を積極的に推進したことから、計画を上回った。
横浜中央 (信用組合)	6.14	7.25	7.97	+ 1.83	+ 0.72	地方公共団体等との連携による経営改善計画策定支援やモニタリング指導、テナント先の紹介や外部専門家との連携など、支援先の実態に即した活動を継続したことから、計画を上回った。
釧路 (信用組合)	2.46	2.53	2.92	+ 0.46	+ 0.39	中小企業再生支援協議会やコンサルタント等の外部機関との連携を強化するほか、本店と営業店が一体となった取引先の経営改善支援に取り組んだことから、計画を上回った。
滋賀県 (信用組合)	29.02	29.11	30.18	+ 1.16	+ 1.07	担保等に依存しない融資、中小企業再生支援協議会等外部専門家との連携強化による事業再生など、本部・営業店が一体となり経営改善支援に取り組んだことから、計画を上回った。

**金融機能強化法の震災特例に基づき資本参加を行った
金融機関における「経営強化計画の履行状況（平成 27 年 3 月期）」の概要**

金融機関名	資本参加	
	時 期	金 額
震災特例（平成 23 年 7 月施行）に基づき資本参加を行った金融機関		
仙台銀行	23年 9月30日	300億円
筑波銀行		350億円
七十七銀行	23年12月28日	200億円
相双五城信用組合	24年 1月18日	160億円
いわき信用組合		200億円
宮古信用金庫	24年 2月20日	100億円
気仙沼信用金庫		150億円
石巻信用金庫		180億円
あぶくま信用金庫		200億円
那須信用組合	24年 3月30日	70億円
東北銀行	24年 9月28日	100億円
きらやか銀行	24年12月28日	300億円

（注）相双五城信用組合、いわき信用組合及び那須信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取りにより、宮古信用金庫、気仙沼信用金庫、石巻信用金庫及びあぶくま信用金庫は信金中央金庫からの信託受益権の買取りにより、きらやか銀行は、じもとホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

金融機能強化法(震災特例)を活用した5地域銀行の経営強化計画 平成 27 年3月期の履行状況の概要

	じもとホールディングス		筑波銀行(茨城県土浦市)	七十七銀行(宮城県仙台市)	東北銀行(岩手県盛岡市)
	仙台銀行 (宮城県仙台市)	きらやか銀行 (山形県山形市)			
資本参加額 (資本参加時期)	300億円(23年9月)	300億円(24年12月)	350億円(23年9月)	200億円(23年12月)	100億円(24年9月)

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

① 実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> グループの長期的戦略である「本業支援」を更に強化するため、26年10月に持株会社へ「本業支援戦略部」を設置 		<ul style="list-style-type: none"> 顧客への経営改善支援及び提案活動を強化するため、27年4月に「リレバンチーム」を設置 		<ul style="list-style-type: none"> 審査部に常駐する外部コンサルタントと連携し、経営改善や事業再生支援に対する取組みを実施 		<ul style="list-style-type: none"> 営業推進機能の一元化を図るために、27年4月に「地域応援部」と「営業推進部」を統合 	
② 具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> 地元企業応援部は津波被災地に分室を設置し、被災者の復興相談等にきめ細やかに対応。27年4月には仙台市東部・仙台港地区での復興支援活動を更に強化するために苦竹分室を新設し、本店のほか5分室の宮城県内6拠点体制に拡充(仙台銀行) 「仙台法人営業部」に「支店特命班」を設置し、営業店に常駐するとともに営業店行員と連携し、新規開拓と既存取引先に対するリレーションシップを強化(きらやか銀行) 県境を越えた業者紹介等、宮城の被災地と山形をつなぐビジネスマッチングを実施(仙台銀行、きらやか銀行) グループとして共同でのセミナーを開催する等、経営改善に向けた情報提供を実施(じもと HD、仙台銀行、きらやか銀行) 		<ul style="list-style-type: none"> 地元自治体や企業と連携し、観光誌の発行や配布、各種復興イベントの企画・開催等を通じて、地域経済の活性化に継続して貢献 被災地域の面的な活性化に貢献するため、「食」・「ものづくり」・「海外販路」・「観光・サービス」をテーマとしたビジネス交流商談会を開催し、販路拡大等の支援を継続実施 北関東地方銀行三行による「広域連携協定」に基づき、27年5月に観光ビジネス交流商談会を共催 顧客毎に事業内容や成長可能性等を適切に評価するため、「事業性評価シート」を作成し、解決策を検討・提案 		<ul style="list-style-type: none"> 防災集団移転促進事業対象者専用住宅ローンの取扱いを継続し、住宅再建ニーズに対応 営業店への出張審査の体制を強化することにより、融資の相談・申込に迅速かつ円滑に対応 地域経済活性化支援機構の特定専門家派遣を活用し、事業再生支援に係る態勢を強化 被災企業の販路再構築支援のため、国内外におけるビジネスマッチングに取り組みとともに、商工会議所等が開催する商談会にも協力 外部専門家等を活用した事業承継支援を実施 		<ul style="list-style-type: none"> 地元自治体と連携協力協定を締結し、農業を中心とした地域経済の活性化に継続して貢献 「アグリビジネス」、「医療・介護ビジネス」、「海外ビジネス」について、ファンドを活用した支援を実施 再生可能エネルギー関連事業等の幅広い分野でABLを活用した融資を実施 「地産地消型プロジェクトファイナンス」の主幹事となりシンジケートローンを組成 事業展開等の提案を含む「ビジネスマッチングサービス」の提供 	
被災者向け 新規融資	事業性 消費性	4,019先 / 1,278億円 1,795先 / 140億円	1,328件 / 369億円 111件 / 17億円	20,767件 / 2,372億円 7,678件 / 451億円	7,178件 / 3,119億円 13,246件 / 1,964億円	3,115件 / 765億円 338件 / 53億円		
被災者向け 条件変更	事業性 消費性	248先 / 152億円 253先 / 31億円	625件 / 190億円 102件 / 17億円	3,599件 / 912億円 177件 / 17億円	2,088先 / 1,601億円 1,721先 / 221億円	1,071件 / 188億円 75件 / 9億円		
【参考】 27/3期の貸出金残高		6,188億円	9,806億円	1兆5,669億円	4兆2,277億円	5,303億円		
産業復興機構の活用		決定25先	—	決定12先	決定72先 / 検討中16先	決定53先 / 検討中10先		
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用		決定53先 / 検討中8先	決定7先	決定17先 / 検討中10先	決定155先 / 検討中48先	決定51先 / 検討中20先		
個人版私的整理 ガイドラインの活用		成立39件 / 検討中13件	成立4件	—	成立198件 / 検討中12件	成立17件 / 検討中1件		

※ 計数は平成27年5月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成27年6月末時点)

金融機能強化法(震災特例)を活用した4信用金庫の経営強化計画 平成 27 年 3 月期の履行状況の概要

	宮古(岩手県宮古市)	気仙沼(宮城県気仙沼市)	石巻(宮城県石巻市)	あぶくま(福島県南相馬市)
資本参加額 (資本参加時期)	100億円(24年2月) 【国85億円、信金中金15億円】	150億円(24年2月) 【国130億円、信金中金20億円】	180億円(24年2月) 【国157億円、信金中金23億円】	200億円(24年2月) 【国175億円、信金中金25億円】

※ 国は、信金中央金庫(信金中金)から、4信用金庫が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

① 実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・「みやしん駅前相談プラザ」を開設(26年10月)し、休日を含め受付時間を拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ・松岩支店の通常営業を再開(27年3月) ・商工組合中央金庫(27年1月)、日本政策金融公庫(同年3月)と業務連携・協力の覚書を締結 	<ul style="list-style-type: none"> ・各地方公共団体に求められている「地方版総合戦略」の策定や推進を積極的に支援するための統括部署として地方創生支援部を設置(27年4月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・営業エリアを4つに分け、地域ごとの復旧・復興の進捗状況に応じた事業計画を策定(27年2月) 										
② 具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・27年3月から本店において、休日住宅ローン相談会を毎月開催 ・27年2月、3月に、岩手県よろず支援拠点と連携し、個別合同相談会を実施 ・27年1月に取引先に対し、震災復興支援アドバイザー制度を活用した経営改善計画の策定及び生産管理、営業・マーケティング強化等の改善支援を実行 	<ul style="list-style-type: none"> ・協定を締結した「三陸産業再生ネットワーク」を通じて、27年2月、「被災状況に関するアンケート調査」を実施し、過去5回分のデータを集計・分析、対外公表等実施 ・経営改善や事業再生及び販路拡大等の様々な課題に対し、総合的に支援する態勢の構築に向けて、「企業支援案件検討会」を27年度からの開催を決定 ・27年2月に「スーパーマーケットトレードショー2015」への出展を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・27年2月に、宮城県東部地方振興事務所や石巻専修大学等と連携して「地域食材をテーマとした商品開発・販路開拓研修会」を開催 ・27年5月、石巻市の支援団体が連携して創業支援に取り組む「創業支援事業計画」に創業支援事業者として参画 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な移動相談会を開催(常設相談所と合わせ23年4月から合計16,209件の相談を受付) ・被災した取引先や新規創業の取引先に対し、(公財)日本財団「わがまち基金」等の活用について提案を行い、順次複合支援を実行 										
被災者向け 新規融資	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50px;">事業性</td> <td style="text-align: right;">741先／104億円</td> </tr> <tr> <td>消費性</td> <td style="text-align: right;">401先／29億円</td> </tr> </table>	事業性	741先／104億円	消費性	401先／29億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50px;">1,452先／336億円</td> </tr> <tr> <td style="width: 50px;">245先／20億円</td> </tr> </table>	1,452先／336億円	245先／20億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50px;">904先／354億円</td> </tr> <tr> <td style="width: 50px;">674先／66億円</td> </tr> </table>	904先／354億円	674先／66億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50px;">890先／336億円</td> </tr> <tr> <td style="width: 50px;">288先／38億円</td> </tr> </table>	890先／336億円	288先／38億円
事業性	741先／104億円													
消費性	401先／29億円													
1,452先／336億円														
245先／20億円														
904先／354億円														
674先／66億円														
890先／336億円														
288先／38億円														
被災者向け 条件変更	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50px;">事業性</td> <td style="text-align: right;">125先／73億円</td> </tr> <tr> <td>消費性</td> <td style="text-align: right;">71先／5億円</td> </tr> </table>	事業性	125先／73億円	消費性	71先／5億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50px;">120先／60億円</td> </tr> <tr> <td style="width: 50px;">286先／11億円</td> </tr> </table>	120先／60億円	286先／11億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50px;">205先／98億円</td> </tr> <tr> <td style="width: 50px;">103先／13億円</td> </tr> </table>	205先／98億円	103先／13億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50px;">383先／215億円</td> </tr> <tr> <td style="width: 50px;">440先／34億円</td> </tr> </table>	383先／215億円	440先／34億円
事業性	125先／73億円													
消費性	71先／5億円													
120先／60億円														
286先／11億円														
205先／98億円														
103先／13億円														
383先／215億円														
440先／34億円														
【参考】 27/3期の貸出金残高	302億円	463億円	642億円	676億円										
産業復興機構の活用	決定20先／検討中3先	決定26先／検討中1先	決定32先／検討中3先	決定5先										
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用	決定43先／検討中4先	決定25先／検討中3先	決定47先／検討中20先	決定5先										
個人版私的整理 ガイドラインの活用	成立9件	成立24件／検討中17件	成立36件／検討中1件	成立2件										

※ 計数は平成27年5月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成27年6月末時点)

金融機能強化法(震災特例)を活用した3信用組合の経営強化計画 平成 27 年 3 月期の履行状況の概要

	相双五城(福島県相馬市)	いわき(福島県いわき市)	那須(栃木県那須塩原市)
資本参加額 (資本参加時期)	160億円(24年1月) 【国139億円、全信組連21億円】	200億円(24年1月) 【国175億円、全信組連25億円】	70億円(24年3月) 【国54億円、全信組連16億円】

※ 国は、全国信用協同組合連合会(全信組連)から、3信用組合が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

① 実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域別の復興状況に合わせ、休日融資相談会の開催方法を変更するとともに、個別訪問活動の人員を増加し取組みを強化(23年4月以降の相談受付:3,149件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・復興や営業力強化に意欲的な支店長を登用する支店長公募制度により累計7名を登用(27年2月末現在) 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本政策金融公庫と「業務連携・協力に関する覚書」を締結し、中小零細事業者に対する経営支援体制を強化(26年12月) 												
② 具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・顧問契約を締結した中小企業診断士や福島県産業復興センター等の専門家を派遣し、経営改善支援を実施(26年度:33先、27年度:35先予定) ・融資部を中心とする「債権管理サポートチーム」において、条件変更を含めた債権正常化に向けた対応を実施(23年4月以降の延滞解消:1,249先) ・被災者の資金ニーズに応えるため、復興支援融資商品の取扱期間を28年3月末まで延長 	<ul style="list-style-type: none"> ・顧問契約を締結した中小企業診断士等の外部専門家による相談会を毎月実施し、取引先の創業・事業改善等を支援(26年度:89先、27年度:19先(5月末現在)) ・「中小企業・小規模事業者の経営支援に関する覚書」を締結(26年7月)した福島県中小企業団体中央会と連携し、中小企業等支援施策説明会を実施(27年4月) ・取引先の経営者交流会会員相互の事業活性化、業況拡大を目的としたビジネスマッチング交流会を開催し、31件の商談が成約(27年2月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・本部融資部及び全営業店に配置する経営改善支援担当者で構成する「事業再生支援チームなすしん」において、取引先の経営改善計画の策定等を支援(15先を追加選定、累計109先) ・業務提携をした中小企業診断士や専門家により、事業再生等を支援(27年5月末:8先) ・「栃木県よろず支援拠点」及び「栃木県事業引継ぎ支援センター」と連携し、小規模事業者の経営改善や事業引継ぎ等を支援 ・経営スキルを磨くことにより地元経済の将来的な安定的継続・発展に寄与することを目的とした勉強会「なすしん経営塾」を創設(27年1月) 												
被災者向け 新規融資	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">事業性</td> <td style="text-align: center;">487先/169億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消費性</td> <td style="text-align: center;">237先/ 37億円</td> </tr> </table>	事業性	487先/169億円	消費性	237先/ 37億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">事業性</td> <td style="text-align: center;">162先/205億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消費性</td> <td style="text-align: center;">62先/ 9億円</td> </tr> </table>	事業性	162先/205億円	消費性	62先/ 9億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">事業性</td> <td style="text-align: center;">2,366件(445先)/209億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消費性</td> <td style="text-align: center;">67件(49先)/ 1億円</td> </tr> </table>	事業性	2,366件(445先)/209億円	消費性	67件(49先)/ 1億円
事業性	487先/169億円														
消費性	237先/ 37億円														
事業性	162先/205億円														
消費性	62先/ 9億円														
事業性	2,366件(445先)/209億円														
消費性	67件(49先)/ 1億円														
被災者向け 条件変更	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">事業性</td> <td style="text-align: center;">326先/101億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消費性</td> <td style="text-align: center;">187先/ 16億円</td> </tr> </table>	事業性	326先/101億円	消費性	187先/ 16億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">事業性</td> <td style="text-align: center;">203先/225億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消費性</td> <td style="text-align: center;">68先/ 8億円</td> </tr> </table>	事業性	203先/225億円	消費性	68先/ 8億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">事業性</td> <td style="text-align: center;">2,043件/253億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消費性</td> <td style="text-align: center;">92件/ 12億円</td> </tr> </table>	事業性	2,043件/253億円	消費性	92件/ 12億円
事業性	326先/101億円														
消費性	187先/ 16億円														
事業性	203先/225億円														
消費性	68先/ 8億円														
事業性	2,043件/253億円														
消費性	92件/ 12億円														
【参考】 27/3 期の貸出金残高	334億円	1,003億円	375億円												
産業復興機構の活用	決定5先	決定4先	—												
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用	決定2先/検討中1先	決定6先/検討中3先	決定3先												
個人版私的整理 ガイドラインの活用	成立2件	成立3件	—												

※ 計数は平成 27 年 5 月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成 27 年 6 月末時点)

金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関における 「経営強化計画の履行状況（平成 27 年 9 月期）」の概要

金融機関名	資本参加	
	時 期	金 額
本則（平成 20 年改正法）に基づき資本参加を行った金融機関		
福邦銀行	21年 3月31日	60億円
南日本銀行		150億円
みちのく銀行	21年 9月30日	200億円
第三銀行		300億円
山梨県民信用組合		450億円
東和銀行	21年12月28日	350億円
高知銀行		150億円
北都銀行	22年 3月31日	100億円
宮崎太陽銀行		130億円
ぐんまみらい信用組合	24年12月28日	250億円
豊和銀行	26年 3月31日	160億円
東京厚生信用組合		50億円
横浜中央信用組合		190億円
釧路信用組合	26年12月12日	80億円
滋賀県信用組合		90億円

(注) 山梨県民信用組合、ぐんまみらい信用組合、東京厚生信用組合、横浜中央信用組合、釧路信用組合及び滋賀県信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取り、北都銀行はフィデアホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

**金融機能強化法(平成20年改正法)に基づく経営強化計画
平成27年9月期の履行状況の概要**

1. 経営改善の目標

1) コア業務純益

(単位: 億円)

	計画始期の水準	27年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	15	7	8	+ 0	+ 0	資金利益が有価証券利息配当金の増加により計画を上回ったことや、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
南日本	42	21	22	+ 3	+ 1	貸出金利息が計画を下回ったことにより資金利益が計画を下回ったものの、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
みちのく	71	35	41	+ 11	+ 6	資金利益が有価証券利息配当金の増加により計画を上回ったことや、役員取引等利益が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
第 三	62	31	32	+ 1	+ 0	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったものの、役員取引等利益が計画を上回ったことや、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
東 和	109	45	49	▲ 11	+ 3	有価証券利息配当金が計画を上回ったことにより資金利益が計画を上回ったことや、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
高 知	31	15	13	▲ 4	▲ 2	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
北 都	37	19	24	+ 10	+ 4	資金利益が有価証券利息配当金の増加により計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
宮崎太陽	27	12	12	▲ 1	+ 0	資金利益が貸出金利息の増加により計画を上回ったことや、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
豊 和	32	15	14	▲ 2	▲ 0	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。

注)「始期比」は、27年9月期(半期)の実績を2倍し、「計画始期の水準」(通期)と比較

2) 業務粗利益経費率 (OHR)

(単位:%)

	計画始期の水準	27年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	64.08	65.58	65.07	+ 0.99	▲ 0.51	貸出金利息収入が計画を下回ったことにより業務粗利益が計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
南日本	56.61	59.60	58.28	+ 1.67	▲ 1.32	資金利益が計画を下回ったことにより業務粗利益が計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
みちのく	64.33	64.26	66.89	+ 2.56	+ 2.63	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が国債等債券関係損益の減少により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
第 三	60.55	61.03	61.00	+ 0.45	▲ 0.03	業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
東 和	59.78	63.83	61.85	+ 2.07	▲ 1.98	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、資金利益が計画を上回ったことにより業務粗利益が計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
高 知	67.96	69.65	69.02	+ 1.06	▲ 0.63	経費（機械化関連費用を除く）が計画を上回ったものの、業務粗利益が国債等債券売却益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
北 都	63.58	66.08	61.79	▲ 1.79	▲ 4.29	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が有価証券利息配当金の増加等により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
宮崎太陽	62.06	64.90	62.91	+ 0.85	▲ 1.99	業務粗利益が役員取引等利益の減少により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
豊 和	53.21	55.87	52.32	▲ 0.89	▲ 3.55	資金利益が計画を下回ったことにより業務粗利益が計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。

2. 中小企業金融の円滑化の目標

1) 中小企業向け貸出残高・比率

(単位: 億円、%)

	計画始期の水準	27年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)	
		計画	実績				
福 邦	残高	1,588	1,602	1,609	+ 21	+ 7	貸出残高は企業の成長ステージをフルサポートする商品ラインナップの充実などに取り組んだことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	35.33	35.49	34.92	▲ 0.41	▲ 0.57	
南日本	残高	3,016	3,091	3,243	+ 227	+ 152	ABL、医療機関・介護施設への設備資金融資等に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	41.40	42.19	42.54	+ 1.14	+ 0.35	
みちのく	残高	4,311	4,333	4,475	+ 164	+ 142	「全員営業態勢」の実践により資金需要の創出を図ったことや地元取引先企業の成長に向けきめ細やかな資金供給に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	20.34	20.39	20.86	+ 0.52	+ 0.47	
第 三	残高	5,991	6,006	6,073	+ 82	+ 67	専担者の配置により、成長分野（医療・介護・環境・エネルギー等）や新規事業開拓支援に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	30.70	30.77	30.95	+ 0.25	+ 0.18	
山梨県民 (信用組合)	残高	1,821	1,827	1,804	▲ 16	▲ 22	企業情報等の外部データ等を活用した本部・営業店が一体となった対面営業の徹底等により取引深耕を図ったものの、県内事業者の資金需要が低迷したことなどから、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	43.60	43.65	43.53	▲ 0.07	▲ 0.12	
東 和	残高	6,432	6,497	6,528	+ 96	+ 31	貸出残高は「お客様応援活動」を通じた本業支援の取組み強化や成長地域への積極的な人員配置により、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	31.25	31.36	30.63	▲ 0.62	▲ 0.73	
高 知	残高	3,586	3,591	3,624	+ 38	+ 33	新規事業先開拓や医療・福祉や環境・エネルギー等の成長分野への貸出等に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	34.44	34.45	34.62	+ 0.18	+ 0.17	
北 都	残高	2,715	2,732	2,761	+ 45	+ 29	貸出残高は成長分野（医療・介護や再生可能エネルギー等）の支援や専担者による法人取引拡充に向けた取組み強化により、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	20.17	20.19	20.05	▲ 0.12	▲ 0.14	
宮崎太陽	残高	2,243	2,260	2,320	+ 77	+ 60	事業性融資先への全先訪問や専担者による融資開拓を通じて地方創生ファンドの推進に努めたことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	34.94	35.17	35.50	+ 0.56	+ 0.33	
ぐんまみらい (信用組合)	残高	1,004	1,002	979	▲ 25	▲ 23	地域特性を考慮したブロック単位での営業推進活動を展開したものの、取引先の新たな資金ニーズを捉えた取引深耕が図れなかったことなどから、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	28.65	28.55	27.41	▲ 1.24	▲ 1.14	
豊 和	残高	2,107	2,264	2,282	+ 175	+ 18	新規事業先開拓や医療・福祉や環境・エネルギー等の成長分野への貸出等に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	38.17	39.44	40.51	+ 2.34	+ 1.07	
東京厚生 (信用組合)	残高	191	193	203	+ 12	+ 10	営業推進体制の再構築・強化、顧客管理の徹底・取引戦略策定等による期限前償還への対応強化等に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	32.09	32.22	34.74	+ 2.65	+ 2.52	
横浜中央 (信用組合)	残高	655	733	1,080	+ 425	+ 347	取引先情報を営業本部で一元管理するとともに、同情報を活用した営業店との帯同訪問等、取引の裾野拡大に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	53.76	55.02	57.98	+ 4.22	+ 2.96	
釧路 (信用組合)	残高	286	304	335	+ 48	+ 31	営業推進体制の再構築・強化、融資推進ターゲット先への営業推進のほか、成長分野への営業推進に取り組んだことなどから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	33.26	33.56	35.69	+ 2.43	+ 2.13	
滋賀県 (信用組合)	残高	345	357	388	+ 42	+ 30	外部人材の活用、融資推進店舗の選定などによる事業性融資先の開拓により、資金ニーズの掘り起こしを行ったことなどから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	27.59	27.78	30.00	+ 2.41	+ 2.22	

2) 経営改善支援先割合

(単位: %)

	計画始期の水準	27年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	5.61	5.75	7.64	+ 2.03	+ 1.89	外部支援機関と連携し公的補助金等を活用した事業化支援、県内の専門家団体等との連携による経営相談会の開催に取り組んだことから、計画を上回った。
南日本	2.94	3.06	3.77	+ 0.83	+ 0.71	鹿児島県・市の創業支援制度の活用等による創業・新事業支援や「事業再生型WIN-WINネット業務」及び中小企業再生支援協議会等の外部機関との連携等による経営改善支援に取り組んだことから、計画を上回った。
みちのく	10.35	10.53	10.97	+ 0.62	+ 0.44	制度融資の活用や6次産業化のサポート等による創業・新事業開拓支援、及びABLに積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
第 三	2.11	2.12	2.62	+ 0.51	+ 0.50	創業・新事業開拓支援、コベナンツ活用型融資やABLに積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
山梨県民 (信用組合)	5.51	5.69	5.87	+ 0.36	+ 0.18	外部機関・外部専門家と連携した経営改善支援のほか、担保等に依存しない融資に取り組んだことから、計画を上回った。
東 和	11.72	11.76	21.86	+ 10.14	+ 10.10	「お客様応援活動」を通じたビジネスマッチングの推進や外部専門家を活用した経営相談会の実施、担保・保証に過度に依存しない無担保事業性ローン等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
高 知	3.02	3.02	4.01	+ 0.99	+ 0.99	相談会開催や各種補助金等の申請サポートを積極的に推進したことや、本部・営業店の一体的取組みによる経営改善支援等に取り組んだことから、計画を上回った。
北 都	9.62	9.63	10.47	+ 0.85	+ 0.84	個別相談会を活用したビジネスマッチングの実施、経営改善計画の策定支援等の経営相談に取り組んだことから、計画を上回った。
宮崎太陽	10.13	10.66	13.47	+ 3.34	+ 2.81	新規開発したビジネスマッチングシステムを活用した販路拡大支援や、中小企業再生支援協議会等との連携による経営改善支援、事業再生支援に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
ぐんまみらい (信用組合)	14.55	13.56	12.65	▲ 1.90	▲ 0.91	事業承継支援について、下半期以降の支援強化につなげるため、上半期は職員のスキルアップ研修を優先的に開催したことなどから、計画を下回った。
豊 和	4.45	4.93	7.75	+ 3.30	+ 2.82	本部・営業店が一体となって創業・新事業支援や経営相談に取り組んだことや、ABL等による融資を推進したことから、計画を上回った。
東京厚生 (信用組合)	3.06	5.35	10.81	+ 7.75	+ 5.46	外部専門家との連携による経営相談や経営改善計画策定支援等に取り組んだほか、担保等に依存しない融資等を積極的に推進したことから、計画を上回った。
横浜中央 (信用組合)	6.14	7.98	8.77	+ 2.63	+ 0.79	外部専門家との連携による経営改善計画策定支援やモニタリング指導、テナント先の紹介など、支援先の実態に即した活動を継続したことから、計画を上回った。
釧路 (信用組合)	2.46	2.65	2.93	+ 0.47	+ 0.28	中小企業再生支援協議会やコンサルタント等の外部機関との連携を強化するほか、本店と営業店が一体となった取引先の経営改善支援に取り組んだことから、計画を上回った。
滋賀県 (信用組合)	29.02	29.16	30.94	+ 1.92	+ 1.78	担保等に依存しない融資、本部・営業店が一体となった経営改善支援に加え、中小企業再生支援協議会等外部専門家との連携強化による経営改善支援に取り組んだことから、計画を上回った。

**金融機能強化法の震災特例に基づき資本参加を行った
金融機関における「経営強化計画の履行状況（平成 27 年 9 月期）」の概要**

金融機関名	資本参加	
	時 期	金 額
震災特例（平成 23 年 7 月施行）に基づき資本参加を行った金融機関		
仙台銀行	23年 9月30日	300億円
筑波銀行		350億円
相双五城信用組合	24年 1月18日	160億円
いわき信用組合		200億円
宮古信用金庫	24年 2月20日	100億円
気仙沼信用金庫		150億円
石巻信用金庫		180億円
あぶくま信用金庫		200億円
那須信用組合	24年 3月30日	70億円
東北銀行	24年 9月28日	100億円
きらやか銀行	24年12月28日	300億円

（注）相双五城信用組合、いわき信用組合及び那須信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取りにより、宮古信用金庫、気仙沼信用金庫、石巻信用金庫及びあぶくま信用金庫は信金中央金庫からの信託受益権の買取りにより、きらやか銀行は、じもとホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

金融機能強化法(震災特例)を活用した4地域銀行の経営強化計画 平成27年9月期の履行状況の概要

	じもとホールディングス		筑波銀行(茨城県土浦市)	東北銀行(岩手県盛岡市)
	仙台銀行 (宮城県仙台市)	きらやか銀行 (山形県山形市)		
資本参加額 (資本参加時期)	300億円(23年9月)	300億円(24年12月)	350億円(23年9月)	100億円(24年9月)

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

① 実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・27年4月より「地元企業応援部」を本店のほか5分室の宮城県内6拠点体制に拡充し、被災者の復興相談等にきめ細やかに対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・27年10月に仙山圏における仲介機能を拡充するため、「法人営業室」「仙台法人グループ」と「山形法人グループ」を新設・配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客への経営改善支援及び提案活動を強化するため、27年4月に「リレバンチーム」を設置 ・営業店サポートを強化するため、27年10月に地区母店への審査役の駐在や2地区2審査役体制を導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・営業推進機能の一元化を図るために、27年4月に「地域応援部」と「営業推進部」を統合
② 具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・軽度の被災企業へはビジネスマッチング等を実施。中度・重度の被災企業へは事業再生支援等を実施(仙台銀行) ・27年10月に新設した戦略チームによる営業店サポートにより、事業承継やM&A支援等を実施(きらやか銀行) ・グループ統一ツールである「じもとビジネスマッチング情報」の活用により、宮城の被災地と山形をつなぐビジネスマッチングを実施(仙台銀行、きらやか銀行) ・27年10月に地域活性化と地方創生を目的とした「じもと創生本業支援ファンド」を日本政策投資銀行と協働し組成(仙台銀行、きらやか銀行) ・グループとして共同でのセミナーを開催する等、経営改善に向けた情報提供を実施(グループ共通) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地元自治体や企業と連携し、観光誌の発刊や配布、各種復興イベントの企画・開催等を通じて、地域経済の活性化に継続して貢献 ・被災地域の面的な再生に貢献するため、ビジネス交流商談会を開催し、販路拡大等の支援を継続実施 ・商談の有効性を高めることを目的とした、個別のバイヤーのニーズに細かく対応する個別商談会を開催 ・顧客ごとに事業内容や成長可能性等を適切に評価するため、「事業性評価シート」を作成し、営業店と本部が連携して、解決策を検討・提案 	<ul style="list-style-type: none"> ・27年7月より「事業性評価シート」を作成開始。企業を多面的に評価し、企業の実情に応じたアドバイスを行うことにより、企業とのリレーションを強化 ・27年11月に「岩手県よろず支援拠点」と連携し、定期相談会を開催 ・地元自治体と連携協力協定を締結し、アグリビジネスを中心とした成長産業分野への支援を継続実施 ・「アグリビジネス」、「医療・介護ビジネス」、「海外ビジネス」について、ファンド等を活用した支援を実施 ・事業展開等の提案を含む「ビジネスマッチングサービス」の提供 	
被災者向け 新規融資	4,434先 / 1,421億円	1,347件 / 379億円	21,505件 / 2,460億円	3,175件 / 773億円
被災者向け 条件変更	248先 / 152億円	635件 / 199億円	8,318件 / 564億円	374件 / 60億円
【参考】 27/9期の貸出金残高	262先 / 32億円	103件 / 18億円	3,619件 / 914億円	1,073件 / 189億円
産業復興機構の活用	6,322億円	1兆138億円	177件 / 17億円	75件 / 9億円
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用	—	—	1兆5,735億円	5,199億円
個人版私的整理 ガイドラインの活用	決定26先	—	決定12先	決定54先 / 検討中11先
個人版私的整理 ガイドラインの活用	決定55先 / 検討中7先	決定7先	決定20先 / 検討中3先	決定52先 / 検討中19先
個人版私的整理 ガイドラインの活用	成立41件 / 検討中2件	成立4件	—	成立18件

※ 計数は平成27年11月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成27年12月末時点)

金融機能強化法(震災特例)を活用した4信用金庫の経営強化計画 平成27年9月期の履行状況の概要

	宮古(岩手県宮古市)	気仙沼(宮城県気仙沼市)	石巻(宮城県石巻市)	あぶくま(福島県南相馬市)
資本参加額 (資本参加時期)	100億円(24年2月) 【国85億円、信金中金15億円】	150億円(24年2月) 【国130億円、信金中金20億円】	180億円(24年2月) 【国157億円、信金中金23億円】	200億円(24年2月) 【国175億円、信金中金25億円】

※ 国は、信金中央金庫(信金中金)から、4信用金庫が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

① 実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 被災企業に対する支援の充実やモニタリングの強化を図ることを目的として、審査部企業支援課と管理部を統合し、「融資部経営支援課」を設置(27年3月) 	<ul style="list-style-type: none"> 組織の活性化等に資するため、本部機構改革として部制を導入し、「復興支援課」を「復興支援部」に、「企業支援課」を「企業支援部」に改組(27年9月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「地方版総合戦略」の策定等を支援する地方創生支援部に、各地方公共団体に所在する店舗の営業部店長を地方創生支援部担当として配置(27年4月) 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体における「地方版総合戦略」の策定及び円滑な施策実施を支援することを目的として「地方創生推進部会」を設置(27年7月) 	
② 具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> 27年8月から、宮古市内建設事業者7社を共同パートナーに認定の上、民間住宅再建加速化支援パイロット事業を開始し、民間住宅再建加速化支援事業利子補給制度及び建設作業員宿泊費用助成制度を新たに設立 27年7月から、宮古市まち・ひと・しごと創生総合戦略市民推進委員会に職員1名を派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 事業承継にとどまらず、経営改善や事業再生及び販路拡大等の様々な課題に対して、総合的に支援する態勢の構築に向けて、「企業支援案件検討会」を27年11月末までに14回開催 27年6月、埼玉縣信用金庫主催によりビジネス展示・バイヤー商談会、各種セミナー・シンポジウム、行政・教育機関等の特別展示を行う「さいしんビジネスフェア」への出展を支援 	<ul style="list-style-type: none"> 27年3月に自治体や企業に対し情報通信技術を活用した広告・マーケティング等の事業提案を行い、必要な業務を手掛ける事業者に対し、創業支援融資を活用した融資と助成金による支援を実施 27年3月から6か月間、店舗が全壊する等した飲食店に対し、信金中央金庫、ビール会社との共同コンサルティングを実施し、飲食業における専門的ノウハウを活用した事業再生支援を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 27年7月以降、当金庫の営業店がある全ての市町村に「地方版総合戦略」の策定にかかる取り組み状況及び当金庫に対する要望等のヒアリング調査を実施 27年10月から、日曜日も営業するサンデーバンキングをいわき支店、相馬支店に続き、亘理支店でも開始 27年6月から、ラジオ番組「あぶくま信用金庫だより」内において、取引企業の元気な生の声を紹介 	
被災者向け 新規融資	事業性 消費性	873先／126億円 466先／37億円	1,517先／357億円 313先／24億円	922先／369億円 753先／79億円	993先／398億円 320先／43億円
被災者向け 条件変更	事業性 消費性	135先／76億円 72先／5億円	121先／61億円 290先／11億円	210先／101億円 105先／13億円	394先／229億円 443先／35億円
【参考】 27/9期の貸出金残高		315億円	450億円	647億円	708億円
産業復興機構の活用		決定23先	決定27先	決定34先／検討中 1先	決定 5先
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用		決定44先／検討中 6先	決定25先／検討中 2先	決定49先／検討中22先	決定 5先
個人版私的整理 ガイドラインの活用		成立10件	成立26件／検討中15件	成立39件／検討中 2件	成立 2件

※ 計数は平成27年11月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成27年12月末時点)

金融機能強化法(震災特例)を活用した3信用組合の経営強化計画 平成27年9月期の履行状況の概要

	相双五城(福島県相馬市)	いわき(福島県いわき市)	那須(栃木県那須塩原市)
資本参加額 (資本参加時期)	160億円(24年1月) 【国139億円、全信組連21億円】	200億円(24年1月) 【国175億円、全信組連25億円】	70億円(24年3月) 【国54億円、全信組連16億円】

※ 国は、全国信用協同組合連合会(全信組連)から、3信用組合が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

① 実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域別の復興状況に合わせ、休日融資相談会の実施店舗を変更するとともに、被災者支援強化のため個別訪問活動を行う人員を増強(23年4月以降の相談受付: 3,268件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・復興や営業力強化に意欲的な支店長を登用する支店長公募制度により累計7名を登用(27年11月末現在) 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本政策金融公庫と「業務連携・協力に関する覚書」を締結し、中小零細事業者に対する経営支援体制を強化(26年12月)
② 具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・顧問契約を締結した中小企業診断士や福島県産業復興センター等の専門家を派遣し、経営改善支援を実施(27先) ・融資部を中心とする「債権管理サポートチーム」において、条件変更を含めた債権正常化に向けた対応を実施(23年4月以降の延滞解消: 1,270先) ・被災者の資金ニーズに応えるため、復興支援融資商品の取扱期間を28年3月末まで延長 	<ul style="list-style-type: none"> ・顧問契約を締結した中小企業診断士等の外部専門家による相談会を毎月実施し、取引先の創業・事業改善等を支援(58先) ・取引先経営者相互の事業活性化、業況拡大・好転を目的としたビジネスマッチング交流会開催(毎年)のほか、信用組合業界のネットワークを通じた販路拡大を支援 ・全国信用協同組合連合会などと共同で地域経済の活性化・地域振興を目的とした「磐城国(いわきのくに)地域振興ファンド」を設立(平成27年10月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・本部融資部及び全営業店に配置する経営改善支援担当者で構成する「事業再生支援チームなすしん」において、取引先の経営改善計画の策定等を支援(15先を追加選定、累計109先) ・中小企業診断士、栃木県信用保証協会等の外部機関との連携により経営改善を支援(8件) ・経営スキルを磨くことにより地元経済の将来的な安定的継続・発展に寄与することを目的とした勉強会「なすしん経営塾」を開催(27年1月の創設から同年12月末までに3回実施)
被災者向け 新規融資	事業性 527先/182億円 消費性 259先/ 41億円	165先/227億円 65先/ 10億円	2,568件(446先)/238億円 77件(54先)/ 2億円
被災者向け 条件変更	事業性 374先/107億円 消費性 192先/ 16億円	203先/228億円 68先/ 8億円	2,201件/275億円 106件/ 14億円
【参考】 27/9期の貸出金残高	355億円	1,001億円	381億円
産業復興機構の活用	決定5先	決定4先	—
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用	決定2先/検討中1先	決定6先/検討中4先	決定3先
個人版私的整理 ガイドラインの活用	成立2件	成立3件	—

※ 計数は平成27年11月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成27年12月末時点)

金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要①【みちのく銀行・第三銀行】

(単位：億円、%)

銀行名 (時期) [資本参加額]	経営改善の目標 信用供与の円滑化の目標	計画始期 (27/3期)	計画終期 (30/3期)	始期比	新計画における新たな取組み
みちのく銀行 (21年9月) [200億円]	コア業務純益	71	80	9	○全員営業の実践 - 「地方創生部」を新設し、アグリビジネス、観光、医療・介護、再生可能エネルギー分野の支援等に取り組み、地域との協調・リレーションを強化 - 「KeyMan」(融資業務全般をカバーするサブシステム)活用による営業利益改善支援活動の実施 - 3つのセグメント(財務改善層、経営サポート層、マス営業層)別対応方針による経営改善支援・成長支援を強化 - 「KeyMan推進部」を新設し、営業店への臨店指導等を行うことで「KeyMan」の活用を推進 - ライフサイクルに応じた質の高い金融サービス(年金・預り資産、個人ローン等)の提供 ○人財力の向上 - 地域との協調・リレーション及び当行の収益力強化のために、強力なリーダーシップを発揮できる人財・課題解決型人財の育成、高いパフォーマンスを発揮できる人財の育成と若手職員の早期戦力化を図る
	業務粗利益経費率	64.33	62.47	▲ 1.86	
	中小企業向け貸出残高	4,311	4,471	160	
	同 貸出比率	20.34	20.68	0.34	
	経営改善支援先割合	10.35	11.66	1.31	
第三銀行 (21年9月) [300億円]	コア業務純益	62	67	4	○営業力と地域サポート力の強化 - 取引基盤拡充地域(三重県北勢地域、愛知県、大阪府)における総合的な取引の推進 - 活性化推進地域(三重県中南部地域及び和歌山県の一部)における当行の有するネットワークを活用したビジネスマッチング等の本業支援等の実施 - 女性渉外体制の拡充を通じた預り資産販売を中心とした個人向け営業体制を強化 - 8つの地区営業部体制の下、地区特性に応じた営業戦略の立案と地区営業部間の連携強化による営業力の向上 - ソリューション営業部に配置した成長分野(医療・介護、農林水産業、環境・エネルギー分野等)の専担者による営業店サポートの強化 ○経営の合理化・効率化 - BPRの推進による渉外担当者の事務負担軽減、渉外係と融資係の一体運用及びシニアスタッフ等の登用等による人員効率化
	業務粗利益経費率	60.55	60.40	▲ 0.15	
	中小企業向け貸出残高	5,991	6,091	100	
	同 貸出比率	30.70	30.71	0.01	
	経営改善支援先割合	2.11	2.17	0.06	

金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要②【東和銀行・高知銀行】

(単位：億円、%)

銀行名 (時期) [資本参加額]	経営改善の目標 信用供与の円滑化の目標	計画始期 (27/3期)	計画終期 (30/3期)	始期比	新計画における新たな取組み
東和銀行 (21年12月) [350億円]	コア業務純益	109	111	1	○業務運営体制の整備 - 預り資産セールスを特化して行う「投信プロモーター」を配置し、渉外行員が顧客の本業支援・経営改善支援に注力できる態勢を整備する等、渉外サポート態勢を拡充 - 営業店の定性評価による顧客の実態把握と本業支援の質的向上を推進 - 自治体や地元大学、外部専門機関、北関東3行(当行、筑波銀行、栃木銀行)との連携等による顧客の商機の創出等の支援ネットワークを拡充 - ビジネスソリューションチームを拡充、リレバン戦略部に地域創生推進室を新設 ○収益力の強化 - TOWAお客様応援活動(本業支援)に経営資源を集中させ、貸出金、手数料等を増強 ○業務の効率化 - BPR委員会による業務改革、事務集中部による相続関連事務等の営業店事務の本部集中化
	業務粗利益経費率	59.78	58.27	▲ 1.51	
	中小企業向け貸出残高	6,432	6,822	390	
	同 貸出比率	31.25	31.71	0.46	
	経営改善支援先割合	11.72	11.93	0.21	
高知銀行 (21年12月) [150億円]	コア業務純益	31	33	2	○収益力の強化 - 営業態勢を「ブロック・エリア制(7ブロック・6エリア)」に再構築し、高密度営業戦略による顧客基盤を拡充 - 「軒先顧客管理システム」を活用した信用供与状況の検証 - 「こうぎん・ビビッド・ファンド」を活用した成長分野(医療・福祉、農林水産業・食品加工、防災・環境関連)への融資推進 - ローンセンターの機能強化やインターネット専門支店の開設等による個人取引の強化 ○経営の効率化 - ビジネス情報ネットワークの活用、マーケット分析の精緻化等による営業活動の効率化 - 営業店事務の本部集中化、本部業務の効率化により、適正な人材配置に基づく効率的な人員運用によって人件費の抑制 ○資産の健全化 - 経営改善支援先の選定と債務者区分ごとの支援方法の明確化や外部機関等の活用・連携等の強化
	業務粗利益経費率	67.96	67.79	▲ 0.17	
	中小企業向け貸出残高	3,586	3,620	34	
	同 貸出比率	34.44	34.63	0.19	
	経営改善支援先割合	3.02	3.12	0.10	

金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要③【北都銀行・宮崎太陽銀行】

(単位：億円、%)

銀行名 (時期) [資本参加額]	経営改善の目標 信用供与の円滑化の目標	計画始期 (27/3期)	計画終期 (30/3期)	始期比	新計画における新たな取組み
北都銀行 (22年3月) [100億円]	コア業務純益	37	46	8	○地域活力の創造 - 有識者による「あきた創生アドバイザーボード」を設置し、秋田創生のための具体的な提案を「地方創生北都プラン」に反映し、実施 - ニューフロンティアビジネス推進室を中心としたコンサルティング機能の発揮と積極的な資金供給 - フィデアグループ連携によるビジネスマッチング等の海外・県外への企業進出支援の推進 - 外部機関の活用による経営支援先等に対する最適で実効性のあるソリューションの提案 ○営業力の強化 - 秋田市における営業推進力強化やプロジェクトファイナンス等の提供による法人取引基盤の強化 ○経営基盤の強化 - BPR推進体制をフィデアHDに集約し、グループ内の横断的なBPR推進 - 店舗ネットワークを再構成(フルバンキング店舗、リテール店舗、インスタアランチの3種類の店舗機能を編成)
	業務粗利益経費率	63.58	63.56	▲ 0.02	
	中小企業向け貸出残高	2,896	2,994	98	
	同 貸出比率	21.51	21.57	0.06	
	経営改善支援先割合	7.18	7.45	0.27	
宮崎太陽銀行 (22年3月) [130億円]	コア業務純益	27	29	2	○地域産業活性化への貢献 - みやざきたいよう地方創生ファンド・みやざき未来応援ファンドの積極活用 - 3行(当行・豊和銀行・南日本銀行)合同地域再生支援委員会等を通じた販路拡大支援 - 販路拡大等による売上改善を行った成果の報酬をもらう新しいビジネスモデルを構築 - 融資・営業支援システムを利用したビジネスマッチングシステムを稼働し、情報を一元管理 - ライフステージ(創業期、成長期、成熟期、事業承継期)に応じた適切なソリューションを提供 - 地域経済活性化支援機構等との連携強化による事業再生・事業承継支援の推進 ○持続的成長に向けた態勢強化 - 本部による収益獲得体制の構築及び市場性等に応じた営業行員の傾斜配分 - 営業店事務を中心としたBPRを実施 - 管理会計(貸出債権個別の収益を計測できる収益管理システム)の本格稼働 - SBKローコスト運営拡大プロジェクトの推進
	業務粗利益経費率	62.06	60.72	▲ 1.34	
	中小企業向け貸出残高	2,243	2,520	277	
	同 貸出比率	34.94	37.45	2.51	
	経営改善支援先割合	10.13	15.76	5.63	

金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要④【仙台銀行・きらやか銀行】

銀行名 (時期) [資本参加額]	新計画における新たな取組み
<p>仙台銀行 (23年9月) [300億円]</p>	<p>○復興に資する方策の実施態勢の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> － じもとグループ長期戦略の「本業支援」に係る統括的な管理を行うため、じもとHDに「本業支援戦略部」を設置 － 地元企業応援部「苦竹分室」(仙台東部・仙台港沿岸)を設置するとともに、「地方創生推進グループ」を設置 <p>○復興に資する具体的な方策(主なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> － 宮城と山形をつなぐ組織的・継続的な行動、コンサルタント機能発揮に向けた外部機関等との連携強化、本業支援の定着化・高度化に向けた人材育成等の取組みにより、本業支援の更なる高度化を図る － 中小企業診断士等の専門スタッフが、外部機関と連携してコンサルティング機能を発揮 － 第1次産業の復興に向けた事業再生や6次産業化の支援、医療介護等の成長分野への支援 － よろず支援拠点等と連携し、事業承継やM&A等の取引先のコンサルティングニーズに対応 － 復興の進展に合わせた被災地への再出店による資金供給体制の強化 － きらやか銀行との協調融資や人事交流による営業ノウハウを共有 － じもとグループ統一ツールであるビジネスマッチング情報一覧表等を活用した広域ビジネスマッチング等を通じた支援 － 中小企業再生支援協議会等と連携した事業再生計画の策定支援、外部機関との連携によるDDSの実施、再生ファンド「宮城産業復興機構」や「個人版私的整理ガイドライン」の活用促進による支援
<p>きらやか銀行 (24年12月) [300億円]</p>	<p>○復興に資する方策の実施態勢の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> － じもとグループ長期戦略の「本業支援」に係る統括的な管理を行うため、じもとHDに「本業支援戦略部」を設置 － 原発等による震災復興ニーズに積極的に対応するため、福島地区の専担者を配置 － 全支店長を構成メンバーとした「地方創生推進グループ」を設置 <p>○復興に資する具体的な方策(主なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> － 当行と仙台銀行において、毎月定期的に情報交換会を実施し、協調融資、ビジネスマッチングを促進 － じもとグループとして、被災地復興支援のための情報共有化、人事交流を通じて両行の営業ノウハウを共有 － 山形・宮城両県の交流を図るため、復興イベントを仙台銀行との共催で開催 － 外部機関との連携を強化し顧客の再生支援を積極的に実施、個人版私的整理ガイドラインの継続的な活用促進 － 営業エリアごとに本部3部署(本業支援推進部、融資部、営業推進部)がチームを編成し、エリアごとに営業店をサポート － 専門的な分野での本業支援を実践するため、経営コンサルタントや製造業担当(工学博士等)を専門部門担当の事業コーディネーターとして配置 － きらやかお客様サービスステーションと連携し、営業時間に来店できない顧客等に対してアプローチし、資金需要に対応 － 「地方創生推進グループ」で得た情報を、行内各部署及びじもとグループで共有することにより「仙山圏における地方創生」へ貢献

金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要⑤【山梨県民信用組合・ぐんまみらい信用組合】

(単位：億円、%)

金融機関名 (時期) [資本参加額]	経営改善の目標 信用供与の円滑化の目標	計画始期 (27/3期)	計画終期 (30/3期)	始期比	新計画における新たな取組み
山梨県民 信用組合 (21年9月) [450億円]	コア業務純益	16	20	4	○取引基盤・預貸金の増強 ー 営業店事務の本部集中・システム化により営業係を計画的に増員し、営業エリアの特性を踏まえた人員配置を実施 ー 営業店のテラーや内勤者を活用した店頭セールスを行うなど「全員営業推進態勢」を構築 ー A L M シミュレーション機能を活用した収益管理態勢の見直し・強化 ー 主要取引先の実質金利及び利益率を把握する「顧客別採算管理」を徹底 ○人材の強化 ー 全員営業推進態勢の展開に向けて、営業担当者のスキルアップに加え、ベテラン職員や女性職員を積極的に活用。 ー 成果やプロセス等を適正に評価する公平感、透明感及びメリハリのある人事評価・業績評価制度を実現させるほか、各種表彰制度も拡充 ○信用コストの削減 ー 本部指導態勢の構築による「個別取組方針」を活用した実態把握の強化 ー 営業店において対応困難な取引先について本部集中管理を拡充
	業務粗利益経費率	56.46	56.34	▲ 0.12	
	中小企業向け貸出残高	1,821	1,902	81	
	同 貸出比率	43.60	44.10	0.5	
	経営改善支援先割合	5.51	6.25	0.74	
ぐんまみらい 信用組合 (24年12月) [250億円]	コア業務純益	5	7	2	○営業態勢の強化による貸出の増強・収益力の強化 ー 営業店ブロックごとの地域特性に応じた営業推進施策を策定 ー 事業性融資・個人ローン専担者を本部に配置し、営業店に対する指導を強化・徹底 ー 法人戦略として、企業情報を活用した新規事業先の開拓、ミドルリスク層をターゲットとしたビジネスローン等を推進 ー 個人戦略として、地域情報の入手や新規顧客の開拓等を重点とした新たな全店一斉推進活動を実施 ○顧客の販路開拓を支援するコンサルティング業務の導入 ー 販路開拓支援推進の評価方法も含め、経営強化計画の目標達成に向けて、現場が効果的に実力発揮のできる業績評価を構築 ○ローコストへの対応 ー 店舗統廃合を実現し、余剰人員を戦略的に再配置するなど、本部・営業店一体となった営業推進態勢を再構築
	業務粗利益経費率	79.59	79.00	▲ 0.59	
	中小企業向け貸出残高	1,004	1,035	30	
	同 貸出比率	28.65	29.03	0.38	
	経営改善支援先割合	14.55	18.22	3.67	

民間金融機関^(※1)における「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績 (平成27年10月～28年3月実績)

	平成27年10月～28年3月	(参考)平成27年度累計 (平成27年4月～28年3月)
① 新規に無保証で融資した件数 (ABLを活用し、無保証で融資したものは除く)	208,345	415,990
② 経営者保証の代替的な融資手法 ^(※2) を活用した件数	192	399
③ 保証契約を解除した件数 ^(※3)	16,193	30,372
④ 合計【④ = ①+②+③】	224,730	446,761

	平成27年10月～28年3月	(参考)平成27年度累計 (平成27年4月～28年3月)
⑤ 保証金額を減額した件数	8,179	15,891

	平成27年10月～28年3月	(参考)平成27年度累計 (平成27年4月～28年3月)
⑥ メイン行 ^(※4) としてガイドラインに基づく保証債務整理を成立させた件数	99	206

	平成27年10月～28年3月	(参考)平成27年度累計 (平成27年4月～28年3月)
⑦ 新規融資件数	1,801,459	3,565,697
⑧ 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合【⑧ = (①+②)／⑦】	12%	12%

※1 「民間金融機関」とは、主要行等9行、その他銀行24行、地域銀行106行、信用金庫266金庫(信金中央金庫を含む)、信用組合154組合(全国信用組合連合会を含む)の合計559機関。

※2 「経営者保証の代替的な融資手法」とは、停止条件付保証契約、解除条件付保証契約及びABLをいう。

※3 「保証契約を解除した件数」とは、「特定債務保証の解除をした場合」又は「根保証の期限到来前に解除をした場合」又は「根保証の期限到来時に期限延長等をしなかった場合」をいう。

※4 メイン行の判定については、各金融機関の基準に拠る。

(注) 平成27年4月以降の活用件数については、金融機関からの報告対象を明確化し、中小企業向けに限定する一方、ガイドラインの適用開始前から元々無保証融資を行っていた顧客に対する新規無保証融資等を一律に計上することとしたため、平成27年3月以前の活用件数と比較することは困難である。

「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集について

平成26年2月より適用が開始された「経営者保証に関するガイドライン」の活用に関して、金融機関等により広く実践されることが望ましい取組みを事例集として取りまとめ、同年6月に公表。同年12月、27年7月及び12月に取組事例を追加した改訂版を公表。

これにより、金融機関等によるガイドラインの積極的な活用に向けた取組みが促進され、ガイドラインが融資慣行として浸透・定着していくこと、中小企業等にとっても思い切った事業展開や早期の事業再生等の取組みの参考となること、さらには、その他の経営支援の担い手の方々にとっても経営支援の一助となることを期待

< 掲載事例（46事例（27年12月改訂後）） >

本事例集は、「経営者保証に依存しない融資の一層の促進」、「適切な保証金額の設定」、「既存の保証契約の適切な見直し」、「保証債務の整理」の4項目で構成

経営者保証に依存しない融資の一層の促進（19事例）

- 経営者保証を求めなかった事例
- 経営者保証の機能を代替する融資手法を活用した事例

既存の保証契約の適切な見直し（8事例）

- 保証契約の期限到来に伴い、経営者保証を解除した事例
- 経営者の交替に際し、前経営者の保証を解除し、新経営者から保証を求めなかった事例 等

適切な保証金額の設定（4事例）

- 経営者保証以外の手段による保全状況等を考慮して、保証金額の設定、減額を行った事例

保証債務の整理（15事例）

- 中小企業再生支援協議会を活用して保証債務を整理した事例
- 特定調停を活用して保証債務を整理した事例
- REVICを活用して保証債務を整理した事例 等

平成 27 年 11 月 30 日
金 融 庁

年末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について

足元の景気は、このところ一部に弱さも見られますが、緩やかな回復基調が続いています。先行きについては、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待されますが、アメリカの金融政策が正常化に向かうなか、中国を始めとするアジア新興国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがあります。

このような現下の状況のもと、好調な企業収益を、設備投資の増加や賃上げ・雇用環境の更なる改善等につなげ、地域経済も含めた経済の好循環の更なる拡大を実現し、地方創生につなげていくことが重要です。

また、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定の大筋合意を踏まえ、TPPにより経済環境等が変化する中で、中小企業・小規模事業者等の顧客の海外展開を支援すること等も必要となると考えております。

このため、金融機関においては、さらに一層、金融仲介機能を発揮し、成長分野等への積極的な資金供給や経営改善・体質強化等の支援に取り組むことが重要です。

金融機関による金融の円滑化への取組みは着実に進められてきておりますが、当庁としては、年末、更には、それ以降の中小企業・小規模事業者の資金繰りに万全を期す必要があると考えております。

また、金融機関は、円滑な資金供給にとどまらず、それぞれの借り手の経営課題に応じた適切な解決策を提案し、その実行を支援していくことが求められています。

今般、中小企業庁長官からも、中小企業・小規模事業者に対する年末金融の円滑化について、周知徹底方の要請があったところです。

ついては、貴協会傘下金融機関に対し、下記を周知徹底方宜しくお願いいたします。

記

- (1) 中小企業・小規模事業者の資金繰りに支障が生じないよう、中小企業・小規模事業者から相談があった場合は、その実情に応じてきめ細かく対応し、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に努めること。
- (2) 財務内容等の過去の実績や担保・保証に必要以上に依存することなく、事業の内容及びその業界の状況等を踏まえた融資やコンサルティングを行い、企業や産業の成長を支援すること。

- (3) 必要に応じ、地域経済活性化支援機構、中小企業再生支援協議会等の外部機関や外部専門家とも連携しつつ、コンサルティング機能を十分に発揮し、それぞれの借り手の真の意味での経営改善が図られるよう積極的に支援すること。
- (4) 「経営者保証に関するガイドライン」が融資慣行として浸透・定着していくために、中小企業・小規模事業者等の顧客に対し、積極的に本ガイドラインの周知を行うとともに、本ガイドラインの更なる活用に努めること。
- (5) 上記(1)から(4)までの取組みについて、営業現場の第一線まで浸透させ、組織全体として、積極的に取り組むこと。

以 上

平成 28 年 2 月 23 日
金 融 庁

年度末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について

足元の景気は、このところ一部に弱さも見られますが、緩やかな回復基調が続いています。先行きについては、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待されますが、アメリカの金融政策の正常化が進むなか、中国を始めとするアジア新興国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがあります。こうしたなかで、金融資本市場の変動の影響に留意する必要があります。

このような現下の状況のもと、好調な企業収益を、設備投資の増加や賃上げ・雇用環境の更なる改善等につなげ、地域経済も含めた経済の好循環の更なる拡大を実現し、地方創生につなげていくことが重要です。

また、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定が署名されたことを踏まえ、TPPにより経済環境等が変化する中で、中小企業・小規模事業者等の顧客の海外展開を支援すること等も必要となると考えております。

さらに、今般、日本銀行により「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」が導入されたことも踏まえると、金融機関においては、より一層、金融仲介機能を発揮し、成長分野等への積極的な資金供給や経営改善・体質強化等の支援に取り組むことが重要です。

金融機関による金融の円滑化への取組みは着実に進められてきておりますが、当庁としては、年度末、更には、それ以降の中小企業・小規模事業者の資金繰りに万全を期す必要があると考えております。

また、金融機関は、円滑な資金供給にとどまらず、それぞれの借り手の経営課題に応じた適切な解決策を提案し、その実行を支援していくことが求められています。

今般、中小企業庁長官からも、中小企業・小規模事業者に対する年度末金融の円滑化について、周知徹底方の要請があったところです。

ついては、貴協会傘下金融機関に対し、下記を周知徹底方宜しく願いいたします。

記

- (1) 中小企業・小規模事業者の資金繰りに支障が生じないように、中小企業・

小規模事業者から相談があった場合は、その実情に応じてきめ細かく対応し、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に努めること。

(2) 財務内容等の過去の実績や担保・保証に必要以上に依存することなく、事業の内容及びその業界の状況等を踏まえた融資やコンサルティングを行い、企業や産業の成長を支援すること。

(3) 必要に応じ、地域経済活性化支援機構、中小企業再生支援協議会等の外部機関や外部専門家とも連携しつつ、コンサルティング機能を十分に発揮し、それぞれの借り手の真の意味での経営改善が図られるよう積極的に支援すること。

(4) 「経営者保証に関するガイドライン」が融資慣行として浸透・定着していくために、中小企業・小規模事業者等の顧客に対し、積極的に本ガイドラインの周知を行うとともに、本ガイドラインの更なる活用に努めること。

(5) 上記(1)から(4)までの取組みについて、営業現場の第一線まで浸透させ、組織全体として、積極的に取り組むこと。

以 上

資料9-7-4

金融機関における貸付条件の変更等の状況

◆ 貸付条件の変更等の状況(平成28年3月末時点)

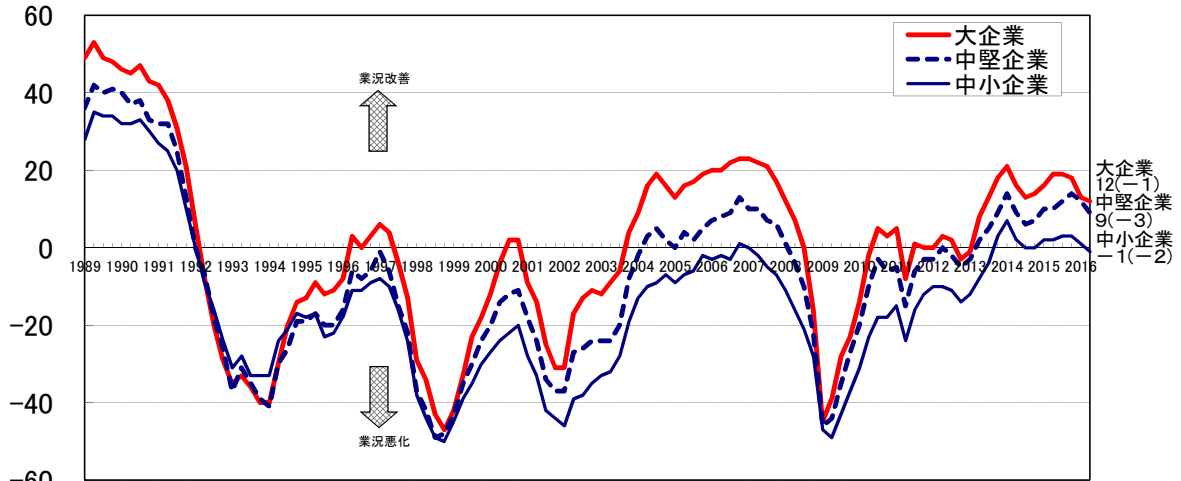
(単位:件)

	申込み	実行 (A)	謝絶 (B)	実行率 [A/(A+B)]
【中小企業者向け貸付】 金融機関合計(1395)	7,604,789	7,229,390	164,466	97.8%
【住宅ローン】 金融機関合計(1395)	460,977	382,222	32,793	92.1%

(注)上記金融機関(1395)は、銀行(141)、信用金庫(267)、信用組合(154)、労働金庫(14)、系統金融機関(819)の合計。

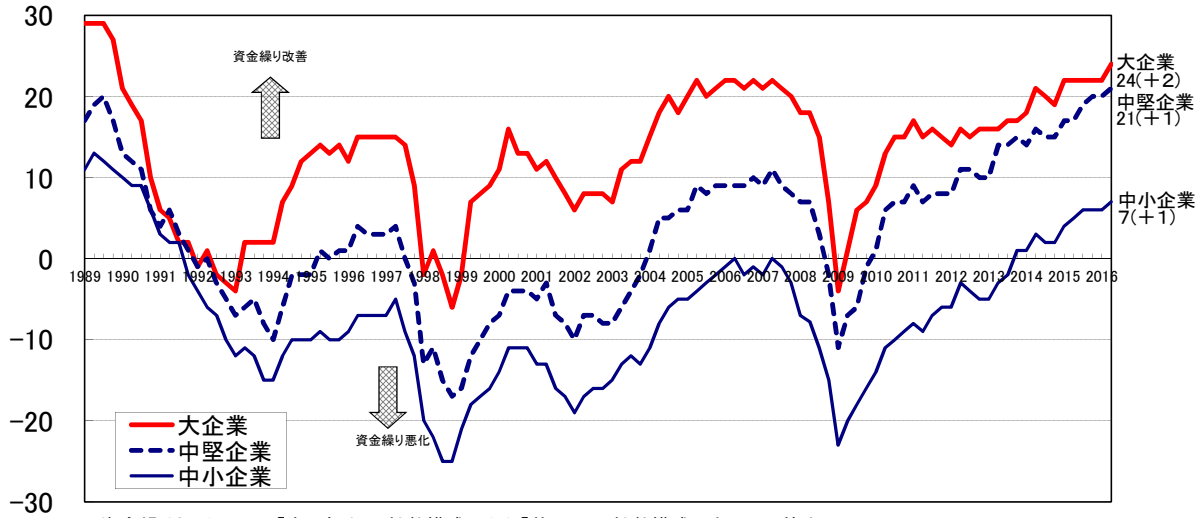
日銀短観D.I. の推移

○ 業況判断



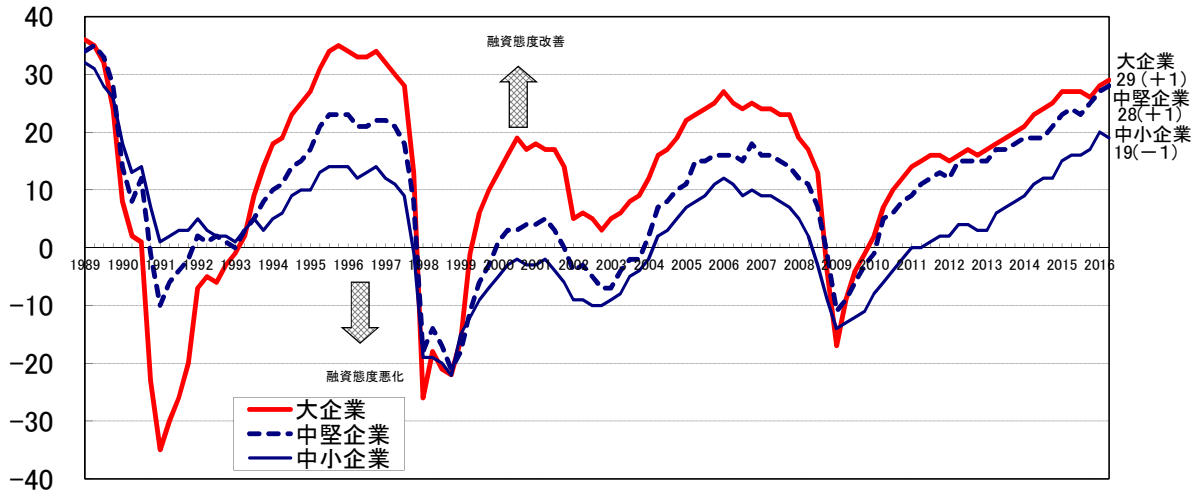
※業況判断D.I.は、「良い」の社数構成比から「悪い」の社数構成比を引いて算出。

○ 資金繰り判断



※資金繰り判断D.I.は、「楽である」の社数構成比から「苦しい」の社数構成比を引いて算出。

○ 金融機関の貸出態度判断



※金融機関の貸出態度判断D.I.は、「緩い」の社数構成比から「厳しい」の社数構成比を引いて算出。

(出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) 数字は2016年6月調査時点。(カッコ内の数字は前回調査(2016年3月)との比較)

資料9-7-6 法人向け貸出残高の推移(国内銀行)表

(単位:兆円,%)

月末	法人向け全体 貸出残高	前年同月比	中小企業向け		中堅・大企業向け	
				前年同月比		前年同月比
2014.01	276.7	2.3	171.1	1.9	105.6	3.0
2014.02	276.6	2.2	170.7	1.7	105.9	3.1
2014.03	280.7	1.9	175.5	1.8	105.2	2.1
2014.04	276.4	2.3	170.5	1.8	105.8	3.0
2014.05	275.7	2.2	170.4	2.3	105.2	2.1
2014.06	278.4	2.3	171.5	1.8	106.9	3.1
2014.07	277.1	2.0	170.9	1.7	106.3	2.3
2014.08	277.7	2.1	171.7	1.8	106.1	2.7
2014.09	282.5	2.2	175.2	2.1	107.3	2.5
2014.10	279.0	2.6	172.1	2.1	106.9	3.3
2014.11	282.3	2.9	173.7	2.0	108.6	4.4
2014.12	287.4	3.1	177.5	2.1	109.9	4.6
2015.01	284.8	2.9	175.6	2.7	109.1	3.3
2015.02	285.6	3.2	175.7	2.9	109.9	3.7
2015.03	289.1	3.0	179.7	2.4	109.3	4.0
2015.04	283.6	2.6	175.4	2.9	108.2	2.2
2015.05	283.7	2.9	175.5	3.0	108.2	2.8
2015.06	286.0	2.7	177.0	3.2	109.1	2.0
2015.07	286.2	3.3	176.9	3.5	109.3	2.9
2015.08	286.3	3.1	176.8	3.0	109.5	3.2
2015.09	290.6	2.9	180.7	3.1	109.9	2.5
2015.10	288.2	3.3	179.5	4.3	108.7	1.7
2015.11	290.0	2.7	179.4	3.3	110.5	1.7
2015.12	294.8	2.6	183.5	3.4	111.3	1.3
2016.01	293.6	3.1	181.9	3.6	111.7	2.3
2016.02	292.1	2.3	180.4	2.7	111.8	1.7
2016.03	296.6	2.6	185.9	3.4	110.7	1.2
2016.04	292.3	3.0	183.4	4.5	108.9	0.6
2016.05	291.0	2.6	181.6	3.5	109.4	1.1
2016.06	291.9	2.1	183.1	3.5	108.8	▲ 0.2

(出典)日本銀行「預金・現金・貸出金」

○法人向け貸出残高は「貸出先別貸出金」の「貸出金」から「地方公共団体」「個人」「海外円借款等」を除いた計数(個人企業を含む)。

○「中小企業」:資本金3億円(卸売業は1億円、小売業、飲食店、サービス業は5,000万円)以下、または常用従業員300人(卸売業、サービス業は100人、小売業、飲食店は50人)以下の企業(法人および個人企業)。

不動産担保・個人保証に過度に依存しない資金調達

1. 主要行の取組み

(年度末貸出残高) (単位: 億円)

	25年度末	26年度末	27年度末
ABL	6,598	5,556	5,354
財務制限条項を活用した融資	570,776	632,673	705,967

(注) 主要行: 三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友信託銀行、みずほ信託銀行、りそな銀行、新生銀行及びあおぞら銀行の9行。

2. 地域金融機関の取組み

(年度末貸出残高) (単位: 億円)

	25年度末	26年度末	27年度末
ABL	7,677	12,941	17,737
財務制限条項を活用した融資	140,743	150,632	156,329

(注) 地域金融機関: 地方銀行106行、信用金庫265金庫、信用組合153組合の計524金融機関。

平成 27 年 12 月 18 日
金融庁

「金融仲介の改善に向けた検討会議」の設置について

1. 趣旨

金融庁は、外部の専門家の積極活用等により、金融行政について民間の有識者の有益な意見や批判が継続的に反映される意思決定の仕組みの構築に取り組んでいくこととしている。

今般、その一環として、外部有識者により構成される「金融仲介の改善に向けた検討会議」を設置する。

2. 主なテーマ

融資先企業へのヒアリングや金融機関へのモニタリング等を通じて得られた事実を踏まえ、以下のような金融仲介のあるべき姿等についてご議論頂く。

- 企業・産業の生産性向上や新陳代謝の促進への貢献
- 金融機関における担保・保証依存の融資姿勢からの転換
- 金融当局に求められる役割

3. メンバー（五十音順、敬称略）

- ・ 池田 憲人 (株)東日本大震災事業者再生支援機構 代表取締役社長
- ・ 小城 武彦 (株)日本人材機構 代表取締役社長
- ・ 佐藤 明夫 弁護士（佐藤総合法律事務所）
- ・ 多胡 秀人 一般社団法人地域の魅力研究所 代表理事
- ・ 富山 和彦 (株)経営共創基盤 代表取締役 CEO

- ・ 増田 寛也 東京大学公共政策大学院 客員教授
- ・ 村本 孜 成城大学社会イノベーション学部 教授
- ・ 家森 信善 神戸大学経済経営研究所 教授

※ 今後、テーマに応じて、上記以外の有識者にもご参加頂く。

4. 会議の開催について

第1回目の会議を下記の通り開催する。

なお、会議は非公開とするが、会議後、議事要旨を金融庁ウェブサイトにて公表する予定。

記

1. 日時： 平成27年12月21日（月）15時30分～17時30分
2. 会場： 中央合同庁舎第7号館 12階 共用第2特別会議室

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）
監督局総務課 地域金融企画室
（内線2244、2246）

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均 被害額 (万円)	処理方針決定済			調査・ 検討中等
												計	補償	補償 しない	
12年度	-	-	1	18	-	-	-	-	1	18	1,857	1	1	-	-
13年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14年度	2	9	4	5	1	3	1	1	8	19	245	7	6	1	1
15年度	68	251	30	60	6	10	4	8	108	331	307	107	101	6	1
16年度	338	830	92	150	10	20	28	61	468	1,063	227	465	440	25	3
17年度	569	640	199	202	36	51	107	86	911	980	107	909	888	21	2
18年度	341	282	242	256	30	20	26	16	639	577	90	622	602	20	17
19年度	326	147	141	116	212	157	25	14	704	436	61	679	655	24	25
20年度	196	96	166	114	36	34	37	44	435	290	66	425	413	12	10
21年度	230	118	41	16	12	5	24	29	307	170	55	292	273	19	15
22年度	211	157	48	85	1	0	13	5	273	249	91	260	243	17	13
23年度	355	215	91	84	8	16	32	26	486	343	70	484	459	25	2
24年度	663	465	139	142	33	29	72	68	907	705	77	903	862	41	4
25年度	296	85	12	3	1	0	3	1	312	90	28	312	293	19	-
26年度	261	114	32	21	1	0	6	4	300	141	47	295	284	11	5
4月～6月	56	25	1	0	1	0	1	0	59	26	44	58	55	3	1
7月～9月	63	25	4	0	-	-	-	-	67	25	37	66	62	4	1
10月～12月	70	34	26	21	-	-	5	4	101	60	60	99	97	2	2
1月～3月	72	28	1	0	-	-	-	-	73	29	39	72	70	2	1
27年度	299	119	21	24	13	9	6	3	339	157	46	285	283	2	54
4月～6月	70	19	1	1	-	-	-	-	71	21	29	66	65	1	5
7月～9月	78	47	-	-	1	0	-	-	79	47	59	75	75	-	4
10月～12月	116	42	17	21	10	9	6	3	149	76	51	118	117	1	31
1月～3月	35	10	3	1	2	0	-	-	40	12	30	26	26	-	14
計	4,155	3,536	1,259	1,305	400	361	384	374	6,198	5,576	89	6,046	5,803	243	152
構成比	67.0%	63.4%	20.3%	23.4%	6.5%	6.5%	6.2%	6.7%	100.0%	100.0%		100.0%	96.0%	4.0%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等96.0%(3,933件/4,097件)、地方銀行96.8%(1,161件/1,200件)、第二地方銀行96.1%(373件/388件)、信金等93.1%(336件/361件)。

盗難キャッシュカードによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)				
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均 被害額 (万円)	計	処理方針決定済			調査・ 検討中等
													補償			
													全額	75%又は 一部	補償 しない	
17年2月～3月	154	187	184	202	23	24	107	97	468	512	109	466	260	69	137	2
17年度	3,070	2,359	1,806	1,238	388	251	894	518	6,158	4,367	70	6,141	3,297	799	2,045	17
18年度	3,996	1,644	1,825	1,055	389	172	711	347	6,921	3,220	46	6,892	3,338	969	2,585	29
19年度	3,467	1,359	1,154	620	209	89	497	219	5,327	2,289	42	5,327	2,128	852	2,347	-
20年度	3,506	1,573	994	520	178	120	435	207	5,113	2,422	47	5,107	1,811	908	2,388	6
21年度	4,231	1,865	1,069	624	213	153	532	301	6,045	2,944	48	6,036	1,774	1,517	2,745	9
22年度	4,456	2,418	1,160	871	304	207	694	480	6,614	3,977	60	6,602	1,654	2,085	2,863	12
23年度	3,699	1,788	918	641	216	144	523	333	5,356	2,908	54	5,345	1,222	1,454	2,669	11
24年度	2,866	1,220	615	397	119	78	303	183	3,903	1,879	48	3,897	806	844	2,247	6
25年度	2,766	1,175	463	288	73	35	198	121	3,500	1,621	46	3,482	589	693	2,200	18
26年度	2,355	1,005	409	220	77	55	197	153	3,038	1,435	47	2,999	564	599	1,836	39
4月～6月	667	280	111	47	24	14	53	32	855	375	43	847	147	187	513	8
7月～9月	688	226	95	54	18	9	41	31	842	322	38	837	159	136	542	5
10月～12月	566	222	107	59	19	14	50	42	742	338	45	728	134	150	444	14
1月～3月	434	275	96	58	16	16	53	47	599	399	66	587	124	126	337	12
27年度	1,926	914	462	342	97	37	195	189	2,680	1,483	55	2,334	478	592	1,264	346
4月～6月	529	243	139	102	29	10	38	40	735	397	54	707	163	147	397	28
7月～9月	591	289	127	100	22	7	47	24	787	422	53	754	158	202	394	33
10月～12月	489	237	119	77	19	4	69	65	696	386	55	625	115	191	319	71
1月～3月	317	143	77	61	27	13	41	58	462	277	60	248	42	52	154	214
計	36,492	17,514	11,059	7,023	2,286	1,370	5,286	3,156	55,123	29,064	52	54,628	17,921	11,381	25,326	495
構成比	66.2%	60.3%	20.1%	24.2%	4.1%	4.7%	9.6%	10.9%	100.0%	100.0%		100.0%	32.8%	20.8%	46.4%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等42.6%(15,439件/36,255件)、地方銀行74.2%(8,087件/10,895件)、第二地方銀行74.9%(1,693件/2,261件)、信金等78.3%(4,083件/5,217件)。

盗難通帳による預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	処理方針決定済			調査・検討中等
												計	補償	補償しない	
15年度	234	891	325	798	38	112	77	158	674	1,961	290	673	165	508	1
16年度	73	195	148	123	19	44	65	63	305	426	139	305	60	245	-
17年度	100	909	132	85	13	11	39	34	284	1,040	366	284	65	219	-
18年度	82	140	124	108	14	13	37	32	257	294	114	218	60	158	39
19年度	175	336	72	65	15	14	29	52	291	468	160	221	115	106	70
20年度	192	276	59	29	9	9	15	17	275	332	121	263	148	115	12
21年度	140	197	71	54	9	3	25	15	245	271	110	227	107	120	18
22年度	153	165	65	46	8	4	19	13	245	229	93	235	130	105	10
23年度	103	148	61	42	10	7	12	14	186	214	115	182	110	72	4
24年度	80	63	50	73	8	1	12	12	150	151	100	145	93	52	5
25年度	80	51	30	23	5	3	18	13	133	91	68	130	89	41	3
26年度	63	34	23	13	3	0	12	24	101	71	71	94	61	33	7
4月～6月	9	2	7	5	-	-	2	0	18	8	48	17	11	6	1
7月～9月	20	16	6	3	-	-	3	1	29	20	69	28	19	9	1
10月～12月	19	7	6	2	-	-	4	20	29	29	103	27	20	7	2
1月～3月	15	8	4	1	3	0	3	2	25	12	51	22	11	11	3
27年度	35	29	35	6	11	10	8	5	89	52	59	52	20	32	37
4月～6月	13	5	3	0	4	8	3	0	23	15	67	20	9	11	3
7月～9月	9	9	12	2	6	2	1	1	28	15	54	18	7	11	10
10月～12月	8	11	19	2	1	0	1	3	29	18	62	8	1	7	21
1月～3月	5	2	1	0	-	-	3	0	9	3	43	6	3	3	3
計	1,510	3,440	1,195	1,470	162	237	368	458	3,235	5,606	173	3,029	1,223	1,806	206
構成比	46.7%	61.4%	36.9%	26.2%	5.0%	4.2%	11.4%	8.2%	100.0%	100.0%		100.0%	40.4%	59.6%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等45.8%(662件/1,444件)、地方銀行32.1%(354件/1,102件)、第二地方銀行44.4%(63件/142件)、信金等42.2%(144件/341件)。

インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均 被害額 (万円)	処理方針決定済			調査- 検討中等
												計	補償	補償 しない	
17年2月～3月	-	-	1	0	-	-	-	-	1	0	0	1	-	1	-
17年度	34	34	10	58	2	2	3	9	49	105	214	49	38	11	-
18年度	86	104	8	4	2	0	5	20	101	129	128	100	69	31	1
19年度	226	185	5	4	1	0	1	0	233	191	81	233	190	43	-
20年度	127	129	5	5	1	3	3	2	136	141	104	130	88	42	6
21年度	53	22	6	89	3	3	-	-	62	116	187	52	28	24	10
22年度	64	65	7	19	3	2	4	0	78	88	113	73	48	25	5
23年度	90	172	39	99	10	52	23	71	162	395	244	160	109	51	2
24年度	141	141	6	8	-	-	1	1	148	151	102	148	104	44	-
25年度	1,870	1,941	66	189	14	76	4	4	1,954	2,212	113	1,947	1,775	172	7
26年度	1,118	1,213	141	408	23	150	125	415	1,407	2,187	155	1,389	1,168	221	18
4月～6月	460	477	55	175	5	51	20	80	540	785	145	536	449	87	4
7月～9月	298	228	15	133	11	79	8	23	332	464	139	330	272	58	2
10月～12月	213	262	22	35	2	1	9	16	246	316	128	240	204	36	6
1月～3月	147	244	49	64	5	18	88	294	289	621	215	283	243	40	6
27年度	1,140	1,404	181	326	24	128	164	537	1,509	2,397	158	1,214	1,002	212	295
4月～6月	282	408	68	124	1	1	54	125	405	660	163	394	320	74	11
7月～9月	301	468	29	84	5	49	71	297	406	900	221	397	338	59	9
10月～12月	148	156	41	63	11	67	24	90	224	379	169	177	136	41	47
1月～3月	409	370	43	52	7	9	15	23	474	457	96	246	208	38	228
計	4,949	5,416	475	1,213	83	422	333	1,064	5,840	8,117	138	5,496	4,619	877	344
構成比	84.7%	66.7%	8.1%	15.0%	1.4%	5.2%	5.7%	13.1%	100.0%	100.0%	138	100.0%	84.0%	16.0%	344

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等84.7%(4,010件/4,734件)、地方銀行82.5%(329件/399件)、第二地方銀行55.7%(34件/61件)、信金等81.5%(246件/302件)。

インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し(被害発生状況)(個人)

(単位:件、百万円)

時期	業態	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	
個人	23年度	87	153	29	47	1	1	10	8	127	210	165	
	24年度	139	136	5	4	-	-	1	1	145	141	97	
	25年度	1,808	1,867	48	90	4	9	3	1	1,863	1,969	105	
	26年度	1,087	1,086	105	181	7	11	47	94	1,246	1,373	110	
	4月～6月	440	388	29	67	2	1	9	15	480	472	98	
	7月～9月	292	199	5	14	-	-	4	4	301	218	72	
	10月～12月	209	254	22	35	1	0	3	4	235	293	125	
	1月～3月	146	243	49	64	4	10	31	69	230	388	168	
	27年度	1,085	999	163	261	15	33	89	126	1,352	1,419	105	
	4月～6月	272	346	66	122	1	1	33	44	372	515	138	
	7月～9月	267	172	20	41	1	10	37	68	325	292	90	
	10月～12月	142	117	34	43	6	11	9	4	191	178	93	
	1月～3月	404	362	43	52	7	9	10	8	464	433	93	
	計		4,206	4,243	350	584	27	56	150	231	4,733	5,115	108
	構成比		88.9%	82.9%	7.4%	11.4%	0.6%	1.1%	3.2%	4.5%	100.0%	100.0%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し(被害発生状況)(法人)

(単位:件、百万円)

時期	業態	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	
法人	23年度	3	18	10	51	9	51	13	63	35	184	528	
	24年度	2	5	1	3	-	-	-	-	3	9	309	
	25年度	62	74	18	99	10	66	1	2	91	242	266	
	26年度	31	126	36	226	16	139	78	321	161	814	505	
	4月～6月	20	89	26	108	3	49	11	65	60	312	521	
	7月～9月	6	28	10	118	11	79	4	19	31	245	791	
	10月～12月	4	8	-	-	1	1	6	12	11	22	206	
	1月～3月	1	0	-	-	1	8	57	224	59	233	396	
	27年度	55	405	18	65	9	95	75	411	157	977	622	
	4月～6月	10	62	2	1	-	-	21	81	33	145	439	
	7月～9月	34	295	9	43	4	39	34	229	81	607	750	
	10月～12月	6	39	7	20	5	56	15	85	33	201	609	
	1月～3月	5	8	-	-	-	-	5	15	10	23	235	
	計		153	630	83	446	44	352	167	799	447	2,228	498
	構成比		34.2%	28.3%	18.6%	20.0%	9.8%	15.8%	37.4%	35.9%	100.0%	100.0%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

資料9-9-2 偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況(平成28年3月末)

○ 本調査結果は各預金取扱金融機関の平成28年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計し、その概要を公表するものである。

[表に関する説明]

- ・主要行等とは、いわゆる主要行及び新生銀行、あおぞら銀行を指す。
- ・埼玉りそな銀行については、地方銀行に含む。
- ・その他の銀行とは、主要行等、地方銀行及び第二地方銀行以外の銀行(ゆうちょ銀行含む)を指す。
- ・ATMとはATM、CD及びこれに類する機能を有する機器を指す。
- ・パーセントは小数第二位を四捨五入。
- ・集計は、各金融機関からの有効回答数を基に行っている。
- ・速報ベースであるため、精査により計数が修正されることがあり得る。

[調査結果]

1. 基本情報 (単位:台、千枚)

業態	キャッシュカード発行金融機関数①	個人向けインターネットバンキング実施金融機関数②	法人向けインターネットバンキング実施金融機関数③	ATM設置台数④	キャッシュカード発行枚数⑤
主要行等	9	8	8	25,317	106,072
地銀	65	65	65	39,108	112,144
第二地銀	41	41	41	11,919	29,562
その他の銀行	16	21	32	55,623	188,668
信用金庫	265	262	262	19,853	51,542
信用組合	134	64	53	2,263	5,136
労働金庫	13	13	13	1,861	8,572
計	543	474	474	155,944	501,696
農漁協等	810	808	700	12,483	22,105
総計	1,353	1,282	1,174	168,427	523,801

2. キャッシュカードに関すること

(ICキャッシュカードの導入状況等)

(単位:台、千枚)

業態	キャッシュカード発行金融機関数①	ICキャッシュカード導入済み金融機関数⑥		ICキャッシュカード対応ATM台数⑦		ICキャッシュカード発行枚数⑧	
			⑥/①		⑦/④		⑧/⑤
主要行等	9	6	66.7%	25,024	98.8%	34,500	32.5%
地銀	65	65	100.0%	37,680	96.3%	27,384	24.4%
第二地銀	41	39	95.1%	9,431	79.1%	6,211	21.0%
その他の銀行	16	7	43.8%	55,617	100.0%	61,729	32.7%
信用金庫	265	208	78.5%	16,274	82.0%	8,801	17.1%
信用組合	134	46	34.3%	992	43.8%	524	10.2%
労働金庫	13	13	100.0%	1,861	100.0%	13	0.2%
計	543	384	70.7%	146,879	94.2%	139,162	27.7%
農漁協等	810	808	99.8%	12,380	99.2%	9,386	42.5%
総計	1,353	1,192	88.1%	159,259	94.6%	148,548	28.4%

(生体認証機能付きICキャッシュカードの導入状況等)

(単位:台、千枚)

業態	キャッシュカード 発行金融 機関数①	生体認証キャッシュカード 導入済み金融機関数⑨		生体認証キャッシュカード 対応ATM台数⑩		生体認証キャッシュ カード発行枚数⑪	
			⑨/①		⑩/④		⑪/⑤
主要行等	9	5	55.6%	22,057	87.1%	25,822	24.3%
地銀	65	50	76.9%	22,958	58.7%	12,566	11.2%
第二地銀	41	9	22.0%	2,495	20.9%	849	2.9%
その他の銀行	16	2	12.5%	27,364	49.2%	49,560	26.3%
信用金庫	265	79	29.8%	6,175	31.1%	2,035	3.9%
信用組合	134	11	8.2%	355	15.7%	196	3.8%
労働金庫	13	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	543	156	28.7%	81,404	52.2%	91,028	18.1%
農漁協等	810	133	16.4%	2,001	16.0%	24	0.1%
総計	1,353	289	21.4%	83,405	49.5%	91,052	17.4%

3. インターネットバンキングに関すること

(取引時における本人認証の状況(個人向け))

業態	個人向けイン ターネットバンキ ング実施金融 機関数②	可変パスワード 導入済み金融機関数⑫	
			⑫/②
主要行等	8	8	100.0%
地銀	65	65	100.0%
第二地銀	41	41	100.0%
その他の銀行	21	17	81.0%
信用金庫	262	261	99.6%
信用組合	64	59	92.2%
労働金庫	13	13	100.0%
計	474	464	97.9%
農漁協等	808	808	100.0%
総計	1,282	1,272	99.2%

業態	導入している可変パスワードの種類(複数回答可)					
	乱数表⑬		パスワード生成機⑭		電子メール・アプリケーション⑮	
		⑬/②		⑭/②		⑮/②
主要行等	7	87.5%	5	62.5%	2	25.0%
地銀	35	53.8%	41	63.1%	29	44.6%
第二地銀	20	48.8%	26	63.4%	21	51.2%
その他の銀行	11	52.4%	8	38.1%	4	19.0%
信用金庫	245	93.5%	215	82.1%	3	1.1%
信用組合	5	7.8%	54	84.4%	29	45.3%
労働金庫	13	100.0%	13	100.0%	0	0.0%
計	336	70.9%	362	76.4%	88	18.6%
農漁協等	0	0.0%	808	100.0%	735	91.0%
総計	336	26.2%	1,170	91.3%	823	64.2%

(取引時における本人認証の状況(法人向け))

業態	法人向けインターネットバンキングが実施金融機関数③	可変パスワード導入済み金融機関数①		(可変パスワード導入未済の金融機関のうち)電子証明書導入済み金融機関数②	
			①/③		②/③
主要行等	8	6	75.0%	2	25.0%
地銀	65	64	98.5%	1	1.5%
第二地銀	41	35	85.4%	6	14.6%
その他の銀行	32	23	71.9%	6	18.8%
信用金庫	262	250	95.4%	12	4.6%
信用組合	53	40	75.5%	8	15.1%
労働金庫	13	13	100.0%	0	0.0%
計	474	431	90.9%	35	7.4%
農漁協等	700	700	100.0%	0	0.0%
総計	1,174	1,131	96.3%	35	3.0%

業態	導入している可変パスワードの種類(複数回答可)					
	乱数表①		パスワード生成機②		電子メール・アプリケーション③	
		①/③		②/③		③/③
主要行等	0	0.0%	6	75.0%	1	12.5%
地銀	16	24.6%	51	78.5%	11	16.9%
第二地銀	8	19.5%	27	65.9%	5	12.2%
その他の銀行	5	15.6%	18	56.3%	1	3.1%
信用金庫	233	88.9%	53	20.2%	3	1.1%
信用組合	3	5.7%	36	67.9%	3	5.7%
労働金庫	0	0.0%	13	100.0%	0	0.0%
計	265	55.9%	204	43.0%	24	5.1%
農漁協等	0	0.0%	700	100.0%	1	0.1%
総計	265	22.6%	904	77.0%	25	2.1%

信託会社等の新規参入状況

平成28年6月30日現在

	免 許 ・ 登 録 等 件 数											
	計	関東	近畿	北海道	東北	東海	北陸	中国	四国	九州	福岡	沖縄
信託会社	19	14	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0
運用型信託会社（免許制）	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運用型外国信託会社（免許制）（注1）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理型信託会社（登録制）	12	7	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0
管理型外国信託会社（登録制）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
同一会社集団（特定信託業者）（届出制）（注2）	22	15	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定大学技術移転事業承認事業者（承認TLO）（登録制）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自己信託	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
信託契約代理業者（登録制）	160	60	19	4	11	21	8	8	11	9	7	2
うち みなし信託契約代理業者	131	45	15	2	11	17	8	7	9	9	6	2
計	202	90	30	4	11	22	8	8	11	9	7	2

（注1） 外国信託会社は金融庁直轄

（注2） グループ企業内信託の件数は信託契約数（受託者総数は6社）

生命保険会社の平成28年3月期決算の概要

(単位: 億円、%、ポイント)

	26年3月期	27年3月期	28年3月期	前期比
基礎収益	517,405	538,364	513,583	▲ 24,781
保険料等収入	357,842	386,574	389,620	3,045
資産運用収益	94,260	98,009	73,066	▲ 24,943
基礎費用	481,953	500,129	480,240	▲ 19,888
保険金等支払金	337,800	346,939	322,600	▲ 24,339
資産運用費用	3,209	3,075	8,549	5,473
事業費	43,894	44,968	47,046	2,077
基礎利益	35,452	38,235	33,342	▲ 4,893
キャピタル損益	3,289	5,234	333	▲ 4,900
臨時損益	▲ 7,723	▲ 8,378	▲ 5,920	2,457
危険準備金繰入額	5,154	3,970	2,299	▲ 1,670
経常利益	31,018	35,091	27,755	▲ 7,336
特別損益	▲ 6,621	▲ 6,276	▲ 5,081	1,195
価格変動準備金繰入額	5,734	3,805	4,926	1,121
当期純利益(純剰余)	14,344	15,327	13,438	▲ 1,888
総資産	3,505,826	3,672,552	3,671,678	▲ 873
有価証券含み損益	244,701	411,377	508,848	97,471
公表逆ざや額	▲ 1,433	▲ 1,200	▲ 1,174	26
ソルベンシー・マージン比率	926.6	1,020.4	990.1	▲ 30.3

【参考】[個人保険+個人年金ベース]

	26年3月期	27年3月期	28年3月期	前期比
新契約高+転換純増(兆円)	74	76	77	1
解約失効高(兆円)	52	51	48	▲ 3
保有契約高(兆円)	961	961	962	0
年換算保険料(億円)				
新契約ベース	28,194	31,066	33,188	2,122
うち第三分野	5,320	5,600	6,162	561
保有契約ベース	244,471	252,229	261,953	9,724
うち第三分野	55,382	57,047	59,373	2,325

(注1) 逆ざや額 = (基礎利益上の運用収支等の利回り - 平均予定利率) × 一般勘定責任準備金

(注2) ソルベンシー・マージン比率は、全社加重平均。

(注3) 有価証券含み損益は、一般勘定の売買目的以外の有価証券等のうち時価のあるもの。

(注4) 算出会社(26年3月期: 43社、27年3月期: 42社、28年3月期、41社) ※かんぽ生命含む

損害保険会社の平成28年3月期決算の概要
(52社ベース)

(単位：億円)

	26年3月期	27年3月期	28年3月期	前期比
正味収入保険料	80,221	80,637	86,366	5,729
正味支払保険金	46,768	45,413	46,861	1,448
経常利益	4,171	7,276	8,209	933
特別損益	▲ 738	▲ 1,417	▲ 678	739
当期利益	2,111	3,739	5,777	2,038

総資産	294,778	315,794	314,822	▲ 972
-----	---------	---------	---------	-------

有価証券含み損益	45,835	65,665	51,973	▲ 13,692
----------	--------	--------	--------	----------

(単位：%、ポイント)

ソルベンシー・マージン比率	661.3	709.1	695.6	▲ 13.5
---------------	-------	-------	-------	--------

- (注1) 25年度は53社ベース。26・27年度は52社ベース。
(注2) 27年度の「有価証券含み損益」は、その他有価証券含み損益である。
(注3) ソルベンシー・マージン比率については、全社加重平均である。

資料11-2-3 生命保険会社一覧表（平成28年6月30日現在41社）

生命保険会社 38社

		会社名
(21社)	相互会社 5社	日本生命保険相互会社
		明治安田生命保険相互会社
		住友生命保険相互会社
		朝日生命保険相互会社
		富国生命保険相互会社
		第一生命保険株式会社
		三井生命保険株式会社
		太陽生命保険株式会社
		大同生命保険株式会社
		T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
		ソニー生命保険株式会社
		オリックス生命保険株式会社
		第一フロンティア生命保険株式会社
		ネオファースト生命保険株式会社
		フコクしんらい生命保険株式会社
		メディケア生命保険株式会社
		ライフネット生命保険株式会社
		楽天生命保険株式会社
		みどり生命保険株式会社
		SBI生命保険株式会社
		株式会社かんぽ生命保険
損保系子会社 (損保50%以上) (5社)	東京海上日動あんしん生命保険株式会社	
	三井住友海上あいおい生命保険株式会社	
	損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社	
	AIG富士生命保険株式会社	
	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社	
外資系 (外資50%以上) (13社)	クレディ・アグリコル生命保険株式会社	
	アリアンツ生命保険株式会社	
	マスマチュアル生命保険株式会社	
	メットライフ生命保険株式会社	
	ジブラルタ生命保険株式会社	
	プルデンシャル生命保険株式会社	
	プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社	
	アクサ生命保険株式会社	
	アクサダイレクト生命保険株式会社	
	エヌエヌ生命保険株式会社	
	マニユライフ生命保険株式会社	
	ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社	
AIG富士生命保険株式会社(再掲)		

外国生命保険会社 3社

支店形態 (3社)	カーディフ・アシュアランス・ヴィ
	アメリカンファミリーライフアシュアランスカンパニーオブコロンバス(アブラック)
	チュールヒ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド

損害保険会社 30社

	会 社 名
(20社)	東京海上日動火災保険株式会社
	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
	三井住友海上火災保険株式会社
	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
	共栄火災海上保険株式会社
	日新火災海上保険株式会社
	朝日火災海上保険株式会社
	セコム損害保険株式会社
	大同火災海上保険株式会社
	セゾン自動車火災保険株式会社
	ソニー損害保険株式会社
	三井ダイレクト損害保険株式会社
	日立キャピタル損害保険株式会社
	そんぽ24損害保険株式会社
	エイチ・エス損害保険株式会社
	アニコム損害保険株式会社
	SBI損害保険株式会社
	イーデザイン損害保険株式会社
	au損害保険株式会社
	アイベツ損害保険株式会社
外資系 (外資50%以上) (7社)	ジェイアイ傷害火災保険株式会社
	アリアンツ火災海上保険株式会社
	エース損害保険株式会社
	アクサ損害保険株式会社
	富士火災海上保険株式会社
	A I U損害保険株式会社
	アメリカンホーム医療・損害保険株式会社
生保系子会社 (生保50%以上)	明治安田損害保険株式会社
再保険専業社 (2社)	トーア再保険株式会社
	日本地震再保険株式会社

外国損害保険会社 21社

ア メ リ カ (4社)	フェデラル・インシュアランス・カンパニー
	トランスアトランティック リンシュアランス カンパニー
	アールジーイー・リンシュアランス・カンパニー
	スター・インデムニティ・アンド・ライアビリティ・カンパニー
イ ギ リ ス (3社)	ザ・ブリタニヤ・スチーム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・リミテッド
	ザ・ノース・オブ・イングランド・プロテクティング・アンド・インデムニティー・アソシエーション・リミテッド
	ザ・ユナイテッド・キングダム・ミューチュアル・スチーム・シップ・アシュアランス・アソシエーション(ヨーロッパ)リミテッド
フ ラ ン ス (2社)	コンパニー・フランセーズ・ダシュランス・プール・ル・コメルス・エクステリユール
	カーディフ・アシュアランス・リスク・ディヴェール
ス イ ス (2社)	チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
	スイス・リンシュアランス・カンパニー・リミテッド
ル ク セ ン ブ ル ク	スイス・リー・インターナショナル・エスイー
イ タ リ ア	アシキュラチオニ・ゼネラル・エス・ピー・エイ
ノ ル ウ ェ ー	アシュアランスフォアニンゲン・ガード・イエンシディグ
イ ン ド	ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド
韓 国	現代海上火災保険株式会社
ド イ ツ (3社)	エイチディーアイ・グローバル・エスイー
	ジェネラル・リンシュアランス・エイジイ
	ミュンヘナー・リュックフェルシッヘルングス・ゲゼルシャフト・アクツィエンゲゼルシャフト・イン・ミュンヘン
ベ ル ギ ー	ユーラーヘルメス・エスエー
オ ラ ン ダ	アトラディウス・クレジット・インシュアランス・エヌ・ヴィ

免許特定法人(特定損害保険業免許) 1社

イ ギ リ ス	ザ・ソサイエティー・オブ・ロイズ
---------	------------------

保険持株会社一覧表

(平成28年6月30日現在9社)

	保険持株会社名
(9社)	アニコム ホールディングス株式会社
	AIG ジャパン・ホールディングス株式会社
	損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社
	MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社
	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社
	株式会社T&Dホールディングス
	東京海上ホールディングス株式会社
	日本郵政株式会社
	プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社

生命保険会社の推移

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年6月末現在
生命保険会社	40社	40社	40社	39社	39社	38社
+ 免 許 ▲ 廃 止	※合併 +NKSJひまわり (23年10月) ▲ <u>損保ジャパンひまわり</u> ▲日本興亜 ※合併 +三井住友海上あいおい (23年10月) ▲ <u>三井住友海上きらめき</u> ▲あいおい ※合併 +ジブラルタ (24年1月) ▲ <u>ジブラルタ</u> ▲AIGエジソン ▲エイアイジー・スター +メットライフアリコ (24年2月)			※合併 +東京海上日動あんしん (26年10月) ▲ <u>東京海上日動あんしん</u> ▲東京海上日動フィナンシャル +アクサジャパンホールディング (26年10月)(注) ※合併 +アクサ (26年10月) ▲ <u>アクサジャパンホールディング</u> ▲アクサ	※合併 +オリックス (27年7月) ▲ <u>オリックス</u> ▲ハートフォード	
外国生命保険会社	4社	3社	3社	3社	3社	3社
+ 免 許 ▲ 廃 止		▲アメリカン・ライフ・インシュア ランス・カンパニー (24年5月)				
合 計	44社	43社	43社	42社	41社	41社

※合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

(注) 26年10月のアクサの合併等については、同日付(26年10月1日)で、①持株会社であるアクサジャパンホールディングに免許を付与、

②アクサジャパンホールディングを存続会社とし、アクサ生命を吸収合併、③アクサ生命への商号変更を行っている。

損害保険会社の推移

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年6月末日現在
損害保険会社	29社	30社	31社	30社	30社	30社
+ 免許 ▲ 廃止	※合併(23年5月) +あいおいニッセイ同和損害保険 ▲あいおいニッセイ同和損害保険 ▲アドリック損害保険 +アイペット (24年3月) →アイペット損害保険へ社名変更(24年3月)	+AIU損害保険 (24年10月)	+アメリカンホーム医療・損害保険 (25年11月)	※合併(26年9月) +損害保険ジャパン日本興亜 ▲損害保険ジャパン ▲日本興亜損害保険		
外国損害保険会社等 免許特定法人	24社	24社	23社	22社	22社	22社
+ 免許 ▲ 廃止	▲アシュアド・ギャランティ・ミニ シパル・コープ(23年4月) +ザ・ノース・オブ・イングランド・プ ロテクティング・アンド・インデムニ ティー・アソシエーション・リミテッド (24年1月) +スター・インデムニティ・アンド・ラ イアビリティ・カンパニー(24年3 月)		▲エイアイユー インシュアランス カンパニー(25年4月) +ザ・ユナイテッド・キングダム・ ミューチュアル・スティーム・シッ プ・アシュアランス・アソシエーショ ン(ヨーロッパ)リミテッド(26年2 月) ▲ジ・ユナイテッド・キングダム・ ミューチュアル・スティーム・シッ プ・アシュアランス・アソシエーショ ン(バミューダ)リミテッド(26年3 月)	▲アメリカン・ホーム・アシュアラン ス・カンパニー(26年4月) +ユーラーヘルメス・ヨーロッパ・エ スエー(26年6月) →ユーラーヘルメス・エスエー社名 変更(26年11月) ▲ユーラーヘルメス・ドイチュラン ト・アクティエンゲゼルシャフト(26 年7月)		
合計	53社	54社	54社	52社	52社	52社

(注) 合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

資料11-3-1 平成27事務年度における保険会社に対する金融モニタリングの実施状況

保険持株会社に対するモニタリングの実施状況

(平成28年6月30日現在)

保 険 持 株 会 社 名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
東京海上ホールディングス	27. 10. 23	28. 6. 3
MS & ADインシュアランスグループ ホールディングス	27. 10. 23	28. 6. 1
損保ジャパン日本興亜ホールディングス	27. 10. 23	28. 6. 2

(注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、深度あるモニタリングを終了することとした日。

生命保険会社に対するモニタリングの実施状況

(平成28年6月30日現在)

生 命 保 険 会 社 名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
日 本 生 命 保 険	27. 10. 23	28. 6. 7
第 一 生 命 保 険	27. 10. 23	28. 6. 10
	27. 10. 26	27. 12. 11
明 治 安 田 生 命 保 険	27. 10. 23	28. 6. 2
住 友 生 命 保 険	27. 10. 23	28. 5. 31

(注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、深度あるモニタリングを終了することとした日。

損害保険会社に対するモニタリングの実施状況

(平成28年6月30日現在)

損 害 保 険 会 社 名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
東京海上日動火災保険	27. 10. 23	28. 6. 3
三井住友海上火災保険	27. 10. 23	28. 6. 1
あいおいニッセイ同和損害保険	27. 10. 23	28. 6. 1
損害保険ジャパン日本興亜	27. 10. 23	28. 6. 2
アイペット損害保険	27. 12. 18	28. 3. 23

(注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、深度あるモニタリングを終了することとした日。

平成26事務年度における保険会社に対する金融モニタリングのうち、27事務年度にモニタリング終了となった保険会社に対する金融モニタリングの実施状況

保険持株会社に対するモニタリングの実施状況

保 険 持 株 会 社 名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
東京海上ホールディングス	26. 9. 16	27. 7. 2
MS & ADインシュアランスグループ ホールディングス	26. 9. 16	27. 7. 3
損保ジャパン日本興亜ホールディングス	26. 9. 16	27. 7. 1

(注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、深度あるモニタリングを終了することとした日。

生命保険会社に対するモニタリングの実施状況

生 命 保 険 会 社 名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
大同生命保険	26. 9. 16	27. 7. 8
メットライフ生命保険	26. 9. 16	27. 7. 7
アメリカンファミリーライフアシュアランス カンパニーオブコロンバス	26. 9. 16	27. 7. 8
マニユライフ生命保険	26. 9. 16	27. 7. 9
東京海上日動あんしん生命保険	26. 9. 16	27. 7. 2
三井住友海上あいおい生命保険	26. 9. 16	27. 7. 3
損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険	26. 9. 16	27. 7. 6
オリックス生命保険	26. 9. 16	27. 7. 6
エヌエヌ生命保険	26. 9. 16	27. 7. 1
A I G 富士生命保険	26. 9. 16	27. 7. 2

(注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、深度あるモニタリングを終了することとした日。

損害保険会社に対するモニタリングの実施状況

損 害 保 険 会 社 名	モニタリング開始日			モニタリング終了日		
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険	26.	9.	16	27.	7.	2
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険	26.	9.	16	27.	7.	3
あ い お い ニ ッ セ イ 同 和 損 害 保 険	26.	9.	16	27.	7.	3
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 日 本 興 亜	26.	9.	16	27.	7.	1
富 士 火 災 海 上 保 険	26.	9.	16	27.	7.	8
A I U 損 害 保 険	26.	9.	16	27.	7.	6
朝 日 火 災 海 上 保 険	26.	9.	16	27.	7.	6
大 同 火 災 海 上 保 険	26.	9.	16	27.	7.	6
日 新 火 災 海 上 保 険	26.	9.	16	27.	7.	8
共 栄 火 災 海 上 保 険	26.	9.	16	27.	7.	7
セ コ ム 損 害 保 険	26.	9.	16	27.	7.	7
エ ー ス 損 害 保 険	26.	9.	16	27.	7.	7

(注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、深度あるモニタリングを終了することとした日。

平成 28 年 6 月 24 日
金融庁

経済価値ベースの評価・監督手法の検討に関する フィールドテストの実施について

今般、金融庁では、全保険会社を対象に経済価値ベースの評価・監督手法の検討に関するフィールドテストを実施することとしましたので、公表します。

本件の概要は以下のとおりです。

1. 趣旨・目的

- 経済価値ベースのソルベンシー規制は、資産・負債の一体的な経済価値ベースの評価を通じ、保険会社の財務状況の的確な把握や、保険会社のリスク管理の高度化に資することから、近年、国際的に、IAIS（保険監督者国際機構）等において、その導入に向けた検討が行われています。
- 我が国においても、平成 22 年 6 月及び平成 26 年 6 月に全保険会社を対象とした経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に係るフィールドテストを実施してきたところですが、平成 27 事務年度の金融行政方針において、「国際的な議論への貢献・フォローを行いつつ、我が国におけるソルベンシー規制について具体的な検討を進めていく」と記されているように、現在も検討の途上にあります。
- こうした状況を踏まえ、今般、各保険会社において、経済価値ベースの資産及び保険負債等を計算するフィールドテストを実施することにより、各保険会社の対応状況や直近の低金利下におけるソルベンシーの状況を把握し、その過程で抽出された実務上の課題等を、国際的な議論への貢献・フォロー等の今後の検討に活かしていくこととします。

2. 概要

- 全保険会社を対象に、アンケート方式により、経済価値ベースの資産、保険負債、資本の質、各種所要資本の計算等を実際に行うことを要請し、その過程における課題等の報告を求めます。
- 計算方法、金利水準、リスク係数等の前提条件については、金融庁が提示しま

す。その際の計算方法は、IAIS で検討されている ICS（国際資本基準）と基本的に整合的なものとしますが、必ずしも我が国における方向性を示しているものではありません。

- 既に、自主的に、内部モデル等により、経済価値ベースの保険負債評価に基づくリスク管理等を行っている保険会社に対しては、当該内部モデルの実態等についてもアンケート調査を行います。
- 回答の回収後、集計を行い、全体の傾向及び把握された主な課題等について、概要を公表することとします。なお、個社の結果は公表いたしません。

3. スケジュール

平成 28 年 6 月 全保険会社に試行依頼
平成 29 年 3 月 結果概要の公表

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)

監督局保険課

(内線 3497、3343)

少額短期保険業者登録一覧

(平成28年6月30日現在:87業者)

所管財務局	登録番号	登録日	商号
北海道財務局	北海道財務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年5月30日	常口セーフティ少額短期保険株式会社
	北海道財務局長 (少額短期保険)第2号	平成28年4月26日	アイアイ少額短期保険株式会社
東北財務局	東北財務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年1月31日	日本アニマル倶楽部株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第2号	平成20年3月31日	フローラル共済株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第3号	平成20年6月5日	東日本少額短期保険株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第5号	平成25年5月15日	プリベント少額短期保険株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第6号	平成26年1月7日	ユーミーL A少額短期保険株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第7号	平成27年12月1日	ネットライフ火災少額短期保険株式会社
関東財務局	関東財務局長 (少額短期保険)第1号	平成18年10月27日	SBI少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第2号	平成18年11月29日	ペット&ファミリー少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第3号	平成19年6月21日	エクセルエイド少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第5号	平成19年10月25日	ジャパン少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第6号	平成19年11月14日	イオン少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第8号	平成19年11月22日	SBIいきいき少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第10号	平成19年12月10日	東京海上ミレア少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第11号	平成19年12月28日	株式会社アソシア
	関東財務局長 (少額短期保険)第12号	平成20年2月4日	株式会社宅建ファミリー共済
	関東財務局長 (少額短期保険)第14号	平成20年2月5日	ぜんち共済株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第15号	平成20年3月17日	アスモ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第16号	平成20年3月17日	株式会社全管協共済会
	関東財務局長 (少額短期保険)第17号	平成20年3月19日	さくら少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第18号	平成20年3月19日	株式会社メモリード・ライフ
	関東財務局長 (少額短期保険)第19号	平成20年3月19日	N P少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第21号	平成20年3月21日	富士少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第22号	平成20年3月21日	Aライフ株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第23号	平成20年3月25日	エース賃貸少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第24号	平成20年3月26日	ペットメディカルサポート株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第25号	平成20年3月31日	もつとぎゅつと少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第26号	平成20年3月31日	あすか少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第27号	平成20年3月31日	エヌシーシー少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第28号	平成20年5月20日	A B C少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第29号	平成20年5月29日	特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい
	関東財務局長 (少額短期保険)第30号	平成20年5月30日	ジック少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第31号	平成20年5月30日	株式会社クローバー少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第33号	平成20年6月30日	ユニバーサル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第34号	平成20年7月10日	株式会社住宅保障共済会

所管財務局	登録番号	登録日	商号
関東財務局	関東財務局長 (少額短期保険)第35号	平成20年8月29日	ヒューマンライフ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第36号	平成20年8月29日	プレミアム少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第37号	平成20年9月1日	旭化成ホームズ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第38号	平成20年9月24日	テラ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第39号	平成20年9月24日	まごころ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第40号	平成20年10月22日	日本共済株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第41号	平成20年10月31日	共生ネット少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第43号	平成20年12月10日	株式会社賃貸少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第44号	平成20年12月12日	JMM少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第46号	平成21年1月20日	e-Net少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第47号	平成21年1月23日	アイアル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第49号	平成21年2月16日	ベッツベスト少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第50号	平成21年3月16日	株式会社サン・ライフ・ファミリー
	関東財務局長 (少額短期保険)第51号	平成21年3月24日	株式会社ビバビーダメディカルライフ
	関東財務局長 (少額短期保険)第52号	平成21年3月24日	あんしんネット少額短期株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第53号	平成21年4月20日	日本費用補償少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第55号	平成21年12月21日	株式会社F I S
	関東財務局長 (少額短期保険)第56号	平成23年3月14日	エイチ・エスライフ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第57号	平成23年6月20日	チケットガード少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第59号	平成23年6月28日	セント・プラス少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第60号	平成24年3月27日	ワーカーズ・コレクティブ共済株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第61号	平成24年12月20日	ガーデン少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第62号	平成25年4月18日	ウイズネット少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第63号	平成25年5月29日	ライフサポートジャパン少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第64号	平成25年10月22日	株式会社エボス少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第65号	平成26年2月20日	トライアングル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第66号	平成26年9月18日	少額短期保険ハウスガード株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第67号	平成27年3月26日	全日ラビー少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第68号	平成27年5月13日	セキスイハイム不動産少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第69号	平成28年3月14日	住まいぷらす少額短期保険株式会社
関東財務局長 (少額短期保険)第70号	平成28年4月1日	健康年齢少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第71号	平成28年4月21日	マスト少額短期保険株式会社	
東海財務局	東海財務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年6月16日	株式会社学校安全共済会
近畿財務局	近畿財務局長 (少額短期保険)第1号	平成19年7月25日	アクア少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第2号	平成19年12月12日	エイ・ワン少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第3号	平成20年2月25日	日本少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第5号	平成20年11月13日	株式会社SANKO少額短期保険
	近畿財務局長 (少額短期保険)第6号	平成20年11月28日	セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社

所管財務局	登録番号	登録日	商号
近畿財務局	近畿財務局長 (少額短期保険)第7号	平成22年10月18日	エタニティ少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第8号	平成24年6月1日	エスエスアイ富士菱株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第10号	平成26年3月24日	東京海上ウエスト少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第11号	平成26年6月20日	みらい少額短期保険株式会社
中国財務局	中国財務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年3月27日	エス・シー少額短期保険株式会社
	中国財務局長 (少額短期保険)第2号	平成20年7月14日	株式会社FPC
四国財務局	四国財務局長 (少額短期保険)第1号	平成21年9月2日	あおい少額短期保険株式会社
	四国財務局長 (少額短期保険)第2号	平成26年5月14日	あんしんペット少額短期保険株式会社
福岡財務支局	福岡財務支局長 (少額短期保険)第1号	平成20年3月31日	ベル少額短期保険株式会社
	福岡財務支局長 (少額短期保険)第2号	平成20年5月30日	フェニックス少額短期保険株式会社
	福岡財務支局長 (少額短期保険)第3号	平成26年7月16日	イーペット少額短期保険株式会社
	福岡財務支局長 (少額短期保険)第5号	平成27年3月4日	日本ワイド少額短期保険株式会社
沖縄総合事務局	沖縄総合事務局 (少額短期保険)第1号	平成20年5月30日	レキオス少額短期保険株式会社

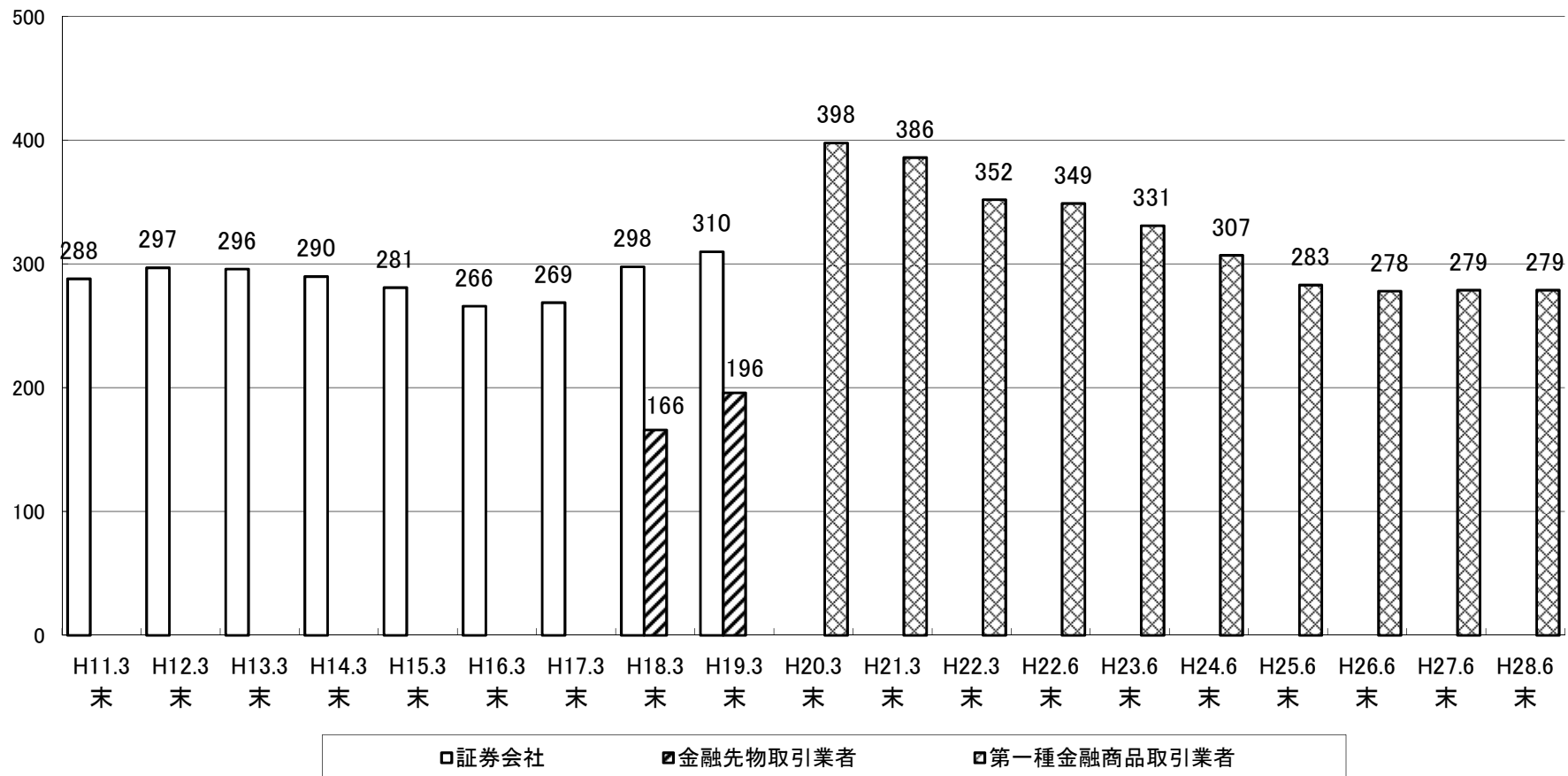
認可特定保険業者一覧
(財務局等所管分)

(平成28年6月30日現在:7法人)

所管財務局等	認可日	名称
関東財務局	H24.1.27	一般社団法人 セキュリティーパートナーズ
	H24.12.21	一般社団法人 全国保険医休業保障共済会
	H25.10.21	一般社団法人 あんしん認可特定保険
	H25.12.12	一般社団法人 ぜんかれん共済会
	H25.12.12	一般社団法人 JMC厚生会
近畿財務局	H24.6.25	一般社団法人 兵庫県知的障害者施設利用者互助会
東海財務局	H24.5.24	一般社団法人 三重ふれあい互助会

金融商品取引業者(第一種金融商品取引業)数の推移

(業者数)



注:平成19年3月末までの数値は証券会社と改正金融先物取引法における金融先物取引業者の数。

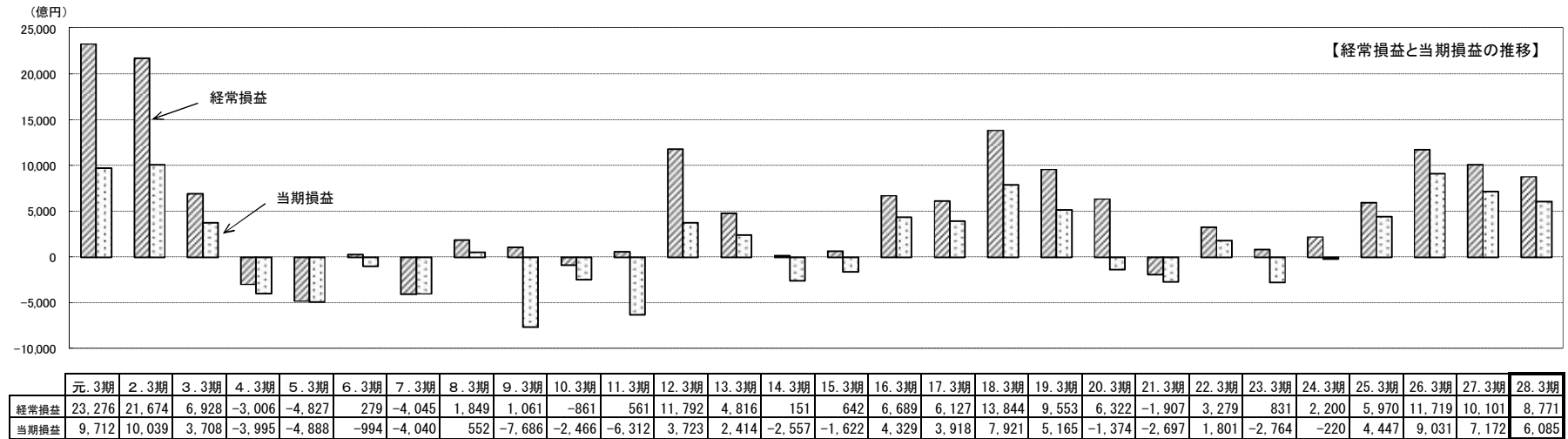
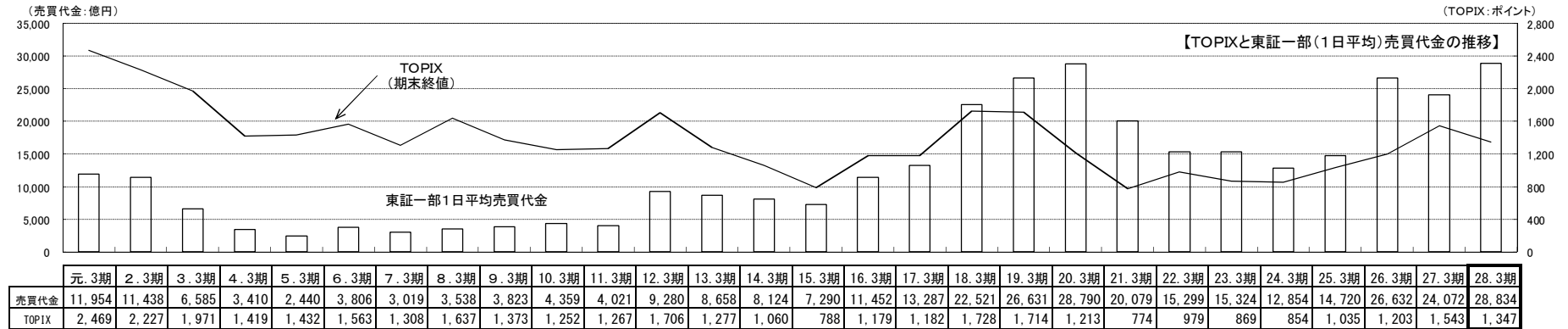
国内証券会社の平成27年度決算概況

(単位:億円)

	平成27年度 (A)	平成26年度 (B)	(A)/(B)
会 社 数	233社	236社	—
営 業 収 益	39,655	40,929	97%
受 入 手 数 料	22,506	22,505	100%
委 託 手 数 料	6,816	6,820	100%
引 受 け ・ 売 出 し 手 数 料	1,765	1,616	109%
募 集 ・ 売 出 し の 取 扱 手 数 料	3,458	4,653	74%
ト レーディング 損 益	10,907	12,351	88%
金 融 収 益	5,774	5,603	103%
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費	27,622	27,724	100%
取 引 関 係 費	7,361	7,117	103%
人 件 費	10,181	10,980	93%
経 常 損 益	8,771	10,101	87%
当 期 損 益	6,085	7,172	85%

(注)日本証券業協会調べ。

株式市況と証券会社の損益の推移



(注) 1. 日本証券業協会調べ。国内証券会社の合計。
 2. 元年3月期は、決算期の変更に伴う半期決算のため、グラフでは実績を2倍した。

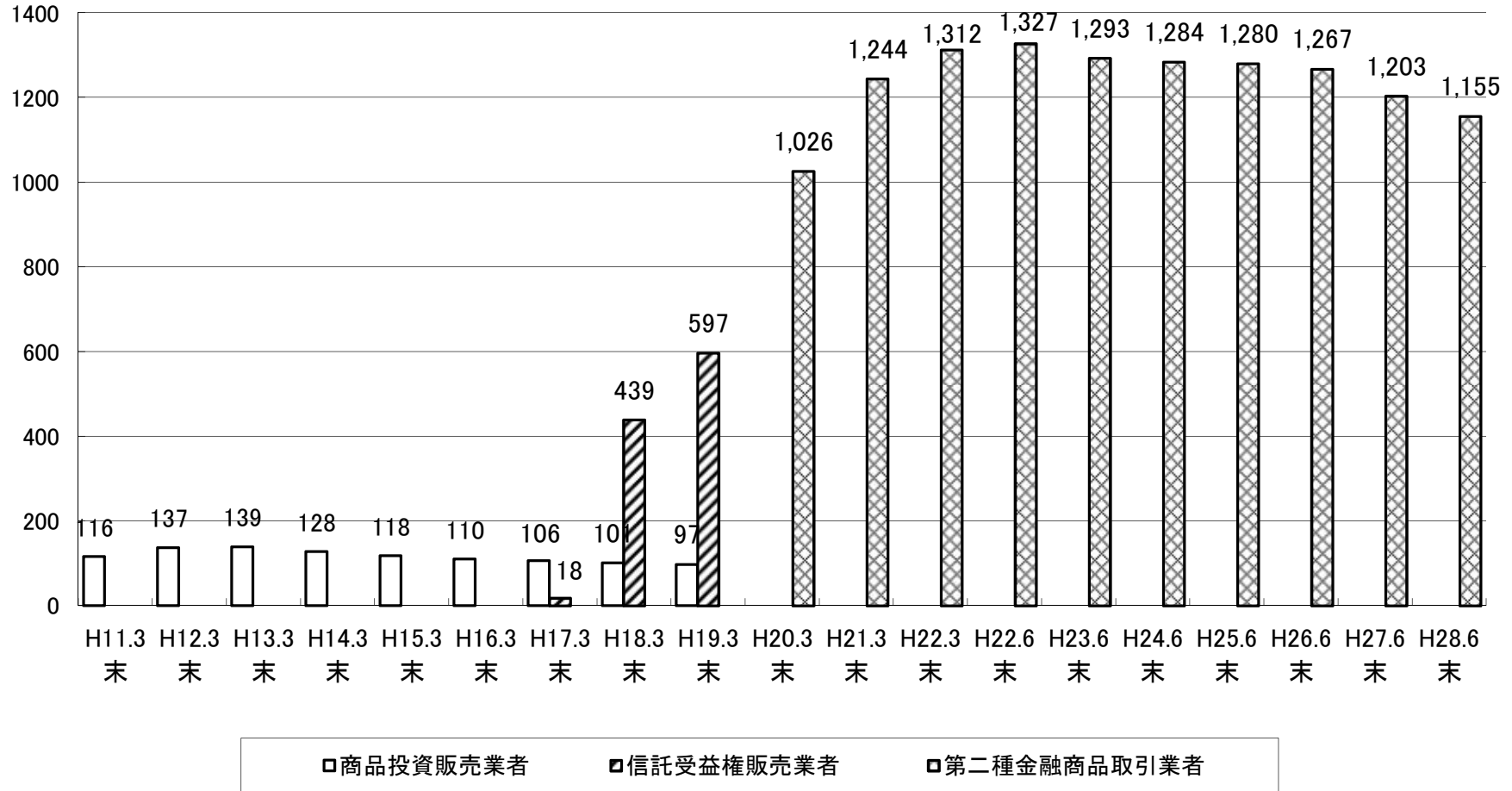
投資者保護基金の概要

名称	日本投資者保護基金
会員数	<p>会員証券会社数（平成28年6月30日現在）</p> <p>国内証券会社 240社 外国証券会社 11社 計 251社</p>
役員	理事長 増井喜一郎
基金規模	平成28年3月31日現在 約569億円
補償実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南証券の破産に伴うもの（H12.3）－ 補償額 約59億円（うち破産管財人からの返還額 約24億円） ・ ミナミ・ハイイールドボンド補償金請求訴訟敗訴に伴うもの（H19.6）－ 補償額 約2億円 （H19.10）－ 補償額 約0.6億円 ・ 丸大証券に対する登録取消処分及び破産に伴うもの（H24.3）－ 補償額 約1.7億円
参考	国内系の日本投資者保護基金と外資系の証券投資者保護基金が平成14年7月1日に統合したことに伴い、現在、金融商品取引法に定める投資者保護基金は、日本投資者保護基金のみである。

資料12-4-1

(業者数)

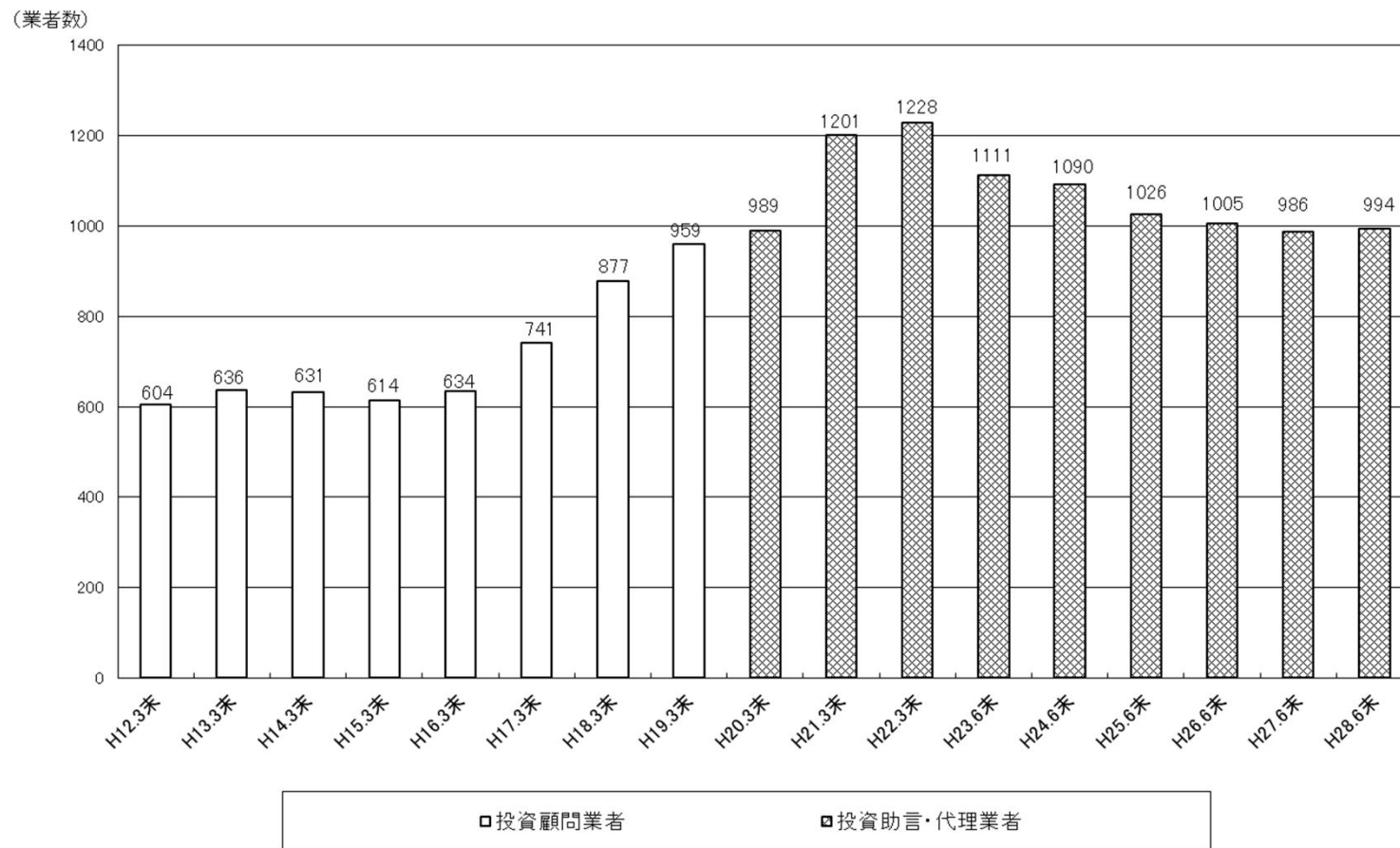
金融商品取引業者(第二種金融商品取引業)数の推移



注:平成19年3月末までの数値は商品投資販売業者と信託受益権販売業者の数。

資料12-5-1

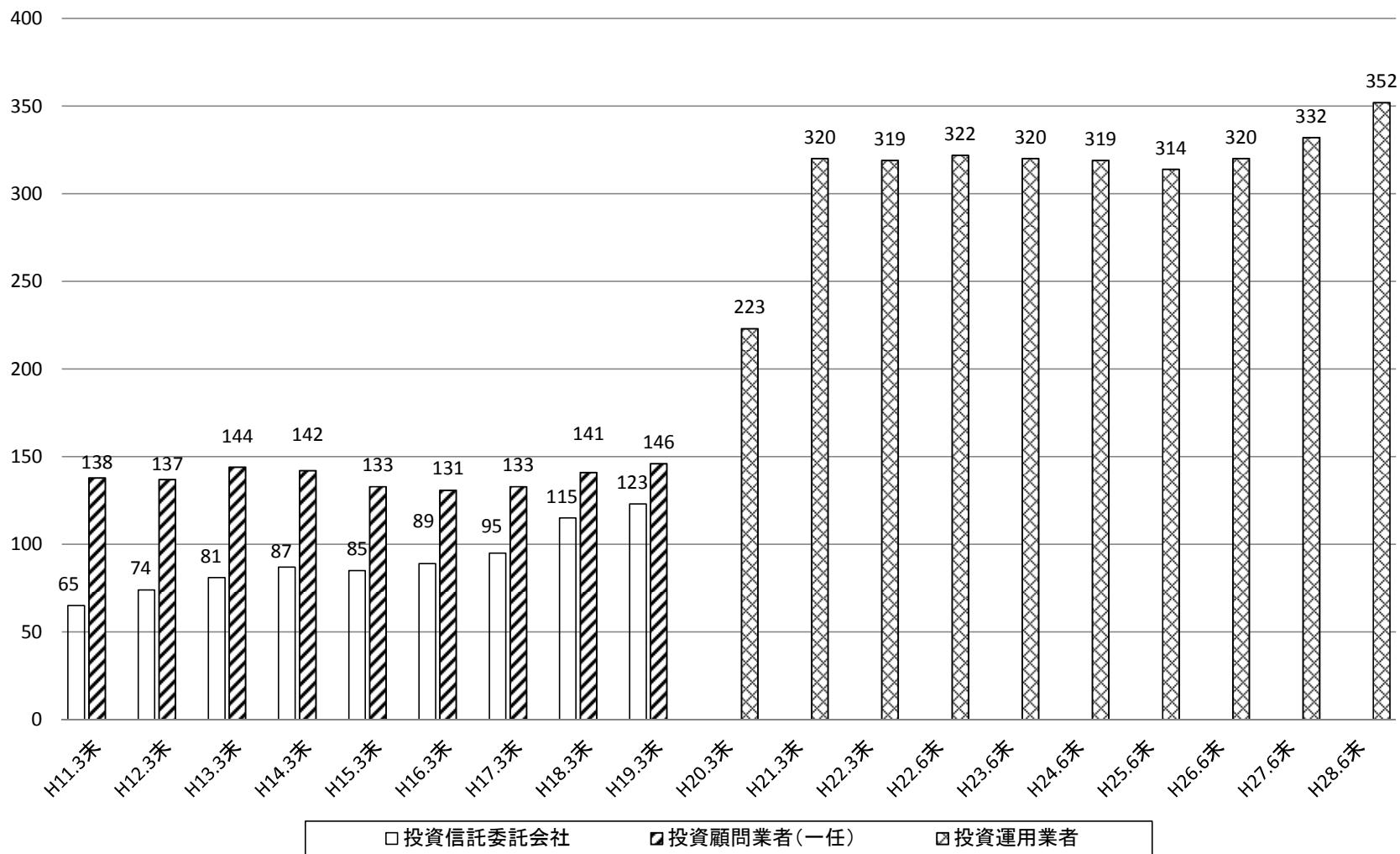
金融商品取引業者(投資助言・代理業)数の推移



注:平成19年3月末までの数値は助言業のみを行う投資顧問業者の数。

金融商品取引業者(投資運用業)数の推移

(業者数)



投資法人の新規上場について

	投資法人名	上場日	資産運用会社
1	ジャパン・シニアリビング投資法人	H27. 7. 29	ジャパン・シニアリビング・パートナーズ株式会社
2	野村不動産マスターファンド投資法人	H27. 10. 2	野村不動産投資顧問株式会社
3	いちごホテルリート投資法人	H27. 11. 3	いちご不動産投資顧問株式会社
4	ラサールロジポート投資法人	H28. 2. 17	ラサールREITアドバイザーズ株式会社
5	スターアジア不動産投資法人	H28. 4. 20	スターアジア投資顧問株式会社
6	タカラレーベン・インフラ投資法人	H28. 6. 2	タカラアセットマネジメント株式会社

投資信託の純資産総額の推移

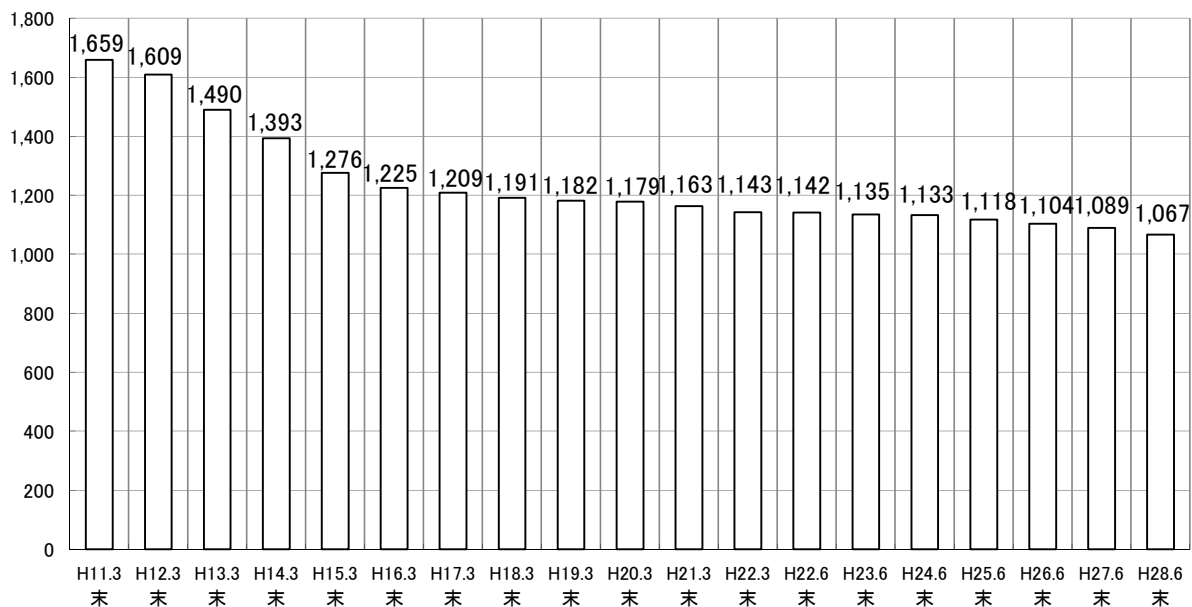
(単位:億円)

年(月)末	株式投信		公社債投信			合 計	
		うち私募投信		うち私募投信	うちMMF		うち私募投信
昭和 40年	9,082	—	2,275	—	—	11,357	—
45年	6,551	—	6,033	—	—	12,584	—
50年	19,345	—	14,280	—	—	33,625	—
55年	40,293	—	20,226	—	—	60,519	—
56年	40,063	—	32,231	—	—	72,294	—
57年	47,818	—	45,458	—	—	93,276	—
58年	61,513	—	79,372	—	—	140,885	—
59年	80,127	—	102,851	—	—	182,978	—
60年	103,787	—	95,936	—	—	199,722	—
61年	191,183	—	129,570	—	—	320,753	—
62年	306,143	—	123,001	—	—	429,144	—
63年	392,525	—	136,448	—	—	528,973	—
平成 元年	455,494	—	130,999	—	—	586,493	—
2年	350,722	—	109,218	—	—	459,940	—
3年	285,624	—	135,001	—	—	414,738	—
4年	211,031	—	221,975	—	54,137	433,006	—
5年	195,475	—	311,900	—	110,781	507,375	—
6年	174,515	—	259,568	—	91,731	434,083	—
7年	146,817	—	332,755	—	120,018	479,572	—
8年	127,798	—	358,883	—	142,191	486,681	—
9年	99,866	—	306,630	—	115,631	406,495	—
10年	114,961	—	312,432	—	142,799	427,393	—
11年	169,372	12,408	359,604	3,032	167,908	528,978	15,440
12年	177,962	31,856	352,960	5,073	109,710	530,922	36,929
13年	199,458	50,403	314,417	10,664	77,228	513,875	61,067
14年	228,422	64,693	205,551	9,119	55,215	433,973	73,812
15年	307,282	93,889	170,918	9,955	43,502	478,200	103,844
16年	420,817	146,464	145,113	9,498	36,062	565,930	155,962
17年	655,529	247,239	154,378	9,190	30,202	809,907	256,429
18年	878,447	321,869	140,700	8,002	26,931	1,019,147	329,871
19年	1,021,912	354,068	136,001	6,239	29,171	1,157,913	360,307
20年	658,101	249,679	118,922	5,879	26,128	777,023	255,558
21年	792,200	289,763	119,029	6,914	24,561	911,229	296,677
22年	823,766	299,120	119,701	7,145	22,295	943,467	306,265
23年	746,999	279,380	111,702	6,047	20,289	858,701	285,427
24年	842,117	312,977	116,706	5,208	18,470	958,823	318,185
25年	1,046,462	396,188	172,901	7,943	19,259	1,219,363	404,131
26年	1,222,836	451,882	180,916	16,825	19,758	1,403,752	468,707
27年	1,411,086	593,704	186,214	26,034	16,428	1,597,300	619,738
28年1月	1,369,281	586,153	178,378	26,244	16,206	1,547,659	612,397
2月	1,326,916	581,636	169,303	25,986	13,915	1,496,219	607,622
3月	1,393,925	608,213	166,440	27,864	12,763	1,560,365	636,077
4月	1,384,112	610,237	163,218	29,779	10,811	1,547,330	640,016
5月	1,406,735	624,691	162,611	32,691	10,391	1,569,346	657,383
6月	1,368,531	627,127	153,870	34,645	9,474	1,522,401	661,773

出典:(社)投資信託協会公表資料

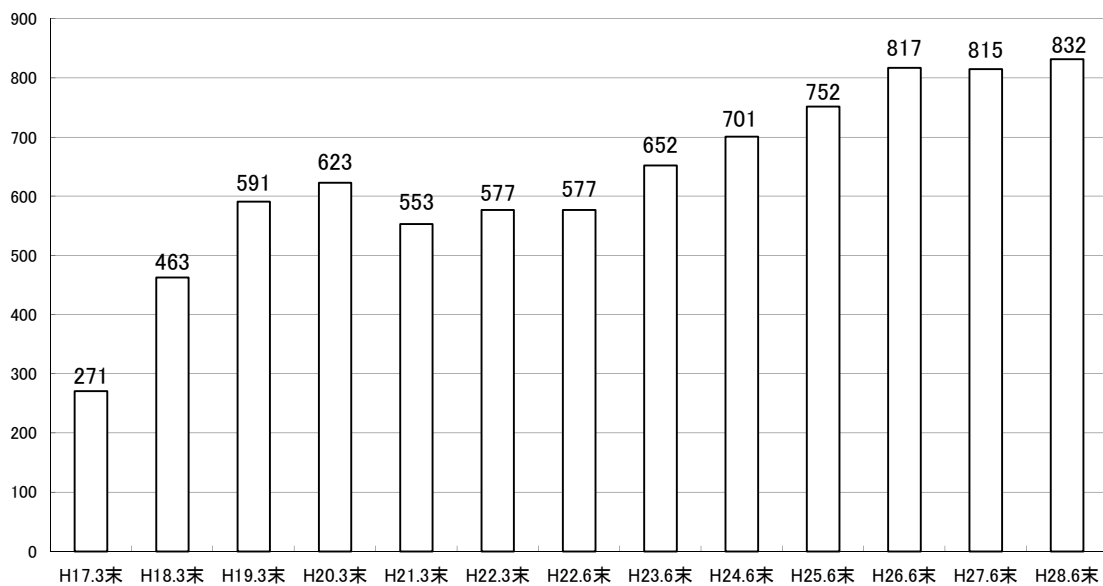
(業者数)

登録金融機関数の推移



金融商品仲介業者数の推移

(業者数)



注:平成19年3月末までは証券仲介業者の数。

取引所取引許可業者一覧

(国内に拠点を有しない外国証券業者で、金融商品取引法第60条第1項に基づく許可を受けて、国内の金融商品取引所における取引を業として行うことができる者)

平成28年6月30日現在

【全業者数：1】

所管	許可年月日	許可業者名	本店所在地
金融庁	平成27年5月1日	サスケハナ・ホンコン・リミテッド	香港特別行政区、セントラルガーデンロード3、チャンピオン・タワー、25階ユニット2506-8

信用格付業者登録一覧

(平成28年6月末現在 7社)

登録番号	登録年月日	業者名	本店所在地
金融庁長官(格付)第1号	平成22年9月30日	株式会社日本格付研究所	東京都中央区銀座五丁目15番8号時事通信ビル
金融庁長官(格付)第2号	平成22年9月30日	ムーディーズ・ジャパン株式会社	東京都港区愛宕二丁目5番1号愛宕グリーンヒルズMORIタワー20階
金融庁長官(格付)第3号	平成22年9月30日	ムーディーズSFジャパン株式会社	東京都港区愛宕二丁目5番1号愛宕グリーンヒルズMORIタワー20階
金融庁長官(格付)第5号	平成22年9月30日	スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号丸の内北口ビル
金融庁長官(格付)第6号	平成22年9月30日	株式会社格付投資情報センター	東京都中央区日本橋一丁目4番1号
金融庁長官(格付)第7号	平成22年12月17日	フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社	東京都千代田区麹町四丁目8番地麹町クリスタルシティ東館3階
金融庁長官(格付)第8号	平成24年1月31日	日本スタンダード&プアーズ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号丸の内北口ビル

貸金業務取扱主任者資格試験実施状況

(単位：人)

	平成21年度				平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	合 計
	第1回試験 (平成21年8月30日実施)	第2回試験 (平成21年11月22日実施)	第3回試験 (平成21年12月20日実施)	第4回試験 (平成22年2月28日実施)	第5回試験 (平成22年11月21日実施)	第6回試験 (平成23年11月20日実施)	第7回試験 (平成24年11月18日実施)	第8回試験 (平成25年11月17日実施)	第9回試験 (平成26年11月16日実施)	第10回試験 (平成27年11月15日実施)	
受験申込者数	46,306	17,780	16,254	9,908	13,547	12,300	11,520	11,021	11,549	11,585	161,770
受験者数	44,708	16,597	12,101	8,867	12,081	10,966	10,088	9,571	10,169	10,186	145,334
合格者数	31,340	10,818	7,919	5,474	3,979	2,393	2,599	2,688	2,493	3,178	72,881
合格率(%)	70.1	65.2	65.4	61.7	32.9	21.8	25.8	28.1	24.5	31.2	50.1
合格基準点	30	30	33	31	30	27	29	30	30	31	

確定拠出年金運営管理機関登録数の推移

	会社数					
	うち銀行	うち協同組織金融機関 (※)	うち保険会社	うち証券会社	その他	
2008年6月末	258	75	147	12	5	19
2009年6月末	200	75	89	12	5	19
2010年6月末	198	75	87	12	5	19
2011年6月末	198	75	87	12	5	19
2012年6月末	196	73	86	12	6	19
2013年6月末	197	73	85	12	6	21
2014年6月末	198	73	83	12	7	23
2015年6月末	198	74	83	11	7	23
2016年6月末	198	75	83	11	7	22

※信用金庫、信用組合、労働金庫、農協等

資料13-9-1

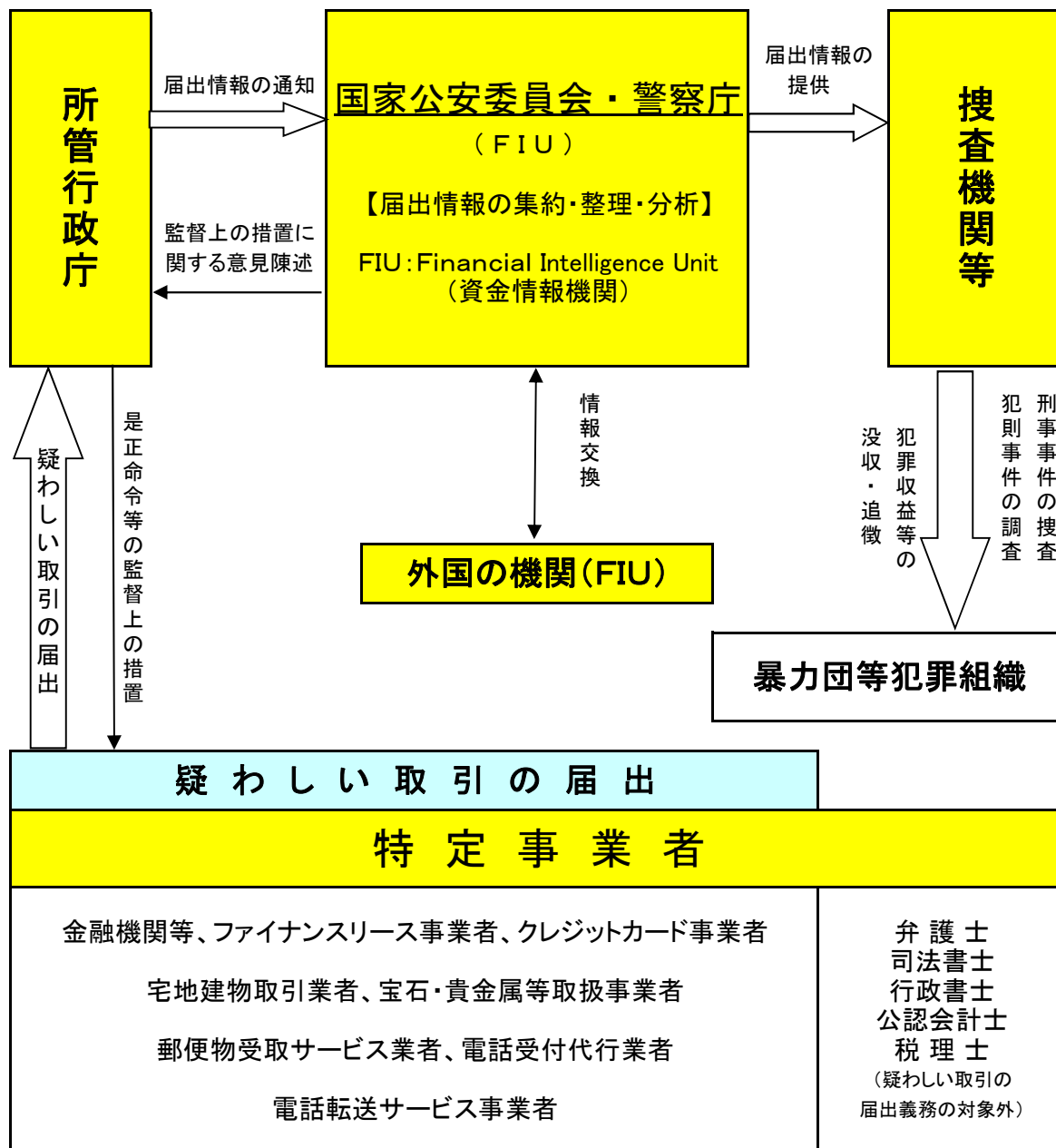
平成27事務年度における独立行政法人に対する金融モニタリングの実施状況

(平成28年6月30日現在)

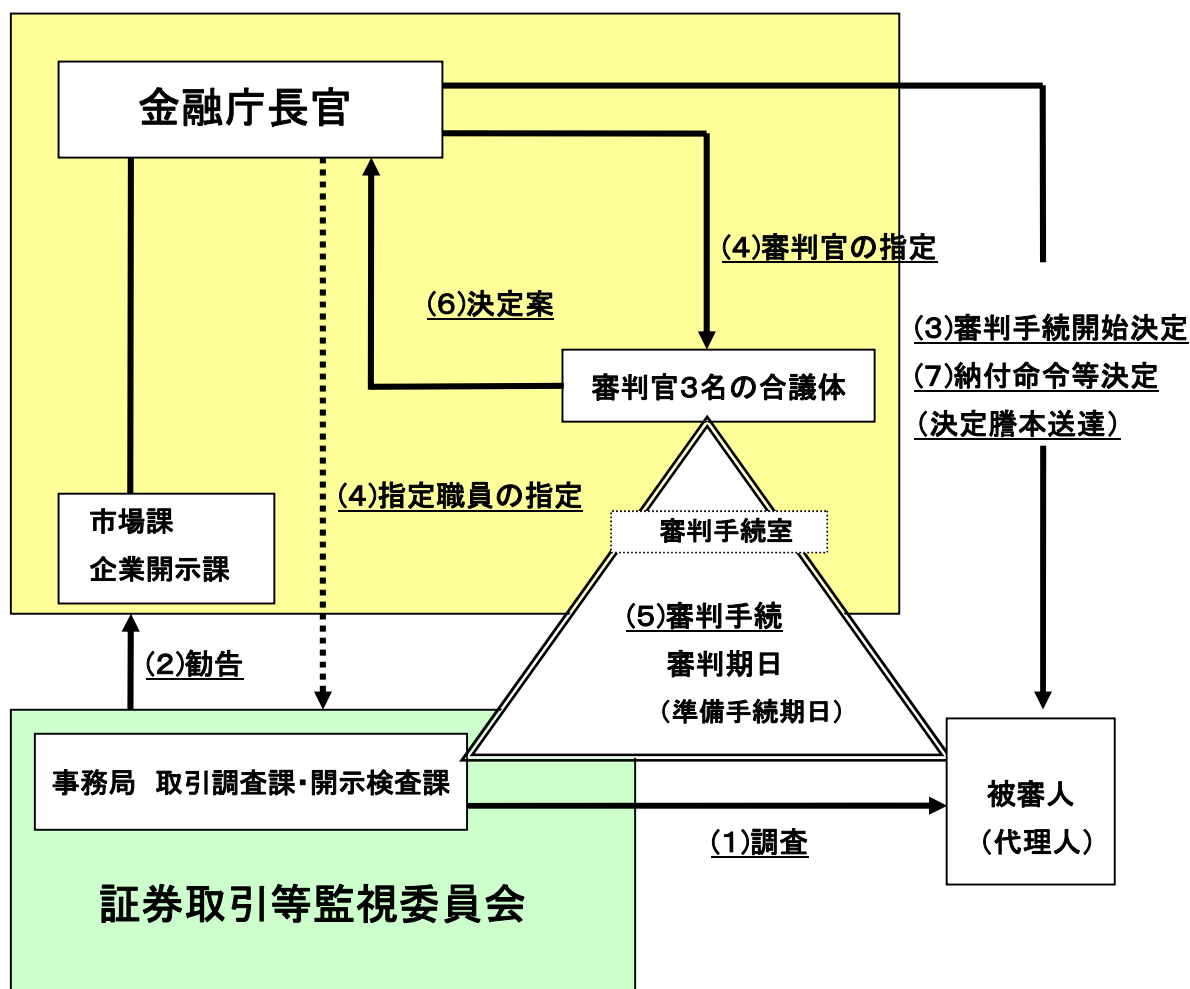
独立行政法人名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
中小企業基盤整備機構	28. 2. 5	28. 4. 26
福祉医療機構	28. 4. 18	—

(注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、深度あるモニタリングを終了することとした日。

疑わしい取引の届出制度の概念図



調査から課徴金納付命令までの流れ

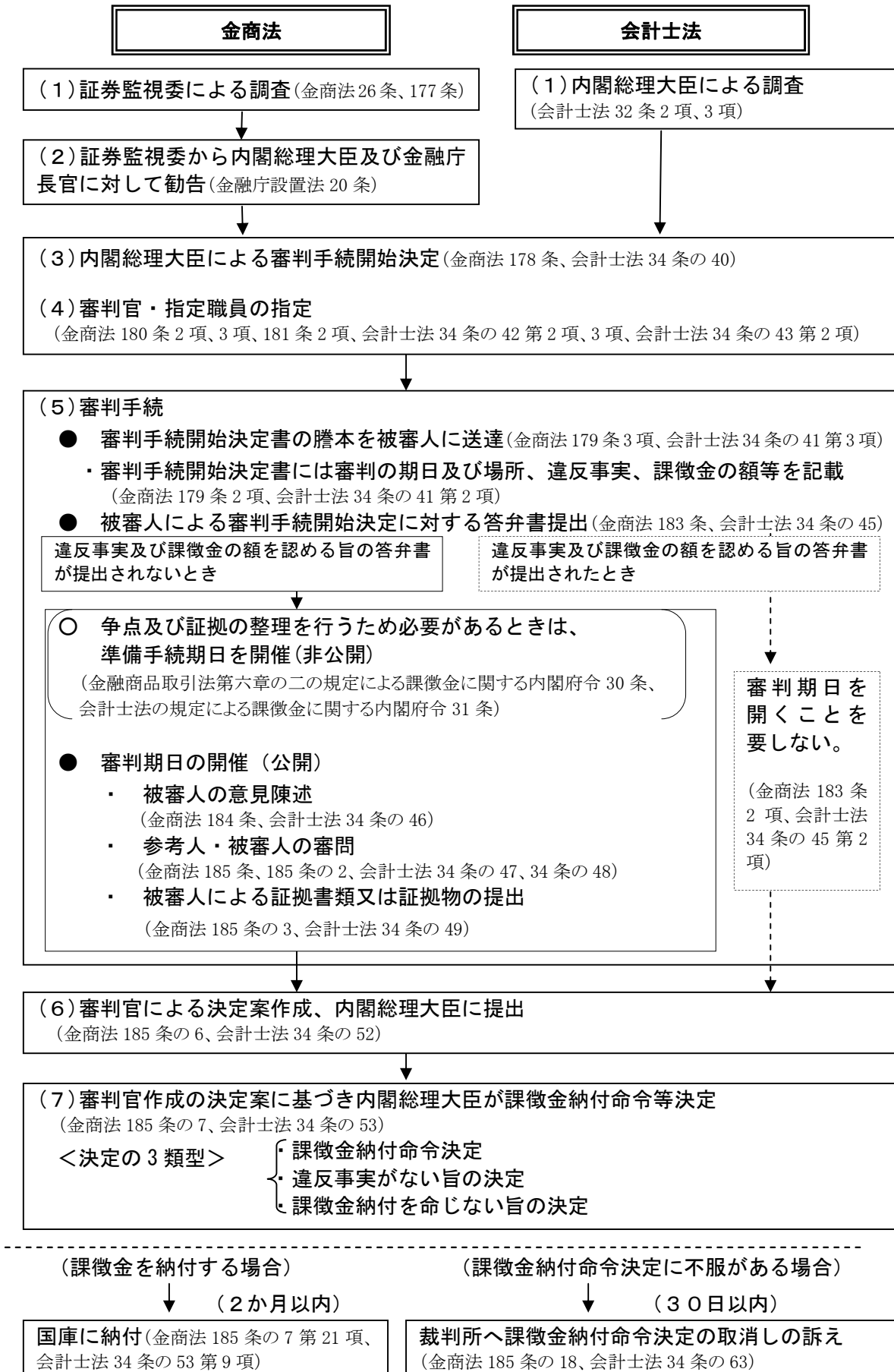


(注) 指定職員は、審判手続で違反事実等の存在を主張・立証する者として金融庁長官により職員の中から指定され、準備書面の提出や証拠の申出等を行います。

※ 公認会計士法違反及び金融商品取引法違反の一部については、企業開示課が必要な調査を行い、証券取引等監視委員会による調査・勧告は行われません（この場合の指定職員は、金融庁職員から指定されます。）。

※ 番号は、次の「課徴金制度に係る手続等の流れ」の番号に対応します。

課徴金制度に係る手続等の流れ



※内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任されている (金商法 194 条の 7、会計士法 49 条の 4)
 ※金商法は金融商品取引法、会計士法は公認会計士法の略

課徴金納付命令の実績

(平成27事務年度)

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
1	㈱アゴラ・ホスピタリティー・グループに係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成27年度第5号)	事業取得に当たり、当該事業に係る資産を適切に時価評価せず、たな卸資産を過大に計上するなどしたことにより、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づき募集により有価証券を取得させた。	㈱アゴラ・ホスピタリティー・グループ	平成27年6月19日	平成27年7月30日	1億3791万円
2	㈱栄電子株式会社ほか1銘柄に係る相場操縦 (平成27年度第6号)	㈱栄電子株式会社ほか1銘柄につき、その売買を誘引する目的をもって、各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における各株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	平成27年6月26日 (勧告) 平成27年6月30日 (開始決定)	平成27年7月30日	4688万円
3	㈱滋賀銀行株式会社ほか4銘柄に係る相場操縦 (平成27年度第7号)	㈱滋賀銀行株式会社ほか4銘柄につき、私設取引システムを利用した株式の売買を誘引する目的をもって、各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、東証市場における各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	個人	平成27年6月26日 (勧告) 平成27年6月30日 (開始決定)	平成27年7月30日	128万円
4	㈱高田工業所株式に係る相場操縦 (平成26年度第35号)	㈱高田工業所株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	平成27年2月27日 (勧告) 平成27年3月2日 (開始決定)	平成27年8月6日	739万円
5	公開買付者との契約締結交渉者の役員からの情報受領者による㈱トーマンエレクトロニクス株式に係る内部者取引(1) (平成27年度第9号)	公開買付け等事実(豊田通商㈱が、㈱トーマンエレクトロニクス株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと)について株式売買契約の締結の交渉をしていた者から伝達を受け、自己の計算において、㈱トーマンエレクトロニクス株式を当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成27年7月28日 (勧告) 平成27年7月31日 (開始決定)	平成27年8月27日	99万円
6	公開買付者との契約締結交渉者の役員からの情報受領者による㈱トーマンエレクトロニクス株式に係る内部者取引(2) (平成27年度第10号)	公開買付け等事実(豊田通商㈱が、㈱トーマンエレクトロニクス株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと)について株式売買契約の締結の交渉をしていた者から伝達を受け、自己の計算において、㈱トーマンエレクトロニクス株式を当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成27年7月28日 (勧告) 平成27年7月31日 (開始決定)	平成27年8月27日	459万円
7	㈱C&Gシステムズ株式会社ほか1銘柄に係る相場操縦 (平成27年度第11号)	㈱C&Gシステムズ株式会社ほか1銘柄につき、その売買を誘引する目的をもって、各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	個人	平成27年8月4日	平成27年8月27日	382万5千円
8	㈱極楽湯との契約締結交渉者の役員による内部者取引 (平成27年度第8号)	重要事実(㈱極楽湯が被審人が役員として勤務する会社と業務上の提携を行うことについての決定をしたこと)について、当該業務提携契約の締結の交渉に関し知りながら、自己の計算において、㈱極楽湯株式を当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成27年6月19日 (勧告) 平成27年7月31日 (開始決定)	平成27年10月8日	92万円
9	バイオニア㈱社員による内部者取引 (平成27年度第12号)	重要事実(バイオニア㈱がオンキヨー㈱と業務上の提携を行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し、知りながら、自己の計算において、バイオニア㈱株式を当該事実の公表前に買い付けるなどした。	個人	平成27年9月8日 (勧告) 平成27年9月10日 (開始決定)	平成27年10月8日	96万円
10	㈱ヤマザキ株式に係る相場操縦 (平成27年度第14号)	㈱ヤマザキ株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	平成27年9月18日 (勧告) 平成27年9月28日 (開始決定)	平成27年10月23日	71万円
11	スカイマーク㈱元役員による内部者取引 (平成27年度第15号)	重要事実(スカイマークが航空機購入契約に基づく前払い金をエアバス社に支払わなかったことに対して、エアバス社が発出した契約解除の前提となる催告書がスカイマークに到着したことで、契約解除がほぼ確実になったこと)について、職務に関し知り、自己の計算において、スカイマーク㈱株式を当該事実の公表前に売り付けた。	個人	平成27年10月9日 (勧告) 平成27年10月15日 (開始決定)	平成27年11月12日	238万円
12	ジャパンベストレスキューシステム㈱に係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成27年度第16号)	完了していない案件について売上を前倒し計上したり、受注していない案件について架空の売上を計上することにより売上を過大に計上したことなどにより、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づき募集により有価証券を取得させた。	ジャパンベストレスキューシステム㈱	平成27年10月16日	平成27年11月12日	1億6509万円
13	㈱東邦銀行株式に係る相場操縦 (平成27年度第18号)	㈱東邦銀行株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	平成27年10月23日 (勧告) 平成27年10月30日 (開始決定)	平成27年11月26日	1517万円

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
14	公開買付者の親会社との契約締結者の社員からの情報受領者による㈱ウェブクルー株式に係る内部者取引 (平成27年度第19号)	公開買付け等事実(㈱ニュートン・フィナンシャル・コンサルティングの業務執行を決定する機関が、㈱ウェブクルーの株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと)の伝達を受けながら、自己の計算において、㈱ウェブクルー株式を当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成27年10月23日 (勧告) 平成27年10月30日 (開始決定)	平成27年11月26日	51万円
15	公開買付者の親会社との契約締結者の社員による公開買付けの実施の事実に係る伝達 (平成27年度第20号)	公開買付け等事実(㈱ニュートン・フィナンシャル・コンサルティングの業務執行を決定する機関が、㈱ウェブクルーの株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと)について、契約の履行に関し知り、当該事実の公表前に、㈱ウェブクルー株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、伝達した。	個人	平成27年10月23日 (勧告) 平成27年10月30日 (開始決定)	平成27年11月26日	25万円
16	㈱アールテック・ウエノとの契約締結者の職員による内部者取引 (平成27年度第21号)	重要事実(㈱アールテック・ウエノが網膜色素変性に対するウノプロストン(開発コードUF-021)点眼液の第3相臨床試験を中止することについて決定したこと)について、契約の履行に関し知り、自己の計算において、㈱アールテック・ウエノ株式を当該事実の公表前に売り付けた。	個人	平成27年11月25日 (勧告) 平成27年12月1日 (開始決定)	平成27年12月24日	60万円
17	㈱東芝に係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成27年度第22号)	一部の工事進行基準適用案件において、工事損失引当金の過少計上及び売上の過大計上を行ったほか、映像事業、パソコン事業及び半導体事業等の一部において、売上原価の過少計上、費用の過少計上などを行い、これらの結果、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出し、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた。	㈱東芝	平成27年12月7日	平成27年12月24日	73億7350万円
18	住友商事㈱との契約締結交渉者からの情報受領者による内部者取引 (1) (平成27年度第25号)	重要事実(住友商事㈱が出資した米国タイトオイル開発プロジェクトに関し、投下資金の回収が見込めず、住友商事の平成27年3月期第2四半期決算において約1700億円の減損損失を計上しなければならないことが確実になったこと)について、住友商事㈱の契約締結交渉者から伝達を受け、自己の計算において、住友商事㈱株式を当該事実の公表前に売り付けた。	個人	平成27年12月22日	平成28年1月21日	892万円
19	住友商事㈱との契約締結交渉者からの情報受領者による内部者取引 (2) (平成27年度第26号)	重要事実(住友商事㈱が出資した米国タイトオイル開発プロジェクトに関し、投下資金の回収が見込めず、住友商事の平成27年3月期第2四半期決算において約1700億円の減損損失を計上しなければならないことが確実になったことなど)について、住友商事㈱の契約締結交渉者から伝達を受け、自己の計算において、住友商事㈱株式を当該事実の公表前に売り付けた。	個人	平成27年12月22日	平成28年1月21日	50万円
20	新日本有限責任監査法人による財務書類の虚偽証明 (平成27年度(か)第1号)	㈱東芝の財務書類の監査を実施したところ、被審人の監査証明に係る業務を執行する社員が、相当の注意を怠ったことにより、㈱東芝の重大な虚偽のある財務書類に対して、無限定適正意見を表明し、重大な虚偽のないものとして証明した。	新日本有限責任 監査法人	平成27年12月22日	平成28年1月22日	21億1100万円
21	Mipox㈱株式に係る相場操縦 (平成27年度第27号)	Mipox㈱株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	個人	平成28年2月2日 (勧告) 平成28年2月3日 (開始決定)	平成28年3月3日	58万円
22	石山Gateway Holdings㈱の社員からの情報受領者による内部者取引 (平成27年度第28号)	重要事実(石山Gateway Holdings㈱が有価証券報告書の虚偽記載をしたとする金融商品取引法違反の嫌疑事実により証券取引等監視委員会の強制調査を受けたこと)について、同社の社員から伝達を受け、自己の計算において、同社株式を当該事実の公表前に売り付けた。	個人	平成28年2月2日 (勧告) 平成28年2月3日 (開始決定)	平成28年3月3日	236万円
23	㈱ディー・ディー・エス株式に係る相場操縦 (平成27年度第31号)	㈱ディー・ディー・エス株式につき、私設取引システムを利用した同株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、取引所金融商品市場における同株式の相場を変動させるべき一連の買付けの委託及び売付けをした。	エポ・インベストメン ト・アドバイザーズ・ リミテッド	平成28年2月2日 (勧告) 平成28年2月10日 (開始決定)	平成28年3月4日	920万円
24	海外に居住する個人投資家による内部者取引 (平成27年度第17号)	公開買付け等事実(ネオウイズ・ゲームズ・コーポレーションの業務執行を決定する機関が、㈱ゲームオン株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと)について、契約の締結の交渉に関し知りながら、自己の計算において、㈱ゲームオン株式を当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成27年10月23日 (勧告) 平成27年10月29日 (開始決定)	平成28年3月17日	386万円

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
25	㈱エスケーエレクトロニクス役員からの情報受領者による内部者取引 (平成27年度第23号)	重要事実（㈱エスケーエレクトロニクスの属する企業集団の業績予想値について、公表されていた前事業年度の決算値に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じたこと）について、同社の役員から伝達を受け、自己の計算において、同社株式を当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成27年12月15日 (勧告) 平成27年12月17日 (開始決定)	平成28年3月17日	1563万円
26	㈱アイロムホールディングスの社員からの情報受領者による内部者取引 (平成27年度第29号)	重要事実（㈱アイロムホールディングスの子会社であるディナベック㈱の業務執行を決定する機関が、大日本住友製薬㈱と業務上の提携を行うことについての決定をしたこと）について、㈱アイロムホールディングスの社員から伝達を受け、自己の計算において、同社株式を当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成28年2月9日 (勧告) 平成28年2月10日 (開始決定)	平成28年3月17日	102万円
27	㈱アイロムホールディングスの社員による重要事実に係る伝達 (平成27年度第30号)	重要事実（㈱アイロムホールディングスの子会社であるディナベック㈱の業務執行を決定する機関が、大日本住友製薬㈱と業務上の提携を行うことについての決定をしたこと）について、当該事実の公表前に、㈱アイロムホールディングス株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、伝達した。	個人	平成28年2月9日 (勧告) 平成28年2月10日 (開始決定)	平成28年3月17日	51万円
28	江守グループホールディングス㈱役員からの情報受領者による内部者取引（1） (平成27年度第32号)	重要事実（中華人民共和国に設立された江守グループホールディングス㈱の連結子会社の主要得意先のほとんどについて売掛債権の回収可能性に疑義が生じたことなどに伴い、当社の平成27年3月期第3四半期連結累計期間において貸倒引当金繰入額約462億円を特別損失に計上することが確実になったこと）について、当社の役員から伝達を受け、自己の計算において、同社株式を当該事実の公表前に売り付けた。	個人	平成28年2月16日 (勧告) 平成28年2月17日 (開始決定)	平成28年3月31日	107万円
29	江守グループホールディングス㈱役員からの情報受領者による内部者取引（2） (平成27年度第33号)	重要事実（中華人民共和国に設立された江守グループホールディングス㈱の連結子会社の主要得意先のほとんどについて売掛債権の回収可能性に疑義が生じたことなどに伴い、当社の平成27年3月期第3四半期連結累計期間において貸倒引当金繰入額約462億円を特別損失に計上することが確実になったこと）について、職務に関し知りながら、自己の計算において、同社株式を当該事実の公表前に売り付けた。	個人	平成28年2月16日 (勧告) 平成28年2月17日 (開始決定)	平成28年3月31日	753万円
30	新日本建設㈱に係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成27年度第41号)	所有不動産の鑑定評価を依頼していた不動産鑑定業者が行った過大な鑑定評価結果に基づき、たな卸資産（販売用不動産）を過大に計上するなどし、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書を提出した。	新日本建設㈱	平成28年3月29日	平成28年4月14日	1800万円
31	㈱ウィズ株式に係る相場操縦（1） (平成27年度第36号)	㈱ウィズ株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	㈱トレード・ラボ	平成28年3月15日 (勧告) 平成28年3月16日 (開始決定)	平成28年4月21日	382万円
32	㈱ウィズ株式に係る相場操縦（2） (平成27年度第37号)	㈱ウィズ株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	平成28年3月15日 (勧告) 平成28年3月16日 (開始決定)	平成28年4月21日	1125万円
33	㈱SHIFT役員からの情報受領者による内部者取引 (平成27年度第38号)	重要事実（㈱SHIFTの業務執行を決定する機関が株式の分割を行うことについての決定をしたことなど）について、同社の役員から伝達を受け、自己の計算において、同社株式を当該事実の公表前に買い付けるなどした。	個人	平成28年3月25日 (勧告) 平成28年3月28日 (開始決定)	平成28年4月21日	1380万円
34	㈱フード・プラネットに係る有価証券報告書の虚偽記載 (平成27年度第42号)	代表取締役が代表を兼務していた他社による太陽光発電事業に係る販売取引の一部を、子会社による販売取引のように装うことにより、売上を過大に計上し、この結果、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出した。	㈱フード・プラネット	平成28年3月29日	平成28年4月21日	600万円
35	㈱ミクシィ株式に係る相場操縦 (平成27年度第34号)	㈱ミクシィ株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買及びその委託をした。	ブルー・スカイ・キャピタル・マネジメン ト・プロプライエタ リー・リミテッド	平成28年3月4日 (勧告) 平成28年3月9日 (開始決定)	平成28年5月23日	744万円
36	㈱エナリスに係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成28年度第1号)	第三者への太陽光発電施設等の販売を装うなどして、売上を過大に計上するなどし、この結果、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書を提出し、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた。	㈱エナリス	平成28年4月15日	平成28年5月23日	2億5848万円
37	㈱メドレックス株式ほか2銘柄に係る相場操縦 (平成28年度第2号)	㈱メドレックス株式ほか2銘柄につき、その売買を誘引する目的をもって、株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	平成28年4月26日 (勧告) 平成28年4月27日 (開始決定)	平成28年6月2日	1965万円

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
38	フリービット㈱との契約締結交渉者による内部者取引 (平成28年度第3号)	重要事実（フリービット㈱の業務執行を決定する機関がカルチュア・コンビニエンス・クラブ㈱及びCCCモバイル㈱と業務上の提携を行うことについての決定をしたこと）について、マーケティングコンサルタント業務委託契約等の交渉に関し知りながら、自己の計算において、フリービット㈱株式を当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成28年5月24日 (勧告) 平成28年5月25日 (開始決定)	平成28年6月16日	198万円
39	フリービット㈱との契約締結交渉者からの情報受領者による内部者取引 (平成28年度第4号)	重要事実（フリービット㈱の業務執行を決定する機関がカルチュア・コンビニエンス・クラブ㈱及びCCCモバイル㈱と業務上の提携を行うことについての決定をしたこと）について、契約締結交渉者から伝達を受け、自己の計算において、フリービット㈱株式を当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成28年5月24日 (勧告) 平成28年5月25日 (開始決定)	平成28年6月16日	377万円

「オフサイト検査モニター」の集計結果について

概 要

- ◇ 金融庁では、「金融検査に関する基本指針」の適切な運用を確保し、検査マニュアルの機械的・画一的な運用を防止する等の観点から、検査モニターを実施しています。
- ◇ 検査モニターには、検査局や財務局の各幹部が検査先の金融機関へ赴き、検査の実施状況などについて直接ご意見を伺う「オンサイト検査モニター」と、それを補完するものとして、アンケート方式によりご意見を受け付ける「オフサイト検査モニター」があります。
いずれの検査モニターも、金融機関から金融検査に対する忌憚のないご意見を伺うことのできる有用な機会であると考えています。
- ◇ 今般、平成 26 事務年度に実施した検査に関する「オフサイト検査モニター」のアンケート結果を取りまとめましたので、公表いたします。

アンケート要領

- ◇ アンケートは、以下の2種類について、「1(妥当)」「2(概ね妥当)」「3(あまり妥当ではない)」及び「4(妥当ではない)」の4肢択一方式で回答していただくものです。
 - <アンケート①> 検査執行状況等に関する事項
 - <アンケート②> 検査結果通知に関する事項

(参考) 対象先、回収率

<アンケート①>

対象先: 225 先 (26 年 7 月以降 27 年 6 月末日までの間に立入検査を終了した先)

回収率: 98.7% (222 先)

<アンケート②>

対象先: 174 先 (26 年 7 月以降 27 年 6 月末日までの間に検査結果を通知した先)

回収率: 99.4% (173 先)

アンケート①結果(総括)

アンケート結果(別紙参照)は、全 27 項目の合計として、「1(妥当)」とする割合が 71.4%(前事務年度 66.9%)、「2(概ね妥当)」とする割合が 27.0%(同 31.8%)となりました。

また、「1」と「2」を合わせた割合は 98.4%(同 98.7%)となりました。

アンケート①結果(項目ごとの状況)

アンケート結果を項目別にみると、全 27 項目のうち 24 項目で「1(妥当)」と「2(概ね妥当)」を合わせた割合が 97%を超えています。

一方で、「3(あまり妥当ではない)」と「4(妥当ではない)」を合わせた割合が比較的高い項目も認められます。「3」と「4」を合わせた割合が3%を超えている項目は以下のとおりとなっています。

- ◇ 「検査の時期」・・・「3」と「4」を合わせた割合 9.1%(前事務年度 9.6%)
 - 「検査の時期が金融機関の決算期、株主総会やイベント等の繁忙期と重なり負担感を感じた」などのご意見がありました。

 - ◇ 「準備期間」・・・同 4.1%(同 2.4%)
 - 「予告から事前説明会や立入開始までの期間が短かった」などのご意見がありました。

 - ◇ 「検査期間」・・・同 3.7%(同 3.2%)
 - 「検証カテゴリーの数に比べて、検査期間が長かった」などのご意見がありました。
- これらのご意見に対しては、以下のポイントについて、引き続き内部研修等の機会を通じて本庁検査官や各財務局に対する指導を徹底してまいります。
- ◇ 検査日程や資料の提出期限等の設定に当たり、要望聴取に努めることにより金融機関の負担にできる限り配慮する。

 - ◇ オンオフ一体のモニタリングを進めていく中で、事前分析を充実させることにより、金融機関の規模・特性等を踏まえた一層メリハリのあるモニタリングを実施する。

自由記載欄におけるご意見について

- ◇ 自由記載欄におけるご意見については、以下のような内容が寄せられています。
 - <検証範囲や資料の提出等>
 - 「検査対象カテゴリーが絞られていたことから、経営課題についてより深い内容で検査を受けることができた」、「資料提出について、従来の検査と比較してかなり柔軟になった」など評価するご意見が 33 先
 - 「備え置き資料をもう少し有効に活用して欲しい」、「事前提出資料と同一資料を立入期間においても求められ、また、同一資料を別々の検査官から求められた」など改善を求めるご意見が 19 先

 - <双方向の議論等>
 - 「双方向の議論を通じて納得いくまで議論ができた」、「双方向の議論から自主的な問題の解決方法について整理を行うことができた」など評価するご意見が 49 先
 - 「事実確認の際、あらかじめ答えがあり、誘導されているのではないかと思えた」、「文書・資料の提出が中心となったため、議論する時間をもう少し取って欲しい(水平的レビュー)」など改善を求めるご意見が 14 先

<その他の項目>

- 「金融モニタリング基本方針のもと、実際に検査を受け、前回までの検査と大きく変わったことを認識し大きな変革を感じた」
 - 「検査の進め方が従来と異なっていたため、スケジュール感が掴めず、やや戸惑った」
 - 「新しい金融モニタリング基本方針については、効率的な検査を実施するために合理的なことだと思うが、定期的な見直しなどを通じ、より効率的で実効性のあるモニタリング体制の確立を期待する」
 - 「より一層の認識共有のため、役員と検査官との意見交換の場を増やして欲しい」
 - 「ベストプラクティスに向けて、参考になる好事例等をより多く提示して欲しい(水平的レビュー)」
- などのご意見がありました。

アンケート②結果(検査結果通知書について)

アンケート結果を項目別にみると、「通知書の内容」については、「1(理解しやすい)」とする割合が83.2%(前事務年度は81.6%)、「2(概ね理解しやすい)」とする割合が16.2%(同18.4%)となり、「1」と「2」を合わせた割合は、99.4%(同100.0%)となりました。

また、「通知書の交付までの期間」については、「1(適当)」とする割合が80.3%(同78.9%)、「2(概ね適当)」とする割合が17.3%(同18.8%)となり、「1」と「2」を合わせた割合は、97.6%(同97.7%)となりました。

終わりに

金融庁では、検査モニターにおいて寄せられた種々のご意見を踏まえ、一層適切かつ効果的・効率的な検査の実施に努めてまいりますので、各金融機関におかれましては、検査モニターを含めた金融モニタリングのあり方について、忌憚なきご意見をお寄せください。

今後とも検査モニターについての皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

(以 上)

照会先：
検査局総務課検査モニター・意見申出係
Tel:03-3506-6000(内線 2771、2530)

オフサイト検査モニター集計結果
(アンケート式①)

別紙

(単位:件数、%)

区分	アンケート項目	回答内容	全業態		
			件数	割合	
検査運営	1 準備期間	1 妥当なものであった	155	71.1	
		2 概ね妥当なものであった	54	24.8	
		3 あまり妥当なものではなかった	9	4.1	
		4 妥当なものではなかった	-	-	
		5 未回答	4	-	
	2 検査期間	1 妥当なものであった	138	62.7	
		2 概ね妥当なものであった	74	33.6	
		3 あまり妥当なものではなかった	7	3.2	
		4 妥当なものではなかった	1	0.5	
		5 未回答	2	-	
	3 検査の時期	1 適切なものであった	127	57.7	
		2 概ね適切なものであった	73	33.2	
		3 あまり適切なものではなかった	16	7.3	
		4 適切なものではなかった	4	1.8	
		5 未回答	2	-	
	4 執務時間の考慮	1 考慮されたものであった	161	72.5	
		2 概ね考慮されたものであった	59	26.6	
		3 あまり考慮されていなかった	1	0.5	
		4 考慮されていなかった	1	0.5	
		5 未回答	-	-	
	5 検査官人員数	1 適当なものであった	186	83.8	
		2 概ね適当なものであった	33	14.9	
		3 あまり適当なものでなかった	3	1.4	
		4 適当なものではなかった	-	-	
		5 未回答	-	-	
小計		1	767	69.6	
		2	293	26.6	
		3	36	3.3	
		4	6	0.5	
		5	8	-	
検査重要事項等	6 重要事項等の説明	1 十分理解できた	196	88.3	
		2 概ね理解できた	22	9.9	
		3 一部で分かりにくいところがあった	4	1.8	
		4 分かりにくかった	-	-	
		5 未回答	-	-	
資料の提出	7 資料の提出方法 (既存資料の活用等)	1 十分活用できた	109	49.1	
		2 概ね活用できた	108	48.6	
		3 あまり活用できなかった	5	2.3	
		4 活用できなかった	-	-	
		5 未回答	-	-	
	8 資料の作成内容	1 全て検査内容に応じたものであった	131	59.0	
		2 概ね検査内容に応じたものであった	91	41.0	
		3 あまり検査内容に応じたものではなかった	-	-	
		4 検査内容に応じたものではなかった	-	-	
		5 未回答	-	-	
	9 資料の提出期限の設定に当たっての 事務負担への配慮	1 十分配慮したものであった	108	48.6	
		2 概ね配慮したものであった	109	49.1	
		3 あまり配慮されなかった	5	2.3	
		4 配慮されなかった	-	-	
		5 未回答	-	-	
小計		1	348	52.3	
		2	308	46.2	
		3	10	1.5	
		4	-	-	
		5	-	-	
実地調査	10 資料の提出を求める際の承諾	1 必ず承諾を得ていた	128	91.4	
		2 概ね承諾を得ていた	12	8.6	
		3 一部承諾を得ていなかった	-	-	
		4 承諾を得ていなかった	-	-	
		5 未回答	82	-	
	11 業務に関係ないものに係る閲覧等	1 業務に関係ないものについての閲覧等は、一切求められなかった	135	97.8	
		2 業務に関係ないものについての閲覧等は、ほとんど求められなかった	3	2.2	
		3 業務に関係ないものについての閲覧等を一部求められた	-	-	
		4 業務に関係ないものについての閲覧等を求められた	-	-	
		5 未回答	84	-	
	12 責任者等の立会い	1 必ず立会いの下で行われた	114	90.5	
		2 概ね立会いの下で行われた	9	7.1	
		3 一部立会いの下で行われなかった	-	-	
		4 立会いは行われなかった	3	2.4	
		5 未回答	96	-	
	小計		1	377	93.3
			2	24	5.9
		3	-	-	
		4	3	0.7	
		5	262	-	

オフサイト検査モニター集計結果
(アンケート式①)

別紙

(単位:件数、%)

区分	アンケート項目	回答内容	全業態	
			件数	割合
検査の執行状況等	13 内部監査を前提とした検査の実施	1 行われた	156	70.9
		2 概ね行われた	58	26.4
		3 あまり行われなかった	4	1.8
		4 行われなかった	2	0.9
		5 未回答	2	-
	14 重要なリスクに焦点をあてた検証	1 行われた	171	77.4
		2 概ね行われた	49	22.2
		3 あまり行われなかった	1	0.5
		4 行われなかった	-	-
		5 未回答	1	-
	15 検査マニュアルの機械的・画一的な運用	1 実態を踏まえ、柔軟に対応していた	125	76.2
		2 概ね実態を踏まえた対応であった	37	22.6
		3 一部で機械的・画一的な運用が認められた	2	1.2
		4 機械的・画一的な運用であった	-	-
		5 未回答	58	-
	16 マニュアル別冊(中小企業融資編)に基づいた検証	1 別冊に基づいた検証であった	69	66.3
		2 概ね別冊に基づいた検証であった	35	33.7
		3 一部で別冊に基づかない検証があった	-	-
		4 別冊に基づかない検証であった	-	-
		5 未回答	118	-
	17 検証にあたっての双方向の議論	1 行われた	165	74.3
		2 概ね行われた	55	24.8
		3 あまり行われなかった	2	0.9
		4 行われなかった	-	-
		5 未回答	-	-
	18 深度ある原因分析・説明	1 行われた	151	68.3
		2 概ね行われた	67	30.3
		3 あまり行われなかった	3	1.4
		4 行われなかった	-	-
		5 未回答	1	-
	19 根拠の提示	1 十分根拠が示された	148	67.0
		2 概ね根拠が示された	73	33.0
		3 一部で根拠が示されないところがあった	-	-
		4 根拠は示されなかった	-	-
		5 未回答	1	-
	20 より高い水準の内部管理態勢構築に向けた改善点の明示	1 明確に示された	169	76.1
		2 概ね明確に示された	51	23.0
		3 あまり明確に示されなかった	2	0.9
		4 明確に示されなかった	-	-
		5 未回答	-	-
	21 金融機関の主体的・能動的な経営改善に向けた取組みに資する検査	1 資するものであった	171	77.4
		2 概ね資するものであった	50	22.6
		3 あまり資するものではなかった	-	-
		4 資するものではなかった	-	-
		5 未回答	1	-
	22 検証結果に関する真の理解(「納得感」)	1 十分納得のいくものであった	139	62.6
		2 概ね納得のいくものであった	78	35.1
		3 一部で納得のいかないところがあった	5	2.3
		4 納得のいかないものであった	-	-
		5 未回答	-	-
23 前回検査との比較	1 同一の目線で検査が実施された	109	58.6	
	2 概ね同一の目線で検査が実施された	75	40.3	
	3 一部、合理的でない目線の違いが認められた	2	1.1	
	4 全く異なる目線で検査が実施された	-	-	
	5 未回答	36	-	
24 検査官の態度	1 常に穏健冷静な態度であった	182	82.0	
	2 概ね穏健冷静な態度であった	40	18.0	
	3 あまり穏健冷静な態度ではなかった	-	-	
	4 穏健冷静な態度ではなかった	-	-	
	5 未回答	-	-	
25 検査を実施する上での知識	1 十分有していた	158	71.2	
	2 概ね有していた	61	27.5	
	3 あまり有していなかった	3	1.4	
	4 有していなかった	-	-	
	5 未回答	-	-	
小計	1	1,913	71.7	
	2	729	27.3	
	3	24	0.9	
	4	2	0.1	
	5	218	-	

オフサイト検査モニター集計結果
(アンケート式①)

別紙

(単位:件数、%)

区分	アンケート項目	回答内容	全業態		
			件数	回答割合	
エグジットミーティング	26	金融機関側の認識の一致及び相違の確認	1 十分確認できた	182	83.1
			2 概ね確認できた	37	16.9
			3 一部で確認できないところがあった	-	-
			4 確認できなかった	-	-
			5 未回答	3	-
オンサイトモニター	27	実施時期	1 適当な時期であった	135	76.7
			2 概ね適当な時期であった	40	22.7
			3 あまり適当な時期ではなかった	1	0.6
			4 適当な時期ではなかった	-	-
			5 未回答	46	-
	28	オンサイトモニターの実施について	1 全件実施すべきである	126	68.9
			2 金融機関の希望により実施すべきである	57	31.1
			3 実施すべきではない	-	-
			4 未回答	39	-
			小計	1	261
		2	97	27.0	
		3	1	0.3	
		4	-	-	
		5	85	-	
	検査評定制度	29	評価結果及びそれに至る過程など全体的な印象について	1 十分納得のいくものであった	65
2 概ね納得のいくものであった				43	39.8
3 一部で納得のいかないところがあった				-	-
4 納得のいかないものであった				-	-
5 未回答				114	-
面談の希望	37	オフサイトモニターの内容について当局幹部との面談希望	1 希望する	2	0.9
			2 希望しない	218	99.1
			5 未回答	2	-
合 計(項27、28、37を除く)			1	3,848	71.4
			2	1,456	27.0
			3	74	1.4
			4	11	0.2
			5	605	-

(注1) 項27、28、37は検査モニターにかかる項目であるため合計から除外している。

(注2) 各項目の「回答割合」は未回答分を分母に含めずに算定している。

(注3) 各項目の「回答割合」の合計は必ずしも100%にならないことがある。

資料 18-2-1

意見申出実績（検査実施日ベース）

○ 申出機関数

（平成28年6月末現在）

	銀行	協同組織 金融機関	保険会社	貸金業者	その他	計
11～24 事務年度	22	10	2	5	2	41
25 事務年度	0	0	0	0	0	0
26 事務年度	0	1	0	0	0	1
27 事務年度	0	0	0	0	0	0
計	22	11	2	5	2	42

○ 申出事案数

申出項目	申出事案数			
	11～27 事務年度合計	25 事務年度	26 事務年度	27 事務年度
預金等受入金融機関	346	0	1	0
評価段階	5	0	0	0
経営管理（ガバナンス）態勢 －基本的要素－	0	0	0	0
金融円滑化編	0	0	0	0
法令等遵守態勢	18	0	0	0
顧客保護等管理態勢	1	0	0	0
統合的リスク管理態勢	0	0	0	0
自己資本管理態勢	5	0	0	0
信用リスク管理態勢	8	0	1	0
資産査定管理態勢	302	0	0	0
自己査定	247	0	0	0
うち債務者（債権）区分	180	0	0	0
うち不動産担保評価	30	0	0	0
償却・引当	55	0	0	0
市場リスク管理態勢	2	0	0	0
流動性リスク管理態勢	1	0	0	0
オペレーショナル・リスク管理態勢	4	0	0	0
預金等受入金融機関以外の金融機関	34	0	0	0
法令等遵守態勢	33	0	0	0
その他	1	0	0	0
合計	380	0	1	0
（うち金融機関意見採用）	(161)	(0)	(0)	(0)
※金融機関意見採用率約 42%				

金融モニタリング情報収集窓口

～金融機関の利用者の皆様へ～
金融機関に関する情報の提供をお願いします！

- 金融庁及び財務局等では、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に関して、より一層深度あるモニタリングを行う観点から、「金融モニタリング情報収集窓口」を設置し、金融機関に関する情報を広く一般から収集しています。
- 金融庁及び財務局等のウェブサイト（ホームページ）上に掲載されている金融機関に関する情報をお持ちの方は、下記の注意事項をご確認のうえ、当該ウェブサイト（ホームページ）上の入力フォーム、ファックス又は郵送によりご提供ください。金融庁及び財務局等が情報を募集している金融機関一覧は、こちらをクリック。
- また、当該ウェブサイト（ホームページ）上に掲載していない金融機関に関しても、随時情報を受け付けています。これらの金融機関に関する情報をお持ちの方も、下記の注意事項をご確認のうえ、当該ウェブサイト（ホームページ）上の入力フォーム、ファックス又は郵送によりご提供ください。
- なお、財務局長登録の貸金業者（注）に関しても、常時、金融モニタリング情報収集窓口において、情報を受け付けています。「登録貸金業者情報検索入力ページ」で登録財務局をご確認のうえ、当該財務局等の金融モニタリング情報収集窓口へ情報をご提供ください。財務局等の金融モニタリング情報収集窓口は、こちらをクリック。

（注） 二つ以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置して事業を営む場合には、財務局長登録の貸金業者となります。

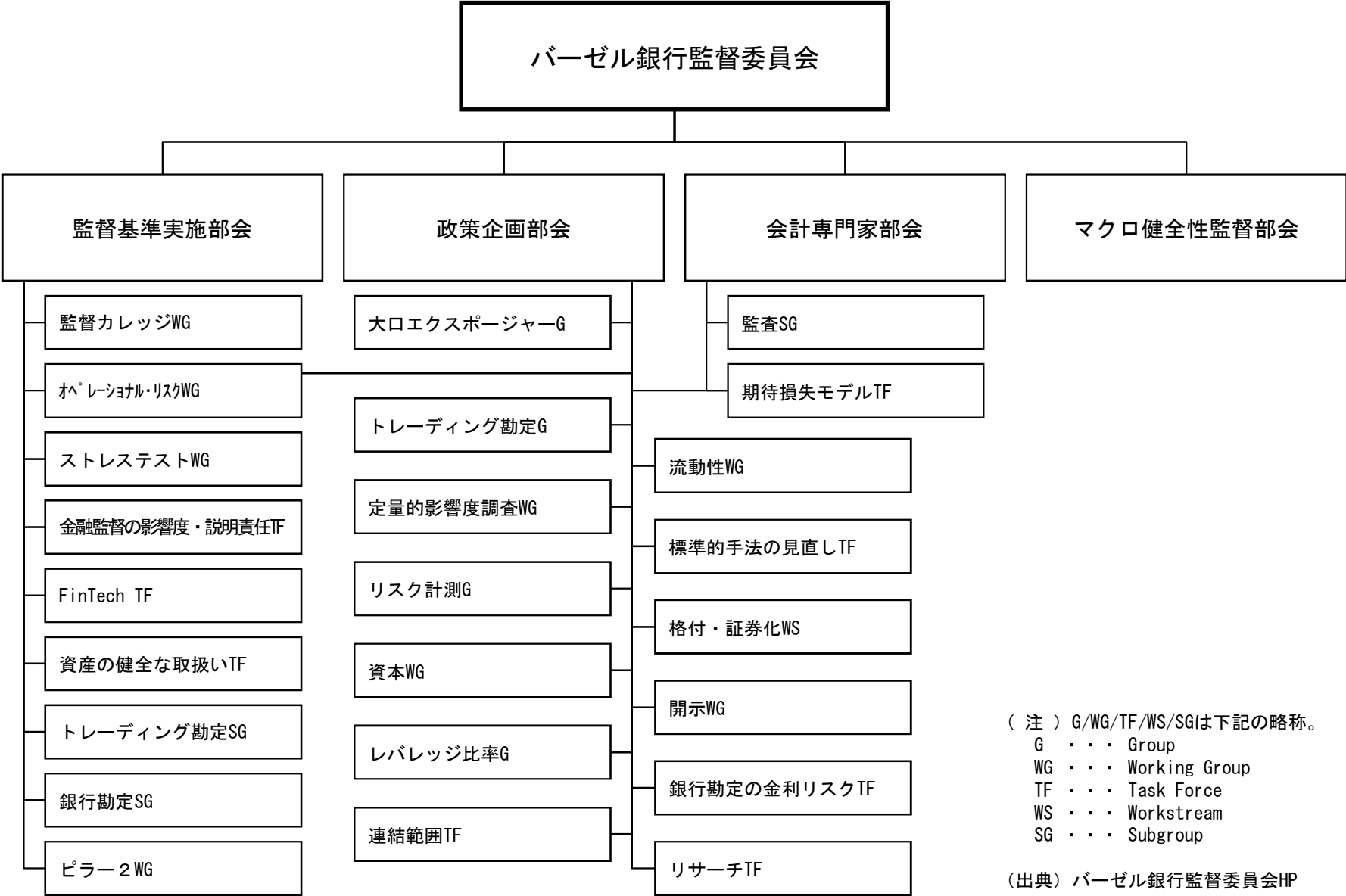
金融庁及び財務局等が情報を募集している金融機関／金融モニタリング情報収集窓口

- [金融庁（及び財務局等）](#)
- [中国財務局](#)
- [北海道財務局](#)
- [四国財務局](#)
- [東北財務局](#)
- [九州財務局](#)
- [関東財務局](#)
- [福岡財務支局](#)
- [北陸財務局](#)
- [沖縄総合事務局](#)
- [東海財務局](#)
- [近畿財務局](#)

【注意事項】

- (1) 情報の提供にあたっては、提供者の氏名・連絡先等は記載不要です。
なお、公益通報者保護法に基づく外部の労働者の方からの公益通報は、こちらの窓口では受け付けていません。公益通報者保護法に基づく外部の労働者の方からの公益通報は、こちらをクリック。
- (2) 金融商品取引業者等の検査については、原則として、証券取引等監視委員会が実施しています。証券取引等監視委員会が実施中の検査等に係る情報提供は、こちらをクリック。
- (3) 情報の内容は、金融機関名・支店名など、できるだけ具体的に記述してください。また、ご提供いただく情報の内容に応じた分類についても、可能な限りご指定ください。「情報の分類一覧」は、こちらをクリック。
- (4) ご提供いただいた情報については、金融モニタリングを実施するに当たって、幅広く活用させていただきます。また、内容に応じ、金融庁他部局及び財務局等へ回付させていただく場合があります。
- (5) ご提供いただいた情報に関する照会や、個別の取引に関する相談・仲裁等には応じることはできませんので、予めご承知おきください。（なお、各金融関係団体には相談窓口が設置されています。各業界団体の連絡先等は、こちらをクリック。）
- (6) 金融機関名は、十分な情報収集を実施するため、一定期間、ウェブサイト（ホームページ）に掲載することとしています。

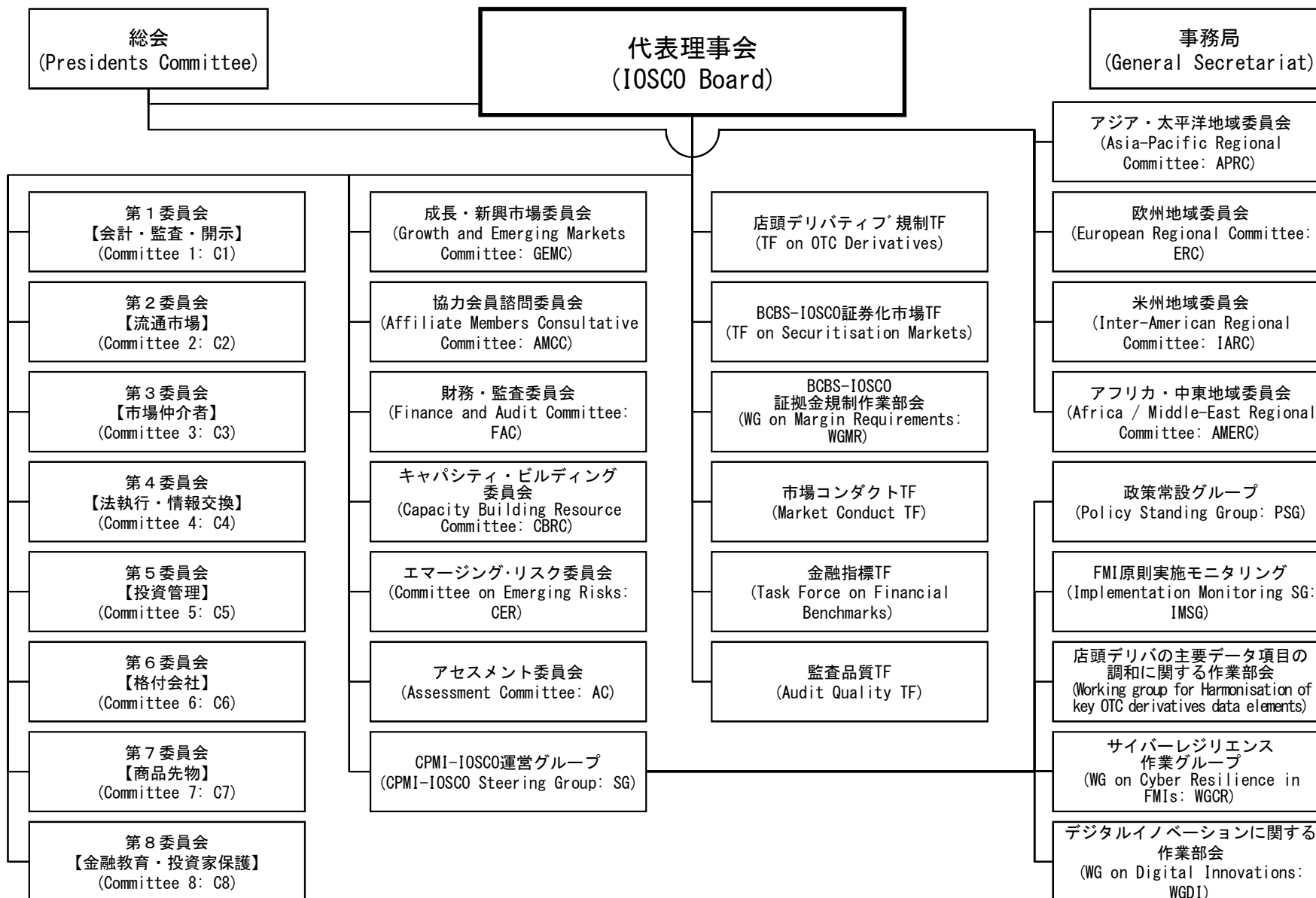
バーゼル銀行監督委員会（BCBS）組織図



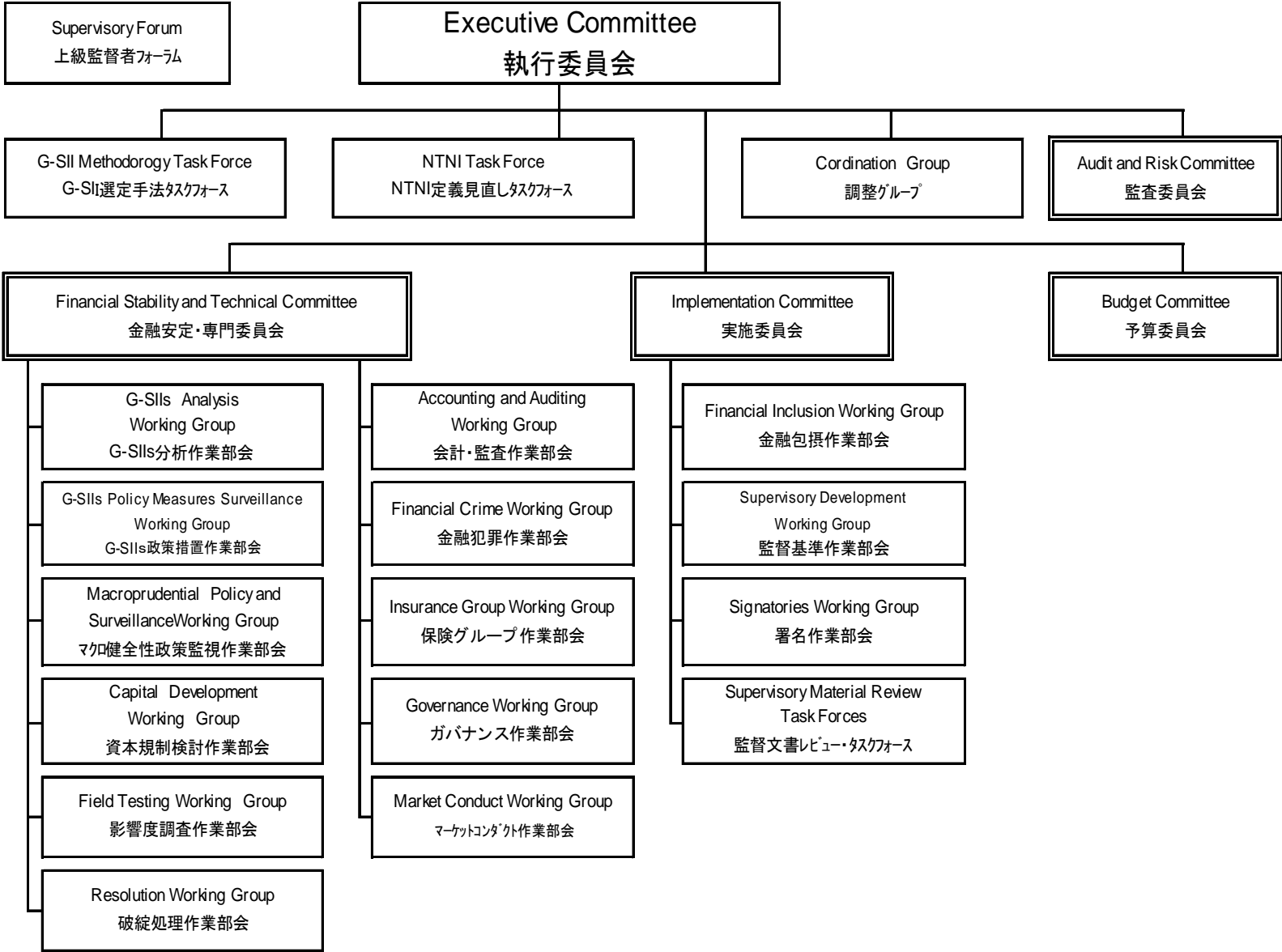
(注) G/WG/TF/WS/SGは下記の略称。
 G . . . Group
 WG . . . Working Group
 TF . . . Task Force
 WS . . . Workstream
 SG . . . Subgroup

(出典) バーゼル銀行監督委員会HP

証券監督者国際機構 (IOSCO) 組織図



保険監督者国際機構（IAIS）組織図



経済連携協定（EPA）等締結・交渉状況

発効済	シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2001年1月交渉開始 ・ 2002年1月署名 ・ 2002年11月発効 ・ 2006年6月再交渉開始 ・ 2007年9月発効
	メキシコ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2002年11月交渉開始 ・ 2004年9月署名 ・ 2005年4月発効 ・ 2008年9月再交渉開始 ・ 2012年4月発効
	マレーシア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2004年1月交渉開始 ・ 2005年12月署名 ・ 2006年7月発効
	チリ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2006年2月交渉開始 ・ 2006年9月大筋合意 ・ 2007年3月署名 ・ 2007年9月発効
	タイ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2004年2月交渉開始 ・ 2005年2月大筋合意 ・ 2007年4月署名 ・ 2007年11月発効
	インドネシア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2005年7月交渉開始 ・ 2006年11月大筋合意 ・ 2007年8月署名 ・ 2008年7月発効
	ブルネイ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2006年6月交渉開始 ・ 2006年12月大筋合意 ・ 2007年6月署名 ・ 2008年7月発効
	ASEAN 包括	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2005年4月交渉開始 ・ 2007年8月大筋合意 ・ 2008年4月署名 ・ 2008年12月発効
	フィリピン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2004年2月交渉開始 ・ 2004年11月大筋合意 ・ 2006年9月署名 ・ 2008年12月発効
	スイス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2007年5月交渉開始 ・ 2008年9月大筋合意 ・ 2009年2月署名 ・ 2009年9月発効
	ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2007年1月交渉開始 ・ 2008年9月大筋合意 ・ 2008年12月署名 ・ 2009年10月発効
インド	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2007年1月交渉開始 ・ 2010年9月大筋合意 ・ 2011年2月署名 ・ 2011年8月発効 	

発効済	ペルー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2009 年 5 月交渉開始 ・ 2010 年 11 月大筋合意 ・ 2011 年 5 月署名 ・ 2012 年 3 月発効
	オーストラリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2007 年 4 月交渉開始 ・ 2014 年 4 月大筋合意 ・ 2014 年 7 月署名 ・ 2015 年 1 月発効
交渉中	ASEAN (投資・サービス)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2005 年 4 月交渉開始
	環太平洋パートナーシップ 協定 (TPP)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2010 年 3 月交渉開始 (日本は 2013 年 7 月の交渉から参加) ・ 2015 年 10 月大筋合意 ・ 2016 年 2 月署名
	モンゴル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2012 年 6 月交渉開始 ・ 2014 年 7 月大筋合意 ・ 2015 年 2 月署名 ・ 2016 年 6 月発効
	コロンビア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2012 年 7 月交渉開始
	カナダ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2012 年 11 月交渉開始
	中国・韓国 (日中韓 F T A)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2013 年 3 月交渉開始
	EU	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2013 年 4 月交渉開始
	RCEP	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2013 年 5 月交渉開始
	トルコ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2014 年 12 月交渉開始
交渉中断	韓国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2003 年 12 月交渉開始 ・ 2004 年 11 月以降交渉中断
	湾岸協力理事会 (GCC)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2006 年 9 月交渉開始 ・ 2007 年 1 月以降交渉中断

この1年の主な出来事

年月	総務企画局に係る動き	監督局に係る動き	検査局に係る動き	その他内外の動き
平成27年 7月	1 「「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令」等の改正案」を公表			
	2 「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」を公表			
	// 「「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」の改正案に対するパブリックコメントの結果等について」を公表			
	// 「監査法人の処分について」を公表			
		3 日本クラウド証券株式会社に対する行政処分	3 「金融モニタリングレポート」を公表	
		7 「平成26年改正保険業法（2年以内施行）に係る「保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について」を公表	7 「会計監査及び内部統制監査と金融検査の連携に関する日本公認会計士協会への要請について」を公表	
	13 「「金融商品取引業等に関する内閣府令第二百五条の七第一項に規定する金融庁長官が指定するものを定める件（案）」に対するパブリックコメントの結果等について」を公表			
	14 「「貸金業法施行令の一部を改正する政令（案）」のパブリックコメント結果等」を公表			

年 月	総務企画局に係る動き	監督局に係る動き	検査局に係る動き	その他内外の動き
	<p>// 「「前払式支払手段に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの結果等について」を公表</p>			
		22 「障がい者等に配慮した取組みに関するアンケート調査の結果について（速報値）」を公表		
23	金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」（第1回）を開催			
29	金融審議会「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」（第5回）を開催			
		30 「担保・保証に必要以上に依存しない融資の促進に向けた事業者向けパンフレット「円滑な資金供給の促進に向けて」について」を公表		
31	「「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等（期間：平成27年4月1日～同年6月30日）」を公表	31 「「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績について」公表		
	// 「株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループに係る有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定について」公表	// 「「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集（平成27年7月改訂版）」を公表		
	// 「株式会社栄電子株式ほか1銘柄に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の決定について」公表	// 「「経営者保証に関するガイドライン」Q & Aの一部改定について」公表		
	// 「株式会社滋賀銀行株式ほか4銘柄に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の決定について」公表	// 「預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について」公表		
		// 「東日本大震災以降に約定返済停止等を行っている債務者数及び債権額について（平成27年4月末）」を公表		

年 月	総務企画局に係る動き	監督局に係る動き	検査局に係る動き	その他内外の動き
8 月	<p data-bbox="259 169 707 352">7 「「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」の設置について」公表</p> <p data-bbox="259 384 707 464">〃 「株式会社高田工業所株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の決定について」公表</p> <p data-bbox="259 496 707 552">〃 「無届けで募集を行っている者に対する警告書の発出について」公表</p> <p data-bbox="259 608 707 687">〃 「金融庁への役員等の氏名届出等に係る内閣府令等及び監督指針の改正案」を公表</p>	<p data-bbox="730 169 1178 209">〃 「貸金業関係資料集の更新について」を公表</p> <p data-bbox="730 272 1178 328">7 「平成27年3月期における金融再生法開示債権の状況等（ポイント）」を公表</p> <p data-bbox="730 384 1178 440">〃 「資本バッファ比率に係る府省令・告示案等」を公表</p> <p data-bbox="730 727 1178 783">11 フューチャースtock株式会社に対する行政処分</p> <p data-bbox="730 839 1178 919">21 「地域金融機関の地域密着型金融の取り組み等に対する利用者等の評価に関するアンケート調査結果等の概要」を公表</p> <p data-bbox="730 951 1178 1007">〃 「経営強化計画の承認等について」を公表</p> <p data-bbox="730 1062 1178 1118">〃 「経営強化計画等の履行状況（平成27年3月期）について」を公表</p> <p data-bbox="730 1174 1178 1230">〃 「信用事業強化計画等の履行状況（平成26事業年度）について」を公表</p>		
	<p data-bbox="259 1294 707 1374">26 「「金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（案）の意見募集について」を公表</p>	<p data-bbox="730 1294 1178 1398">26 「「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（案）の意見募集について」を公表</p>		

年 月	総務企画局に係る動き	監督局に係る動き	検査局に係る動き	その他内外の動き
	27 「多重債務者相談強化キャンペーン2015の実施について」を公表			
	28 「公開買付者との契約締結交渉者の役員からの情報受領者による株式会社トーメンエレクトロニクス株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について」を公表	28 「偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況（平成27年3月末）について」を公表		
	// 「株式会社C&Gシステムズ株式ほか1銘柄に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の決定について」を公表	// 「偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について」を公表		
	31 「平成28年度予算、機構・定員要求について」を公表	31 「東日本大震災以降に約定返済停止等を行っている債務者数及び債権額について（平成27年5月末）」を公表		
	// 「平成28年度歳出概算要求書について」を公表	// 「貸金業関係資料集の更新について」を公表		
	// 「金融庁の平成28年度税制改正要望について」を公表			
	// 「平成27年度金融庁政策評価実施計画」の策定について」公表			
	// 「第24回 政策評価に関する有識者会議議事要旨」等を公表			
	// 「平成26年度実績評価書」等を公表			
9 月	2 「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」及び「金融商品取引法等に関する留意事項について」（金融商品取引法等ガイドライン）の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果並びにインサイダー取引規制に関するQ&Aの追加等について」を公表			

年 月	総務企画局に係る動き	監督局に係る動き	検査局に係る動き	その他内外の動き
3	「「そこが知りたい！今後の生活設計」～身につけよう！くらしの金融知識～の開催（東京）について」を開催（～5）			
4	「「多重債務者相談強化キャンペーン2015」における相談会の開催予定等」を公表			4 G20財務大臣・中央銀行総裁会議（～5、トルコ・アンカラ）
〃	「店頭デリバティブ取引情報（平成27年6月末）」を公表			
〃	「「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について」を公表			
11	「『責任ある機関投資家』の諸原則＜日本版ステewardシップ・コード＞～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～の受入れを表明した機関投資家のリストの公表（第6回）について」を公表			
〃	「金融庁ホームページを模倣したウェブサイトにご注意ください！」の注意喚起			
15	金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」（第2回）を開催			
〃	「金融庁への役員等の氏名届出等に係る内閣府令等及び監督指針の改正案」を再公表			
〃	「NISA口座の利用状況に関する調査結果」を公表			

年 月	総務企画局に係る動き	監督局に係る動き	検査局に係る動き	その他内外の動き
		17 「信用格付業者の関係法人の指定に係る金融庁告示（無登録格付の説明事項に係るグループ指定）の一部改正について」を公表		
	18 金融審議会「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」（第6回）を開催			
	// 「「会計監査の在り方に関する懇談会」の設置について」を公表			
	// 「平成27事務年度 金融行政方針」について公表			
	24 「「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」（第1回）を開催			
	// 「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議に係る意見募集について」を公表			
	25 「「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令」等の改正案に対するパブリックコメントの結果等について」を公表	25 「中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要について」を公表		
		30 「銀行持株会社の設立認可について」を公表	30 「金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令について」を公表	27 第189回（常会）閉会
		// 「株式会社肥後銀行及び株式会社鹿児島銀行の産業競争力強化法に基づく事業再編計画の認可について」を公表		

年 月	総務企画局に係る動き	監督局に係る動き	検査局に係る動き	その他内外の動き
10月		// 「貸金業関係資料集」を公表		
		// 「株式会社かんぽ生命保険における新規業務の認可について」を公表		
		// 「東日本大震災以降に約定返済停止等を行っている債務者数及び債権額について（平成27年6月末）」を公表		
	1	「公認会計士の懲戒処分について」を公表	1 「「農業協同組合法に定める要請検査の実施に係る基準・指針」の一部改正について」を公表	
	5	「「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」について」を公表	2 「オフサイト検査モニターの集計結果」を公表	
	6	「会計監査の在り方に関する懇談会」（第1回）を開催		7 第3次安倍改造内閣発足、麻生副総理、財務大臣、内閣府特命担当大臣（金融）、デフレ脱却担当
			8 「ファンドモニタリング調査の集計結果について」を公表	8 G20財務大臣・中央銀行総裁会議、IMF・世銀総会（～11、ペルー・リマ）
		// 「「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令等（案）」に対するパブリックコメントの結果等について」を公表		

年 月	総務企画局に係る動き	監督局に係る動き	検査局に係る動き	その他内外の動き
9	「株式会社極楽湯との契約締結交渉者の役員による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について」を公表			9 福岡内閣府副大臣（国家戦略特別区域、地方分権改革、構造改革特別区域、地域再生、道州制特別区域、中心市街地活性化、総合特別区域、金融関係事項、地方創生、道州制 担当）就任
〃	「パイオニア株式会社社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について」を公表			牧島内閣府大臣政務官（国家戦略特別区域、地方分権改革、構造改革特別区域、地域再生、道州制特別区域、中心市街地活性化、総合特別区域、金融関係事項、地方創生、道州制 担当）就任
		16 「偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について」を公表	16 「「保険検査マニュアル」の一部改定（案）に対するパブリックコメントの結果等について」を公表	
20	「「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」（第2回）を開催	20 株式会社インベストメントカレッジに対する行政処分		
〃	「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」意見書（1）を公表			
21	金融審議会「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」（第7回）を開催			
23	「第35回金融審議会総会・第23回金融分科会合同会合」開催	23 「金融機能強化審査会」の議事録を公表		
〃	「株式会社ヤマザキ株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の決定について」を公表			
27	「「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）」を公表			
		29 「貸金業関係資料集の更新について」を公表		

年 月	総務企画局に係る動き	監督局に係る動き	検査局に係る動き	その他内外の動き
11月	30 「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等（期間：平成27年7月1日～同年9月30日）」を公表	30 「預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について」公表		
	〃 「金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（案）に対するパブリックコメントの結果等について」を公表	〃 「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（案）に対するパブリックコメントの結果等について」を公表		
		〃 「東日本大震災以降に約定返済停止等を行っている債務者数及び債権額について（平成27年7月末）」を公表		
		〃 「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）」を公表		
		2 「地域金融企画室の設置について」公表		
	4 金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」（第3回）を開催			
	10 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」（第1回）を開催			
〃 「金融安定理事会による「グローバルなシステム上重要な銀行の破綻時の損失吸収及び資本再構築に係る原則」及び本件に係る「影響度調査の結果の要旨」」を公表				
〃 「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件（案）」を公表				
13 「スカイマーク株式会社元役員による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について」を公表				

年 月	総務企画局に係る動き	監督局に係る動き	検査局に係る動き	その他内外の動き
	<p>// 「ジャパンベストレスキューシステム株式会社に対する有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定について」を公表</p> <p>16 金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」（第4回）を開催</p> <p>17 「「振り込み詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」の設置について」を公表</p> <p>18 金融審議会「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」（第8回）を開催</p> <p>19 「金融トラブルから身を守るためのシンポジウム（大阪）」を開催</p> <p>// 「企業会計審議会第3回会計部会」を開催</p> <p>// 「第1回振り込み詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」を開催</p> <p>20 「会計監査の在り方に関する懇談会」（第2回）を開催</p> <p>// 「平成27年金融商品取引法改正等に係る政令・内閣府令案等」を公表</p> <p>// 「平成26年度有価証券報告書レビューの重点テーマ審査及び情報等活用審査の実施結果について」を公表</p>	<p>18 「全国信用協同組合連合会に対する優先出資の引受け等の決定について」を公表</p> <p>20 【重要なお知らせ（制度改正）】 「適格機関投資家等特例業務、特例投資運用業務に関する法改正が行われ追加届出が必要になります」を公表</p> <p>// 「「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）」を公表</p>		<p>15 G20アンタルヤ・サミット （～16、トルコ・アンタルヤ）</p>

年 月	総務企画局に係る動き	監督局に係る動き	検査局に係る動き	その他内外の動き
12月	24 「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」(第3回)を開催			
	25 金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」(第5回)を開催			
	26 「金融庁の1年(平成26事務年度版)」を公表	26 「資本バッファ比率に係る府省令・告示案等に対するパブリックコメントの結果について」を公表		
	27 「株式会社東邦銀行株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の決定について」を公表	27 「貸金業関係資料集の更新について」を公表		
	〃 「公開買付者の親会社との契約締結者の社員からの情報受領者による株式会社ウェブクルー株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について」を公表			
	〃 「公開買付者の親会社との契約締結者の社員による公開買付けの実施の事実に係る伝達に対する課徴金納付命令の決定について」を公表			
		30 年末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について要請		
		〃 「東日本大震災以降に約定返済停止等を行っている債務者数及び債権額について(平成27年8月末)及び過去に公表した計数(平成27年6月末、7月末)の訂正について」を公表		
2	金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」(第6回)を開催			
4	「第50回金融トラブル連絡調整協議会」を開催	4 「G-SIBs及びD-SIBsの指定について」を公表		

年 月	総務企画局に係る動き	監督局に係る動き	検査局に係る動き	その他内外の動き
		// 「主要行等の平成27年9月期決算の概要について」を公表		
		// 「地域銀行の平成27年9月期決算の概要について」を公表		
		// 「主要生損保の平成27年9月期決算の概要について」を公表		
9	「地域成長マネー供給促進フォーラム（仙台）」を開催			
10	「金融トラブルから身を守るためのシンポジウム（さいたま）」を開催			
//	「「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について」を公表			
11	「監査法人の処分について」を公表	11 「破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告」を公表		
//	「『責任ある機関投資家』の諸原則<日本版ステewardシップ・コード>～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～の受入れを表明した機関投資家のリスト（第7回）」を公表			
//	「「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等（案）及び「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対する意見募集の結果並びに見直し後の府令等（案）及び「潜在的損失等見積額の算出告示」等（案）」を公表			
		14 「「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等」を公表		14 FinTechサポートデスクを設置

年 月	総務企画局に係る動き	監督局に係る動き	検査局に係る動き	その他内外の動き
15	「第6回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催	15 「「保険会社向けの総合的な監督指針の一部改正（案）」を公表		
//	「NISA口座の利用状況に関する調査結果」を公表	// ドイツ証券株式会社に対する行政処分		
16	金融審議会「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」（第9回）を開催	16 「偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について」を公表		
//	第2回「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」を開催			
17	金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」（第7回）を開催	18 「金融仲介の改善に向けた検討会議」を設置		
		// 株式会社PHYLLITE及び株式会社パシフィックハウジングに対する行政処分		
		21 「金融仲介の改善に向けた検討会議」（第1回）を開催		
22	「「ステュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」（第4回）を開催	22 「信用格付業者の関係法人の指定に係る金融庁告示（無登録格付の説明事項に係るグループ指定）の制定（更新）について」を公表		
//	金融審議会「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」報告を公表			
//	金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」報告を公表			

年 月	総務企画局に係る動き	監督局に係る動き	検査局に係る動き	その他内外の動き
	// 「新日本有限責任監査法人に対する課徴金納付命令に係る審判手続開始の決定について」を公表			
	// 「監査法人及び公認会計士の懲戒処分等について」を公表			
24	金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」（第2回）を開催	24	「貸金業関係資料集の更新について」を公表	
	// 「平成28年度税制改正大綱における金融庁関係の主要項目について」を公表			
	// 「平成28年度予算及び機構・定員について」を公表			
	// 「「金融庁業務継続計画」の改定について」を公表			
25	「「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件（案）」に対するパブリックコメントの結果等について」を公表	25	「経営健全化計画の履行状況報告について」を公表	
	// 「株式会社アールテック・ウエノとの契約締結者の職員による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について」を公表	//	「「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績等について」を公表	
	// 「株式会社東芝に係る有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定について」を公表	//	株式会社ヴァンネットに対する行政処分	
	// 「大量保有報告書等における注意喚起について」を公表	//	「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を公表	
	// 「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組の進捗状況について」を公表			

年 月	総務企画局に係る動き	監督局に係る動き	検査局に係る動き	その他内外の動き
平成28年 1月	28 「「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の一部施行に伴う金融庁関係内閣府令等の一部改正について」を公表	28 「東日本大震災以降に約定返済停止等を行っている債務者数及び債権額について（平成27年9月末）及び過去に公表した計数（平成27年6月末の訂正について」を公表		1 ジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）案内開始
		8 「「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令等（案）」を公表		4 第190回（常会）開会
		14 「金融機関における貸付条件の変更等の状況について」を公表		
	20 「「ステュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」（第5回）を開催			
	21 「「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等（案）」を公表	21 「「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等（案）」を公表		
		// 「第135回自動車損害賠償責任保険審議会」を開催		
	22 「住友商事株式会社との契約締結交渉者からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について」を公表	22 「イランの核問題に関する国際連合安全保障理事会決議第2231号に基づく措置の履行について」を公表		
	// 「新日本有限責任監査法人による財務書類の虚偽証明に対する課徴金納付命令の決定について」を公表			
25 「「郵政民営化法施行令の一部を改正する政令（案）」を公表				

年 月	総務企画局に係る動き	監督局に係る動き	検査局に係る動き	その他内外の動き
2月	27 「会計監査の在り方に関する懇談会」(第3回)を開催			
	〃 「店頭デリバティブ取引情報(平成27年9月末)」を公表			
	29 金融行政モニターを設置	29 「預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について」を公表		
	〃 「「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等(期間:平成27年10月1日~同年12月31日)」を公表	〃 「貸金業関係資料集の更新について」を公表		
	〃 「2015年度金融知識普及功績者表彰について」を公表	〃 アーツ証券株式会社に対する行政処分		
		1 「「保険会社向けの総合的な監督指針の一部改正(案)」に対するパブリックコメントの結果等について」を公表		
	2 「保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令について」を公表			
	〃 「「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等(案)」を公表			
〃 第3回「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」を開催				
3 「平成27年金融商品取引法改正等に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について」を公表	3 【適格機関投資家等特例業務等を行うみなさまへ】 「適格機関投資家等特例業務、特例投資運用業務に関する法改正に伴う届出方法の変更について」を公表			

年 月	総務企画局に係る動き	監督局に係る動き	検査局に係る動き	その他内外の動き
		// 【お知らせ（制度改正）】 「平成27年金融商品取引法改正等による「適格機関投資家等特例業務」及び「特例投資運用業務」に関する新制度の導入（追加届出の必要性等）について」を公表		
4	「NISAの日（2月12日）に係る広報活動について」を公表			
//	「金融トラブルから身を守るためのシンポジウム（名古屋）」を開催			
		5 「平成27年9月期における金融再生法開示債権の状況等（ポイント）」を公表		
8	「第36回金融審議会総会・第24回金融分科会合同会合」開催			
//	「「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等（案）」を公表			
9	「金融トラブルから身を守るためのシンポジウム（仙台）」を開催			
10	「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」を公表			
12	「地域の成長マネー供給促進フォーラム（東海）」を開催	12 「平成27年度地域密着型金融に関する会議（シンポジウム）の開催について」を公表 // 「経営健全化計画の見直しについて」を公表	12 「農協検査（3者要請検査）結果事例集（平成25年2月～27年3月分）」を公表	
18	「「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」（第6回）を開催	18 「改正保険業法の施行に向けた保険代理店における対応状況等について」を公表		

年 月	総務企画局に係る動き	監督局に係る動き	検査局に係る動き	その他内外の動き
	<p>// 「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」意見書（２）を公表</p>			
19	金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」（第３回）を開催			
	<p>// 「「NISA口座の利用状況に関する調査結果の公表（平成27年6、9月末時点）」の訂正について」を公表</p>			
	<p>// 「NISA口座の利用状況に関する調査結果（速報値）」を公表</p>			
22	「郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令（案）」を公表	22 「金融仲介の改善に向けた検討会議」（第２回）を開催		
		23 年度末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について要請		
24	「「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部を改正する件について」を公表			
25	「金融トラブルから身を守るためのシンポジウム（広島）」を開催			
26	「第４回振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」を開催	26 おきなわ証券株式会社に対する行政処分		
		// 六和証券株式会社に対する行政処分		

年 月	総務企画局に係る動き	監督局に係る動き	検査局に係る動き	その他内外の動き
		// 田原証券株式会社に対する行政処分		
		// 竹松証券株式会社に対する行政処分		
		// 共和証券株式会社に対する行政処分		
		// 上光証券株式会社に対する行政処分		
		// 「経営強化計画等の履行状況（平成27年9月期）について」を公表		
		// 「信用事業強化計画等の履行状況（平成27事業年度半期）について」を公表		
	29 「海外に居住する個人投資家による内部者取引審判事件の第1回審判期日」開催	29 「貸金業関係資料集の更新について」を公表		26 G20財務大臣・中央銀行総裁会議（～27、中国・上海）
3月	1 「「金融庁への役員等の氏名届出等に係る内閣府令等及び監督指針の改正案」に対するパブリックコメントの結果等について」を公表	1 【重要なお知らせ】 「適格機関投資家等特例業者に対する対応について」を公表		
	4 「Mipox株式会社株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の決定について」を公表			
	// 「石山Gateway Holdings株式会社の社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について」を公表			

年 月	総務企画局に係る動き	監督局に係る動き	検査局に係る動き	その他内外の動き
	<p>// 「株式会社ディー・ディー・エス株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の決定について」を公表</p>			
8	「会計監査の在り方に関する懇談会」(第4回)を開催			
	<p>// 「「会計監査の在り方に関する懇談会」提言」を公表</p>			
9	「「郵政民営化法施行令の一部を改正する政令(案)」に対するパブリックコメントの結果について」を公表			
	<p>// 「「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等(案)」に対するパブリックコメントの結果について」を公表</p>			
		11 「国連安保理決議第2270号の実施のための金融関連措置について」を公表		
		// 「自己資本比率規制に関する告示等の一部改正及び自己資本比率規制に関するQ & Aの公表(追加)について」を公表		
		// 「株式会社かんぽ生命保険における新規業務の認可について」を公表		
14	金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」(第4回)を開催			
15	「『責任ある機関投資家』の諸原則<<日本版ステewardシップ・コード>>~投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために~の受入れを表明した機関投資家のリストの公表について」を公表			

年 月	総務企画局に係る動き	監督局に係る動き	検査局に係る動き	その他内外の動き
	16 「公認会計士の懲戒処分について」を公表	16 「偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について」を公表		
	17 第5回「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」を開催			
	〃 「「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」報告書」を公表			
	18 「株式会社エスケーエレクトロニクス役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について」を公表	18 株式会社グローバルレポートに対する行政処分		
	〃 「株式会社アイロムホールディングスの役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について」を公表			
	〃 「株式会社アイロムホールディングスの役員による重要事実に係る伝達に対する課徴金納付命令の決定について」を公表			
	23 「「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等（案）」に対するパブリックコメントの結果等について」を公表			
	25 「郵政民営化法施行令の一部を改正する政令の公布及び施行について」を公表	25 「第一生命保険株式会社の産業競争力強化法に基づく事業再編計画の認定について」を公表		
	〃 「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項について（平成28年3月期以降）」を公表	〃 株式会社NEXT TRUSTに対する行政処分		
	〃 「有価証券報告書レビューの実施について（平成28年3月期以降）」を公表	〃 ファーストメイク・リミテッド株式会社に対する行政処分		
	〃 「「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの結果等について」を公表			

年 月	総務企画局に係る動き	監督局に係る動き	検査局に係る動き	その他内外の動き
		28 「「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令等（案）」に対するパブリックコメントの結果等について」を公表		
	29 「「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの結果等について」を公表	29 「株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループに対する子会社取得の認可について」を公表		
	// 「「金融庁国民保護計画」の変更について」を公表	// 「トモニホールディングス株式会社に対する子会社取得の認可について」を公表		
		// 東岳証券株式会社に対する行政処分		
		// プレミア証券株式会社に対する行政処分		
		30 「貸金業関係資料集の更新について」を公表		
		// 「「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等（案）」に対するパブリックコメントの結果等について」を公表		
	31 「国際会計基準（ＩＦＲＳ）に基づく連結財務諸表の開示例」を公表	31 「株式会社横浜銀行及び株式会社東日本銀行の産業競争力強化法に基づく事業再編計画の認定について」を公表		
	// 「外国監査法人等の廃業等の届出について」を公表	// 「銀行持株会社の設立認可について」を公表		
	// 「「金融商品取引業等に対する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等（案）及び「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対する意見募集の結果等について」を公表	// 「保険業法改正（平成28年5月29日施行）に伴い規模が大きい特定保険募集人に求められる対応について」を公表		
		// 「官報掲載の誤りについて」を公表		

年 月	総務企画局に係る動き	監督局に係る動き	検査局に係る動き	その他内外の動き
4 月	1 「江守グループホールディングス株式会社役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について」を公表			
	〃 「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令について」を公表			
	〃 「グローバル金融連携センターの設置について」を公表			
		4 「金融仲介の改善に向けた検討会議」(第3回)を開催		
	6 「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等を公表			
	8 「今後の金融審議会における、日本の市場・取引所を巡る諸問題に係る検討についての大臣発言について」を公表	8 スプレマシーアセットパートナーズ株式会社に対する行政処分		
	〃 「金融商品債務引受業の免許について」を公表			
	〃 「「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件」の一部改正について」を公表			
	〃 「「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針」の一部改正について」を公表			
	13 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」(第5回)を開催			
				14 G20財務大臣・中央銀行総裁会議 IMF・世銀総会 (~16、ワシントン)

年 月	総務企画局に係る動き	監督局に係る動き	検査局に係る動き	その他内外の動き
15	「新日本建設株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定について」を公表	15 「金融システムの安定に資する総損失吸収力（TLAC）に係る枠組み整備の方針について」を公表		
〃	「監査法人の処分について」を公表			
18	「金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告について」を公表	18 「信用格付業者の関係法人の指定に係る金融庁告示（無登録格付業者の説明事項に係るグループ指定）の一部改正について」を公表		
		〃 「「金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一号の六イの規定に基づき、金融庁長官が定める潜在的損失等見積額を算出する方法を定める件」の官報掲載について」を公表		
19	「第37回金融審議会総会・第25回金融分科会合同会合」開催			
20	「平成28年（2016年）熊本地震に関連する有価証券報告書等の提出期限に係る措置について（その1）」を公表	20 「義援金等を装った詐欺にご注意！＜平成28年熊本地震関連＞」を公表		
〃	「「平成28年熊本地震金融庁相談ダイヤル」の開設について」を公表			
22	「「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」について」を公表			
〃	「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」を公表			
〃	「株式会社ウィズ株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の決定について」を公表			
〃	「株式会社SHIFT役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について」を公表			

年 月	総務企画局に係る動き	監督局に係る動き	検査局に係る動き	その他内外の動き
5月	<p>〃 「株式会社フード・プラネットに係る有価証券報告書の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定について」を公表</p>			
	<p>〃 「「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第二十条第一項に規定する割合及び支出について定める命令の一部を改正する命令（案）」の公表について」を公表</p>	<p>25 クレディ・スイス証券株式会社に対する行政処分</p>		
	<p>26 「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」（第7回）を開催</p>			
	<p>27 「フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議」を設置</p>	<p>27 「貸金業関係資料集の更新について」を公表</p>		
		<p>〃 「保険業法第一百六条第二項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき計数の水準（平成8年大蔵省告示第48号）等の一部を改正する件（案）」を公表</p>		
	<p>28 「「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等（期間：平成28年1月1日～同年3月31日）」を公表</p>	<p>28 「預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について」公表</p>		
	<p>〃 「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」を公表</p> <p>〃 「平成28年（2016年）熊本地震に関連する有価証券報告書等の提出期限に係る措置について（その2）」を公表</p>			<p>3 ADB年次総会 （～5、フランクフルト）</p>

年 月	総務企画局に係る動き	監督局に係る動き	検査局に係る動き	その他内外の動き
13	金融審議会「市場ワーキング・グループ」（第1回）を開催	13 「信用事業再編強化法に基づく新たな信用事業計画等の公表について（宮城県漁協）」を公表		
〃	「金融審議会市場ワーキング・グループに係る意見募集について」を公表	〃 「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）」を公表		
〃	「海外に居住する個人投資家による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について」を公表	〃 株式会社日本アイビートレードに対する行政処分		
〃	「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件（案）」を公表			
16	「フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議」（第1回）を開催			
19	シンポジウム「日本及びアジアにおける地方創生に貢献する金融業のあり方」を開催			
〃	「「郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令（案）」に対するパブリックコメントの結果等について」を公表			
〃	「「公認会計士試験規則」の一部改正案」を公表			
20	「平成26年度政策評価結果の政策への反映状況」を公表	20 「「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）」を公表		20 G7財務大臣・中央銀行総裁会議（～21、日本・仙台）
		23 「金融仲介の改善に向けた検討会議」（第4回）を開催		
24	「第7回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催	24 トップゲイン株式会社に対する行政処分		

年 月	総務企画局に係る動き	監督局に係る動き	検査局に係る動き	その他内外の動き
	<p>// 「株式会社ミクシィ株式に係る相場操縦うに対する課徴金納付命令の決定について」を公表</p> <p>// 「株式会社エナリスに係る有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定等について」を公表</p> <p>26 「日東電工（株）株式に係る相場操縦審判事件の第1回審判期日」開催</p> <p>27 「『責任ある機関投資家』の諸原則<<日本版ステュワードシップ・コード>>～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～の受入れを表明した機関投資家のリスト」を公表</p> <p>// 「NISA口座の利用状況に関する調査結果」を公表</p> <p>// 「「保険業法等の一部を改正する法律」等の施行について」を公表</p> <p>30 NISA特設ウェブページを公表</p>	<p>30 「貸金業関係資料集の更新について」を公表</p> <p>31 サン・キャピタル・マネジメント株式者に対する行政処分</p> <p>// 「東日本大震災以降に約定返済停止等を行っている債務者数及び債権額について（平成28年3月末）及び過去（平成26年7月末～27年9月末）に公表した計数の訂正について」を公表</p>		<p>1 第190回（常会）閉会</p>
6 月	<p>1 「「ステュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」（第8回）を開催</p>			

年 月	総務企画局に係る動き	監督局に係る動き	検査局に係る動き	その他内外の動き
	// 「金融商品債務引受業の免許について」を公表			10 ASEM財務大臣会合 (モンゴル・ウランバートル)
	// 「決済高度化官民推進会議」を設置			
3	「株式会社メドレックス株式ほか2銘柄に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の決定について」を公表	3 「主要行等の平成28年3月期決算の概要について」を公表		
		// 「地域銀行の平成28年3月期決算の概要について」を公表		
		// 「主要生損保の平成28年3月期決算の概要について」を公表		
		// 「「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部を改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について」を公表		
		// 「「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)」の一部改正について」を公表		
		7 ドラゲーンキャピタル株式会社に対する行政処分		
8	「決済高度化官民推進会議」(第1回)を開催			
	// 「第25回政策評価に関する有識者会議」を開催			
9	「第51回金融トラブル連絡調整協議会」を開催	9 「外国銀行支店の免許について」を公表		

年 月	総務企画局に係る動き	監督局に係る動き	検査局に係る動き	その他内外の動き
10	「地域成長マネー供給促進フォーラム（金沢）」を開催	10 「破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告」を公表 // ベルテ株式会社に対する行政処分 // 「「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）」を公表		
14	「フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議」（第2回）を開催	14 大熊本証券株式会社に対する行政処分		
//	「「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について」を公表	// 山形証券株式会社に対する行政処分 // 共和証券株式会社に対する行政処分 // リーディング証券株式会社に対する行政処分		
15	金融審議会「市場ワーキング・グループ」（第2回）を開催	15 「偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について」を公表 16 【重要なお知らせ】 「＜適格機関投資家等特例業務関連＞連絡が取れない届出者リストについて」を公表 // プレジアン証券株式会社に対する行政処分		

年 月	総務企画局に係る動き	監督局に係る動き	検査局に係る動き	その他内外の動き
17	「フリービット株式会社との契約締結交渉者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について」を公表	17 野畑証券株式会社に対する行政処分		
〃	「フリービット株式会社との契約締結交渉者からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について」を公表	〃 竹松証券株式会社に対する行政処分 〃 上光証券株式会社に対する行政処分 〃 I S証券株式会社に対する行政処分		
20		20 「「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績について」公表		
21	「「子ども見学デー」のお知らせについて」を公表	21 「金融機関における貸付条件の変更等の状況について」を公表		
22	「「犯罪利用預金口座等に係る資金による犯罪回復分配金の支払等に関する法律第二十条第一項に規定する割合及び支出について定める命令の一部を改正する命令（案）」に対するパブリックコメントの結果等について」を公表	22 「「保険業法第一百六条第二項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の基礎となるべき計数の水準（平成8年大蔵省告示第48号）等の一部を改正する件（案）」に対するパブリックコメントの結果等について」を公表		
〃	「預保納付金事業の担い手募集について」公表	〃 「「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）」を公表		
24	「「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案」を公表	24 「金融分野における個人番号に係る留意点（当局への提出書類関連）について」を公表		
〃	「金融庁行政事業レビュー（公開プロセス）」を実施	〃 「個人向け国債の勧誘・販売に関するQ & A」を公表 〃 「経済価値ベースの評価・監督手法の検討に関するフィールドテストの実施について」を公表		

年 月	総務企画局に係る動き	監督局に係る動き	検査局に係る動き	その他内外の動き
	27 「「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件（案）」に対するパブ...	27 「金融仲介の改善に向けた検討会議」（第5回）を開催		
	28 「預金保険法施行規則の一部を改正する命令（案）」を公表	29 「貸金業関係資料集の更新について」を公表		
	30 「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第2条の2に基づき届出を行った者の一覧」を公表	30 「経営健全化計画の履行状況報告について」を公表		
	〃 「金融商品取引業等に関する内閣府令案に対するパブリックコメントの結果等について」を公表			
	〃 「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律に係る内閣府令等、告示、監督指針及び金融検査マニュアルについて」を公表			
	〃 「（株）オプトロムに係る四半期報告書等の虚偽記載審判事件の第1回審判期日」開催			

巻末資料 2

最近の主な金融関連立法

提出年	法律名	主な内容	公布日	施行日
28 年 190 国会 (常会)	情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律	情報通信技術の急速な進展等、最近における金融を取り巻く環境の変化に対応し、金融機能の強化を図るため、金融グループの経営管理機能の充実、金融グループ内の共通・重複業務の集約及び金融グループと金融関連 IT 企業等との提携の容易化、仮想通貨交換業に関する制度の整備等の所要の措置を講ずるもの。	28. 6. 3	公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日。

この1年の監督指針及び事務ガイドラインの改正等（平成27事務年度）

主要行等向けの総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
27年11月26日 (28年3月31日適用)	資本バッファ規制に係る改正
28年3月1日	金融庁への役員等の氏名届出等に係る改正
28年3月31日 (28年9月1日より段階的に適用)	「中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する最終報告書」等を踏まえた改正
28年6月3日	コーポレートガバナンス・コードの適用開始及び会社法の平成26年改正（27年5月1日施行）等に係る改正
28年6月30日 (28年7月1日適用)	「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律」の施行に係る改正

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
28年3月1日	金融庁への役員等の氏名届出等に係る改正
28年3月31日 (28年9月1日より段階的に適用)	「中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する最終報告書」等を踏まえた改正

28年6月3日	コーポレートガバナンス・コードの適用開始及び会社法の平成26年改正（27年5月1日施行）等に係る改正
28年6月30日 （28年7月1日適用）	「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律」の施行に係る改正

信託会社等に関する総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
28年3月31日 （28年9月1日より段階的に適用）	「中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する最終報告書」等を踏まえた改正
28年6月3日	会社法の平成26年改正（27年5月1日施行）等に係る改正

信用保証協会向けの総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
28年6月3日	判例を踏まえた行政手続法の運用の明確化等に係る改正

保険会社向けの総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
28年2月1日	共同保険契約（共同取扱契約）の非幹事会社の保険商品の認可申請・届出の取扱いに係る改正

28年3月1日	金融庁への役員等の氏名届出等に係る改正
28年3月31日 (28年9月1日より段階的に適用)	「中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する最終報告書」等を踏まえた改正
28年6月3日	コーポレートガバナンス・コードの適用開始及び会社法の平成26年改正(27年5月1日施行)等に係る改正

少額短期保険業者向けの監督指針

公表日	改正・策定内容
27年7月7日 (28年5月29日適用)	26年改正保険業法(28年5月29日施行)に係る改正
28年3月1日	金融庁への役員等の氏名届出等に係る改正
28年6月3日	会社法の平成26年改正(27年5月1日施行)等に係る改正

認可特定保険業者向けの総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
27年7月7日 (28年5月29日適用)	26年改正保険業法(28年5月29日施行)に係る改正
28年3月1日	金融庁への役員等の氏名届出等に係る改正
28年6月3日	判例を踏まえた行政手続法の運用の明確化等に係る改正

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
27年11月26日 (28年3月31日適用)	資本バッファ規制に係る改正
27年12月14日 (一部28年1月1日適用)	ジュニアNISA導入等に伴う改正
28年2月3日 (28年3月1日適用)	平成27年金融商品取引法改正等に係る改正
28年3月1日	金融庁への役員等の氏名届出等に係る改正
28年3月31日 (28年9月1日より段階的に適用)	「中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する最終報告書」等を踏まえた改正
28年6月3日	コーポレートガバナンス・コードの適用開始及び会社法の平成26年改正(27年5月1日施行)等に係る改正
28年6月14日 (29年2月27日適用)	法人顧客を相手方とする店頭FX取引に係る証拠金規制の導入に伴う改正

信用格付業者向けの監督指針

公表日	改正・策定内容
28年6月3日	判例を踏まえた行政手続法の運用の明確化等に係る改正

貸金業者向けの総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
28年3月1日	金融庁への役員等の氏名届出等に係る改正
28年6月3日	コーポレートガバナンス・コードの適用開始等に係る改正

事務ガイドライン 第三分冊:金融会社関係

公表日	改正・策定内容
28年6月3日	判例を踏まえた行政手続法の運用の明確化等に係る改正

金融コングロマリット監督指針

公表日	改正・策定内容
28年6月3日	会社法の平成26年改正（27年5月1日施行）等に係る改正

指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
28年6月3日	判例を踏まえた行政手続法の運用の明確化等に係る改正

清算・振替機関等向けの総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
27年12月10日	FMI原則等を踏まえた情報開示に係る改正
28年4月8日	外国清算機関に関する規定の整理に係る改正
28年6月3日	会社法の平成26年改正（27年5月1日施行）等に係る改正

系統金融機関等向けの総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
27年11月26日 (28年3月31日適用)	資本バッファ規制に係る改正
28年3月1日	金融庁への役員等の氏名届出等に係る改正
28年3月31日 (28年9月1日より段階的に適用)	「中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する最終報告書」等を踏まえた改正
28年4月28日	業務代理組合に係る改正
28年6月3日	判例を踏まえた行政手続法の運用の明確化等に係る改正

漁協系統信用事業における総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
28年3月1日	金融庁への役員等の氏名届出等に係る改正
28年6月3日	判例を踏まえた行政手続法の運用の明確化等に係る改正

金融庁の所在地等

平成 28 年 6 月 30 日現在

金融庁

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
電話番号 03-3506-6000 (代表)

証券取引等監視委員会

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
電話番号 03-3506-6000 (代表)

公認会計士・監査審査会

〒100-8905 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
電話番号 03-3506-6000 (代表)



(地下鉄)

- ・ 丸ノ内線・千代田線「霞ヶ関」駅又は「国会議事堂前」駅で下車徒歩5分
- ・ 日比谷線「霞ヶ関」駅で下車徒歩5分
- ・ 銀座線「虎ノ門」駅で下車徒歩5分

<http://www.fsa.go.jp/>
Financial Services Agency